

社会科学年報

第 49 号 2015

論文

卸売業の機能再考

- 北米における日系卸売業の活動視座より— …………… 石川 和男
再考：マーケティング生成論 <補遺Ⅱ> …………… 梶原 勝美
コウホート需要分析における経済学的ならびに社会学的視点
…………… 川口 雅正・森 宏

「資本の運動には際限がない」

- 「論理的構文論」による『資本論』読解— …………… 川崎 誠
資本主義国家という概念について …………… 桑野 弘隆
まちづくり組織の高齢化と新しい担い手 …………… 今野 裕昭
片倉製糸の九州地方における蚕種製造・配給体制
—佐賀県是蚕業株式会社を事例に— …………… 高梨 健司
自動車交通事故民事損害賠償責任における因果関係と帰責関係
—保険契約の視点から— …………… 武田 昌之
唯物史観と範疇模写説

—ヘーゲル・マルクスと宇野弘蔵の方法論を繋ぐミッシング・リンク—

- …………… 新田 滋
戦後青森県の民選知事① 津島文治知事(1947~1956年) …………… 藤本 一美
「民族」と「民族主義」のセマンティックス
—孫文『三民主義』講演「民族主義」部分に関する二つの論点—
…………… 前川 亨

研究ノート

大学における「生涯学習」教育の実践：

- 専修大学文学部における今後のカリキュラム改革に向けて
…………… 荻原 幸子・野口 武悟
ビールと『国富論』…………… 水川 侑

所報

専修大学社会科学研究所

専修大学社会科学研究所

社会科学年報

第 49 号

2015

目 次

〈論文〉

卸売業の機能再考

— 海外における日系卸売業の活動視座より — …………… 石川 和男 3

再考：マーケティング生成論〈補遺Ⅱ〉…………… 梶原 勝美 21

コウホート需要分析における経済学的ならびに社会学的視点

…………… 川口 雅正・森 宏 47

「資本の運動には際限がない」

— 「論理的構文論」による『資本論』読解 — …………… 川崎 誠 67

資本主義国家という概念について…………… 桑野 弘隆 93

まちづくり組織の高齢化と新しい担い手…………… 今野 裕昭 125

片倉製糸の九州地方における蚕種製造・配給体制

～ 佐賀県是蚕業株式会社を事例に ～ …………… 高梨 健司 143

自動車交通事故民事損害賠償責任における因果関係と帰責関係

— 保険契約の視点から — …………… 武田 昌之 175

唯物史観と範疇模写説

— ヘーゲル・マルクスと宇野弘蔵の方法論を繋ぐミッシング・リンカー —

…………… 新田 滋 193

戦後青森県の民選知事① 津島文治知事（1947～1956年）…………… 藤本 一美 219

「民族」と「民族主義」のセマンティックス

— 孫文『三民主義』講演「民族主義」部分に関する二つの論点 —

…………… 前川 亨 237

〈研究ノート〉

大学における「生涯学習」教育の実践：

専修大学文学部における今後のカリキュラム改革に向けて

…………… 荻原 幸子・野口 武悟 261

ビールと『国富論』…………… 水川 侑 271

所報…………… 283

編集後記…………… 296

卸売業の機能再考

— 北米における日系卸売業の活動視座より —

石川 和男

目次

はじめに

1. わが国における卸売業の機能
2. わが国卸売業の諸形態
3. わが国卸売業の課題と活路
4. 北米（カリフォルニア州）における日系食品卸売企業の活動

むすびにかえて

はじめに

わが国の卸売業の地位低下は、かなり以前から多くの論者によって指摘されている。そして、商業統計調査でも 1991 年をピークとして、事業所数、年間商品販売額、就業者数は、ほぼ一貫して減少し、今日に至っている。ただ、一口に卸売業の地位低下といっても、流通機構における卸売業のスキップ（中抜き）現象、さまざまな統計における卸売業に関する数字の減少、卸売業自身の役割（機能）の縮小など、観察する視点によってそのとらえ方は異なる。しかし、それらが計量可能・不可能を問わず、さまざまな局面で卸売業の地位低下が感じられるものとなっている。

本稿では、これまで卸売業が遂行してきた機能に焦点を当て、あらためて卸売業の機能とは

何かを再考したい。そして、それを基盤として卸売業の独自性発揮による活路を見出していきたい。そこで、わが国の卸売業が遂行する機能を概観し、卸売業が機能遂行上、取り得る形態を整理したのち、昨今いわれている卸売業の課題と改善方向を取り上げる。そこまでは国内の事象を対象とするが、その上でわが国の卸売業者（日系卸売業者）が、海外ではいかなる活動をし、言い換えればいかなる機能を遂行し、事業機会を見出し、維持しているかについて考察したい。つまり、わが国の卸売業（日系卸売業者）が、事業環境の異なる場所（海外）でどのような事業活動をしているかを観察し、国内でのそれと比較することによって、遂行業務の相違を認識し、その存在意義を再確認したい。

1. わが国における卸売業の機能

わが国で卸売業（者）というとき、多種多様な卸売（業）概念が存在し、かなり幅広い事業者（商人、流通業者）までを含んでいる。これまで卸売業者＝問屋と、とらえられてきたことから、商法における問屋と通常いわれる問屋の相違について触れたのち、卸売といわれる活動の担当者、卸売業が有している社会的機能と流通において遂行する機能について取り上げたい。

(1) 卸売概念と問屋

卸売活動には非常に古い歴史があるが、近代以前では代表的な流通業者として、「問屋」の存在があった。問屋は、世間一般では商品の収集・分散機能を果たし、小規模な生産活動を支え、危険負担までを担当する流通業者と理解されている。

一方、わが国の商法では、卸売業に対する規定はないが、問屋については規定されている。商法551条では、「自己ノ名ヲ以テ他人ノ為ニ物品ノ売買又ハ買入ヲ為スル業トスル者」とされ、委託販売業者や買付業者の性格が表現されている。ただ現在、問屋や卸売業というときには、委託販売や買い付けという機能だけを遂行する事業者を指すことは少ない。つまり、生産者（メーカ、製造業者）や当該卸売業者より川上に位置する他の卸売業者から所有権を移転（購入）し、それをより川下の卸売業者、小売業者、さらには産業用使用者に移転（販売）する機能を遂行する流通業者という認識が一般的となっている。

(2) 卸売活動の担当者

卸売を最終消費者以外に販売することに含まれる諸活動と定義すると、それを担当する機関には、多様な担当者が存在する。原材料の供給者や生産者であっても、消費者以外に販売するという面では、卸売活動を行っていることになる。ただ通常は、原材料の供給者や生産者は、卸売を専門としている機関ではなく、専門の活動の面からは生産者に分類される。したがって、「(卸売業者の中心的な活動が)生産せず、使用・消費せず」という視点から卸売活動の担当機関をあげると、わが国では総合商社、専門商社、メーカーの営業所、販売会社、特約店、ラック・ジョバー、ブローカー、仲立人、仲買人、代理店、農協などがある。また、かなり古い

呼び方や当該地域だけでの呼称など、多様な機関が存在している。

他方、わが国では1947年に当時の通商産業省によって「日本標準産業分類」が示され、1952年には第1回の「商業統計調査」が実施された。現在の分類とは少し異なるが、そこで現在、卸売業者として分類される機関は、①小売業者または他の卸売業者に商品を販売する事業所、②産業用使用者に業務用として商品を販売する事業所、③製造業者が別の場所で営業している自社製品の販売事業所、④代理商・仲立業、である。これらを見るだけでも、かなり幅広く活動を担当している流通業者を、卸売業として認識していることがわかる。

(3) 卸売業の社会的機能と流通機能

先にあげたように、わが国では卸売活動を担当する多くの卸売機関、また政府機関が卸売業として公的に認識している機関、さらには実態上、生産せず、消費者以外への販売を仲介することを含む機能を遂行している機関という視点からは、多様な機関が存在する。これは卸売業に対する環境決定的視座とされる。それは卸売業は流通機構・チャネルのなかでは、「生」と「販」の中間にあって「配」の役割を担うため、川上と川下の状態で規定される。そのような見方が、業界関係者だけではなく、研究者の間にも根付いてきたとされる（高宮城 [1997] p.4）。そして流通は、流通過程に存在している無数の自立した人間と組織の意思決定の連続から成立し、そこに流通動態の源泉があるとされる（矢作 [1996] p.9）。つまり、ある流通チャネルの参加者間で、各参加者が個別の役割を担い、間断なく、それぞれの役割を遂行することによって、流通システムが安定的なものとなることを示している。

それでは卸売業は、社会的にどのような機能

を遂行しているのだろうか。消費財の場合¹⁾、通常指摘されるのは、①生産者と小売業者の地理的範囲が拡大しているために発生する需給結合機能、②需要者（販売先だけでなく、さらにその先の需要者も含む）のための品揃え形成、③（取扱商品の）集荷分散、という機能である。これらの機能は、特に当該商品が最終消費者によって、消費・使用されるものであれば、生産者と消費者との物理的な距離の拡大によって必要となり、生成した機能である。また、当該卸売機関よりも川下に位置している需要者である消費者の生活を、より豊かにするために遂行するようになった機能でもある。一方、卸売業が遂行する社会的機能は、川下の需要者だけではなく、川上の供給者にとっても、彼らの事業を継続させ、発展させるという意味では非常に重要である。

元来、流通は、生産と消費・使用の間にあるさまざまな懸隔を社会的に架橋するため、社会的視点からその機能が取り上げられるのが通常である。したがって、取り上げた社会的機能と、流通機能の中で卸売業が遂行する機能では、しばしば重複する部分が発生する。それはどちらにおいても、流通が社会的視点から分析される対象であるためである。ここでは、敢えて重複を厭わず、卸売業者が流通機能においてどのような機能を担当しているのかを取り上げたい。言うまでもなく、流通機能とは、商的流通機能、物的流通機能、情報伝達機能、その他の流通補助機能である。まず、①商的流通機能（所有権移転機能、需給結合）には、a) 在庫調整などのバッファ的機能、b)（農産物などの）価格形成機能、c) 品揃え形成機能、がある。②物的流通機能には、中世に現在の卸売業が発生した源ととらえられる機能であるが、集中貯蔵と輸送（運搬）という機能により、流通費用の節約に貢献してきたとされる。③情報流通機能には、

卸売業の営業担当者が、取引先（供給者、需要者）に対して、その営業活動を通して重要な情報を伝達し、小売業の事業活動を支援する卸売業者も存在する。そして、商的流通機能を中心とした3つの機能をより促進・円滑に遂行するために流通補助機能がある。

これら卸売業者を流通機能という中に限定した場合において遂行している機能は、取扱商品、場所、時代（時期）などによっても、大きく異なることがある。したがって、商的流通機能、物的流通機能、情報伝達機能として取り上げた各機能も、より深く観察すると、非常に複雑な機能を各卸売業者が担当していることがわかる。ただ、これらの機能は、卸売業が必ず担当すべきものなのか、他の機関が担当することで発生する問題についても以前から議論されてきた。

そして、卸売業に固有な資源とは何かという問題は、卸売業に固有な機能とは何かという問題に置き換えられよう。卸売業は、流通に関係する他の流通機関と同様にさまざまな機能を有しているが、その固有性は、それが中間流通過程に位置することに由来している。すなわち、川上と川下にそれぞれ位置する多くの流通機関と取引することができ、これを自社に集中化し得る程度が最も高い地位にある。そのために卸売業の機能の固有性は、情報流通機能の中における①情報縮約機能、②物流機能の2つにおいて、優位性を発揮できる点にあるという指摘もある（中小企業庁取引流通課 [2000] p.36）。

また、これまで卸売業の小売業に対する役割は、小売業の業務支援のために商品企画・調達・保管するということだけでなく、金融という役割も果たしてきた。さらに卸売業が現在のような大規模小売業のマーチャンダイジング活動に対して十分なサービスを提供するには、物流と情報支援が可能なのが条件となっている。この機能が担当可能なのは、卸売業でも一部の

大規模卸売業に限定されるといわれる。それは中小零細規模の卸売業では、保管と配送についての機能には限界があり、これら卸売業自体の数の減少により、本来の全体としての卸機能の低下が進行しているためとされる。言い換えれば、卸売業には小売業のマーチャンダイジングに対するニーズを満足させる支援が期待できなくなり、特に大規模メーカーと大規模小売業が直接取引することが、かなり以前から見られるようになった。すなわち、中抜き現象が進行中ということである（富士通 [2005] p.241）。

ここで重要なのは、大規模メーカーと大規模小売業という取引図式である。つまり、それぞれが大規模な取引当事者間では、指摘されるような現象が進んでいるが、あらゆる消費財の流通機構がすべてこの図式で成立しているわけではない。つまり、中小零細規模のメーカーと中小零細小売業間、あるいは別の組み合わせも、当然のことながら、存在していることに注意を払わなければならない。

2. わが国卸売業の諸形態

前節で卸売業の機能等について触れたが、本節ではさまざまな視点からの卸売業の分類、卸売業の経営主体について取り上げる。また商取引においては、所有権の移転が重要となる。そこで卸売活動における所有権の移転有無、遂行機能による「卸売形態」の相違を中心に取り上げたい。

(1) 卸売業の分類

前節で見たように、卸売業が担当する機能の幅や取扱商品の種類が異なると、卸売業として事業活動をする形態も異なる。小売業でいえば、取扱（販売する）商品、店舗規模、立地、営業時間、顧客に対する提供サービス、価格などの

要素により、いわゆる「小売業態」といわれるかたちが形成される。卸売業についても小売業とは異なる要素により、卸売業の形態が形成され、それによる区分が可能となる。そして卸売業態という場合、特定の小売業への対応だけでなく、それ以上に他の卸売業者に対して差別的な優位性を得たり、競争上の優位性を得るために、卸売業者の革新的事業活動の展開が必要とされる（西村 [2009] pp.151-152）。

ここでは卸売業の規模、取扱商品、立地・商圏、流通段階の位置づけによる区分から見ていきたい。まず、①規模分類では、a) 大規模卸売業、b) 中小規模卸売業に分けられる。わが国では中小企業基本法によって、後者が資本金または出資金が1億円以下あるいは従業者数100人以下に区分されているため、両方の条件に当てはまらない卸売業が大規模卸売業となる。②取扱商品による分類では、a) 総合卸売業（取扱商品の関連性に関係なく、多数の商品ラインを取扱う）、b) 限定卸売業者（医薬品、食料品など特定商品のみ）、c) 専門卸売業（限定卸売業者よりもさらに狭い部分の商品のみを取扱う）、③立地・商圏による分類では、a) 産地卸（生産地に所在し、生産者と再販業者が小規模な場合に介在）、b) 集散地卸（収集・集荷と分散機能、中継卸）、c) 消費地卸（消費地所在、分散卸）、d) 全国卸、e) 地域卸、f) 地方卸などがあり、④流通過程の位置づけによる分類では、a) 生産者との取引上の位置から、1次卸、2次卸、3次卸に分かれ、b) 機能に基づく分類では集荷卸、仲継卸、分散卸に分かれる。これらは生産者との取引位置による分類であるため、可視化しやすいものである。

(2) 卸売業の経営主体と遂行機能範囲による分類

通常、誰がどのような形で当該企業や組織体

を経営しているかは、卸売業以外の業種でも、ほぼ同様に区分されているようである。①卸売業の経営主体が単独の場合、a) 独立卸売業、b) 製造卸売業、c) 製造卸売機関、d) 小売兼営卸売業に区分が可能であり、②卸売業の経営主体が共同の場合、a) 協同卸売機関（VC：ボランタリー・チェーン、FC：フランチャイズ・チェーン本部などの仕入機関）、b) 協同組合卸売業、c) 生産者・消費者（協同組合卸売機関）に区分が可能である。

既に取り上げたように、流通機能には、商的流通機能、物的流通機能、情報伝達機能、その他の流通補助機能（金融・危険負担など）がある。これら全ての流通機能を遂行している卸売業者を、①完全機能卸売業者と呼び、これらの機能の一部またはほとんど遂行していない卸売業者を、②限定機能卸売業者（不完全機能卸売業者）と呼んでいる。限定機能卸売業者に対する呼称には多様なものがあり、地域による差異もしばしば見られる。代表的な限定機能卸売業者を取り上げると、a) 現金持ち帰り卸売業者（cash and carry、現金問屋ともいわれ、取引は現金のみで流通金融を担当せず、購入者が自ら運搬するために物的流通を担当しない）、b) 注文取次卸売業者（desk-jobber、商品仕入を代行する卸売業者、在庫・輸送機能を有しない）、c) 帳合卸売業者（ある小売店が継続的に取引を行っている特定の卸売業者）、d) 車積販売卸売業者（商品をトラックなどに積み、小規模な小売業者や業務店を巡回し、店頭で受注し、代金決済を行う卸売業者）、e) ラック・ジョバー（小売店舗内のラック管理をし、サービス・マーチャンダイザーとも呼ばれる）、f) 通信販売卸売業者、などが存在する。この他にも、その時代の要請により形成された限定機能卸売業者は多々存在してきた。

(3) 所有権と取引関係

商業者や流通業者は、当該商品を買取り、所有権を移転させる。言い換えれば、彼らは仕入れた商品が販売可能であることを予測し、信じ、期待し、経済的な損失の発生を厭わず、つまり危険（リスク）の負担を承知の上で、買取るという行動をとる。しかし、商業統計上、卸売業に分類される流通業者であっても、所有権を移転させずに、いわゆる取引の媒介を行うだけの流通業者も存在する。わが国では、所有権を取得せずに、取引の媒介をする流通業者に分類されるものとして、代理商、仲立人、問屋がある。それぞれ商法で規定されているので、それらを概観することとしたい。

まず、①代理商は、商法27条で「商人ノ為ニソノ平常ノ営業ノ部類ニ属スル取引ノ代理又ハ媒介ヲスル者デ、ソノ商人ノ使用人デナイ者ヲイフ」と規定されている。この規定が意味するところは、代理商は特定生産者や卸売業者に継続的に商品販売・買付などをし、取引を媒介する専属代理の流通業者ということである。また、②仲立人は、商法543条では「他人間ノ商行為ノ媒介ヲ為スヲ業トスル者」と規定されている。この規定が意味するところは、仲立人は不特定多数の者のために商品売買などの媒介する流通業者を意味している。そして先に取り上げた③問屋は、商法551条において、「自己ノ名ヲ以テ他人ノ為メニ物品ノ販売又ハ買入ヲ為スヲ業トスル者」と規定されている。つまり、この規定では問屋は、取引の媒介をすることにより手数料収入を得ることを事業目的とするいわゆる「コミッション・マーチャント」であり、所有権を取得しない流通業者とされる。わが国の商法では、代理商、仲立人、問屋は、所有権を取得することなく、取引の媒介をすることが規定されているが、現在の社会では、通常、問屋は所有権を取得し、商品流通を促進させる役

割が想定されている。したがって、商法上の規定と実際の社会での意味は異なっている。

さらにメーカーとの取引関係、あるいはその位置による分類もしばしば行われる。先にも取り上げたが、流通機構において、①メーカーに近い方から1次卸、2次卸、3次卸とされる。また、②販売会社はメーカーによる自社製品の再販売価格維持、商品フォローを向上させるために設立されるものとされる。特に後者は、メーカーとの資本的な結びつきが強く、いわゆる100%子会社から、資本の投入程度により、系列会社、関連会社など、資本関係と日常の取引が密接になる場合がある。したがって、メーカーとの資本的な関係が強ければ強いほど、当該卸売業者の行動はメーカーにより管理され（影響を受け）、元来、商業者や流通業者が持っていたとされる、さまざまなメーカーと取引をし、さまざまな商品を取り扱うことで、商品を豊富に品揃えするという社会的役割からは、かなり離れることにもなる。そのようになると、単に物流機能や危険負担だけを担当するような卸売業者となってしまう流通業者も出てくる。わが国の場合、メーカーとの資本的な結びつきが強い卸売業者だけではなく、取引関係においても特定メーカーのみ、あるいはほんのわずかのメーカーのみと取引を行う卸売業者も多く存在する。

以上のように、これまではメーカーと卸売業者との資本関係により、卸売業者の業務（取引）が規定されることが多かったといえよう。しかし最近では、大規模小売業者が卸売業者に対して出資、あるいは双方が出資しあうという関係も見られるようになってきた。したがって、これまでのような川上視点からだけでなく、川下からも流通機構を観察するという視点が必要となり、その視点による分析も必要となっている。

3. わが国卸売業の課題と活路

卸売業という言葉の使用は、近代以降とされるが、この言葉の使用以前から当然のことながら、生産活動を中心とせず、消費者以外に販売するという活動は連綿と継続してきた。その活動は、わが国では中世以来の歴史があるといわれている。しかし、半世紀前に「流通革命論」「問屋無用論」の議論が起こり、卸売業としての存立が危機的な状況を迎えたともいわれている。実際、最近では事業所数、年間商品販売額、就業者数ともに減少し続けている。そこで、わが国での卸売業の状況、卸売機構の特徴を概観したのち、深刻な状況にあるとされる中小零細規模卸売業の課題と活路について触れたい。

(1) わが国卸売業の状況

わが国では、ちょうど半世紀前に「中間商人排除論（問屋無用論）」が声高に叫ばれた。ここでいう中間商人は、生産者と消費者の間で流通機能を遂行する機関とされるが、本来は代理商、仲立業、卸売業（流通の仲介者）、つまり卸売業者が想定されていた。そのため、排除問題の対象となったのは、代理商、仲立業、卸売業が中心であった。

また、流通機構においては、それまでの長い間、卸売業者を中心として流通システムが働いていたとされるが、大規模メーカー、大規模小売業の出現によって「流通革命」が起こり、いわゆる「太く短いパイプ」へと流通システムが変化するという議論が、佐藤肇、林周二らを中心に始まった。ここでは大規模メーカーと大規模小売業が直接取引する方が、流通コストの面でも節約できることが主張された。反対に「問屋有用論」の主張もあったが、時代の大きな流れの中では、「問屋無用論」の方が優勢であった。

ちょうどこの頃から流通機構への参加者だけでなく、社会全体において、卸売業者の存在（意義）に対して疑問が投げかけられるようになった。それらは、卸売業者の介在が、最終消費者が支払う流通費用を増加させることにつながり、消費者にとって大きな負担になっているということであった。さらに小売業者にも、流通機構の中で小売業者が担当する機能が増加しているにもかかわらず、相変わらず卸売業者に支払う流通コストが変わらない（減少しない）という不満もあった。また、大規模メーカーも、大規模小売業と直接取引した方が、消費者の流通費用を節約するためにもなり、メーカー自身も、生産計画を立てやすいということから、一気に卸売業者に対する不満が噴出していった。

このような社会的評価の根底にあるのは、卸売業が流通機構において、製・販の中間で両者の成長プロセスに便乗しただけであって、卸売業自らは何の革新、変革も行っていないのではないかということであった。それが変革の時代において対応しない卸売業は無用という議論へとつながっていった（高宮城 [1997] p.52）。これらの議論からおおよそ半世紀が経過した現在、振り返ってみると、かなり大雑把な議論であったということは否定できない。しかし、わが国の流通構造を変革に一石を投じたという視座からは評価することもできよう。

半世紀前に卸売業がその存在意義を問われた際には、大規模小売業が成長し、大規模メーカーと直結することによって、卸売業者が流通機構の中から次第に排除されていくという図式が透視可能な状態であった。当時、大規模であった、あるいはその後成長して大規模になった消費財メーカーの多くは、自らのマーケティング・チャネルの確保を目指し、全国的なチャネル構築を進めていった。そのため、各地の卸売業者に対して、商品・地域毎に優先的販売権を

設定し、1次卸としての特約店・代理店の組織化、系列化を進めていった。そして、これらの組織は、全国に分散する小売業に対して、直接、あるいは各地に所在するより小規模な2次卸等を経由して、商品販売と代金回収を担当する機能のみを遂行するようになった（渡辺 [2008] pp.174-176）。

(2) わが国卸売機構の特徴

流通業の場合、店舗を構えている小売業は、当該小売業の商圈顧客に対しての販売が中心となるため、消費者に対応する多様な形態が認められる。ただ、有店舗小売業は、店舗という物的施設を基盤としているため、地域性から脱皮することができない。特に「グローバル小売企業」でも、あらゆる面での標準化は実現できず、当該商圈の顧客に対応するため、同じ企業とは思えないほど異なった活動をしなければならない局面もある。一方、卸売業では、こうした地域的制約を可能な限り突破しようという志向性が見られる（富士通 [2005] pp.1-2）。

小売業を取引相手（販売先）としている卸売業は、当然のことながら地域的制約がある小売業に対応する必要がある。また、取引相手が産業用使用者や公的機関などの場合も、地域や取引相手により異なった対応をとらなければならない面もある。さらに調達先である川上のメーカーや卸売業者によっては、対応を変化させる必要もある。つまり、流通機構では、取引相手により卸売業はさまざまな異なる対応が要求される場合がある。ただ、卸売業は小売業とは異なり、地理的制約を突破しようとするところに今後の活路を見つけ出せる部分がないだろうか。このような卸売業は、地理的な制約を突破するという主張の一方で、国や地域によって小売業と同様にさまざまな様相を呈するようになっている。そこで、わが国の卸売業が他の国や地

域でのそれと比較するとどのような点が異なっているのかを明確にすることにより、その特徴が浮上する。

しばしば指摘されるわが国の卸売機構の特徴としては、3点ある。第1には、分業・分散構造である。わが国の場合、取扱商品により分業し、それがより細分化されているという特徴がある。また、わが国は狭い国土であるが、古くから各地域で地場産業が発達し、交通事情がよくなかったため、卸売業の立地が分散していた。そのため、収集卸・中継卸・分散卸に分かれ、分散構造が明確になっていた。最近では交通網の発達や卸売業の集約化により、その傾向は解消されつつあるが、相変わらず取引商品によっては分業と地理的な分散構造という特徴が見られる。

第2には、卸売業が閉鎖的構造を有することである。特に商品販売では、先にも少し取り上げたように、大規模メーカーが卸売業者との間に、特約店契約や代理店契約を締結することが多い。特約店制は、生産者が中間流通段階を外部的に、商圏を拡大するため、各地域で卸売機能を担う企業を選択し、これらと販売契約を結ぶことにより、組織化しようとするものである（根本 [2004] pp.21-22）。これは、卸売業者の意思決定というよりも、メーカーが自社製品のマーケティング・チャネルを確保し、安定的に商品を流通させるための行動によるものである。メーカーの取引制度は顧客処遇制度であり、顧客間の販売活動を調整する私的規制としての性格がある。商圏調整や標準的な再販売価格の維持などがその代表例である。メーカーは、伝統的に特約店がそのような規制を受け入れて、その規制の中で自社の商品を拡販することの見返りとして、特約店の販売地域内での販売権を保証し、卸売業のマージンを保証しようとしてきた（根本 [2004] p.18）。

一方、このような特約店契約や代理店契約は、当該市場に参入しようとする新規企業や海外企業にとっては参入障壁となる。最近では、このような契約や取引慣行などは、以前ほどは見られなくなっている。特に当事者間のみで通用してきたような取引慣行に対しては、外圧や世間一般の目が厳しくなってきたことから、消費財を扱う業界ではやや減少しているようではあるが、解消という状況からは程遠い。それはメーカーにとってだけではなく、卸売業者、さらには小売業者にも利点があることが背景にあるためである。

第3には、わが国の流通機構には総合商社の存在という特徴がある。総合商社は明治時代に誕生した企業が多いが、取扱商品による分業構造が指摘される一方で、「ラーメンからミサイルまで」といわれるように、あらゆる商品を取り扱い、生産活動、企画開発、金融事業、情報事業、投資やオルガナイザー機能を遂行する。このような総合商社の存在は、世界ではほとんど同様な企業形態を見ることができないわが国の卸売機構の特徴となっている。

(3) 中小零細規模卸売業の課題と革新

近年、わが国の卸売業が急激な再編成の真只中にある背景には、1990年代以降、大規模メーカーと大規模小売業の双方が（自ら属する業界再編成の進展度合を踏まえながら）従来の取引制度や慣行を見直し、新しい枠組みに転換する動きを強めてきたことが指摘されている（渡辺 [2008] p.173）。また、ある程度の規模を有していた卸売業でも、主に生産段階に適應していた卸売業者が、小売段階への適應を志向し、その戦略を変更するようにもなった。これは業態別流通チャネル編成過程で、卸売業者もある特定の小売業態に特化した卸売業、つまり業態卸への転換の図る動きも出てきた背景も指摘さ

れている（西村 [2009] pp.157-158）。

卸売業は、中小零細性の強い業種であり、労働時間が長く、物流機能を幅広く担当していることから労働集約性の高い職場（業種）というイメージがある。中小零細性の強い業種であるというのは、小売業を含めた流通業全体にいえることであるが、世界でも産業革命以前は、メーカーさえも現在とは比べようもないくらい中小零細性が強かった。ただわが国では、1990年代半ばより、中小零細規模の卸売業の事業所数が、それ以前と比較するとかなり減少し、就業者も離職が増加の一途を辿っている。そのため、卸売業が構造不況業種といわれるようになって久しいが、とりわけ中小零細規模卸売業の状況は、日に日に厳しさを増している。

中小零細卸売業を取り巻く状況は、多くのあらゆる事業活動面で厳しいものであるが、細部の課題を認識し、革新の方向付けをするという動きも見られるようになってきた。特に卸売業が優位性を発揮できる本来の機能として、物流活動に注力しようとする企業が見られるようになった。また、これまで中小零細規模卸売業は、単独でさまざまな事業を行ってきたが、以前よりも事業が増加した現在では、これらの事業を単独で行うには困難な面が出てきた。そこで、企業としての独立性は維持したまま、共同活動を行う動きも見られるようになってきた。さらに卸売業の中でも、取引相手を小売業とする卸売業では、積極的に取引先支援を手がけるようになった企業も現れるようになった。

これらの中小零細規模卸売業の革新行動を整理すると、①戦略的提携（同業種・同業態、異業種・異業態）による共同活動として、a) 仕入、b) 商品開発、c) 販売促進、d) 物流、e) 情報システム、f) ECR（効果的な消費者対応）導入によるサプライ・チェーン化、g) 流通センター・卸団地の建設、などがある。また、②

卸売業における物流機能の充実では、a) 小売業の要請から物流の多頻度・小口による卸売業の物流サービス重視、b) ローコスト物流、c) Just in Time (JIT)、がある。そして、主な取引相手が小売業者である場合、③小売業支援（リテール・サポート）があり、具体的には特に中小零細規模小売業に対するa) 販促活動、店舗指導、MD（マーチャンダイジング）、コンピュータ・システム支援、会計システム、教育・研修などを卸売業者が担当するというものである。

それぞれの取引規模は小さいが、収益性の比較的高い中小小売業を取引相手として確保することによって、経営を成り立たせてきた。しかし、中小小売業の衰退・淘汰は、そうした事業活動がもはや通用しなくなったことを意味しているという厳しい指摘もある（渡辺 [2008] pp.180-181）。ただ、大規模メーカーと大規模小売業だけとなるような社会が到来するというのは想定しづらい。つまり、中小零細規模の卸売業者が存在しなければならない産業分野は今後も存在し続けるだろう。そして、縮小安定を目指すという後ろ向き議論となるが、中小零細規模の卸売業の存在意義は今後も少なからずあろう。

4. 北米（カリフォルニア州）における日系食品卸売企業の活動

前節まで、わが国の卸売業の役割（機能）、卸売業の諸形態、中小零細規模卸売業の課題と事業発見の機会について取り上げてきた。ただ、機能を整理し、その形態、卸売業者の事業継続の方向性を上げたただけでは、具体性・実践性に欠けたものとなる。また、わが国で活動している卸売業だけでは、これまで指摘されてきたことを追認するのみで、あらためて卸売業の

存在意義を認識し、今後必要となる対応の発見は難しい。そこで、わが国とは異なる事業環境において活動している日系卸売業の具体的取り組みを観察することで、新しい事業活動の方向性、言い換えれば、これまでとは異なる、あるいは忘れ去られていた事業活動の選択肢も視野に入るのではないだろうか。そこで、北米（カリフォルニア州）で事業活動を行っている日系卸売業N社を事例として取り上げたい。

(1) N社の事業活動

1) N社の創業と現社長の経歴

N社は現在、本社をサンフランシスコ近郊に置く創業約80年になる企業である。創業当初は、米軍キャンプにタクアンなどを卸すことを主な業務としていた。同社は家族経営から始まったが、現在は家族経営からは脱し、社員数は約70名である。

現社長は、大学卒業後、輸入出版会社に勤務し、北米駐在を経験した。その後、日本の大手ビール・メーカーのセールスレップに転身し、カリフォルニア州、オレゴン州、アラスカ州での勤務を経験した。その後、現地エージェント（輸入ビール代理店）において、アメリカ流のマーケティングを学んだ。アメリカ流のマーケティングとは、地元のビールと輸入ビールとの相違を徹底的に顧客訴求するものであった。さらにメーカーの代表であるという立場を意識してリテール（業務店や小売業）に押し出す力を学んだ。そして、ビールのディストリビューターとして各地で5~6年の経験をした後、ディストリビューターのリーダーとなり、コントロール（管理・業務）を任されるようになった。現在社長を務めるN社は、当時の販売先のうちの1社であり、問屋コントロールの一環であった。

現社長は1970年にN社に入社したが、当時西海岸では日本の食料品は大きな店舗だけで、

わずかに販売していた程度であった。ただ、日本の商社の駐在員などは非常に高い要求水準を持っていた。現在は以前とは異なり、取扱店舗数、取扱商品数も格段に増加した。しかし、最近では日本食、さらには日本文化の崩壊のようなものが感じられるようになってきた。それは当初、非常に要求水準の高かった商社の駐在員からITC（コンピュータ）関係で働く人たちが、中心顧客となっていることが影響しているためである。ITC関係者たちは、主に日本ではコンビニエンス・ストアの弁当や牛丼で育ってきた世代であり、日本食にはあまりこだわりのない世代である。さらに彼らは勤務形態からあまり飲酒する傾向もないようである。そのため、日本の銘酒である「久保田」や「八海山」などを日常飲酒するのは、日本人や日系人ではなく、台湾系米国人が中心となっている。

2) N社の取引とマーケティング手法

現在、N社の取引企業は、小売業や業務店（外食店中心）など1000社（軒）ほどである。そのなかで、常に新しい商品を求めているのは何十軒ほどで、つまり3%程度でしかない。N社の所在する北カリフォルニアは、新しい商品を求める傾向が強いが、割合でいうとその程度でしかない。また、顧客企業（取引先）から要求される商品があっても、一気に大量発注があるわけではない。日本では、食品の商品受注という、コンテナ単位など大量受注をイメージするが、当該地域では最初は1ケース単位からである。このようにN社と供給業者との取引量については、ギャップのようなものが存在する。N社の場合は、通常、直接日本のメーカーと取引するのではなく、日本のメーカーとの間にはさらに貿易会社が介在している。

N社の取扱商品は、アルコール類を中心とした日本食一般が中心である。北米で日本酒ブームが起こる前には、日本酒独自の米臭さを消す

ために、ものすごく熱くして飲んでいただけから、日本酒は「熱いアルコール」という位置づけであった。一方、アメリカ西海岸でも日本式の炉端焼き屋や居酒屋などが次第に増加し、酒肴と一緒に日本酒を飲み始めた頃からは、以前の熱燗で飲んでいただけとは異なり、本来の日本酒の浸透が始まったといってもよい。そして、日本酒の中でも吟醸が主流となってからは、日本酒の飲み方に変化が見られるようになった。特に最近の10年で吟醸酒が飲まれるようになったのは、以前は米臭さを消すために熱燗にして飲んでいただけから、むしろ米の味を楽しむという大きな変化である。

最近の10年で北米でも僅かではあるが、焼酎も浸透し始めている。ただ、日本の大手焼酎醸造メーカーが輸出を開始し、一般の日本企業に見られるようになった程度である。N社のように業務店や小売店に対して焼酎を販売する企業としては、焼酎の説明から開始しなければならない。そこでは焼酎の醸造方法を説明するために、ウイスキーの醸造方法から始めている。ただ、アルコール飲料としての焼酎は、少し中途半端な位置づけのようでもある。そのため、北米ではきちんと焼酎を理解している人は1%に満たないかもしれない。

N社は、サンフランシスコ周辺のベイエリアでは常に新しい商品を求める業務店、さらには顧客が存在するために、日本での商品発掘に力を入れている。そのため、毎年多くの社員を日本へ派遣し、多様な商品に直接触れる機会を作っている。北米での日本食材料の販売は、日本文化を日本以外の国の人たちに訴求するよい機会である。北米で日本食を販売するために、メーカーでは鰹節を使用した出汁メーカーとして有名な「ヤマキ」は、出汁と味噌からはじめて、食育も行っている。このように独自にメーカーが文化からマーケティングを開始しているところもある。しかし、市場規模を考えると、あまり効率的なマーケティング活動とはいえない。そのため、N社のような卸売業者が、文化的な背景から説明を開始する必要がある。

N社は、商品を販売するためには、背景の説明、つまり文化の説明から始めなければならないという信念を持っている。日本酒の説明では、酒造メーカー（酒蔵）が行う説明とほぼ同様の説明をしている。これを行うことが営業のきっかけともなる。その中では、風変わりな説明が受容されやすいこともある。以前、サンタクララ大学で日本酒の醸造方法を説明したことがあったが、タンクで濁り酒を作った際の説明では、

写真1 店内の日本酒のサンプル展示



写真2 業務店等への食器サンプル展示



(筆者撮影)

多くの学生の興味・関心を惹きつけることとなった。これは濁り酒に反応したものであったが、背景を説明する大切さを改めて学んだという。したがって、販売ではストーリーを語る事が重要である。

日本食店あるいは日本料理店といっても、そのうちの7割は中国人あるいは中国系米国人経営の店舗であり、日本の「出汁（をとること）」を教えるのには大変な苦労もある。したがって、浸透・拡大には時間を要する。ただ、すぐには採算がとれなくても、その後採算がとれるようになる可能性もある。N社がさまざまな状況を考慮して品揃えをした商品の販売は難しいかもしれないが、卸売業者としての品揃えの豊富さを演出することが常に必要である。またN社では、日本の食器の知識、食器の使用方法などを消費者（顧客）に教えて（伝達して）いくことで、日本文化全体を伝達することと考えている。そのために日本の調理業界の紹介などもしているが、伝達には地道な努力も必要である。

(2) カリフォルニア州における卸売業の位置づけ

カリフォルニア州で事業展開をしている多くの wholesaler（卸売業者、問屋）は、take care の術、つまり取引先のあらゆる面の面倒を見る術を有していない。言い換えれば、日本の卸売業者が通常日本でやっているような業務を行っていない。そのため、卸売業者がきちんとした対応をしなければ、5年後には日本食は「まずいもの」と判断される可能性もある。北米では日本の卸売業者（問屋）は、通常、wholesaler といわれるが、distributor²⁾ としての取り扱いで、小売店舗では棚の管理をしない。つまり小売店舗に対して細かな面倒を見ない（世話をしない）。したがって、消費期限が過ぎた日本酒が、相変わらず小売店頭に並んでいることもあり、商品

管理が非常に稚拙な場合がある。日本酒の場合、細かな商品管理が行われなければ、日本酒の名前を汚すことになってしまう。かつてN社は、北米で飲料を扱う大規模卸売業者との取引を断ったことがあったが、それは細かな管理ができないという経緯があったためである。

他方、北米では、ディストリビューター・シップは「財産」として位置づけられる。そのため、卸売業者からディストリビューター・シップが、理由なく取り上げられることはない。特にメーカーが、そのディストリビューター・シップを取り上げることはない。これは卸売業者の利益を守るという趣旨からである。かつて日本の大手アルコール・飲料メーカーが、卸売業者からディストリビューター・ライセンスを取得しようと試みたことがあった。そこで大手メーカーは、日系の卸売業者ではなく、アメリカのディストリビューターとの取引に移行し、以前取引のあった日系卸売業者の損失を補填したことがあった。しかし、大手メーカーにとっては、新たにディストリビューション・シップを構築することは難しく、結局は大手メーカーは優位に立つことができなかった。

(3) 特殊な事業環境での対応

現社長は、TPP³⁾ や FDA⁴⁾ は、これまでの事業環境に対して、急に対応をせざるを得ない状況を突きつけられたものにとらえている。しかし、これらにも対応していかなければならない。

北米での直接流通、間接流通、さらには資本関係については、日本以上に複雑な問題（規制）がある。特に大規模メーカーによる流通ダイレクト（支配）については、厳しく規制されている。たとえば、大手ビール・メーカーである Budweiser は、カリフォルニア州では（資本関係の有する）レストランなどを傘下において展開することはできない。他方、ハワイ州やマサチューセ

ツ州では同様なことは可能である。つまり、カリフォルニア州ではメーカーと小売業は直結してはならない。また、卸売業者がファイナンス・オファー（金銭的支援）、経済的な支援を取引業者に行うことも厳しく禁じられている。特に卸売業者は、販売相手にはサンプルはたとえばビールは1本のみしか提供してはならない。同様にSafewayのような大規模小売企業にもサンプルは1本だけである。つまり、販売相手の大小に関係なく、平等に扱わなければならない。したがって、日本のように顧客にケース単位で提供（フリーケース）するなどは論外であり、それを行ってしまうとカリフォルニア州法に違反することになる。

また、ビールの販売価格（卸売価格）は、カリフォルニア州では毎月監督官庁に川下の業務店や小売業者への販売価格を提出しなければならない。また、10ドルで仕入れたものを10ドルで販売することはできず、最低でも6%の利益をとらなければならない。日本ではアルコール飲料メーカーや販売会社が、しばしば冷蔵庫、グラス、ナプキンなどを提供することがあるが、これもあり得ないことである。さらにカリフォルニア州では、冷蔵庫はディスプレイ（商品陳列）用とされ、当然小売店や業務店が用意しなけれ

ばならない。ただ看板（サインボード）などは問題がない面もあり、1つひとつについて違法性の確認をしなければならない。このように販売相手へのプロモーション（利益供与も含めて）について細かく指定されるのは、日本のようにメーカーや販売会社が販促用のグッズなどを用意すると、大手企業が独占してしまう可能性・危険性が高いためである。かつて、ある日本の中堅酒造メーカーが、日本で通常行っているようにさまざまな販促グッズを提供しようとした。しかし、N社が拒絶したため、不思議な顔をされたという。完全に商習慣の違いによるものであるが、北米では販売で勝負することが必要である。

業務店（レストランや居酒屋）への営業については、しばしばメーカーの担当者が卸売業者（問屋）と一緒に回ることがある。北米でも、3、4年くらい前から一般的に行われるようになってきている。宝酒造は、30年前からカリフォルニア州・パークレーで醸造を行っているが、一方で小さな酒造メーカーがメディアで取り上げられるようになって以降、積極的に進出するようになってきた。ただ、ある酒造メーカーは、当初から大々的に行い、失敗した例もある。したがって、小さな酒造メーカーの場合は、徐々に開始するのが重要である。

写真3 倉庫内の様子：小ロットの商品



写真4 倉庫内の商品：中ロットの商品



(筆者撮影)

(4) カリフォルニア州における卸売業の役割

現在、日本料理は、韓国人あるいは韓国系米国人の料理人が中心となって担っている面がある。焼酎はカリフォルニア州だけではあるが、「ソージュー」にしなければならない。焼酎がハードリカー⁵⁾として認められるようになったのは、韓国政府の政治力があつたのかもしれない。日本酒については、カリフォルニア州の法律で認められ、ハードリカーとしてのライセンスを取得している。カリフォルニア州では、酒、ワイン・ライセンスは容易に取得できる。ただ、ハードリカー・ライセンスの取得には、15,000ドルのライセンス料が必要である。このライセンスの付与には数量制限があり、競争が激しい。アメリカでは、州独自に法律を運用することが多く、state control などとして知られている。

現在、西海岸で日本食を販売している日系小売店は、日本での小売経験がある小売業が中心である。カリフォルニア州には、代表的な日系小売業（スーパーマーケット）が数社所在している。彼らは当初卸売業者（問屋）を通して購入していても、次第に販売が軌道に乗ると、問屋を通さずに、自分たちで直接メーカーから仕入れをしようとする。ただ、酒類についてはLabel Approval（酒類の輸入者は、米国財務省の酒類・タバコ税貿易管理局（TTB：Alcohol and Tobacco Tax and Trade Bureau）より輸入・卸売許可（Importers Basic Permit）を取得する必要がある。さらに酒類の輸入およびその後アメリカ国内での流通には、TTBの規定に基づくラベル表示が必要となる。そのため、輸入前にTTBからラベル承認証明書（COLA：Certificate of Labeling Approval）を取得しなければならない。また、初回輸入時には、輸入前検査が必要であり、直接仕入れができないために卸売業者には優位性がある。ここに卸売業者

と小売業者の微妙な関係性が生まれている。そして、日系小売業（スーパー）の仕入では、自ら仕入れるといっても、より小規模な卸売業を使用してコストを抑制している面もあるようである。他方、中華系スーパーや韓国系スーパーなどでは、日本のお茶や賞味期限の迫った商品を仕入れたいため、N社のような卸売業者に依頼してくることもある。

他方、日系小売業は新商品開発を行うために、卸売業はそれをメーカーに伝える役割がある。流通段階としては、輸入元から棚を管理する業者が入り、小売業者という形態である。棚の管理は専門の棚管理業者であり、ベトナムやタイの企業など、人件費の安い企業が選好されている。また現在、北米で顧客の支持率が高いスーパーマーケット（オーガニック・スーパーマーケット）などは、プライベート・ブランド（PB）商品を中心に品揃えしているが、通常商品の平均70%の量目にして価格を抑えている面がある。パン粉などは日本の卸売業と取引している。さらにこれらの小売業はバイヤーがしっかりしており、本格志向が見られる。たとえば、日本のひじきやフレーバーの入ったオリーブオイルなど、商品開発力も有している。おそらく店舗にきちんとしたスタンダード（基準）があり、訓練がしっかりしているためである。それは経営哲学が明確であるためであり、これらの小売業は、ハイスタンダードをN社のような供給業者にも求めている。

(5) アメリカでの卸売活動を行う上での苦労

卸売業の行うコントロール（業務）の変化は、顧客の相違のために起こるものである。日本と北米において、味覚の統一は不可能である。したがって、卸売業であっても消費者が何を求めているかを常に意識しなければならない。労働力の安価な国や地域の工場で、価格の安いもの

を委託製造、あるいは仕入して販売するだけでは問題がある。また、個別に行くと費用の無駄遣いになってしまうため、選別が必要である。さらに取引先が決まっているところに行っても無駄足となる。レストランなどの業務店ではシェフのテイストが敏感である。

特にサンフランシスコを中心としたベイエリアは、経済変化の影響を受けやすい地域である。そのため、N社は小売店や業務店などの反応も敏感に察知している。サンフランシスコは、日本食のレベルが非常に高い。特にサンフランシスコの業務店などは、これまで使用されなかった調味料に高い関心がある。最近は、それらの業務店は「ゆず胡椒」などに興味を持っており、それを業務店の販売メニューに反映させている。また、ワインは高級な食事にしか合わないようなところもある。

サンフランシスコ周辺は、あらゆるもののコストが高い地域であり、ニューヨークやロサンゼルスと比べても、近くにワイン・カントリーがあるため、要求水準も高い。ワインのテイastingが可能な人は、特に料理の味にも非常にこだわりがある。フレンチやフュージョンなどは、シェフが個人の名前を広めようとする。そのために調味料などにはこだわりがある。「ボン酢」、先にあげた「ゆず胡椒」などはその代表である。しかし、「ゆず胡椒」の場合は、ゆずの皮が入っていると、販売は不可能となる。つまり、N社には取引先企業の要求、FDAの問題、さらに当社よりも川上にある取引業者に対する当社の要求など、あらゆることを考慮しなければならない苦労がある。N社でもFDAから商品の輸入がしばしば止められることもある。たとえば、「いぶりがっこ」はスモークすると黄色くなるが、黄色になることをきちんと説明するために製造工程表を提出しなければならない。しかし、これを提出しても許可してもらえ

ないことがある。N社にとって、これらの費用に年間何万ドルも支出しているのは、少し無駄な費用となっている面もある。

また、干物なども輸入したいが、天日干しは問題になり、煮干しやあご出汁などは輸入できず、中国産や韓国産が中心となっている。その理由は製造工程が不衛生であるという理由からである。日本政府とアメリカ政府との交渉の問題となることが多いため、個別の卸売業者ではコントロール不可能であり、政府間交渉に委ねなければならない。つまり、民間レベルの業者が解決できる問題ではない。

政策（規制）面の変化では、以前は雑貨については、弁当箱は問題なかったプラスチック製のものが規制されるようになった。それはプラスチックは土に埋めても分解されないという理由からである。最近、カリフォルニア州では、料理人が作業をする際に、手袋の使用が義務づけられるかどうか大きな問題となった。特に「ちらし寿司」などで寿司ネタを手で扱う際、その都度手袋を替えなければならないという問題にまで発展した（現在はこの問題は解決）。ちなみに「ちらし寿司」を作るには8～10枚使用しなければならない。これらの背景には、これまで考えられなかった分野で利益を得ようとする者の存在がある。ほとんど言いがかりに近いものである。また、以前にはガラス食器も中に鉛が混入しているために、法律違反とされたこともあった。さらに共和党や民主党の政権交代により、政府の対応も異なってくる。商品の説明にしても、多様な言語の表記などは必須とされることもあった。

(6) 日系卸売業の活路

雑貨は、これまで中国産の安価な陶器が主流となった時期もあるが、やはり質の高いものを求める業務店などからは、日本の瀬戸物が選好

される。それは日本の品質の良さやデザイン、これらに共感する顧客が増えたことが背景にある。そして価格だけではなく、質重視に変化している。一方で、中国産製品の価格が日々上昇していることも影響しているだろう。

N社の場合、価格については、政策的に価格付けをすることもある。安価に仕入れることができれば、当然安く販売することもある。また価値があると判断するものは、少し高めの価格付けをすることもある。N社では27～28%の粗利を目標としている。以前は25%程度の粗利を目標としていたが、FDAの検査の厳しさやそのための人材雇用が必要となり、コストが嵩んだことがその理由である。またガソリン代や保険料なども以前よりは上昇し、価格の引き上げはやむを得ない。

これまで取り上げてきたように、日本では卸売業の地位低下がいわれる。アメリカでは、商品を販売するだけでなく、当該商品の背景を説明し、販売することが重要である。N社は、これまで競争相手とは差別化をしてきたことを断言している。たとえば、昆布の説明など、他の業者が行っていないこともしている。特に中国や韓国の業者は同じものを販売していても説明はしていない。そのために彼らとは同じ土俵に上がって勝負をしないことが重要である。つまり、彼らと価格の競争はしないということである。

N社では、毎年1回大きな展示会を開催しているが、他社が扱っていないものを紹介することに努めている。目先の利益だけではなく、存在価値を高めることが重要である。オープン・アイテムなどのように他社が取り扱っているものは、今後も価格の低下は続くかもしれないが、N社でしか仕入れられないといわれる商品を扱うことが重要である。特に価格を引き下げざるを得なく、しばしば生意気という批判もある

が、きちんとした価値のものをきちんとした価値で提供するのは当然である。これまでもしばしば競争相手が現れ、顧客（販売先）の言いなりとなってしまう、価格を引き下げて販売し、低価格訴求するだけの企業は姿を消した。ブランドとスタンスを守ることが重要である。

また、北米は訴訟社会である。突然訴訟問題になることもある。N社にはあまり大きなものはなかったが、Labor Lawについて配慮しなければならない。したがって、日本と北米では、オペレーションの相違が明確に存在する。しかし、きちんと仕事をし、それが評価されている間は卸売業者の存在意義は揺るがないといえる。

(7) 小 結

本節では、カリフォルニア州に所在する日系食品卸売企業の活動を取り上げた。本節で取り上げたN社は、わが国でこれまでいわれてきた卸売業としての活動はすべて行っているといえる。その意味では、N社は完全機能卸売業であり、わが国の規模分類では中小規模卸売業に区分される。わが国の食品メーカーとN社との間にはもう一社貿易会社を介在させているが、多くのメーカーと取引を行い、多様なメーカー情報だけではなく、商品情報も有している。また、単に商品を紹介し、販売するだけではなく、背景（ストーリー）も伝達することが重要という認識のもと、非常に深い情報提供も行っているといえる。さらに供給先である業務店や小売業に対しては、商品管理の徹底も訴えている。特に小売業には、店内の棚管理については、日本の小売業が非常に拘るような消費期限などについての管理まで徹底している。

一方、販売促進に関しては、N社はわが国と非常に異なる環境の中で、業務店や小売業の需要先だけではなく、きちんとした粗利益を確保

しつとも、メーカーに対しても自らの意思は、はっきりと伝達している。そして、メーカーが直接業務店や小売業に販売するほど市場が大きくない場合には、卸売業が十分に機能を果たすことが期待される。さらに北米進出を図ろうとしているわが国の中小メーカーに対しても、適切な助言を行っている。特に北米では、州毎で異なるさまざまな法律がある。これらについても常に情報収集のアンテナを張っており、その情報収集にはかなりのコストをかけている。ただ、一卸売業では、どうにもならない環境要因もあり、それについては政治的な解決に期待するしかない面もある。常に川下の最後に存在する消費者を見据えながら、「生」と「販」の間に立ち、「配」という機能を十分に果たしているといえよう。

むすびにかえて

本稿では、わが国では中世以来の歴史を有する卸売業の機能を中心に上げてきた。まず、古くから存在する問屋について、商法上の規定と実際の問屋との相違を明確にし、卸売という活動を担当する流通業者の多様な呼称を取り上げた。その上で、卸売業の社会的機能について整理し、流通機能の中で卸売業が遂行する機能について一般的なものを整理した。そして、本稿では卸売業に固有な資源や機能とは何かを念頭に置き、大規模メーカーと大規模小売業の取引が中心となる時代へと移行しているが、中小零細規模卸売業の事業活動機会を見出し、忘れ去られたような事業の中で、再び活路が見出せるのではないかという視点に立った。

また、わが国の卸売業をさまざまな切り口によって区分し、ここでも卸売業が遂行する機能について言及した。半世紀前の「中間商人排除論」や「流通革命論」の議論が起って以降、卸

売業者自身の存在について否定的な論調が顕著となった。特定メーカー、あるいは特定小売業者にとって都合のよい仕事のみを担当する大規模卸売業者へと変貌する卸売業者も存在しているが、元来の多数の生産者と幅広く取引し、その品揃えを当該卸売業の川下に位置する需要者、特に最終消費者の生活が豊かになるように奉仕するということの重要性を再確認した。

このような基盤に立ち、事例としてカリフォルニア州で卸売業を展開するN社を取り上げ、その活動について2回の聞き取り調査などを通して、細かく観察してきた。そして、特定のメーカーや業務店・小売業者に奉仕するだけではなく、食品（消費財）を取り扱う卸売業としての矜持と、あらためて本来の卸売業があるべき姿を確認した。特に情報を収集し、それを取引先へと伝達し、製品製造や商品の品揃えに貢献するという機能は、やはり卸売業が担当すべき機能である。ただ、取り上げたのはN社1社のみであり、当然、これを一般化することはできない。また、食品業界という業界事情も影響している部分も多々存在する。それはメーカーの規模とその立地、N社の販売先である業務店や小売店の規模や立地なども大きく関係する。したがって、N社のような活動が可能なのは、仕入先と販売先の規模や立地に大きく影響される面がある。これについて明確にするには、さらに多くの事例を取り上げることと、その事例を一般化するための道具が必要であろう。今後も当該機関の存在意義を明確にする際に、比較研究という手法により、本来の機能を際立たせるという視座から継続していきたい。

(注)

- 1) 流通機構で流通する財は、最終消費者により消費・使用される財（消費財）だけではなく、企業や公的機関によって使用・消費される財

(生産財・産業財)も多くある。本稿では、産業財・生産財の流通を無視するわけではないが、主に最終消費者まで行き着くことが推定される消費財を中心として論を進めている。

- 2) 日本では distributor は、「流通業者」と訳されることが多い。この背景には自ら危険負担をして所有権を取得するという業者のイメージがある。一方、北米では輸送・保管というイメージがこの言葉には強い。
- 3) TPP とは、Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement または単に Trans-Pacific Partnership の略である。環太平洋経済連携協定は、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定を指している。
- 4) FDA とは、Food and Drug Administration の略で、合衆国の政府機関である。ここでは、食品、医薬品、化粧品、医療機器、動物薬、玩具など、消費者が通常の生活で接する機会のある製品について、その許可や違反品の取締りなどを行っている。
- 5) ハードリカーとは、ワイン、ビール、焼酎、シェリー、日本酒などは含まれず、一般的にアルコール度数が高い、強いアルコール。ウォッカ、ジン、バーボン、ウイスキー、アクアビット、ブランデー、テキーラなど、通常は蒸留酒、ウイスキーなどである。

事例としてあげたN社には、2014年2月4日と同年3月25日に2度にわたり、訪問取材させていただいた。記してお礼申し上げたい。

<参考文献>

- 石川和男 [2013]『商業と流通 (第3版)』中央経済社
- 高宮城朝則編著 [1997]『卸売企業の経営と戦略』同文館出版
- 田口冬樹 [[2005]『新訂体系流通論』白桃書房
- 田島義博・宮下正房編著『日本の卸売経営の未来』東洋経済新報社、pp.1-23
- 田村正紀 [2001]『流通原理』千倉書房
- 通商産業省中小企業庁取引流通課 [2000]『平成11年 卸売業の現状と課題』同友館
- 西村順二 [2009]『卸売流通動態論－中間流通における仕入と販売の取引連動性－』千倉書房
- 根本重之 [2004]『新取引制度の構築－流通と営業の革新－』白桃書房
- 風呂勉 [1978]「卸売存立根拠論」『季刊消費と流通』Vol.2No.1
- 富士通ロジスティクスソリューションチーム [2005]『中間流通を誰が担うか－小売業・卸売業・メーカー・運輸倉庫業：18社の先進事例－』白桃書房
- 宮下正房 [1991]「卸売業の課題と機能強化の方向」田島義博・流通経済研究所編『変革期の流通』日本経済新聞社
- 宮下正房 [1992]『現代の卸売業』日本経済新聞社
- 矢作敏行 [1996]『現代流通』有斐閣
- 渡辺達朗 [2008]「卸売業界の再編成と"機能強化"競争」渡辺達朗・原頼利・遠藤明子・田村晃二『流通論をつかむ』有斐閣、pp.171-210

再考：マーケティング生成論 <補遺Ⅱ>*

梶原 勝美

目次

はじめに	
マーケティング生成論	
事例研究	
1) ヨーロッパのブランドを訪ねて	
2) 「白鹿」	
3) 「ギネス」	
4) 「キッコーマン」	
5) 「ジム・ビーム」	
新たなマーケティング生成論	
おわりに	

1. はじめに

これまでマーケティングの生成についての研究、すなわち、マーケティング生成論では、マーケティングの生成は19世紀後半のアメリカにみられるものであり、このことは一連の本研究においても踏襲され、いわば一種の定説のようにみなしてきた。その結局として、アメリカ以外の国におけるマーケティングの生成について、たとえば、イギリスの「ユニリーバ」、スイスの「ネスレ」、日本の「資生堂」、「キッコーマン」、アイルランドの「ギネス」などの事例研究を行ってきたにもかかわらず、それらはあくまでも例外的な事例としてみなしてきた。したがって、マーケティングの生成についてはアメリカにその端緒があり、それについての研究はアメリカを中心というよりはアメリカだ

けを考察してきたのである。

これまで本研究において展開されたマーケティング生成論は以下のようにまとめられるといえよう^(注1)。

19世紀後半以降、遅れた資本主義国アメリカは、生産、流通、消費に関するいくつかの要因および社会経済的諸要因を背景に、生産者は製造業者、製造企業、さらには大企業と呼ばれるように大きく変化し、彼らのある者は後にマーケティングと呼ばれるようになる新しい活動、すなわち、それまでのモノ商品であるプロダクト（製品）の生産からブランド商品を創造し、その展開を行うようになった。

たしかに歴史的事実として19世紀後半以降のアメリカにブランドが誕生し、マーケティングが生成された。しかしながら、その背景をなす要因について考えれば、その多くのものはアメリカ以外の諸国にも見受けられ、さらにまた、前述したようにブランドの創造と展開を行い始めた企業がみられるのも事実である。

したがって、19世紀後半のアメリカにみられた諸要因を背景にアメリカ企業がブランドの創造と展開という新たな行動を行い始めたという従来の定説的な理解からだけでは世界に先駆けてアメリカだけにマーケティングが生成されたという理由の説明には必ずしもならない。

そこで、多くの研究者たちが論じてきた、いわばアメリカだけにマーケティングが生成されたという根拠を求めて、さらに考えてみれば、とりわけ以下のようなアメリカだけに特徴的な

要因がいくつかあげられることができるといえることができるであろう。

- 第1には、世界に先駆けての大量生産の開始。
- 第2には、諸外国に抜kindでた所得の上昇。
- 第3には、階級消費ではない同質的な消費をする中産階級の出現。

この3つの要因について当時（19世紀末ないし20世紀初頭）のアメリカのレベルに近づいたイギリス、フランス、ドイツ、日本などの諸国が、アメリカより時間的にはかなり遅れたが、それぞれ20世紀半ば以降にマーケティングの本格的な生成、発展をみるようになったというのがその証明となりそうである。

しかしながら、よく考えてみれば、すでにアメリカとほぼ同時期に、イギリス、フランス、ドイツ、日本において事例研究^(注2)にみたように、若干の企業がブランドの創造、展開を明らかに開始しており、これをもって「マーケティングの生成」とみなすのであれば上記の3つの要因からでは、アメリカだけに世界に先駆けて「マーケティングの生成」がみられたことについて十分な説明はできないといわざるをえない。もちろん、若干の企業の事例は、たとえば、中川敬一郎の「ユニリーバ」のマーケティングの生成についての見解^(注3)や当初本研究において採用したようにいわば例外的なものとして捉えることもできるが、事実として、アメリカ以外の諸国においてマーケティングの生成がみられたのは無視できない。

したがって、これまで考察したような諸要因を背景に、19世紀のアメリカに「マーケティング」の生成がみられるようになったのは事実であるが、それらの要因が原因で、その結果として、アメリカだけに「マーケティング」が生成したとは必ずしもいえないであろう。

そもそも「マーケティング」の生成とは何で

であろうか。

これまでマーケティングの生成についての研究を行った多くの研究者たちは、たとえば、広告活動、全国的販売網の設立、セールスマン活動、ブランド付与といった企業の個別の活動が開始されたことをマーケティングの生成と捉えている。しかしながら、彼らの説明は、一般的、普遍的かつユニバーサルなものではなく、誤りではないが十分なものでもない。

そこで、マーケティング生成のすべての事例に妥当するのものとして、本研究では、従来の定説を超え、「ブランド商品の出現をもってマーケティングの生成」と定義づけた^(注4)。換言すれば、「マーケティングの生成とはブランドの創造、展開の開始である」ということになる。さらに厳密に言えば、「マーケティングの生成とは、ブランドの創造、展開を開始し、市場における消費者の支持を得て、それに成功することである」ということになるであろう。

このようにマーケティングの生成を考えれば、アメリカの企業のマーケティングの生成でもそれ以外の国の企業のマーケティングの生成についても同様に理解ができ、それは一般的、普遍的かつユニバーサルなマーケティング生成論となるものであるといえるであろう。

本稿では、マーケティングの生成とはブランドの創造・展開の開始であるという観点から、アメリカ以外の諸国におけるいくつかの事例研究を踏まえ、アメリカだけに限定されない一般的、普遍的かつユニバーサルなマーケティング生成論の新たな提示を試みるものである。

マーケティングの生成についての新たな見解によって、これまで曖昧模糊としていたマーケティングの生成については明確な理解ができると思われる。しかしながら、これは但し書き付きである。つまり、このようなマーケティングの生成は、必ずしもアメリカだけではなく、イ

ギリスをはじめとしたヨーロッパ諸国、そして日本においてもほぼ同時期に同様な現象が若干の企業にみられたのは事実であるが、量的にも質的にもマーケティングの生成、展開はあくまでもアメリカが中心であるのは明らかなことである^(注5)。その結果、マーケティングの生成はアメリカにその嚆矢があり、その他の諸国のマーケティングについては二義的なものであるという暗黙の前提のもとにこれまで論を展開してきたのは紛れもない事実であり、かつまたやむをえないことであった。

本研究で導かれたマーケティングの定義、すなわち、「マーケティングとは、企業が標準化したプロダクトやサービスに情報を付加し、創造した（さらに消費者をはじめとする関係者とともに共創した）ブランドを市場における消費者にブランドとして認知、評価、支持されるようにブランド・コミュニケーションを展開し、確立されたブランドの価値を管理するという包括的な活動である」^(注6)にもとづけば、これまで例外的とみなしてきた日本、イギリスなどアメリカ以外の諸国における生産者ないし企業がマーケティングそのものをアメリカよりも時期的にかなり早くから行っていることが判明してきた。たとえば、「キッコーマン」^(注7)、「ギネス」^(注8)などの事例研究から明かとなってきた。

しかしながら、それらのブランドは機械による大規模生産を背景に創造と展開が開始されたのではなく、いずれも醸造生産から生まれた醸造ブランドである。そのため、多くのマーケティング生成論に関心を示した研究者たちはそれらの醸造ブランドの位置づけをこれまで曖昧にしてきたというよりは気が付かないできたといえる。

本稿は、醸造ブランドも紛れもないブランドであることをはじめに明らかにした「再考：マ

ーケティング生成論」および、その後のヨーロッパ大陸におけるビールのブランドの新たな事例研究と実態調査研究により、醸造ブランドの誕生がアメリカ、日本よりヨーロッパ大陸においていち早くみられ1270年誕生のブランドをはじめとしていくつかの醸造ブランドが現在でも生き残っていることが判明してまとめた前稿「再考：マーケティング生成論＜補遺＞」に今回第2回目のヨーロッパ実態調査研究でドイツ、フランスを再訪問して発見したベルギー、フランスのビール・ブランドの初歩的ではあるが新たな研究成果をさらに加えることにより、より明確なマーケティング生成論の再考を試み、より一般的、普遍的かつユニバーサルなブランド・マーケティングの新たな理解を求め、補遺Ⅱとして纏め直したものである。

2. マーケティング生成論

一連の本研究の成果から、マーケティングの生成とはブランド商品の誕生、すなわち、ブランドの創造、展開という新たな企業活動がみられるようになったことである。それでは、その活動の中核をなすブランド商品がなぜ誕生したのであろうか。

職人生産や家内工業的な小規模、少量生産のもとではブランドが誕生する必然性がない。というのは、生産者は少数の需要者である顧客を知っており、他方、需要者である顧客も生産者を知っており、両者はフェース・ツー・フェースの関係にあり、何か問題が生じても旧知の間柄の生産者と需要者、両者の間のコミュニケーションによって解決が可能であったので、ブランドが生まれる必然性はなかった。ブランドは生産者から需要者である消費者への情報伝達機能、すなわち、コミュニケーション機能を果たすために生まれたものであり、両者の距離が近い場合に

は、あえてブランドを創造する必要性はない。

ところが、事態は一変した。新たに大量生産が開始されたのである。19世紀の半ばごろからアメリカに新たな機械による消費財の大量生産が始まったのである。(周知のように18世紀の末に始まる産業革命はエネルギー革命であるとともにある種の大量生産の開始であるが、その多くは最終消費財ではなく、鉄鋼、紡績というような産業材《生産財》、中間財の大量生産であり、消費財のそれではない。)大量生産が始まると、生産者と最終需要者である消費者の距離は次第に拡大した。この距離は本来商人である流通業者が埋めるものであったが、当時のアメリカの商人たちではその距離を完全には埋めることができず、そのため、結果として、A. W. Shawが指摘したように一部の生産者自身が商人的生産者へと変身し、新たな努力によって埋めることになったのである。試行錯誤の末に商人的生産者は単なるプロダクト(製品)の生産ではなく、それに情報を付加したブランドの創造、すなわち、ブランド商品の誕生に行き着いたのである(注9)。

これがアメリカにおけるマーケティングの生成となるのである。しかしながら、商人的生産者は必ずしも当初より大量生産を行う生産者とは限らなかった。たとえば、「アイボリー」(注10)、「コカ・コーラ」(注11)のように小規模生産のもとでブランドの創造と展開からなるマーケティングの生成を開始し、それに成功して大規模生産へと発展した事例が数多く存在する。したがって、機械による大量生産の開始は、マーケティングの生成には大いなる関係があることは事実であるが、必ずしも必要十分条件とはいえないのである。その結果、すでに論じたように本研究で導き出したマーケティングの生成についての定義は次のようになるのである。「マーケティングの生成とは、ブランドの創造、展開を

開始し、市場における消費者の評価、支持を得て、それに成功することである。」

しかしながら、研究が進展した結果、これまで見過ごされていた醸造ブランドという新たな対象が見い出された。それはブランドの誕生、すなわち、ブランドの創造と展開は必ずしも機械による大量生産のプロダクトに限られないということの意味するものである。換言すれば、醸造ブランドの研究を試みなければ、マーケティングの生成についての理解が片手落ちとなることによりやく気がついたのである。

3. 事例研究

これまで定説ではマーケティングの生成の萌芽は19世紀の半ば以降のアメリカにおいてみられるようになったといわれてきているが、詳しい事例研究を試みしてみると、19世紀半ば以前に、しかもアメリカではない国々においてマーケティングの生成がみられることが明らかになってきた。もちろん、これらの事例は例外的なこととして、無視することもできるかと思われるが、これらのいわば例外的に扱われてきた事例を研究することにより、新たなブランド・マーケティングの一般的、普遍的かつユニバーサルな理解を求める必要がある。

これまで研究した限られた範囲においては、曖昧に扱われてきたが、すでに事例研究を試みた日本、アイルランドといった国々でアメリカよりも早くブランドの誕生とマーケティングの生成がみうけられる。そこで、これまでの研究を踏まえて、今回新たに試みた2回にわたるヨーロッパ大陸における実態調査研究を加え、従来いわれてきた19世紀半ばのアメリカの機械による大量生産の結果として生まれたマーケティングの生成より早く誕生し、今日まで生き残っているいくつかの代表的な醸造ブランドを取

り上げ、事例研究を試みることにする。

それらは機械生産によるブランドではなく、醸造生産によるブランドである。

1) ヨーロッパ大陸の醸造ブランドを訪ねて

これまでヨーロッパ大陸のブランド、マーケティングについては一部のファッション・ブランドや自動車、家電品といったメカニズム・ブランドだけがわずかに研究されてきているにすぎず、今日まで続くブランドの歴史的事例研究はほとんど行われていない。

そのような現状に鑑み、第1回ヨーロッパ大陸実態調査研究（2013年9月11日～22日）ではヨーロッパ大陸のブランドの源を求めて、ヨーロッパ大陸の中欧から北欧にかけて実態調査研究を試みた^(注12)。そして、再度、ヨーロッパ大陸実態調査研究（2014年9月10日～16日）を試みた^(注13)。

ヨーロッパ大陸実態調査研究は時間の制約があり、調査対象をビールのブランドに限定せざるをえなかった。周知のようにヨーロッパ大陸のビールのブランドは、後述する「ギネス」をはじめ「ハイネケン」(注14)、「カールスバーグ」(注15)など今やグローバル・ブランドになっている数多くのブランドがあるが、それらは「ギネス」を除きいずれも19世紀半ばすぎに創造されたブランドで歴史はそれほど古いものではない。そこで、中欧、北欧の諸国の首都におけるいくつかのビール販売店、BAR、レ

ストランを訪れ、今まで知ることができず、日本ではなかなかお目にかかれないビールのブランドの源といえるようなブランドを探し始めたが、残念なことに見つけることができなかった。あきらめかけていた時、想定した年代よりもかなり古く創造され、しかも現代でも展開されているビールのブランドを幸いにも発見することができた。それらのブランドを以下に歴史が新しい順にあげることにする。

まず、第2回目のヨーロッパ大陸実態調査研究で訪問したフランスのパリで1664年創造のブランド「1664」(写真1、参照)を発見した。われわれ日本人の認識でいえば、フランスはワインの国と思いがちであるが、もちろんビールの国でもある。帰国して調べたところ、1664年にビール醸造マイスターの証明書を得たGeronimus Hattがビール醸造所を設立したことが創業ということになり、日本酒のブランド「白鹿」の創業とほぼ同時期ということになる。その後、20世紀まで続いたが、合併・買収を幾度か経験し、21世紀の現在ではカールスバーグ社の傘下になっている^(注16)。日本でもネット通販で手に入ることができるブランドである。

次に、第1回目のヨーロッパ大陸実態調査研究で訪問したワルシャワで偶々入ったBARでドイツのミュンヘンのビールのブランド「PAULANER」(写真2、3、参照)を何気なく飲んだが、そのラベルには創業1634年とあり、その瞬間、日本酒のブランドよりも歴史が古く、

写真1 '1664'



写真2 'PAULANER'



写真3 'PAULANER' のコースター



現存する最古のブランドを発見したのではないかと思った。ところが、そうではなく、次に述べるようにヨーロッパ大陸にはさらに歴史の長いビールのブランドがあることがわかった。

なお、同ブランドについての論及がある文献(注17)を探し当てることができた。それによれば、'PAULANER'は聖フランソワ・ド・ポール "saint Francois de Paule" (ドイツ語では、パウラナー 'PAULANER')が創立したミュンヘンの修道院で1634年から醸造され、当初は修道士たちの個人的消費のためのものであったが、その後、祭りの日に外部の人々に販売されるようになり、次第に地方的名声を得てブランドとなったビールのブランド名である。ブランド名の由来は修道院の創始者である聖フランソワ・ド・ポール "saint Francois de Paule" (ドイツ語では、パウラナー 'PAULANER')にもとづいたものである。同ブランドは1799年の修道院の廃止後、醸造業者はたびたび変わったが、おそらく同ブランドに対する消費者の高い評価と支持があったためか、生き残り、今日では、ビールの多国籍企業であるBHI社の傘下でブランド展開されている。ミュンヘンには同ブランドのビアホール(写真4、参照)があり、また、同ブランドは有名なミュンヘン・ビール祭り^(注18)の6つの公式ビールのひとつでもある。

したがって、'PAULANER'は日本ではほとんど知られていないことからわかるようにグローバル・ブランドではないが、ミュンヘンのローカル・ブランドからドイツのナショナル・ブランドを経て、ポーランドのワルシャワのBARで飲まれているようにリージョナル・ブランド化しているものと思われる。機会があれば、さらなる研究が求められるブランドである。その後、研究を続けた結果、いくつかの新しい発見があった。第2回目の実態調査研究で'PAULANER'の本拠地であるドイツのミュンヘンまで行き、同ブランドはビールを扱っているほとんどの小売店で販売されているきわめて一般的でポピュラーなブランドであることがわかった。さらに、同ブランドには多数のアイテム・ブランドが展開されていることもわかった(写真5、参照)。

'PAULANER'は日本ではほとんど知られていないブランドではあるが、調べてみると酒量販店やネット通販のアマゾンなどではすでに販売されていることが判明した。特にミュンヘンのビール祭りであるオクトーバ・フェスタの時期に合わせて日本でも小規模ではあるがブランド展開され始めているということである。

また、チェコのプラハのRELAY(一種のキオスク:コンビニ)で1580年創業と記された

写真4 'PAULANER'のピアレストラン



写真5 'PAULANER'のアイテムブランド



ビールのブランド‘KRUŠOVICE’（写真6、参照）を見つけ、ビールのブランドがさらに歴史をさかのぼることとなった。このブランドが‘PAULANER’に代わり、現存する最古のブランドではないかと思った。しかしながら、さらに古いブランドを発見することとなった。

それはオーストリアのウィーンのスーパーマーケットのSPARで発見した1270年創業と記されたビールのブランド‘HIRTER PRIVAT PILS’（写真7、参照）である。もし、1270年に創業されたか、あるいは、ブランドが創造されたのか、いずれかが事実であれば、まさに幻のブランドというべきであって、多分、現時点では最古のブランドのひとつと考えられる。

ところが、再度実態調査で訪問したフランスのパリで1270年の‘HIRTER PRIVAT PILS’よりもさらに歴史が古いビールのブランドを発見した。それは1240年創業のベルギーのビールのブランド‘Leffe’「レフ」（写真8、参照）である。調べてみたところ、1152年、レフ修道院が建てられ、1240年にはレフ修道院でノンベルト派の修道士によってビールのブランド‘Leffe’が誕生したと記録に残っているという。長い間その製法は脈々と受け継がれたが、1952年、修道院は財政難から生産ライセンスを外部の醸造所に譲ることになり、ここにレフ修道院のレシピに忠実に従って生産されるアビィ・ビール「レフ」の新たな出発が始まった。1971年、

インターブルー社がライセンス生産していた醸造所を買収し今日に至っている^(注19)。

したがって、現在までの研究では、‘Leffe’が最古のブランドと考えられるが、もちろん、さらに詳細に調査研究をすれば、それ以前から今日まで継承されているビールのブランドが数多く存在するかもしれない^(注20)。

これら今回の調査で発見した歴史の古いヨーロッパ大陸のビールのブランドは、ラベルでの表記では、‘1664’は1664、‘PAULANER’はseit 1634、‘KRUŠOVICE’は1580、‘HIRTER PRIVAT PILS’はseit 1270、そして、‘Leffe’は1240とあるが、それらの数字が意味するのがビール醸造の創業なのか、ブランドの創造、すなわち、誕生なのかは現時点では不明である。

いずれにせよこれらのブランドの誕生、創造と当初の展開については今となっては長い歴史のかなたに見え隠れしているだけかもしれない。これらの古いビールのブランドがなぜグローバル・ブランドとして世界市場に知られることなく今日まで存在してきたのであろうか。その理由として考えられるのは、イギリスにおけるビール醸造の歴史にみられるように^(注21)、許認可制度、生産量の制限、販売地域の限定などがあったため、自由な経営活動、ひいては自由なブランド展開活動ができず、その結果、いずれも地ビール、すなわち、ローカル・ブランドとしてごく限られた地域市場で醸造販売されて生き

写真6 ‘KRUŠOVICE’



写真7 ‘HIRTER PRIVAT PILS’



写真8 ‘Leffe’



残り続けたものと考えられる。また、ビールの商品特性、すなわち、重量が重く、その割には価格が安い、広域市場への物流にハードルがあった。さらに、ビールはアルコール飲料のため、多くは時の権力者が課税対象としたこともその理由として挙げられる。ようやく近年になり、営業の自由化に伴って、ナショナル・ブランド化、リージョナル・ブランド化を始めたものと考えられる。また、ビール醸造はイギリスのパブ^(注22)にみられるように、醸造販売所で醸造業者がいわば製造小売りとしてビールを醸造販売していたため、職人ギルド、商人ギルドの影響の外にあり、その結果としてブランドが継承されたとも考えられる。さらに、すでに論じた‘CHMAI Peres Trappistes’^(注23)や本稿で前述した‘Leffe’や‘PAULANER’のようにビールの醸造業者、すなわち、ブランド所有者が宗教組織の修道院^(注24)という事例もあり、必ずしも今日のわれわれが考える営利を求めるビジネスではない主体がブランドの創造と展開を広く行っていたことも十分に想定される。今後、詳細な事例研究が望まれるものである。

したがって、これまでの考察から、アメリカよりもかなり早くからヨーロッパ大陸にはブランドが誕生し、マーケティングの生成がみられたことが明らかとなった。換言すれば、これまでのヨーロッパ大陸におけるマーケティング研究の不十分さが明らかになるとともに早急な研究の開始が求められる。

今回は触れることができなかったが、ビールだけではなく、ウイスキーも忘れてはならない。スコッチ・ウイスキーは12世紀から13世紀にはイギリスに伝えられ、その醸造が始まったといわれるが、ウイスキーのブランドは大きく発展せず、しかもブランド認識、マーケティング認識が生まれなかったのは、その販売を主として多段階にわたる商人が支配していたため、醸

造業者の関心がウイスキーというモノ商品の醸造管理、品質管理に向かい、ブランド管理が二の次になったことがその理由として考えられる。たとえば、イギリスのスコッチ・ウイスキーのブランドの代表として日本でも有名な「ジョニー・ウォーカー」^(注25)、「バレンタイン」^(注26)などがあげられるが、いずれも19世紀後半以降に創造されたものでブランドとしての歴史はそれほど古くはない。

なお、ヨーロッパ世界の歴史に鑑みれば、ワインはビールよりも歴史が古く、かつ、現在まで継承されているブランド、たとえば、修道院で醸造、販売されてきたブランドが数多く存在していることは十分に推測される。周知のようにワインのブランドはビンテージ・ワインに代表されるように原料のブドウの作柄に左右され、必ずしも常に一定の品質が保証されないという標準化の問題およびブドウ生産は地域限定的であり同一ブランドの大量醸造には量的・質的な問題がある。しかしながら、ワインのブランド研究も重要な今後の課題となるであろう。

2) 「白鹿」

日本には既に中世室町時代の文献に登場する「柳酒」が酒銘の始まりといわれ^(注27)、それが今日のブランドの源のひとつと考えられなくはないが、「柳酒」はもはや幻となっている。ところが、現代にまで続くロングライフのブランドのひとつといわれるものが江戸時代の神戸灘の地で創業された日本酒、すなわち、清酒のブランド群である。その中でも創業以来同一のブランドで今日まで続いているといわれている最古のブランドのひとつが「白鹿」である。

日本酒のブランド「白鹿」は1662（寛文2）年の創業以来350年の歴史があるという。そのブランド・ネームの「白鹿」がいつ生まれたのか今では明確ではない。「白鹿」を展開してい

る辰馬本家酒造株式会社の平成4年に刊行された社史にあたる記念誌には、その由来として次のように記されている^(注28)。「白鹿の名前も長生を祈る中国の神仙思想に由来する。中国では古来、白鹿は縁起の良い霊獣とされてきた。唐の時代、玄宗皇帝の宮中に一頭の白鹿が迷いこみ、仙人の王旻がこれを千年生きた白鹿と看破したという話がある。調べたところ角ぎわの雪毛の中から『宜春苑中之白鹿』と刻んだ銅牌が現れた。宜春苑とは唐の時代を千年もさかのぼる漢の時代のもの。皇帝はこれを瑞祥として歓び、白鹿を愛養したと伝えられている。その後、詩人の瞿存齋がこの話を詠った中に『長生自得千年寿』の一節がある。『白鹿』の名は、この故事によるもので、江戸時代の看板にも『宜春苑 長生自得千年寿白鹿』という銘が打たれている。神仙思想というと、何やら玄妙に響くが、長生願望そのものはいつの時代にもある。自然のはかり知れない生命力を滋養とする考え方は古い、しかし新しい。清酒『白鹿』も、そこから生まれ育ってきた。『白鹿』の名には、三百三十年の昔から、自然の大いなる生命の気と、日々の楽しみと、長寿の願いが込められている。」なお、「白鹿」とともに今日でもラベルに長生自得、千年寿が付されている。

確かなことは、1830（文政13）年作の銘酒白鹿商標文字入り櫓板看板が、江戸新川の酒問屋鳥屋庄助商店に残っており、当時相当の「白鹿」が江戸積みされていたことを物語っている^(注29)。また、江戸酒問屋の荷印で作った当時の子供の遊び道具の双六には、「白鹿」は「白雪」、「正宗」などとともに見受けられる^(注30)。したがって、19世紀の前半には明らかに江戸市場において「白鹿」が銘柄、すなわち、ブランドとなっていたものと思われる。しかしながら、当時の銘柄は江戸の酒問屋によって付けられ^(注31)、前述した記念誌には明確に記されていないが、

醸造した酒がすべて「白鹿」として販売されたわけではないと思われる。また、同記念誌には江戸店の記述が全くないので、「白鹿」は出先にあたる江戸店の酒問屋ではなく、当時すでに確立していた江戸の酒問屋を通して江戸市場に参入したものと思われる。問屋を介して市場開拓をしていく場合には、銘柄が重要視され^(注32)、そのひとつが「白鹿」ということになる。このように江戸時代には「白鹿」をはじめとしてすでに多くの清酒のブランドばかりか醤油のブランドも展開されており、それは、たとえば、江戸積名酒番付^(注33)や醤油番付^(注34)があり、それにみることができる。したがって、江戸市民は幕藩体制の下にあったが、思いのほか、かなり自由にブランド選択ができる消費者であったことが推測されるのである。

封建時代、幕藩体制の下にありながら、清酒のブランド「白鹿」は創造され、地場のローカル市場ではなく、最大の消費地である江戸市場でブランド展開が始まったのである。文化（1804-1818年）—文政（1818-1830年）—天保（1830-1844年）の40年間には、醸造石数の95%が江戸市場向けのものとなり^(注35)、いわば江戸市場のローカル・ブランドとしての確立ができ、次の明治期に名実ともにナショナル・ブランドとなる基盤はすでにできあがっていた。したがって、辰馬本家酒造株式会社の前身、辰馬本店がブランド「白鹿」を創造し、江戸市場で展開を始めたことは、多くの制約の中でのものではあるが、紛れもなくマーケティングの生成であるといえるであろう。

当時の江戸は住民の半数が生産活動に従事しない武士とその家族からなる人口100万人を超える世界最大の消費都市のひとつであり、必要な物資は大阪をはじめとした全国各地に依存していた。その中の酒についていえば、供給にあたったのが、主として上方および東海地方の

「下り酒11ヶ国」であるが、なかでも摂泉2国の造り酒屋、酒造業者が醸造した清酒を樽廻船により江戸まで輸送したのである。彼ら酒造業者は地場の市場ではなく遠く離れた江戸市場に向けられていて、卸先は江戸の下り酒問屋であった。江戸の酒問屋には、上方および東海地方から江戸積みされる酒を取り扱う下り問屋と関八州の酒を取り扱う地回り問屋とに分かれていた。下り問屋は、上方の荷主、すなわち、酒造業者自身が直販するために江戸店を設けて、「手酒」の一手販売をすることから始まった。そして、17世紀末には、荷主＝酒造業者→江戸酒問屋→酒仲買→小売酒屋という下り酒の販売ルートが確立されていた^(注36)。当初は荷主である酒造業者が支配していたが、次第に荷主である上方の酒造業者から自立した酒問屋が幕府の統制のもとに酒店組として江戸十組問屋に加入し、再編成され、江戸市場における酒の流通を支配するようになった^(注37)。

同記念誌によれば、創業時の寛文(1661-1673)年間には酒造石高は100石前後であった。その後、元禄(1688-1704)年間から安永(1772-1781)年間までの期間の酒造石高は年間200～400石程度で著しい発展もなかったが、1804(文化1)年には1,400石、明治維新を経た1889(明治22)年には酒造石高全国第一位の17,500石となる。その後、1896(明治29)年には、23,000石、1928(昭和3)年には40,000石へと発展した^(注38)。したがって、その発展は順調のように見えるが、実はそうではない。というのは、酒造業が米穀加工業であったため、幕藩体制による規制と統制があり、自由な企業活動が可能ではなかったのである。酒造株による酒造統制があり、しかも減醸令と勝手造り令とが繰り返され、多くの酒造業者が廃業し、大きく発展する余地はあまりなかった^(注39)。それにもかかわらず、「白鹿」が江戸時代を生き残り、明治

を迎えたことは、江戸市場の消費者の評価と支持によるものと思われる。しかし、明治以降も江戸時代よりは自由になったが、清酒が酒税という国税を担うことになり、相変わらず規制の下にあった。

時代が変わり江戸から明治となり、1884年に商標条例が公布されたが、同社の記念誌には「白鹿」の商標登録の記述がない。その一方、1659(万時2)年創業の「菊正宗」は商標条例が公布された1884年、「正宗」で商標登録の申請をしたが不許可となり、改めて「菊正宗」で商標登録をしている^(注40)。また、「白鹿」、「菊正宗」よりも創業が古い「月桂冠」は1905年に商標登録されたが、その前のブランドは、1897年に商標登録された「鳳麟正宗」であり、1637(寛永14)年の創業時には「玉の泉」であった^(注41)。

明治以降、次第に「白鹿」の市場が全国に広がり、大正から昭和にかけてナショナル・ブランドになるとともに酒造石高が40,000石に達すると、景品供与、ポスターなどの広告を始め、マーケティングのさらなる展開が見られるようになってきたのである^(注42)。1917(大正6)年には法人化をなし、資本金50万円で辰馬本家酒造株式会社を設立した^(注43)。また、1920(大正9)年には、「黒松白鹿」の創造、展開を開始し、「白鹿」のブランド拡張をした^(注44)。1930(昭和5)年、自動瓶詰機を設置した白鹿敢館竣工^(注45)、その後、第2次世界大戦から復興し、(すでに海外進出は1889年のパリ万国博から試みられていたが)グローバル・ブランドを目指し、1992年にはアメリカ・コロラド州に工場を設立した^(注46)。

このように「白鹿」のブランド展開は規制の下でのものであった。つまり、日本人の主食のコメを原料としているために江戸時代には幕府による多くの制約があり、また、明治以降は酒

税という税金の確保という名目の下に政府の規制が続き、「白鹿」は自由な展開ができたとは必ずしもいえないが、多くの人々が売ること、すなわち、販売しか知らない中で、マーケティングの生成と展開を行い、今日に至っているということである。この事例はアメリカのものより、その他の国のものより古くかつ長い歴史を持つものであるといえるであろう。もちろん、「白鹿」は当初はブランドではなく家業ブランド^(注47)と考えることもできるが、(おそらく18世紀にはそうであったと思われるが)明らかに19世紀初頭には生産地の摂津国の灘の地から遠く離れた江戸市場向けの大規模生産を行なっていることからみて、やはり「白鹿」はブランドとみなすことができると考えるのである。確かに機械生産を本格的に導入するのは20世紀になるが、清酒の生産は醸造のため、需要があれば、それに応じて生産規模の拡大は醸造用の桶を増設すれば可能であり比較的容易なことであった。したがって、19世紀の半ば以降のアメリカで機械生産の開始と新製品の誕生などを背景に生まれた多くのブランドよりはるかに早く、「白鹿」は創造、展開され始め、日本における最古のブランドのひとつであるということになるであろう。それは同時に日本における最古のマーケティングの生成の事例のひとつでもあるといえるであろう^(注48)。

現在、スキヤキ、てんぷら、スシ、ラーメンをはじめとした日本食ブームである。それを背景として、日本酒の評価が外国で高まっているが、まさに「白鹿」はグローバル・ブランドとなれるか、どうかの正念場となっているのである。

3) 「ギネス」

多くのアメリカのブランドの確立よりかなり早く18世紀の半ば過ぎに当時イギリスの植民

地であったアイルランドで創業され、その後、隣国イギリスのトップ・ブランドとなり、さらに、グローバル・ブランドにまで発展し、2009年に生誕250年を迎えたビールのロングライフ・ブランド「ギネス」がある。

Arthur Guinnessが1759年にビール醸造を創業した。彼が醸造したビールは彼の名にちなみ「ギネス」と呼ばれるようになり、それがビールのブランド「ギネス」となっていったと思われる。創業からわずか7年で早くも「ギネス」はダブリンの市場においてローカル・ブランドとしての主導的な地歩を築いたのである^(注49)。

ギネス社の創業から10年後には、早くも「ギネス」はアイルランド市場からイギリスのポーターを追い出し、逆にイギリスに輸出するようになった^(注50)。1795年には、ロンドンの雑誌に「ギネス」の樽を傍らにポーターを飲む男のイラストが描かれている^(注51)。したがって、「ギネス」はアイルランドのダブリンのローカル・ブランドからナショナル・ブランドを飛び越え、一挙にリージョナル・ブランドを目指したことになる。

アイルランドのダブリンのローカル・ブランドであった「ギネス」をナショナル・ブランドに押し上げたのは、1756年に建設が始まり、1805年に完成したダブリンから大西洋に面した河港都市リムリックに至るアイルランドを横断するアイルランド大運河 'Irish Great Canal' であった。樽に詰めたビールを馬や荷車で運ぶことは、大変困難なことであったが、この物流の問題の解決をもたらしたのが、運河であり、「ギネス」は運河や流れの緩やかな川を旅しながら、アイルランドの隅々にまで運ばれていたのである。ここに至って、「ギネス」はローカル・ブランドからナショナル・ブランドへと展開されたのである^(注52)。しかしながら、「ギネス」はアイルランドのナショナル・ブラ

ンドを志向する前に、より市場規模の大きいイギリス市場へ進出し、展開されたのである。したがって、「ギネス」はナショナル・ブランド化とリージョナル・ブランド化が前後して展開されたという極めて特異なブランドである。

もともとアイルランドの市場は小さいために、「ギネス」は当初より隣国かつ宗主国であるイギリスの市場を目指し、それに成功し、リージョナル・ブランドとなったのである。というのは、重量の割には価格が安いというビールの商品特性のため物流が課題であり、ダブリンから内陸へと物流するのと船でイギリスへと物流するのではあまり違いがなかったからである。しかも産業革命を迎えアイルランドより経済的な先進国であるイギリスには当時すでに全国的な物流のネットワークができていたのである。その上、イギリスは人口が多く、「ギネス」には絶好の市場となっていたのである。

当時のイギリス市場は次のごとくであった。

19世紀に入り、イギリスでは産業革命が進展し、新しい都市市場がもたらされると、大規模なビール醸造業者が存立する可能性が高まった。というのは、ビール醸造業者は自社製品を需要する多数の消費者を必要とし、また、ビールの市場は輸送費の制約があるために消費地での醸造が必要であったからである。18世紀初めにビール醸造業が勃興したロンドンはもっとも巨大なビール市場となっていた。そのような中、19世紀半ばには、「ギネス」はロンドンばかりかイングランド全土で最大かつ最も有名なビールのブランドになっていた^(注53)。

なお、特に有名な「ギネス」のスタウト・ポーターは、1880年に麦芽にかかる税金が増額され、それを軽減するために、麦芽の一部を大麦で代替し、さらにホップを多めに加えることによって、それまでの甘めのスタウトと一線を画するアイリッシュ・ドライ・スタウトとして

開発されたものである^(注54)。それは濃く焙煎した大麦麦芽を使用して醸造する通常のポーターよりさらに濃い色をしており、もはや琥珀色の「アンバー」ではなく、完全に「ダーク」と呼ばれる真っ黒な色合いのエールである。換言すれば、アンバー・エール・ビールではなく、ダーク・エール・ビールに属するものである。ポーターの芳醇さを残す深い味わいだけではなく、同時にすっきり感もあるという特徴を持っている。この味わいには、原材料の麦芽に秘密がある。ポーターは、深めに培養した麦芽のみからつくられていたが、ギネス社が醸造したスタウトは、あっさり目のペール（色の薄い）麦芽をベースにしている。真っ黒に焦がした麦芽を添加することで、すっきりしたペール系の特長を活かしながらも、ポーターの深い味わいを持つエールを生み出すことができたのである^(注55)。

「ギネス」のスタウト・ポーターは、次第に「ギネス」のスタウトとして一般的に認識されるようになっていった^(注56)。したがって、「ギネス」はライバルの醸造業者のものよりも早くイギリス市場でのブランドの展開に成功し、アイルランドでのナショナル・ブランドになると前後してリージョナル・ブランドとなったのである。それにはいくつかの理由が挙げられる。

当時のイギリスは全国的な鉄道網の発展によって、伝統的な参入障壁が崩壊し、加えて、産業革命の進展が多く労働者を生み、彼らによって都市のビール需要が増加した結果、ビールの生産は近代的な大規模醸造業者が有利なものとなった。1830年以降、従来のパブを兼ねた小規模なビール醸造業者の生産量が総ビール生産量に占める割合は急速に減少し、その数も1851年以降、急激に減少したが、その一方、大量生産を開始した近代的ビール醸造業者が増加し、両者の市場シェアと生産量も同様の変化を示した。1850年から1876年にかけて都市労

働者階層の実質所得は上昇し、飲酒が彼らの代表的な娯楽をなしていたので、ビール醸造業者は莫大な利益を上げることができた。競争は一段と激しくなったが、ビールの小売価格は変わらず、競争は主としてビールの品質、風味をめぐって行われていた^(注57)。

1862年には、「ギネス」のラベルにはアイルランドの国章であるハーブ（豎琴）が採用されている^(注58)。

しかしながら、1880年代に入るとイギリスのビール醸造業者の成長と繁栄の時代は終わり、労働者のビール消費は他の品目にとって代われ、ビールの需要は減少し、多くのビール醸造業者は過剰生産設備を抱えるようになった^(注59)。それにもかかわず、1880年から1900年にかけて、瓶詰で販売されていた「ギネス」のスタウトは顧客の強力なロイヤルティを獲得し、すべてのパブにおいて商品構成上必要なブランドとなり、イギリス全土の消費者に提供することができたのである^(注60)。

1886年にはギネス社はイギリスの会社‘Guinness & Co.Ltd’として法人化をなしえ、ロンドンに本社を置いた^(注61)。それ以降、イギリス市場はアイルランド市場とともに「ギネス」のナショナル市場となったのである。したがって、イギリスにおける「ギネス」はリージョナル・ブランドからナショナル・ブランドへとその位置づけが代わることになった。

「ギネス」の新たなナショナル市場となったイギリス市場は今日まで重要な市場となっている。1950年においても、「ギネス」のみが莫大な数のパブや小売店の支持を獲得した唯一のイギリスのナショナル・ブランドであった^(注62)。多くのビール醸造業者が水平統合し、規模の拡大と工場の増加を図ったのに対し、ギネス社はロンドン工場だけの生産体制で、全国市場へは、ロンドン工場からバルクで全国のビール醸造業者

に出荷され、そこで瓶詰にされた「ギネス」が全国の販売店にトラックで配送されたのである^(注63)。「ギネス」は比較的高価であったが、品質と信頼性によりその販売量は急増した^(注64)。

消費者の酒に対する嗜好の変化と競争の激化に対し、かつまた、1961年の酒類販売免許法の規制緩和という環境の変化に対応して^(注65)、「ギネス」は今日までイギリス市場において不動の地位を占めるナショナル・ブランドを維持し続けている。

このように「ギネス」はアメリカの多くのブランドよりも早くブランド化に成功したが、それはビールという商品がビール酵母菌による醸造という生産方法であり、需要、すなわち、市場が拡大すれば、容易に増産が可能なことによるものである。その市場とは、隣国かつ植民地の本国イギリスのロンドンであった。産業革命を経て急速に拡大したロンドン市民のビールに対する需要の増加が「ギネス」のマーケティングの生成の背景に挙げられる。

現在では「ギネス」はグローバル・ブランドとなり、約150カ国もの人々が愛飲している。彼らにとっては、「ギネス」はアイルランドのブランドでもイギリスのブランドでもなく、自分のブランドということである。まさにこれがグローバル化に成功したブランド・マーケティングのひとつの姿かもしれない。

4) 「キッコーマン」

ブランド、「キッコーマン」の誕生は長い歴史の中にあり、今や伝説のかなたにあるように思われる。荒川進はその著の中で、「キッコーマンは、『寿命』など全く無縁であるような企業である。企業寿命の定説の十倍以上、なんと320年余（彼の書籍が出版されたのは今から約20年前であり、今では340年になる）の時の流れの中を洋々と生き抜いてきている。」^(注64) 彼

がいうキッコマンの300年余りの歴史があるというのは、もちろん当初は家業であったが、経営主体としてであり、醤油醸造を始める前の味噌醸造の始まりからのもので、ブランドとしてではない。それではブランド「キッコマン」の誕生はいつのことになるのであろうか。

ブランド、「キッコマン」の前身「亀甲萬」は、後に野田醤油株式会社を合同して作った一族8家のひとつ茂木佐平治家の本印であった。その誕生についてはキッコマン株式会社80年史にもやはり明確な説明はなく、伝聞として次のように記されている。^(注67)「武蔵国皿沼村（現埼玉県吉川市）で油、しょうゆの販売業を手広く営んでいた4代鈴木万平が考案し、佐平治家に譲られたとされている。4代佐平治が出蔵を作った1820年（文政3年）とされており、譲渡の時期もそのころであったと考えられる。鈴木万平がこのマークを考案したのは、下総国の一の宮である香取神宮にあやかっただとされている。軍神として広く知られている香取神宮は『亀甲』を山号とし、『下総国亀甲山香取神宮』を正式の名称としてきた。その神宝は『三盛亀甲紋松鶴鏡』と名付けられている古代の鏡で、万平はこの鏡の裏面にある亀甲紋様を図案化し、『亀は万歳の仙齡を有する』という故事から、亀甲にちなんで『萬』の文字を入れたという伝承がある」。

したがって、ブランド「キッコマン」の誕生と由来は伝説のかなたにあるとしかいいようがないが、200年前には誕生していたのはほぼ間違いのないことである。醤油ブランド「亀甲萬」は当時の大消費市場である江戸ですぐに評価され、1838（天保9年）には「最上醤油」に選ばれ、「幕府御両丸御用」の下命を受け、また、1840年（天保11年）正月に江戸でつくられた「醤油番付」には、第3位の東の関脇に位置づけられており、この時には江戸市

場ですでに有力なローカル・ブランドになっていることが分かる^(注68)。

「亀甲萬」のブランドを展開していた茂木佐平治家は、ブランド、商標の重要性を十分に理解していて、「亀甲萬」は日本で最初の商標登録をし^(注69)、「また、外国市場で、商標登録した日本企業の第1号でもある。キッコマンの商標は、1879年（明治12年）、アメリカ・カリフォルニア州の登録を皮切りに、その7年後にはドイツでも登録している」。^(注70)なお、1906年（明治39年）にはアメリカで商標登録をしている。^(注71)また、1879年には「亀甲萬」の偽物が東京市中に出回るようになり、パリの印刷業者につくらせた精巧な金色のラベルを貼って出荷し、模造品の出回りを防いだ。これが、醤油の容器にラベルを貼って販売した最初のケースである」。^(注72)このように「亀甲萬」はかなり早くから無形財産として認識されていたことがわかるのである。

さらに、1908年（明治41年）には「宮内省御用」となり、「亀甲萬」を「格別のしょうゆ」とする評価は、宮中にも及んだ^(注73)。

醤油醸造業者は第2次世界大戦以前では全国に8,000を数える地場産業であった^(注74)。したがって、「亀甲萬」がナショナル・ブランドへと発展するのはかなりの障害が存在していた。その主たるものは激烈な競争と生産過剰である。その解決のために、1917年、野田の醤油醸造家一族八家が合同し、法人化して出来たのが野田醤油株式会社である。その際新会社の本印として、八家の中で3番目の規模であった茂木佐平治家の本印であった「亀甲萬」が選ばれたが、それはブランドとして「亀甲萬」が一番評価されていたということである。その際に茂木佐平治家の当主はブランド料として100万円を要求したが、結局30万円で折り合いが付き新会社が設立されたのである^(注75)。これはブランド

「亀甲萬」が財産価値を持つものであるということが認識されていたことにほかならない。

合同した新会社が持っていたブランドは211もあったが、1920年には知名度がとりわけ高かった8ブランドだけを残し、順次各工場も「亀甲萬」ブランドの生産に移行した。これを「亀甲萬への仕込替え」と称したが、異なる種麴を使ってきた工場では、亀甲萬印と全く変わることのない製品をつくることは、極めて難しいことであった。ようやく「亀甲萬」ブランドの集中的、大量生産体制を実現したのは1926年になってからのことである^(注76)。さらに、日本が戦時経済下の1940年（昭和15年）9月1日を期し、政府が「1社1規格1マーク制」を実施することになり、残っていたブランドもすべて廃止され、「亀甲萬」に統一することになった^(注77)。

1917年に合同して発足した野田醤油株式会社は「亀甲萬」のナショナル・ブランドを目指して、1918年、大阪に営業拠点を設け、1932年には関西工場が完成した^(注78)が、厳密な意味でのNB（ナショナル・ブランド）になるのは戦後の統制解除後の1955年（昭和30年）になってからである。この年、従来からの大阪、横浜、福岡（1951年（昭和26年）開設）に加え名古屋、札幌に営業所を開設し、名実ともにナショナル・ブランド「キッコーマン」になったのである^(注79)。

この時期から、容器を革新し、卓上ビン、そして、その後マンパックを開発し^(注80)、「キッコーマン」の容器は樽→壺→缶→卓上ビン→パック（その後ペット化）と、販売経路として登場したスーパーマーケットの発展及び消費者の変化という時代の流れとともに移り変わってきた^(注81)。したがって、その後、「キッコーマン」の販売方法も次第にかつ急速に量り売りからパッケージング販売へと大きく変化したのである。また、同時期には、これまでの「キッコ

ーマン」は醤油だけのブランドであるという個別ブランド制から、新たに「キッコーマン」ブランドの拡張が見られるようになった。「キッコーマン・ソース」、「キッコーマン・めんみ」、「キッコーマン・萬味」など新しい調味料にブランド拡張された。しかし、醤油をベースにした調味料以外の商品にはその後も焼酎の「万上」、ワインの「マンズワイン」、トマト加工品の「デルモンテ」など個別ブランド制を貫いている。

その後、「キッコーマン」はグローバルに展開され、周知のように今やグローバル・ブランドとなっている。

5) 「ジム・ビーム」

これまで考察した醸造ブランドに加え、アメリカの事例に触れないと片手落ちとなるので、ここでは、アメリカの醸造ブランドについて若干の考察を行うこととしたい。

マーケティングの母国といわれるアメリカにも酒の醸造が行われ、醸造ブランドの誕生とマーケティングの生成が見受けられる。その中にアメリカ独自の蒸留酒、すなわち、トウモロコシを主要な原料とするバーボン・ウイスキーのブランドがある^(注82)。現在、バーボン・ウイスキーのNo1ブランドは1795年創業の「ジム・ビーム」'JIM BEAM'であり、1860年創業の「アーリー・タイムズ」'EARLY TIMES'、1877年創業の「I.W. ハーパー」'I.W. HARPER'などがその後が続いている。ここでは、アメリカのバーボン・ウイスキーのブランドの代表として「ジム・ビーム」についての事例研究を試みてみたい。

アメリカの醸造業の多くはドイツ系アメリカ人により創業されてきた。バーボン・ウイスキーのブランド「ジム・ビーム」の源を尋ねれば、やはりドイツからの移民の子孫である Johannes

Jacob Boehm (Beam) によって1795年によってケンタッキーにおいて創業された。当初のブランドは 'Old Jake Beam' であった^(注83)。

1820年、Jacob Beamの10番目の子供であるDavid Beamが事業を引き継いだ。彼の子David M. Beamが相続した1853年には 'Old Jake Beam' は一般的には 'Old Tub' として認識されるようになっていた^(注84)。このことは 'Old Tub' がブランドとして展開され、それが消費者にブランドとして認知、評価され始めたことを意味するものである。

1880年代には鉄道の発展と電信の施設ともなっており、'Old Tub' はその市場を拡大し、バーボン・ウイスキーの全国ブランド、すなわち、NB (ナショナル・ブランド) になっていた^(注85)。1898年には家族経営から脱却し、外部の資本を受け入れた^(注86)。その後、'Old Tub' は順調に成長していった。

1916年、4代目のJim Beam代表者就任^(注87)。

1919年、ボルステッド法、すなわち、国家禁酒法が成立し、翌1920年から施行された。この法律は、「この法によって許可される場合を除いて誰も少しでも酔わせる酒を製造しない、売らない、物々交換しない、輸送しない、輸入しない、輸出しない、届けない、提供しない」というものであった^(注88)。その結果、バーボン・ウイスキーのブランド 'Old Tub' は消滅した。

1933年、禁酒法を廃止する憲法修正第21条が発効し、悪名高きボルステッド法を憲法違反とした^(注89)。

1920年から1933にわたる禁酒法の時代、Jim Beamは醸造以外の事業に手を出し、失敗。'Old Tub' のブランド企業、James B. Beam Distilling Companyの経営権はBeamファミリーの手から離れたが、1935年、同社は事業再開。Jim Beamは 'Old Tub' ブランドのマスター・ディステ

イラーとなった。1942年、同社の株式の一部を保有したHarry Blumは投資家たちからすべての株式を買い取った^(注90)。

1943年、'Old Tub' のブランド・ネーム権を失い、その代わりとして、ビーム家4代であり、かつマスター・ディステイラーのJim Beamにちなみ新たなブランド 'Jim Beam' を創造。ここにバーボン・ウイスキーの新しいブランド「ジム・ビーム」が誕生したのである^(注91)。

1957年、'Old Crow' がバーボン・ウイスキーのナンバー・ワン・ブランドであり、'Jim Beam' は第4位に過ぎなかった^(注92)。

1966年、ナンバー・ワンの 'Old Crow' はそのままであったが、'Jim Beam' は第2位と肉薄した^(注93)。

1967年、Harry BlumはJames B. Beam Distilling CompanyをAmerican Brands, Inc. に売却^(注94)。

1970年、'Jim Beam' が 'Old Crow' を抜き、アメリカ市場でナンバー・ワンのバーボン・ウイスキーのブランドになった^(注95)。

1985年、'Jim Beam'、アメリカのストレイト・ウイスキー、バーボン・ウイスキーのなかで、世界で一番売れているブランドとなった^(注96)。(ちなみにバーボン・ウイスキーではないが 'Jack Daniel's Black Label' が第2位である)。

1987年、'Jim Beam' ブランドは 'Old Crow'、'Old Grand-Dad'、'Gilbey's Gin'、'Old Taylor'、'Gilbey's Vodka' などを買収し、3倍の規模になった^(注97)。

1988年、'Booker's Bourbon' 登場^(注98)。

1991年、'Wolfschmidt Vodka'、'Leroux cordials'、'Ronrico runs' を含む7つのブランドを買収^(注99)。

1997年、American Brands, Inc. が Fortune Brands, Inc. になる^(注100)。同年、'Jim Beam' は依然としてバーボン・ウイスキーでは世界一であったが、'Jack Daniel's Black Label' にアメリ

カのストレイト・ウイスキー、バーボン・ウイスキーの売上世界一の座を明け渡した^(注101)。

2012年、サントリー「ジム・ビーム」買収を検討、というニュースが流れる^(注102)。

現在、「ジム・ビーム」はブランド拡張を試み、「Jim Beam White」、「Jim Beam Black」などを創造し、展開中である。同ブランドは長い間、印刷媒体と電波媒体、最近ではオンラインを使った広告とイベントの支援といった販売促進の努力を継続している。とりわけ、モーター・レーシングのチームを支援し、NASCARの主要なスポンサーのひとつになっている^(注103)。

今世紀に入り、「ジム・ビーム」のブランド力の高まりを背景にして、多くの商品にライセンスが供与されている^(注104)。

したがって、「ジム・ビーム」の事例から、18世紀末ないし19世紀初頭には、アメリカにバーボン・ウイスキーの醸造ブランドが誕生したことが明らかとなった。それは農機具の「マコーミック」、ミシンの「シンガー」といった多くのメカニズム・ブランドの誕生よりも半世紀前にさかのぼるものである。しかしながら、禁酒法の時代の後、当初のブランド「Old Tub」の商標権を失ったJim Beamは新たなブランドの創造をしなければならなくなった。そこで、「ジム・ビーム」を創造し、その展開に成功し、また、国外市場においては、Beam Global Spirits & Wine社がThe Edrington Groupと提携し、グローバルなブランド展開を行い、グローバル・ブランドとなっているのである^(注105)。現在、バーボンといえば「ジム・ビーム」といわれるほどのブランド力を持ち、世界中の消費者から評価、支持されているのである^(注106)。

なお、2014年、サントリーホールディング社が総額160億ドルで買収し、社名がビームサントリーに変更され、同社の傘下に入った。

これまで考察したブランドは、「キッコーマン」を除き、すべて酒、アルコールであり、その原料はワインを除いては主食である穀物であり、食糧との関連が強く、時の政府、権力、宗教、道徳などによって左右されてきた商品である。また、それらは古くから課税の対象となってきた特殊な商品でもある。しかも、いずれの事例も昔からある麹菌や酵母菌を利用した醸造に基づく生産であり、機械を使うものではない。したがって、アメリカに生まれた機械による大量生産体制の開始よりもかなり早くから需要、すなわち、市場の拡大に応じた醸造に基づく大規模生産とブランドの生成をみることになる。

有史以来、小規模な醸造は世界中でみられるものである。その多くは必要最小限の小規模な需要を満たすための自家醸造や家業的な醸造という小規模のものであった。この醸造の増産には新たな桶^(注107)を用意し、それに原料と麹菌や酵母菌を入れれば可能となるものであり、いわば、大規模生産は技術的にも資本的にも大きな問題がなかったのである。したがって、生産規模を規定していたのは、原料の入手という問題があったかもしれないが、基本的には需要の問題である。すなわち、市場の存在とその大きさということになる。

これまで論じたようにヨーロッパ大陸のビールのブランド「1664」「PAULANER」「KRUŠOVICE」「HIRTER PRIVAT PILS」「Leffe」などは地域市場を対象としたローカル・ブランドに長くとどまっていたが、「白鹿」、「ギネス」、「キッコーマン」、「ジム・ビーム」の前身「Old Tub」などはいち早く地域市場ではない遠く離れた地に多数の消費者がいる大量消費の市場を見出し、小規模醸造から大規模醸造を開始したということになる。「ギネス」でいえば、アイルランドのダブリンから隣国のイギリスのロンドンという産業革命により人口が急激に増加した大量消費

地を市場としてブランドを展開し始めたのである。同様に「白鹿」、「キッコーマン」は当時世界で最大の100万人という人口を持っていた日本の江戸（現在の東京）という大量消費地を市場として、また、「Old Tub」は発展しつつあった西部と南部という広大な地域を大量消費の市場として、ブランド展開を始めて、市場の消費者の評価と支持を得て、ローカル・ブランドからナショナル・ブランドさらにはリージョナル・ブランドへと大きく成功したのである。

したがって、これらの醸造業者によるブランドの創造、展開というマーケティングの生成には機械による大量生産はほとんど関係がないのである。しかもその地は「Old Tub」を除いてはアメリカではなく、ヨーロッパ大陸、極東の日本、イギリスの北のアイランドの地であった。換言すれば、機械による大量生産とは関係がなく、ヨーロッパ大陸にはビールの醸造ブランド、日本には日本酒と醤油の醸造ブランド、アイランドにはビールの醸造ブランド、そして、アメリカにもバーボン・ウイスキーの醸造ブランドがそれぞれ誕生し、ブランド展開が始まったことはほかならぬマーケティングの生成がみられたといわざるをえなくなる。そうになると、19世紀後半のアメリカにおける機械による大量生産の開始と発展を基にしたこれまでのマーケティング生成論は再考されなければならないものとなるであろう。

4. 新たなマーケティング生成論

本研究における事例研究から明らかになったように、醸造ブランドの創造、展開、管理からなるマーケティングは機械による大量生産の開始よりも早くヨーロッパの地ビールのブランド、スコッチ・ウイスキーのブランド、日本酒の「白鹿」、ビールの「ギネス」、醤油の「キッコ

ーマン」、バーボン・ウイスキーの「Old Tub」およびその後継ブランド「ジム・ビーム」など醸造業者の経営行動の中にその萌芽が見受けられる。

醸造業における大量生産は、機械による大量生産とは違い、革命的なものではない。基本的には、需要する消費者が増加するのに応じて、醸造用の桶を増やし、その中に原料と麹菌ないし酵母菌を入れれば、その分だけ増産が可能となる。したがって、醸造における大規模生産は資本もそれほどかからずいとも容易にでき、事例でみたように、醸造が装置産業になるまでは法人化がなされていないことからわかるように、それまでは個人経営ないしは家族経営などの小規模経営でそれが可能であったといえるのである^(注108)。問題は販売力もしくはそれを大量に需要する消費者の存在ということになる。その違いと競争状態の差異によって、生産量の差異が生じ、その結果、ローカル・ブランドに長く留まっていたり、ナショナル・ブランド化、さらにはリージョナル・ブランド化へと発展の違いが生まれたのである。

したがって、マーケティングの生成の始まりは従来いわれている機械による大量生産に基づくものであるとは必ずしもいえなくなる。それと同時にマーケティングが最初に生成されたのがアメリカであるとはやはり必ずしもいうことができなくなる。これまでみてきたようにヨーロッパのビールのブランド、スコッチ・ウイスキーの「ジョニー・ウォーカー」、日本酒の「白鹿」、ビールの「ギネス」、「キッコーマン」、バーボン・ウイスキーの「ジム・ビーム」の前身「Old Tub」を創造し、展開した醸造業者たちは、アメリカの機械による大量生産の開始よりかなり早い13世紀半ばから19世紀半ばすぎまでには大規模生産を始め、ブランドを創造し、その展開を始めるようになったことがみられる。

その結果、世界に先駆けてアメリカだけにマーケティングの生成をみたという見解はここで修正が必要となり、マーケティングはアメリカだけに限定されるのではなく一般的、普遍的かつユニバーサルな現象であるといわなければならない。

これまでの本稿における研究によれば、アメリカ以外のいくつかの国々においてアメリカよりも早く醸造業者がローカル・ブランドを創造し、展開を始めるというローカル・マーケティングの生成をみることができる。しかしながら、創造されたブランドがローカル・ブランドからナショナル・ブランドへと発展し、ナショナル・マーケティングの生成となると（「ギネス」を除いては）やはり19世紀から領土の拡大、人口の増加がみられただけではなく、急速に経済が発展し、全国市場が出現したアメリカが中心となるといわざるをえない。したがって、19世紀後半のアメリカにマーケティングが生成されたというのは、ローカル・マーケティングからナショナル・マーケティングへの発展がみられたということになり、これまでの定説も完全な間違いではなく、ナショナル・ブランドの誕生を中心に考えれば、それなりの妥当性を持つものであるということになるであろう。

いずれにせよマーケティングの生成はひとつの流れではなく、二つの流れがあると考えざるをなくなる。換言すれば、マーケティングの生成とは、ひとつは本稿で初めて考察したように醸造ブランドの創造・展開を始めた醸造業者、もうひとつは従来の定説である革新的な新製品を開発し、メカニズム・ブランドの創造・展開を開始した生産者、両者は単なる商品ではなくブランドを創造し、市場で展開することを始め、それに成功したこととなるのである。しかしながら、すでに論じたように、19世紀後半から末には「アイボリー」、「コカ・コーラ」にみら

れるようにモノ商品に情報を付加し、一般ブランドを創造し、その展開に成功し、市場の消費者の評価、支持を得て発展したものが現われたのである。これらもマーケティングの生成のひとつの流れである。したがって、マーケティングの生成は三つの流れ、すなわち、13世紀半ばに始まる醸造ブランド、19世紀半ばに始まるメカニズム・ブランド、そして、19世紀後半に始まる一般ブランド、以上からなるものといえる。

もちろん、いずれの流れにおいても当初それがブランドの創造であるとかマーケティングの生成であるとは認識されてはいない。それは販売競争のなかから試行錯誤的にブランドが生まれ、その結果、マーケティングが生成されたということになる。しかもアメリカの事例は早くから取り上げられてきたが、ヨーロッパ大陸、日本、アイルランドなどの事例は今までほとんど取り上げられることはなく、たとえ取り上げられたとしても例外的な扱いであったが、間違いなくマーケティングの生成であり、無視することはできないものであり、ようやく本研究によって初めて陽の目をみることとなったのである。今後、新たな事例研究によって新たな発見がなされるかもしれない^(注109)。いずれにせよマーケティングの生成、発展はどの国にも見られる普遍的な現象であり、アメリカだけに限定されるものではない。

本稿におけるこれまでの考察から明らかなように、現時点までの研究成果から、マーケティングの生成の嚆矢はアメリカではなく、まず、ヨーロッパ大陸、その次が日本ということになり、そしてアイルランドということになる。また、その時期も19世紀後半ではなく6世紀ほどさかのぼり、13世紀半ばということになる。しかしながら、これまで本研究で導き出し、展開してきたマーケティング生成論、すなわち、「

マーケティングの生成とは、ブランドの創造、展開を開始し、市場における消費者の評価、支持を得て、それに成功することである」という理解については、なんら問題なく、これからも妥当する基本的なものであることはいうまでもない。

したがって、本稿で展開した新たなマーケティング生成論は、マーケティング生成に対する基本的理解は同じものであるが、その研究対象が約6世紀歴史をさかのぼること、アメリカだけではなく、ヨーロッパ大陸、日本、アイルランドといった国々に広がったということになるのである。換言すれば、新たなマーケティング生成論によれば、「マーケティングの生成とは、中世末期のヨーロッパ大陸、17世紀の日本、そして18世紀のアイルランド、その後19世紀後半のアメリカにおいて本格的にみられるようになったブランドの創造、展開を開始し、市場における消費者の評価、支持を得て、それに成功する、という新たな企業行動の開始である」ということになるであろう。

マーケティングの生成については、機械による大量生産を開始した生産者を中心としたこれまでの説明だけでは十分ではなく、小規模生産者によるものと本稿で考察した醸造業者によるマーケティングの生成を新たに加えなければならなくなる。つまり、マーケティングの生成は大きく分けると二つ、すなわち、本稿で考察したように13世紀半ばにその源があるヨーロッパ大陸をはじめ17、8世紀に日本、アイルランドで醸造ブランドを創造・展開した醸造業者のケースと19世紀後半以降のアメリカにみられる機械による大量生産によって、メカニズム・ブランドを創造・展開した生産者のケースとの二つである。しかしながら、すでに論じたように、詳しく考察すれば19世紀後半以降には、モノ商品に情報を付加した一般ブランドを創造し、その展開に成功し、消費者の評価、支持を

得て、次第に大規模生産へと発展したケースがみられ、合わせて、三つの流れ、すなわち、醸造ブランド、メカニズム・ブランド、一般ブランドからなっており、それがマーケティングというひとつの大きな流れに合流したものと考えられる。

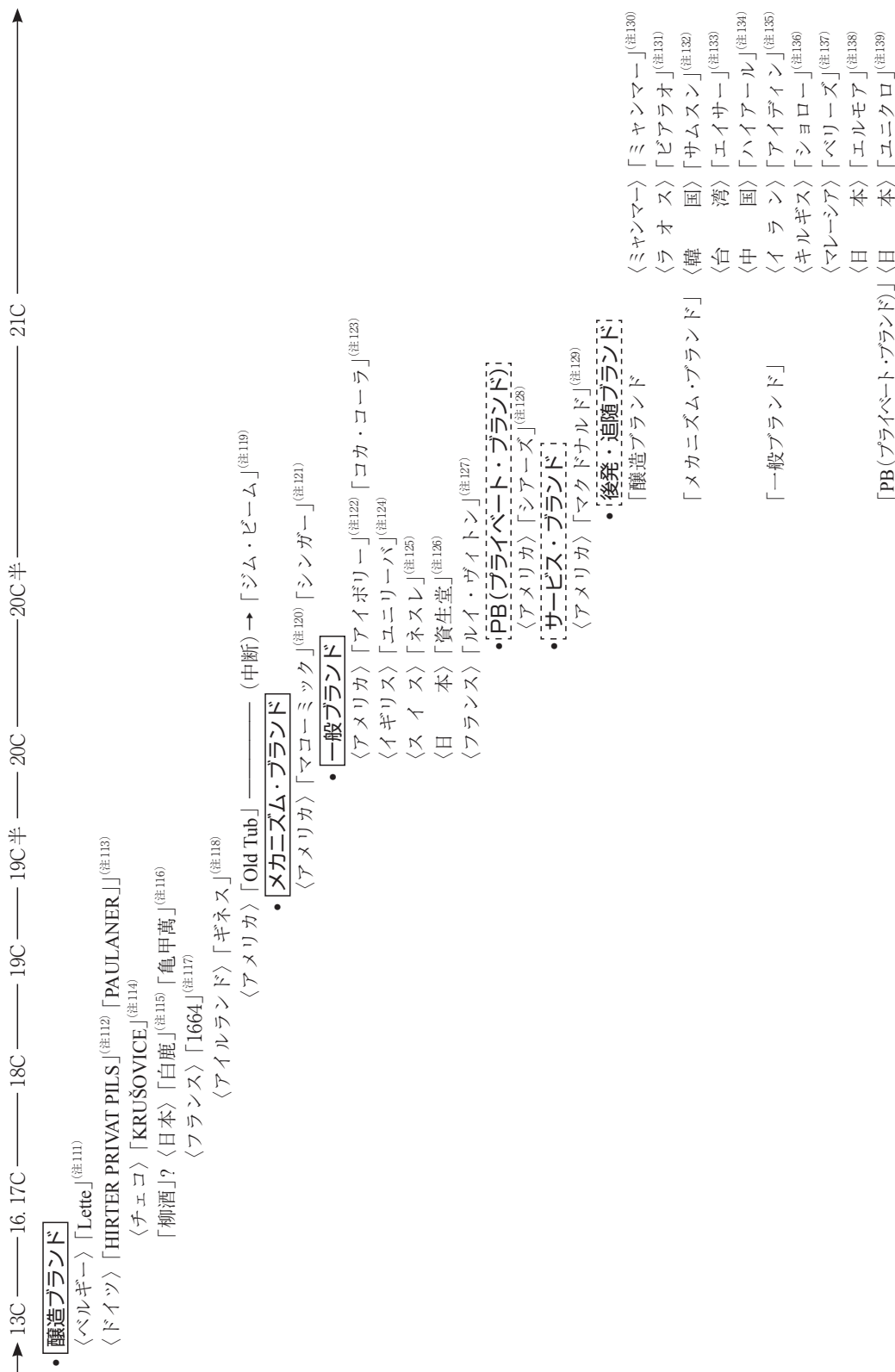
しかしながら、マーケティングという認識は多くの誤解と混乱はあるにはあるが、アメリカで生まれ、アメリカで成長・発展し、今日に至っているのは紛れもない事実である。これまで試みてきた事例研究^(注110)にもとづくマーケティングの生成・発展をまとめて図式化すれば、次の図1「マーケティングの生成・発展」のようになるであろう。

同図から明らかのようにマーケティングの生成と発展は何もアメリカ企業の独占ではなく世界各国でみられるユニバーサルなものである。また、その時期もヨーロッパ大陸、日本、アイルランドの醸造業者がアメリカの機械による大量生産を始めた企業よりも早くブランドの創造と展開からなるマーケティングを開始していたことがわかる。本研究では、これまでヨーロッパ大陸のブランドについては論及せず、日本やアイルランドの事例をいわば例外的扱いとしていたが、本稿で再考を試みた結果、それらは例外ではなく、間違いがなくマーケティングの生成であるということになる。したがって、企業行動のひとつとしてのマーケティングの母国はアメリカであるとこれまで広く誤解されてきたが、本研究によってその誤解は初めて修正されることとなった。

しかしながら、マーケティングという認識は紆余曲折があったが、前述したようにアメリカ企業およびアメリカのマーケティング研究者が中心となり今日まで展開されてきたのは間違いのないことである。

なお、同図にはマーケティング生成の発展形

図1 マーケティングの生成・発展



として、PB（プライベート・ブランド）、サービス・ブランド、後発・追随ブランドも加えてある。

5. おわりに

これまでマーケティングの生成は19世紀後半のアメリカ企業によるブランドの創造と展開という新たな行動にその萌芽がみられるとして、一種の定説のように考えられていたが、本稿の考察により、マーケティングの生成は必ずしもそうではなく、また、時期的にもそれよりかなりさかのぼることになる。つまり、これまでほとんど考察されていなかった醸造業者の経営行動にブランドの創造と展開がみられ、それがマーケティングの端緒ということになる。そこで、本研究でこれまで展開してきたマーケティングの生成についての説明も修正せざるをえなくなり、それは次のようになるであろう。

マーケティングの生成は、19世紀後半のアメリカにさかのぼること600年ほど前には見られるものと考えられる。13世紀の半ばにはヨーロッパ大陸のビール、そして17世紀後半には日本において「白鹿」のブランドの創造と展開がみられ始め、続いて18世紀後半から19世紀の初めにはアイルランドでも「ギネス」、また、19世紀前半には「キッコーマン」、20世紀前半には「ジム・ビーム」が誕生している。それらはいずれもビール、日本酒、ビール、醤油、そして、バーボン・ウイスキーという麴や酵母が醸造するものであり、後にアメリカでみられ始めた機械による大量生産とは全く異なる生産方法によるものである。

まず、本稿ではヨーロッパ大陸のビール、「白鹿」、「ギネス」、「キッコーマン」、「ジム・ビーム」の事例研究を試みた。その結果、まだ漠然としており詳細な研究の余地がかなりある

が、ヨーロッパ大陸においてアメリカよりかなり早く13世紀半ばの醸造業者の経営行動^(注140)の中にすでに醸造ブランドの創造と展開からなるマーケティングの生成がみられた。これがマーケティングの生成の第一の流れということができよう。

次に、19世紀の後半のアメリカに機械による大量生産が始まり、生産者が大規模化するとともに革新的な新製品というプロダクト（製品）の単なる生産から、たとえば、「マコーミック」、「シンガー」といったブランド、すなわち、メカニズム・ブランドの創造を始めるものが現れた。これがマーケティングの生成の第二の流れである。

さらに、19世紀後半のアメリカに当初は必ずしも機械による大量生産は行ってはいなかったが、「アイボリー」、「コカ・コーラ」に代表される一般ブランドの創造と展開に成功し、消費者の大なる評価と支持を得て、大量生産へと発展したマーケティングの生成の第3の流れがみられる。

したがって、マーケティングの生成は三つのブランドの流れ、すなわち、醸造ブランド、メカニズム・ブランド、一般ブランドからなっており、それらがマーケティングというひとつの大きな流れに合流したものと考えられる。このように考えると、マーケティングの生成とは必ずしも大量生産の開始といったこれまでの生産要因からの説明だけでは十分な理解ができず、やはり本研究で展開した、モノ商品に情報を付加したブランドの創造、展開とそれに対する市場の消費者の評価と支持の獲得に成功することになる。

もちろん、本稿において論じた事例はもちろんすべてではなく、ほんの一握りのものである。今後、多くの埋もれている事例からマーケティングの生成を歴史的に理解しなければならない。

さらに、アメリカだけではなくグローバルなマーケティングの生成を理解するにはより多くの国々の事例研究がますます必要になると思われる。

本稿において掲載した写真はすべて私が写したものである。

* 梶原勝美「再考：マーケティング生成論<補遺>」専修大学社会科学研究所月報 No.605、2013年に新たな研究を加え、それとともに加筆修正し、<補遺Ⅱ>として纏め直したものである。

〈註〉

- 注1 梶原勝美『ブランド・マーケティング研究序説Ⅰ』pp.132-134、創成社、2010年。
注2 同上、pp.229-232。
注3 中川敬一郎『比較経営史序説』pp.310-313、東京大学出版会、1981年。
注4 梶原勝美、前掲書、p.133。
注5 同上、pp.156-157。
注6 梶原勝美「ブランド・マーケティング体系(12) — 結章」p.18、専修商学論集第95号、2012年7月。
注7 梶原勝美『ブランド・マーケティング研究序説Ⅱ』pp.75-84、創成社、2011年。
注8 同上、pp.107-120。
注9 A.W. Shaw, *Some Problems in Market Distribution*, pp.69-76, Harvard University Press, 1915, 3rd Printing, 1951.
注10 梶原勝美『ブランド・マーケティング研究所説Ⅰ』pp.135-136。
注11 同上、pp.136-138；梶原勝美『ブランド・マーケティング研究所説Ⅱ』pp.67-75。
注12 第1回ヨーロッパ実態調査研究で訪問した国々は以下のとおりである。フランス、ルクセンブルグ、ベルギー、オランダ、デンマーク、ポーランド、ドイツ、チェコ、オーストリア、イタリア、以上の10カ国である。
注13 第2回ヨーロッパ実態調査研究で訪問した国はドイツとフランスである。
注14 オランダのハイネケン醸造会社が展開し

ているビールのグローバル・ブランド。

- 注15 デンマークのカールスバーグ醸造会社が展開しているビールのグローバル・ブランド。
注16 <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%AF%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%8>. (2014/11/11、閲覧)。
注17 Livres Groupe, *Biere Allemande*, pp.73-74, Books LLC, 2010. なお、同書はフランス語の文献のため、専修大学非常勤講師の野村訓子先生のご指導とアドバイスをいただいた。記して、感謝の意を表します。
注18 オクトーバーフェスト。9月21日から10月6日まで16日間にわたって行われる世界最大のビール祭り。毎年600万人以上の人々が訪れ、600万杯以上のビールが飲まれ、30万本のソーセージが食べられるという盛大な祭りである。
注19 http://www.belgianbeer.co.jp/lineup/list_fg_381.htm (2014/11/11、閲覧)。
注20 Sankt Gallen 修道院は820年にはビール醸造を行っていたという記録があり、世界最古のビール醸造所、'Sankt Gallen' は最古のビールブランドといわれるが、今後、検討しなければならない。なお、日本の神奈川県厚木市で販売されている地ビールのブランド「サンクトガールン」は直接の関係はない。また、'Weltenburger Kloster' というブランドに対し、これも世界一古い修道院醸造所のビールであるという書き込みもある — <http://matome.naver.jp/odai/2133066048906835901/> (2014/11/16、閲覧)；<http://beer-cruise.net/beer/021230.html> (2014/11/17、閲覧)；<http://tabelog.com/tokyo/A1315/A131501/131437831/dtlrvwlst/4311437/> (2014/11/16、閲覧)。
注21 K.H. Hawkins and C.L. Pass, *The Brewing Industry*, Heineman, 1979；宮本守監訳、梶原勝美訳『英国ビール産業史』p.33、杉山書店、昭和61年。
注22 同上、p.45。
注23 梶原勝美『ブランド・マーケティング研究序説Ⅱ』pp.23-24。なお、同ブランドのラベルには、「8世紀に亘りベネディクト修道会シトー派トラピスト修道院に伝承された醸造法を守り、ベルギーはフォージュ村外れに建つスクールモン修道院の僧侶自ら醸造し、管理」とありかなり古いものと思われるが、ブランドの創造と展開は1862年以降のことになる — <http://www.chimay.com/ja/histoire.html?IDC=362> (2013

- 年9月27日、閲覧)。
- 注24 多くの修道院でビール醸造が行なわれていたが、その第1の理由はブドウ栽培ができない寒冷地でワインの代わりにビールが醸造された。第2には、ビールには3つのレベルがあり、1. 皇帝や領主用の最高級ビール、2. 修道士の自家消費用の普通のビール、3. 巡礼者への施し用の薄いビールといったように、それぞれの役割があったという — <http://page.freett.com/bugyonawa/beertype/trappist.htm> (2014/11/16、閲覧); <http://matome.naver.jp/odai/2133066048906835901> (2014/11/16、閲覧)。
- 注25 ‘JOHNNIE WALKER’ 1820年創業のスコットランド製のブレンデッドウイスキー。1908年発売。創業者の愛称から命名。世界で一番売れているスコッチ — 山田政美・田中芳文編著『英和ブランド名辞典』p.217、研究社、2011年。
- 注26 ‘Ballantine’ 1827年創業のスコッチ・ウイスキー — 同上、p.37。
- 注27 吉田元『江戸の酒』pp.5-22、朝日選書、1977年。
- 注28 三百三十年記念誌編纂委員会『白鹿：創業三百三十年記念誌』p.2、辰馬本家酒造株式会社、平成4年。
- 注29 同上、p.8。
- 注30 株式会社本嘉納商店『菊正宗創業三百年(昭和三十四年)』皇紀式千六百拾九年。
- 注31 白鶴酒造株式会社社史編纂室山片平右衛門『白鶴230年の歩み』pp.46-47、白鶴酒造株式会社、昭和52年。
- 注32 柚木学『酒造りの歴史』p.278、雄山閣、昭和62年。
- 注33 柚木学『酒造経済史の研究』p.68、有斐閣、1998年。
- 注34 キッコーマン株式会社編集『キッコーマン株式会社八十年史』pp.45-45、キッコーマン株式会社、2000年。
- 注35 三百三十年記念誌編纂委員会、前掲書、pp.6。
- 注36 柚木学、前掲書、pp.277-278。
- 注37 同上、pp.278-295。
- 注38 三百三十年記念誌編纂委員会、前掲書、pp.6-7。
- 注39 柚木学、前掲書、pp.47-72。
- 注40 株式会社本嘉納商店『菊正宗創業三百年(昭和三十四年)』。
- 注41 月桂冠株式会社社史編集委員会『月桂冠350年の歩み』p.61、昭和62年。
- 注42 三百三十年記念誌編纂委員会、前掲書、pp.30-37。
- 注43 同上、p.9。
- 注44 同上。
- 注45 同上、p.9；p.43。
- 注46 同上、pp.44-45。
- 注47 梶原勝美『ブランド・マーケティング研究序説Ⅱ』pp.45-48、創成社、2011年。
- 注48 なお、『白鹿：創業三百三十年記念誌』の記述にいくつかの疑問があったので、確認のため、2013(平成25)年2月28日、兵庫県西宮市にある「白鹿記念酒造博物館」まで出向き、学芸員弾正原さんに問い合わせをした。後日、辰馬本家酒造株式会社、緒方恵介さんより「白鹿」に関する記述には、間違いがないという正式な回答があった。
- 注49 こゆるぎ次郎『Guinness アイルランドが生んだ黒ビール』p.92、小学館、2005年。
- 注50、渡辺純『ビール大全』p.118、文春新書、平成13年。
- 注51 こゆるぎ次郎、前掲書、pp.94-95。
- 注52 同上、pp.146-147。
- 注53 K.H. Hawkins and C.L. Pass：宮本守監訳、梶原勝美訳、前掲書、pp.29-40。
- 注54 村上満『ビール世界史紀行』p.50、東洋経済新報社、2000年；渡辺純、前掲書、pp.118-119。
- 注55 青野博幸『ビールの教科書』pp.123-124、講談社メチエ、2003年。
- 注56 S.R. Dennison and O. MacDonagh, *Guinness 1886-1939 from Incorporation to the Second World War*, p.1. Cork University press, 1998.
- 注56 K.H. Hawkins and C.L. Pass：宮本守監訳、梶原勝美訳、前掲書、pp.40-43。
- 注58 こゆるぎ次郎、前掲書、p.100。
- 注59 K.H. Hawkins and C.L. Pass：宮本守監訳、梶原勝美訳、前掲書、p.44。
- 注60 同上、pp.44-61。
- 注61 S.R. Dennison and O. MacDonagh, *op. cit.*, pp.16-28.
- 注62 K.H. Hawkins and C.L. Pass：宮本守監訳、梶原勝美訳、前掲書、p.96
- 注63 同上、p.172。
- 注64 同上、p.209。
- 注65 同上、pp.94-95。
- 注66 荒川進『なぜキッコーマンは320年も続い

- ているのか』p.9、中経出版、平成元年。
- 注67 キッコーマン株式会社編集『キッコーマン株式会社八十年史』pp.43-44、キッコーマン株式会社、2000年。
- 注68 同上、pp.44-45。
- 注69 横江茂『キッコーマン — 社史挿話味を創る』p.9、講談社、昭和50年。
- 注70 荒川進、前掲書、p.21。
- 注71 佐藤良也『キッコーマンの経営』p.162、読売新聞社、昭和50年。
- 注72 キッコーマン株式会社編集、前掲書、p.47。
- 注73 同上。
- 注74 佐藤良也、前掲書、p.200。
- 注75 キッコーマン株式会社編集、前掲書、pp.74-83。
- 注76 同上、p.90。
- 注77 同上、pp.131-132。
- 注78 同上、pp.92-96。
- 注79 同上、p.219。
- 注80 同上、pp.234-236。
- 注81 佐藤良也、前掲書、p.88；荒川進、前掲書、p.78。
- 注82 もちろん、アメリカでもビール醸造が行われ、その中のブランドには今日まで続く1855年創業の「ミラー」、1873年創業の「クアーズ」、1876年創業で現在では販売量世界一の「バドワイザー」がある。
- 注83 F. Paul Pacult, *AMERICANSTILLIFE*, p.222, WILEY, 2003.
- 注84 *ibid.*, p.222.
- 注85 *ibid.*, p.223.
- 注86 *ibid.*, p.224.
- 注87 *ibid.*, p.224.
- 注88 新川健三郎「禁酒法」下中直人編『世界大百科7』改訂新版、p.591、平凡社、2007年。
- 注89 今防人「禁酒運動」同上、pp.590-591。
- 注90 F. Paul Pacult, *op. cit.*, pp.224-225.
- 注91 *ibid.*, p.225.
- 注92 *ibid.*, p.226.
- 注93 *ibid.*, p.226.
- 注94 *ibid.*, p.226.
- 注95 *ibid.*, p.226.
- 注96 *ibid.*, p.226.
- 注97 *ibid.*, pp.226-227.
- 注98 *ibid.*, p.227.
- 注99 *ibid.*, p.227.
- 注100 *ibid.*, p.227.
- 注101 *ibid.*, p.227.
- 注102 <http://www.bloomberg.co.jp/news/123-MESQRP6JTSGEG01.html> (2013年10月21日、閲覧)。なお、2013年10月21日の時点ではサントリーの買収は実現していない。
- 注103 *Brand Name Alcohol Products*, pp.30-31、Hephaestus; *Economy Of Louisville, Kentucky*, pp.6-7, Hephaestus; *Fortune Brands Brands*, pp.14-15, Hephaestus.
- 注104 たとえば、‘Jim Beam Soaked Sunflower Seeds’、‘Jim Beam BBQ Sauces’、‘Jim Beam Bourbon Barrel Ham’などの食品をはじめとして、「ジム・ビーム」ブランドを付したピリヤード、ジッポー・ライター、ポスター、ダーツボード、Tシャツ、コート類など多くの商品がライセンス生産されている — *Brand Name Alcohol Products*, p.29、Hephaestus; *Economy Of Louisville, Kentucky*, p.5, Hephaestus; *Fortune Brands Brands*, p.13, Hephaestus.
- 注105 *Brand Name Alcohol Products*, p.31、Hephaestus; *Economy Of Louisville, Kentucky*, p.7, Hephaestus; *Fortune Brands Brands*, p.15, Hephaestus.
- 注106 たとえば、世界第2のバーボン市場であるオーストラリアで販売トップを占めるとともに、インド、中国、ロシアでは急成長の最中である — *Brand Name Alcohol Products*, p.29, Hephaestus; *Economy Of Louisville, Kentucky*, p.5, Hephaestus; *Fortune Brands Brands*, p.13, Hephaestus.
- 注107 「ジム・ビーム」の前身、‘Old Tub’ というブランド名の中に ‘tub’ (桶) という言葉が入っているのが、たぶん、桶が重要な生産手段であることを暗示的に意味しているものと考えられる。
- 注108 職人生産は醸造と同じように見えるが、「ルイ・ヴィトン」の事例でみたように職人生産では規模の拡大が困難であり、大量生産は機械生産の導入により始めて成立し、ブランドの本格的な展開はそれ以後のこととなるのである。
- 注109 日本にはそのほかにも江戸時代にその源がある化粧品ブランドがあるといわれ、また、アメリカにおける醸造業の事例研究を試みていない。今後、それらの事例研究が必要となるであろう。
- 注110 梶原勝美『ブランド・マーケティング研

- 究序説』 pp.134-154; pp.226-227; pp.229-235; 梶原勝美『ブランド・マーケティング研究序説Ⅱ』 pp.67-181; 梶原勝美「イランのブランド『アイデン』〈補遺〉」専修商学論集第93号、2011年7月; 梶原勝美「ベトナムのブランド『ハプロ』」、専修ビジネス・レビュー Vol.7 No.1、2012年。
- 注111 本稿、p.27。
- 注112 同上。
- 注113 本稿、pp.25-27。
- 注114 同上、p.27。
- 注115 本稿、pp.28-31。
- 注116 梶原勝美「ブランドの展開モデルと事例研究」〈2〉日本のブランド「キッコーマン」 pp.16-25、専修大学商学研究所報第41巻3号、2009年; 梶原勝美『ブランド・マーケティング研究序説Ⅱ』 pp.75-84、創成社、2011; 本稿、pp.33-35。
- 注117 本稿、p.25。
- 注118 梶原勝美「ケーススタディー：アイルランドのブランド『ギネス』」 pp.11-18、専修商学論集第92号、2011年; 同上書、pp.107-120、本稿、pp.21-24。
- 注119 本稿、pp.26-29。
- 注120 梶原勝美「ブランド・マーケティング体系（Ⅱ）」 pp.112-114、専修商学論集第88号、2008年; 梶原勝美『ブランド・マーケティング研究序説Ⅰ』 pp.150-152、創成社、2010年。
- 注121 同上論文、pp.108-109; 同上書、pp.142-143。
- 注122 同上論文、p.105; 同上書、pp.135-136。
- 注123 同上論文、pp.105-106; 同上書、pp.136-138; 梶原勝美「ブランドの展開モデルと事例研究」〈1〉アメリカのブランド「コカ・コーラ」 pp.8-16; 梶原勝美『ブランド・マーケティング研究序説Ⅱ』 pp.67-75。
- 注124 梶原勝美「ブランド・マーケティング体系（Ⅱ）」 pp.155-156; 梶原勝美『ブランド・マーケティング研究序説Ⅰ』 pp.229-230。
- 注125 同上論文、pp.156-157; 同上書、pp.230-231。
- 注126 同上論文、p.157; 同上書、p.231。
- 注127 梶原勝美「ケーススタディー：フランスのブランド『ルイ・ヴィトン』」 pp.73-94、専修大学経営研究年報第35号、2011年; 梶原勝美『ブランド・マーケティング研究序説Ⅱ』 pp.132-148。
- 注128 梶原勝美『ブランド・マーケティング体系（Ⅱ）』 pp.110-112、専修商学論集第88号、2008年。
- 注129 梶原勝美「ケーススタディ：サービス・ブランド『マクドナルド』」 pp.31-46、専修ビジネスレビュー Vol.6、No.1、専修大学商学研究所、2011。
- 注130 梶原勝美「ケーススタディ：ミャンマーのブランド『ミャンマー』とラオスのブランド『ピアラオ』」専修ビジネス・レビュー Vol.8、No.1、専修大学商学研究所、2013年。
- 注131 同上。
- 注132 梶原勝美「ブランドの展開モデルと事例研究（6）韓国のブランド「サムスン」」 pp.45-51; 同上書、pp.101-107。
- 注133 梶原勝美「ケーススタディ：台湾のブランド『エイサー』」 pp.37-46、専修大学社会科学年報第45号、2011年; 同上書、pp.120-132。
- 注134 梶原勝美「ブランドの展開モデルと事例研究」〈3〉中国のブランド「ハイアール」 pp.25-29; 同上書、pp.84-87。
- 注135 梶原勝美「ケーススタディ：イランのブランド『アイデン』」 pp.1-13、専修大学商学研究所報第42巻第4号、2011年; 同上書、pp.170-179; 梶原勝美「ケーススタディ：イランのブランド『アイデン』〈補遺〉」 pp.41-45、専修商学論集第93号、2011年。
- 注136 梶原勝美「ケーススタディー：キルギスのブランド『ショロー』」 pp.25-30、専修商学論集第87号、2008年; 梶原勝美「ブランドの展開モデルと事例研究」〈4〉—キルギスのブランド「ショロー」 pp.29-37; 同上書、pp.87-94。
- 注137 梶原勝美「ケーススタディ：マレーシアのブランド『Beryl's』」専修ビジネス・レビュー Vol.10、No.1、専修大学商学研究所、2015年。
- 注138 梶原勝美「ケーススタディ：後発ブランド『エルモア』」 pp.71-85、専修大学社会科学研究所月報No.601・602、2013年。
- 注139 梶原勝美「PB（プライベート・ブランド）流通革命」 pp.20-21、専修大学商学研究所報第46巻第5号、2014年。
- 注140 たとえ非営利組織の修道院がブランドの主体であっても、ビールを醸造し、販売するのは業として行っているの、醸造業者に相当し、ブランドに関する行為は宗教行為ではなく営利行為であり、経営行動のひとつとみなすことができる。

コウホート需要分析における経済学的ならびに 社会学的視点

川口 雅正・森 宏

1. はじめに

食料消費が年齢、肉体的および社会的加齢によって変移するのは疑いない事実で、計量経済学の世界でも古くから較量されてきた (Wold, 1953; Prais and Houthakker, 1955, 1971; OECD, 1982, 2009 など)。米国農務省経済調査局による需要予測においても、人口の年齢構成変化は、独自の調査結果などにに基づき経済要因に合わせて分析に取り入れられてきた (Salathe, 1979; Blaylock and Smallwood, 1986; Blisard et al., 2003; Lin et al., 2003 など)。R. Schrimper は、Salathe の学会報告に対して、「すべての世代がライフサイクル上で同じ食習慣の変化をたどると期待することがリーズナブルであろうか」*1、「純粋の年齢効果」と対比すべき「コウホート効果」を無視してよいかと問題提起した (Schrimper, 1979, p.1059)。

わが国では、平成6年度の『農業白書』が「若者の果物離れ」を指摘した。年齢の若い人たちが旧くから果物を食べないのではなく、「近年の」若者が果物を食べなくなったとの問題提起である (『白書』1995, Ⅲ 1)。秋谷は、1980年代初頭に20歳代に達した日本人は劇的に魚を食べなくなったという (「2種類の日本人が棲んでいる」秋谷, 2007, pp.16-7)。「日本人は若いころは肉だが、歳をとるにつれだんだん魚になる」というライフ・サイクルパターンは、急速に崩れかけているようだとの指摘である。農林水産政策研も、2010年のプレスリリースで、食料消費における世代効果の重要性を指摘した (PRIMAFF, 2010)。

戦中・戦直後に生まれた世代は、1人当たり年間食肉供給が1-3kgの時代に幼少年期を過ごしてきた。その後急速な経済成長に伴って、食肉供給は1人当たり9.2kg (1965年)、20kg (1980年)、32kg (1990年代)へ急増した (『食料需給表』)。それに伴い古い世代も食肉消費を伸ばしてきたが、年少時から豊富な食肉供給のもとで育った世代とは、食生活における食肉の位置付けがいささか異なっても不思議ではない。他方幼少期に海に近い町や村で育った人間は、その後大都会に移り住んでも、若いころの嗜好を引きずっていることがあるだろう。これを、「コウホート効果」(上記Schrimper)という。Cohortの語源は、ローマの小軍団の単位で、同じ村落出身で似通った習慣・価値観を共有する集団を指す。本稿では出生世代を主として分析対象にしているが、「コウホート」とは出生年次に限られた概念ではない。いかなる商品を分析するかで一概に言えないが、人の嗜好やメンタリティーは、ライフ・サイクルの比較的若い段階で形成され、生涯にわたって結構頑固に引き継がれるらしいことを想定している (Ghitza and Gelman, 2014)。本稿の狙いは、経済学対社会学という学問的に広いフレームワークの中で、食料需要分析における「コウホート分析」の役割を

位置づけ、現実的により中身のある経済・社会分析の発展に役立てることである。次の第2節は川口が執筆したが、森も意見を述べ、第3節において最近における内外の「人口統計学的」接近に言及した。

* 1 A. Deaton は、「生活の満足」(“life satisfaction”)をめぐる年齢との関連に関する国際的な実証研究において、理論的枠組みとして、“age-profile of utility”を用意する。ほぼ同時期に実施された「ギャラップ世界調査」(132カ国)に基づく自己申告データは、あくまでも主観的な尺度である。したがって、ある時点で(実際には2006年)、60-70歳代の高齢者と20-30歳代の若年者では、前者は1920年代後半から1940年代前半に出生し、1930年代から40年代の戦禍で苦しく乏しい時代に育った(おそらく我慢強い)世代であるのに比し、後者は1970年から80年代に出生し、おそらく世界中多くの国々で物質的にはるかに恵まれた環境の中で育った(生活のあるべき水準に対して要求度の高い)世代である。彼らの「生活の満足度」の差には、狭い年齢効果だけではなく、生まれ育った「コウホート効果」が含まれているだろう。しかしDeatonは、“our inability to control for cohort or period effects”(コウホートないし時代効果を識別するのは容易でない)の理由で(p.253)、コウホート効果は捨象している(Deaton, 2010)。成長期の健康・環境条件がその後の長い人生の健康に重要な影響を及ぼしているとすると、同じ本のすぐ前の章の主張を受けていない(A. Case, “What’s Past Is Prologue,” 2010)。人の身長一つとっても、幼少年期の栄養や生活環境が、成人後のそれに強く影響するのは紛れも無い事実であろう(Case, Lubotsky, and Paxson, 2002; Case and Paxson, 2006)。

2. コウホート需要分析への社会学的視角の導入

a) はじめに

我々のこれまでのコウホート需要分析の対象は、主として食料品に限られていた。分析対象をさらに広げようとする、食料品の場合以上に、時代効果を説明する変数として、経済変数だけでなく社会的変数も考慮する必要があるように考えられる。そこで以下、「経済学と社会学を関連付けるための二つの考え方」、「需要分析からみて好都合な考え方」、「需要規定要因としての人口の量的質的变化の重要性と人口史観」、「経済学と社会学における分析論理の相似性と非相似性」、「消費需要分析法が「経済社会学」の分析法から学び得るもの」、「コウホート需要分析の一般化のための改善方向」の順に、コウホート需要分析に社会的な分析視角をどのように取り入れるべきか、という点について考察する。そして、以上のような考え方の有効性を具体的に検討するための「事例分析」として、豚肉家計消費のコウホート需要分析を行い、最後に「まとめ」を述べる。

b) 経済学と社会学を関連付けるための二つの考え方

需要分析は経済分析の一部であるから、最初に経済学と社会学とがどのように関連付けられるか考察してみよう。このような関連付けには、Talcott Parsons and Neil J. Smelser (1956) 富永健一訳(I:1958; II:1959)第一章「プログラム」の中で示されるように次のような二つの考え方がある。

第一はパレートが、Vilfredo Pareto (1935) Sec34・Sec2079、北川隆吉・廣田明・板倉達文訳(1987) 2079項、及び姫岡勤訳・板倉達文校訂(1996) 19項・831項、の中で述べている考え方である。この考え方は社会システムの観点から、(論理的行為として分析し易い貨幣を媒介にして充足される種類の欲求だけ、を主な研究対象とする) 経済学の理論では与件として捨象されている側

面を、より現実的な分析を行うために、(非論理的行為として扱わざるをえない多面的な欲求、を主な研究対象とする) 社会学等の理論で「補う」、という考え方である。言い換えれば、演繹法による公理論的法則導出を課題とする経済学の理論を、経験的法則の発見を課題とする社会学等の理論で、補足するという考え方である。

上述の「プログラム」の中でパーソンズらは、パレートのこの考え方はヴェブレン等の進化論的視点からの経済学批判 (Thorstein Veblen (1919)、宇沢弘文 (2000) 36-54 頁を参照) にも対立しうるものであると述べている。パーソンズは、Talcott Parsons (1937) 稲上毅・厚東洋輔・[溝部明男] 訳 (1974-1989)、の中でパレートのこの考え方を詳しく取り上げて関心を示している。しかし彼自身は、その後彼自身によって確立された社会システム分析における構造機能主義 (structural-functionalism) にもとづいた、次の第二の考え方を提案している。

第二はパーソンズらが、Talcott Parsons and Neil J. Smelser (1956) pp.6-7、及び富永健一訳 (I :1958 ; II :1959) I 11-12 頁、の中で述べている考え方である。この考え方は、構造機能主義に基づく社会システム分析の一般的な社会学的概念図式が存在し、経済理論の概念図式はしかるべき論理的限定条件を導入することによって、その一般的な概念図式から引出されうる特殊ケースの一つであり、非経済的側面を対象とする同様な特殊ケースとの間の関係 (boundary interchange 境界相互交換) を体系的に分析することによって、経済理論で与件として捨象されている側面を補い、より現実的な分析を行うことができる、という考え方である。より具体的には、このような分析はパーソンズによって考案された「AGIL 図式」を利用して行われることが多い。

富永健一編 (1974) 13 頁で富永健一が指摘しているように、この図式では「経済」部門は社会システムの「適応 (Adaptation)」の機能を受け持つサブシステムである A 部門とされているが、内容的には生産部門に限られており、経済学という市場は A 部門と他のサブシステムである L 部門 (家計を含む) 及び G 部門との間の境界相互交換として把握されている。このような考え方に基づいた、経済学と社会学との関連付けの仕方は、一般に「経済社会学」という名で呼ばれている。なお富永健一が金子勇編著 (2003) 247-250 頁の「パーソンズの経済社会学」という項でこの考え方の大変分かり易い要約を行っている。

c) 需要分析からみて好都合な考え方

上述のどちらの考え方が我々の需要分析にとってより好都合であるか考察してみよう。最初に、Vilfredo Pareto (1935) Sec2397~Sec2400、北川隆吉・廣田明・板倉達文訳 (1987) 2397 項~2400 項、森嶋通夫 (1994) 81-82 頁、に示される理論に対する考え方を参考にして、我々からみた理論の役割について若干考察する。次に唯一つの考え方を利用するよりも、関連する幾つかの考え方を併用する方が望ましいことを述べる。そして我々の需要分析にとって、上述の第一の考え方を主とし第二の考え方を従として両者をともに利用する方が、好都合であることを述べる。

上記 2397 項・Sec2397 でパレートは次のように述べており、大変参考になる。「論理的・実験的研究はただ一方の事実と他方の事実とを関連させるだけである。同時に観察される諸事実のみをもっぱら記述するかたちで、直接こうした研究に取りかかれば、これは純粹の経験主義である。こうした研究法は、観察あるいは経験によって、諸事実をただ二つだけのカテゴリーに区分し、それら

を関連づけることに成功するならば、斉一性を発見するのに役立つ。しかし、カテゴリーが多数になり作用が錯綜するようになるや、経験主義だけでは斉一性を発見することは非常に困難、あるいはしばしば不可能になる。この錯綜を解きほぐす手段を見出すことが必要である。ある場合には具体的に経（実）験によってこれを行なうことができる。しかし、別の場合には経（実）験が不可能である。あるいは経（実）験では錯綜を解くことができない。こうした場合には、抽象によるいろいろな仮説をテストしてみることが必要となる。仮説は具体的には解きえない錯綜を観念的に解くのに役立つものである。このような仮説のうちわれわれが採用するのは観察と一致する結論をもたらすもののみであろう。われわれが、このような仮説を見出した手続きは、不条理なものでさえありうる。しかしこのことはそれほど重大なことではない。なぜなら仮説のあらゆる価値は、それが見出される手続きに由来するのではなく、それに続く検証に由来するからである。』。

またパレートは上記 2400 項・Sec2400 で次のように述べている。「この方法には特別なものはない。それどころか、この方法はあらゆる科学において一般的なものである。しばしば科学においては、ある仮説が一定期間使用され、科学を進歩させる。つぎにその仮説は別の仮説にとって代われ、それも同じような役割を果たし、そしてさらに別の仮説に同じく場所を譲る。(中略) 科学は、みずから到達できるのは、一時的・過渡的な状態にすぎないことを知っている。それぞれの理論がみずからの役目を果たしている。そして、その上になお個々の理論に対して要求すべきものはなにもない。』。

以上のパレートの考え方に基けば、我々にとっての理論は、複雑に錯綜する諸事実の間にみられる斉一性（規則性）を見出すための、単なる道具にすぎない。従って、それぞれ一面の真理を捉える複数の理論（道具）が存在する場合には、利用しうる理論（道具）はなるべく利用した方がよいことになろう。このような考え方は森嶋通夫（1994）81-82 頁にも示されている。つまり「このように考えれば、史観の問題はどの史観が正しいかの問題ではない。ある場合には第一史観が最も適切な説明を与え、他の場合には第二、第三の史観が優れているだろう。(中略) 経済学においては、分析道具として諸理論があり、場合に応じて道具は選ばれるのだが、史観も道具で、機に臨み変に応じて取捨されるべきである。』。

しかし我々には能力の限界があり、社会学に疎遠な経済研究者にとっては、経済学と社会学との関連付けに関する上述の第一の考え方（専門的な経済学者でもあったパレートの考え方）の方が馴染み易いと考えられる。高田保馬（2003a）348-349 頁の盛山和夫の解説の中で、また金子勇編著（2003）246-247 頁の富永健一の説明の中でも示されているように、第三史観（人口史観）の提唱者でもあり専門的な経済学者でもあった高田保馬も同様の考えを持っていたようである。

富永健一は金子勇編著（2003）247 頁で次のように述べている。「高田は、新古典派経済学に対しても、ケインズ経済学に対しても、それらの「通説」を否定したのではなかった。というのは、「通説」は高田自身の経済原論の立場でもあったからである。高田はそれらの「効用経済理論」を「第一次的接近」（ファースト・アプロキシメーション）と呼び、これに対して彼自身の「勢力経済理論」をその次に来るべき「第二次的接近」（セカンド・アプロキシメーション）であると考えていた。高田によれば、「第一次的接近」は経済行為者を受動的な効用計算機械とみなす立場、すなわち自分自身では能動的な要求を持たず、ただ環境に合理的に適応すると見なす立場である。これ

に対して「第二次的接近」は、経済行為者を能動的に自分自身の要求を提出する立場、すなわち高田社会学の独自の仮定としての「力の欲望」に基づいて行為するものとする立場である。この「第二次的接近」が、高田保馬にとっての経済社会学にほかならなかった。また、高田保馬(2003a) 329-330頁で高田保馬が、経済が「人の物に対する支配」であるのに対して、勢力関係は「人の人に対する支配」である、と述べている点が注目される。

経済学と社会学との関連付けに関する上述の第二の考え方(パーソンズ等の考え方)は、社会学に疎遠な経済研究者にとっては、馴染みにくいものであろう。というのは、パーソンズ等がそこで利用している複雑に入り組んだ社会学の概念用具と理論用具を、真に理解することは多くの経済学者にとってはかなり困難なことであると考えられるからである。しかし富永健一編(1974)の中で示される幾つかの分析方法のように、社会学に疎遠な経済研究者にも理解し易いように工夫された「経済社会学」の分析方法の中には、需要分析にとって極めて有用なものがあるように考えられる。かくて経済学と社会学との関連付けに当たっては、上述の第一の考え方を主とし第二の考え方を従として、両者を共に利用する方が好都合であろう。

d) 需要規定要因としての人口の量的質的变化の重要性と人口史観

近年の我国における人口の量的・質的構成の変化(いわゆる高齢化と少子化等)は、金子勇編著(2002)や金子勇著(2006)に示されているように、我国の社会経済に大きな影響を与えている。いうまでもなく消費需要にも大きな影響を与えていると推測され、我々が取り組んでいるコウホート分析は、そのような影響を分析するための一つの計量的手法である。このような人口の量的質的变化の、消費需要への長期的な影響だけでなく社会経済一般への長期的な影響を、組織的に分析するための理論ないし史観として、高田保馬(2003b)によって提唱された第三史観(人口史観)が注目される。金子勇等は早くから人口史観の現実有効性に注目し、それに基づいた高齢少子化社会の研究を行っており、我々の研究にとっても大変参考になろう。

人口史観に関する森嶋通夫(1994) 78頁の次の言葉は印象的である。「高田の貢献で特筆すべきは、社会学的史観と勢力経済学である。社会学的史観は、唯物史観(マルクス)や観念史観(ヘーゲル)とは異なる第三の史観であるから、最初彼自身によって「第三史観」と呼ばれた。これらの史観物は、通常の経済変動論の取り扱う視野をはるかに超えた長期にわたる経済の変化を論じるから、その種の論での因果帰属は非常に困難である。しかし鳥が地上高く舞い上がって展望するように、遠い過去や未来を見渡す高邁な研究は、マルクス、エンゲルス以来多くの経済学者や社会学者にとって魅力のある仕事であった。それは厳密に言えば、一種の遊び—社会科学架空物語(social science fiction)—以上の何ものでもないが、そういうbird's eye viewを持つことによってこそ、その人の社会に対するビジョンは形成されるのである。大地を這いまわって社会を調査した人たちのworm's eye viewと共にbird's eye viewが社会科学には必要であろう。」

高田保馬(2003b) 247頁の解説の中で金子勇は、森嶋通夫(1999)は人口史観を利用して書かれた唯一の日本社会論であり、高田理論の現実的有效性を実証した点でも評価できる、と述べている。また村田安雄・森嶋瑤子訳(2005)は森嶋通夫の論文集であり、「史観も道具であり機に臨み変に応じて取捨されるべきもの」という森嶋の考え方がよく表れているように考えられ、興味深い

ものである。これらの研究もまた我々の研究にとって大変参考になろう。

e) 経済学と社会学における分析論理の相似性と非相似性

上述のように、社会学に疎遠な経済研究者にも理解されうるように工夫された「経済社会学」の分析方法の中には、需要分析にとって極めて有用なものがあるように考えられる。

そのような分析方法について具体的な考察を行う前に、その準備として社会学と経済学の分析論理の大まかな違いについて、富永健一編（1974）第1章・第2章の富永健一の指摘に依拠しながら考察しておこう。

富永は社会学と経済学に相似的な面があることを、1) どちらも行為分析的な考え方からスタートし、2) 交換理論をその思想の中核におき、3) 広い意味でのシステム分析的な考え方に立っている、という三つの側面から論じている。この事は上述の「AGIL 図式」を念頭に置き、高い抽象度の大きな枠組みで考えれば、容易に理解される。しかしより詳細にその三つの側面の内部に立ち入ると、考え方の上で次のようなかなり顕著な対照を示す非相似的な点があることを指摘している。

(A) 行為理論の性質の非相似的な点：富永の指摘は次のように要約されよう。／経済学の理論において頻繁に用いられる基本仮定は、行為者は実践者として行為を行うという仮定であり、経済学的な行為理論研究の主題は「手段を操作して目的を実現する」実践者の観点から形式論理に基づく演繹的分析を行うことである。社会学的な行為理論研究の主題は観察者の観点から、行為者の行為に関する帰納的分析を行うことである／。

(B) 経済的交換と社会的交換の非相似的な点：富永の指摘は次のように要約されよう。／この二つの種類の交換は、どちらも他者を相互に欲求充足機会の提供者とすることによって両当事者のいずれもが以前より満足を得る点で共通しているが、そこで充足される欲求の性質が、経済的交換の場合には市場で貨幣を媒介にして充足される種類の欲求に特定化されているのにたいして、社会的交換の場合には経済的欲求・宗教的欲求・法的欲求・道徳的欲求・政治的欲求、等々の様々な欲求からなる多面的な欲求である、という点で差異がある。このことが経済学的分析と社会学的分析との決定的な違いを作り出す極めて重要なポイントである／。

パレートが Vilfredo Pareto (1935) Sec2079、北川隆吉・廣田明・板倉達文訳 (1987) 2079 項で、「経済システムにおいては、非論理的な部分は完全に嗜好のうちに帰属させられる。非論理的な部分は無視されるのであるが、それは、嗜好は所与とみなされるからである。社会システムにおいても同じようにできないものかと思われるかもしれない。(中略)しかし、困ったことに、現実との照応という点からみると経済学と社会学との類似点はなくなる。」と述べているが(姫岡勤訳・板倉達文校訂 (1996) 831 項でも異なる文言でパレートは同じことを述べているが)、富永の上記の指摘と密接に関連しているように思われ、大変興味深い。

(C) システム・均衡概念の非相似的な点：富永の指摘は次のように要約されよう。／経済学のシステム理論としての一般均衡分析はいわば機械論的なシステム概念に立脚しているのにたいして、社会学のシステム理論としての構造-機能分析による社会体系論は有機体論的なシステム概念に立脚している、という相違がある。このようなシステム概念のちがいは、当然均衡概念のちがいになってあらわれる。構造機能分析には実質的な意味での一般均衡理論という均衡概念はない。構造機

能分析では、システムの機能的要件が満たされているかどうかは、現行の（システムに見られる比較的安定した部分である）構造が維持されているかどうかで判断される／。

Vilfredo Pareto (1935) Sec2074、北川隆吉・廣田明・板倉達文訳 (1987) 2074項、及び姫岡勲訳・板倉達文校訂 (1996) 827項の中で、パレートはシステムの均衡概念として「統計的」均衡概念を利用することを強調している。このように均衡概念が唯一つではないという点は、我々の研究に多くのヒントを与えてくれるであろう。

f) 消費需要分析法が「経済社会学」の分析法から学び得るもの

「経済社会学」の分析方法の中で、どのような分析方法が我々の需要分析にとって有用であるか、富永健一編 (1974) 第3章 (井関利明「消費行動」) の指摘に依拠しながら考察してみよう。

井関はM. C. Burk (1967) による消費者行動の内容区分を参考にしながら、消費者行動の内容を次のように区分した。つまり、消費主体は自らの生活設計に導かれ、かつその所得水準を勘案して、一般に①、②、③、④、⑤、⑥の順に意思決定を行おうとするが、その過程で全体としてのバランスを維持するためのフィードバックが行われ、そのフィードバックにより実際の意思決定は修正される、という図式が想定されている。なお井関は消費者行動を「主体（個人または世帯）が、みずからの生活の形成、維持、発展のために必要とする用具または資源（すなわち財とサービスおよび情報を含む商品群）を、消費者支出（貨幣と信用）を通じて取得するときの選択様式であり、そこには、個々の選択行為から、ある一定期間にわたる選択行為の集計・集積までが含まれる」と定義し、ミクロ・レベルでの選択行動の社会学的分析をクローズアップするために、Burkの定義に含まれる若干のケースを範囲外のものとして意識的に除外している。

	支出行動	① 貯蓄と消費の配分（貯蓄性向、消費性向）
		② 消費支出の配分（費目別家計支出の配分、家計行動にほぼ対応）
消費者行動	購買行動	③ 商品選択（競合商品間の選択）
		④ 店舗選択（競合する購買場所の選択）
		⑤ 銘柄選択（競合銘柄間の選択）
		⑥ 購入量・頻度の決定

出所：富永健一編 (1974) 46頁の井関の図表より作成。

井関によると、消費者行動の分析は経済学だけでなく心理学・社会心理学・社会学・文化人類学等の行動諸科学の学際的研究の格好の対象となっている。これらの各個別科学の認識原理としての概念用具と整序原理としての理論用具はそれぞれかなり異なっている。その結果、何を重要な事実とみるか、何を被説明変数とするか、消費単位は個人か世帯かその他か、説明変数として何をを用いるか、必要とするデータのタイプは何か、等の諸点においてははっきりとした差異が現われてくる。この点に関して井関は、F. Hansen (1972) (Chapter19 / 432-461頁) が8項目（従属変数、独立変数、家計行動か個人行動か、静態的か動態的か、選択プロセスの時点は接触時か考慮中か購買決定時か、集計のレベルはミクロかマクロか中間か、選択をめぐるパーソナリティ変数と商品特性変数

のタイプ、適用される商品カテゴリーは全商品か特定商品か特定銘柄か)の基準に基づいて「消費者行動モデル」を28種に分類・整理していることを指摘している。

井関は、消費者行動の経済理論のもつ限界を指摘し、それらを補完しより包括的な理論を目指すために、社会学が従来いかなる貢献をしてきたか、また今後どのような展開が可能か、を分析し幾つかの点を指摘している。そのような指摘の中で、我々の消費需要分析にとって参考になると思はれる点を、以下要約しておきたい。

井関によると、経済学の伝統的消費者行動理論の徹底的な修正と革新は、戦後のアメリカにおける「消費関数論争」を通じて初めてなされた。この論争は将来に残る大きな業績としていわゆる三大仮説 (F. Modigliani 及び J. S. Duesenderry の相対所得仮説、J. Tobin の流動資産仮説、M. Friedman の恒常所得仮説) を生み出した。注目すべきは、消費が短期の所得変動から独立である、という「消費の自律性」の発見があった事であるという。この事が契機となり、この論争の副産物として、(1) 消費者行動の家計集団特性 (人口学的特性) 別による差異の諸研究、(2) G. Katona や E. Mueller その他ミシガン・グループによる、消費者態度・期待と需要パターン、の研究が行われた (G. Katona (1951, 1960, 1964)、社会行動研究所訳 (1964, 1966) を参照)。J. Tobin (1968) は家計集団特性として、年齢ないしライフ・サイクル、性別、居住地域、職業、学歴、人種、世帯の大きさ等が、また心理学的変数として、態度、意図、要求水準、期待、パーソナリティ特性、見通し等が注目されるようになったと述べている。このような一連の革新は消費者行動の研究において、社会的アプローチや行動科学的アプローチによる意識的な補完作業が不可避であることを示唆した。

Smelser は、N. J. Smelser (1963) 98 頁、加藤昭二訳 (1967) 159-160 頁で、適切な消費の社会学が発展するために必要とされる知的活動 (作業) の三方向を示した。井関は、その三方向のそれぞれで、どのような知的活動 (作業) が行われてきたかをレビューし (詳細は省略)、これまで及び今後の研究で有効な社会学の概念用具と理論用具を表形式で要約した (詳細は省略)。そして、消費者行動の研究でこれまでに大きな成果をあげたものは、1) 「社会階層」と消費者行動パターンの経験的諸研究、2) 「家族生活周期」の概念を中核とする家族発達論アプローチの諸研究、3) 「対人的影響」の研究とその系譜に属する「普及過程」研究の消費者行動への適用、であると述べている。井関によれば、「社会階層」と「家族生活周期」の両者ともに、支出行動と購買行動にわたるいくつかのレベルの分析で、また「対人的影響」と「普及過程」は主として購買行動の各レベルの分析で、説明変数として極めて有効であることが実証されている (井関利明 (1969a, 1969b) 参照)。

井関によると、社会的・社会心理学的変数を組み合わせて消費者行動に関するより包括的なモデルを構築する試みの、一つの方向としては (H. A. Simon に代表される) 「意思決定」ないし「選択行為」の考えを適用した研究がある (詳細は省略)。

もう一つの方向は、井関によって提唱された「生活体系アプローチ」と呼ばれるものである (井関 (1969b, 1973) を参照)。これは Talcott Parsons and Neil J. Smelser (1956) 富永健一訳 (I :1958; II :1959) で示される構造・機能学派的消費論を基礎として、様々な社会的概念を援用しながら、消費主体の生活コンテクストの中に、支出や購買を位置づけようとする試みである。

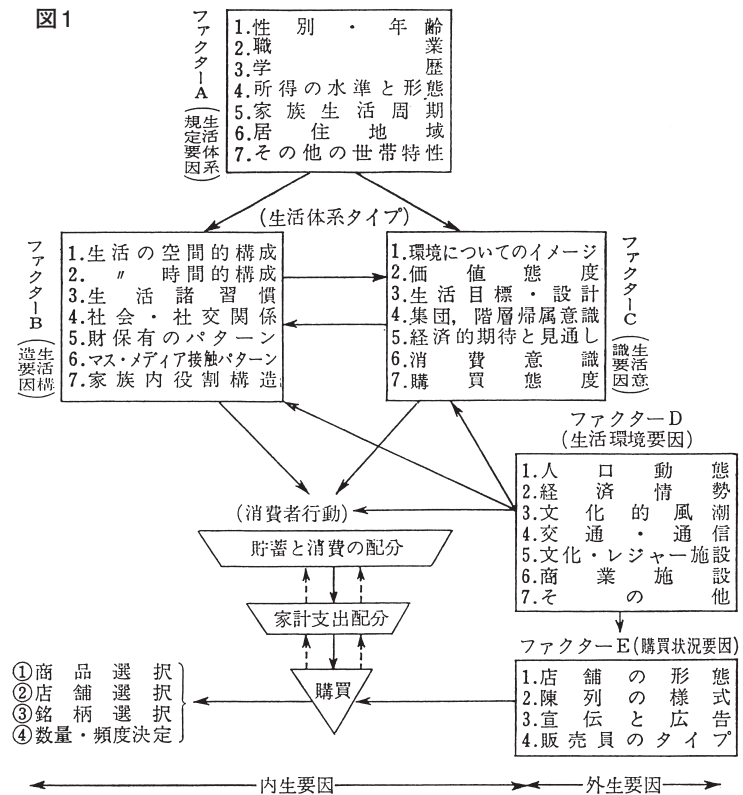
井関によると、構造・機能学派的消費論は社会的アプローチの一典型であり、問題の所在を示唆し、新しいアイデアを刺激し、新しい作業仮説を生み出す「発見的モデル (heuristic model)」

として、特に有用である。この消費論では、消費単位としての家族はそれ自体社会体系の一特殊ケースであり、その存続及び構造の維持のためには、A：環境への適応、G：目標の設定と達成、I：統合の形成と維持、L：潜在的パターン維持と緊張の処理、という四つの機能が必ず満たされなければならない。そして、これらの機能的要件の解決様式が、つまりは、その需要関数の型と軌道を決定する、と考えられている（詳細は省略）。なお、このような観点からParsonsらは上掲書（Talcott Parsons and Neil J. Smelser（1956）225-226頁、富永健一訳II 56-57頁参照）で注目すべき次の二つの命題を導出している。

第一の命題は「支出パターンは、きわめて狭い範囲内でしか上下できない。この結果消費関数のごく安定的になることは明らかで、これは、個々の家族についてだけでなく、その総量についてもあてはまる」、第二の命題は「(文化的生存に必要な最小限度の消費財のパッケージである) 標準パッケージ支出は、一定の限度内で階層水準による差異を生ずる。その最も重要な特徴は、この支出が、どこかの水準でかなり安定した値を示すということである」というものである。

井関によると、「生活体系」の概念は、「生活体系とは、パーソナリティ・レベルから、「要求・欲求」などをエネルギーとしてインプットし、情報機能を果す「生活意識」の統制と方向づけのもとに、「生活構造」という比較的ハードなメカニズムを通して、「生活活動」をアウトプットするものである、といえるかもしれない。ただし、「生活意識」は、たえず新しい情報をインプットし、付加することで変化し、それがパーソナリティ・レベルに影響を与えて、新しいタイプの「要求・欲求」を発生させ、その結果、新しいパターンの行動が生じ、やがて「生活構造」も変化していく、というダイナミックな変動過程が、今日ではむしろ一般的である。この関連で、「生活体系」の変動の最大のカギとなるのは、新しい情報付加による「生活意識」の再編成、再組織化の動きである、といってもよいだろう。」と規定される。

井関はこの規定を、さらに経験的に操作可能な型に具体化し、生活体系アプローチに基づく消費者行動モデルを図1のような形で具体的に提示している。図1では、家族等の消費主体は



出所：富永健一編（1974）67頁の井関利明による図3・3をそのまま引用。

社会構造の中で様々な役割を担い、その役割は消費主体に特有の要求と課題を生じさせ、その要求を満たし課題を解決する過程で一定の「生活体系」を形成すると考えられており、その様々な役割の代理指標としてファクター A の要因が挙げられている。また、「生活体系」は生活環境要因であるファクター D にも影響を受け、ファクター D は購買状況要因であるファクター E にも影響を与える。なお井関は、井関らによるこのモデルの適用事例を紹介している（詳細は省略）。

なお井関は、井関利明（1969a）88 頁の「D. むすび—概念の有効性と適用範囲の問題」の中で、生活体系アプローチに基づく消費者行動モデルは常に有効という訳ではなく、その有効な適用範囲があることを指摘している。

g) コウホート需要分析の一般化のための改善方向

以上の考察から、コウホート需要分析の一般化のための一つの改善方向として、取敢えず次のようなことが考えられる。第一に、コウホート需要分析の時代効果を説明する変数として、価格や所得等の経済変数の他に、人口の量的・質的構成の変化を表わす変数を導入する必要がある。この事は、人口史観の観点から、また井関の上述の生活体系アプローチに基づく消費者行動モデルのファクター D の観点から、導かれる結論である。第二に、時代効果を説明するもう一つの変数として、都市化等の居住環境の変化を表わす変数を導入する必要がある。この事は、人口史観（人口密度）という観点から、また井関の上述のモデルのファクター A 及び D の観点から導かれる結論である。なお、以上の結論はあくまでも暫定的なものであり、今後より詳細な検討を行う必要がある。

時代効果を説明する変数として、価格や所得等の経済変数の他に、人口の量的・質的構成の変化を表わす次のような変数の導入が考えられる。人口動態は出生（率）と死亡（率）の両面で構成されているので、出生（率）に関する変数と、死亡（率）に関する変数を共に取上げる必要があろう。

第一に、出生（率）に関する変数として次のような変数が考えられる。厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課（2014）21-24 頁に示されるように、「出生数」と、15~49 歳の「女性人口」、期間「合計特殊出生率」、15~49 歳女性人口の「年齢構成の違い」指数、という 3 変数の間には

$$\text{「出生数」} = \text{「女性人口」} \times (\text{「合計特殊出生率」} / 35) \times \text{「年齢構成の違い」}$$

という関係が恒等的に成立する。なお、15~49 歳女性人口の「年齢構成の違い」指数、はどの年齢の女性の人数も同じ場合には 1 となり、出生率の高い（低い）年齢層に女性の人数が相対的に多くなっている場合には 1 より大きく（小さく）なる。従って、出生に関する変数としては、統計データの利用可能性や研究目的を考慮して、上述の 3 変数の中から適当な変数を選べばよいと考えられる。

第二に、死亡（率）に関する変数として次のような変数が考えられる。「出生数」に関する上述の恒等式に類似した、次のような「死亡数」に関する恒等式が成立する。

$$\text{「死亡数」} = \text{「総人口」} \times (\text{「年齢調整死亡率」} / 1000) \times \text{「人口の老齢化指数」}$$

$$\text{但し、「人口の老齢化指数」} = \text{「死亡率」} / \text{「年齢調整死亡率」}$$

なお、「人口の老齢化指数」は、年齢階級別人口比率が基準人口（昭和 60 年モデル人口）の場合

と等しければ1となり、死亡率の高い（低い）年齢階級の人口比率が相対的に大きければ1より大きく（小さく）なる。従って、死亡に関する変数としては、統計データの利用可能性や研究目的を考慮して、上述の恒等式右辺の3変数の中から適当な変数を選ばよと考えられる。

h) 事例分析

以上のような考え方を具体的に示すための事例分析として、1979年から2013年までの35年間に亘り10歳代前半から70歳代前半まで5歳刻みで13階級に区分された一般コウホート表の形式で纏められた、2人以上の世帯における1人当たり豚肉家計消費のデータ（別掲付録表1）を利用して、次のようなコウホート需要分析を試みた。なお一般コウホート表の分析の場合に必要な、合成コウホートのコウホート効果に関する仮定として、川口（2008）と同様の仮定を利用した。

時代効果の定式化は川口・森（2014）（川口（2014）も参照）で提案された新たな接近法に基づいて次のように行った。時代効果を説明する経済変数として、一般消費者物価指数でデフレートした牛肉価格 B_{Pt} ・豚肉価格 P_{Pt} ・鶏肉価格 C_{Pt} 及び成人換算1人当たり消費支出 E_{Pt} （但し $t=1\sim 35$ で各変数とも対数値の平均からの偏差）を利用した。

時代効果を説明する社会学的な変数としては、次のような変数の利用を検討した。つまり、須藤一紀（2005、2006）に示される人口の量的・質的構成の変化の実態を参考にして、「合計特殊出生率」 TFR_t 、15～49歳女性人口の「年齢構成の違い」指数（この2変数のデータは厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課（2014）24頁に示される値を利用）、及び「人口の老齢化指数」を導入し、その有効性を検討した。なお「人口の老齢化指数」を計算するための、総人口に関する「年齢調整死亡率」のデータが利用できなかったため、その近似値として、男の「年齢調整死亡率」と女の「年齢調整死亡率」（同上（2014）8頁に示される値を利用）の単純平均値を利用した。また「死亡率」のデータとしては同上（2014）7頁に示される値を利用した。

上記の社会学的3変数を経済変数と共に説明変数として全て利用すると、1人当たり豚肉消費量の対数値を被説明変数とする重回帰分析（OLS）で計測されたパラメータの多くが統計的有意性の無いものとなった。試行錯誤の結果、経済変数と共に「合計特殊出生率」 TFR_t （但し $t=1\sim 35$ で対数値の平均からの偏差）だけを利用すると、下記のように、決定係数も大きく、殆ど全てのパラメータの推定値が統計的に高度に有意なものとなることが分かった。

この場合、新たな接近法による時代効果 P_t は α_1 、 α_2 、 α_3 、 α_4 、 α_5 を計測すべき未知のパラメータとして $P_t = \alpha_1 B_{Pt} + \alpha_2 P_{Pt} + \alpha_3 C_{Pt} + \alpha_4 E_{Pt} + \alpha_5 TFR_t$ ($t=1\sim 35$)と表され、 $\sum P_t = 0$ が成立する。

食肉の場合、時代効果の説明変数として、「食の安全性のリスク」の消費需要への影響を表す変数も考慮する必要があるだろうが（そのような影響の社会心理学的分析の一事例として高橋直浩（2014）；Hanawa Peterson and Chen, 2005; Oniki, 2006；森・三枝, 2013などを参照）、本分析ではそのような影響は一纏めにして誤差項で考慮するものとし、詳細な分析は今後の課題とした。

なお、従属変数である豚肉消費量と上述の時代効果を説明する諸変数は対数変換しているため、需要の価格弾力性・支出弾力性・「合計特殊出生率」弾力性が計測された。この分析結果は社会的分析視角の有効性を示すものと考えられる。

豚肉需要<12~72歳：1979~2013年>の両自然対数 OLS 回帰分析

決定係数 RR = 0.934422 残差平方和 RSS = 1.24031 標準偏差 SD = 0.0544724 自由度 DF = 418

** : 1%水準で有意 * : 5%水準で有意 A1~A12 : 年齢効果の推定値(A13を除く)

(A13) : ゼロ和制約による A13 の推定値 C1~C19 : コウホート効果の推定値 (C20を除く)

(C20) : ゼロ和制約による C20 の推定値

最も早生まれのコウホートの効果がC1で最も遅生まれのそれがC20

定数項 : 1.650752 **	A1 : -0.305919 **	A2 : -0.123614 **	A3 : -0.230199 **
A4 : -0.209267 **	A5 : -0.185381 **	A6 : -0.113408 **	A7 : 0.040268 **
A8 : 0.148153 **	A9 : 0.151403 **	A10 : 0.196537 **	A11 : 0.237274 **
A12 : 0.219444 **	(A13) : 0.174709	C1 : -0.932853 **	C2 : -0.844800 **
C3 : -0.732734 **	C4 : -0.611209 **	C5 : -0.404994 **	C6 : -0.304640 **
C7 : -0.175923 **	C8 : -0.013558	C9 : 0.065542 **	C10 : 0.102013 **
C11 : 0.107036 **	C12 : 0.168403 **	C13 : 0.270938 **	C14 : 0.350799 **
C15 : 0.396778 **	C16 : 0.410849 **	C17 : 0.443336 **	C18 : 0.493880 **
C19 : 0.558994 **	(C20) : 0.652142	牛肉価格弾力性 : 0.206848 **	
	豚肉価格弾力性 : -0.652995 **	鶏肉価格弾力性 : 0.802583 **	
	支出弾力性 : -0.861238 **	「合計特殊出生率」弾力性 : 0.243850 **	

時代効果の計算値 (1979年から2013年まで順に表示) :

.2642	.2692	.2463	.1989	.1663	.1474	.1234	.1076	.0692	.0122	-.0069
-.0091	-.0210	-.0555	-.0909	-.0912	-.1036	-.1160	-.1193	-.1079	-.1007	-.1001
-.0883	-.0800	-.0751	-.0694	-.0679	-.0574	-.0617	.0166	-.0361	-.0486	-.0045
-.0509	-.0593									

i) 2節のまとめ

コウホート需要分析の分析対象を拡大するために、社会学的な分析視角をどのように取り入れるべきか考察した。そして社会学的な分析視角の有効性と適用範囲の問題を具体的に検討するための事例分析として、家計における豚肉消費のコウホート需要分析を試みた。この分析の時代効果を説明する変数として、経済変数の他に社会学的3変数を選び、その有効性を検討した。その結果、経済変数と共に「合計特殊出生率」を利用すると統計的に良好な結果が得られることが分かった。このことは社会学的な分析視角の有効性を示していると考えられる。なお、本分析では「食の安全性のリスク」の消費需要への影響を考慮し得なかったが、その影響の分析は今後の研究課題である。

3. 経済分析における「人口統計学的」接近の動き

伝統的経済分析は、経済諸条件が与えられたとき、すなわち一定の所得と競合・補完財を含む諸価格のもとで、効用を極大化させる均衡点に消費が決定されるという演繹的な接近である (上述)。

たとえば本稿で扱っている家計の豚肉消費のケースでは、1979年から2013年の35年間、集計された平均的家計の効用関数、嗜好（= tastes; preferences）はほとんど変わっていないことがまず大前提になる。もちろんこのような長い年月の間には、豚肉の場合などコレステロールや肥満など消費者の健康志向が高まっている、また「失われた20年」といわれる経済不況の長期化などによって、家計の節約志向は強くなっているかもしれない。また「少子高齢化」の急速な進展の下、平均的家計の消費ビヘイビアには一定の変化があったと推測されている。このような変化は計量経済学の世界では「構造変化」の問題として扱われ（たとえばChavas, 1983; Moschini and Meilke, 1989; 澤田学・澤田祐, 1994; 松田, 2001; Sawada, 2012など多数）、いつ頃を境に「構造変化」が生じたか「統計学的に」みなせるか否かが主要課題とされ、社会学的にいかなる要因によって「構造変化」が生じたかは明らかにされることが少ない。そもそも、伝統的ミクロ経済学の世界では、「人の嗜好（tastes）は、ロッキー山脈が今日もそこにあり明日もなおそこにあると同様に、capriciouslyに変化することはない」（Stigler and Becker, 1977, p.76）ことが前提されている。需要体系分析を中心に計量経済学をリードしてきたDeaton and Muellbauerも、代表的著書のなかで、Stigler and Beckerの発言に直接触れ、「嗜好変化」という考え方を排している（*Economics and Consumer Behavior*, 1980, p. 253; p. 377）。

Deatonは、コート・ジボアールで1979年に行われた大規模な家計調査のデータを使い、肉・穀類・魚などの支出弾力性や価格弾力性を計測した。Deatonはその後対象国を広げ、基本的に同じ想定に従って、長期間の時系列データに頼らずとも、限られた短期間のクロスセクションデータから、需要体系分析を実行することができることを提示した（Deaton, *J. Econometrics*, 1987; *AER*, 1988; *A Microeconomic Analysis*, 1997など）。この手法はその後瞬く間に多くの信奉者を生んだ（Perali and Chavas, 2000; Yen et al., 2003; Chern et al., 2003; Seal et al., 2003; Dong, et al., 2004など多数）。ある時点において、地理的に広い国内で地域によって諸財の価格が有意に異なり（情報と自由な流通が遮断されている場合がある）、平均的家計所得水準が異なっていれば、十分長期間の時系列データを欠いても、単一品目モデルに比べより大きな自由度を要求するデマンド・システム分析が可能であり、合理的な推計結果が得られるというのである。この接近に関して、我々の研究仲間の一人、Clason（ニューメキシコ州立大学統計センター）は、同じメキシコでも、海岸に近い地域と内陸部とでは「人間が違う」と異を唱えた（Clason, 2005）。住んでいる地域によって、preference体系が同じではないとの疑念である。地理的にはるかに狭く、情報ネットワークと流通網が整備されているわが国において、たとえば牛肉や豚肉の家計消費に関し、北九州・関西と関東・東北の主要都市の間では、ごく最近の2011-13年時点においてもきわめて顕著な地域差が観察されている（表1）。住民の多くはそれらの都市周辺で生まれ育ち、関西と関東では（平均的に*²）肉に対する‘tastes’が違うのであろう。世帯主の年齢階級はいずれの地域も50歳代後半で、顕著な差は存在していない。

米国農務省による食料消費分析において、（北）東部・南部・西部などは古くから識別され、将来予測においても地域間の人口移動は重要な要因として考慮されてきた（カナダのケースでは、東海岸、中部と西海岸など、Denton et al., 1999）。しかし、人がS地域からN地域に移れば、消費は直ちに新しい地域の状況の特性を取得する：より一般的には、「デモグラフィックな状況が変われば、消費者はそれらの状況下ですでに観察されている支出パターンをとるであろう」と想定されている

表 1 主要都市別家計の肉類消費量、2011-13年平均

牛肉	<数量：g>	豚肉	<数量：g>	鶏肉	<数量：g>
全国	6,810	全国	19,075	全国	14,484
奈良市	10,617	札幌市	23,882	福岡市	19,288
京都市	10,415	新潟市	23,110	宮崎市	18,006
大阪市	10,380	青森市	22,657	鹿児島市	17,918
和歌山市	10,031	秋田市	22,201	熊本市	17,818
広島市	9,993	静岡市	21,715	大分市	17,696
堺市	9,693	横浜市	21,524	北九州市	17,630
大分市	9,564	さいたま市	21,199	佐賀市	17,388
北九州市	9,414	盛岡市	20,940	和歌山市	17,354
神戸市	9,368	川崎市	20,927	広島市	16,984
大津市	9,204	浜松市	20,854	山口市	16,863
熊本市	9,173	甲府市	20,771	松山市	16,629
松山市	9,142	福島市	20,090	奈良市	16,284
山口市	9,080	千葉市	19,647	岡山市	16,227
山形市	8,713	山形市	19,527	札幌市	16,111
佐賀市	8,670	仙台市	19,269	京都市	15,886
福岡市	8,576	長野市	19,181	長崎市	15,833
徳島市	8,354	福岡市	18,813	大阪市	15,631
高松市	8,157	東京都区部	18,732	大津市	15,604
津市	8,057	那覇市	18,680	堺市	15,477
岡山市	7,990	奈良市	18,646	鳥取市	15,448
福井市	7,955	鹿児島市	18,447	高知市	15,214
高知市	7,726	和歌山市	18,126	さいたま市	15,104
鳥取市	7,585	金沢市	18,106	松江市	15,090
那覇市	6,955	水戸市	18,067	津市	14,966
横浜市	6,859	名古屋市	17,988	徳島市	14,914
長崎市	6,851	宇都宮市	17,977	神戸市	14,587
東京都区部	6,780	堺市	17,802	高松市	14,585
金沢市	6,765	佐賀市	17,725	秋田市	14,530
宮崎市	6,729	大阪市	17,712	横浜市	14,486
さいたま市	6,631	富山市	17,711	川崎市	14,231
岐阜市	6,501	岡山市	17,648	青森市	13,964
鹿児島市	6,430	松江市	17,569	千葉市	13,829
名古屋市	6,415	宮崎市	17,454	名古屋市	13,455
川崎市	6,349	広島市	17,325	浜松市	13,429
富山市	6,093	鳥取市	17,234	東京都区部	13,411
松江市	6,034	松山市	17,178	静岡市	13,374
千葉市	5,733	岐阜市	17,105	甲府市	12,926
青森市	5,606	京都市	17,103	金沢市	12,804
静岡市	5,234	前橋市	16,954	福井市	12,737
札幌市	4,870	大津市	16,878	盛岡市	12,620
甲府市	4,585	大分市	16,556	宇都宮市	12,596
仙台市	4,575	熊本市	16,488	新潟市	12,333
宇都宮市	4,496	長崎市	16,308	山形市	12,088
盛岡市	4,338	神戸市	16,182	長野市	12,056
秋田市	4,259	福井市	16,036	岐阜市	12,009
浜松市	4,217	津市	15,884	仙台市	11,927
水戸市	4,190	北九州市	15,787	那覇市	11,665
福島市	4,123	山口市	15,759	水戸市	11,418
前橋市	3,628	高松市	15,598	福島市	10,926
長野市	3,385	高知市	15,432	富山市	10,599
新潟市	2,958	徳島市	15,129	前橋市	10,179

参考：都市圏別世帯主平均年齢

	(歳)
関東	58.2
中京	57.3
近畿	58.6
北九州	57.9

出所：総務省統計局消費統計課。

(Blisard et al., 2003, p.30)。過去の習性は引きずらない、「コウホート効果」は存在しないとの仮定である。別の地域に移住すれば、スーパーマーケットで販売されている商品の品揃えも違い、欲しいものが容易に手に入らない、他方今まで馴染みのなかった食品が意外に口に合うということも稀ではない。同一国内の移動に限らず、日本から米国や豪州に移住した在留邦人の食生活を垣間見たとき、日本にいた時より確かに牛肉の家計消費は多くなっているが、大多数の家庭では牛肉の調理形態は、焼き肉、すき焼き、肉じゃがが代表的なメニューで、現地の人とは著しく異なっている(森・Chadee, 1993; 森他, 1994など)。地理学的「コウホート効果」は無視できない(内野澄子, 1977; 1985など)。

わが国の計量経済学分野でも、最近松田を中心に家計調査の主要都市別クロスセクション・月別タイムシリーズデータを駆使して、人口の少子高齢化や原発事故の生鮮魚介類や肉類消費に対するインパクトを注意深い需要体系分析で析出しようとする努力がなされている(松田, 2013; 2014など)。しかしデータの不備^{*3}もあってか、筆者らには十分な納得できる結果が得られているとは言いがたい。今後は、石橋が森島モデルを用いて長年ひとりで取り組んできた家計調査の個票データを積極的に活用して(森島, 1984; 石橋, 2001; 2006; 2007など)、十分意味のある「人口学的変数」を取り入れ、主要地域別・(世帯員)年齢階級別のコウホート需要分析が展開されることを願っている。

*2 StiglerとBeckerが「tastesはすべての人間に対して同じである」と言うとき、彼ら自身の背格好が全く同じではないように、ある程度のばらつきが存在することは承知しているだろう。実際の調査データに基づいて経済・社会分析を実行するとき、ばらつきは常に前提されている。

*3 都市別に世帯主の平均年齢、65歳以上の人数、18歳未満の人数などの変数しか発表されていない。

付録表1 年齢階級別豚肉家計消費の推移、1979～2013年

	(kg/人・年)													
	10～14歳	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	
1979	6.50	7.23	6.41	6.46	6.34	6.30	5.54	5.28	5.52	4.61	4.48	3.72	3.11	
1980	6.86	7.65	6.27	5.94	6.19	6.10	5.92	6.14	5.24	4.71	5.51	3.95	3.05	
1981	6.23	6.93	5.87	5.71	5.96	6.26	5.74	5.94	5.41	4.82	4.56	4.04	3.46	
1982	6.08	6.77	5.78	5.77	6.06	6.16	5.85	6.07	5.09	5.26	4.81	3.98	3.33	
1983	6.09	6.56	5.54	5.35	5.75	5.89	6.27	5.70	5.95	4.34	3.41	3.46	3.25	
1984	6.13	6.98	5.83	5.70	5.95	5.69	6.41	6.33	4.86	4.84	3.68	3.17	2.74	
1985	5.85	6.69	5.45	5.16	5.48	5.34	6.37	6.84	4.91	4.74	4.57	3.23	2.53	
1986	6.23	7.15	6.00	5.73	5.29	5.58	5.75	6.28	4.59	4.74	3.98	3.71	3.33	
1987	6.19	6.87	5.81	5.58	5.01	5.18	6.08	5.63	4.93	4.81	4.19	3.86	3.38	
1988	6.08	6.67	5.45	5.15	5.04	5.29	5.97	5.73	4.78	4.87	4.12	3.09	2.45	
1989	5.81	6.59	5.27	4.82	5.27	5.31	6.18	6.50	5.33	4.71	4.40	3.22	2.55	
1990	5.80	6.68	5.46	4.89	4.68	5.14	5.66	6.16	5.66	4.84	4.30	3.72	3.19	
1991	5.44	6.22	5.21	5.01	5.03	5.34	5.75	6.38	4.85	4.90	4.10	3.48	2.94	
1992	5.47	6.37	5.44	5.20	4.76	4.60	5.78	6.01	5.06	4.67	4.30	3.66	3.10	
1993	5.59	6.59	5.65	5.36	4.40	4.58	5.50	5.73	5.55	4.89	4.09	3.77	3.33	
1994	5.17	5.88	5.14	5.04	4.68	4.48	5.92	5.61	5.78	4.63	4.51	3.75	3.13	
1995	5.36	6.23	5.31	5.05	4.81	4.67	5.26	5.94	5.36	4.86	4.46	3.87	3.31	
1996	5.66	6.50	5.53	5.30	4.51	4.58	5.33	5.73	5.14	5.23	4.62	4.18	3.67	
1997	5.56	6.31	5.40	5.24	4.45	4.68	4.86	5.86	5.21	5.24	4.99	4.32	3.70	
1998	5.36	6.12	5.35	5.32	4.95	4.85	5.21	5.66	5.59	5.61	4.76	4.20	3.65	
1999	5.40	6.11	5.39	5.42	5.23	4.88	5.60	5.33	5.74	5.52	5.44	4.79	4.08	
2000	5.20	5.99	5.22	5.07	5.00	5.11	5.50	6.07	6.31	5.76	5.53	4.59	3.89	
2001	5.62	6.41	5.59	5.48	5.27	5.37	5.58	5.80	5.95	5.53	5.63	4.71	4.06	
2002	6.09	6.88	5.97	5.91	5.33	5.35	6.01	6.11	6.12	6.07	5.84	5.18	4.36	
2003	5.63	6.45	5.69	5.68	5.23	5.22	5.59	5.83	6.01	6.05	5.68	4.97	4.03	
2004	5.62	6.36	5.59	5.64	6.11	6.21	6.19	6.36	6.87	6.78	5.65	4.81	4.27	
2005	5.88	6.85	5.98	5.95	5.82	5.83	6.24	6.41	6.53	6.52	6.18	5.44	4.47	
2006	6.18	7.19	6.23	6.11	5.51	5.49	6.31	6.46	6.47	6.34	5.85	5.18	4.43	
2007	6.26	7.12	6.11	6.08	6.24	6.34	6.36	6.28	6.15	6.16	6.26	5.75	4.56	
2008	6.50	7.41	6.34	6.27	6.33	6.46	6.64	6.63	6.49	6.51	6.62	6.04	4.65	
2009	6.30	7.21	6.21	6.19	6.35	6.65	6.96	7.01	6.98	7.07	6.87	6.20	4.90	
2010	6.61	7.39	6.11	5.89	6.19	6.64	7.13	7.08	6.66	6.68	6.87	6.37	5.05	
2011	6.76	7.60	6.35	6.18	6.32	6.67	7.13	7.09	6.71	6.79	7.07	6.65	5.56	
2012	6.86	7.75	6.45	6.13	5.97	6.47	7.80	7.69	6.83	6.70	6.67	6.21	5.26	
2013	6.79	7.67	6.39	6.11	6.15	6.47	7.70	8.37	7.52	7.32	7.29	6.79	5.53	

出所：森が『家計調査年報』各年版から、Tanaka,Mori&Inabaモデルで世帯員の年齢階級別の推計を行った。

参考文献

- 秋谷重男 (2007) 『増補：日本人は魚を食べているか』 北斗書房、東京。
- 姫岡勤訳・板倉達文校訂 (1996) 『V. パレート著 一般社会学提要』 (あとがき／校訂者) 名古屋大学出版会 (本訳書は Vilfredo Pareto, *Compendio di sociologia generale*, per cura di Giulio Farina, Firenze, 1920 の全訳である)。
- 稲上毅・厚東洋輔・[溝部明男] 訳 (1 総論：1976；2 マーシャル／パレート論：1986；3 デュルケーム論：1982；4 マックス・ウェーバー I：1974；5 M・ウェーバー論 II：1989) 『タルコット・パーソンズ 社会的行為の構造』 木鐸社、5分冊 (本和訳書は Talcott Parsons (1937) の全訳であり、溝部明男は第2分冊と第5分冊だけの共訳者である)。
- 井関利明 (1969a) 「ファミリー・ライフ・サイクルと買い手行動」 田内幸一編 『買い手行動の構造』 現代マーケティングの構図2、75-92頁、日本生産性本部。
- (1969b) 「消費者行動の社会学的研究」 吉田正昭・村田昭治・井関利明編 『消費者行動の理論』 113-178頁、丸善株式会社。
- (1973) 「『生活システム』の成長・発展とその指標」 村田昭治・丸尾直美編 『福祉生活の指標を求めて — “生活の質” の研究』 51-82頁、有斐閣。
- 石橋喜美子 (2001) 「年齢階級別消費量の推計 —『家計調査』 個票データを使用して」 森宏編 『食料消費のコウホート分析 — 年齢・世代・時代』 専修大学出版局、187-217。
- (2006) 『家計における食料消費構造の解明 — 年齢階層別および世帯類型別アプローチによる —』 農林統計協会、東京。
- (2007) 「食料消費構造の変化からみた食料需要動向と需要予測」 『長期金融』 99、農林漁業金融公庫、東京。
- 内野澄子 (1977) 「人口移動の動向と食生活の構造変動」 『人口問題研究』 143号、15-29。
- (1985) 「人口移動の食行動への影響 — ベイズ型コウホート・モデル分析の適用 —」 『人口問題研究』 176号、18-32。
- 金子勇編著 (2002) 『高齢化と少子社会』 講座・社会変動第8巻、ミネルヴァ書房。
- (2003) 『高田保馬リカバリー』 ミネルヴァ書房。
- (2006) 『少子化する高齢社会』 NHK ブックス1052、日本放送出版協会。
- 加藤昭二訳 (1967) 『ニールJ. スメルサー著 経済社会学』 現代社会学入門-4、至誠堂。
- 川口雅正 (2008) 「シミュレーション結果の差異に関する理論的考察 — IE解および中村のベイズ解の構造的問題 —」 『社会科学年報』 42号、専修大学社会科学研究所、81-88 (69-99頁の森・三枝・川口論文の分担部分)。
- 川口雅正・森 宏 (2014) 「科学方法論からみたコウホート分析の新解釈 — 危機からの脱出のパラダイム —」 『社会科学年報』 48号、専修大学社会科学研究所、65-91。
- 川口雅正 (2014) 「科学方法論からみたコウホート分析の新解釈 — 危機からの脱出のパラダイム (詳論) —」 『エコノミクス』 18 (2・3・4)、九州産業大学、93-129。
- 北川隆吉・廣田明・板倉達文訳 (1987) 『V. パレート著 社会学大綱』 (解説／訳者) 現代社会学大系第6巻、青木書店。(本訳書は Vilfredo Pareto のイタリア語の原著 *Trattato di sociologia generale*, 2vols, 1916 / 2.ed. 3vols, 1923 / の Pareto 自身が校閲したフランス語版 *Traité de sociologie générale*, tr. Par P. Boven, 2vols, 1917-19 の最後の二つの章である第12章と第13章を全訳し、第一章及び第二章としたものである)。
- 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課 (2014) 『平成25年 (2013) 人口動態統計 (確定数) の概況 (平成26年9月11日)』 厚生労働省ホームページ。
- 松田敏信 (2001) 『食料需要システムのモデル分析』 農林統計協会、東京。
- (2013) 「食肉の家計需要に対する少子高齢化等の影響」 『畜産の情報』 2013年3月号、ALIC、1-8。
- (2014) 「原子力発電所事故が生鮮魚介・肉類需要に与えた影響」 谷口憲治編著 『地域資源活用によ

- る農村振興』農林統計出版、123-143.
- 森島賢 (1984) 「食料需要の動向」『農業経済研究』56 (2)、63-69.
- 森嶋通夫 (1994) 『思想としての近代経済学』岩波新書 (新赤版) 321、岩波書店。
 —— (1999) 『なぜ日本は没落するか』岩波書店。
- 村田安雄・森嶋瑤子訳 (2005) 「森嶋通夫著 なぜ日本は行き詰ったか」(解説/奥村宏) 『森嶋通夫著作集14』1-342頁、岩波書店。
- 森 宏・Doren Chadee (1993) 「日本人の肉類、特に牛肉消費の上限 —オセアニア在留邦人家族の肉類消費実態調査結果—」『専修大学社会科学研究所月報』No.361、14-32.
- 森 宏・栗原幸一・R.A. Jussaume, Jr.,・Doren Chadee (1994) 「米国およびオセアニア在留邦人家族の肉類消費実態」『専修大学社会科学研究所月報』No.373、1-68.
- 森 宏・三枝義清 (2013) 「牛肉家計消費における O-157 と BSE のインパクトの計測 — 拡大コウホートモデルを用いて」『社会科学年報』47号、専修大学社会科学研究所、157-182.
- 農林水産政策研究所 (PRIMAFF) (2010) 『少子・高齢化の進展の下におけるわが国の食料支出額の将来試算』9月、東京<<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/100927.html>>
- 農林水産省 (1995) 『平成6年度農業白書』。
 —— 『食料需給表』各年版。
- 澤田学・澤田裕 (1994) 「家計生鮮肉需要の構造変化に関する需要体系分析」森島賢編『農業構造の計量分析』富民協会、309 - 324.
- 須藤一紀 (2005) 「よくわかる日本の人口 ①~⑥」第一生命経済研究所『経済研レポート』2005年6月号~2005年11月号 (①ピークが迫る日本の人口~【総人口の推移と人口転換】~/②長寿世界一と増加を続ける死亡件数~【死亡構造の変化】~/③激変した若者の結婚行動~【結婚と出産 その1】~/④夫婦の出生行動は安定しているか~【結婚と出産 その2】~/⑤将来推計人口への理解を深めることが重要~【結婚と出産 その3】~/⑥超高齢社会に突き進む日本~【人口高齢化】~)。
 —— (2006) 「よくわかる日本の人口 ⑦~⑪」第一生命経済研究所『経済研レポート』2006年1月号~2006年5月号 (⑦人口の増加が続く大都市圏と減少局面に入った地方圏~【都道府県別人口 その1】~/⑧止まらない東京一極集中~【都道府県別人口 その2】~/⑨急速に進み出した大都市の高齢化~【都道府県別人口 その3】~/⑩人口が減少に向かう先進国と増加が続く発展途上国~【世界の人口】~/⑪人口変動の経済・社会的影響~【まとめ】~)。
- 社会行動研究所訳 (1964) 『消費者行動 —その経済心理学的研究—』ダイヤモンド社。
 —— (1966) 『大衆消費社会』ダイヤモンド社。
- 総務省統計局『家計調査年報』各年版。
 —— 『消費者物価指数』各年版。
- 高田保馬 (2003a) 『勢力論』(解説/盛山和夫) 高田保馬・社会学セレクション①、ミネルヴァ書房。
 —— (2003b) 『階級及第三史観』(解説/金子勇) 高田保馬・社会学セレクション②、ミネルヴァ書房。
- 高橋直浩 (2014) 「BSE リスク下における政府と消費者の行動分析」日本経済研究センター『日本経済研究』No.71、78-106頁。
- 富永健一訳 (I :1958 ; II :1959) 『T. パーソンズ N. J. スメルサー 経済と社会 — 経済学理論と社会学理論の統合についての研究』(訳者解説)、岩波書店、2分冊。(本和訳書は Talcott Parsons and Neil J. Smelser (1956) の全訳である)。
- 富永健一編 (1974) 『経済社会学』(福武直監修) 社会学講座第8巻、東京大学出版会。
- 宇沢弘文 (2000) 『ヴェブレン』岩波書店。
- Blaylock, J.R. and D.M. Smallwood (1986) *U.S. Demand for Food: Household Expenditures, Demographics, and Projections*, USDA/ERS, TB-1713.
- Blisard, N., J.N. Variyam, and J. Cromartie (2003) *Food Expenditures by U.S. Households: Looking Ahead to 2020*. USDA/ERS, Agricultural Economic Report No.821.
- Burk, M. C. (1967) *Survey of Interpretations of Consumer Behavior by Social Scientists in the Postwar Period*,

- Journal of Farm Economics*, 49 (Feb.), 1-31.
- Case, Anne (2010) "What's Past Is Prologue: The Impact of Early Life Health and Circumstance on Health in Old Age," D.A. Wise eds. *Research Findings in the Economics of Aging*, Chicago, The University of Chicago Press, 211-234.
- Case, A., D. Lubotsky, and C. Paxson (2002) "Economic Status and Health in Childhood: The Origins of the Gradient," *American Economic Review*, 92 (5), 1308-1334.
- Case, A., and C. Paxson (2006) "Stature and Status: Height, Ability, and Labor Market Outcomes," *NBER Working Paper* No. 12466, Cambridge, MA: National Bureau of Economic Research, 1-51.
- Chavas, Jean-Paul (1983) "Structural Change in the Demand for Meat," *American Journal of Agricultural Economics*, 65 (1), 148-153.
- Chern, W.S., K. Ishibashi, K. Taniguchi, and Y. Tokoyama (2003) *Analysis of the food consumption of Japanese households*, FAO Economic and Social Development Paper 152, Food and Agriculture Organization of the United Nations, Rome.
- Clason, Dennis, L. (2005) Professor, Dept. of Economics and University Statistics Center, New Mexico State University, Las Cruces, NM, personal communications.
- Deaton, A. and J. Muellbauer (1980) *Economics and Consumer Behavior*, Cambridge, Cambridge University Press.
- Deaton, Angus (1987) "Estimation of Own- and Cross-Price Elasticities from Household Survey Data," *Journal of Econometrics*, 36, 7-30.
- (1988) "Quality, Quantity, and Spatial Variation of Price," *American Economic Review*, 78 (3), 418-430.
- (1997) *The Analysis of Household Surveys: Microeconomic Analysis for Development Policy*, Johns Hopkins University Press.
- (2010) "Income, Aging, Health, and Well-Being around the World: Evidence from the Gallup World Poll," Wise eds., *Economics of Aging*, 235-267.
- Denton, F.T., D.C. Mountain, and B.G. Spencer (1999) "Age, Trend, and Cohort Effects in a Macro Model of Canadian Expenditure Patterns," *Journal of Business and Economic Statistics*, 17 (4), 430-443.
- Dong, D., B.W. Gould, and H.M. Kaiser (2004) "Food Demand in Mexico: An Application of the Amemiya-Tobin Approach to the Estimation of a Censored Food System," *American Journal of Agricultural Economics*, 86 (4), 1094-1107.
- Ghitza, Yair and Andrew Gelman (2014) "The Great Society and Reagan's Revolution and Generations of Presidential Voting," *Working Paper*, July 7, Department of Statistics and Political Science, Columbia University, New York.
- Hanawa Peterson, H. and Chen Y-J (2005) "The Impact of BSE on Japanese Retail Meat Demand," *Agribusiness: an International Journal*, 21 (3), 313-327.
- Hansen, F. (1972) *Consumer Choice Behavior: A Cognitive Theory*, Free Press.
- Katona, G. (1951) *Psychological Analysis of Economic Behavior*, McGraw-Hill.
- (1960) *The Powerful Consumer: psychological studies of the American economy*, McGraw-Hill.
- (1964) *The Mass Consumption Society*, McGraw-Hill.
- Lin, B-W, J.N. Variyam, J. Allshouse, and J. Cromartie (2003) *Food and Agricultural Commodity Consumption in the United States: Looking Ahead to 2020*, USDA/ERS, Agricultural Economic Report No. 820.
- Mori, H. and T. Inaba (1997) "Estimating Individual Fresh Fruit Consumption by Age from Household Data, 1979 to 1994," *Journal of Rural Economics*, 69 (3), 175-85.
- Moschini, G. and M.D. Meilke (1989) "Modeling the Pattern of Structural Change in U.S. Meat Demand," *American Journal of Agricultural Economics*, 71 (2), 253-261.
- OECD (1982) *The OECD Lists of Social Indicators*, Paris.
- (2009) *OECD Project on Income Distribution and Poverty*, Paris.
- Oniki, Shunji (2006) "Valuing Food-Born Risks Using Time-Series Data: The Case of E. coli O157 and BSE Crises

- in Japan," *Agribusiness: an International Journal*, 22 (2), 219-32.
- Pareto, Vilfredo (1935) *The Mind and Society*, tr. and ed. by Andrew Bongiorno and Arthur Livingston, New York : Harcourt, Brace and Co., 4vols. (本英訳書は Vilfredo Pareto のイタリア語の原著 *Trattato di sociologia generale*, 2vols., 1916 / 2.ed. 3vols. 1923 / の1923年に発行された第二版の全訳である)
- Parsons, Talcott (1937) *The Structure of Social Action – A Study in Social Theory with Special Reference to a Group of Recent European Writers*, McGraw-Hill Book Company, Inc.. (pub. by The Free Press, Glencoe, Illinois, 1949).
- Parsons, Talcott and Neil J. Smelser (1956) *Economy and Society – A Study in the Integration of Economic and Social Theory*, Routledge & Kegan Paul Ltd. (pub. in the Taylor & Francis e-Library, 2005)
- Perali, F. and J-P Chavas (2000) "Estimation of Censored Demand Equations from Large Cross-Section Data," *American Journal of Agricultural Economics*, 82 (4), 1022-1037.
- Prais, S.J. and H.S. Houthakker (1971) *The Analysis of Family Budgets*, Cambridge at The University Press.
- Salathe, Larry (1979) "The Effects of Changes in Population Characteristics on U.S. Consumption of Selected Foods," *American Journal of Agricultural Economics*, 61, 1036-45.
- Sawada, Manabu (2012) "Structural change in Japanese household demand for fresh meat in the 1990s," edited by Koza Sasaki, *FOOD CONSUMPTION – Empirical Studies of Japanese Dietary*, Tsukuba-shobo, Tokyo.
- Schrimper, R.A. (1979) "Demographic Changes and the Demand for Food: Discussion," *American Journal of Agricultural Economics*, 61, 1058-60.
- Seal, J., A. Regmi, and J. Bernstein (2003) *International Evidence on Food Consumption Patterns*, USDA/ERS, Technical Bulletin No.1904.
- Smelser, N. J. (1963) *The Sociology of Economic Life*, Prentice-Hall.
- Stigler George, and Gary Becker (1977) "De Gustibus Non Est Disputandum," *American Economic Review*, 67 (2), 76-90.
- Tanaka, M., H. Mori and T. Inaba (2004) "Re-estimating per Capita Individual Consumption by Age from Household Data," *Japanese Journal of Rural Economics*, Vol.6, 20-30.
- Tobin, J. (1968) Consumption Function, *International Encyclopedia of the Social Science*, Vol.3, The Macmillan & The Free Press.
- Veblen, Thorstein (1919) *The Place of Science in Modern Civilisation and Other Essays*, New York, B. W. Huebsch, Mcmxix. (本書には The Place of Science in Modern Civilisation : pp.1-31; The Evolution of the Scientific Point of View : pp.32-55; Why IS Economics Not an Evolutionary Science? : pp.56-81; The Preconceptions of Economic Science. I. : pp.82-113; The Preconceptions of Economic Science. II. : pp.114-147; The Preconceptions of Economic Science. III. : pp.148-179; 及びその他12の論文等が収録されている)
- Yen, S.T., B-H Lin, and D.M. Smallwood (2003) "Quasi- and Simulated – Likelihood Approaches to Censored Demand Systems: Food Consumption by Food Stamp Recipients in the United States," *American Journal of Agricultural Economics*, 85, 458-78.
- Wold, Herman (1953) *Demand Analysis*, Wiley & Sons.

「資本の運動には際限がない」 —「論理的構文論」による『資本論』読解—

川 崎 誠

1. はじめに

『資本論』第1巻第4章「貨幣の資本への転化」第1節「資本の一般的定式」は、これを「論理的構文論」⁽¹⁾の立場から読み解くと、『大論理学』本質論現実性編の第1章「絶対的なもの」「A絶対的なものの開陳」の論理展開に対応するとみられる。ただし対応関係は一様でなく、同節の多くのパラグラフは『大論理学』との一文対一文対応を基本に読むことができるが、一部には『大論理学』の短い文に『資本論』の長いパラグラフが対応するというケースも見られる。一文対一文の例として1パラグラフを挙げてみよう（①等はパラグラフ内での文の番号）⁽²⁾。

<資> 1パラグラフ

①商品流通は資本の出発点である。Die Waarencirkulation ist der Ausgangspunkt des Kapitals. ②商品生産、および発達した商品流通 — 商業 — は、資本が成立する歴史的前提をなす。Waarenproduktion und entwickelte Waarencirkulation, Handel, bilden die historischen Voraussetzungen, unter denen es entsteht. ③世界商業および世界市場は、一六世紀に資本の近代的生活史を開く。Welthandel und Weltmarkt eröffnen im 16. Jahrhundert die moderne Lebensgeschichte des Kapitals.

これは「資本の一般的定式」節の冒頭であるから、対応する『大論理学』の叙述も「絶対的なもの」章「A絶対的なものの開陳」の始まりである。

<大> 1パラグラフ 第1文～第3文

①絶対的なものは存在であるばかりでなく、また本質でもある。Das Absolute ist nicht nur das Sein, noch auch das Wesen. ②前者は最初の反省していない直接態であり、後者は反省した直接態である Jene ist die erste unreflektierte Unmittelbarkeit, diese die reflektierte; ③さらにそれぞれが自分自身のもとで総体性であるが、しかし一つの規定された総体性である。jedes ist ferner Totalität an ihm selbst, aber eine bestimmte.

第1文どうしの対応から始めよう。「存在」と「本質」との関係について『大論理学』は次のように説いている。

<大> 存在は直接的なものである。知は、真なるものを・すなわち存在がそれ自体で自立的にあるところのものを認識しようとするのであるから、直接的なものとその諸規定のもとに立ちとどまてはいないで、この直接的なもの〔の領域〕をつき破ってそのむこうにでるのであるが、それは、この存在の背後になお存在そのものとはこと

なった或るものが存在しており・この背後にあるものが存在の真理態をつくりなしているということを前提して [そうするのである]。この認識は媒介された知である、というのは、この認識は直接に本質のもとに・また本質のなかにみいだされるのではなくて、[本質にとっての] 或る他者・すなわち存在から出発して、或る予備的な道を・すなわち存在をこえ出る運動あるいはむしろ存在へと入りこむ運動をなしている道を歩まなければならないからである。(2p.15)

「真なるもの」であるところの「存在がそれ自体で自立的にあるところのもの *was das Sein an und für sich ist*」は存在の本質である。そして「真なるもの」は「絶対的なもの」でもある。ゆえに「絶対的なものは存在であるばかりでなく、また本質でもある」。さて真なるものの「認識は [本質にとっての] 或る他者・すなわち存在から出発する *beginnt von einem Anderen, dem Sein*」。つまり「存在は本質の出発点である」。これは無論『資本論』での「商品流通は資本の出発点である」に相当する。

次に第2文である。「最初の反省していない直接態」は「反省した直接態」が「それのもとで成立する *unter denen es entsteht*」ところの「前提をなす」。つまり「商品生産、および発達した商品流通 — 商業 —」が「最初の反省していない直接態」であるのに対して、「資本」は「反省した直接態」なのである。

第3文どうしの対応はいささか分かりにくいですが、それでも「絶対的なもの」章の注解「スピノザの哲学とライプニッツの哲学」を参照することで理解は容易になる。すなわち「モノド」は「総体性が分散させられた完全性として現存する」(2p.231) ところの現実存在 *Existenz* (直接態) だが、ヘーゲルはここで「最初の反省し

ていない直接態」と「反省した直接態」をモノドとして把握する。つまり二つの直接態もまた「(直接態の) 総体性が分散させられた完全性 *eine zerstreute Vollständigkeit* として現存する」、ゆえに「それぞれが自分自身のもとで (分散させられた完全性として現存する) 総体性であるが、しかし (反省していない・反省した、というように) 一つの規定された総体性である」と説かれたのである。同様に『資本論』でも、「商品生産、および発達した商品流通」(最初の反省していない直接態) と「成立した資本」(反省した直接態) のそれぞれは「一つの規定された総体性」である — 16世紀をはさんで前後それぞれの富 —。そして前者が後者を「開く」と謂われるが、この「開く *eröffnen*」は無論モノドの「固有の行い」(2 p.232) たる「開示する運動 *das Offenbaren*」(同) であり、「開示」(*Offenbarung*) は「開陳」(*Auslegung*) と同じ意味である。つまり注解の叙述「モノドにおける諸変化と諸規定はモノド自身におけるその顕現である」(同) に準えて言えば「商品流通における諸変化と諸規定が商品流通自身におけるその顕現であって」、別言して「世界商業および世界市場は、16世紀に資本の近代的生活史を開く」、これである — ‘*Manifestation*’ と ‘*Offenbarung*’ は類語 —⁽³⁾。

2. 18パラグラフ第1文の読解

このように『資本論』の『大論理学』との対応関係が比較的シンプルなパラグラフはその論理の展開も把握しやすい。これに対して「資本の一般的定式」節中もっとも対応関係の見えにくいのは18パラグラフである。同パラグラフは全部で17箇の文から成る、「資本の一般的定式」節で最も長いパラグラフである。パラグラフの中核をなす論点に関する限りは、『大論理

学』との論理的な対応も分からないではない。けれども周辺をなす叙述についてはそれが如何なる論理のもとに叙されているのか、論理的構文論に立って把握しようとしても、『大論理学』の簡潔な叙述から得られる情報は少ない。18パラグラフが直接対応する「A絶対的なものの開陳」の叙述は、『資本論』とは対照的に短いからである。そこで勢い『大論理学』—すなわち「A絶対的なものの開陳」—との直接的な対応を離れ、論理の展開を示唆する別の手がかりが『資本論』に求められることになる。以下読解の実際を具体的に示してみよう。

はじめに「資本の一般的定式」節18パラグラフとそれに直接対応する『大論理学』の叙述—「A絶対的なものの開陳」6パラグラフ第5文—を挙げておく。

〈資〉 18パラグラフ

①買うための販売の反復または更新は、この過程そのものと同じく、この過程の外にある究極目的、消費に、すなわち特定の諸欲求の充足に、その限度と目的とを見いだす。②これに反して、販売のための購買では、始まりも終わりも同じもの、貨幣、交換価値であり、そしてすでによつて、その運動は無限である。③確かに、Gが $G + \Delta G$ になり、100ポンド・スターリングが100プラス10ポンド・スターリングになってはいる。④しかし、単に質的に考察すれば、110ポンド・スターリングは100ポンド・スターリングと同じもの、すなわち貨幣である。⑤また量的に考察しても、110ポンド・スターリングは、100ポンド・スターリングと同じようにある限定された価値額である。⑥もし110ポンド・スターリングが貨幣として支出されるとすれば、それは自分の役割を捨てることにな

るであろう。⑦それは資本であることをやめるであろう。⑧もし流通から引きあげられれば、それは蓄蔵貨幣に石化して、最後の審判の日まで蓄え続けられてもびた一文もふえはしない。⑨ひとたび価値の増殖なるものが問題となれば、増殖の欲求は、110ポンド・スターリングの場合も100ポンド・スターリングの場合と同じである。⑩というのは、両者ともに交換価値の限定された表現であり、したがって両者ともに、大きさの増大によって富自体に近づくという同じ使命をもつからである。⑪確かに、最初に前貸しされた価値である100ポンド・スターリングは、流通においてその価値につけ加えられる10ポンド・スターリングの剰余価値から一瞬のあいだ区別されはするが、しかしこの区別はすぐまた消えてなくなる。⑫過程の終わりには、一方の側に100ポンド・スターリングというものの価値が、そして他方の側には10ポンド・スターリングという剰余価値が出てくる、というわけではない。⑬出てくるのは、110ポンド・スターリングという一つの価値であつて、それは、最初の100ポンド・スターリングと同じく、まったく価値増殖過程を開始するのに適した形態にある。⑭運動の終わりには、貨幣がふたたび運動の始まりとして出てくる。⑮それゆえ、販売のための購買が行なわれる各個の循環の終わりは、おのずから新たな循環の始まりをなす。⑯単純な商品流通—購買のための販売—は、流通の外にある究極目的、すなわち使用価値の取得、欲求の充足、のための手段として役立つ。⑰これに反して、資本としての貨幣の流通は自己目的である。というのは、価値の増殖は、この絶えず更新される運動の内部にのみ実存するからで

ある。それゆえ、資本の運動には際限がない。

<大> A絶対的なものの開陳 6パラグラフ 第5文

— それだから絶対的なものを開陳するあの運動だけでなく、ひたすらそのもとへと到達したこの絶対的なものそのものもまた不完全なものである。

ここで『大論理学』の説く論理が理解されれば、『資本論』18パラグラフについても同一論理の説かれていることは、その中核的な論点に関する限り比較的容易に分かる。詳しくは後に述べるが、18パラグラフの要点は最終第17文「それゆえ、資本（絶対的なもの）の運動には際限がない」であり、「際限のない」ものはそのことゆえに「不完全なもの」なのである — 絶対的なものも、したがっていまだ展開されていない「絶対的なものそのもの」である —。このように両テキストの対応に問題はない。

ただ『資本論』で第17文に先立つ16箇の文があるというのは、『大論理学』の叙述に比してアンバランスの感が否めない。そこでそのような構成に到った理由を、そこに説かれる論理に焦点を当てて考えてみる。第1文から順に見ていこう。

(1)

<資> 第1節資本の一般的定式 18パラグラフ 第1文

買うための販売の反復または更新は、この過程そのものと同じく、この過程の外にある究極目的、消費に、すなわち特定の諸欲求の充足に、その限度と目的とを見いだす。Die Wiederholung oder Erneuerung der

Verkaufs um zu kaufen findet, wie dieser Proceß selbst, Maß und Ziel an einem außer ihm liegenden Endzwecke, der Konsumtion, der Befriedigung bestimmter Bedürfnisse

筆者の見立てでは、『資本論』18パラグラフは『大論理学』A版「C没度量的なもの」 — 詳しくは存在論度量編第2章「独立した度量の比」の「C没度量的なもの」 — に対応する⁽⁴⁾。パラグラフの要点をなす第17文「それゆえ、資本の運動には際限がない Die Bewegung des Kapitals ist daher maßlos」の‘maßlos’は、『大論理学』のカテゴリーとしては「没度量的なもの das Maßlose」 — すなわち「度量の無限性 die Unendlichkeit des Maßes」(1 p.336) — だからである。ただし「C没度量的なもの」のうち18パラグラフと直接に対応するのは1・2パラグラフに限られ、まず1パラグラフが18パラグラフ第1文だけに対応する。

<大> C没度量的なもの 1パラグラフ

①度量は直接的定量の外面性と無関心性とに抵抗しかつこれに対して自己を維持する本来的に存在する大きさである。Das Maß ist an sich seiende Größe, welche der Äußerlichkeit und Gleichgültigkeit des unmittelbaren Quantums widersteht und sich dagegen erhält. ②だが特有の度量のこの無関心的な独立態は量的区別に基づいており、そしてそのゆえにもろもろの比がその上で変化する定量の度盛りにそって上昇しまた下降することができる Diese gleichgültige Selbständigkeit der spezifischen Maße aber beruht auf dem quantitativen Unterschied und ist darum des Auf- und Absteigens an der Skala des Quantums fähig, auf welcher die Verhältnisse sich ändern; ③或るものないしは質は自己

をこえ出で没[・]度[・]量[・]的[・]な[・]ものへと追いやられ、
その定量のたんなる変化を通じて没落する。
Etwas oder eine Qualität wird über sich
hinaus in das Maßlose getrieben und geht
durch die bloße Änderung seines Quantums
zugrunde. ④大きさは無関心的な外的性状
であって、この性状のもとに定在はとらえ
られ、かつこの性状によって破壊されるこ
とがありうるのである。Die Größe ist die
gleichgültige äußerliche Beschaffenheit, an der
ein Dasein engriffen und wodurch es zerstört
werden kann.

『大論理学』におけるキーワードの一つである
‘Verhältnis’の訳語「比」については、あらか
じめ以文社訳者（寺沢恒信）の注 — 量論
におけるものだが — を参照しておくのがよ
からう。

[ここでは] 事柄の内容に即していえば
「比」というよりも「相関関係」と訳すべ
きであるが、それでは本文に述べられたこ
ととの連関がつかなくなるので、無理を承
知でこう訳した。要するに、ドイツ語でい
えば無理のないことが、日本語に訳すと、
どう訳しても無理になる。日本語では「比」
= 「相関」ではないから。(1 p.451 訳者注
51)

さて「買うための販売」はW-G-Wだが、
その「反復または更新」は『大論理学』①に謂
う「度量」である。というのは「買うための販
売の反復または更新は、この過程そのものと同
じ」であり、すると「この過程そのもの」は
「(反復・更新なる) 外面性と無関心性とに抵抗
しかつこれに対して自己を維持する(同じ) 本
来的に存在する大きさ」(②「特有の度量」) だ

からである — 言語事実を考えるとイメージ
しやすいかもしれない。私は生まれてこの方
「さようなら」を何万回と発してきた。それら
は声の大きさ・調子等実にさまざまであるが、
すべて別れの挨拶である —。

そして — 原書の語順にしたがって — 「買
うための販売の反復または更新は、その限度と
目的とをこの過程の外にある究極目的に見いだ
す」。けれども「度量(限度) Maß」 — いま
「買うための販売の反復または更新」がそれだ
である — が「この過程の外にある」というの
だから②「特有の度量」は「無関心的な独立
態」であり、それは「量的区別に基づいており、
そしてそのゆえにもろもろの比[相関]がその
上で変化する定量の度盛りにそって上昇した
下降することができる」。かつまた「その目的」
が「この過程の外にある」のだから、その「反
復または更新」において「買うための販売」
(或るもの)は③「自己をこえ出で没[・]度[・]量[・]的[・]な
ものへと追いやられる」。「没[・]度[・]量[・]的[・]なもの」は
「度量の無限性」であり、ゆえに「買うための
販売の反復または更新」なのである。そして
「或るもの」が「その定量のたんなる変化を
通じて没落する」ことは次に詳しく説かれる。
「買うための販売の反復または更新が、この過
程そのものと同じ」なのだから、「この過程そ
のもの」の「究極目的」も「この過程の外にあ
る」。そして対応する『大論理学』④には「外
的性状」とあり、「性状 Beschaffenheit」とは
「或るものに属してはいるが、むしろ或るもの
の他在である」(1 p.136) ところの「規定態」・
換言して対他的性質である — 言語事実を挙
げれば、私は四歳の孫に向かっては「さよう
なら」と言わずに「ばいばい」と言う —。つまり
「大きさ — それは没[・]度[・]量[・]的[・]なもの(反復
と更新)において、その変化を通して或るもの
(買うための販売)を没落せしめるもの — は

無関心的な外的性状であって、この性状のもとに定在はとらえられる」が、これを『資本論』に即して言えば、「買うための販売」（定在 Dasein）が「この過程の外にある究極目的のもとに」とらえられる（その限度と目的とを見いだす）、ということである — ‘die gleichgültige äußerliche Beschaffenheit, an der’ と ‘an einem außer ihm liegenden Endzwecke’ との構文対比—。その「究極目的」は「消費、すなわち特定の諸欲求の充足」だが、「定在」（買うための販売）は「性状によって破壊されることがありうる」。「循環 $W - G - W$ は、ある一つの商品の極から出発して別の商品の極で終結するのであって、このあとの商品は流通から出て消費にゆだねられる」（p.255）ようにである — 「終結する abschließen」と「破壊する zerstören」は類語。“Ich habe mit ihm abgeschlossen.”（私は彼と絶交した）⁽⁵⁾ —。ここでも言語事実に触れれば、小学生時代友達どうし「お」を強調して「さよおなら」と言い合ったが、これは無論別れの挨拶ではない。

ただし「性状」については「或るものは性状をもつことをその本質としている」（1 p.136）とも説かれ、そうである以上、或るものはその性状によって破壊されるだけではないだろう。18パラグラフの読解においてもこの点の一つのポイントであり、『大論理学』は後にふたたび「性状」に言及する —。

3. 18パラグラフ第2文以下の読解

「C没度量的なもの」2パラグラフは全40文をもつ長大なパラグラフであり、これが『資本論』18パラグラフ第2文以下の16箇の文に対応する。それゆえ対応関係は必ずしも一文対一文ではない。『資本論』第2文に対応するのは『大論理学』の4箇の文である。

(2)

〈資〉 第1節資本の一般的定式 18パラグラフ 第2文

これに反して、販売のための購買では、始まりも終わりも同じもの、貨幣、交換価値であり、そしてすでにこのことによって、その運動は無限である。Im Kauf für den Verkauf dagegen sind Anfang und Ende dasselbe, Geld, Tauschwerth, und schon dadurch ist die Bewegung endlos.

〈大〉 C没度量的なもの 2パラグラフ 第1文～第4文

①質的な比はたんなる量的な比へと移行するが、このたんなる量的な比はいかなる否定的統一をもたず、またそれとともにいかなる質的な比でもない、②そしてこれらの比をともなって生じた変化は質的变化ではない Das qualitative Verhältnis geht über in bloß quantitative Verhältnisse, die keine negative Einheit haben und damit keine qualitativen Verhältnisse sind ; die mit ihnen eingetretene Änderung ist nicht eine Qualitäts-Änderung. [原書は二文] ③だが逆に比のこのさしあたりは無関心的な外面性がふたたび質化する規定態であり、こうして無限に進む。Aber umgekehrt wird diese zunächst gleichgültige Äußerlichkeit des Verhältnisses wieder eine qualifizierende Bestimmtheit und so fort ins Unendliche. ④その限りでは無限進行の悪無限性が現存している。Es ist insofern die schlechte Unendlichkeit des unendlichen Progresses vorhanden.

『資本論』に ‘endlos’ とあり『大論理学』には ‘unendlich’ とあるように、対応のポイントは

は「無限」である。

『大論理学』①「質的な比〔相関〕がたんなる量的な比〔相関〕へと移行する」のだから、『資本論』も「買うための販売」（質的な比）を離れてそれと量的（外的）に相関する「販売のための購買」に話題を転じる。その転じ方は「これに反して da-gegen」という直接的なものであり、つまり「このたんなる量的な比はいかなる否定的統一をももたず、またそれとともにいかなる質的な比でもない」—『資本論』の語順が原書と邦訳で異なることに注意—。そして②「これらの比をともなって生じた変化は質の変化ではない」ので、「（販売のための購買では）始まりも終わりも同じもの」である。

③「逆に比〔始まりと終わりの相関〕のこのさしあたりは無関心的な外面性がふたたび質化する規定態である」にかかわっては、次が参考になる。

<大> 一は、数的一として、すなわち、それにとっては他者への関係がまったく外的であるところの無関心的なものとして、数の原理である。しかし数はこの一の関係である；数は、多くの一として自己へと還帰している統一である。……（中略）……
〔数は〕無限性である。（1 p.225）

この叙述を「一：貨幣」「数的一：金」「数：交換価値」の対応において読むことができる⁽⁶⁾。つまり「貨幣」は「金」として「他者への関係がまったく外的であるところの無関心的なもの」だが、しかし「交換価値」は「多くの貨幣として自己へと還帰している統一」である。換言すれば「交換価値」（数）は「外面性の本来的に規定された存在」⁽⁷⁾（同）であるから、「こうして無限に進む」。

④「その限りでは無限進行の悪無限性が（す

でに）現存している」のと同様、『資本論』でも「すでにその運動は無限である」。それゆえ循環 $G - W - G$ の無限性も揚棄されるべきもの・その限りで否定的なものなのである — 「買うための販売」から「販売のための購買」に直接的に転じた（これに反して）ことの欠陥 — 。課題を先取りして言えば、無限性には「悪無限性」の他に「真無限性」があり、前者から後者への進展においては先の「性状」がかかわってくる。

(3)

<資> 第1節資本の一般的定式 18パラグラフ 第3文

確かに、Gが $G + \Delta G$ になり、100ポンド・スターリングが100プラス10ポンド・スターリングになってはいる。Allerdings ist aus G, $G + \Delta G$, geworden, aus den 100 Pfd. St., 100 + 10.

<大> C没度量的なもの 2パラグラフ 第5文～第6文

⑤— 没度量的なものは度量がそれへと移行してゆくたんに量的なものうちに成りたっている Das Maßlose besteht in dem bloß Quantitativen, in welches ein Maß übergeht；⑥定量はそのようなものとして没度量的なものである。das Quantum ist als solches das Maßlose.

『大論理学』は「悪無限性の現存」を具体的に説き、それは⑤「没度量的なものは度量がそれへと移行してゆくたんに量的なものうちに成りたっている」ことである。そして⑥「定量はそのようなものとして没度量的なものである」。『資本論』で「最初に前貸しされた価値 der ursprünglich vorgeschobne Werth」（p.256）である

「100ポンド・スターリング」は「度量」である。「前貸し」とはそうされるに相応しい *gemäß* 量において行なわれるからである — ‘*vorschießen*’ ← ‘*schießen*’ : 「(当たるように) 撃つ」—。すると「100ポンド・スターリングがそれになっている」ところの「100プラス10ポンド・スターリング」は「度量がそれへと移行してゆくたんに量的なもの・「定量」である — ‘*übergehen*’ と ‘*werden*’ は類語 —。つまり「100プラス10ポンド・スターリング」もまた「そのようなものとして没度量的なものである」。

(4)

<資> 第1節資本の一般的定式 18パラグラフ 第4文

しかし、単に質的に考察すれば、110ポンド・スターリングは100ポンド・スターリングと同じもの、すなわち貨幣である。Aber bloß qualitativ betrachtet, sind 110 Pfd. St. dasselbe wie 100 Pfd. St., nämlich Geld.

<大> C没度量的なもの 2パラグラフ 第7文

しかし逆に没度量的な量的な比そのものがふたたび特有の比になるから、こうして没度量的なものはそれ自身のもつてふたたび自己を揚棄する。Da aber umgekehrt das maßlose quantitative Verhältnis selbst wieder zu einem spezifischen wird, so hebt sich das Maßlose so wieder an ihm selbst auf.

『大論理学』寺沢注は第7文を「[度量の諸比の結節線]を念頭において述べている」(1 p.453 訳者注56)としている。つまり「特有の比[相関]」は「量的な区別のうちに存する」(1 p.351)とところの「質的な比[相関]」である

から、『資本論』も「単に質的に考察すれば」と説く。そして「没度量的な量的な比[相関]そのもの(100[・]10[・]ポンド・スターリング)がふたたび特有の比(110ポンド・スターリング)になるから、こうして没度量的なものはそれ自身のもつてふたたび自己を揚棄する」—「100プラス10ポンド・スターリング」はその「プラス」であることにおいて相関が直接的であり、すなわち「相関そのもの」である—。つまり「110ポンド・スターリングは100ポンド・スターリングと同じもの、すなわち貨幣である」。

(5)

<資> 第1節資本の一般的定式 18パラグラフ 第5文

また量的に考察しても、110ポンド・スターリングは、100ポンド・スターリングと同じようにある限定された価値額である。Und quantitativ betrachtet, sind 110 Pfd. St. eine beschränkte Werthsumme wie 100 Pfd. St.

<大> C没度量的なもの 2パラグラフ 第8文~第10文

⑧したがって現存しているものは特有の比の否定だけではなくて、量的な前進そのものの否定でもある。Was also vorhanden ist, ist nicht nur die Negation des spezifischen Verhältnisses, sondern auch die Negation des quantitativen Fortgangs selbst. ⑨無限なものは二つの契機の否定である Das Unendliche ist diese Negation beider Momente; ⑩両契機に欠けているのは絶対的な規定である。es ist die absolute Bestimmung, welche ihnen fehlt.

「没度量的なもの」すなわち「度量の無限性」

(こうして無限に進む)が「それ自身のもとでふたたび自己を揚棄する」のだから、⑧「現存しているものは特有の比の否定だけではなくて、量的な前進そのものの否定でもある」。これについて寺沢注は次を説く。

悪無限性から真無限性へともってゆくための議論である。質論および量論でやったのと同じパターンで度量における無限性を論じ、「度量の無限性」として「没度量的なもの」を導きだそうとしているのである。(1 p.453 訳者注57)

『資本論』では「110ポンド・スターリングは、100ポンド・スターリングと同じようにある限定された価値額である」とされ、「ある限定された価値額」が同じ「ある限定された価値額」になるのだから、ここでも「量的な前進そのものの否定である」。

『大論理学』⑨はこれまでの小括であり、⑩はそれを承けての繋ぎである。その「絶対的な規定」は少し後にも⑭「絶対的な規定された存在」とある。そこで次を引いておこう。

<大> 空虚なものは真理態においては直接的に・それだけで独立して無関心的に一に対立しているのではなくて、それは一の他者へと関係する運動であり、あるいは一の限界である。けれども一はそれ自身が、絶対的な規定された存在として、純粋な限界・純粋な否定・または空虚なものである。したがって一は、空虚なものにかかわりあうことによって、自己への無限な関係である。(1 p.169)

つまり「空虚なものにかかわりあうことによって、[他ならぬ]自己への無限の関係 die un-

endliche Beziehung auf sichである」ゆえに「絶対的な規定」であるが、繋ぎでこのことを示した後、次文以降でその次第が詳述される。

(6)

<資> 第1節資本の一般的定式 18パラグラフ 第6文

もし110ポンド・スターリングが貨幣として支出されるとすれば、それは自分の役割を捨てることになるであろう。Würden die 110 Pfd. St. als Geld verausgabt, so fielen sie aus ihrer Rolle.

<大> C没度量的なもの 2パラグラフ 第11文

特有の比はまずはじめには、比として区別をそれ自身のもとに[顕在的に]もっており、かつまた、その項が直接的な正比においてのように直接的な大きさでなく・単位ではなく、特有化され・定立された量の規定であるのだから、本来的に規定された比である。Das spezifische Verhältnis ist zunächst das an sich bestimmte, weil es als Verhältnis den Unterschied an ihm selbst hat und weil auch seine Seiten nicht unmittelbare Größen, nicht Einheiten wie im unmittelbaren direkten Verhältnis, sondern spezifizierte, gesetzte Quantitätsbestimmungen sind.

『大論理学』原文の冒頭“Das spezifische Verhältnis ist zunächst das an sich bestimmte, …”を別訳して、「特有の相関はまずはじめには潜在的に規定された相関である」を得る。『資本論』に即して言えば、「販売のための購買」において「貨幣」は確かに「最初に前貸しされた価値」(特有の相関)であるが、それも「まずはじめには潜在的に規定された相関」なのだから、

「もし110ポンド・スターリングが貨幣として支出されるならば」という可能性が仮定されるのである。

さて「特有の比」は「比として区別をそれ自身のもとに〔顕在的に〕もっている」が、区別される「そのの両項は直接的な正比においてのように直接的な大きさでなく・単位ではない」。言及される「直接的な正比」については次のように説かれる。

<大> 指数は正比そのものにおいては直接的な量的規定・換言すればなんらかのひとつの定量一般である。指数はひとつの定量をなしているが、この定量はもっぱら定量そのものとして比のうちにある。比の両項をなしている定量は揚棄されたものとして定立された定量である；それらの定量は無関心的な定量ではなく、したがって二つの定量ではない。そうではなくて、おのおのの定量がその規定態を他の定量のもとにもっている；だから〔比の両項をなしている〕それらの定量はただひとつの定量・すなわち単一な指数をつくりなしており、そしてそれらの定量自身はこの〔指数という〕統一のうちで無関心的な定量として定立されている。(1 p.300)

つまり直接的な正比の両項は「〔指数という〕統一〔単位〕のうちでin dieser Einheit無関心的な定量として定立されており」——例えば指数が7の正比7:1、14:2、…において、前項は7、14、…の何でもよい「直接的な大きさ」である——、「両項は直接的な正比において直接的な大きさであり・単位〔統一〕である」とはこのことを謂う。これに対して比の両項が「特有化され・定立された量の規定である」のは「べき相関Potenzenverhältnis」(本来的に規定され

た比)である。「べき相関において、定量は自己自身からの区別としてのその区別 der Unterschied seiner als von sich selbstである」(1 p.310)からである。そして度量におけるかかる相関は「選択親和性Wahlverwandtschaft」である。すなわち

<大> 選択親和性において特有の独立したものは直接に本来的に規定されているというその最初の性格を完全に失う；それはただ向自存在的な否定的統一としてのみ本来的に規定されているのである。この統一は、量的なものと質的なものとの自己へと還帰した移行運動として、量的なものと質的なものとの絶対的統一であることが示された。このことによってこの統一は、自己において量的な区別として自己自身に対して無関心的に自己内で崩解するか、あるいは自己において質的なものとして自己に対して否定的にかかわりあう——この二つのことはここでは同じことである——そして上に示された仕方では自己を特有化する、というように規定されている。(1 p.344)

『資本論』においても110ポンド・スターリングは「本来的に規定された相関」(G - W - G)であった。ところがその「110ポンド・スターリングが貨幣として支出される」なら、それは「直接的な大きさ」であり、GとWとは「直接的な正比」をなす——W : G、2W : 2G、…——。これは「本来的に規定された相関」ではないのだから、このとき「110ポンド・スターリングは自分の役割を捨てることになる」のである——なお上の引用中「量的な区別として自己自身に対して無関心的に自己内で崩解する」とあることは、先に「買うための販売」(定在)が「性状によって破壊される」とされ

たこととの関連で注目される。その「崩壊する」ことと「自己において質的なものとして自己に対して否定的にかかわりあう」ことが「ここでは同じことである」ように、性状もまた上に触れた定在の破壊にとどまらないことが示唆されるからである—。

(7)

<資> 第1節資本の一般的定式 18パラグラフ 第7文

それは資本であることをやめるであろう。

Sie hörten auf Kapital zu sein.

<大> C 没度量的なもの 2パラグラフ 第12文～第13文

⑫しかしこの規定された存在そのものは自己を維持せず、それはその他者と連続しあっており、こうしてたんに量的な区別へと、否定的統一によって特有化されていない・直接的な定量のうちに成りたっている区別へと移行する Aber dieses Bestimmsein an sich hält sich nicht, es kontiniert sich mit seinem Anderen und geht in den bloß quantitativen Unterschied über, einen Unterschied, der in unmittelbaren, nicht durch die negative Einheit spezifizierten Quantnis besteht; ⑬しかしこの区別はむしろ特有の比へと還帰する。dieser aber geht vielmehr in das spezifische Verhältnis zurück.

⑫「この規定された存在そのもの dieses Bestimmsein an sich」は「本来的に規定された比 das an sich bestimmte Verhältnis」を承けており、その説くところは「選択親和性」と「没度量的なもの」とのあいだに位置する「度量の諸比の結節線 Knotenlinie von Maßverhältnissen」の叙述が参考を供する。

<大> 排他的でありかつそのことによって独立的であることが立証されている度量の比が現存している；比の項がそのもろもろの指数の一つにその他の指数に対して与える優位はその指数の他の指数に対する定量に基づいている。より多いことまたはより少ないことが排他的な・質的なものである。だが逆にそのようなより多いことまたはより少ないことがよってもって規定されるゆえんのものとは特有のものである。このようにして量的な区別たらしめられている質的なものは外的なもの・うつろいゆくもの ein Äußerliches, Vorübergehendes になる。(1 p.350)

そしてこれについてはさらに寺沢注が参考になる。

「より多いことまたはより少ないことは、元来は、定量の規定として、連続的な・量的なものである」が、それがいまや指数の一つに優位が与えられること（選択親和性）によって「排他的な・質的なものになっている」のであるが、しかし以下に述べられるように、元来が量的なものであるから、流動化されてゆくのである。(1 p.450 訳者注43)

つまり「本来的に規定された比」すなわち「排他的でありかつそのことによって独立的であることが立証されている度量の比」だが、それは流動化されるので「潜在的に規定された比 [相関]」なのである。すなわち『資本論』の「それ」だが、「より多いことまたはより少ないこと — 「直接的な定量のうちに成りたっている区別」 — が排他的な・質的なものである」

ので、より多いとき「規定された存在そのもの」(特有のもの *das Spezifische*) は「資本である」が、より少ないとき「資本であることをやめる」(自己を維持しない)。^⑬「しかしこの区別はむしろ特有の比 [相関] へと還帰する」、すなわち「資本である」ことと「資本であることをやめる」こととの相関への還帰だが、具体的には次文に説かれる。

(8)

<資> 第1節資本の一般的定式 18パラグラフ 第8文

もし流通から引きあげられれば、それは蓄蔵貨幣に石化して、最後の審判の日まで蓄え続けられてもびた一文もふえはしない。
Der Cirkulation entzogen, versteinern sie zum Schatz und kein Farthing wächst ihnen an, ob sie bis zum jüngsten Tage fortlagern.

<大> C没度量的なもの 2パラグラフ 第14文

したがって両者のいずれも絶対的な規定された存在ではない。Keins von beiden ist also absolutes Bestimmtheitsein.

『大論理学』である。「絶対的な規定された存在」が「空虚なものにかかわりあうことによって、自己への無限の関係である」ことは上に説いたが、ここでは「両者 (特有の比と量的な比)」がそうでないと謂う。ではどのようなものか。引き続き「度量の諸比の結節線」を参照する。

<大> 一般に、特有の比のたんに量的な比への・また量的な比の特有の比への移行が現存している。質的な比が量的な区別たらしめられることによって、一面では質的な

比は量的な区別のうちに存する；質的な比は量的な区別においてそれがあるところのものであり、しかも量的なものは質的な比の存立の無関心態である *es bleibt darin, was es ist, und das Quantitative ist die Gleichgültigkeit seines Bestehens*；独立したものをつくりなしている特有のものによって量的なものがそこで規定されているのは、両者のこの統一である。es ist diese Einheit beider, worin das Quantitative durch das Spezifische bestimmt ist, welche ein Selbständiges ausmacht. (1 p.351)

「特有の比のたんに量的な比への・また量的な比の特有の比への移行が現存している」のだから、これは「自己への無限の関係」ではない。すなわち「質的な比は量的な区別においてそれがあるところのものであり、しかも量的なものは質的な比の存立の無関心態である」。つまり質的な比の存立するところ、それへの無関心態である量的なものが存するのである (前文の予告したこと)。これを『資本論』に即して言えば、「110ポンド・スターリング」(質的な比)の存立するところ、それが「流通から引きあげられた蓄蔵貨幣」($G - W - G$ への無関心態)が存する。そして「質的な比は量的な区別においてそれがあるところのものである」のだから、量的なものは「量的な区別においてそれがあるところのものではない」。それゆえ蓄蔵貨幣は「最後の審判の日まで蓄え続けられてもびた一文もふえはしない」。つまり「蓄蔵貨幣」と「びた一文ふえない」ことの「この統一」が「石化した蓄蔵貨幣」なる「量的なものの規定」である。

(9)

<資> 第1節資本の一般的定式 18パラグラフ

ラフ 第9文

ひとたび価値の増殖なるものが問題となれば、増殖の欲求は、110ポンド・スターリングの場合も100ポンド・スターリングの場合と同じである。というのは、両者ともに交換価値の限定された表現であり、したがって両者ともに、大きさの増大によって富自体に近づくという同じ使命をもつからである。Handelt es sich also einmal um Verwerthung des Werths, so besteht dasselbe Bedürfnis für die Verwerthung von 110 Pfd. St. wie für die von 100 Pfd. St., da beide beschränkte Ausdrücke des Tauschwerths sind, beide also denselben Beruf haben sich dem Reichthum schlechthin durch Größenausdehnung anzunähern.

<大> C 没度量的なもの 2パラグラフ
第15文～第19文

⑮この無限性はしたがって一般に両側面の否定のうちに成りたっている。Diese Unendlichkeit besteht also überhaupt in der Negation beider Seiten. ⑯しかし同時にこの否定は両者のそれぞれの彼岸ではなく、両者の外にみいだされる無限性または両者のたんに内的な無限性でもなくて、両者そのものもとに定立された無限性である。Aber zugleich ist diese Negation nicht das Jenseits einer jeden, eine außer ihnen befindliche oder nur ihre innere Unendlichkeit, sondern ihre an ihnen selbst gesetzte Unendlichkeit. — ⑰質的無限性はすなわち有限なものもとの無限なもの突然の出現・直接的な移行・此岸がその彼岸において消失する運動であった。Die qualitative Unendlichkeit war nämlich das Hervorbrechen des Unendlichen am Endlichen, der unmittelbare

Übergang und das Verschwinden des Diesseits in seinem Jenseits. ⑱これに対して量的な無限性は定量の連続性・自己をこえ出る定量の連続性である。Die quantitative Unendlichkeit hingegen ist die Kontinuität des Quantums, eine Kontinuität desselben über sich hinaus.

『大論理学』⑮「(両者の) この無限性はしたがって一般に両側面の否定のうちに成りたっている」。これについては寺沢注が次を説く。

特有の比(質的なもの)も直接的な比(量的なもの)も、いずれも絶対的に規定された存在ではない(相互に否定しあい・相互に転化する)ということがここでいわれている度量の無限性(=真無限性)の内容である。(1 p.453 訳者注58)

「相互に否定しあい・相互に転化する」両者(質的なものと量的なもの)だが、さりとて⑯「この否定は両者のそれぞれの彼岸ではない」。ということは悪無限的な相互転化ではなく、相互否定・相互転化がより進展したのである。この点について「量的無限性」に関する寺沢注が参考になる。

[[無限進行]にかかわって前には]「否定的なもの無力」といわれたものが、いまや強力な否定としてとらえなおされている。この無力な否定から強力な否定への転換の根拠は、すでに無力な否定を「無力」として自覚したことにあつた。……(中略)……この「無力な否定」にすぎない無限進行がしばしば「究極的なもの」として賛美されてきたのであり、そしてその限りでは、転換の可能性はとどぎされていた。だがへー

ゲルは、本文で無限進行を「否定的なもの
の無力」としてとらえ……（中略）……た
のである。無力な否定そのものが否定され
るのであるが、このあとの否定が、否定の
否定としての強力な否定である。（1 p.409
訳者注29）

ここでも同様の転換であり、否定（相互転
化）が否定されて（彼岸でない）無限性はいま
⑩「両者そのもののもとに定立された無限性で
ある」。だから⑪は「質的無限性」の「有限な
もののもとでの無限なもの突然の出現」を、
⑫は「量的な無限性」の「自己をこえ出る定量
の連続性である」ことを説く。

『資本論』で「両側面」は「蓄蔵貨幣」と「び
た一文ふえない」である。その「両側面の否
定」であるから「価値の増殖という問題」であ
る。G - W - G' の否定（蓄蔵過程）が否定さ
れるから「増殖の欲求」は「否定の否定」であ
る。また100ポンド・スターリングは110ポ
ンド・スターリングでなく、しかし「（増殖の欲
求は）同じ」だというのだから、110ポンド・
スターリングは「否定の否定」である。そして
「交換価値の限定された表現」が「（神の）召命
Berufをもつ」のだから、それは「有限なもの
のもとでの無限なもの突然の出現」・「此岸が
その彼岸において消失する運動」である。ま
た「両者」（100ポンド・スターリング・110ポ
ンド・スターリング）が「大きさの増大によ
って豊富 Reichthum 自体に近づく」のだから、そ
れは「自己をこえ出る定量の連続性」なので
ある。

(10)

<資> 第1節資本の一般的定式 18パラグ
ラフ 第10文
確かに、最初に前貸しされた価値である

100ポンド・スターリングは、流通におい
てその価値につけ加えられる10ポンド・
スターリングの剰余価値から一瞬のあい
だ区別されはするが、しかしこの区別は
すぐまた消えてなくなる。Zwar unterschei-
det sich für einen Augenblick der ursprünglich
vorgeschossene Werth 100 Pfd. St. von dem in
der Cirkulation ihm zuwachsenden Mehrwerth
von 10 Pfd. St., aber dieser Unterschied zer-
fließt sofort wieder.

<大> C没度量的なもの 2パラグラフ
第19文～第20文

⑬質的に有限なものは無限なものになる
Das Qualitativ-Endliche wird zum Unendli-
chen ; ⑭量的に有限なものはそれ自身のも
とでその彼岸であり、自己をこえてその
彼方をさし示す。Das Quantitativ-Endliche
ist sein Jenseits an ihm selbst und weist über
sich hinaus.

「最初に前貸しされた価値である100ポンド・
スターリングが、流通においてその価値につけ
加えられる10ポンド・スターリングの剰余価
値から区別される」なら、「110ポンド・スタ
ーリングの場合と100ポンド・スターリングの
場合が同じ」とは言えない。だから「一瞬のあ
いだ区別されはするが、しかしこの区別はすぐ
また消えてなくなる」と説かれるのだが、これ
にかかわっては『大論理学』の次の叙述が参考
になる。

<大> 向一存在と向自存在とは相互に対立
しあう真の規定態をなしてはいない。向一
存在とは他者が揚棄されていることを表現
しており、したがってそれは本質的には向
自存在と一つである。向自存在は、それが

揚棄された他在であることによって、自己への無限の関係である。[向自存在と向一存在との] 区別が一瞬間 [でも] 受け入れられて *der Unterschied auf einen Augenblick angenommen*、そしてここですでにひとつの向自存在するものについて語られるとすれば、その限りでは、向自存在するものとは、揚棄された他者・したがって向一的である他者としての自己に関係するその当のもの自身である。向自存在は自己への関係であるが、しかし無限な関係である、したがってそのなかには否定が含まれている。(1 p.165)

G - W - Gにおいても同様である。「最初に前貸しされた価値である100ポンド・スターリング」と「流通においてその価値につけ加えられる10ポンド・スターリングの剰余価値」とは「相互に対立しあう真の規定態をなしてはいない」。というのは10ポンド・スターリングは「向一存在」として、「本質的には向自存在(100ポンド・スターリング)と一つである」からである——ただしここで10ポンド・スターリングが「向一的な他者」であることは重要である——。だから「(一瞬間存した)区別はすぐまた消えてなくなる」のである。つまり⑩「質的に有限なもの(最初に前貸しされた価値)は無限なものになり」、⑪「量的に有限なもの(100ポンド・スターリング)はそれ自身のものでその彼岸であり、自己をこえてその彼方をさし示す」。

なお「(限界の)彼方をさし示す *hinausweisen*」の類義語に '*hinweisen*' があり、これについての寺沢注は次である。

「指し示す」(*hinweisen*) という用語は、ヘーゲルの『論理学』では使われることの

まれな用語である。ここでこのことばは何を意味しているのであろうか。「Aは、Pでありながら、Qを指し示している」とは、Aはいま現にPであり、したがってQではないのであるが、しかしAはPでありながら、いやむしろPであるがゆえに、AはPであることをやめてQへと移行してゆかざるをえない、ということが明らかである、ということの意味するのであろう。(2 p.378 訳者注23)

'*hinausweisen*' についても基本は同じことであり、100ポンド・スターリング (G) は110ポンド・スターリング (G') へと移行してゆかざるをえないのである。

(11)

<資> 第1節資本の一般的定式 18パラグラフ 第11文

過程の終わりには、一方の側に100ポンド・スターリングというもとの価値が、そして他方の側には10ポンド・スターリングという剰余価値が出てくる、というわけではない。Es kommt am Ende des Processes nicht auf der einen Seite der Originalwerth von 100 Pfd. St. und auf der andren Seite der Mehrwerth von 10 Pfd. St. heraus.

<大> C没度量的なもの 2パラグラフ 第21文

しかし度量の特有化の無限性はそれ自身のもので、他者をその彼岸としてもたないで、度量が総体性であること・度量が自己に対立する他者をもったりあるいは定立したりしないこと・ただこのことだけを度量の自己をこえてゆく否定のなかで定立するところのこの総体性である。Aber die

Unendlichkeit der Spezifikation des Maßes ist an ihr selbst diese Totalität, die das Andere nicht als ein Jenseits seiner hat, sondern nur dies in seiner über sich hinausgehenden Negation setzt, daß es Totalität ist, daß es *nicht* ein Anderes gegen sich hat oder setzt.

上には「質的無限性」と「量的無限性」のそれぞれについて説かれ、ここでは「度量の特有化の無限性」について説く。ここで「しかし」と逆接するのはなぜか。「総体性」についての寺沢注を参照しよう。

ここでいわれている「総体性」とは、質的でもあれば量的でもある全体のことである。質的なものが量的なものへ・量的なものが質的なものへと転化する運動を通じて、このような相互転化の運動の全体を貫いてその根底に存するものが、ここでいわれている「総体性」である。(1 p.453 訳者注 59)

つまりかく「根底」が把握されて、一瞬10ポンド・スターリングを「区別」した100ポンド・スターリングも「他者をその彼岸としてもたないで」統一（無差別）へと進展するのであり、「しかし」もまたそうした進展を導くための逆接である——つまり⑲⑳いずれもが「自己に対立する他者をもったりあるいは定立したりする」、そのこととの対比である——。「一方の側」が此岸であれば「他方の側」（他者）は「その彼岸」だが、「過程の終わり」に「度量（100ポンド・スターリング）が自己に対立する他者をもったりあるいは定立したりしないこと・ただこのことだけを度量の自己をこえ出てゆく否定のなかで定立するところのこの総体性である」のだから、G-W-G' は「度量の特有化の無限性」なのである。

(12)

<資> 第1節資本の一般的定式 18パラグラフ 第12文

出てくるのは、110ポンド・スターリングという一つの価値であって、それは、最初の100ポンド・スターリングと同じく、まったく価値増殖過程を開始するのに適した形態にある。Was herauskommt ist Ein Werth von 110 Pfd. St., der sich ganz in derselben entsprechenden Form befindet, um den Verwerthungsproceß zu beginnen, wie die ursprünglichen 100 Pfd. St.

<大> C没度量的なもの 2パラグラフ 第22文

特有の比は、否定的統一によって規定されている [二つの] 量の否定的統一である Das spezifische Verhältnis ist die negative Einheit von Quantitäten, die durch sie bestimmt sind ;

『資本論』は「出てくるのは、110ポンド・スターリングという一つの価値 Ein Werth である」と謂う。そこで 'Ein Werth' にかかわって、「一 Eins」について『大論理学』の説くところを見ておこう。

<大> 一は無規定的であるが、存在 [が無規定的であるそ] のように無規定的なのではなく、一は無規定態は自己自身への関係である規定態であり・絶対的に規定された存在である。——絶対的に規定された存在は、他者へではなく自己への関係としての規定態・または否定である。Das absolute Bestimmtheitsein ist die Bestimmtheit oder Negation als Beziehung nicht auf Anderes,

sondern auf sich. したがって一の自己とのこの相等性を一がもつのは、それが打ち消しの作用であり・自己からはなれて他者へとこえ出てゆく一つの方向である限りでのみのことだが、しかしこの方向は、それが向かってゆくいかなる他者も存在しないのであるから、直接に揚棄されており、向きを変えて・自己へとたち帰っているのである。(1 p.168)

つまり「110ポンド・スターリングという一つの価値」は「自己自身への関係である規定態」なので、「最初の100ポンド・スターリングと同じく、まったく価値増殖過程を開始するのに適した形態にある」のである — ‘entsprechend’ は ‘angemessen’ の類語 —。

そこで『大論理学』「特有の比は、否定的統一によって規定されている [二つの] 量の否定的統一である」を具体的にイメージしてみよう。「否定的統一によって規定されている [二つの] 量」を $G \cdot \neg G$ と置けば、両者の「否定的統一」は「 G は G である」で表わされる。このとき最初の G は主語 G と・二番目の G は述語 G （したがって $\neg G$ ）と「規定されている」からである。つまり「否定的統一によって規定されている [二つの] 量の否定的統一」すなわち「特有の相関」は「 G は G である」($G - G$)なのである。

いまや「110ポンド・スターリングという一つの価値」は「絶対的に規定された存在」に到ったが、その「絶対的に規定された存在」について寺沢注は「逆説的にきこえるかもしれないが、「無規定的な存在である」ということである」(1 p.393 訳者注1) と説く。これは「 G は G である」の同語反復を考ることです了解されよう。

(13)

<資> 第1節資本の一般的定式 18パラグ

ラフ 第13文

運動の終わりには、貨幣がふたたび運動の始まりとして出てくる。Geld kommt am Ende der Bewegung wieder als ihr Anfang heraus.

<大> C 没度量的なもの 2パラグラフ
第23文~第26文

②③それはこの否定的統一として独立して無関心的に成立している。es ist als diese negative Einheit das selbständige gleichgültige Bestehen. ②④しかし特有の比がそれへと自己を特有化したところのものは量の諸規定である Aber zu was es sich spezifiziert hat, sind Quantitätsbestimmungen; ②⑤そうすることによって特有の比は量的な比へと移行しないで、量的な比のなかでただ自己自身へと関係している es geht somit in das quantitative Verhältnis nicht über, sondern bezieht sich darin nur auf sich selbst; ②⑥そして没度量態ないしは度量の否定・すなわち比の量的なものは比の自己自身への否定的な関係である。und die Maßlosigkeit oder seine Negation, nämlich das Quantitative des Verhältnisses, ist seine negative Beziehung auf sich selbst.

『資本論』を具体例にして『大論理学』を読む。110ポンド・スターリング（絶対的に規定された存在）は「他者へではなく自己への関係としての規定態・または否定である」。「自己への関係」なのだから、②③「それ（特有の相関・110ポンド・スターリング）はこの（ G と G との）否定的統一として独立して無関心的に成立している」。つまり「($G - W - G$)の運動」は110ポンド・スターリングになって「終わる」のである。②④「しかし特有の比 [相関] がそれへと自己を特有化したところのものは (100ポンド・

スターリングおよび10ポンド・スターリングという)量の諸規定である」 — つまり「独立したものをつくりなしている特有のものによって量的なものがそこで規定されているのは、両者のこの統一である」(再掲) — ⑤「そうすることによって特有の比は量的な比 [相関] へと移行しないで、量的な比のなかでただ自己自身へと関係している」、すなわち100ポンド・スターリングと10ポンド・スターリングであるのは一瞬間であって、過程の終わりには「一つの価値」である。⑥「そして没度量態ないしは度量の否定・すなわち比 [相関] の量的なものは比の自己自身への否定的な関係である」。つまり「運動の終わり (没度量態ないしは度量の否定) には、貨幣がふたたび運動の始まり (終わりへの否定的な関係) として出てくる」。

ところで18パラグラフの全体が対応する「A絶対的なものの開陳」の6パラグラフ第5文は次であった。

<大> — それだから絶対的なものを開陳するあの運動だけでなく、ひたすらそのもとへと到達したこの絶対的なものそのものもまた不完全なものである。Nicht nur jenes Auslegen des Absoluten ist daher ein Unvollkommenes, sondern auch dies Absolute selbst, bei welchem nur *angekommen* wird.

そして「そのもと」に関連して寺沢注は別の箇所次を説く。

「自己のもつとで」と訳した原語は“*bei sich*”である。これは、「未展開の姿にある自己のもつとで」を意味する“*an sich*”とはことなつて、「あるべき姿にある自己のもつとで」・「展開され・充実された姿にある自己のもつとで」を意味する。“*bei sich*”に

あるということは、そこから何か別の状態へと移つてゆかなければならないという欠乏の状態にあるのではなく、自足した状態にあること、*at home*の状態にあることを意味する。(2 p.383 訳者注21)

これに準えて言えば、いま「価値増殖過程を開始するのに適した形態」にある110ポンド・スターリングは「展開され・充実された姿にある自己のもとに」到達したのである。しかし『大論理学』は「この絶対的なものそのものもまた不完全なものである」と謂う。議論を先取りすれば、これは絶対的なものの「絶対的に絶対的なものではない」(2 p.223) ことを示唆している。そして「本質」への進展を説く度量論は、「没度量的なもの」では相関の両項が相互転化して「無差別 *Indifferenz*」に達するが — 『資本論』18パラグラフが対応 —、その無差別もまた「不完全なものである」。「無差別にはそれ自身のもつとで自己との質的統一であること・すなわち絶対的否定態が欠けている」(1 p.363) からである。だが「相対的な絶対的なもの」(属性) もまた「絶対的否定態が欠けている」のだから、「A絶対的なものの開陳」の論理展開に沿う18パラグラフが同時に「没度量的なもの」に沿つて叙されることに奇異は存しないのである。

(14)

<資> 第1節資本の一般的定式 18パラグラフ 第14文

それゆえ、販売のための購買が行なわれる各個の循環の終わりは、おのずから新たな循環の始まりをなす。Das Ende jedes einzelnen Kreislaufs, worin sich der Kauf für den Verkauf vollzieht, bildet daher von selbst den Anfang eines neuen Kreislaufs.

<大> C没度量的なもの 2パラグラフ
第27文～第28文

⑳したがって度量の無限性は度量自身を揚棄する運動ではなくて、度量が一つの他者であるということ²⁷を揚棄する運動である。Seine Unendlichkeit ist also das Aufheben nicht seiner selbst, sondern seiner, daß es ein Anderes ist : ㉑この揚棄する運動は、度量がよってもって度量であるゆえんのものとして、度量の否定である。es ist dies die Negation seiner als das, wodurch es ist.

『大論理学』㉑「度量の無限性は度量自身を揚棄する運動ではなくて、度量が一つの他者であるということ²⁷を揚棄する運動である」、これは寺沢注の説くように「度量は揚棄されず、あくまで度量でありつづける」(1 p.453 訳者注60)ことを説く。そこで「各個の循環(運動)の終わりは、おのずから新たな運動の始まりをなす」—「(度量が度量)自身でありつづける」、つまり「そのまま von selbst」—。なぜ「新たな運動」なのか。㉒「この揚棄する運動は—原文の語順にしたがって—度量の否定(運動の終わり)であり」、しかもその否定(終わり)が「まさに度量がよってもって度量であるゆえんのもの」だからである。

(15)

<資> 第1節資本の一般的定式 18パラグラフ 第15文

単純な商品流通 — 購買のための販売 — は、流通の外にある究極目的、すなわち使用価値の取得、欲求の充足、のための手段として役立つ。Die einfache Waarencirkulation - der Verkauf für den Kauf - dient zum Mittel für einen außerhalb der Cir-

kulation liegenden Endzweck, die Aneignung von Gebrauchswerten, die Befriedigung von Bedürfnissen.

<大> C没度量的なもの 2パラグラフ
第29文～第30文

㉓したがって特有の量の関係としての質的な比はこの否定を通じて自己を外的ならしめ、質を欠いた存立たらしめる Das qualitative Verhältnis also als Beziehung spezifischer Quantitäten macht sich dadurch äußerlich, zu einem qualitätslosen Bestehen : ㉔しかしこの度量の否定がまさに度量がよってもって度量であるゆえんのものであり、度量の特有の性状をつくりなしているものである。aber eben diese seine Negation ist es, wodurch es ist, was seine spezifische Beschaffenheit ausmacht.

『大論理学』㉓「この否定」は「度量の否定・すなわち比 [相関] の量的なもの」である。だから「質的な比は自己を外的ならしめ、質を欠いた存立たらしめる」。そしてそうであれば、相関は㉔「度量の特有の性状」である。「性状」とは、上に触れたごとく、「或るものに属してはいるが、むしろ或るもの他在である」ところの「規定態」だからである。

『資本論』に即しては、「度量(販売のための購買)の否定」は「購買のための販売」(相関の量的なもの das Quantitative des Verhältnisses)であり、それは「流通の外にある究極目的、すなわち使用価値の取得、欲求の充足、のための手段として役立つ」。目的と手段に関して『大論理学』の説くところを改めて見ておこう。

<大> 一面では、主観性は自己を規定することによって自己を特殊性にするのであり、

自己に内容を与えるのであるが、しかしこの内容は概念の統一の中にとじこめられていて、まだ内的な内容である。この定立する運動・単一な自己内反省はしかしながら、すでに明らかにされたように、直接的に同時に前提する運動である。目的の主観がそのなかで自己を規定するその同じ契機において主観は無関心的外的な客観性に関係づけられている、そしてこの客観性とは主観によってあの内的な規定態に等しくされるべきものである、すなわち概念によって規定されたものとして定立されるべきものであり、なによりもまず手段として〔定立されるべきものである〕。(3 p.240)

すると「手段」はその「規定されたもの ein Bestimmtes」(性状)である。というのは、「究極目的」が「使用価値の取得、欲求の充足」という「主観的目的」であるとき、「手段」(規定された客観)は「無関心的外的な客観性」として定立される(役立つ)からである——「(究極)目的」が「流通の外にある」のだから、逆に「流通」は「(主観的)目的」の外なる客観性である——。かくして「単純な商品流通——購買のための販売」は「度量の特有の性状」である。

(16)

〈資〉 第1節資本の一般的定式 18パラグラフ 第16文

これに反して、資本としての貨幣の流通は自己目的である。というのは、価値の増殖は、この絶えず更新される運動の内部にのみ実存するからである。Die Cirkulation des Geldes als Kapital ist dagegen Selbstzweck, denn die Verwerthung des Werths existirt nur innerhalb dieser stets erneuerten

Bewegung.

〈大〉 C没度量的なもの 2パラグラフ 第31文～第36文

③①——このことが度量の本性であるが、しかしそれは同時に無限進行のうちに現存している。Dies ist seine Natur, aber es ist zugleich in dem unendlichen Progreß vorhanden. ③②すなわち自己自身に対して無関心的なものとしての特有の比は自己自身から自己を突きはなし、自己をべつの特有の比にする。Nämlich das spezifische Verhältnis, als gleichgültig gegen sich selbst, stößt sich von sich selbst ab und macht sich zu einem anderen spezifischen Verhältnis. ③③この比はべつの量的な比である Dieses ist ein anderes quantitatives Verhältnis; ③④そのゆえに両者は相互に無関心的であり、そしてそれらの質的な関係は揚棄されている。darum sind beide gleichgültig gegeneinander, und ihre qualitative Beziehung aufgehoben. ③⑤だがまさにそのことによって両者はただ外的に区別されているにすぎない Aber eben damit sind sie nur äußerlich unterschieden; ③⑥したがって他者への関係は自己の区別されていないものへの・自己の否定としての自己自身への関係である。die Beziehung auf das Andere ist also eine Beziehung auf sein nicht Unterschiedenes, auf sich selbst als auf seine Negation.

二つのテキストの叙述は根拠と帰結の配置順が反対であると読む。『資本論』は根拠が後置されるのに対し、『大論理学』では根拠を述べた後に帰結が示されるからである。

『大論理学』③①「このこと」は「度量の否定がまさに度量がよってもって度量であるゆえんの

ものであり、度量の特有の性状をつくりなしているものである」、このことであり、それが「度量の本性である」と謂われる — その「度量の本性」が「無限進行のうちに」把握されることは、同じく「性状」に言及する「C没度量的なもの」2パラグラフの最終文ともかかわって当面の要点になる — 。その③①に対応して『資本論』も「価値の増殖」（度量の本性）が「絶えず更新される運動の内部にのみ実存する」（無限進行のうちに現存している）と説く。

その「運動の内部」を説くのが『大論理学』③②以下であり、したがって『資本論』が具体例になりうる。③②「自己自身に対して無関心的なものとしての特有の比（Gすなわち「資本としての貨幣」、具体的には100ポンド・スターリング）は自己自身から自己を突きはなし、自己をべつの特有の比（G'）にする」。この「べつの特有の比 [相関]」は「購買のための販売」である。③③「この比はべつの量的な比（110ポンド・スターリング）である」。③④「そのゆえに両者（GとG'）は相互に無関心的であり、そしてそれらの質的な関係は揚棄されている」。③⑤「だがまさにそのことによって両者はただ外的に区別されているにすぎない」、これはよからう。③⑥「したがって他者（G'）への関係は自己の区別されていないものへの・自己の否定としての自己自身への関係である」、すなわち『資本論』では「資本としての貨幣の流通は自己目的である」。

なおW - G - W」が「合目的な手段」（3 p.244）であるのに対してG - W - G（自己目的）は「実現された目的」である。

<大> 客観に対する目的の威力はこの自立的に存在する同一性であり、そして目的の活動性はこの同一性の顕現である。（3 p.246）

『資本論』の叙述の展開ももちろんかかる論理の進展に沿ったものである。

(17)

<資> 第1節資本の一般的定式 18パラグラフ 第17文

それゆえ、資本の運動には際限がない。

Die Bewegung des Kapitals ist daher maßlos.

<大> ③⑥C没度量的なもの 2パラグラフ 第37文～第40文

③⑦特有のものごの自己からのこの反撥運動はそれの独立態である Dieses Abstoßen des Spezifischen von sich ist seine Selbständigkeit ; ③⑧したがって独立態は、ただ量的に区別されているにすぎないそれの他者へと、それが自己の否定においてそれがあるところのものであるように関係する、ということに成りたっている。sie besteht also darin, sich auf sein Anderes, nur quantitativ Unterschiedenes so zu beziehen, daß es in seiner Negation das ist, was es ist. ③⑨ — こうして逆に量的な規定が特有の規定へとひっくり返るが、④⑩しかしそれは特有の規定がそれ自身のもとで量的なものであるからであり、こうして量的なものはそれの他になる運動のなかで自己を維持し、こうしてその性状において、自己の否定のなかでそれがあるところのものであるというその規定にしたがってそれがあるところのものである。So umgekehrt, die quantitative Bestimmung schlägt in spezifische Bestimmung um ; aber weil diese an ihr selbst das Quantitative ist, so erhält dieses sich in seinem Anderswerden und ist somit in seiner Beschaffenheit das, was es seiner Bestimmung nach ist, in seiner Negation

das zu sein, was es ist.

引き続き『資本論』が『大論理学』の具体例である。③⑦「特有のものの自己からのこの反撥運動」は $G - W - G'$ ・すなわち「 G は G である」なので「独立態」の運動である。あるいは「資本としての貨幣の流通は自己目的である」ゆえ「資本」は「独立態」なのである。

そこで③⑧「独立態（資本・ G' ）は、ただ量的に区別されているにすぎないそれ（資本）の他者（前貸しされた貨幣・ G ）へと、それ（ G ）が自己（ G ）の否定においてそれ（ G ）があるところのものであるように関係する、ということに成りたっている。「前貸しされた貨幣が自己の否定においてそれがあるところのものである」のだから、前貸しされた貨幣の「否定の否定」において資本は存立するのである。

そこで③⑨「こうして逆に量的な規定（〔前貸しされた〕貨幣）が特有の規定（資本〔としての貨幣〕）へとひっくり返る」が、④⑩「それは特有の規定がそれ自身のもので量的なものであるからである」。そしてこの「量的なものはそれの他になる運動のなかで自己を維持する」が、その「自己」とは「その性状において、自己の否定のなかでそれがあるところのものであるというその規定にしたがってそれがあるところのもの」なのだからすなわち「自己の否定」である。すると「この量的なもののそれの他になる運動」（ $G - W - G'$ ・資本）には「際限がない」。このことは『資本論』もすでに「この形態（ $W - G - W$ ）と並んで neben われわれは、 $G - W - G$ を見いだす vorfinden」（p.250）と書いていたところだが、これに関連して『大論理学』の次の叙述が注目される。すなわち生命ある個体の主観を「自己目的」だとした上で、次のように説かれる。

〈大〉 個体がその中で自己自身を消耗させて生きている個体の主観的過程と、個体が自然的手段として自分の概念に適合させて定立する直接的な客観性とは、完全に定立された外面態・無関心的に自分と並列している客観的総体性に関係している過程によって媒介されているのである。Sein subjektiver Prozeß in sich, in welchem es aus sich selbst zehrt, und die unmittelbare Objektivität, welche es als natürliches Mittel seinem Begriffe gemäß setzt, ist vermittelt durch den Prozeß, der sich auf die vollständig gesetzte Äußerlichkeit, auf die gleichgültig neben ihm stehende objective Totalität bezieht. (3 p.278)

「個体の主観的過程」を「思考」と、「客観的総体性に関係している過程」を「延長」と置き換えれば、ここに説かれる論理の属性のそれに通底することは明らかであろう⁽⁸⁾。

4. 論理を通して読み解くこと

「資本の一般的定式」節の各パラグラフにおける論理展開は、その中核的な論点に関する限り、それらと直接的に対応する『大論理学』「A 絶対的なものの開陳」の叙述を参照することで比較的容易に把握することができる。このことは上にも述べた。それにもかわらず、18パラグラフはその長い叙述を通して、いわばプラスアルファの情報——すなわち「没度量的なもの」の論理展開——を与えている。かかる叙述構成を採る理由を最後に考えておこう。

18パラグラフが直接対応する「絶対的なもの」章の叙述は次であった。

〈大〉 — それだから絶対的なものを開陳するあの運動だけでなく、ひたすらそくて

もへと到達したこの絶対的なものそのものもまた不完全なものである。

ここで「絶対的なものそのものは不完全なものである」とあるのは、「絶対的なもの」が「絶対的に絶対的なもの」でなく「相対的に絶対的なもの」であることを導くためであった。換言すれば、かかる絶対的なもののそれ自身「属性」（属性一般者）であることを説くためであった。つまり『大論理学』の論理展開は、『資本論』が「資本の一般的定式」節の末尾で、「 $G - W - G'$ は、直接に流通部に現われる資本の一般的定式である」と説く、その論理の展開に合致する。

ところでヘーゲル論理学の「属性」はスピノザのそれを批判的に継承しており、すなわち「延長」（存在）と「思考」（本質）の二類が「同一性と区別との同一性」において把握される——「絶対的なものが絶対的なものであるのは、もっぱらそれが抽象的同一性ではなくて、存在と本質との同一性ないしは内のものと外のものの同一性であるからである」（2 p.223）——。それゆえ『資本論』でも $G - W - G'$ は「本質」として、「存在」たる $W - G - W$ との同一性において把握されるのでなければならない。すなわち $G - W - G'$ は、絶対的なものとして開陳される $G - W - G$ ($G - W - G'$) の自己還帰として・揚棄された $G - W - G$ と $W - G - W$ とがそれに内属するところの絶対的なものとして把握されねばならない——上に引いた『資本論』 p.250 の 'neben' がそのことを示している——。

『大論理学』においては「A 絶対的なものの開陳」は本質論第三編に位置するから、存在論での「存在は本質である」・本質論第一編での「本質は存在である」・そして第二編での「本質的存在」（現象）を踏まえいることは読者にと

って自明である。そして『資本論』においても「商品の二要因」以来「同一性と区別との同一性」が一貫して説かれることは同じなのだが、それでも「意味」を中心に据えた読解はともすれば「区別」を一面化し、一項の他項に対する優位だけを把握する。「資本の一般的定式」節の叙述でも、例えば「単純な商品流通では、同じ貨幣片の二度の場所変換がその貨幣片のある人の手から別の人の手に最終的に移すのであるが、この場合 $[G - W - G]$ には同じ商品の二度の場所変換が貨幣をその最初の出発点に還流させる」（12パラグラフ）という叙述を読むと、人は $W - G - W$ の有限であることは把握しても、無限なものそのものである $G - W - G$ も同じく真理態でないことを失念する。これはすなわち $G - W - G$ の四肢構造（四分法）*Quadruplizität* であることを見失うことである⁽⁹⁾。

けれども「没度量的なもの」に対応する論理の叙されることでその弊は避けられる。そこで論理の展開は対立する質的なものと量的なものとの相互転換がまさに「無限に続く」ことを説いており、したがってその真理態の把握においては両者の揚棄されねばならないことが見通されるからである。本稿が示したのはその一端であった。それは同時に、『資本論』を論理的に読む上での「論理的構文論」の有効性を示すことでもあった。

注

- (1) 「論理的構文論 *die logische Syntax*」については拙稿「「論理的構文論」とヘーゲル論理学」（『理想』692号）および「「論理的構文論」によるソシュール『一般言語学講義』読解」（『人文論集』95号）を参照されたい。ここではウイトゲンシュタインによるその把握と具体例のみを挙げておく。『論理哲学論考』に次が説かれる。

3-33 論理的構文論においては、或る記

号の意味は何ら役割を果たしてはならない；論理的構文論は記号の意味が問題になることなく立てられねばならず、諸表現の記述だけを前提しうる。

そして『資本論』の次の一節を、論理的構文論の具体例と見ることができよう。

〈資〉 しかし、[20 エレのリンネル＝1 着の上着 において] 質的に等置された二つの商品は同じ役割を演じるのではない。リンネルの価値だけが表現される。では、どのようにしてか？ リンネルが、その「等価物」としての、またはそれと「交換されうるもの」としての上着に対してもつ関連によって、である。この関係のなかでは、上着は、価値の実存形態として、価値物として、通用する。なぜなら、ただそのようなものとしてのみ、上着はリンネルと同じものだからである。他方では、リンネルそれ自身の価値存在が現われてくる。すなわち、一つの自立的表現を受け取る。なぜなら、ただ価値としてのみ、リンネルは、等価値のものとしての、またはそれと交換しうるものとしての上着と関連しているからである。例えば、酪酸は、蟻酸プロピルとは異なる物体である。しかし、両者は、同じ化学的実体 — 炭酸 (C)、水素 (H) および酸素 (O) から成り立ち、しかも同じ比率の組成、すなわち $C_4H_8O_2$ で成り立っている。いま酪酸に蟻酸プロピルが等置されるとすれば、この関係のなかでは、第一に、蟻酸プロピルは単に $C_4H_8O_2$ の実存形態としてのみ通用し、第二に、酪酸もまた $C_4H_8O_2$ から成り立っていることが述べられるであろう。すなわち、蟻酸プロピルが酪酸に等置されることによって、酪酸の化学的実体が、その物体形態から区別されて、表現されるであろう。(p.85)

「異なる物体」の「関係」をもって経済学的な「価値関係」を説明するのだから、その説明は論理的なもの以外ではないからである。

(2) 本稿で使用するテキストは次である。

『資本論』全13分冊 資本論翻訳委員会 訳 新日本出版社

『大論理学』1～3 寺沢恒信訳 以文社
なお引用に際し、テキスト間での文字種の統

一はしていない。

- (3) 以上略述したことは拙稿「論理的構文論」によるソシュール『一般言語学講義』読解』において詳しく述べた。
- (4) 18パラグラフに対応する『大論理学』の叙述がB版でなくA版であることについて、「論理的構文論」の立場からは特別に述べることはない。強いて言えば、B版の叙述は『資本論』の論理展開は対応しないというのみである。無論実証的には様々なことが説かれようが、論理的構文論はそうしたことを探求の対象としない。
- (5) なお『大論理学』に次の一節がある。

〈大〉 [存在と無との合一を破壊する] この[破壊の] 成果は消失してしまっていることであるが、しかし無としてではない；無として消失してしまっているならば、それはただすでに揚棄されてしまった両規定[存在と無]の一方にふたたびおちこむことにすぎない。そうではなくてこの成果は、存在と無との静止した単一態になった統一である。(1 p.114)

- (6) 「この形態[一般的価値形態]がはじめて現実的に諸商品を価値として関連させ、諸商品を互いに交換価値として現象させるのである」(p.113) が、「一般的等価物として機能するようになった」金が「商品世界の価値表現におけるこの地位の独占をかちとるやいなや、それは貨幣商品となる。」(p.120)
- (7) 「商品に内的な、内在的な、交換価値(“固有価値”)というものはひとつの“形容矛盾”に見える。」(p.62)
- (8) なおまた「個体の主観的過程」と「客観的総体性に関係している過程」とが「並列している neben」という把握は、属性の論理を理解する上で示唆的であると思う。この点は次注に説いたこととも関連するであろう。
- (9) 四肢構造把握の困難は『資本論』の読解に限らない。例えば言語の把握に関しても、次の時枝誠記の言語観などはその例になる。本居宣長の「凡て同じ物も指すさまによりて名のかはる類多し」について、時枝は説いている。

「同じ物」とは素材に対する観察的立場についていつたことであり、「指すさま」とは、その素材に対する主体的立場に於ける把握の仕方をいつたと解すべきである。

語は同一事物に対する把握の仕方の相違を表現することによつて異つた語となるといふ意味である。宣長のいつたことは、その逆にも適用出来ることであつて、指すさまが同じであるならば、異つた事物をも同じ語によつて表現される訳である。……（中略）……疲れた山道で一本の木の枝を折つて、「いゝ杖が出来た」ともいひ得るのである。（『國語學原論』 p.405）

思考（本質）と延長（存在）を切り離すことしか知らない、言語過程説の悟性的な言語観がここには明らかに見てとれよう。考えてみれば、言語過程説は「言語を思想表現の手段と考へる」（同p.22）のであつて、この外的合目的性にとどまったのが言語過程説だと言うこともできる。その理由の一つが、「時枝における聞手は、いわば人形であつて人間ではない。ただ単に聞くだけの聞手は眞の聞手ではない」（森重敏）と評される時枝の主体把握にあつたことは間違いない。

資本主義国家という概念について

桑 野 弘 隆

0. はじめに 本論の研究対象 ——国家とネーションの関係

本論では、国家を state すなわち官僚機構と軍の統一体として捉える。ところで、近代資本主義国家は、nation-stateとも呼ばれる。このタームは、近代国家が国家装置とネーションの結合であることを示唆するものである。想像の共同体（ベネディクト・アンダーソン）としての nation と国家との関係については、別の機会に詳しく論じたい。しかし、簡便に触れておく。たとえば、吉本隆明は、マルクス主義国家理論をはじめとする国家を「モノ」=装置と見なすような理論は、国家の共同幻想的な位相——われわれの文脈でいうとネーションの位相——を捨象してしまっていると批判している。そして吉本は、初期マルクスの疎外論を参照しながらも独自の「共同幻想論」を展開するのである。吉本は次のように主張する。

わたしたちの通念では国家は眼にみえる政府機関を中心において、ピラミッドのように国土を限ったり、国境を接したりして眼の前にあるものである。けれど政府機関を中心とする政治制度のさまざまな具体的な形、それを動かしている官吏は、ただ国家の機能的な形態であり、国家の本質ではない。もとをただせば国家は、一定の集団をつくっていた人間の観念が、しだいに析離（アイソレーション）していった共同性で

あり、眼にみえる政府機関や建物や政府機関の人間や法律の条文などではない。（吉本 7）

しかし、このような批判は、nation-stateが歴史的な結合体であるということをおぼろげに忘れている。この結合が歴史的な存在であるということは、結合には、はじまりがありそして終わりもありうるということだ。現在の国家 state は、一義的にはその権力の正当化のためにネーションという「想像の共同体」を必要とする。あるいはネーション（的統一）を絶えず作り上げなくてはならない。資本主義国家にとって、ネーションとは目的ではなくて、自身の存続のための手段である。あるいは、国家が存続するところ、その効果としてネーションが付随的に存立しているといえよう。このことは、国家なしの純粹なるネーションというものが存立しえないことから明らかである。もちろん、国家が「想像の共同体」の疎外態には還元しえない物質性をもっていることも忘れるべきではない。国家の論理をネーションの論理と同一視することはできないのだ。すなわち、近代国家の本質にネーションを見出そうとするのは、目的と手段、主要な効果と副次的効果とを転倒してしまうことである。想像の共同体あるいは共同幻想としてのネーションを解明することは必要である。しかしそのためには、国家の機能を解明し、国家とネーションの関係を解明しなければならない。その前梯として、本論は資本主義国家の概念把

握を試みるものである。

1. 資本主義国家と国家一般の関係について

1.1 国家の一般理論について

資本と国家の関係は、世界資本主義経済の成立によって大きく変わった。諸国家間の関係、そして国家それ自体の関係も大きく変化した。資本主義国家をそれ以前の国家形態（国家一般あるいは資本主義国家の前史形態）との連続性においてとらえてしまうことは、むしろ弊害のほうが多いように思われる。

たとえば、『国家とは何か』のなかで萱野稔人は、暴力を蓄積し続けようとする運動体として国家をとらえている。ウェーバーに依拠しながら、萱野は、国家を様々な政治的組織から区別しているのは、その目的ではなく手段（暴力）であるという。萱野によれば、手段＝暴力こそが、国家を定義づける。萱野の仕事は、国家の一般理論を練り上げようとするものである。それによってえられた、国家一般の概念から萱野は資本主義国家をも導き出そうとしている。これは、本論の国家論へのアプローチとは異なる。しかしながら、国家一般の概念把握として萱野の仕事は興味深いものであり、以下、その国家論を検討することにしたい。

もとより、萱野の主張するように、国家における暴力の存在を過小評価するべきではない。確かに国家には暴力を独占しようとする傾向がある。そして、物流・市場・金融システムなどから構成される資本主義システムもまた、最終的には国家による暴力によって支えられているのである。その点で、「国家なき市場」というのは幻想に過ぎない。萱野は、正当性や合法性、あるいは合意や契約というタームでもって国家を考える潮流に異議を唱え、そして国家を定義

するにあたっては、手段としての暴力にこそ一義性を置かなければならないと主張している。なるほど、国家における暴力のプレゼンスは、正当性、合法性、統治契約、合意などによって捨象されがちであることも確かである。暴力の位相を考えなければ、国家という特殊な装置の理論的解明はおぼつかない。この点において、国家論における萱野の理論的貢献は大きい。国民との統治をめぐる契約や合意、あるいは公共の福祉というイメージに訴えながらも、場合によってはその国民にさえも暴力を行使する国家という特殊な装置、これを解明するためには、国家における暴力のプレゼンスに着目せざるをえない。

しかしながら、暴力による強制的な支配が長く続いた試しはない。暴力による強制や脅しに頼っているだけでは、国家は国家として存続できないであろう。というのも、〈権威〉を通じて国民から自発的な服従を引き出せない場合には、その国家は持続可能ではないからだ。国家による究極の支配形態とは、住民にとって国家による支配がもはや支配としては現れず、服従が自発的かつ自然であるために服従とすら意識されないとき、もっとも強固である。国家が暴力を放棄することはないが、しかし暴力に訴える国家はじっさいには弱い国家である。ひるがえって、住民が生きている家庭、職場、地域共同体の秩序が、国家の与える秩序と自然と繋がっているように思われるとき、国家の権威は至高のものとなる。

国家は、なるほど、当の地域において暴力を独占している存在ではあるが、同時に国家はあらゆる地域内集団・組織・団体にたいして権威において優越している存在である。国家は社会に存在するあらゆる権威の源泉であることも欲する。たとえば、国家によって認可されない学校は学校ではないし、国家によって承認されな

い宗教は宗教ではない、さらに国家によって公認されない政治的組織は政治団体ではない、という具合である。暴力による支配は、国家のイデオロギー・信仰・権威と手を携えて進む。このように、権威と暴力は国家を支える両輪である。国家にあっては、権威と暴力とは抜きがたく絡みあっている存在であり、両者のあいだの論理的優越性や歴史的因果関係を論証するのは困難であろう。しかしながら、権力を基礎づけるのは、暴力というよりもむしろ権威であるのは確かである。

ここから導き出されるのは、国家とは、ある地域内において暴力および権威の蓄積という点において、他のあらゆる組織・団体にたいして圧倒的に優越していなければならない、ということだ。しかし、これだけでは十分ではない。国家の帯びる権威とは、畢竟、当の国家が他の国家によって国家として承認されていることで保証されるものだからだ。局地的な関係で見れば、暴力や権威を独占している様々な組織・団体——テロリスト集団やギャング、暴力団、そして、宗教集団や政党——というものも存在する。彼らは国家を名乗る場合もある（「イスラム国」のように）。しかし、それらは近代的な意味での主権国家ではない。つまり、国家は他の国家にたいしてのみ国家なのである。このテーゼを理論的に論証してみよう。

イマニュエル・ウォーラーステインは、近代主権諸国家のあいだでの相互承認によって成り立っている、位階的な国家間システムを *inter-states system* と呼んだが、このシステムにおいて立ち位置をえない限り、どんな集団・組織・団体であっても主権国家たりえない。すなわち、近代的な主権国家にあっては、国家とは他の国家にたいしてのみ国家なのである。ところで、この *inter-states system* は、ウェストファリア条約に端を発する、優れて近代的なシステムであ

る。そもそも、近代以前には、比較的小規模な国民＝民族＝国家が、世界史の表舞台に登場することはなかった。ウェストファリア条約にて、ヨーロッパの諸国民国家は、相互の主権を承認するとともに、カール・シュミットが「大地のノモス」と呼ぶところの世界秩序の建設に着手した。この世界秩序にしたがえば、主権の相互承認を通じてヨーロッパ列強のあいだの力の均衡が計られるのと同時に、ヨーロッパ以外の地域——とりわけ旧世界帝国——は植民地へと分割されるべきであった。そして、この近代世界システムとしての *inter-states system* において相互承認を経していない、ある地域に限定された暴力と権威の独占体としての近代以前の前史形態「国家」と、近代主権国家は区別されるべきである。

すなわち、近代以前の「国家」から、近代以後の主権国家を導くことは、「猿の解剖」を「人間の解剖」に役立てるに等しい。猿の中には、人間へと生成発展するようなすべての契機が内在しているわけではない。暴力と権威の独占的な蓄積は、近代国家が成立するための一つの契機ぐらいに捉えるべきであろう。

たとえば、柄谷行人は、共同体内部から国家の出現を導き出そうとする国家論を否定し、国家のあいだの相互承認こそが国家を国家たらしめると主張している。

しかし、ホッブスは、一国の内部において平和が実現されるとしても、国家と国家の関係では「自然状態」が存続するほかない、と考えました。それを超えるリヴァイアサンとしての世界国家はありえない、と。主権国家は互いに、他の主権国家の主権性（至高性）を認めます。だが、これは、それらより上位の存在、教会や帝国を認めないということです。したがって、相手の主

権を承認するという事は、相互にうまくやるということではまったくありません。したがって、主権国家の間では根本的に戦争状態が続きます。ヨーロッパでは、絶対王権を打倒した市民革命の後、国民を主権者とする国家、すなわち、国民国家が生まれました。しかし、国民国家は先ず主権国家なのです。国民はそのあとに創造（想像）されたものでしかない。そして、主権国家は、それを超えるもの、すなわち、上位にある帝国ないし教会を否定するところに成立するものです。ゆえに、主権国家間の戦争状態は不可避的であり、それを超えるすべがないのです。（柄谷 176-177）

柄谷によれば、戦争とはこの相互承認の極端な現れなのである。というのも、柄谷の認識を補足すれば、主権国家のあいだの戦争状態とは、結果としてある一国が帝国へと膨張することを妨げ、国家間の力の均衡を回復するものだからである——ただしこの均衡とは必ずしも「平等」を意味せず、国家間の位階的な秩序と〈ヘゲモニー国家〉の存在を否定するものではない。そして、このように「戦争」の意味を限定しない限り、クラウゼヴィッツの「戦争とは他の手段をもってする政治の継続である」という高名な一文は正しく理解されえない。クラウゼヴィッツは、次のことを前提としていた。すなわち、大地のノモス（=ウェストフェリア体制）においては、戦争の勝敗は、主権の至高性を左右しない。戦争とは、他のヨーロッパの主権国を破滅させるものでもなく、征服し恣に支配することでもない。クラウゼヴィッツは、「絶対的戦争」（敵を殲滅する戦争）には否定的であった。戦争の勝敗に係らず、主権はあくまでも尊重される。このように限定される限り戦争は、inter-states system における折衝の延長なのである。

ともすれば、われわれは、地域において暴力と権威を独占した集団・組織・団体があり、それがやがて国家を名乗り、そして諸国家によって承認されるにいたる、というようなストーリーを描きがちである。たしかに、ほとんどの近代国家は、その国家統一にあたって内戦を経験している。そして、内戦の勝者が、国家としての正当性をも勝ち取ったようにも映る。この内戦における勝者のパターンは、富国強兵、すなわち産業および軍の近代化に成功した「国家」であった。地域レベルで暴力と権威を独占していた他の諸「国家」は統一併合された。しかしながら、〈内〉戦という字面が想起させるイメージに頼るべきではない。はじめに「内輪」だけの戦争があり、それを戦い抜いた勝者が主権国家として外部によって承認されると言ってしまうと、ミスリーディングとなる。なぜならば内戦とは言っても、グローバルな国家間の勢力関係による影響を、深く確実に受けるからである。むしろ、帝国主義の時代にあつては、ヨーロッパ列強の勢力関係が、ヨーロッパの地域外の内戦の勝者をも決定したといつてよい。たとえば、明治維新时期において、薩長同盟をイギリスが支援し、徳川幕府を普仏戦争に敗れたフランスが支援したのは、決定的な意味をもっていた。さらには、内戦による混乱を利用して、ヨーロッパ列強は植民地主義的侵略をおこなったのである。

まとめるならば、国家が国家たりえる諸条件とは、1) 当該の地域において、暴力と権威において、他のあらゆる組織団体にたいして、圧倒的に優越していること。2) 他の主権国家によって主権国家として承認されてあること、すなわち inter-states system において位置を占めていること、である。この条件を満たさない限り、国家は国家たりえないので、この条件を維持す

ることは国家にとっての優先課題となるであろうし、またこれらの条件を脅かす存在にたいしては、むき出しの暴力でもって応えるであろう。

1.2 国家のプライマリーな機能

——社会的諸関係の（再）生産

しかしながら、国家が国家たりえる条件を示すだけでは、またウェーバー＝萱野のように、国家が行使する手段の特異性を明らかにするだけでは十分ではない。国家は、他のあらゆる団体組織とも異なる特異な機能・目的・権能を備えているからである。

国家は、暴力と権威の蓄積を通じて、領土を支配し、人口を統治しようとする。これは一般には〈国家の論理〉と呼ばれる。ところが、忘れてはならないのは、法的・イデオロギー関係を手直ししたり、制度を新たに創造したりすることを通じて、国家は、社会的諸関係を改変したり新たに作り出したりするという事実である。またその逆に、国家は、現存する社会的諸関係を維持保存しようともする。すなわち、ルイ・アルチュセールが指摘しているように、国家の概念把握のためには〈社会的諸関係の再生産〉という視点をとらなければならないのである。

国家とは、法・制度・イデオロギーに働きかけることで、国家による決定を（「国家意志」）、現実的効力をともなって実行する権能を持っている存在である。すなわち、社会諸関係の再生産にたいする影響力という点においては、国家は一つの社会において卓越した存在である——これこそが国家概念の中核に据えられるべきものとする。しかし、急いでつけ加えなければならぬのは、このような機能において仮に国家に並ぶ存在がないとしても、国家が万能であることをいささかも意味しないということである。国家が社会的諸関係にたいする「管制高地」とするのは明らかに行き過ぎた誤認である。

暴力や権威を蓄積しようとする団体・組織は多いが、その多くは社会的再生産にたいする権能をもたないか、「革命」や「世直し」を謳っていたとしてもそのような影響力をもたない。もちろん、社会に属するあらゆる個人や集団は、多かれ少なかれ社会関係に働きかけ、それを改変したり持続させようとしたりする。革命集団を名乗るグループさえある。しかしながら、革命集団が体制を転覆しえたとしても、社会的諸関係を改変し、改革が制度として持続的に定着しなければ、「革命」は単なる破壊活動に終わってしまうだろう。

アナキスト系左翼から糾弾され続けている、「国家権力の奪取」というマルクス主義の悪名高いテーゼは、国家が備えている社会的諸関係への影響力にたいする（過大）評価に由来している。このテーゼは、社会諸関係（の再生産）への影響力という点で言えば、人間が作り出したあらゆるもののなかで、国家に如くものはないという認識から導き出されたものである。もし仮に、ある地域内で暴力と権威の蓄積において圧倒的な存在であったとしても、社会的諸関係を改変したり、それらを維持保存したりする権能をもたなければ、それは国家とはいえない。国家には、持続可能な諸制度に裏打ちされた持続可能な権力が必要である。しかし他方で、国家が社会を完全に設計しうるとすれば、それは幻想であろう。国家権力の万能性という幻想に陥り、国家権力をつうじて社会を（再）設計しようとした者たちは、最悪の厄災を社会にもたらしたのであった。革命家には、政治的・軍事的な攻略術には長けていたとしても、持続可能な制度の設計者としては心許ない者が多いのだ。

社会的諸関係にたいして国家がそなえるこのような権能こそ、ミシェル・フーコーが、「統治性」の概念でもって理論的探究をおこなったものである。フーコーによる統治性研究とは、

「人口」や「市場」——それぞれ自律性をもっている存在である——のような社会的諸関係にたいして、国家がどのように切り結び、どのように介入をし、どのように制度的に囲い込もうとしていたかという、国家による（不）介入の歴史を遡ろうとするものであった。フーコーの観点を借りるならば、われわれが探ろうとしているのは、国家による資本にたいする統治性の系譜である。

2. 資本主義国家とは何か

2.1 資本主義国家

ところで、われわれが追求しようとしているのは、国家の一般論ではなく、資本主義国家の特異性である。なるほど、資本主義国家であっても、独占的に暴力そして権威を蓄積しようとする運動体としての側面がある。しかしながら、萱野による暴力の位相に重点を置く国家定義にしたがえば、資本主義国家とそれ以前の国家形態とのあいだには断絶はなくなる。事実、萱野にあっては、資本主義国家は、暴力の蓄積運動体としての国家の一バリエーションとしてのステータスに留まっているように思われる。しかしながら、資本主義国家とは、国家一般の一バリエーションにすぎないのであろうか。資本主義国家とそれ以前の国家形態のあいだには、種差を印すような断絶はないのだろうか。なるほど、資本主義国家が暴力や権威を独占的に蓄積しようとするのはたしかであるにしても、それは資本主義国家にとってのプライマリーな特徴なのであろうか。言いかえれば、問題は、資本主義国家の論理と国家一般の論理とのあいだに飛躍があるのか、それともないのかということになろう。資本主義国家とは何の謂なのか。

資本主義国家は、暴力の蓄積によって領土を支配し、そしてイデオロギー的手段——統治契

約ないし社会契約、民族のアイデンティティ、宗教的権威など、様々な形態を帯びる——によって人口を国民へと統合（創造）しつつ、国民の自発的な服従を促し、徴税＝富の収奪をおこなうことによって官僚機構と軍の権能を拡大しようとする。官僚機構と軍の権能の拡大とは、単に「組織の拡大」を意味する場合もあれば、その決定の実質的実効性の拡張という場合もある。国家の権能の実質的実効性とは、国家によって決定された命令、政策、法、制度設計などが、社会において実質的効力をもつことである。

この点においては、資本主義国家は、国家一般の論理と通底するところがあるようにも思われる。しかしながら、資本制社会に生きるわれわれは、二つの論理が複雑に絡み合っているシステムを生きている。二つの論理とは、一つは上に挙げた国家の論理であり、もう一つは剰余価値の蓄積の論理（＝資本の論理）である。そして、グローバルな資本主義システムの発展が意味するのは、もはやいかなる国家にあって、国家の論理のみを追求することが叶わなくなったということである。これは、最近の話というわけでもない。たとえば、明治維新以降の日本の諸改革（秩禄処分）や近代化（鉄道敷設）、そして対外戦争の資金は、世界の金融センターであったイギリスの債券市場から調達されたものであった。日本の近代化は借金から始まっている。最強のレントナー国家にしてヘゲモニー国家であったイギリスは、世界の近代化、帝国主義的競争、そして世界の殖民地分割戦を、レントをあげるための金融ビジネスとしても扱っていたのである。そして、国家が「債務者」となるとき、国家は資本の論理によって貫かれる。

2.2 国家への資本の論理の浸透

国家が資本の論理に出会い、それによって貫

かれたとき、資本主義国家が成立する。それはいかなる事態か。それは、国家もまた〈貨幣による経営体〉に他ならないことを意味する。現代国家の財務体質は格付けの対象にもなっている。領土の論理や戦争の論理に固執するあまり、グローバルな資本のフローを妨げてしまえば、そのツケは当の国家自身に跳ね返ってくる。資本蓄積は停滞し、税収は減退し、国家は衰退を免れなくなる。「資本主義国家」という概念は、資本の論理を無視しては、国家がもはや成立しえない事態を指し示している。資本の論理は、国家にたいする外的な諸要因ではない。資本主義国家にあつては、資本の論理と国家の論理は抜きがたく絡みあっているのである。

そして、歴史を遡るならば、資本の論理と国家の論理は、(物納や賦役ではなく)貨幣による〈徴税〉という一点において出会ったのだ。これによって国家もまた貨幣による経営体となったからである。この出会いは、国家にたいし、根源的な形態変化をもたらすものであった。というのも、この出会いによって、資本の論理は、国家の作動様式に複雑に入り組みそれを規定するようになったからだ。

2.3 ネオリベラルな国家 —— 国家の金融化

たとえば、こんにちのネオリベラルな国家とは、金融資本の論理が、資本主義国家の作動様式の中枢を占めるに至った国家とってよい。デヴィッド・ハーヴェイは、ネオリベラリズムを次のように定義している。

要するにネオリベラリズムとは、あらゆるものが金融化され、資本蓄積の権力の中心が所有者とその金融機関に移り、資本のその他の部分が衰退することだ。だからこそ、金融機関を支援し、金融システムの統合性を保つことが、(G7として知られる集団の

ような)ネオリベラルな国家の集合体の中心的な関心となつて、グローバルな政治を支配するようになった。(Harvey 2005 28)

このハーヴェイによるネオリベラルな国家の定義には、いささかの補足が必要であろう。あらゆるものが金融化されるが、その先鞭をつけたのは他ならぬ国家であり、まずもって国家自体が金融化されたことによって、社会のあらゆるものが金融化され、そしてわれわれの生そのものが金融化されるにいたつたのである。

それゆえに、ネオリベラルな国家は、金融システムにたいして超然としている「番人」などではない。ネオリベラルな国家は、グローバルな金融ネットワークを構成する要素なのであり、その主要な担い手であるからだ。資本主義国家は、金融システムにおけるファイナンスの主体なのであり、またその債務能力は格付けをされている。ハーヴェイが、福祉国家からネオリベラルな国家への転回点を、チリにおけるピノチェトによるクーデター(1973)、ポルカーショック(1979)とならんで、ニューヨーク市の財政危機を挙げているのは偶然ではない。ニューヨーク市がとった選択は、社会福祉や行政サービスを犠牲にしてまでも、金融資本への債務の支払いを優先することであった。金融資本の利益が国家のなかで優先されるにいたつたのは、政治的エリート層がウォール・ストリートやシティの人脈に通じているというよりも、国家が巨額の債務を抱えた「債務者」であるからである。官僚機構と軍の組織防衛のためには、金融資本の利益を優先させる他なく、また国家の権能の最大化という目的には、「費用対効果」という名の籠が嵌められることになった。

さらには、国家と金融資本のあいだの一蓮托生的な関係(あるいは共犯関係)についても言

及する必要がある。それは、国家債務の特殊性である。借りたものは返さなくてはならない、という「債務道徳」をわれわれは教えられてきた。借金は、金利をつけて返す——これは一見、当然のことに思われる。それにしたがえば、国家もまた金利をつけてその借金を返さなければならない。ところで、国債の金利とは、金融資本にとってのレントを保証するものである。ところが、悪名高い国営企業や第三セクターを除けば、国家とは一般的にいて生産をしない。国家は再生産の装置であるからだ。働いて稼げる分を超えて借金をこさえてはならないというのは市民社会の道徳であったはずであるが、生産をしない装置が、債務を負うことができるのはなぜだろうか。さらには、国家の支払い能力とは何を意味するのだろうか。それは、じっさいには納税者の支払い能力を示すのである。国家債務とは国民の債務に他ならない。そして、国家債務において国家が実際におこなっているのは、納税者への徴税を通じて、債権者への元本とレントの支払いを保証することである。したがって、国債の金利の支払いは、国民への重い負担としてのしかかる。国債に投資してレントをえられる諸階級だけが、税の負担を相殺できよう。そうであるならば、国家の債務危機が、社会の階級分裂をますます推し進めてしまうのは、原理的にも不可避である。

おそらく、ネオリベラルな国家ほど、その権力の行使、あるいは権能の強化にあたって、「費用対効果」への意識が高い国家は存在しなかった。それ以前の国家は、領土、近代化、経済発展、民族の繁栄、国家間競争などのイデオロギーにその正当性を求めていたからである。しかし、現在では税金投入の「費用対効果」が国家の正当性を左右するまでになっている。統治契約や社会契約は、「投資信託契約」のような様相を呈するまでになった。今や納税者は、

一種の投資として納税をおこなう。政府は、その投資に見合うだけのリターンを行政サービスとして提供すべきだというのである。事実、合衆国では、富裕層のゲーティッド・コミュニティが地方自治体から「独立」するような動きを見せている。彼らからすれば、自分たちの納税が所得の再分配（格差の是正）に使われるのは、投資（納税）にみあっていないというわけだ。

もちろん、「費用対効果」を意識するようになったとしても、これはネオリベラルな国家が「効率的」であることをいささかも保証しない。それは単に、国家による自己規定・自己認識の問題にすぎない。しかしながら、コストへの配慮が国家の作動様式を大きく変えてしまったのも確かである。たとえば、ビジネスの論理が国家を浸食するにつれて、国家は、暴力の独占への傾向すら放棄しつつあるようにも見えるからである。たとえば、国家は戦争すら資本に「アウトソーシング」するようになった。おそらく、国家が抱いている「費用対効果意識」は、暴力の独占と領土の支配という、ほとんど国家の本質的要素と考えられていたものにさえも根源的な変化を強いるかもしれない。もちろん、これは国家が領土の支配や人口の統治をあきらめ、暴力と権威の独占に見切りをつけようとしていることを意味しない。今なお、領土をめぐる国家間の争いは、止むどころか激しさを増しつつある。しかしながら、「コスト計算」という資本の論理にとって固有であったものが、国家に浸透し、国家はそのふるまいがコストに見合うものかどうか、自問せざるをえなくなったのである。さもなければ、当の国家は、グローバルな金融システムからの信用を失い、やがては国家の財政的運営もままならなくなるだろう。

こうしてみると、近代資本主義国家の成立には、地域における暴力と権威の独占、そして

inter-states system)における他の主権諸国家による承認、そして資本の論理との出会い、という3つの契機がそろそろ必要がある。そして、それらのなかでのどれが決定因として優越するのかを論証するのは困難である。

3. マルクス主義国家理論の意義

3.1 資本主義国家の特異性

国家一般と資本主義国家の種差は、後者がその成立以来、グローバルな金融システムのなかに埋め込まれ、それ自身が金融化されるにいたったこと、貨幣による経営体へと変貌したことにあることが論証された。しかし、ここでは、理論的かつ歴史的に資本主義国家の成立過程を遡ってみたい。

改めてマルクス主義国家理論の理論史的な意義について考えてみよう。マルクス主義国家理論の意義というものは、資本と国家の出会いと結合によって、国家が根源的な形態変化を被ったことを解明しうる理論的空間を切り開いたところにある。資本主義国家は、それ以前の国家とは根源的に異なっている。したがって、資本主義国家を国家一般に還元するのは無理があった。猿から人間を導くこと、すなわち封建制以前の(前史形態)国家から、資本と国家の出会いによって構成された資本主義国家を導くことは不可能だからである。いいかえれば、国家の一般概念のなかに、国家が金融化される契機は含まれてはいない。前史としての「国家」が、資本主義国家へと移行したのは、国家と資本という異質なものがどうしが出会ったからである。

3.2 資本主義国家の発展 — 絶対主義国家

資本主義国家が、それ以前の国家と大きく異なるのは、国家それ自体が〈貨幣による経営体〉であるという点にあった。資本主義国家も

あたかも、資本主義企業のように「決算報告」をしなくてはならないし、またその信用・支払い能力は格付け会社によって「格付け」もされている。借金をしすぎると国家もまた債務不履行(default)に陥る。

資本主義国家が成立するためには、国家は帝国と教会の軛を断ち切る必要があった。それ以前の世界史の「主役」は、広域を支配する帝国や宗教的権威を独占していた教会であった。「長い16世紀」(ブローデル)がはじまり、広域の帝国に代わり、スペインやオランダそしてイギリスなどの比較的小さな国民国家が世界史の舞台に躍り出て、世界のヘゲモニーをかけてせめぎあうことになった。これは、それ以前には考えがたい事態であった。国民国家=主権国家が世界史に登場するためには、あらゆる内戦を終わらせ、封建制を解体し、中央集権に基づいて官僚機構と軍の整備を進める必要があった。王侯貴族たちによる私的な浪費とは次元の異なる、国家プロジェクトを遂行するための膨大な富が必要となった。たとえば、スペイン経済危機(2012年)の際に国家債務危機(sovereign shock)がおこったが、16世紀のフェリペ二世の治世にも、スペインは合計四回ものバンコロータ(国家の破産宣告)をしている。近代国家というのは、それが誕生したときから借金まみれであり、デフォルトの危機に取り憑かれていたのだ。

ところで近代資本主義国家への過渡期にあった国家は、絶対主義国家とよばれている。それは、重商主義的政策をとることによって商人資本——商人資本といっても、それは国家公認の海賊と区別がつかないものだったのだが——と手を組んだ。国家はもはや農民を搾取するだけではやっていけなくなったからである。国家は、軍事力によって航路を確保し、商業・金融ネットワークを保護した。その見返りに、国家は、

商人資本が交易したり略奪したりしてくる富の分け前に与った。国家は、商人（海賊）や金融業者たちに寄生をしたのだ。このような資本と国家の関係は、基本的には今も受け継がれている。近代資本主義国家における官僚機構と軍は、生産する組織とはいえない。国家は、資本が蓄積する剰余価値に寄生することによって、その組織を維持している。

資本と資本主義国家とのあいだの複雑な相互影響・依存関係を解きほぐすこと、これ以外に、資本主義国家の本質に迫る術はない。そして、この関係の基本形は、絶対主義国家にすでに現れているのである。

資本主義国家の定義：（最終的には暴力という手段に訴えることで）資本が蓄積しようとする剰余価値のフローに寄生し、自己保存を叶える組織

この場合、「寄生」というタームは厳密に受け取られなければならない。寄生には、基本的には契約関係はないし、また同意もない。しかしながら、寄生者と被寄生者は一蓮托生である。寄生者は、被寄生体を食らいつくしてしまっは自滅してしまう。したがって、資本主義国家のプライマリーな目的は、資本の蓄積諸条件を最適化し、資本蓄積を促進しながらも、その徴税能力を強化することにある。

3.3 徴税——ウォーラステインによる国家の実効的権力の解釈

資本主義国家による徴税を問題にするとき、物納と金納の違いを理論的にはっきりと区別する必要がある。すなわち、ここでもまた封建制以前の前史形態としての「国家」と資本主義国家を区別する必要がある。たとえば日本においても、年貢と地租は異なる機能を持っていたと

考えるべきである。金納による租税制度は、貨幣経済の国家への浸透、すなわち、国家の金融化を促すからである。マックス・ウェーバーは、近代的な官僚制度の十全な発展には、金納による租税制度と官僚への貨幣報酬が必要であること、そしてその前提として貨幣経済が発展している必要があると主張している。

今日では官僚にたいする給与は全く支配的に貨幣報酬の形をとっているが、この点に関する限り、貨幣経済の発展が前提される。貨幣経済は、官僚制の全特質に対して、極めて重要な意義を持っているが、但し貨幣経済のみが、官僚制の存立にとって唯一決定的な力をもっていたというわけでは決してない。[中略]一定度の貨幣経済の発展は、純官僚制行政の創出のための前提とはいわれないとしても、少なくともそれが変質しないで存続していくための通常的前提である。けだし、貨幣経済の発展がないとするなら、官僚的構造がその内的本質を著しく変化し、あるいは端的に別のものにかわるということは、歴史的経験に照らしても、ほとんど避けえないことであるからである。[中略]貨幣経済の完全な発展が、官僚制化の不可欠の前提条件ではないにしても、しかしやはり官僚制化は、特殊恒常的な構造としては、一つの前提——すなわち、官僚制を維持するための恒常的収入の存在——に結びつけられているわけである。それ故、この種の収入が、近代的大企業の官僚制的組織におけるごとく私利利潤からの、あるいは、荘園制におけるごとく固定的な地代からも、賄われえないところにおいては、確立した租税制度が官僚制的行政の永続的存立のための前提条件をなすことになる。ところで、この租税制度にとっては、周知の一般的理

由からして、貨幣経済の貫徹のみが唯一の
確実な基礎を提供するのである。(ウェー
バー 73-80)

しかしながら、「官僚制的行政の永続的存立」
のためには租税制度がその基礎となり、租税制
度の基礎には、貨幣経済が貫徹されていなければ
ならないとのウェーバーの論証は修正が必要
である。なぜならば、国家における官僚制の確
立と租税制度の導入こそが、貨幣経済を促進す
る側面もあるからである。たとえば、日本にお
いては、地租改正こそが、封建制において共同
体所有という側面があった田畑を私有財産化し、
商品に仕立て上げたのである。官僚にたいする
俸給についても同じ事が言える。貢租や賦役が
官吏にそのまま譲与されるかわりに貨幣報酬に
て支給されるならば、貨幣経済の社会への浸透
はヨリ一層推し進められる。

資本主義国家の「前史」である絶対主義国家
は、徴税を強化し、それによって官僚機構・軍
を強化し、中央集権を志向した。なるほど、絶
対主義国家という、その字面から当時の国家
や君主は、さぞかし絶大な権力をもっていたと
イメージしがちである。しかしながら、たとえ
ばイマニエル・ウォーラーステインは、そのよ
うなイメージは絶対主義国家の実態とは異なっ
ていると指摘している。絶対君主には制約され
ざる権力どころか、それほどたいした権力もあ
りはしなかった、と。では、何をもって国家権力
の強さや弱さを計ればよいのか。ウォーラース
テインは、国家の強さというものは、〈法的決
定を実際に実行する能力〉によって定義するこ
とがもっとも有効であると述べている。つまり、
国家による決定、命令、政策、立法が実際に遂
行され、その効果が社会に浸透すること、これ
が権力の実効性の意味となろう。そして、ある
国家が持っている実効的な権力を計る尺度の一

つとして、ウォーラーステインは「徴税能力」
を上げている。

単純な指標の一つとしては、課税額のうち、
実際に徴収され、徴税当局のもとに納めら
れた税金の割合を用いることができるだろ
う。いうまでもなく、納税忌避はどこにで
もある現象である。しかし、強力な国家が
実際に徴収しうるものとの違いは、圧倒的
に大きい。弱体な国家の税の徴収能力の低
さの原因は官僚機構の弱さにあり、また逆
に徴税能力の低さゆえに、官僚機構を強化
する財源が奪われてしまうということでも
ある。国家が弱体であればあるほど、経済
的な生産活動を通じて蓄積しうる富は小さ
くなる。(Wallerstein 2004 133-134)

もちろん、ウォーラーステインが指摘する国家
に強さとは、暴力・強制のみならず、国家のイ
デオロギー諸装置によって自発的服従を国民か
ら引き出す力——これこそが国家の本質的な強
さである——をも含むと考えるべきである。国
家の目的は（あらゆる組織がそうであるのと同
様に）、官僚機構と軍の組織拡大ならびに権能
の拡大にある。この権能の一つの尺度として、
国家が税という形式をとって資本に寄生し収奪
する剰余価値の量を参照するのは、なるほど理
に合ったことである。そして、資本主義国家の
歴史とは、税の徴収能力の強化の歴史である
といってもよい。

われわれは、強大な国家権力という「独
裁」などをイメージしがちである。しかし、独
裁国家が貧弱な徴税能力しかもっていない例に
は事欠かない。たとえば、かつて軍事独裁であ
ったギリシャ国家の（国債危機時の）徴税能力
の低さを見よ。かつての開発独裁国家には、未
だに満足な徴税能力をもたない例が多い（中国

は不動産税を導入しようとしているし、タイは相続税を導入しようと模索している)、この徴税能力の低さは、さらなる資本主義的發展の足枷ともなっている。なぜならば、政策遂行および資金調達能力の低さは、資本主義的發展のための諸条件を最適化する国家介入——すなわち、国家による（再）原始的蓄積——の障害となりえるからである。「小さな政府」および市場原理主義というリバタリアンの幻想とは裏腹に、資本主義国家の徴税能力と資本主義的發展は、むしろ比例の関係にあるといつてよい。そして、独裁体制が国家の強さを意味するとは限らない。

もちろん、国家の徴税能力の前提になっているのは、社会が持っている資本の蓄積能力である。産業資本が起こってからのもの、国家は単に物流経路を確保し保護するだけでは足らなくなる。国家は、産業資本を育成しなければならない。国家は、私的所有権を中心としたブルジョア法体系を確立し、市場を整備し、インフラを整え、都市を再開発し、産業を育成し、販路を確保しなければならない。産業革命以降、社会の中心には、産業資本が資本蓄積システムの中心に据えられ、様々な社会的リソースがそのために動員されていくようになった。

3.4 徴税の商品経済的な意味

国家の徴税能力と資本主義的發展との関係を原理論的に論証してみよう。国家による実質的な徴税能力の強化がもたらす、貨幣経済の深化は過小評価されるべきでない。(金納) 租税制度と官僚への貨幣棒給の支給は、国家それ自体を〈貨幣による経営体〉にし、国家を金融化する端緒となるばかりではない。国家により徴税の対象になったものは、国家によって「抵当権」が設定されたことと同義であり、やがて商品として流通する可能性を持つ。

ウォーラーステインが指摘していないことで、われわれの理論的文脈にとって重要なことは、資本主義国家による徴税がもつ、商品経済的な意味である。以下の論証は、『現代社会主義と世界資本主義—共同体・国家・資本主義』（1989）における岩田弘の議論を参考にしている。岩田によれば、徴税の商品経済的な意味は、徴税の対象を商品化するところにある。とりわけ、労働力および土地の商品化は、国家による徴税なくしては十全には展開しないように思われる。土地の場合にはそれが顕著である。私的土地所有権の根底には、国家所有がある。制度上、それは土地が国家所有であるのか、私的所有であるかを選ばない。土地が徴税の対象となることは、国家によって抵当権が設定されたのと同義であり（税を納入しなければ没収される）、それによって先祖代々継承されてきた土地が商品として市場に供給されるようになる。たとえば、入会地（commons）は、国家によって収用されるか、私的所有権を設定されるかを通じて、商品となって流通しだした。労働力の商品化については、労働者が、労働力という商品の所有者として法的に認められるのを待たなければならない。流血立法や暴力的強制によって無理矢理働かされるだけでは、労働者が労働力を単に売るだけでは、労働力の商品化は完遂されない。労働者が法的に債務者となりうること——そうすれば労働者たちは、借金をして自らの労働の成果を買い戻すことができる——によって、そして、納税者になることによって、労働力商品は制度的な持続性をもつようになる。たとえば、ヘンリー・フォードによる壮大な実験（企業内福祉や社内ローン）が明らかにしたのは、債務を背負った労働者はデモをしないということであった。こんにち、失業者がまず考えなければならないのは、税金をどうやって支払うかということである。失業保険は税金で相

殺されてしまう場合があり、彼は直ぐにも労働市場に再参入を余儀なくされよう。すなわち、債務と税は労働力商品の再生産を促す効果をもつ。

4. 1948年世界革命を起点とした資本主義国家における「(反)革命」

4.1 資本主義国家における(反)革命とその階級性の隠蔽

次に資本主義国家の歴史的な展開を辿ってみよう。19世紀、被金融化の深化とともに、階級闘争と革命を生き延びるなかで、資本主義国家は自らを練り上げていった。労働者による蜂起と革命は、国家における巨大な改革を引き起こした。1848年の世界革命を頂点とする、19世紀の労働者階級による蜂起は、資本主義国家に根本的な改革を迫った。革命を恐れた国家と支配階級は、戦闘的な労働者組織は徹底的に弾圧すると同時に、労働者階級への妥協を余儀なくされ、また労働者階級の体制内への包摂を計ろうと様々な手を打った。そして、労働者階級による革命運動にたいする反革命は、いくつかのイデオロギーを伴って進行した。それが、国家は諸階級の対立を調停し、「一つの国民」(ベンジャミン・ディズレーリ)を実現するというイデオロギーであり、国家は国民経済のさらなる発展に寄与する「階級中立」的なカタリストであるというイデオロギーであった——ルイ・ボナパルトは、全ての階級を代表すると嘯いた。国家は、階級分裂が激化して社会が内破してしまわないよう介入する〈階級対立の調停者〉というエンゲルスによる著名な「認識」は、このイデオロギーにそのまま乗ってしまったものである。ディズレーリとルイ・ボナパルトは、1848年世界革命以降の資本主義国家による反革命の包摂戦略を象徴する人物といってよい。

19世紀後半の反革命は、「一つの国民」と「国民的発展」というイデオロギーをともなって展開されていった。この場合の「国民的発展」とは、資本主義経済の発展が国民経済の発展と同義であり、すべての国民全てがこの発展の恩恵に預かることができるという事態をさす。これらのイデオロギーは、その後も比較的長い命脈を保った。イギリスは20世紀初頭にいち早く福祉国家の礎を築いたのであり、そして第二次大戦後の合衆国に始まるフォーディズム循環は、先進国の経済発展のモデルとなった。フォーディズム循環が機能していた時期には、社会保障の拡充や労働者の待遇の改善によって、資本主義は、階級対立を超え、全ての国民に利するものであるかのように映ったのだ。「階級闘争から国民的発展へ」というのは、ルイ・ボナパルトやディズレーリによって端緒を切られた資本主義国家のイデオロギーであった。このイデオロギーによって、資本主義国家の階級性は見えにくくなった。

われわれが解明すべきは、階級対立の調停者として「現れる」資本主義国家の持つ〈階級性〉であり、国民経済の発展のカタリストとして現れる資本主義国家の階級性である。このような資本主義国家の階級性を解明するためには、資本主義国家が、搾取と略奪のシステムである資本制経済への寄生者であるという認識から出発する必要がある。

そのさい、資本主義国家の正しい概念把握を妨げるイデオロギーとして、国家=支配階級の道具説がある。資本主義国家は、支配階級が恣に操れるような道具ではない。この意味では、マルクス主義国家論が唱えてきた国家=道具という観点は誤解を与えかねない。たとえば、エンゲルスが指摘したように、国家がもし「最も勢力のある経済的に支配する階級の国家である」とすれば、資本主義は、これまで存続しえ

なかった可能性が高い。それはなぜか。

4.2 ブルジョアジーの個別階級利害と社会総資本の利害との矛盾

資本主義というシステムが複雑であるのは、ある特定階級・分派の階級利害と資本主義システム全体の利害が一致することが望めないからである。資本主義的競争に置かれた資本家たちは、目先の利益を最大にすることを制度的に迫られている。市場も投資家も、長い目で結果が出ることを待ってはくれないからである。しかし、特定の個人や個別資本による目先の利益の追求は、システム全体の利害と対立する場合も多い。多くの資本は、競争を望んではいない（新規参入組を除く）。むしろ、独占・寡占による独占利益を望むのである。企業は技術革新による特別利潤の獲得へと駆り立てられるが、これは、なによりも競争を回避したいという動機に由来するのである。そして、もっとも手取り早い競争の回避策は、国家権力を利用して新規参入を制限してしまうことである。したがって、ほとんど資本は、国家に接近して、許認可権・特許などを利用して自分に有利なように競争を制限しようと目論む。

また、資本はできる限り労働を強化し、そして賃金は低く抑えようとする。つまり、個別資本の利益は、できる限り労働者を搾取することにある。それが、需要に悪影響を及ぼし、労働者の再生産を危うくするとしても、目先の利益追求をやめることはできない。利潤をあげなければ、そもそも資本たれないからだ。そこで、搾取を合法化するよう、または法外な搾取を見て見ぬふりをするよう、国家に働きかける。しかし、国家がある特定のブルジョア階級・分派の利益を実現するための道具になってしまった場合、社会総資本の発展という観点からすれば、資本主義システムにとっての壊乱要素に

もなりうる。資本主義経済における個別のあらゆる階級利害は、資本主義経済の発展という観点からすれば「私的な」利益にすぎなく、資本主義経済システム全体の利害と折りあうのは難しい。

19世紀に戻れば、ブルジョア階級は、利潤を求めるあまりに労働者階級にたいしてその再生産すら危うくするような搾取をおこなった。法外な搾取にたいしては、労働者コミュニティは蜂起でもって応えた。そして、19世紀から20世紀の後半にいたるまで、資本にたいして蜂起した労働者階級の圧力は、内戦と革命への恐れを支配者層に刻み込むに十分なものがあつた。ブルジョア階級による過度な搾取、そして労働者階級による蜂起、そして革命の予感、それらはすべて資本主義システムにとっての壊乱要素であつた。このとき、果たして資本主義国家はどう動いたのであろうか。もちろん、資本主義国家が始めから「最良の解」を知っていたわけではない。しかしながら、国家と資本の危機にさいして、19世紀の諸国家がおこなった試行錯誤の過程が、次第に国家を資本主義国家へと練り上げていったと考えるべきであろう。そして、トライ・アンド・エラーの過程のなかで、最良の諸政策を見出しえた国家が、いち早く革命と資本蓄積の危機を乗り越え、ヘゲモニー国家をめぐる国家間競争を勝ち抜く資格をえたのである。

たとえば、『家族・私有財産・国家の起源』のなかのエンゲルスによる「目撃証言」を参照してみよう。

国家は階級対立を抑制しておく必要から生まれたものであるから、だが同時にこれらの階級の衝突のただなかで生まれたものであるから、それは通例、最も勢力のある経済的に支配する階級の国家である。〔中略〕

とはいえ、例外として、相たたかう諸階級の力が互いにほとんど均衡しているため、国家権力が、外見上の調停者として、一時的に両者にたいしてある程度の自主性をえる時期がある。たとえば、貴族と市民階級がたがいに勢力伯仲した17世紀と18世紀の絶対君主制がそれである。ブルジョアジーにたいしてはプロレタリアートを、プロレタリアートにたいしてはブルジョアジーをけしかけたフランスの第一帝政、とくに第二帝政のボナパルティズムがそれである。(エンゲルス 171)

エンゲルスによる認識は、国家は階級対立の産物でありながら経済的支配階級の国家である、しかし、とりわけ対立する諸階級のあいだの力が均衡している「例外状態」において、国家は調停者として現れるというものであった。

われわれは、すでに歴史の結果を知っている。したがって、エンゲルスの誤りを知っている。歴史の動きを顧みれば、1848年の労働者階級による六月蜂起は挫折に終わっている。その後の「第二帝政のボナパルティズム」期に、プロレタリアートとブルジョアジー、双方の勢力のあいだに「均衡」があったとも考えにくい。ボナパルティズム的均衡のあとに、革命はやってこなかった。しかし、なぜにエンゲルスの目にボナパルティズム国家が「調停者」として映ったのかは問うに値する。

後から振り返れば、1848年の世界革命以降の資本主義国家の命題は明確である。「諸国民の春」と呼ばれた1848年の世界革命は、ヨーロッパの政治的経済的支配層を恐怖に陥れた。はじめは革命への恐怖が、労働者階級への搾取を緩和するような各種の譲歩を余儀なくさせたのかもしれない。しかしながら、根本的な対応が必要だということがやがて認識された。労働

者階級という「危険な階級」は、資本と国家によって包摂されなければならず、「一つの国民」(ディズレーリ)へと政治統合されなければならなかった。そのためには、国家は、ブルジョアジーには妥協を強い、労働者階級には経済的・政治的に大幅な譲歩をしながらも、労働者階級を体制内へと包摂しなければならなかった。したがって、エンゲルスがボナパルティズム国家を階級の調停者として描いたとしても無理はない。

そして、このような国家による介入の先鞭をつけたのが、ナポレオン三世によるボナパルティズムであったのである。つまり、ボナパルティズム国家は、国家と資本の危機にさいして、ようやく見出された解——資本と国家の生き残り策——であったのだ。19世紀の半ばから、資本主義国家はブルジョアジーの個別利害あるいは短期的な利害を犠牲にしてまでも、労働者階級への譲歩をおこなうことで労働者階級を体制内へと包摂しようとした¹⁾。

資本主義国家は、なぜ資本と国家の存続を計ることができたのか。これは、偶然の産物なのであろうか。そうではない。そして、エンゲルスがいうように、もし資本主義国家が「最も勢力のある経済的に支配する階級の国家」であるとすれば、すなわち、経済的支配階級が操る「道具」であるとすれば、果たして国家と資本は存続しえたであろうか。おそらくそうではない。ブルジョアジーの私利私欲とともに、資本主義国家もまた、革命によって転覆させられていたであろう。歴史が、国家と資本の関係について、そして国家と諸階級との関係について、われわれに再考を迫るのは間違いない。

本論の資本主義国家の位置づけは、『起源』におけるエンゲルスの国家観念とは異なるものである。上に引用したエンゲルスの記述は、1) 国家 = 支配階級の道具説を導くという点におい

て、2) 第二帝政のボナパルティズムを階級均衡論として位置づけた点において誤っている。ただし、『フランスにおける内乱』のマルクスもまた、第二帝政のボナパルティズムを「国家権力の最もけがれた形態であると同時に、その終局の形態」と位置づけている点においては選ぶところもない。しかしながら、第二帝政のボナパルティズムはむしろ、資本主義国家の〈「神聖な」基礎形態〉として見るべきである。

われわれは、資本主義国家と資本の関係を解明するため、そして資本主義国家と階級闘争の関係を解明するための梃子として、〈レント〉という概念に注目したい。レント概念を導入することによって、資本主義国家と資本との関係をより深く理解できるようになると考えるからである。

5. 資本主義レントとレントナー階級の再定義

5.1 レントおよびレントナー階級について

ここで資本主義的なレントについて（再）定義をおこなっておきたい。レント rent は普通、地代として理解される場合が多い。

また、レントをもっぱら地代として理解し、それを「封建制の残滓」と見なす向きもある。しかし、本論で扱うレントとは、資本主義国家の権力をつうじて私的所有が設定され、その所有をつうじて資本が蓄積する剰余価値の一部を分配される権利を保証されることによって得られる収入を指す。

資本主義における商品と貨幣のフローの前提となるのは、私的所有である。ところが、自然（エコ・システム）、アイデア、労働（＝協働）、共同体の共有財 commons など、本来、私的所有と相容れないものは数多い。これらは、資本にとっての限界を意味していた。これらは、

しかしながら、国家権力によって所有が設定されてきたのである。所有権の設定によって、それらは疑制商品、疑制資本として流通し出す。いわゆる「絶対地代」とは国家によって根源的な所有——それは国有化の場合も多い——が設定されることによって派生するのである。ゆえに、リカーディアン的な夢とは裏腹に、資本主義からレントが消滅することはない。それは、資本主義が外部＝限界を内部化するメカニズムであるからである。

したがって、レントという概念は、地代のみならず、利子や配当、そして特許制度や許認可・専売制度などを利用し、競争が制限されることでもって得られる独占利潤をも含む。さらにいえば、様々な種類のコモンスを私有化することによって独占企業が新たに作り出されるが、その独占企業があげる独占利潤もまたレントとしての側面をもっている。たとえば、水道などの公益事業——デヴィッド・ハーヴェイが「都市コモンス」と呼ぶもの——が民営化されると、公益事業は、地域独占型の高収益ビジネスとして生まれかわるのだ。この場合、得をするのは、消費者ではなく、その企業への出資者・投資家たちである。

ここで確認しておくべきことは、国家権力による介入なしに、あらゆるレントは存在しえないという点である。特許制度や許認可・専売制度は理解しやすいであろう。またたとえば、資本が蓄積する剰余価値の一部につき分配を受けるという意味での資本主義的地代は、国家によって土地の私的所有が確立されてあることが前提となる。土地が地代を生む、貸付金が利子を生むのは、何も自然なことではなく、国家による法的・行政的そしてイデオロギー的介入を必要とする。このようなレントの定義づけは、ウォーラステインによる次のような論証を参照している。

周知のごとく、地代は古典派経済学者によって利潤の真の対立物として説明された。だが、レントはそのようなものではない。それは利潤の権化なのである。古典派経済学者は、レントから利潤へと向かう歴史的進化を観察したのであるが、この歴史的変化はブルジョワジーが貴族政治を打倒するというわれわれの歴史的な神話に作り変えられた。しかし、実際には、これは二つの点で間違っている。この時間的変化は短期的なものであっても長期的なものではない。しかも、継起する順序が逆なのである。どの資本家も利潤をレントに変えようとするからである。このことは、すべての「ブルジョア」の第一の目的は貴族になることである、と言い換えることができる。これは短期についての話であって、長期持続について述べたものではない。レントとはなにか。厳密に経済的な意味では、レントは、ある具体的な時空的現実の支配に由来するが、どう見ても、その所有者の創造物であるとも、彼の自己労働（たとえ企業家としての労働でさえ）の産物であるとも言えない所得のことである。[中略] レントがいかに独占利潤と同じもの、あるいはほぼ同じものと見えるかに注目すべきである。独占とは、周知のごとく、競争が不在のゆえに取引当事者が高い利潤を、あるいはこういってよいだろうが、独占部門が商品連鎖全体——独占部門はその一部をなしている——において生ずる剰余価値の大きな割合を、獲得できる状態のことである。ある企業が時空的に特定の種類の経済取引を独占する状態に近づけば近づくほど、それだけ利潤率が高くなるというのはまったく明白であり、事実自明のことである。それに、市

場の状態が完全競争に近づけば近づくほど、それだけ利潤率も低下する。実際のところ、完全競争と低い利潤率とのこうした関係自体は、歴史上、自由企業システムをイデオロギー的に正当化する理由の一つとなっている。残念ながら、資本主義においてこれまで自由な企業が広範囲にわたって実現したためしはない。その理由はまさに、資本家たちが資本を、それも可能な限り多くの資本を蓄積しようとして、利潤、それも最大利潤を追求するからにはかならない。彼らはそうすることに動機づけられているのみならず、独占的地位を求めることを余儀なくされているのであり、そうした地位に立つと彼らは利潤極大化を、それを持続的に可能ならしめる主要機関たる国家を介して、追求するように駆り立てられるのである。したがって、私が提示しようとしている世界は逆さまであることがわかるだろう。資本家が望んでいるのは競争ではなく独占である。彼らは利潤ではなくレントによる資本蓄積を求める。彼らがなりたいた願っているのはブルジョワではなく貴族である。歴史を通じて、つまり16世紀から今日にいたるまで、資本主義世界経済における資本主義の論理は深化し、拡大してきているため、独占の減少ではなく増大が、地代の増大と利潤の減少が、貴族階級の増大とブルジョワジーの減少が見られるのである。(Wallerstein 1991 219-222)

ブルジョアジーは国家に働きかけることによって利潤をレントに転化させようとするというウォーラーステインのテーゼは、非常に興味深い。なるほど、市場への新規参入者たちは、国家による規制緩和と市場の競争とを声高に主張する。しかしながら、当の企業が市場において一定の

シェアをえると、今度は国家による規制を主張し始めるのである。

また、あらゆるブルジョアジーは貴族を目指すというウォーラステインの主張は、「啓蒙の担い手」というブルジョアジーの神話を覆すものである。しかしながら、本論では「貴族」という言い方は身分を想起させるので、レントを収入源とする階級を「レントナー階級」と呼ぶことにする（ドイツ語 *Rentner* 英語 *rentier*）。

レントとは、国家権力を介在した、資本が蓄積する剰余価値の一部の分配を受ける権利と言いかえられるので、レントには資本にたいする寄生という性質があることが見て取れよう。ここで、資本主義国家とレントナーたちのあいだでは一つの共通項があることが分かる。つまり、両者とも資本による剰余価値の蓄積への寄生者なのである。

5.2 資本主義におけるレントナー階級の役割

資本主義の歴史において、レントナーたちが果たしてきた役割は、むしろ過小評価されてきたといってよい。近代的ブルジョア神話によれば、ブルジョアジーたちは封建貴族を打ち倒して成り上がってきたとされるからである。また、リカード以来、労働イデオロギーが資本主義における主要なイデオロギーの一つとなった。資本家も労働者も労働をしている。イデオロギー上は、資本主義経済において不労所得者（レントナー）たちに居場所はない。しかし、現実においてはその反対である。

ホプキンズ（Anthony G. Hopkins）とケイン（Peter J. Cain）は、ジェントルマン資本主義論（Gentlemanly Capitalism）を提唱している。彼らが重視したのは、イギリスのジェントルマン *gentleman* 階級が果たした政治的・経済的役割である。ジェントルマンは身分概念ではなく、貴族、平民のジェントリ（地主）、そしてロン

ドン・シティの金融関係者を中核とする階級を指す。ホプキンズとケインによれば、ジェントルマン階級は、この同じ時期に産業革命を担った産業資本家と対立していたわけではなかった。むしろ、ジェントルマンは、ロンドン金融市場を媒介とした産業資本への出資者であった。ジェントルマンは、政治家や官僚を輩出し、レントナーとしての利害からイギリスの帝国主義政策を推し進めていった。このようにレントナーの役割を重視すれば、イギリス資本主義に「レントナー資本主義」という側面があったことは否定できないであろう。そして、イギリスによる帝国主義的な資本の輸出は、ジェントルマン階級とロンドン金融資本による「協業」によるものであったといつてよい²⁾。

5.3 レントの回帰——略奪による蓄積の前景化

ところで、レントは寄生的性質だけを備えているわけではない。金利もまた資本主義的レントを構成しているのであるから、レントにはまた略奪的性質がある。こんにち、とりわけ多種多様なコモンスが収奪され、地代や独占利潤を生み出すビジネスへと作り替えられるのを見るならば、あるいは、今まで支払ってきたローンを含め住居まで奪われる人々が大量にでた合衆国のサブプライムローン問題を見れば、レントを収益とする金融資本の〈略奪的性質〉が明らかになる。そして、金融資本が「合法的に」略奪的な高利貸しができるかどうかは、最終的には国家による（無）作為に左右されるのである。

資本主義においてレントおよびレントナーたちが果たす役割が過小評価される時、資本主義の問題は、もっぱら工場労働者の搾取——あるいは資本による労働の包摂——という問題に縮減されてしまいがちである。さらにまた、資本の蓄積様式は、拡大再生産による蓄積へと問いが限定されてしまう。それにたいして、デヴ

イッド・ハーヴェイは、資本の蓄積様式には、二つのものがあると指摘している。一つ目は「拡大再生産による蓄積」——これは、労働者の形式的あるいは実質的包摂を通じた蓄積と言いかえることができよう、そして二つ目は「略奪による蓄積」accumulation by dispossessionである。略奪による蓄積と言えば、『資本論』の原始的蓄積論が思い出されるが、『資本論』の原始的蓄積論における「マルクスの想定弱点は、略奪と虚偽、暴力に基づく蓄積を、もはや今では関係のない「原初の段階」に追いやっていることだ」(Harvey 2005 146)とハーヴェイは指摘している。

ハーヴェイは、1) 労働者の〈搾取〉、そして2) 労働者階級を含む広範囲な大衆層からの〈略奪〉は、資本の蓄積にとっての両輪をなしていると言う。なぜならば、拡大再生産による蓄積には、資本の過剰蓄積が必ずつきまとうからである。略奪による蓄積は、利潤率の低下を補填するのみならず、恐慌時に強制的に資本を減価し、資本蓄積エンジンの再点火に向けての諸条件を整えるためにも必要なのである。

さらには、現代における資本の蓄積戦略は、労働者の形式的・実質的包摂を通じた〈搾取〉よりも、むしろ大衆全体の〈略奪〉に重点をおきつつあるようにも思われる。ところが、この新たな戦略において、略奪はそれとしては現れない。略奪は、むしろ融資（住宅ローン・奨学金）や投資の奨励、都市再開発とgentrification、コモンズの私有化、公益事業の民営化などの合法的体裁をとって現れる。このビジネスの中心に位置するのは、証券化などの金融テクノロジーを駆使し、あらゆるものを投資商品に換えてしまう金融資本——現代最強のレントナーである——である。これらのビジネスは、ネオリベラリズム・イデオロギーにあっては経済を再活性化するものとして、むしろ肯定的に評価され

ている。しかし、融資は大衆の購買力を上げるという側面があるとしても、合衆国において2007年に破綻した住宅サブプライムローンは「略奪的貸し付け」とも呼ばれた。将来われわれが年金をうけとれるかどうかは、年金基金の投機の結果次第となった。また、民営化や市場開放という美名のもとに、コモンズは収奪され、私的な資本蓄積の道具にされてしまった。年金・健康保険などの社会保障もまた歴史的に生成発展してきたコモンズに他ならない。コモンズ（共有地）とは、もともと共同体の再生産や人々の生活の維持に不可欠なセーフティネットであったのだ。

略奪による蓄積をハーヴェイは次のように説明している。

ここでわれわれは、剥奪され略奪された人々の第二の大カテゴリーに導かれる。これは、その構成においてもその階級的性格においても遙かに複雑である。それはおおむね、「略奪による蓄積」と私が呼ぶものによって形成される。それはたいてい、さまざまな場所と時代において一見したところ無限に多様な形態をとる。剥奪され略奪された人々のリストは、非常に幅広く長大である。そこに含まれるのは、土地から追放され、非合法のおよび合法的手段によって、また植民地主義的ないし新植民地主義的ないし帝国主義的手段によって自分たちの天然資源と生活様式に対するアクセス権を剥奪され、強制的な貨幣化と課税制度によって暴力的に市場交換に統合された農民と先住民である。土地の共同使用权を土地の私的所有権へと転換することはこの過程を完成させる。土地そのものが商品となる。このような略奪的形態——それは今なお豊富に見いだせるが、資本主義発展の初

期段階において最も強力に出現した——に
 関しては現代においても多くの類似のもの
 が見られる。たとえば、資本家は、低所得
 層の住民をできるだけ低コストで高価値な
 空間から追い出すことによって、都市再開
 発のための空間を切り開く。確固とした私
 的所有権のない場所——中国、あるいはア
 ジアやラテンアメリカの不法占拠者の居住
 地——では、政府当局者による低所得住民
 の暴力的な排除が行われる。その際、しか
 るべき保証制度がある場合もない場合もあ
 る。私的所有権が確固として確立されてい
 る諸国では、収容権の行使による接収が、
 私的資本の代理人としての国家によって画
 策されうる。合法的および非合法手段によ
 る貨幣的圧力が立場の弱い住民に対してか
 けられる。それは時に、低所得で好ましか
 らざる住民を地上から追放するための系統
 的な計画でも存在するかのようにな見え
 る。

しかしながら、現在、金融資本が残りの
 住民から富を抽出するための主要な近代的
 梃子になっているのは信用制度である。合
 法的ビジネスだけでなく、あらゆる種類の
 強奪の手法が、略奪の諸戦術を追求するの
 に用いられる。それは、すでに裕福で強大
 な人々をいっそう利するものである。1970
 年代半ば以降に生じた金融化の波は、その
 略奪のスタイルの点で実に際立ったもので
 あった。市場の株価操作とそれによる売り
 抜け。ネズミ講型投資詐欺と企業詐欺。合
 併・買収 (M&A) による資産の略奪。先
 進資本主義諸国でさえ全国民が債務奴隷に
 追い込まれるほどの額の債務を負わせるこ
 と。資産の略奪 (株価暴落や企業倒産によ
 る年金基金の強奪とその破壊)。これらす
 べての特徴は、現代資本主義の性格を特徴

づける中心的なものである。(Harvey 2010
 303-304)

今も昔も資本主義はレントナー階級を「新た
 に」生み出す。レントナー階級は、資本主義シ
 ステムに寄生している階級であって、資本主義
 という搾取と収奪のシステムが存続しているこ
 と、それ自体に利益をもっている階級であった。
 ところが、現代のレントナーたる金融資本は、
 目先の「強欲」に走ってしまい、金融システム
 そのものを揺るがしてしまった。それは、現代
 の金融資本が長期的な「寄生」よりも短期的な
 「略奪」によって利益をあげようとしているこ
 とを、また、資本主義システムの金融への依存
 が深刻化していることをも意味する。たとえば、
 自動車製造業企業は、もはや金融業者と区別が
 つかなくなっている。金融がなければもはや商
 品・サービスは売れないし——労働者への分配
 が低すぎるのがその一因である、金融技術によ
 る「錬金術」がなければ投資も募れない。そし
 て、21世紀初頭の世界的金融危機によって、わ
 れわれは資本主義システムにたいする金融資本
 の影響力の巨大さを改めて思い知ったのである。

しかしながら、われわれは、資本主義国家の
 概念を解明するために、今一度、19世紀のレ
 ントナー階級に立ち戻ることになろう。

6. レントナー国家から、階級闘争か ら分離されている資本主義国家へ

6.1 19世紀の資本主義国家の担い手たち

——レントナー階級

19世紀の資本主義国家は、レントナー階級
 (イギリスのジェントルマン、ドイツのユンカ
 ー) によって牛耳られていた。(フランス革命
 によって封建貴族が肅正されたフランスをのぞ
 く) ヨーロッパの支配諸国にあっては、政府の

担い手たち（高級官僚・政治家たち）は、レントナー階級によって「独占」されていた。かれらは、旧封建領主たちであり、知識人階級でもあり、国家の運営のためのスキルと経験を占有していたからである。また、かつての封建領主だった彼らは、「百姓は生かさず殺さず」ということを本能的に知っている者たちである。かれらを地主階級と普通と呼ぶが、他方でかれらは産業資本への出資者（投資家）でもあった。地代のみならず資本投資からも収入をえていた。封建貴族→地主→産業資本への投資家へと変貌を遂げた彼らは、資本主義システムに寄生している階級であった。

資本主義的レントナーたちは資本主義システムにたいし、非常に特殊な利害関係をもっていた。経済全体が活況にならないと、地代はあがらないし配当も上がらない。また一部の成り上がり者による不正や逸脱は、市場やシステムそのものへの信頼を失わせてしまい、彼らの資産が大打撃を受けてしまう場合がある。また、バブル経済は、絶好のビジネスチャンスではあるけれども、長期的に見れば彼らのピンパネ分が減るということを彼らは経験的に知っている。大局的な見地に立った、「健全な」資本主義の発展こそ彼らの利益になる。こうしてレントナー階級は、資本主義システムの「公平な番人」としての様相を帯びてゆく。

ひるがえって、資本主義国家にとって最悪なのは、国家が特定の経済的支配階級・分派のもつ特殊利害を実現するだけの「道具」に成り下がってしまうときであろう。それは、社会総資本の発展への障害にもなりうるからである。ブルジョアジーが国家を牛耳ったり、直接統治をしたりしてはならないというのは、資本主義における鉄の掟であろう。

しかし、だからといってレントナーあるいはレントナーに牛耳られた国家が、諸階級のうえ

に立つ、「中立な調停者」であると考えるのは間違いである。資本主義的レントナーの利益は、あくまでも搾取と略奪のシステムの永続にあるからである。レントナー階級にとっては、搾取を被る諸階級があること、略奪の対象となる大衆があることは前提である。さもなければ、レントはえられない。ただ、「生かさず殺さず」という封建貴族だった先祖伝来の「優雅さ」を持っている点で、「成り上がり」とは違うだけである。

イギリスでは、いわゆるジェントルマン階級が、政治家・高級官僚を輩出していた。また、プロイセンには、ユンカーと呼ばれる地主貴族がいたが、ドイツ帝国の成立以降、宰相ビスマルクがユンカー出身だったこともあって、高級官僚と将校を占めていた。彼らは、資本主義の長期的な利害にたつて、国家を運営し、資本主義システムを発展させようとした。

こうしてレントナー層によって牛耳られた資本主義国家は、しだいに階級闘争から距離をとり、資本主義システムの守護者となっていくのであるが、そこにはもちろん外圧も働いていた。産業革命にともなって資本制生産が飛躍的に拡大すると、資本が生み出す膨大な富、また資本間競争によって促進される技術革新をいかに吸い上げるかが、国家にとっての中心課題となっていく。「富国強兵」というスローガンは、あらゆる近代国家にとって共通のものとなる。産業を奨励し、諸資本が生み出す富を税として徴収し、その富で官僚機構と軍を強化する³⁾。それができなければ、帝国主義的な経済・軍事競争に勝てない。国内で階級闘争、内乱、そして革命などに明け暮れている国は、帝国主義の格好の餌食になってしまう。

6.2 イギリスの例

ホプキンズとケインによるジェントルマン資

本主義論が明らかにしたのは、ジェントルマン階級がイギリス資本主義の発展において果たした役割であった。ジェントルマン階級は、17世紀頃から形成されてきた階級であり、19世紀には、貴族、ジェントリ、そして金融資本家によって構成される政治的支配階級へと発展していく。同時に、彼らはロンドンのシティを媒介にした、産業資本および英国の帝国主義的資本輸出への出資者でもあった。すなわち、政治的支配階級であったジェントルマン階級の階級利害は、イギリス資本主義の中・長期的な利益と「偶然にも」一致していた。すなわち、ジェントルマン階級は、イギリス資本主義システムそのものの番人となった。そこで、その政策には振幅はあるとしても、イギリス国家は、ブルジョアジーの短期的な利害に逆らってまでも、イギリス社会総資本の持続的な発展を支えることができたのである。

19世紀の前半のイギリスにあっては、競争に駆り立てられ、私利私欲に走って児童まで長時間労働をさせる資本家たち、さらに貧困に追いつめられて頻りに暴動を起こす労働者階級のどちらも、資本主義システムにとって壊乱要因であった。なかんずく1848年の世界革命において頂点に達するような革命の危機に曝されてもいたわけだから、国家権力は階級対立の「調停」に乗り出す。

危険な階級ならびにプロレタリアート革命への恐怖は、国家をも動かした。国家権力は、資本家階級の利害を犠牲にしてまでも、労働者階級に譲歩せざるをえなくなった。なぜならば、追い込まれた労働者たちの蜂起が、革命運動・政府転覆に向かい、階級対立の激化が社会の再生産を脅かすまでになったからである。さらに、重労働と貧困にあえぎ、子供たちまでに重労働を強いられる労働者階級の再生産が危機に瀕していたからである。

英国では1833年に工場法が成立し、9歳未満の児童の労働は禁止された。これは労働者による抵抗と蜂起による成果でもあるが、資本家間の自由競争や強欲の追求にまかせては、労働者階級の再生産すらままならないことが分かっていたからでもある。もちろん、工場法の成立は一部の資本家たちを没落させた。さらに、労働者階級を弾圧するだけではなく、彼らを体制内秩序、すなわち「市民社会」へと包摂する必要性も認識されてきた。ここから国家主導によって、市民社会は拡大していった。

マルクスはアバディーン内閣のイギリス国家を次のように分析している。

一言でいえば、貴族全体は、政府は中間階級 [ブルジョアジーのこと] に有利に、その利益にしたがって指導されねばならぬという点で一致しているが、彼らはブルジョアジーはみずからこの仕事の管理者であってはならないときめこんでいるのである。そしてこの目的で、旧寡頭制のもつ才能、勢力、権威のすべてが最後の努力でもって、ブルジョアジーが国民を直接支配するののできるだけ長く阻止するのを任務とする政府に集中されている。イギリスの連合した貴族階級は、ナポレオン一世が人民にたいし臨んだのと同じ原則によってブルジョアジーに臨もうと意図している。(『老いぼれ政府——連立内閣の見通し、その他』『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』1853年1月28日付)

マルクスは「貴族」と呼んでいるが、われわれのタームで言えば、レントナー階級——資本主義システムの維持発展のために目配りをする者たち——とってよい。

さらに、労働者階級の体制内への包摂は深化

を見せた。ディズレーリ主導による第二次選挙法改正（1867）によって都市労働者が選挙権を得る。ディズレーリは、国民の階級分裂を終わらせ、「一つの国民」one nationを再生するという新しい保守政治を切り開いたのであった。この一つの国民を「再生」しようというディズレーリの姿勢は、帝国主義によって裏打ちされていたことは付け加えておくべきだろう。共通の外敵が、「われわれ」を一つにするのである。「内」にたいしては社会主義者、「外」にたいしては帝国主義者というのは、この時代の政治家の典型の一つであった。労働者を体制内へと包摂するべく、工場法改正（1874）、公衆衛生法、労働者住宅改善法（1875）、そして1873年に発生した恐慌への対策として帝国主義政策を押しすすめた。そして、「社会帝国主義者」！ ジョセフ・チェンバレンによるロンドンのスラムの撤去と都市再開発。19世紀後半のイギリスでは、労働者階級もまた、イギリス資本主義の拡大再生産による蓄積そして帝国主義的な略奪による蓄積がもたらした富の再分配を受けるようになったのである。そして、労働者階級もイギリス帝国主義政策への積極的な賛同を示すまでになる。

6.3 フランスの例

——『ルイ・ボナパルトの

ブリュメール18日』読解

19世紀の資本主義国家は、表裏一体ともいえる二つの課題に直面していた。一つは、目先の利益を駆られたブルジョアジーが、労働者をハイパー搾取するのをやめさせることであった。それは、労働者階級の再生産を危うくするのみならず、労働者たちの蜂起を引き起こしてしまうからであった。革命と内戦は回避されなければならなかった。二つ目は、労働者階級の戦闘的前衛は徹底的に弾圧しつつも、労働者階級の

総体を体制内に包摂していくことであった。

しかしなぜ、階級闘争から距離をとり、資本主義システムを維持保存するという「離れ業」を国家は身につけることができたのだろうか——封建制にあっては、国家は封建領主たちに奉仕する機関であったのにもかかわらず。すでに論証したように、イギリスにあっては、その原因は二つあった。一つは、19世紀の国家の担い手たちがジェントルマン階級であり、その階級利益が社会総資本の発展とたまたま一致したからであった。もう一つが帝国主義の激化であった。国内における内戦や革命は、帝国主義的な世界の分割戦に敗れることを意味していたのである。さて、イギリス、ドイツ、イタリアなどにおいては、封建制が解体され、近代統一国家が成立したあとも、封建領主たちは地主貴族あるいは大地主になり、経済力と政治的な権力を保持し続けていた。しかしながら、革命によって封建領主たちが肅清され、かれらの土地が没収のうえ農民に分け与えられたフランスのような国ではどうなったのであろうか。

マルクスとエンゲルスによる『共産党宣言』（1848）はフランス・二月革命直前に書かれている。当時は、ヨーロッパに革命の予感が漂っていた。『共産党宣言』は差し迫った革命のプログラムのために急ぎ出版されたものであった。そして彼らの想定は的中し、フランスにて二月革命が起こった。二月革命では、中小ブルジョアジーとプロレタリアート民衆が協調して、金融ブルジョアジーの天下だった七月王政（オルレアン朝）を瓦解させた。同年4月、第二共和制臨時政府は、世界最初の普通選挙を実現した。有権者が大幅に拡大する（七月王政の25万から960万）。ところが、普通選挙をやってみると社会主義勢力は惨敗してしまう。そして、プロレタリアートの蜂起（六月蜂起）。臨時政府は、これを弾圧して凄惨な流血の事態となる。

プロレタリアートは敗北する。ブルジョア革命からプロレタリアート革命に向かうとマルクスたちが期待していた革命はこの時点で挫折してしまう。これは、革命勢力にとっては衝撃的な敗北であった。そして、ルイ・ボナパルトが皇帝に即位し、革命の機運は一気にしぼんでしまう。フランスでは、ナポレオン三世の第二帝政期（1852-1870）は、犯罪や暴動の発生が例外的にすくない時期であった。それは、ボナパルティズムが、労働者大衆の弾圧と体制への懐柔に成功したからでもある。1848年のヨーロッパ革命の挫折のあと、マルクスは、残りの人生を大英博物館の図書室に閉じこもって『資本論』を書いた。

マルクスとエンゲルスは、『共産党宣言』での〈プロレタリアートとブルジョアジーの最終決戦〉というプログラムが脆くも崩れ去ってしまったので、革命のプログラムを新たに書き直さなければならなかった。そのためには、まずは1848年ヨーロッパ革命の中心地だったフランスで何がおこったのかを分析しなければならなかった。そのために書かれたのが、『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』である。マルクスたちは、1848年革命が挫折するまでは、二大階級による階級闘争で状況を説明しようとしていたのであるが、階級闘争のなかで、それとは自立した動きをする〈国家〉という存在に注目せざるをえなかった。

『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』に記録されているのは、ルイ・ボナパルトによるボナパルティズムを媒介として、資本主義国家が、次第に階級闘争から距離をとり、資本主義という搾取と収奪のシステムの庇護者としていよいよ現れてくる様であった。ボナパルティズム国家は、ブルジョアジー諸分派の個別利害が国家に直接入りこむのを防ぎ、労働者階級にたいしては様々な譲歩をおこなった。パターナ

リステイックな全階級の代表者、階級対立に介入する中立的な調停者という国家のイメージ——いまなお、正当性を確保するために資本主義国家が訴える常套手段——は、ボナパルティズム国家に始まったといつてよい。

六月蜂起でのプロレタリアートの敗北以降、ブルジョアジーは反動化する。革命の揺り戻し（backlash）がやってきた。マルクスは、1848年6月から同年12月10日までは、「純粹ブルジョア共和派の独裁」の時期と位置づけている。ブルジョアジーが、直接に国家権力を握った。議会在独裁的な権力を掌握する「純粹ブルジョア共和派の独裁」、これは一つの壮大な「社会実験」であった。封建領主たちにかわって、ブルジョアジーが国家権力を直接に握るとどうなるのか。これが上手くはいかない。なぜならブルジョアたちは、「どの瞬間にも自分たちの一般的な階級利害、すなわち自分たちの政治的利害を、きわめて偏狭で不潔な私的利害の犠牲にし、自分たちの代表にも同じような犠牲を無理に要求した」（マルクス 151）からである。資本家たちは、厳しい競争を勝ち抜かなくてはならないために、目先の利益を追ってしまう。議会に進出しても、自分たちの目先の利害に適うような、政策や利害を政府に押しつけようとする。いきおい議会は利害の対立によって紛糾する。つまり、「決められない政治」になる。代議制民主主義は、普通選挙を導入したそのときから、「決められない政治」に取り憑かれていた。逆に言えば、ブルジョア的な性急さは民主主義の敵である。

フランスにおける普通選挙の実現によって、有権者の数が飛躍的に増えた。政治システムは根本的な変化を遂げていた。このことに気づいたのがルイ・ボナパルトとボナパルト派であった。ルイ・ボナパルトは、ナポレオンの甥。ナポレオンの甥であるということ以外に取り立て

て何の取り柄もない凡庸な人物とマルクスによって評された人物が、普通選挙によって大衆層が有権者になるという新しい状況をうまく利用して、1848年12月10日に、大統領の座につく。

ボナパルト派は、既存のブルジョア諸政党に足がかりがなかったため、その支持基盤を普通選挙によって選挙権をはじめて手にした大衆層に求めた。ボナパルト派は、世界初の大衆プロパガンダ政治をおこなったことで知られている。その選挙キャンペーンは、広くフランス国民のあいだに浸透しているナポレオン伝説とルイ・ボナパルト（ナポレオン三世）とを結びつけるものであった⁴⁾。ルイ・ボナパルトは、『貧窮の絶滅』というパンフレットを書いて、大衆からの支持を得ようとした。こうして、1848年12月にルイ・ボナパルトが大統領になると、大統領＝執行権とブルジョア議会の権力闘争が激しくなる。議会は反動化し、選挙権を制限するまでになる。

国家が権力闘争に引き裂かれているあいだに、議会の党派（代表する者）と議会外のブルジョアジーたちの対立がはげしくなる。というのも、イギリスの不況をきっかけとして、ヨーロッパは不況に入り、フランスの商工業も大きな打撃を受けたからである。不況のときこそ、人々は決められない政治に怒り、独裁でもよいから政治の安定性を求める傾向がある。政治的自由よりもまずは富をというわけである。ブルジョアジーも、議会における自分たちの代表者を見限り、ルイ・ボナパルト大統領を「秩序の番人」として迎え入れた。マルクスは次のように分析している。

フルドの入閣以来、ルイ＝フィリップの支配に獅子の分け前を得ていた商業ブルジョアジーの部分、金融貴族がボナパルト派になったことは、すでに前に示しておいた。フルドは証券取引所で利害を代表しただけ

でなく、同時にボナパルトのもとで証券取引所の利害を代表した。金融貴族の立場を、彼らのヨーロッパ的機関誌、ロンドンのエコノミストからの一つの引用がきわめて適切に描いている。1851年2月1日付の号で、パリ通信は次のように書いている。フランスは何よりも平穏を求めているということ、いまやわれわれはあらゆる方面から確認している。〔中略〕エコノミストは社説で次のように説明している。「ヨーロッパのすべての証券取引所で、大統領はいまや秩序の歩哨として認められている」。したがって金融貴族は、執行権力に対する秩序党の議会闘争を秩序の攪乱だと批判し、彼らの自称代表者に対する大統領の勝利を秩序の勝利として祝った。ここでは金融貴族という言葉で、大口の国債引受人や国債への投機者だけを考慮してはならない。彼らに関しては、その利害が国家権力の利害と一致することはすぐにわかる。近代的金融業全体、銀行業全体が、公信用ときわめて密接に絡みあっている。銀行の営業資本の一部は、必然的にすぐに交換可能な国債に投資され、利子を生む。銀行預金、つまり銀行の意のままにされ、銀行によって商品や工業化に分配される資本は、大部分が国債金利生活者の配当金から流れ込む。金融市場とこの金融市場の司祭たちにとっては、どの時期にも国家権力の安定性がモーセと預言者たちを意味したのだとすれば、どんな大洪水でも古い国家とともに古い国債を洗い流しそうに思われる今日では、ますますそうではないだろうか？〔中略〕1851年はじめにはまだそうだったように、商業が好況なときには、商業ブルジョアジーは、商業の上機嫌が底をつかないよう、あらゆる議会闘争に対してたけり狂った。1851

年2月末から続いているように、商業が不況のときには、彼らは、議会闘争が不振の原因だと非難し、商業が再び活発になるよう、議会に向かって黙っていてくれとわめきたてた。(マルクス 146-149)

マルクスが、「金融貴族」すなわちレントナーに注目していることに留意すべきである。国債や株式に投資しているレントナーたちは、政争をきらい、さらに革命などまっぴらである。政府が変わってしまうと、国債が紙切れになってしまう場合もある。政局の安定こそが、かれらの利益であった。資本家たち（商業ブルジョアジー）たちは、目先の好況や不況を乗り切ることとで精一杯で、政治は余計なことはしないで、自分たちをビジネスに専念させてくれと言う。つまり、第二共和制であきらかになったのは、ブルジョアジーが国家権力を直接掌握してしまうと、資本主義自体も上手くいかなくなるということであった。私的な利害を迫及しなければならぬブルジョアジーは、資本主義システムの長期的な利益にかなうような統治を行う能力はない、と証明された。

大統領と議会の対立が激化し、とうとうルイ・ボナパルトはクーデターを起こして、議会を解散し、そして普通選挙を復活させる。そして、クーデターの承認を問う国民選挙、そして帝政の復活を問う国民選挙をおこなう。ルイ・ボナパルトは、実に国民投票の98%の得票をえて、皇帝ナポレオン三世として即位した。

すでに示したように、議会の秩序党が、平穏を求める叫びによって自分自身に平穏を命じたとすれば、彼らが、社会の他の諸階級に対する闘争の中で自分自身の政体、議会政体の諸条件すべてを自分の手で破壊しつくすことによって、ブルジョアジーの政

治的支配はブルジョアジーの安全や存続とは両立しないと表明したとすれば、それに対して議会外のブルジョアジー大衆は、大統領への追従によって、議会に対する誹謗中傷によって、自分たち自身の新聞への冷酷な虐待によって、ボナパルトをそそのかして、自分たちが強力で無制限な政府の保護下で信頼に満ちて自分たちの私的営業に専念できるように、自分たちの話す部分と書く部分、自分たちの政治家と文筆家、自分たちの縁談と新聞を弾圧させ、全滅させた。彼らは支配の苦勞と危険を免れるために、自分自身の政治的支配から免れたくて仕方がないと、あからさまに表明したのである。(マルクス 150-151)

1850年代のフランスは「権威帝政」と呼ばれ、専制体制・警察国家だったのだが、奇妙にもそれは全国民・全階級の支持によって可能になった。国民が専制君主を選んでしまうという近代民主主義のパラドックスは、ボナパルティズムから始まった。

ボナパルティズムは、ブルジョアジー（資本）と国家との分業が確立されるきっかけとなった。これは近代資本主義の「鉄の掟」となる。こうしてボナパルティズムを通じて、ブルジョアジーは〈経済的権力〉を握るが、ひるがえって、諸階級の階級利害からは距離をおき社会総資本の利害に配慮する国家が〈政治的権力〉を独占し、資本主義の発展のための諸条件を整えていくという「分業」図式ができあがった。マルクスは次のように述べている。「二代目ボナパルトの下ではじめて、国家が社会にたいして自立し、社会を制圧したように見える。執行権力の自立性は、自らを正当化するのに、その首長がもはや天才を必要とせず、その軍隊がもはや榮譽を必要とせず、その官僚制がもはや道

德的権威を必要としない場合に、あからさまに際立つ」(マルクス 179)。われわれは、このマルクスのテーゼをいささか訂正したい——ルイ・ボナパルトの下ではじめて国家は〈諸階級の利害〉にたいして、そして〈階級闘争〉にたいして自立したのである、と。ボナパルティズムの一連のプロセスとは、国家が資本主義国家として自己形成していくプロセスであった。資本主義システムの維持拡大——資本蓄積条件の最適化——、および税収の確保という観点から、階級闘争への国家介入がはじまったのである。

マルクスは、ルイ・ボナパルトをナポレオンの甥という以外には取り立てて取り柄のない凡庸な人物と評しているが、これは正確ではない。ナポレオン三世は、フランス資本主義の立場にたてばむしろ「名君」であろう。資本主義的な国民経済の発展における一つのモデルケースを立ち上げたからである。ボナパルティズム国家は、クレディ・モビリエを創設し、国債市場を立ち上げ、国家をあげて投資を募り、鉄道や都市再開発への大規模なインフラ投資をおこなったのである。国立作業場そして都市空間の形成(パリの再開発)を通じて、過剰資本・過剰労働力の吸収が行われた。

7. 結 論

19世紀は階級闘争の時代であったが、この時代を通して、国家もまた資本主義システムにたいする役割、そして諸階級にたいする「立ち位置」というものを鍛え上げていった。すなわち、19世紀を通じて国家は、資本主義国家へと変貌を遂げていく。危険な階級ならびにプロレタリアート革命への恐怖は、国家をも動かし、国家権力は、資本家階級の利害を犠牲にしてまでも、労働者階級に譲歩せざるをえなくな

った。追い込まれた労働者たちの蜂起が、革命運動・政府打倒に向かい、階級対立の激化が社会の再生産を脅かすまでになったからである。さらに、重労働と貧困にあえぎ、子供たちまで重労働を強いられる労働者階級の再生産が危機に瀕していたからである。

ところで、レーニンが国家を「階級支配の機関、一階級が他の階級を抑圧する機関」と言ったけれども——いわゆる国家=階級支配の道具説——、この言い回しはミスリーディングだと思われる。少なくとも、国家は支配階級が恣に操ることのできるという意味での道具ではない。むしろ、支配階級であっても国家に翻弄されてしまう場合もある。

なるほど、たしかに封建制社会にあっては、国家は支配階級の道具であったかもしれない。それは封建制における特権身分の利益に奉仕するものであったし、また特権身分層によって運営されていた。しかし、そのような支配が資本制社会においてなされるとどうなるのか。ブルジョアジーたちの利益とは、「強欲」に走り、ともかくも目先の利益を最大化することである。それは、とりもなおさず搾取と略奪の「自由」を確保することに通じる。デヴィッド・ハーヴェイは、資本主義の「金科玉条」は、「我がなき後に洪水よ、来たれ」だと指摘している。日本の言い回しで言えば、「後は野となれ山となれ」ぐらいであろう。しかし、これを道徳の欠如に帰してはならない。資本主義経済においては、あらゆる企業や個人は激しい競争にさらされている。いかなる企業も投資ファンドも今日あげた利益を明日も保証されているわけではないのだ。なるほど、経済的に支配的な階級ないし分派は存在するかもしれないが、そこに属する個人や組織の明日の命運は、また別の話である。競争という気まぐれな女神の寵愛次第で、諸階級分派も栄枯盛衰を繰り返す。そして、こ

の経済的支配の不安定さが、搾取と略奪の正当化に役立っていることも確かである。「皆、自己保存をかけて競争している——だから、他人を搾り取るのも仕方がない」というわけである。

ところで、資本主義というシステムには一つの大きな特徴がある。奴隷制における奴隷ないしは封建制における農民とは違って、資本制生産のもとでは、労働者は生産するのみならず、消費もおこなう。これこそが決定的なことである。資本主義は、(総体としてみた)労働者たちが生産したものを、労働者たちが買い戻すことによって、はじめて再生産が可能になるシステムである。たとえば、「ブラック企業」がいくら労働者をこき使って、商品やサービスを安く生産したところで、それらが売れなければ元も子もない。そして、それらの消費者は、それを生産している者たちである。たとえば、世界中でとりわけ若年労働者の使い捨て、あるいは切り捨てが横行しているけれども——プロレタリアートのプレカリアート化、これは長い目で見れば、資本は自ら墓穴を掘っている。なぜなら、彼らは労働者であるのみならず、将来の消費者であり貯蓄者でもあるからだ。中間層を育てていかなければ、将来、資本は市場を失いかねない。ところが、経営者や資本家は、儲けるためには出来るだけ賃金を抑えようとする。それによって消費を冷え込ませるという悪循環に陥いる。またネオリベリズムのもとで、資本は社会の再生産のために必要なコストを負担することを阻んできた。なぜならば「自己責任」だからというわけである。資本は、プレカリアートには子育ての時間も金銭的な余裕も与えようとしない——それこそ、将来の労働力と市場を維持するための必要なコストであるにもかかわらず。これでは将来市場は縮小してしまうのみならず、労働者の再生産すら難しくなってしまう。つまり、ブルジョアジーの強欲にしたが

って政策が打たれていくと、今のネオリベリズムがそうであるように社会は衰退していく、つまり資本も衰退していく——世界のどこかに新たな成長市場を見つけない限り。

歴史は繰り返されるもの。19世紀のなかばには、資本家たちは目先の利益を追求するあまり、社会の存続すら危うくし、さらには革命まで誘発してしまった。つまり、「小さな政府」、「市場(原理)主義」などというものは、まったくの幻想にすぎない。市場に任せてしまえば、資本主義の特権的担い手たち(ブルジョアジーたち)が強欲に走り、その結果、革命や恐慌を誘発しシステムまで危うくしてしまうのは、1848年の世界革命から2008年のリーマンショックにいたるまでの資本主義の歴史が証明している。

そこで、国家の役割が重要となる。19世紀中頃から資本主義国家は、ブルジョアジーと労働者階級との階級闘争から距離をとりながら、資本家たちの個別の利益(恣意的な強欲)からも、また労働者による叛乱からも、資本主義システムを守ることを学ぶようになった。国家は、搾取のしすぎを取り締るとともに、逆説的にも搾取と略奪の諸条件を盤石のものにしていく。

こうして19世紀半ばのイギリス国家は、児童労働の禁止、労働日の制限などをつうじて、一部の資本家に労働者階級への妥協を強いるとともに、労働者階級の再生産の諸条件を整えていく。それは、国家権力が労働者階級にシンパシーを感じたというわけではなくて、労働者たちの搾取を永続化させるための処置である。国家は、ブルジョアジーの「守護聖人」ではなく、資本主義システムそのものの番人であり、かりにある個人や企業が国家からの便宜にあずかるように見えたとしても、それは当の資本家が資本主義の担い手として重要な役割・位置を占めている限りでしかない。万が一、国家と個別資

本の癒着が続いてしまえば、それはシステムを揺るがし、国家の正当性を危機にさらすことにも通じよう。

しかし、これは資本主義国家が、全ての階級にたいする中立な調停者ないしは階級闘争の抑制者であることを意味するものではない。エンゲルスが国家に関して使った、階級闘争の「調停」や「抑制」というタームは、不用意なものであった。なるほど、ボナパルティズム国家がそうであったように、国家はすべての階級の上に立つ「調停者」を装う。また、被搾取階級や略奪を受ける大衆にたいしては、パターンリスティックな姿勢さえも見せる。しかし、これらは、社会の階級分裂を取り繕う「一つの国民」(ディズレーリ)の演出なのであり、搾取と略奪の担い手たちの側に酷く偏っている国家が装うカバーイメージでもある。というのも、それらは搾取と略奪のシステムを永続化させるための処置であるからである。ところが、システムを維持することは、当のシステムに寄生して収益をあげている者達に、間接的・結果的に便宜を与える。したがって、資本主義国家は、経済的に支配的な階級に「間接的に」貢献する。

ところで、資本主義国家が、階級闘争そして諸階級の利害にたいしてとる構えを、ルイ・アルチュセールは、「資本主義国家は階級闘争から分離」されているというテーゼによって表現している。

国家が階級闘争から分離されているのは、それを目的として作られる、つまり階級闘争から分離されるために作られるからである。そのように私がいうとき、そこでいわんとしているのは、階級闘争のなかに「全方位」から介入しうるために、国家には分離がなくてはならない、ということである。「全方位から」というのは、国家は、被搾

取階級に対する搾取階級の搾取と抑圧のシステム全体を維持するために、労働者の階級闘争に介入するだけでなく、支配階級の分裂——これは、労働者と大衆の階級闘争に勢いがあるときには、支配階級にとって大きな脅威となりうる——を防ぐために、必要とあらば支配階級の階級内部の階級闘争にも介入することがあるからである。(Althusser 398-399)

このテーゼは、「国家は階級対立の客観的裁定者であるとする、ブルジョア国家理論」(Althusser 450)とは似て非なるものであるとアルチュセール自身が言明している。「国家が『分離』されているのは、国家が全ての階級のうえに立つのは、もっぱら支配階級の支配の諸条件を再生産するためである」(Althusser 450)。アルチュセールによれば、「被搾取階級に対する搾取階級の搾取と抑圧のシステム全体を維持するため」に国家は階級闘争から分離されていなければならない。アルチュセールのテーゼによって、一見したところ階級中立的な調停者として現れる資本主義国家の階級性が解明される。

すなわち、資本主義国家は、搾取と略奪のシステムの存続と発展という観点から、諸階級の個別階級利害、そして階級闘争にたいして適切な距離をとらなくてはならない。それは、資本主義的政治経済システムの持続と発展のために、効果的な介入をするためである。さらに、階級利害や階級闘争が、国家に浸透しないような仕組みがあるのである。たとえば、国家(官僚機構と軍)は何もエリートからのみ成り立っているわけではない。資本主義国家にあっては治安維持の実働部隊が、貧困層から徴募されているのは偶然ではない。特権的身分・階級が治安維持を担っている国家は、大衆にたいして脆弱である。ひるがえって、貧困層からの国家の担い

手の徴募は、大衆のなかに効果的に分裂を作り出すことができる。

資本主義国家は、特定の支配階級が恣に操ることのできる道具ではない。そうではなく、資本主義国家は、「階級支配」を実現する装置である。階級支配とは、特定階級・分派による支配という意味ではなく、社会の階級分裂に基礎づけられた支配—服従様式を指す。したがって、資本主義国家における階級支配は、特定の階級(分派)——とりわけある個人や個別資本——による支配の持続をいささかも保証するものではない。

そうであれば、レントナー階級による国家の支配も、昇ったら最後に外さなければならぬ梯子であることが理解されよう。たとえば、19世紀のイギリスにおいては、産業資本と帝国主義的資本輸出への出資者であったジェントルマン階級の利害が、イギリス総資本の利害と偶然にも一致した。それがイギリス資本主義の発展に偶さかに寄与したのは事実であろう。しかしながら、レントナーたちもまた強欲に走り、資本主義システムに壊乱をもたらすことは歴史が証明している。

そして、資本主義国家は、特定階級や名望家による支配から次第に「解放」されていく。事実、20世紀に入ると、ドイツのナチズムはレントナー層からの官僚機構と軍の「解放」を押し進めた。また、日本でも近衛新体制において、ソ連の五カ年計画を研究した革新官僚が積極的に登用されたが、これも旧支配層(元老政治)からの国家の解放という側面をもつ。以後、メリット・システムによって選抜されたエリートたちが資本主義システムの「管理者」となっていくのである。

むしろ〈支配階級なき階級支配〉こそが、資本主義国家の「理想的」な支配様式であろう。それは経済的支配階級から、国家権力の担い手

たちが完全に自立している状態であり、国家は個別資本の利害に振り回されることなく、社会総資本の利害にそって資本主義経済の発展を促すことができる状態である。〈支配階級なき階級支配〉にあつては、労働者階級であろうが、ブルジョアジー、レントナーであろうが、それぞれ資本主義システムにおいて与えられる担い手としての位置に応じて、経済的な利益と政治的権利が分配されるのである。もとより、資本主義経済の成長ドライバーの特権的な担い手として、ある特定の資本(家)が国家によって選ばれる場合はある。エティエンヌ・バリバルが、「国家ブルジョアジー」——古くは「政商」と呼ばれたもの——と呼ぶものである。しかし、国家と国家ブルジョアジーの癒着が続いてしまえば、やがては資本蓄積の障害となる。

本論の論証の結果としてえられた資本主義国家の概念は、階級闘争から分離されてあることで、搾取と収奪のシステムの維持発展のために介入する装置であり、資本蓄積に寄生しながらも〈支配階級なき階級支配〉を究極の支配形態とする装置というものであった。

註

- 1) この労働者階級の政治経済的な体制への包摂は、20世紀も後半になって、結果的に「危険な階級」の骨抜きというおそらく予期せぬ効果をもった。というのも、それは労働者階級が革命的プロレタリアートとしての階級利益——革命以外なものでもない——を忘れ、自らの利益をブルジョアジーの経済的政治的利害の延長上(末尾というべきか)にあるものとして理解するようになったからである。今では多くの労働者は、資本と自らの利害は一致していると観念している。会社の利益=自分の利益というわけである。資本と労働者の利益の一致という土俵の上で、経済的な利害の制度的な調整(労使交渉)が行われる。このようなイデオロギー的実践が、搾取の実態を見えなくさせるのである。これもまた、虚偽意識と簡単に退けることはで

- きないが、しかし国家によるイデオロギーの介入の産物であることは間違いがない。
- 2) すでに触れたように日本の近代化と世界分割戦への参入のための資金は、ロンドンの債券市場において調達されたものであった
 - 3) なおアダム・スミスを中心とする経済学は、ポリティカルエコノミー（政治経済学）とよばれるが、このもともとの意味は、ポリス（国家）をいかにして富ませ、軍事力をふくむ国力を増強していくための学である。19世紀のドイツでは *Polizeiwissenschaft* という学問が発達した。これは「官房学」と訳されている。英語の *police* ドイツ語の *polizei* という、今では、警察ぐらいしか想起されず、抑圧、弾圧、取り締まりというようなネガティブなイメージを持つが、あえて日本語になおせば「内務」となる。たとえば、戦前の日本の内務省は、国家権力の中枢をなす機関であり、富国強兵政策の中核を担う官庁であった。*Polizeiwissenschaft* とは、「国富と国力の増強を目標として、権力が国民の生活全般に介入するための知」という意味である。また、統計学 *statistics* の語源は「国家の学」であり、統計的な知でもって国勢 (*the state of a nation*) を掌握し、国力増強のために役立てるための学問として出発した。18世紀後半から、国富・国力を増強させるための知やテクノロジーが急速に発展し、体系化されていく。
 - 4) 西川長夫がボナパルティズムの政治手法について記述していることは、まさに今も行われているポピュリズム・プロパガンダ政治と通底するものがある。「われわれは二つのことに注目しなければならない。第一にボナパルト派の運動は、新聞を重視しているが、それ以上により直接的な街頭のプロパガンダが重視されたのである。さまざまな委員会やクラブが作られ、デモが繰り返しおこなわれる一方では、チラシやビラ、大衆的な版画や歌、さらにはメダルなどによる宣伝が行われた。(大統領の座についてのボナパルトは、権力を利用してさらに大がかりな地方巡業、宴会、パレードなどに力をそそぐ)。第二にこれと関連して、ボナパルト派の支持層が問題となる。ボナパルト派の主張は全国民的な超党派をたてまえていた。しかしボナパルト派のプロパガンダの主要な対象は、裕福なブルジョアや知識人ではなく、底辺

の階級、労働者や農民であった。金持やユダヤ人にたいするかなり激しい攻撃がおこなわれている。ボナパルト派は普通選挙によってはじめて国政の政治過程に参加しえた新たな有権者(960万マイナス25万)の諸階層に向けて、彼らの利害と政治意識に対応した運動を展開していたと言えよう。ボナパルト派のプロパガンダがいわゆる政治イデオロギーや理論を避け、もっぱら現実の物質的安寧や将来の栄光を問題にしていたのは、一つには先に述べたようなボナパルト派の多様な構成要素の統一を守るためであるが、同時にその大衆的な性格によるものであろう。またボナパルトが宗教と軍隊を重視したのは、国家権力のイデオロギー的な支柱と抑圧的な機関の代表としてであるが、同時にこの二つの組織が選挙においてはたす役割が重視されたはずである。ボナパルト派は大衆操作の重要性をはじめ明確に認識し、もっとも有効に実践した党派であった(西川長夫 103-104)。

引用文献 ※外国語文献の引用のさいには 邦訳の頁数のみ記す

- 岩田弘 『現代社会主義と世界資本主義 — 共同体・国家・資本主義』 批評社 1989
- 柄谷行人 『帝国の構造 中心・周辺・亜周辺』 青土社 2014
- 萱野稔人 『国家とはなにか』 以文社 2005
- 西川長夫 『フランスの近代とボナパルティズム』 岩波書店 1984
- 吉本隆明 『共同幻想論』 改定新版, 角川文庫 1982
- Althusser, Louis. "Marx dans ses limites." *Ecrits philosophiques et politique*. Paris: Stock, 1994. (「自らの限界にあるマルクス」) 『政治哲学論集 I』 市田良彦・福井和美訳 藤原書店、1999)
- Cain, P.J. and A.G. Hopkins *British imperialism Innovation and expansion, 1688-1914*. London: Longman, 1993. (P.J. ケイン、A.G. ホプキンズ 『ジェントルマン資本主義の帝国 創生と膨張 1688-1914』 木畑洋一・旦 祐介訳 名古屋大学出版会 1997)
- Harvey, David. *Spaces of Neoliberalization: Towards a Theory of Uneven Geographical Development*. F. Steiner 2005. (デヴィッド・ハーヴェイ 『ネオリベラリズムとは何か』 本橋哲也訳 青土社

- 2007)
- Harvey, David. *The New Imperialism*. Oxford: Oxford University Press, 2003.(デヴィッド・ハーヴェイ『ニューインペリアルイズム』本橋哲也訳 青木書店 2005)
- Harvey, David. *The enigma of capital: and the crises of capitalism*. Oxford: Oxford University Press, 2010. (デヴィッド・ハーヴェイ『資本の〈謎〉』森田成也他訳 作品社 2012)
- Wallerstein, Immanuel. *World-Systems Analysis: An Introduction*. Durham: Duke University Press, 2004. (イマヌエル・ウォーラーステイン『入門 世界システム分析』山下範久訳 藤原書店 2006)
- Wallerstein, Immanuel with Étienne Balibar. *Race, Nation, Class: Ambiguous Identities*. London: Verso, 1991. (イマヌエル・ウォーラーステイン、エティエンヌ・バリバル『人種・国民・階級』若森章孝他訳 大村書店 1995)
- カール・マルクス『ルイ・ボナバルトのブリュメール18日』植村邦彦訳 太田出版1996
- マックス・ウェーバー『支配の社会学Ⅰ』世良晃志郎訳 創文社 1960
- フリードリヒ・エンゲルス『家族・私有財産・国家の起源』村田陽一訳 マルクス＝エンゲルス全集第二一巻 大月書店 1971

まちづくり組織の高齢化と新しい担い手

今 野 裕 昭

1. はじめに

脱近代の時代に入ったと言われてから、日本の社会は全国的に硬い組織から柔らかいネットワークに移行する趨勢の中にある。制度化された既成の組織や団体は全体に力を失い、ネットワークの性格が強い比較的流動的なグループが多様に生成し優越してくる様相にシフトし始めているように見える。地域社会のレベルでは、行政機構を通して国民国家に画一的に連なっている既成の地域住民組織諸団体が地域の中で後退し、多様なボランティア・グループやNPOが力をつけてくる現象が、これを表している。こうした現象は、日本では1990年代半ば、阪神大震災を契機にしたボランティアの興隆以降とくに顕著になったが、グローバル化の中の脱近代社会に共通して進展している現象である。

地域社会の硬い組織から柔らかいネットワークへのシフトの内実は、既成の地域組織を支えてきたリーダー層が高齢化したにもかかわらず、後継世代が地域組織に入って来ず、やがては活動ができなくなってしまう現象の進行と並行している。地域組織の人的資源の総力が、きつくなってきているのである。だからと言って、若い世代は一人ひとりが孤立しているわけではなく、彼らの間にはインフォーマルな、制度化されていない同世代者のネットワークがいくつも作られている。こうした実態が上述のシフトの内実であり、なにもしなければ、二つの世代は分断されたままの状態にあるという問題が内

包されているだろうという予見が持たれる。

本稿では、地域活性化とりわけまちづくりの系譜の中で、まちづくり関係者によく知られている神戸市長田区真野地区のまちづくり組織の活動と担い手に着目して、半世紀も続いたまちづくりの世代交代がどのように行われてきたのか、まちづくりの第3世代につながらず担い手が高齢化してゆく実態を析出し、まちづくりと次の世代、次の次の世代の者たちとの関係の把握を試みる。

考察の対象にする真野地区は神戸市西部インターシティの住・工混在の下町で、他の下町地区と同じように、町内会・自治会あるいは自治会連合の下に地域の諸団体（婦人会や子ども会、老人会、民生委員協議会などの地域団体）が統率されるという上下の秩序がもともと強く、この中でアソシエーション・タイプのボランティアなグループが独自に生まれにくい文化土壤の中にあった。しかし、昭和40年代に始まった半世紀にわたる住民のまちづくり運動の中で、自治会を単位基盤にしたアソシエーション・タイプの団体組織である「まちづくり推進会」や「ふれあいのまちづくり協議会」が上位につくられ、地域の諸団体が緩やかに連携する仕組みが形成されて、とりわけ1995年の阪神大震災のあと、地域の民主化が目に見える形で急速に進んできた。これは、地域の諸団体の対等を前提にする緩やかな連合という地域住民に持たれている意識の確立と、連合を担保するまちづくり推進会事務局による団体間調整機能の活発化、

および、自治会をはじめとする各種団体内での会計・運営の透明性の増大という、三つの現象に表象される。真野にあってもまちづくり組織担い手の高齢化は確かに進んでいるが、地域の活力はなおも高く、他地区と比べたら断トツの地域行事の量、地域活動の量であることは間違いない。

2. 真野まちづくりの来し方

(1) 15年刻みでの半世紀

真野地区は平成24(2012)年の国勢調査で、2,353世帯、人口4,014人の1小学校校区(約15ha)で、ここで長年行われて来た住環境改善、生活環境改善の住民の主体的な地域活動は、「日本最長の継続的まちづくり」として、全国のまちづくり関係者の間で認知されている。戦後高度成長期の早い時期からの日本の著名なまちづくり地区、名古屋の栄東と神戸の丸山、そして真野の三つの地区のまちづくりを並べて、真野のまちづくり活動をこの名称で特徴づけたのは、広原盛明であった¹⁾。

真野のまちづくりは、昭和40年代の初めの公害反対の住民運動(1966年)から始まる50年にわたる息の長いまちづくりであり、密集市街地住環境整備促進事業が今もかけられて継続中である。このまちづくりの歴史は、15年刻みでの三期に区分できる半世紀であった²⁾。

真野地区は川崎重工、川崎製鉄、三菱造船など神戸の大工場が集積する地区に隣接し、高度成長期前半にその下請け、孫請けの町工場が一気に林立した町工場の町だったが、産業公害で住環境が極端に悪化し、昭和41年に公害工場追放の住民大会がもたれて住民運動が起こった。ここから真野のまちづくりが始まり、第I期の昭和40年～55年の間に、公害追放、校区緑化、小公園づくり、そして、地区高齢者の地域ケア

(一人暮らし老人の友愛訪問、給食サービス、寝たきり老人の入浴サービス)の運動を通じて、住環境、生活環境の改善が図られてきた。

第II期への転機となったのは、神戸市と「まちづくり協定」を結ぶ真野地区まちづくり推進会が結成された、昭和55(1980)年であった。さらなる生活環境の整備には「根本的な地区の改造」³⁾が必要との認識に到達した住民たちは、真野地区まちづくり推進会を結成して真野のまちの青写真を検討・作成し、真野まちづくり構想として住民に提案した。昭和57(1982)年に神戸市と「まちづくり協定」を締結して青写真を地区計画決定し、国の住環境整備モデル事業を導入して20年、30年のスパンでの修復型まちづくり事業を進め始めた。この下で、土地利用純化を促進するための土地利用区分一致街区外への新規マンションや新規工場建設の抑制、真野地区内の主な街区道路の拡幅、交差点の隅切り、老朽長屋の共同建て替え、人口流入促進のための市営住宅の建設、高齢者福祉施設、高齢者福祉住宅建設の推進を図ってきた。

推進会設立の昭和55年からちょうど15年目の平成7(1995)年が、阪神淡路大震災の年だった。真野のまちづくりは、復旧・復興の活動を通じて質的に昇華を遂げた第三期に入る。第II期の修復型まちづくりが進行中に阪神淡路大震災が発生し、真野地区も長屋が広範に潰れ一カ所で大火災が発生しかかりと、大被害が生じたが、住民の力で有効な緊急対応に成功し、応急復旧、復旧・復興も対応が早かった。真野地域福祉センター、真野児童館、高齢者住宅、コレクティブ住宅などが相次いで完成し、昭和55年のまちづくり構想の公共施設は災害復興の中で前倒しで実現した。さらに、平成13(2001)年には神戸市地下鉄海岸線が開通して真野地区内に荏藻駅が開業し、震災復興の成果である被災者転出跡地の整備、工場跡地への大型ショッ

ピングセンターの進出が相まって、近年住宅地として真野の再評価が起り、地区の一部にジェントリフィケーションが生じている。

緊急対応から復興まで、この一連の動きを主導したのは、まちづくり推進会の真野まちづくり事務所だった。公共施設の整備とともに、ソフトな地域行事・活動の面でも平成8（1996）年に真野ふれあいのまちづくり協議会が再編成され、これまでの地域諸団体の活動が、一元的に学区全体でふれまち協議会で調整され、まち全体で進められるようになり、ハード・ソフト両面でのまちづくりの体制になった。震災後、学区レベルの活動だけでも、年間15種類以上の行事・活動が組まれている。ほぼすべての行事は、半世紀に及ぶまちづくりのどこかで始められ、以来ずっと続けられて今に至っている。この他に各町レベルの行事もあり、毎月2回3回は真野のどこかで行事がある。さらにふれまち協議会は、地域福祉センターの管理、各種教室の運営にもあたっている。

震災後、住民と行政のパートナーシップというこれまでの図式にもう一つ、地元企業のまちづくりへの参入が生じた。もともと地元の町工場は地域行事に資金や物品を寄付するという参加のし方をしてきたが、地元の町工場出身でいまや海外での事業展開をしている大企業になったM社が、震災を機に本社機能と研究開発部門を真野に戻し、平成13（2001）年社内にボランティア団体「Mふれあい協議会」を結成した。「Mふれあい協議会」は、たなばた祭りなど様々な行事・イベントを企画実施して、地域の一員としての企業の取り組みをしている⁴⁾。

震災を乗り切った後、都市計画専門家である真野まちづくりのコンサルタント・プランナーである宮西悠司は、いみじくも「真野のまちづくりは震災にも強かった」と語ったが、まちづくり

が真野の中に作っていたものは、真野という地域の活動力、実行力、そして何よりも、人と人とのつながりのあり様であった。それは、まちづくりの組織であり、まちづくりの活動が育て上げていたリーダーたちであった。震災対応のプロセスを見ていると、地域全体を見て動けるリーダーと地域の仕組みが必要であることが浮かび上がってくる。

この第Ⅲ期のもう一つの大きな出来事は、平成18（2006）年に起こった暴力団組事務所追放運動である。平成18（2006）年に全国的規模の暴力団が真野地区の一角に組事務所を開く出来事が起り、周辺自治会住民が組事務所追放運動に立ち上がった。まちづくり推進会の支援の下に、6回の決起集会、毎晩の見回りパトロール、組事務所使用禁止仮処分申し立てを矢継ぎ早に継続し、わずか10か月後に和解、組事務所の撤退という大きな成果を得ている。普段皆でハード、ソフト両面からまちづくりをしてきたことが、公害とか、高齢社会の孤独死とか、災害とかのいろいろなりリスクに備えることになっていたのが、暴力団組事務所の問題への素早い対応を可能にしている。

振り返って見るとこの暴力団組事務所追放運動は、真野の半世紀にわたるまちづくりの活動の中でも、もう一つの大きな節目であった。変化は震災対応の時から始まっていたが、暴追運動で真野住民の地域活動へのかかわり方はさらに質的に大きく変わったと思われる。それは、リーダー層以外の住民が前面に出てきたことだった。それまでは50人くらいの中心的メンバーがまちづくりを引っ張っていたのが、暴追運動では200人からの住民が主体的に動き出した。次に何かがあれば、これらの住民が動き出す期待がもたれる出来事であった。

その後、平成23（2011）年には地域住民の寄付を募ってまちづくり推進会の「まちづくり

会館」が竣工し、2012年から毎年、津波を想定した防災避難訓練が地域を挙げて行われてきている。

(2) 形成されたまちづくりの組織と地域の諸団体

この半世紀の間に形成された現在の地域の仕組みは、自治会をはじめとする地区内各種集団から代表者を出すまちづくり推進会和、自治会、婦人会、民生児童委員協議会和各町の推薦者(福祉ボランティア)からなるふれあいのまちづくり協議会という、学区レベルでのハード、ソフト二つの協議会の下に、表1のような地区内各種団体が対等のベースの上に緩やかな連合をなしている仕組みになっている。ゆるやかな連合は、行事ごとに毎年実行委員会を組む方式と各団体の運営の民主化によって担保されてきた。この仕組みのもう一つの特徴は、まちづくりの中で対立が生じた時は、粘り強い対話を積み上げる合意形成を図ってきたという点にある⁵⁾。真野では自治会がまちづくりを支える基礎になっていて、自治会が元気な時はまちづくりも活発であるが、自治会に不協和音があるとまちづくりも停滞気味になる。

この仕組みの中で、青壮年層の真野同志会が、その会員がやがて自治会組織、まちづくり推進会の役員に入ってゆくという形で、まちづくりの人材供給源になってきた構造がある。本稿4-(2)節で明らかにするように、この構造が、これまで世代交代がうまくいっていたメカニズムであった。

(3) 真野地区の現在の特性

真野地区は、大都市神戸のインナーシティで、地区人口の高齢化が進んでいる。平成22年の国勢調査で見ると、長田区は神戸市の中でも高齢化率が29.6%と一番高い区で(市平均23.1

%)、区内でも海岸側のインナーエリアにある真野は、住基台帳で34.3%(平成20年)と一段と高齢者の多い地区の一つになっている。しかし、確かに高齢化してはいるが、子どもや若い者がいないわけではない。20代~40代の者の人口比率を取って見ると、神戸市の平均ではこの層が38.3%を占めているのに対し、真野地区では31.9%と極端に低いわけではない。15歳未満の子どもも、長田区が区人口の10.7%のところ、真野では9.1%を示しているので全くの少子化でもない。

地区内の人口移動の動きも結構著しい。地区の人口は、平成2(1990)年に5,684人だったものが震災の影響で平成7年には4,230人と減少し(以上国勢調査)、16年には4,388人、平成20(2008)年に4,164人と(以上住基台帳)、基調として人口減が生じている。しかし、真野地区まちづくり推進会が平成26年3月に行った「全世帯アンケート調査」⁶⁾では、全体の32.5%の世帯が居住歴20年未満の転入者で、ここ5年の間に転入した世帯が全体の9.8%、5~10年の間の転入が7.3%となっていて、震災後の流入者も多いことが明らかになっている。総人口が減少してきているのだから、流入以上の流出があるわけで、今も人口が著しく流動している地区になっている。

震災後、被害を受けた家屋、長屋が建て替えられたり、復興資金が流入して公営住宅や地域福祉センター、児童館などの公共施設が相次いで建設され、地区内の路地が隈なく舗装され、なによりも地下鉄が開通して都心からの時間が10分の場所になり、地区内に大型ショッピングセンター・イオンがつくられ、民間マンションが建設されてきた。震災後10年以上経ってようやくジェントリフィケーションが顕著になりはじめ、真野は交通の便が良いと住宅地として見直されている。クリスマス・シーズンにな

表 1 真野地区 地域集団の推移

1985 (昭和60年)・約30年前	1996 (平成8年)・約20年前	2007 (平成19年)・約5年前	2014 (平成25年)
<p>真野まちづくり推進会</p> <p>尻池南部地区自治連合協議会 (10自治会)</p> <p>真野自治連合会 (4自治会)</p> <p>東尻池町3丁目自治会</p> <p>真野婦人会 (各町に支部)</p> <p>尻池南部和楽倶楽部</p> <p>真野連合子ども会 (15の単位子ども会)</p> <p>尻池南部・北部民生委員協議会 (南北8名ずつ)</p> <p>真野同志会</p> <p>小学校施設開放運営委員会</p> <p>長田消防団第6分団 (真野地区+北部の4町)</p> <p>青少年問題協議会真野支部</p> <p>真野小学校PTA</p> <p>真野小学校同窓会</p> <p>苺藻・尻池・大橋3 防犯実践会</p> <p>保護司会真野支部</p> <p>真野青年団 (実質活動なし)</p> <p>真野地区ボランティア・グループ</p> <p>クラブ・サークル</p> <p>真野少年野球団</p>	<p>真野まちづくり推進会</p> <p>真野復興・まちづくり事務所</p> <p>真野ふれあいのまちづくり協議会</p> <p>尻池南部地区自治連合協議会 (11自治会)</p> <p>真野自治連合会 (4自治会)</p> <p>東尻池町3丁目自治会</p> <p>真野婦人会</p> <p>尻池南部和楽倶楽部</p> <p>真野連合子ども会</p> <p>真野地区民生・児童委員協議会</p> <p>真野同志会</p> <p>真野小学校施設開放運営委員会</p> <p>長田消防団第6分団</p> <p>青少年問題協議会真野支部</p> <p>真野小学校PTA</p> <p>苺藻・尻池2 防犯実践会</p> <p>保護司会真野支部</p> <p>クラブ・サークル</p> <p>真野少年野球団</p>	<p>真野まちづくり推進会</p> <p>真野ふれあいのまちづくり協議会</p> <p>尻池南部地区自治連合協議会 (11自治会)</p> <p>真野自治連合会 (4自治会)</p> <p>東尻池町3丁目自治会</p> <p>真野婦人会</p> <p>尻池南部和楽倶楽部</p> <p>真野連合子ども会</p> <p>真野地区民生・児童委員協議会 (17名)</p> <p>真野同志会</p> <p>真野小学校施設開放運営委員会</p> <p>真野地区防災福祉コミュニティ</p> <p>青少年問題協議会真野支部</p> <p>真野小学校PTA</p> <p>子どもみまもり隊</p> <p>苺藻・東尻池2 防犯実践会</p> <p>保護司会真野支部</p> <p>クラブ・サークル</p> <p>真野少年野球団</p> <p>空手道</p> <p>合気道</p> <p>グラウンドゴルフ同好会</p> <p>バレーボール部</p> <p>囲碁・将棋</p> <p>紙芝居</p> <p>フラワー・アレンジメント</p> <p>お話会</p>	<p>まちづくり推進会</p> <p>真野自治連合会</p> <p>真野ふれあいのまちづくり協議会 (解散予定)</p> <p>尻池南部地区自治連合協議会 (解散予定)</p> <p>東尻池町3丁目自治会</p> <p>真野婦人会</p> <p>尻池南部和楽倶楽部</p> <p>真野連合子ども会 (休会)</p> <p>真野地区民生・児童委員協議会</p> <p>真野同志会</p> <p>真野小学校施設開放運営委員会</p> <p>真野地区防災福祉コミュニティ</p> <p>青少年問題協議会真野支部</p> <p>真野小学校PTA</p> <p>子どもみまもり隊</p> <p>苺藻・東尻池2 防犯実践会</p> <p>保護司会真野支部</p> <p>クラブ・サークル</p> <p>真野少年野球団</p> <p>空手道</p> <p>合気道</p> <p>グラウンドゴルフ同好会</p> <p>バレーボール部</p> <p>フラワーアレンジメント (休会)</p> <p>お話会 (休会)</p> <p>婦人部カラオケ</p> <p>Mふれあい協議会 (社内団体)</p>
<p>< 出所：今野2001 ></p>	<p>< 柴山直子1999 ></p>	<p>< 「真野地区子ども関係活動団体紹介」ほか ></p>	<p>< 聞き取り ></p>

ると各家が夜イルミネーションを飾り付けるミニ開発の戸建分譲住宅地区画ができたりと、若い新規来住者も徐々に増え始めるという変化が起こっている。平成20(2008)年に真野まちづくり推進会が立命館大学の乾ゼミを通して実施した、真野に入居してきた若い母親たちへのアンケート調査⁷⁾から、子どもを良い学校にやりたいからという親はいないが、真野の下町的な雰囲気の中で子どもを育てたいという層が流入してきていると地元では見ている。

他方で、低家賃の賃貸住宅や暮らし易い下町の環境を求めて生活力が不高くない高齢者世帯が流入してきており、また、若年不安定層も流入していると思われる。「全世帯アンケート調査」から、世代別にここ5年未満に流入してきた者を見ると、20代で同世代の34.9%、30代で23.1%を占めていて、40代で同世代の10.9%、50代以上になると9%台以下になっているのと比べても、20代・30代で近年の流入者が多い。また、60代に5年未満が同世代の9.6%と、50代以上の中では60代に近年の流入者が若干多くなっている。60代の高齢者も近年流入していると思われる。さらに、住まいの所有形式を世代別に見ると、民間賃貸住宅居住者が、同世代の33.3%と最も多い20代に次いで、40代が29.3%と有意に多いことから(全体平均では20.2%)、40代の流入者にも低所得の不安定層が結構いることが考えられる。また、真野の良いところはこの質問に「家族・親戚が近くにいる」を挙げた者が30代に同世代の35.0%、40代に28.7%と、他世代に比べて有意に多い(全体は21.3%)ところから、30代40代のこの世代の者も真野周辺の長田・兵庫で滞留していることが想定される。農山村の過疎地と違って、大都市インナーシティの若者は身近に職場があるために、インナーシティ内にも留まることができるのである。米国大都市のインナーシティ

でW. ウイルソンが、また、大阪市内の同和地区で妻木進吾が指摘⁸⁾しているような不安定層の再生化が起こっていることが考えられ、真野地区でも地区内で二極化が進行していると見られる。

こうして見ると、真野地区は絶対的な少子・高齢化の中にあるわけではなく、若い世代の者たちも一杯いる。このまちづくりの地域活動は、少子・過疎化の中で地区の人口全体の高齢化で活動が絶対的に維持できなくなる過疎地山村とは異なる状況にある。若い者はいるわけで、真野でのまちづくりの活動が人的資源の面で持続可能でなくなる危惧があるとすれば、それはまちづくりの活力の構成に問題があるという、まだその段階なのであって、まちづくり組織に若い世代が入って来ないという組織のあり方の問題なのだと言える。

3. 活力縮小の兆しと活動の内実

(1) 活力縮小の兆し

まちづくりを進めてきた半世紀、真野のまちづくりはこれまで右肩上がりの方向で来たが、ここに来て担い手団体の活力縮小の兆しがいくつか立ち現れてきた。尻池南部地区自治連合協議会の解散、長田神社例大祭の昇番辞退、子ども会連合会の休会の三つが、最近まちづくりの役員の間で活力縮小の兆しと受け止められている出来事である。(以下は、平成25年9月まちづくり事務所次長、26年1月南部自治連合会会長と副会長、まちづくり推進会会長へのインタビューによる)

① 尻池南部地区自治連合協議会の解散

真野地区16自治会のうち南部11自治会で構成されている尻池南部地区自治連合協議会は、まちづくり第I期に公害追放運動の中樞を担い、その後もまちづくりを学区全体に押

し広げた推進力になって来た。南部自治連合会の集会所、南部公会堂は、反公害の住民運動、一人暮らし老人の給食サービス、入浴サービスの拠点となって来た。南部自治連合会は、その後第Ⅱ期においても寒餅つき、花祭り、盆踊り、精霊流し、長田神社秋祭、共同募金、年末警戒、一人暮らし老人給食サービスを、また、震災後の1.17希望の灯の諸行事を担って来た。第Ⅲ期になって、これら行事のほとんどがふれまち協議会に一本化された。今日では、神戸市行政はさまざまな依頼をまちづくり推進会を通して各町自治会に下ろすようになったし、南部自治連合会も行政への要望をまちづくりを通して行政に上げるようになってきているが、それでも、3年ほど前には、交通事故が多発したショッピングセンター前の横断歩道の位置変更を、南部自治連合会として申し入れたりしている。

まちづくりを支える基底で歴史的にこうした要の位置を占めてきた南部自治連合会も、3年くらい前から、自治連合会単独の夏の行事である精霊流しを行うのが難しくなって来ていた。精霊流しは3千人くらいの人出がある約50年続いてきた行事であるが、祭壇をつくり御詠歌を流しと、朝の準備から夜9時まで延べにして80人くらいの要員が必要で、若い人が出て来なくなっていたこともあって要員たちが歳をとって大変になっていた。受付だけでなく運搬、ごみ処理も必要で、もっと高齢になると同じことができるのかと、総会で、平成25年を最後に精霊流しを止めることを決定した。

さらに、自治会長が交代した自治会が次項で見る長田神社秋祭の昇番をめぐって3年前から南部自治連合会を休会するなど足並みが揃わなくなり、南部公会堂も処分して自治連合会自体を平成27年に解散することになっ

た。自治連合会がなくなり、南部の自治会はまちづくり推進会に一本化する方針が採択された。「新しい自治会長さんが出てくれば、話も食い違いが出てくるだろう。今の会長さんたちが健全なうちに、何としても決めてしまいたいと思った」(26年1月南部自治連合会会長へのインタビュー)と、まちづくりを経験してきた70歳前後同世代の現自治会長たちが売却の方向でまとまった。この背景には、かつて南部公会堂はお葬式の会場利用が多かったものが、市営住宅集集場の利用に移って南部の方はほとんど利用されなくなったことがあったし、公会堂の敷地所有者の神戸市が自治連合会に有利な条件で土地を売渡してくれ、築60年以上の木造家屋ともに地元建設業者への転売を斡旋してくれたことがあった。

寒餅つき、花祭り、盆踊りという真野の三大まつりがまちづくり・ふれまち協議会に移行し、神社例大祭の昇番の辞退、精霊流しの終了と、自治連合会として役目が終わり、公会堂も処分した経緯になっているが、その背景に明らかに担い手たちの高齢化が顔を出している。

② 長田神社例大祭の昇番辞退

海岸線にある真野地区とは反対側の山の手側にある長田神社の氏子は長田区と兵庫区の一部に広がり、15部の氏子地区からなり、秋の例大祭には渡御巡行の昇番が10数年ずつに1回廻ってくる。真野地区も氏子地区の一つになっている。昇番には巨額のお金が必要で、当番の4～5年前から寄付金を集めるのが大変だが、さらに、自衛隊や高校にまで手を広げて神輿を担ぐ輿丁を集めるのが大変になって来ている。10数年前に、回ってくる昇番を辞退してスキップした氏子地区が出た。長田神社の氏子会は次からはきちっと回

そうということを申し合わせてはいるが、その後、2～3の町もスキップするようになり、平成25年に順番だった真野も受け手がなく辞退した（25年9月長田商店街再生事業のコンサルタントへのインタビュー）。

真野では、一つの自治会で新しい自治会長が、自治会活動で宗教的な寄付集めはできないと昇番に異議を唱えて自治連合会を休会し、3年先の昇番を前にして4つの自治会から、すでに集めた暴追運動時の寄付の上にさらに集めるのは無理との意見が出、自治会の足並みが揃わず結局昇番を辞退した。南部自治連合会会長は、長田神社の昇番は、真野ではこの先もうないだろうと見ている（26年1月インタビュー）。若い層の関心離れもあり、自治会の統合が弱まった兆しとも見られる。

③ 子ども会連合会の休会

真野地区には自治会単位に各町子ども会があって、その上に学区レベルで真野連合子ども会があった。震災前は、各町子ども会は自治会から若干の補助金を受け会費を取って、それぞれ独自にハイキングとか中学入学祝い会とかの行事をいろいろ工夫して実施していた。連合子ども会は神戸まつりの子ども樽神輿パレード、運動会、クリスマス会を行っていた。しかし、子どもの数が減少し（真野小学校児童数昭和60年に458人、以後減少し続けたが平成13年以降は140人台が続き、平成25年は136人）、参加する大人も減少し始めて、平成18年頃までには各町子ども会が相次いで活動休止や解散になり、連合子ども会もクリスマス会の休止、子ども神輿の休止で、会そのものが休会となった。連合子ども会のクリスマスは、Mふれまち協議会が新たに始めたクリスマス会と競合していた。各町子ども会の役員は、かつては子どもを持っている親たちなので若い人が多かったが、その

後行事もできなくなってからは役員に若い人が入って来なくなった。かつて子ども会に係わり、いま、青少年問題協議会、ふれまち協議会の青少年育成部会に係わっている、まちづくり推進会の代表は、子ども会組織の再生は難しいと見ている（26年1月インタビュー）。

子ども会が活動しなくなったので、ふれまち協議会は4年ほど前に新たに青少年育成部会を創始し、ふれまち協議会としての出店を西部市場食肉まつりや盆踊りといった行事に出す活動に取り組み始めたが、出店に子どもたちを入れ込むことが課題になっている。現在、学校外で子どもたちに地域に係わる活動としては、ふれまち協議会の青少年育成部会と、青少協が一昨年・昨年と10月に小学校を場所に企画したカプラーで遊ぼうという行事、ボランティアによる毎週金曜日の子どもみまもり隊のパトロール、Mふれあい協議会のたなばた祭り、クリスマス会などがあるだけになっている。

子ども会が機能しなくなって、ふれまち協議会の若い世代の人たちや青少協が子どもの世話を補完しようとする新たな動きは、南部自治連合協議会解散の動きとも軌を一にして、真野の地域構造の再編がはじまる兆しであるように思われる。

(2) 地域行事と地域団体の推移

前節に見るような地域の活力縮小の兆しと見える出来事が生じているが、実際に真野の地域行事と団体の縮小は起こっているのだろうか。表2は、昭和59年、平成8年、平成19年、平成25年の真野地区の年間地域行事の対比である。震災直後一時的に極端に減ったことがあるし、その後行事が増え、また、真野ふれまち協議会が地区全体を掌握するようになったこともあっ

表2 真野地区 地域行事の推移

1984 (昭和59年)	1996 (平成8年)	2007 (平成19年)	2013 (平成25年)
<p>2.10 チャリティー菓餅つき (南白)</p> <p>5.13 花まつり (南白)</p> <p>7.30 ホタル観賞と映画会 (青少協)</p> <p>8.15 精霊流し</p> <p>8.16 盆踊り大会 (南白、婦)</p> <p>9.15 敬老会 (婦)</p> <p>10.17 長田神社秋祭</p> <p>10.21 まちづくり学校一日保健教室</p> <p>10.28 子ども会運動会 (子連)</p>	<p>1.16 復興餅つき大会 (推)</p> <p>3.14 同志会バザー</p> <p>5.12 ふれあい花まつり (ふれ)</p> <p>5.19 婦人会チャリティーバザー</p> <p>7.21 ホタルまつり (公)</p> <p>7.27 子どもみこし・民謡流しパレード(連子)</p> <p>8.15 精霊流し (南白)</p> <p>8.16 盆踊り大会 (ふれ)</p> <p>8.23 地藏盆</p> <p>8.24 防災訓練 (同)</p> <p>9.15 敬老会 (婦)</p> <p>11.18 長田神社例大祭</p> <p>11.22 流山同志会との交流 (同、連子)</p> <p>12.8 クリスマス会 (連子)</p> <p>12.12 契約野菜の奉仕販売 (婦)</p>	<p>1.9 ぜんざいで新年を祝う会 (ふれ・婦)</p> <p>1.14 真野地区総合防災訓練 (防コミ)</p> <p>1.17 真野地区希望の灯 (ふれ)</p> <p>2.11 ふれあい菓餅つき (ふれ)</p> <p>3.18 西部市場食肉祭/模擬店出店</p> <p>3. 同志会バザー</p> <p>4.15 ふれあい花まつり (ふれ)</p> <p>4.22 ビカビカの子どもたちイベント (三)</p> <p>5.14 神戸まつり、地域みこしパレード(連子)</p> <p>5.28 讃岐津田引綱と手打ちうどんツアア(三)</p> <p>5. 婦人会バザー</p> <p>6.3 各町一斉クリーン作戦 (各自)</p> <p>7.7 真野地区七夕まつり (三)</p> <p>7.21 真野っ子夏まつり (真野小)</p> <p>7. ファミリー・ハイキング (同)</p> <p>8.15 精霊流し (南白)</p> <p>8.16 ふれあい盆踊り (ふれ) / 糟組立、解体</p> <p>8.23 地藏盆</p> <p>9.17 綾部やな漁見学会 (三)</p> <p>9.18 敬老会 (婦)</p> <p>9. 真野小学校運動会</p> <p>10. 真野児童館お楽しみ会</p> <p>10.21 ビオトープ水抜き・清掃 (推)</p> <p>10. 長田神社例大祭 (各自)</p> <p>11.25 新湊川清掃活動 (推)</p> <p>12.1 年末パトロール (同)</p> <p>12.2 各町一斉クリーン作戦 (各自)</p> <p>12.2 ふれあいクリスマス会 (三)</p> <p>12.3 同志会「講演とパティのタベ」(同)</p> <p>12. 歳末警戒 (各自・防犯)</p> <p>ふれあい給食サービス/月2回土曜 (ふれ・民)</p> <p>ふれあい喫茶/月1回土曜 (ふれ・婦)</p> <p>子どもみまもり隊巡回/毎週木曜午後</p>	<p>1.10 ぜんざいで新年を祝う会 (ふれ・婦)</p> <p>1.17 真野地区希望の灯り (ふれ)</p> <p>1.23 M防災訓練 (三)</p> <p>2.10 ふれあい菓餅つき (ふれ)</p> <p>3.10 西部市場食肉祭/模擬店出店</p> <p>3.17 総合防災訓練 (防コミ)</p> <p>4.20 ビカビカの子どもたち (三)</p> <p>4.28 ふれあい花まつり (ふれ)</p> <p>4. 同志会バザー (休会、花祭りに出店)</p> <p>5. 神戸まつり、地域みこし(連子、休止)</p> <p>5.12 讃岐地引綱バスツアー (三)</p> <p>5. 婦人会バザー</p> <p>6.16 各町一斉クリーン作戦 (各自)</p> <p>7.7 真野地区七夕まつり (三)</p> <p>7.14 新湊川清掃活動 (推)</p> <p>7.28 大型家具出しボランティア (推)</p> <p>7. 真野っ子夏まつり (休止、真野小)</p> <p>8.15 精霊流し (最終回、南白)</p> <p>8.12 ふれあい盆踊り (ふれ) / 糟組立、解体</p> <p>8.24 地藏盆</p> <p>9.8 綾部やな漁体験バスツアー (三)</p> <p>9.15 敬老会 (婦)</p> <p>9. 真野小学校運動会</p> <p>9. ~12.真野つながるカフェ (3回)</p> <p>10. ビオトープ水抜き・清掃 (推)</p> <p>10. 長田神社例大祭 (不参加、各自)</p> <p>10.13 ふれまちバス旅行</p> <p>10.19 同志会「公演とパティのタベ」</p> <p>11.10 ファミリー・ハイキング (同)</p> <p>12.1 各町一斉クリーン作戦 (各自)</p> <p>12.1 冬季パトロール (同)</p> <p>12.1 アンケート調査自治会役員ワークショップ</p> <p>12.8 ふれあいクリスマス会 (三)</p> <p>12.17 年末警戒 (各自・防犯)</p> <p>ふれあい給食サービス/月2回土曜 (ふれ・民)</p> <p>ふれあい喫茶/月1回土曜 (ふれ・婦)</p> <p>子どもみまもり隊巡回/毎週木曜午後</p>
<p><南部自治連合協議会昭和60年総会資料> 推：真野まちづくり推進会 各白：各町自治会 三：Mふれあい協議会 各白：真野ふれあいのまちづくり協議会 婦：真野婦人会 南白：尻池南部地区自治連合協議会 推：真野まちづくり推進会 各白：真野ふれあいのまちづくり協議会 婦：真野婦人会 南白：尻池南部地区自治連合協議会 三：Mふれあい協議会 各白：真野ふれあいのまちづくり協議会 婦：真野婦人会 南白：尻池南部地区自治連合協議会</p>			
<p><柴山直子1999『都市問題』論文> 推：真野まちづくり推進会 各白：真野ふれあいのまちづくり協議会 婦：真野婦人会 南白：尻池南部地区自治連合協議会 三：Mふれあい協議会 各白：真野ふれあいのまちづくり協議会 婦：真野婦人会 南白：尻池南部地区自治連合協議会</p>			
<p><真野まちづくり事務所資料> 推：真野まちづくり推進会 各白：真野ふれあいのまちづくり協議会 婦：真野婦人会 南白：尻池南部地区自治連合協議会 三：Mふれあい協議会 各白：真野ふれあいのまちづくり協議会 婦：真野婦人会 南白：尻池南部地区自治連合協議会</p>			

て、平成19年は行事が著しく増えているが、19年と25年を比べてもこの間、地域行事は縮小していない。

行事への参加者も、平成26年の「全世帯アンケート調査」で地域行事への認知度と参加度を見ると、たなばた祭り、盆踊り、寒餅つき、食肉まつり、1.17希望の灯りなど、どの行事も5割くらいの人が知っていて10～15%くらいの方が参加している。30代40代の若い層は、たなばた祭り、盆踊り、食肉まつり、Mクリスマスなど、とりわけ子どもが係わる行事に目を配っていることが出てくる。また、地域の役員たちも、地域行事への参加者が減っているとは見ていない。

先程の表1の地域団体の推移を見ても、震災後クラブ・サークルが増えたが、地域団体数は変わらない。各団体の規模も、さほど急激に落ち込んでいるわけではない。自治会、まちづくり推進会、ふれまち協議会、同志会といった地域の要にある団体の規模は縮小していない。しかし子ども会は休止状態にあり、婦人会も、まちづくり推進会の会長も長く務めた前婦人会長が交代した後、前会長ほどの強いリーダーシップをもった者が出ずに活力減と言われており、元気なのは真野少年野球団とふれまち協議会くらいだと言われていて、地域団体の活力縮小の予兆が出始めている。南部自治連合協議会の解散、子ども会が休止してふれまち協議会青少年育成部にその機能がとって代わりそうだという変化からは、とりわけ南部自治連合協議会の動きを見ていると、真野の地域構造の再編が可能になって来た時期にあると言えそうである。

このように真野の地域行事、地域団体とも縮小はしていないが、年寄が頑張っていて維持していて、飽和状態に来ているのが内実である。「全世帯アンケート調査」のまちづくり活動についてどう感じているかという問い（複数回答）に、

「地域を良くするために大切」など肯定的な評価が多かった半面、否定的な意見として回答者の13.6%が選択している「一部の旧い住民だけがやっている」に次いで、9.7%の人が「行事が多すぎて大変なので少し整理を」を選択した結果が出ている。地域の役員層からも、「年間行事は増やさないようにしてほしい」という発言が、平成25年9月のふれまち協議会ワークショップで端的に出ている。

4. まちづくり活動担い手の高齢化と世代交代

(1) 活動メンバーの高齢化

前節で見えてきたように、地域行事への参加者はいる。地域行事の実施にあたって、役員、委員の中のフォロアーもいる。「全世帯アンケート調査」の結果では、地域行事の運営や屋台の手伝い・行事の受付などをしたことがある者は30代で同世代の14.5%、40代で12.1%となっていて、地域団体での役員経験のある者も30代で同世代の9.6%、40代で12.1%いる。団体役員は、まちづくりなどの地域団体ではなくPTAなど子どもの関係のものが多くことが予測されるが、60代70代の同世代の25.8%、26.9%には及ばないとはいえ、若い世代にも団体役員を引き受ける者はいるし、地域団体に参加し、手伝いもしている。しかし、地域行事は実施できるとしても、問題はまちづくりの委員・役員の中のリーダー層が高齢化しているところにある。真野のまちづくりにとって重要な団体である、まちづくり推進会、ふれまち協議会、同志会の役員、委員の構成を見ても、中心部で動くリーダーたちが高齢化し、人的資源の総力がきつくなり出していることが出てくる。

表3は、委員名簿と年齢の聞き取りから集計した平成7年と平成25年のまちづくり推進会委

表3 真野まちづくり推進会委員の年齢構成

	役員		自治会推薦 の委員
	平成7年	平成25年	平成25年
40歳代	5	1	0
50歳代	15	2	2
60歳代	4	16	12
70歳代	6	15	6
80歳以上	0	3	0
不明	8	—	—
計	37	37	20

※役員は三役、監査、事務局員
年齢は聞き取りによる

資料：真野まちづくり推進会役員・委員名簿

員の年齢構成であるが、中心部で動く役員層は、震災直後の平成7年には50代の者が中心になっていたものが、ほぼ20年後の平成25年には60代70代の者が役員になっている。また、推進代表と会の推薦者、各町自治会長と町の推薦者、婦人会長と会の推薦者、それに民生児童委員からなるふれまち協議会の委員も、平成25年度を見ると全体の42.4%が60代、50%が70代以上と大半を占め、50代はわずか7.6%しかない。委員が超高齢化している。同志会は、平成18年に、若者の新規加入が進まないままでの会員の高齢化に伴う人員減少を解消するために、50歳定年だった年齢制限を外し、それまで男性だけを正会員としてきたのを女性も正会員とする形で、大幅に組織を拡大した。その結果平成18年度は、新生同志会に30名の新規会員が参入し、うち17人が女性だった。震災前の平成6年の会員名簿と比べて見ると、平成25年の地元会員64人のうち6年に同志会会員だったものが25人（39%）と、6割が新しく入って来た人たちだった。6年の同志会会員は大半が40代と50代の男性だったが、25年には会員のうち55人（85.9%）が60代70代80代と超高齢化している。

まちづくり推進会、ふれまち協議会、同志会

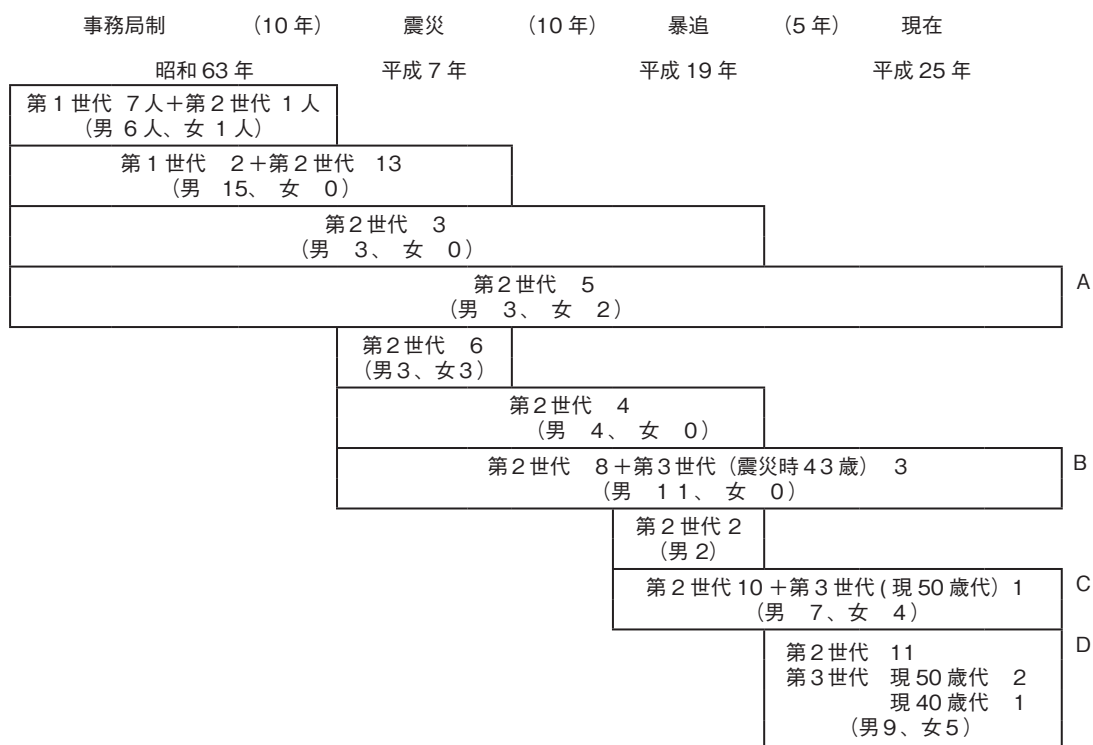
の委員会員の顔ぶれを見ると、重なっている部分が多い。旧同志会の会員が自治会役員に入り、自治会を基盤にまちづくりの委員が出ているが、この仕組みの中で自治会の活動メンバー自体が高齢化してしまっているのである。この点を、まちづくり推進会を取り上げて詳しく検討して見よう。

(2) まちづくり推進会委員・役員の入れ替わり

真野地区まちづくり推進会成立以降33年の歴史の中で、推進会の役員・委員名簿を並べて分析して見ると、阪神大震災と暴力団組事務所追放運動の二つの出来事が、委員が大きく入れ替わる契機になっていたことが浮かび上がってくる。

図1は、まちづくり推進会に事務局が設置（昭和61年）された後の昭和63年、平成7年の震災直後の委員の改選時、暴力団組事務所追放運動（平成18年）後の平成20年、そして平成25年の現在という、4つの時点での推進会委員・役員名簿を重ね合わせて、委員の中の役員層の入れ替わりを模式図化したものである。まちづくりが緊急対応を担った震災被災時に、これまで隠れていた人が地域活動に力を発揮し、やがて日常に戻っていった人も多くいたが、そのまままちづくりに加わった人もいた。震災の年の委員改選には事務局も地域の人材資源を極力取り込もうと努力したこともあって、この震災を機に、旧く昭和40年代からまちづくりを引っ張ってきた第1世代から、若い世代の第2世代へと委員が完全に移行した。その10年後に起こった暴力団組事務所追放運動でも、これまで推進会にはあまり係わりがなかった活動的な新しい委員が多数入って来た。この暴走運動は、すでに見たように運動の質が大きく変わったエポックメイキングな出来事だったが、リーダー層の交代という面では、それまで自治会や諸団

図 1 真野まちづくり推進会 役員層の交代



A, B, C, D グループが現在の役員層を構成している。

年齢は聞き取りと同志会名簿による。第 2 世代は現在 60 歳代後半・70 歳代。

資料：真野まちづくり推進会役員・委員名簿 (昭和 63, 平成 7, 20, 25 年度)

体の活動を積み上げていた人たちが推進会のほうに移ってきたというのが実際のところで、世代的に 30 歳代 40 歳代の若い人たちに交代したというわけではなかった。他方、この暴追運動を機に、比較的高齢 (当時 60 歳代) の女性が推進会委員に大きく進出したのが特徴的であった。

さらに少し詳しく委員の構成を見てみよう。昭和 61 年にまちづくり推進会が事務局制を取ってから、推進会の委員は、役員と委員の二層構成になってきた。役員は、推進会の三役、監査、事務局長といった幹部連と、企画部、庶務部、広報部の部長、部員からなる事務局員、そして、各種団体の長からなる幹事の、計 35 名前後の委員からなる。さらに、一般の委員は、各町自治会からの推薦者 25 名前後、それに地元企業者 3 名からなっている。委員の任期は 2

年で、各種団体長の幹事委員を除く役員は、前委員たちからの推薦で候補者が挙がり、事務局が原案を作成し総会に諮って決まる。

役員、とりわけ事務局委員は、まちづくり活動に積極的に関わってきた者たちがなっている。時には、事務局サイドが望む人材を、自治会推薦にってもらって加えることもしてきた。震災、暴追運動は事務局制開始からそれぞれ 10 年刻みの出来事で、暴追運動は今から 8 年ほど前のことであるが、一人ひとりの役員歴も、図 1 で分かるように、多くの人が 10 年、20 年と役員を続けている。これに対して、自治会推薦の一般の委員は、1 期か 2 期で次の新しい人に交代するのが普通と見たほうがよい。暴力団組事務所追放運動直後の平成 20 年の自治会推薦委員 30 名のうち、その 13 年前の震災の時に自治会

推薦の一般委員だった者は4人しかいない。また、現在の自治会推薦一般委員20人の中で、19年前の震災時から委員だった者は1人しかいない。一般委員の中で活動に積極的な者は、つとに事務局役員に組み込まれている。たとえば、震災時に自治会推薦で入った委員で現在役員になっている者が、4人いる。

推進会の中心にいて活動を引っ張っている現在の役員の年齢構成は、表3のように高齢者が多い。平成25年の役員と平成7年の震災直後の役員を比べると、現在の推進会の役員は超高齢化している。まちづくり運動の世代という点で見ると、図1にあるように、現在の役員層は、60歳代後半70歳代のまちづくり第2世代34人と、40歳代50歳代の第3世代7人から構成されている（この41人の中には、平成25年時点で事務局を外れ自治会推薦に戻っている者4人が含まれている）。すでに指摘したように、世代交代の観点から見ると、この間にあった積極的な委員の若返りのチャンスは、女性層も大きく進出した暴追運動直後の時であったと見られる。これまでまちづくり推進会には直接係わって来なかった地域活動者たちが、暴追運動で前面に登場し、まちづくり推進会の運営に参入した。また、推進会の側もこの人たちの取り込みを図った。しかし若い者には推進会の敷居は高かったと見えて、この活動者の人たちには40歳代以下50歳代前半くらいの者は少なく、再生した推進会も内実は高齢社会を反映した委員層が内実であった。この委員の大きな転換期も、若返りの契機にはならなかった。

もう一点、この委員の推移から見出せることは、震災直後の第1世代から第2世代への交代時に、同志会の会員が大幅に参入した現象である。昭和63年のまちづくり推進会の地元委員63名中に当時の同志会会員は20名で29.0%を占めていたものが、平成7年には推進会地元委

員73名中同志会会員が29名と、10%も増えている。また、16人の自治会長について見ると、平成7年の段階になるとうち9人の自治会長が同志会会員で、さらに平成20年には12自治会長が旧同志会会員と、着実に同志会会員の自治会長が増大してきている。若手の同志会会員が加齢とともに自治会や団体の長に入り、まちづくり推進会の役員層に参入するルートが、震災の時の第2世代への世代交代に有効に作用したことを見て取れる。しかし、平成18年の暴追運動時には、前節で見たように第3世代への世代交代をもたらさず、同志会ルートは暴追運動の頃には飽和状態に達していたと解することができる。

真野ではまちづくりの組織や活動がしっかりしている分、若い世代が入り込む余地が少なかったことが考えられる。若い者にとっては、まちづくりの敷居が高い。地域組織や地域活動に若い者を取り入れるのはどこの町でも難しいが、真野は年長者が頑張ってきた分だけ一番きつい状態にあるのではと地元では見ている。25年12月の各町自治会役員ワークショップでも、役員自身から「役員同士が仲が良すぎて、輪に入りづらい。出てくる人はいつも同じ。（自由なたまり場として想定されていた）福祉センターは役員が固まっていて、入りにくい」といった指摘が出されている。年寄り世代の者でもまちづくりに入りにくいと言っているのだから、若い者にはもっと入りにくいだろう。さらに、「年寄が強すぎる、若い人に任せる必要がある」との声も出ている。

5. 若い者の脱組織化と小ネットワーク化の実態

前節で見たように、現在のまちづくり推進会の大きな課題は、委員層の世代交代にあり、し

かも組織自体の持続上の限界に近づいていることが明らかである。では、若い者たちはなぜまちづくりに入って来ないのだろうか。

「小学生の子どもを持つ若い世代は“真野まちづくり”を知らないが、真野のまちづくりの歴史の話をする結構感動し、他の人にも聞かせたいと言う。」PTAの新規来住の親を対象にワークショップ「ようこそ真野へ」を企画・実施した、まちづくり推進会顧問の乾亨（大学教授）はこのような指摘をしている。と同時に、これまでの経験からして、「若い世代が課題解決型の運動組織にはなじまないか、あるいは、まちづくりの敷居が高いかの理由で、彼らが推進会やふれまち協議会、同志会に参加してくることは、あまり期待できない」とも述べている（全世帯アンケート調査実行小委員会会合25年6月）。しかしそれ以前に、こうしたワークショップに出てくる若い者自体が少数派で、多くの若い親は働くことに熱心でPTAにも出てこないとも言われている。

「全世帯アンケート調査」結果から、真野まちづくり活動と地域の諸組織への認知度を世代別に比べると、20代～40代までの世代と50代以上の世代との間に、まちづくりへの認知の断層があることが浮かび上がってくる。まちづくりの活動のどれを知っているか、参加したことがあるか、地域の諸団体をどれほど知っているかの問いから、60代70代の高齢者はまちづくりを経験した世代で全体を良く知っているのに対し、50代が少しは知っている世代、40代以下になるともう知らない世代であることが明らかになった。まちづくりの活動、地域の組織を20代～40代にどう「伝える」かが、課題となる。

若い人たちに呼びかけて実施した「真野つながるカフェ」⁹⁾の3回目（25年12月）に集まった若い世代12名の中からは、次のような発言

が出た。「真野のおっちゃんたちは元気で頑張るから、自分たち世代の出番はないように感じる。」「“若い世代に任せる”と上の人が言っても、結局、周辺の人がいろいろ口出してくるからしんどそう。」「まあ、そんなに目立たず、やらなあかんことをするというのが一番いいと思っている。」30代40代の若い世代は地域イベントに注目していて、子どもを中心にたなばた祭りや盆踊り、M社主催のクリスマス会などにも参加し、自治会の地域行事の手伝いなどにも出る者もいるが、まちづくりの組織には入りたがらないし、自分たちの活動が高齢者たちから制限されると離れてゆく。行動を制限される煩わしさゆえに、組織を嫌う傾向が強い。

こうした若い世代のPTAと青少年問題協議会に軋轢があることが、まちづくりの役員の中から指摘された（アンケート調査実行小委員会会合25年12月）。子育てネットワークをやった時に、PTAを青少協と絡めたら、若い人が出て来なかったという。青少協は既成の団体で、どちらかというとも50代以上高齢者が主導している。また、まちづくりの役員の一人は、「若い人の集まりに、まちづくりは口出ししたらダメだ」と言う。子どもたちが中心の夏祭りの時に、PTAとの関係で軋轢が起こった。「夏祭りと盆踊りを一緒にしたらと出したところ、PTAの若い人たちは反発して、やりすぎるから高齢者は役員からははずせとか、まちづくりの役員は口出しするなという反応だった」という経験を挙げた。

このように、団体活動に長じた高齢者世代と窮屈さを嫌う若い世代の間には、大きな溝がある。しかし、若い世代の者たちの間に地域の中でのネットワークがないかというとも、そうでもない。3回目の「真野つながるカフェ」で出た若い世代の意見に、「私たちの世代は、まちづくりとか言われても関心ない、動かない。関心

があるのは、どこに買い物に行ったらいいとか、どこで子どもを遊ばせられるとか、身近な情報。そんな話なら聞きたい。自分たちに係わること、関心があることなら参加するかも」というのがあった。そして「若い世代は若い世代のつながりはある。少年サッカーとか少年野球とか、PTAも各学年はラインでつながっている」との発言も見られる（第2回真野つながるカフェ）。こうしたつながりは、「全世帯アンケート調査」からも裏付けられる。真野の中の親しい人を聞いた設問に、30代の者117人中16人がPTAの友人を、13人が子どものサークル関係の友人を、40代の者174人中17人がPTAの友人を、9人が子どものサークル関係の友人を挙げています。各世代1～3割程度であるが、地域に仲間のネットワークをもっている。さらに、いま悩んでいるあるいは近い将来問題になりそうなことの問いで、20代30代40代の者が最も関心を持っているのが「学力・進学・しつけなど子どもの教育」の問題で、問題を持っているうちの3～4割の者がこれを選んでいて、2番目に多い「広さや家賃などの住宅問題」の2～3割を凌いでいます。また、その解決法を聞いた設問で、30代52人中4人が、40代88人中4人が、解決法として「同じ問題を抱えている人と話し合う」をえらび、さらに、30代52人中7人が、40代88人中5人が、解決法として「地域全体で協力して解決に取り組む」を選んでるので、関心があることが出れば、こうした仲間のつながりを介してアクティブになる可能性があると思われる。

若い世代は身近なことだと関心を持ち動くかもと、自己診断をしている。しかし、歴史的に「まちづくり」を担ってきた人たちも、当時は「身近なこと」でどうしたら良いかで動いていた。今は、当時に比べて満たされ過ぎているということなのか、ちょっと手を伸ばせば、いろ

いろなものが用意されている。サービスをお金で買う選択肢が幾重にも取り囲んでいる社会の中にいる。極端に言えば、個人的に購入して用意をするということができるので、何人かで確認をし合いながら用意をするという発想は必要ない。とは言え、別の選択肢もある。買い物とか子どもを遊ばせる場所とかが不便だと感じたら、それがニーズになる。ニーズの自覚が必要なのだろう。自分のニーズが周りの人のニーズでもあると知ったら、一緒に手に入れようという気になるのではないだろうか。「自分たちに係わること、関心があることなら参加するかも」の部分で、より自覚的、自分自身に対して明示的にやって見る方向に移行することが、周囲の人びととつながりを作る点で大事なかもしれない。

6. むすび

—新しい担い手発掘にむけて—

真野地区の半世紀のまちづくりの歴史を振り返り、世代交代に注目して見ると、真野同志会が自治会やまちづくり組織に人的資源を供給する構造があつて、これが世代交代を可能にしてきたことが明らかになった。

真野地区まちづくり推進会の委員名簿を基に、震災前、震災直後、暴力団組事務所追放運動時、現在の時点と推移を追って見ると、50年の間に、まちづくり運動の第1世代、第2世代、第3世代へと委員の世代交代がなされていることが浮かび上がった。第1世代から第2世代への交代はスムーズに行つたが、第3世代の参入は未だ足踏み状態にある。本稿の第4節で析出したように、まちづくり推進会の委員の若返りのチャンスは、震災直後と暴走運動の時の二つの時期があつた。震災の時に公害追放運動時の第1世代から第2世代に交代したが、第2世代は同志

会の会員だった。そして、同志会のまちづくりへの人的資源供給構造は、第2世代まではうまく作用したが、第3世代になる頃にはこのルートが閉じてしまったことが示されている。暴走運動を契機にまちづくり推進会に入ってきたリーダー層は、ほとんどがそれまで町内の別のところで動いていた世代的には第2世代と同じ人たちで、第3世代の40代50代層は数が極端に少なく、この時期は世代交代のチャンスにはならなかった。推進会はその後、構成員の大半を占める第2世代がそのまま高齢化する一方で来ている。

同志会の人材供給ルートが閉じてしまった内実は、若い者が参入せず供給ルートが飽和状態に達したと見ることができる。いずれにしても、同志会そのものが高齢化してしまったということが、平成18年の新生同志会の結成に至る規約の改正を必然的なものにしたが、規約の改正の効果は、まちづくりに主体的に関わる層を厚くすることに成功したとはいえ、再生した新生同志会が推進会の世代交代に未だうまく機能していないことに表れているように見える。まちづくりをさらに持続可能にするためには、まちづくり推進会やふれあいのまちづくり協議会に若い世代の参入を促すルートをさらに再生しなければならない。

まちづくりの役員委員は、改選時に前委員が推薦した候補者の中から事務局が原案をつくるやり方で決まるが、このやり方を通して意図的にまちづくりを継続して進めてきても、若い世代が入って来なかったのであるから、世代交代は至難の技と言わざるを得ない。実際には、「活動のお手伝いには、どうしても話の通じる人を引っ張り込むことになる」(26年1月推進代表へのインタビュー)という原理が働き、つながりのあるところでしか声掛けができないので、どうしても同じ顔ぶれになってしまう傾

向にある。委員の改選時にあまり接触のない者を引き込むことは、なかなか生じ難い。それ故に、普段まちづくりの側から、若い世代の層に積極的に働きかけることが必要になる。

第5節でみたように、真野の30代40代の若い世代は自分たちの関心のあることには係わりをもつことに否定的ではなさそうだし、子どもを介した親たちのネットワークもそれなりにあるようである。まちづくりが、これら若い世代にどう接点をつけるかが課題になる。若い世代の者は、既成の組織には入りたがらない。地域団体としての同志会にこれまで若い者が参入していないことを見ると、団体という枠を離れてネットワークという枠の方に重点を移すことができる、声掛けの広がりが増大するかもしれない。若い世代がつながり型のネットワークや共感型のグルーピングの志向である(平成25年6月会合での京都市まちづくりアドバイザーの指摘)ならば、同志会の人材供給ルートには乗らないであろうし、子ども会の再生も難しいであろう。彼らの関心事として示されている子どもの育成を活動のテーマに、PTA、子どものサークル関係をめぐる既存のネットワークの中で、まちづくりを若い世代につないでゆく方向のほうが、可能性のあるアプローチだと思われる。

他方で、若い世代にも自治会レベルでの地域行事の手伝いに参加している者がいることを考えると、自治会の地域組織に班長ルートで参入してくる40代50代の世代を育ててまちづくりにつないでゆくのも、有効な方法として考えられる。「全世帯アンケート調査」では、50代になると、現在あるいは近い将来問題になる関心事の1位が「高齢者や障害者の介護」になっている。現在の真野まちづくりの高齢者福祉の活動は、在宅要介護の高齢者は焦点になっていない。たとえば、在宅要介護高齢者の家族が集ま

って話しができる場を地域で用意するとか、認知症の在宅お年寄りの地域での介助とか、要介護高齢者の軽度なりハビリの場とか、地域包括支援センターがケアマネージャーを軸に実施している体制からは漏れている領域で地域が補完できるような、高齢者介護の地域活動の新しいあり方が、50代の者たちのテーマになるかもしれない。若い世代の既存のネットワークの中でまちづくりをつなぐ方法や、既存の地域組織に参入してくる者にまちづくりをつないでゆくあり方を、詳細に詰めてゆくことが次の検討課題になる。

<注>

- 1) 広原盛明ほか 2002：3章。
- 2) 本節の真野まちづくりの沿革は、広原盛明 1996、今野裕昭 2001、真野地区まちづくり推進会 2005、佐藤滋ほか 2006、暴力団組事務所追放等協議会 2007に詳しい。
- 3) 毛利芳蔵 1984：32-35頁。
- 4) M社の真野地域での取り組みと意義については、竹内裕一 2013：120-125頁の紹介がある。
- 5) こうした仕組みの特徴は、今野 2001：5章に詳しい。真野同志会の役割については、同書180頁に言及されている。
- 6) 真野地区の世代交代を考えるために、平成25年からまちづくり推進会の中に全世帯アンケート調査実行小委員会を立ち上げて、26年3月に各町自治会の役員たちを通じた留置法によるアンケート調査（集計有効票1,487票、住基台帳総世帯数の50.6%）を実施した。調査票は、住み良さ、生活上の悩みと解決法志向、地域活動・まちづくりへの参加と評価、近隣つきあいなど、40問からなっている。
- 7) 「真野住み心地アンケート調査」（2008年9月実施）
- 8) 妻木進吾 2012：490-495頁。
- 9) 全世帯アンケート調査の企画ワーキンググループは、20～40代層に呼びかけて、オープン

に会話を行うワールドカフェ方式でのワークショップ「真野つながるカフェ」を、平成25年9月～12月に3回実施した。

<文献>

- 今野裕昭 2001 『インナーシティのコミュニティ形成』、東信堂。
佐藤滋ほか 2006 『復興まちづくりの時代』、建築資料研究社。
柴山直子 1999 「まつりで培われた住民組織の機動力と地域のつながり—真野地区三大まつり—」『都市問題』90-8。
竹内裕一 2013 「リスクの軽減と地域社会の役割」『現代リスク社会にどう向きあうか』、梨の木舎。
妻木進吾 2012 「貧困・社会的排除の地域的顕現—再不安定化する都市部落—」『社会学評論』62 (4)。
広原盛明 1996 『震災・神戸市都市計画の検証』、自治体研究社。
広原盛明ほか 2002 『現代のまちづくりと地域社会の変革』、学芸出版社。
暴力団組事務所追放等協議会（真野地区・東尻池北部）2007 『スクラム組んで—暴力団組事務所追放までの297日間の記録—』。
真野地区まちづくり推進会 2005 『日本最長・真野まちづくり—震災10年を記念して』。
毛利芳蔵 1984 「まちづくりは国づくり—住民こそが主人公、つくろう住民のまち—」『住民活動』41、新生活運動協会。

[付記] 本稿は、平成25年度専修大学長期国内研究員研究「農山村地域におけるコミュニティ再生の社会学的研究」の世代交代に関する部分の研究費と、平成25年度住総研助成金（「地域組織の活性化と新しい地域リーダー創出のための実践的研究」代表者乾亨）からの補助を受けた研究の成果である。

片倉製糸の九州地方における蚕種製造・配給体制 ～佐賀県是蚕業株式会社を事例に～

高 梨 健 司

はじめに

1918（大正7）年11月に佐賀県農会長主導の下に、蚕品種の統一と優良蚕種の製造を目的に佐賀県下蚕種製造業者を糾合して、佐賀県是蚕業株式会社を創設する。この前後に、片倉組（片倉製糸）は、佐賀県に鳥栖製糸所と小城郡是製糸所を開設する。両製糸所は、佐賀県内外から郡農会と特約取引に基づく大量の収繭体制を構築していく。特約組合配布の蚕種供給先が佐賀県是蚕業株式会社であったとされる。片倉製糸は、1931（昭和6）年1月に佐賀県是蚕業株式会社の事業を継承（賃貸借契約）し、片倉佐賀蚕種製造所を設立する。

本稿では、1.鳥栖製糸所・小城郡是製糸所両管内特約組合（員）を指導する蚕業技術員の人数、所属先や配布蚕種の供給先、片倉社製蚕種の配布有無、2.佐賀県是蚕業株式会社の、片倉製糸による事業継承経緯、事業内容、経営者構成、3.片倉佐賀蚕種製造所の製造蚕品種、「分離白1号」育成者の大櫛平三郎（片倉佐賀蚕種製造所長、佐賀県是蚕業株式会社取締役）の業績、蚕種製造高、建物設備拡充などを中心に具体的に究明することを目的とする。

近代日本蚕糸業史研究において、特に蚕種業史研究の蓄積が少ない中で、最大の蚕種製造家として片倉製糸に関する研究は、限られる。片倉製糸の特約組合蚕種配布は、日本各地に設立の片倉蚕種製造所（委託を含む）が地方別に分

担製造・配給していたことが近年明らかにされてきた⁽¹⁾。九州地方において、佐賀県是蚕業株式会社（及び九州蚕種株式会社）が九州所在片倉製糸工場（傍系製糸会社を含む）に蚕種配給の役割を担うことに至る推移が明らかにされよう。

佐賀県是蚕業株式会社に関する本格的研究は、皆無である。この状況の中で、『佐賀県農業史』において、佐賀県是蚕業株式会社の最大株主であった片倉製糸が実質的に佐賀県是蚕種製造を殆ど独占的に掌握した、とする指摘や「片倉製糸は佐賀県蚕糸業界において、蚕種製造—特約養蚕組合—製糸の諸過程を通じて独占を強化拡大して行った」とする記述⁽²⁾には、真偽を含めこれを裏付ける十分な実態分析を欠くため、具体性が乏しい。

また『佐賀県史』（下巻）の中で、片倉製糸が佐賀「県内蚕糸業の全分野全過程を、ほとんど独占的に支配するに至った⁽³⁾」との指摘も同様である。憶測を交えた、実態解明のない抽象的な理解は、現実性に乏しく、地域社会におけるその意味や齎らした成果等を不問に付す欠陥を有する。換言すれば、興味本位の恣意的、独断的な事象分析に陥り勝ちな弊習を排し、客観的、正当な評価が求められよう。

本稿では、上記諸点に配慮した実態解明に努めたい。

1. 片倉製糸の九州進出と佐賀県製糸業

片倉組（片倉製糸）は、九州地方に大正期に

において片倉直系製糸工場5工場、傍系製糸会社2社（6工場）を有する。即ち、佐賀県に鳥栖製糸所（1914年5月創設）と小城郡是製糸所（1920年買収）、大分県に宇佐製糸所（1913年1月買収）と大分製糸所（1917年4月創立）、熊本県に熊本尾沢製糸所（1923年合併開設）、鹿児島県に薩摩製糸株式会社（1919年11月創設）、長崎県に長崎製糸株式会社（1920年3月創立）である。片倉直系・傍系製糸工場は、福岡県と宮崎県を除く、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、長崎県の九州5県に及ぶ。

佐賀県下の器械製糸工場は、1917（大正6）年度に上記片倉組鳥栖製糸所（656釜）、小城郡是製糸株式会社（115釜）、佐賀製糸場（40釜）の3工場にすぎず⁽⁴⁾、中でも鳥栖製糸所の工場規模は、突出している。1910（明治43）年度に足踏式製糸工場として、小城郡東多久村と多久村に納所製糸工場（40釜）、古賀製糸場（30釜）、多久村製糸場（80釜）が操業していた⁽⁵⁾が、農商務省農務局編『第八次全国製糸工場調査』には登場しない。大正期早々に消失したようである。小城郡是製糸株式会社の前身は、1911（明治44）年9月に小城郡多久部5ヶ村の村長外有志22名の発起により多久部製糸生産組合（資本金18,000円）が創立した多久部製糸所である⁽⁶⁾。その後1917（大正6）年2月に株式組織に変更して、小城郡是製糸株式会社に改めるが、1920（大正9）年5月に片倉製糸の買収するところとなり、小城郡是製糸所と改称する。片倉小城郡是製糸所は、小城郡小城町に新築移転し、200釜に増釜、更に1926（大正15）年6月に300釜に拡張する。尚、小城郡是製糸株式会社の社長は、後述の佐賀県是蚕業株式会社の副社長・石井次郎であった。片倉製糸は、佐賀県進出以来、県内の製糸釜数の8割前後、生糸生産量の9割前後を占めており、佐賀県製糸業において片倉製糸は、圧倒的優位を

確立していた。片倉製糸の躍進とは対照的に佐賀県内の在来自家用乃至副業の座繰製糸は、大正期に激減し⁽⁷⁾、産繭供給者への転換が進んでいたことが窺われる。

片倉組の九州進出は、1908（明治41）年5月に鳥栖町購繭所の開設を嚆矢とする。片倉組は産繭購入の増加に伴い、1911（明治44）年に鳥栖乾燥場を新築する。片倉の購繭地域は、北九州地方に拡大するに及び、増加する購入産繭の製糸工場として1914（大正3）年に鳥栖製糸所を開設する。当初は32釜の試験工場であったが、次第に規模を拡張し、翌15年272釜、翌々16年392釜に増設する。1917（大正6）年には鳥栖製糸所は、1,006釜の大製糸工場となり、購繭領域は、佐賀・福岡両県を中心に九州全域に及ぶことになる⁽⁸⁾。1927（昭和2）年4月11日に鳥栖製糸所主催の第4回産繭向上品評会褒賞授与式（於・福岡市大濠会場）を開催し、来賓として佐賀県知事の告辞、同県内部部長、福岡県農林課長、同県大森農会長などが祝辞を述べている⁽⁹⁾。授賞者の内、個人入賞者（優等）は、佐賀県三養基郡（2名）、西松浦郡（2名）、東松浦郡（3名）、藤津郡（2名）、以上9名、福岡県宗像郡（2名）、鞍手郡（1名）、筑紫郡（2名）、粕屋郡（1名）、朝倉郡（1名）、以上7名、長崎県東彼杵郡（3名）、合計19名である。蚕業技術者表彰者は、佐賀県三養基郡（1名）、西松浦郡（2名）、東松浦郡（3名）、藤津郡（2名）、以上8名、福岡県宗像郡（2名）、鞍手郡（1名）、筑紫郡（2名）、粕屋郡（2名）、遠賀郡（1名）、以上8名、長崎県東杵郡（1名）、大分県日田郡（1名）、合計18名であった。上記個人入賞者（優等）と蚕業技術者表彰者を県別に見ると、佐賀県と福岡県に集中しており、その他長崎県、大分県が続いていたことが判明する。来賓者の顔触れや授賞者から、鳥栖製糸所の集繭重点地方を窺い知ることができる。

鳥栖製糸所は、佐賀県、福岡県、長崎県、大分県などの各郡農会と市町村単位に特約取引を行い、大量集繭体制を整えるに至る⁽¹⁰⁾。集繭体制の早期構築は、同時に片倉にとって制約を抱えることにもなる。この点後述。

佐賀県農会（郡農会）は、稚蚕共同飼育の普及、桑苗配布、桑苗接木講習会・桑園品評会を開催し、養蚕・桑園改良のために佐賀県は、奨励金・補助金を交付する⁽¹¹⁾。また佐賀県は、養蚕業発展のために1923（大正12）年より養蚕組合奨励規定を設け、組合員は桑園2反歩以上の経営を条件として、養蚕組合の設置とその活動を促した結果、大正末年には358組合に達した⁽¹²⁾。

小城郡是製糸所は、佐賀県内3郡（小城郡、杵島郡、佐賀郡）を中心に大量集繭体制を構築し、鳥栖製糸所同様、各郡農会と町村部落単位に特約取引を行っていた⁽¹³⁾。1927（昭和2）年4月10日に小城郡是製糸所主催の第3回産繭向上品評会褒賞授与式を開催し、佐賀県知事代理・大竹警察部長、石井次郎前佐賀県会議長、横尾佐賀県農会長、中島小城郡農会長が祝辞を述べている⁽¹⁴⁾。授賞者の内、村養蚕組合授賞者は、杵島郡（1等・1組合）小城郡（2等・1組合）、部落養蚕組合授賞者は1等が小城郡（1組合）、杵島郡（1組合）、佐賀郡（1組合）、2等が小城郡（1組合）、杵島郡（1組合）、佐賀郡（3組合）である。個人受賞者は、優等が杵島郡（2名）、小城郡（2名）、佐賀郡（1名）、1等が杵島郡（5名）、小城郡（7名）、佐賀郡（4名）であった。上記村、部落、個人各受賞者を郡別にみると、佐賀県内において小城郡、杵島郡、佐賀郡が小城郡是製糸所の特約地盤であったことが分かる。

2. 佐賀県の蚕種業と養蚕業の動向

佐賀県の蚕種業は、明治期に漸次発展し、

1903（明治36）年には蚕種製造業者100人、蚕種製造高6,000枚（100蛾付）に及んだ⁽¹⁵⁾。県内蚕種には病毒蚕種の発生割合が高く、県外優良蚕種の供給を仰ぐことが増え、1912（大正元）年には蚕種製造者は47人、更に1918（大正7）年に28人まで減少したという。既に1913（大正2）年に佐賀県立原蚕種製造所を小城町に設置して優良蚕種の製造・配布に努めてきたが、蚕品種の雑駁性は克服されず、「時恰も我国産業界は一大革新の期に入り」、外国種系一代交雑種の普及にあたり、蚕品種の改良・統一と産繭品位の向上が各界より要望されるようになった。此において、佐賀県農会長が中心となり、各郡農会長、製糸所長、県・郡及び各級農会技術員と協議した結果、佐賀「県蚕業振興策として先ず蚕種の改良統一が最も緊要事である」として、1918（大正7）年11月に佐賀県是蚕業株式会社の設立に至った。佐賀県是蚕業株式会社については後述。この時に佐賀県下蚕種製造者の大部分が合流し、一般養蚕家と共に株主となる。このため佐賀県の蚕種製造者は、第1表に示すように、同社設立翌年に6人に減少し、以後5～8人で推移する。県外優良蚕種に対抗する蚕品種の開発を可能とする高度な技術力を欠く小規模蚕種製造業者にとって、自立か合流かの選択の余地は自ずと限られていたといえよう。佐賀県是蚕業(株)に合流した蚕種製造者は、同社において原蚕種、普通蚕種の製造のほか、種繭飼育分場のリーダー的存在として活躍することができたであろう。

第1表に示す佐賀県の1919（大正8）年蚕種製造高156万蛾余は、1916（大正5）年の756,400蛾（1枚100蛾換算）の2.1倍に増加する。その後一時的に減少するものの、24年326万蛾余、27年523万蛾余に増大する。佐賀県是蚕業(株)の設立は、佐賀県の蚕種業（特に普通蚕種製造）の拡大・発展に寄与することになった。

第 1 表 佐賀県の蚕種業と養蚕業（1916～37年）

	蚕種製造者数	原蚕種	普通蚕種	合計	全国順位	養蚕戸数	養蚕戸数 農業戸数×100	収繭高
1916(大正 5)年	20 ^人	412,061 ^枚	3,443 ^枚	7,564 ^枚	45 ^位	23,031 ^戸	30.9%	101,969 ^貫
19(〃 8)年	6	127,083	1,441,110 ^枚	1,568,193 ^枚	43	22,940	32.8	134,440
21(〃 10)年	6	52,151	1,133,947	1,186,098	43	17,859	28.1	143,140
24(〃 13)年	5	143,392	3,118,990	3,262,382	39	22,928	33.4	270,446
27(昭和 2)年	7	168,464	5,067,172	5,235,636	36	33,360	48.9	628,798
29(〃 4)年	7	150,810	4,659,256	4,810,066	38	34,893	50.9	758,546
31(〃 6)年	8	45,394 ^瓦	1,518,832 ^瓦	1,564,226 ^瓦	36	34,078	49.7	747,437
33(〃 8)年	6	65,196 ^枚	2,950,884	2,972,713	27	34,891	51.8	865,215
35(〃 10)年	5	475,744	3,485,910	3,645,199	19	32,875	49.9	735,608
37(〃 12)年	5	245,533	3,419,420	3,501,630	20	30,058	45.5	683,525

(注) 原蚕種は、「無毒額」(「合格高」)、普通蚕種は、「合格高」の各製造高を示す。

(資料) 農林省蚕糸局編『蚕糸業要覧』各年度、『佐賀県統計書』(勸業)、(産業)各年度、長岡哲三編『昭和八年版 蚕糸年鑑』日本中央蚕糸会、1933年より作成。

1929(昭和4)年には佐賀県の蚕種製造高は、原蚕種、普通蚕種共に2年前に比べ減少しており、佐賀県蚕種業者特に佐賀県是蚕業(株)の製種業経営悪化が生じていたことが窺われる。佐賀県蚕種製造数量の全国順位は、1916年の45位から1924年に39位に上昇し、その後1927年の36位、1932年には26位、1934年に18位、翌35年19位まで上がる。佐賀県蚕種業の全国的な地位上昇が進む。1930年代の佐賀県蚕種業の発展は、片倉製糸の佐賀県是蚕業(株)の事業継承に依るところが大きかったものと言えよう。この点後述。

佐賀県の養蚕戸数は、1920年代前半までの2万戸台から20年代後半以降3万戸台に増加する。農業戸数に占める養蚕戸数の比率は、1910年代後半から1920年代前半にかけて30%前後であったが、1920年代後半から50%前後に上昇する。佐賀県農民の養蚕業依存が増加する。佐賀県の養蚕規模(1戸当り)は、九州諸県の中で最も零細であることが強調されている⁽¹⁶⁾が、佐賀県は、上記農業戸数に占める養蚕戸数の比率が1930年代には九州諸県中第2位から第1位になる。

佐賀県の収繭高についてみると、1916(大正

5)年の10万貫余から1920年代に急速に増加し、1923年の21万貫余、1929年に75万貫余に、1933年には86万貫余に達する。1916～1933年に8.5倍の収繭高を記録する。佐賀県養蚕業の発展要因としては、片倉製糸の佐賀県内製糸工場、特に佐賀県製糸高の9割台を占める鳥栖製糸所と小城郡是製糸所の繰業が大きく寄与していたことは疑いないことであろう。

3. 鳥栖製糸所と小城郡是製糸所の特約組合と蚕種統一

片倉製糸の1927(昭和2)年における特約繭取引量は、地方別にみると、九州地方が最大であった⁽¹⁷⁾。九州地方の中では、佐賀県が最多であり、製糸工場では鳥栖製糸所が群を抜いていた。特約取引率は、鳥栖製糸所の90%、小城郡是製糸所の100%、両製糸所の特約取引率の高さが特徴的である。片倉製糸諸工場の中で鳥栖製糸所と小城郡是製糸所が逸早く特約取引の展開を実現したのは、佐賀県(及び福岡県)当局の全面的協力を得ていたからに外ならない。特に農会(県、郡、町村)の果たした役割は大きい。行政当局との協力関係については後述する。

1929（昭和4）年度において、鳥栖製糸所の特約組合員は、春期21,709人、夏秋期20,396人有り、この内蚕業技術員を雇傭していない特約組合は、春期8組合・組合員352人、夏秋期11組合・組合員502人にすぎない⁽¹⁸⁾。換言すれば、蚕業技術員の指導を受けている組合員は、春期98.4%、夏秋期97.5%に上る。この蚕業技術員は、全て乃至殆ど大部分が町村又は農会所属（春期198人、夏秋期184人）である。春期に鳥栖製糸所に所属する蚕業技術者は2人居るのみで、夏秋期には1人も居ない。組合直属の蚕業技術者も両期共に皆無である。鳥栖製糸所の、特約取引における大きな特徴である。蚕業技術員1人の受持戸数は、春期107戸、夏秋期108戸であった。この受持戸数は、片倉製糸直系諸工場平均（春期80戸、夏秋期66戸）に比べて多く、蚕業技術員が不十分であったことを示す。そのため、鳥栖製糸所は、翌年に同所「直接推薦任用セルモノ六拾参名地方推薦ニヨルモノ貳拾八名計九拾壱名ヲ特約組合ニ派遣シ」、春秋期の給料額の4割、即ち1人平均190円余を補助し、「実地指導ニ従事セシメタリ」という⁽¹⁹⁾。

蚕種の統一状況についてみると、鳥栖製糸所は、春期に片倉社製蚕種28%、「指定又ハ承認」蚕種55%、「関係ナキ蚕種」17%、夏秋期では「指定又ハ承認」蚕種が100%である。春期に片倉社製蚕種が一部使用されているとはいえ、春期の大半と夏秋期の全ては、「指定又ハ承認」蚕種である。「指定又ハ承認」蚕種は、佐賀県是蚕業株式会社の製造蚕種といえよう。ここに、佐賀県の特殊な事情が反映されている。

小城郡是製糸所には、1929（昭和4）年度に特約組合員が春期6,172人、夏秋期6,162人有り、この内蚕業技術員を雇傭していない特約組合は、皆無である。特約組合員は、全て蚕業技術員の指導を受けていたことになる。鳥栖製糸

所以上に蚕業技術員の指導が浸透していた。この蚕業技術員は、町村又は農会所属が春期26人、夏秋期55人、「技術員ニアラザル組合員ノ指導員」が春期145人、夏秋期144人、合計春期171人、夏秋期199人であった。先の蚕業技術員の大部分は、実際には組合指導員であったことになる。小城郡是製糸所所属蚕業技術員、特約組合所属蚕業技術員共に皆無である。「技術員ニアラザル組合員ノ指導員」が大半を占めており、鳥栖製糸所とは異なり、小城郡是製糸所の特徴であった。蚕業技術員（指導員）1人の受持戸数は、春期36戸、夏秋期31戸である。鳥栖製糸所の3分の1前後であった。小城郡是製糸所は、蚕業技術員不足を組合指導員の養成によって補っていたようである。小城郡是製糸所は、1929年3月24日から1週間、管内特約養蚕組合指導員講習会を開催する⁽²⁰⁾。更に小城郡是製糸所は、翌30年1月10日より特約養蚕組合指導員講習会を5日間に亘り開催していた⁽²¹⁾。

蚕種の統一状況に関しては、小城郡是製糸所は、春期、夏秋期共に「指定又ハ承認」蚕種が100%であった。片倉社製蚕種は、皆無である。鳥栖製糸所以上に小城郡是製糸所は、佐賀県是蚕業株式会社製造の蚕種に依存していたことになろう。片倉社製蚕種の統一は、両所の特約取引の高度な展開の一方で、鳥栖製糸所、小城郡是製糸所共に程遠い現状であった。

4. 佐賀県是蚕業株式会社の設立と片倉製糸の事業継承

(1) 佐賀県是蚕業株式会社の設立と事業内容

佐賀県是蚕業株式会社の設立経緯については既述の如くであるが、片倉製糸がどの程度関与したかについては明らかではない。『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』（475頁）には、「片倉は、県

当局の斡旋により、県・郡関係当局者及民間先覚者等と相諮」つたと述べ、片倉の指導的役割を強調しているが、これを裏付ける資料は見当たらない。但し、1929（昭和4）年3月28日開催の片倉製糸取締役会の議案として、佐賀県是蚕業(株)の株式52株（代金1,236円5銭、1株23円77銭）引受の件について審議し、可決していた⁽²²⁾。また、1930（昭和5）年7月30日には小城郡是製糸所が片倉製糸本社の依頼を受けて、佐賀県是蚕業(株)の株式463株に対する第11期配当金2,222円40銭を本日受取り、振替えた旨の報告をしている⁽²³⁾。この463株は、佐賀県是蚕業(株)の株式総数3,000株の15.4%を占める。先の52株が新規株式引受とすれば、それまでに411株を所有していたことになる。この411株は、同社株式総数の13.7%である。佐賀県是蚕業(株)設立当時、片倉組が「最大株主」（典拠無し）であったことが指摘されている⁽²⁴⁾が、片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の事業を継承する前に、同社の大株主であったことは確かなことであるとはいえよう。片倉が佐賀県最大の製糸家として、佐賀県是蚕業(株)の設立に関与していたことは疑いないであろう。但し、片倉製糸の佐賀県是蚕業(株)の経営関与は限定的で、片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の支配権を確立していたとすることは、疑問である。

佐賀県是蚕業(株)は、1918（大正7）年11月（又は12月）に佐賀市伊勢屋本町（翌々年小城町に移転）に設立する。同社は、代表者・菰田哲、資本総額150,000円（払込済額1922年10月末75,000円、1928年末120,000円）、株式総数3,000株（1株50円）、株主350名（1922年10月末、1928年末株主483名）である⁽²⁵⁾。佐賀県是蚕業(株)創立期の「役職員」は、顧問に塩入藤五郎（佐賀県技師）、田口文次（佐賀県農会長）、川崎辰一郎（前佐賀県農会長）、野崎熊次郎（片倉鳥栖製糸所長）、石井次郎（小城郡

是製糸(株)社長）、今泉良子（佐賀県農会長）。取締役社長・菰田 哲、常務取締役・稲富藤一、取締役・前田久太郎、篠原与吉、小野原虎吉、嘉村美津羅、秀島辰太郎、貞包礼太郎、古賀哲郎、木下十四三、監査役・石倉淳一、米満鹿太郎、支配人・渡辺信一、技師長・宅島林造が就任する（堀江 巽編『大正九年版 帝国蚕業大鑑』東洋蚕益社、1920年、「広告」5頁）。顧問には佐賀県技師や県郡農会長（現・前）のほか、佐賀県製糸業界を代表する片倉製糸と小城郡是製糸(株)の各所長・社長が就任していた。顧問の内、田口文次、川崎辰一郎、石井次郎、今泉良子共に佐賀県会議員経験者であり、佐賀県政財界の有力者たちであった。片倉製糸側からは佐賀県是蚕業(株)役員（取締役、監査役）への就任はない。役員は、村長や佐賀県会議員などを兼務する農業団体（産業組合、農会など）の有力者たちであった。

佐賀県是蚕業(株)は、佐賀県蚕業試験場を引継ぎ、各種試験研究と蚕種製造配付（原蚕種、普通蚕種）を行い、また佐賀県立農事講習所を継承し、男女蚕業技術員を養成する⁽²⁶⁾。同社蚕種は、佐賀県内以外に九州各県のほか朝鮮等に販路を有していたという。佐賀県は、同社に年々数千円の補助金を交付する⁽²⁷⁾。

佐賀県是蚕業(株)は、佐賀県内の佐賀郡、小城郡、神埼郡、東松浦郡、藤津郡に蚕児飼育分場を設け、春期に支欧一代交雑種及び日支一代雑種、夏秋期は支日三元雑種及び日支一代雑種を製造し、県内養蚕農民に供給する。1926（大正15）年に佐賀県蚕種は、春蚕において「国蚕支7号×国蚕欧7号及び国蚕欧1号」の黄繭種に、夏秋蚕にあつては「国蚕日107号×（国蚕支101号×国蚕支9号）」と「国蚕日107号×国蚕支9号」に各統一されたという。1928（昭和3）年末に、佐賀県蚕業(株)の蚕児飼育分場436、蚕業技術員18人（常置8人、臨時10人）であった⁽²⁸⁾。

1930（昭和5）年に同社の県内蚕児飼育分場組合数4組合、組合員数144人について知ることができる⁽²⁹⁾。即ち、1920（大正9）年春設立の玉島分場組合（東松浦郡玉島村五反田972、田中軍造）組合員83人、翌年春設立の川上村分場組合（佐賀郡川上村73、松野利三）組合員31人、1927（昭和2）年春設立の南山村中原分場組合（小城郡南山村下熊川312、小副川安一）組合員13人、1930（昭和5）年春設立の南山村上熊川分場組合（小城郡南山村大字中原字上熊川、江口虎治）組合員17人であった。

この当時の佐賀県内の主要飼育分場地は、3ヶ所あり、この内1921（大正10）年に分場開始する佐賀郡川上川沿岸地方（川上村）は、春蚕、夏秋蚕飼育を行い、「分場トシテ長所ト認ムル点」は、「一、春暖キ故早掃出来ルコト、二、夏秋ハ冷涼ニシテ分場地桑園ノ土質ヨキコト」であった。1923（大正12）年分場開始の東松浦郡海岸部地方（玉島村、久里村）は、春蚕、夏秋蚕飼育を行い、「分場トシテ長所ト認ムル点」は、「河岸海岸一帯ニ亘リ砂質壤土ナルコト」を挙げている。1928（昭和3）年分場開始の小城郡山間部地方（南山村市川）は、夏秋蚕飼育のみで、「分場トシテ長所ト認ムル点」は、「気候冷涼ニシテ春期ノ飼育ヲセス夏秋期ノミ桑ヲ摘採スルコト」であった。上記3ヶ所共、病毒（微粒子病）少なく、饗蛆病被害が少ないという⁽³⁰⁾。佐賀県は蚕業株式の種繭蚕児飼育分場は、上記分場地方と合致する。同社開発の飼育分場地といえよう。

佐賀県内の蚕種製造用蚕児飼育

場所は、1934（昭和9）年には、7郡市・19町村に亘り、この養蚕戸数は、5,767戸に上る⁽³¹⁾。この蚕児飼育分場は、春期のみ飼育分場が100ヶ所、夏秋期のみ飼育分場327ヶ所、春夏秋共飼育分場408ヶ所、合計835ヶ所であった。この835ヶ所の内、6町村で蚕児飼育場所が50～100ヶ所未満282分場、100～200ヶ所未満323分場、合せて全体の72.5%を占める。佐賀県内の蚕種製造用蚕児飼育分場の集中化がみられ、この傾向は、鹿児島県、宮崎県を除くと、九州諸県の中で顕著である。上記6村は、神埼郡三瀬村、小城郡北山村、東松浦郡玉島村・浜崎町・大里村・七山村であった。佐賀県は蚕業株式の事業を継承した片倉佐賀蚕種製造所による蚕種製造用蚕児飼育分場の開拓が進んでいたの

第2表 佐賀県は蚕業株式の蚕種製造高と佐賀県蚕種掃立枚数

	蚕種製造高 ①	全国 順位	佐賀県蚕種 掃立量 ②	① ② × 100
1919(大正 8)年	47,747 枚	36位	33,778枚	141%
20(〃 9)年	35,000	61	33,703	104
21(〃 10)年	46,066	28	30,622	150
22(〃 11)年	56,117		35,437	158
23(〃 12)年	85,978	12	40,075	215
24(〃 13)年	112,357	10	49,809	226
25(〃 14)年	149,863	9	62,682	239
26(〃 15)年	125,762	9	84,065	150
27(昭和 2)年	167,851	8	103,789	162
28(〃 3)年	165,288	6	107,987	153
29(〃 4)年	150,967	7	124,187	122
30(〃 5)年	3,642,024 蛾	13	114,668	113
31(〃 6)年	(1,077,450) 瓦	15	1,027,610 瓦	105
32(〃 7)年	(2,184,143)	5	1,054,473	207
33(〃 8)年	(2,511,053)	7	1,279,971	196
34(〃 9)年	(3,133,684)	5	1,227,284	255
35(〃 10)年	(2,885,589)	4	1,099,182	263
36(〃 11)年	(2,311,013)	6	962,326	240
37(〃 12)年	(2,792,983)	4	893,363	313

(注) 1. () 内の数値は、片倉佐賀蚕種製造所の蚕種製造高。

2. 蚕種製造高は、普通蚕種。

3. 1922年の蚕種製造高は、『佐賀県統計書』に依る。

(資料) 「全国蚕種製造家番附」(『蚕業新報』蚕業新報社、所収) 各年度、『佐賀県統計書』(勤業)、(産業) 各年度より作成。

あろう。

第2表に示すように、佐賀県是蚕業(株)の蚕種製造高(普通蚕種)は、1919(大正8)年に47,747枚、以後1920年代に増加傾向にあり、1922(大正11)年56,117枚、23(大正12)年85,978枚、翌24年以降10万枚台に増加し、27(昭和2)年に同社最高の蚕種製造高167,851枚に上る。その後、1928(昭和3)年165,288枚、翌29(昭和4)年150,967枚、翌々30(昭和5)年3,642,024蛾(1枚=28蛾換算で130,072枚)である。1927~30年に4万枚弱減少する。昭和初年の不況期に佐賀県是蚕業(株)の蚕種製造高の減少は、同社の経営にとって深刻な打撃であろう。佐賀県是蚕業(株)の事業を片倉製糸が継承するに至る背景には、こうした状況を否定することはできないであろう。

佐賀県是蚕業(株)の蚕種製造高を全国順位で見ると、1919(大正8)年に36位、翌20年61位に下降するが、翌々年には28位に上昇する。その後同社蚕種製造高の増加と共に急上昇する。1923(大正12)年の12位、翌24年には10位に上昇し、1920年代後半に入って1桁台の順位となる。蚕種製造増大時期の1925~27年の8,9位から、蚕種製造の減少幅が相対的に少ない1928,29年には6,7位まで上昇する。しかし、蚕種製造高の減少幅が大きい1930(昭和5)年

には13位まで下降する。同年、佐賀県是蚕業(株)の蚕種製造高は、全国動向以上に減少が著しかったことになる。

佐賀県蚕種掃立量に占める佐賀県是蚕業(株)の蚕種製造高割合は、同社設立当初、略150%前後を占めていたが、1923~25年には佐賀県是蚕業(株)の蚕種製造の増加に伴い、200%超まで高まる。その後1920年代後半に減少し、150,160%台から1930(昭和5)年には、113%まで急減する。

佐賀県是蚕業(株)では、蚕業研究会、養蚕講話会を開催し、小城郡是製糸所からの出席をみていた。1929(昭和4)年4月4日に、佐賀県是蚕業(株)において蚕業研究会を開催する⁽³²⁾。小城郡是製糸所から所長・河西民衛、事務長・瀬口義章が出席している。翌30年3月1日に、佐賀県是蚕業(株)創立10周年記念養蚕講話会を小城町桜座において開催し、小城郡是製糸所の蚕業課員が出席する⁽³³⁾。

(2) 片倉製糸紡績株式会社佐賀蚕種製造所の設立と事業展開

1931(昭和6)年1月に片倉製糸は、佐賀県是蚕業(株)の事業を継承して、片倉製糸紡績(株)佐賀蚕種製造所(以下、片倉佐賀蚕種製造所と略称)を設立する。

片倉佐賀蚕種製造所設立当時の佐賀県蚕種製

第3表 佐賀県蚕種製造業者(昭和6年度)

製造者名	郡町村	企業形態	原蚕種	普通蚕種	原蚕分場数
片倉製糸紡績(株)佐賀蚕種製造所	小城郡小城町	株式	60,116 ^蛾	1,077,452 ^瓦	418 ^戸
佐賀蚕種合資会社	東松浦郡久里村	合資	67,704	336,781	424
報国蚕業株式会社	藤津郡鹿島町	株式	8,204	68,953	57
力久製綈一	〃 浜町	〃	1,064	22,851	13
真名子宅太郎	西松浦郡大川村	個人	140	7,565	-
橋本正雄	佐賀市	〃	84	7,415	-
永田 清	東松浦郡鏡村	合資	-	7,406	1
平山卯市	藤津郡大浦村	株式	861	5,256	8
合計			138,173	1,533,679	921

(資料) 野崎 清編『昭和六年度 蚕種製造業態調査』全国蚕種業組合聯合会、1933年、318頁より作成。

造業者は、第3表の如くである。佐賀県において、1931（昭和6）年度に蚕種製造業者は、片倉佐賀蚕種製造所以外に、7人が存在していた。小城郡、東松浦郡、西松浦郡、藤津郡、佐賀市に分布する。「企業形態」は、個人2人以外は、株式会社（4社）若しくは合資会社（2社）であった。普通蚕種製造高は、片倉佐賀蚕種製造所が100万グラム超に上り、最大である。片倉佐賀蚕種製造所の普通蚕種製造高は、佐賀県全体の70.3%を占る。これに次ぐ、第2位の佐賀蚕種合資会社は、33万余グラムに止まり、片倉佐賀蚕種製造所との製造格差は、歴然としている。両社の普通蚕種製造高を合せると、佐賀県普通蚕種製造高153万グラム余の92.2%を占めていた。佐賀県普通蚕種製造高第3位の報国蚕業株式会社では、7万グラム弱にすぎない。同第4位の力久袈装一は、2万2千グラム余、第5位以下の4人は、5千～7千グラム台の小規模蚕種製造者であった。原蚕種製造に関しては、佐賀蚕種合資会社が6万7千蛾余を製造し、片倉佐賀蚕種製造所の6万蛾余を上回っている。佐賀蚕種合資会社は、独自の原蚕種販売先を確保していたのであろう。原蚕分場数は、両社共400戸を超えていた。

次に、片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の事業を継承するに至る経緯を明らかにしておきたい。

1929（昭和4）年7月18日開催の片倉製糸取締役会において、佐賀県是蚕業(株)の「委任経営」に関して論議しており、出張する同社金富町常務（片倉脩一、後三代兼太郎）に一任することに決する。その後、両社の間で交渉が進められていたようである。1930（昭和5）年11月28日開催の片倉製糸取締役会では、鳥栖製糸所申請の議案として佐賀県是蚕業(株)からの買収申込みに関する件が取り上げられている⁽³⁴⁾。鳥栖製糸所の申請に依れば、「1. 五ヶ年貸借期限経過後返却セラレタル場合は会社カ苦境

ニ陥ルノ恐アルヲ以テ相当価格ヲ以テ買収サレタキ旨申込アリ、2. 買収セサル場合ニ若シ契約期限ヲ先方ヨリ強イテ十ヶ年ニ延長希望シ来リタラハ承認願ヒタシ」というものであった。1929年代半ば以降、両社間の交渉によって、5年間の貸借借契約で略決着をみていたようであるが、契約期間終了後に返却を受けた場合、佐賀県是蚕業(株)の経営が苦境に陥る恐れがあることを勘案して、急遽売却方針に転換し、この旨を鳥栖製糸所に申し入れたようである。片倉製糸側で佐賀県是蚕業(株)の買収に応じない場合は、佐賀県是蚕業(株)から貸借借契約を5年間から10年間に強く延長希望があった際にはこの提案に沿って承認して欲しいことを片倉本社に要望していた。この件に関する審議結果は、貸借借契約は成可く短かく、「不止得ハ十年ニテモ仕方ナシ」というものであった。事態の推移は、結局のところ片倉製糸の思惑通り5年間の貸借借契約にて決着することになる。

1930（昭和5）年12月18日に予て交渉中の佐賀県是蚕業(株)の「事業委託」に関し、同社の菰田社長、貞包専務、小野原・古賀・米満各常務が鳥栖製糸所に来所して、契約条項に付いて折衝の結果、次の仮契約を締結し、翌年1月上旬に臨時株主総会の決議を待って正式に契約書を取り交す事になった⁽³⁵⁾。

資料1

約 定 書⁽³⁶⁾

別紙契約書ノ通り当会社ハ片倉製糸紡績株式会社ト貸借契約ヲ重役会ノ決議ヲ経テ締結セリ本契約ハ来ル昭和六年一月申中当会社ハ臨時株主総会ヲ開催シテ之ガ承認ヲ要メテ直チニ実行スルコトヲ堅ク約定ス

佐賀県是蚕業株式会社	社長	菰田 哲
片倉製糸紡績株式会社	社長	片倉兼太郎殿
	代理	矢崎 京二殿

資料2

賃貸借契約書⁽³⁷⁾

佐賀県是蚕業株式会社ヲ甲トシ片倉製糸紡績株式会社ヲ乙トシテ左ノ契約ヲ締結ス

一、甲ハ別紙目録書ノ土地、建物、蚕具、其他ノ備品一切ヲ賃料每一ヶ年五千式百円ヲ以テ乙ニ貸与シ乙ハ之ヲ使用シ自己ノ名義ヲ用ヒテ任意蚕種製造販売ヲ為スモノトス

但シ賃料支払期ハ甲ノ定期決算前五日以内トス

二、建物蚕具其他ノ備品ニシテ自然減損又ハ滅失シタルモノニ対シテハ乙ハ其責任ヲ負ハザルモノトス

火災又ハ不可抗力ニ因リテ減損滅失シタル場合亦同シ

三、乙ハ甲ノ定期決算前ニ於テ毎年其年度内ノ収支決算ヲナシ純益金ノ拾分ノ貳ヲ甲ニ提供スルモノトス

四、甲ノ所有土地建物ニ対スル公課金並ニ小修繕費備品購入費ハ蚕種製造ノ経常費ヨリ支出スルモノトス

五、増改築又ハ大ナル修繕ハ甲ト合議ノ上便宜上乙之ヲ立替支払ヒ甲ハ毎決算期ニ於テ乙ニ支払フモノトス

六、甲ハ乙ノ承認ヲ得サル限り九州各県内ニ於テ蚕種ノ製造販売ヲ為ス事ヲ得サルモノトス

若シ甲カ前項ニ違背シタルトキハ違約金トシテ壹ヶ年金五千式百円ヲ乙ニ支払フモノトス

此場合乙ハ第一項ノ賃料ト相殺スルコトヲ妨ケス

七、本契約期間ハ契約ノ日ヨリ満五ヶ年トシ契約期間満了ノ際ハ乙ノ希望ニヨリ更新スルヲ妨ケス

本契約ヲ証スル為此証書貳通ヲ作り各署名捺

印シ甲、乙両者各壹通ヲ所持スルモノトス

昭和 年 月 日

東京市京橋区豊町拾番地

片倉製糸紡績株式会社

社長 片倉兼太郎

代理 矢崎 京二

佐賀県小城郡小城町

佐賀県是蚕業株式会社

社長 菰田 哲

契約証書附帯事項

(一) 佐賀県是蚕業株式会社ハ本契約ノ全文ヲ契約締結以前ニ於テ株主總會ノ承認ヲ終ルコト

(二) 佐賀県ノ委託事業ハ県ノ諒解ヲ得片倉製糸紡績株式会社ニ於テ継承スルコト

(三) 社員備員ハ新採用ノ様式ニ依ルコト

附属書類

一、株主總會決議録

(取締役監査役一同連印)

二、重役会決議録 (同 上)

佐賀県是蚕業(株)の社長・菰田 哲は、「約定書」を作成し、片倉製糸紡績(株)社長・片倉兼太郎の代理・矢崎京二に提出する。矢崎京二は、鳥栖製糸所長である。「約定書」の内容は、佐賀県是蚕業(株)の重役会の決議を経て、同社と片倉製糸紡績(株)との賃貸借仮契約を締結し、その上で翌31(昭和6)年1月上旬に佐賀県是蚕業(株)は、臨時株主總會を開催して、承認を受けて本契約を結ぶことを約定している。

「賃貸借契約書」の主な内容は、佐賀県是蚕業(株)は、その土地、建物、蚕具、その他の備品一切を賃料1年間5,200円にて、片倉製糸紡績(株)に貸与することとし、片倉製糸は、これを使用して片倉名義の蚕種製造販売を行うものとす

る。その他に片倉製糸は、佐賀県是蚕業(株)の定期決算前に毎年度内の収支決算を行い、純益金の10分の2を佐賀県是蚕業(株)に提供するものとしている。また佐賀県是蚕業(株)所有の土地、建物の公課金及び小修繕費、備品購入費は、蚕種製造経常費より支出すること。建物の増改築や大修繕に関しては、両社合議の上、便宜上片倉製糸側がこの立替え払いし、佐賀県是蚕業(株)が決算期毎に片倉製糸に支払うこととする。また佐賀県是蚕業(株)は、片倉製糸の承認なく、九州各県内において蚕種の製造販売をすることができず、もし違反した場合は、違約金として1ヶ年賃料と同額の5,200円を片倉製糸に支払うこととする。この契約期間は5ヶ年とし、契約期間満了の際は、片倉製糸の希望によって更新することができるものとする。片倉製糸主導の賃貸借契約であるが、厳しい不況下において佐賀県是蚕業(株)の存続の危機に直面した時期に賃料5,200円のほか片倉製糸が純益金の10分の2を提供することや土地、建物の公課金や小修繕費、備品購入費を製造経費中より支出すること、建物の増改築、大修繕費を片倉製糸による立替払いなど佐賀県是蚕業(株)にとって不利、不都合な内容とはいえないものであろう。後に、賃料額と純益金の10分の2提供が俎上に載ることになる。この点後述。

「契約証書附帯事項」の中で、片倉製糸は、原蚕種製造と蚕業技術員養成の佐賀県委託事業を継承するとしている。県委託事業の内、原蚕種製造に関してはその後返還し、蚕業技術員養成事業は継承していく。社員、従業員の採用に関する人事は、片倉製糸の方針に従うものとしている。推測の域を出ないが、従来縁做採用から実力本位の人材採用に転換することになったのであろう。

上記仮契約締結後、1931（昭和6）年1月7日に佐賀県是蚕業(株)は、臨時株主総会を開催し、

賃貸借契約を決議する⁽³⁸⁾。昨年12月18日開催の片倉製糸取締役会において、佐賀県是蚕業(株)取締役の補欠選挙の件が協議され、鳥栖製糸所長の矢崎京二（参事）を推挙した模様である⁽³⁹⁾。但し、実現はしなかったようである。

1931（昭和6）年1月10日に小城郡是製糸所に鳥栖製糸所の矢崎京二所長と蚕業主任・足立梅蔵（技師補）及び片倉普及団の藤岡豊海（参事補）は、佐賀県是蚕業(株)の「委任経営契約調印」のため来所する⁽⁴⁰⁾。これにより同日「一切ノ引継ギヲ完了」し、片倉佐賀蚕種製造所と改称し、同所長に藤岡豊海が新任する。翌11日に上記矢崎所長、足立蚕業主任、藤岡豊海は、佐賀県是蚕業(株)へ機械器具その他引継ぎのため出向し、小城郡是製糸所の事務長・瀬口義章が立合い、引継ぎを行う。尚、同年1月7日の佐賀県是蚕業(株)臨時株主総会当日、小城郡是製糸所に佐賀県内の有力新聞社より片倉製糸の「委任ノ件」に関し、問合せがあり、瀬口事務長が「出向・面談」していた。

同年1月8日に鳥栖製糸所の矢崎所長から小城郡是製糸所の河西所長に電話があり、翌9日に「県是委任問題」に関し佐賀県下の各日刊新聞及び佐賀県蚕糸課各位の了解を得るため、佐賀県是蚕業(株)側と片倉製糸が「合同招待」し、直ちに各町村農会長、特約組合長、有力者宛に経営変更、今後の依頼状を出すことを打合せ。同月9日に「県是問題ノ件」について、小城郡是製糸所の河西民衛所長が佐賀市（佐賀県庁）に出張する。鳥栖製糸所は、1930（昭和5）年に県内各新聞社に賛助金等として寄付していた⁽⁴¹⁾。同年3月9日に佐賀毎日新聞社に300円、4月13日肥前日日新聞社に100円と福井市における新聞記者大会行き旅費として50円、5月12日に唐津日日新聞社に60円、5月25日民衆新聞社に30円、11月27日に佐賀毎日新聞社に60円を各寄付する。片倉製糸のマスコミ対策として佐

賀県内新聞社に行う寄付金の中で、特に県内有力紙の佐賀毎日新聞社に配慮を示していた。1932（昭和7）年2月18日開催の片倉製糸取締役会において、鳥栖製糸所申請の唐津日日新聞社（唐津市）輪転機増設費中150円の寄付に関する議案を審議・可決している⁽⁴²⁾。鳥栖製糸所100円、小城郡是製糸所25円、片倉佐賀蚕種製造所25円の分担であった。

佐賀県是蚕業(株)は、従来鳥栖製糸所と小城郡是製糸所各管内特約組合に蚕種を直接配布・販売してきたが、1929（昭和4）年3月14日に小城郡是製糸所に佐賀県是蚕業(株)の社長・菰田哲が来所し、鳥栖製糸所長・片倉五郎及び小城郡是製糸所長の河西民衛と折衝の結果、片倉特約組合に限り該蚕種を片倉両製糸所から配布することに成った⁽⁴³⁾。同年初秋蚕種より、鳥栖・小城郡是両製糸所が各管内特約組合に配布し始める。

翌30年には、鳥栖製糸所は、佐賀県是蚕業(株)製造蚕種から、片倉社製蚕種の特約組合配布へと順次転換が進んでいく。鳥栖製糸所は、この方針転換の動機を次のように述べている。即ち、「佐賀県福岡県ニ於ケル蚕種ノ統一ハ従前ニ於テハ其効果顕著ナルモノアリト虽モ近時品種ノ急速ナル改善進歩ニヨリ動モスレバ時代ノ推移ニ相伴ハサルモノアリ当所（一鳥栖製糸所）事業上ニ及ボス影響少ナカラサルヲ以テ県并ニ郡当局者ノ非公式諒解ヲ求メ春期ニ於テ河田製蚕種并ニ京都蚕種ノ優良ナルモノ四千七百余枚ヲ当所（一鳥栖製糸所）特約組合ニ配布セリ其成績頗ル佳良ナリシヲ以テ一般蚕業界ニ非常ナル衝動ヲ与ヘ品種改善ノ声漸ク盛ントナレリ次テ晩種蚕品時ノ改善ヲ促ガサシガ為普及団正白満月并ニ当所（一鳥栖製糸所）特定品種壱万枚余ヲ配布シタリ其成績特ニ佳良ナリシヲ以テ愈々品種改善ノ基礎ヲ確立スルヲ為タリ⁽⁴⁴⁾」というものであった。上記「河田製蚕種」は、

河田悦治郎（愛知県）製造の多糸量黄繭種「アスコリ黄繭×支98号」、「京都蚕種」は、向仲愿善（京都府与謝郡養老村）製蚕種か新綾部製糸（京都府何鹿郡綾部町）製蚕種であろう⁽⁴⁵⁾。何れも片倉製糸の委託製造蚕種である。また上記「当所特定品種」とあるのは、鳥栖製糸所が翌31年に特約組合に配布した晩秋蚕種の内、「正白×満月」と「日110号×支105号」が大部分を占めていた⁽⁴⁶⁾ことから、この「日110号×支105号」であろう。1930年に国立蚕業試験場は、夏秋蚕用に国蚕日110号と国蚕支105号の組合せを指定している⁽⁴⁷⁾。

鳥栖製糸所の、集繭管内である佐賀・福岡両県において蚕種の統一は顕著であるものの、佐賀県是蚕業(株)の供給蚕品種の改善進歩は立遅れていたことから、鳥栖製糸所の事業に悪影響を齎す事態が生じていた。そこで鳥栖製糸所は、佐賀県及郡当局の「非公式諒解」を得て、春期に片倉製糸の委託製造蚕種である多糸量黄繭種の「河田製蚕種」と「京都蚕種」4,700枚余、晩秋期には片倉普及団製「正白×満月」と鳥栖製糸所の「特定品種」（「日110号×支105号」カ）10,000枚余を各特約組合に配布する。何れもその成績は、極めて佳良であった。鳥栖製糸所は、佐賀県是蚕業(株)及びその製造蚕種離れが進みつつあり、佐賀県是蚕業(株)は、時代の趨勢に適應した独自の蚕品種改良を実現できなければ、その存在価値を失う事態に直面していたといえよう。佐賀県是蚕業(株)の技術的限界が危機感を不況下に増幅し、片倉製糸への事業継承に繋がったのであろう。

鳥栖製糸所は、「蚕品種ノ向上改良ハ養蚕製糸ヲ通シ最モ緊急ナル問題ナルヲ以テ」、新たに試験部を設ける⁽⁴⁸⁾。鳥栖製糸所は、学術研究のため農林大臣の許可を受けて、品種比較試験、系統分離並びに突然変異に依る新品種造成試験、飼育法試験・調査を行うと共に、飼育場

を設け、原種の早急な複製増加に努めた。春期にはその交雑種を製造し、特約組合に配布し、飼育を行ったところ、「相当ノ成績ヲ挙げ得タリ」という。また鳥栖製糸所は、春期「蚕種ガ新品种ニ替リシトニテ作柄ヲ懸念サレシモ壮蚕期天候ノ佳良ナリシト一ニハ特約組合ニ多数技術者ヲ設置セシメ徹底セル指導ヲナセシ結果稀有ノ豊作ヲナセリ」と報告している。前述の「河田製蚕種」と「京都蚕種」は、この鳥栖製糸所試験部による製造蚕種であったようである。鳥栖製糸所は、既に前年に養蚕室を新設し、晩秋期に飼育試験を行っていた⁽⁴⁹⁾。この蚕室は、1棟（建坪56坪25）である。鳥栖製糸所と佐賀県是蚕業(株)の一体性は、明確に綻びが生じていたものといえよう。佐賀県是蚕業(株)が優良蚕品種の開発・製造が出来ない以上、鳥栖製糸所の自立・離脱が進んでいくことは自明であった。片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の事業を継承した1931（昭和6）年7月20日に、同年初秋蚕より片倉社製蚕種を特約組合へ配布することの了解を得るために、小城郡是製糸所の事務長・瀬口義章が佐賀県蚕糸課及び県農会へ出頭する⁽⁵⁰⁾。斯くて、佐賀県内の片倉製糸傘下の特約組合へ片倉社製蚕種の配布が公認されることになる。

片倉佐賀蚕種製造所の土地、建物は、1931（昭和6）年12月31日現在、佐賀県是蚕業(株)所有の借地5,205坪（構内4,163坪、構外1,042坪）、借地桑園2,243坪、同社所有建物（家賃5,200円）建坪1,047坪5合、延坪1,258坪である⁽⁵¹⁾。社員は、所長以下6名、従業員製造中のみ、男女合計150名であった⁽⁵²⁾。

片倉製糸の正式辞令として、1931（昭和6）年2月28日に藤岡豊海が片倉佐賀蚕種製造所の所長(心得)、同年4月8日には事務長兼務を各命じられる⁽⁵³⁾。藤岡豊海は、蚕糸業組合法制定による佐賀県蚕種業組合設立に伴い、同年11月27日に佐賀県庁内において役員選挙の結

果、佐賀県蚕種業組合長、全国蚕種業組合聯合会議員に当選する。藤岡豊海は、片倉製糸に入社する以前には、徳島県技手、和歌山県技師・同県蚕業試験場長の経歴をもつ。藤岡豊海は、1929（昭和4）年2月19日に片倉紀南製糸所（和歌山県日高郡湯川村）に和歌山県蚕業技師として、蚕業視察のため西本技手ほか2名同伴の上乗所していた⁽⁵⁴⁾。片倉製糸は、藤岡豊海の人物、研究能力を熟知し、入社を検討していたのであろう。片倉製糸の取締役会（1929年8月28日開催）の人事案件に藤岡豊海の名が挙っており⁽⁵⁵⁾、藤岡はこの年に片倉製糸に入社し、片倉普及団に赴任したものと思われる。藤岡豊海の主な業績は、次の通りである。

- 藤岡豊海（徳島県技手）「飽く迄も打算的な徳島県蚕糸業」（『大日本蚕糸会報』第316号、1918年5月、37～38頁）
- 藤岡豊海（和歌山県蚕業試験場長）「春蚕保温装置と換気」（『蚕業新報』第369号、1924年3月、501～503頁）
- 藤岡豊海（和歌山県蚕業試験場長）「秋蚕飼育と蚕種」（『蚕業新報』第372号、1924年6月、930～931頁）
- 藤岡豊海（和歌山県蚕業試験場長）「改良上簇法其他に就て」（『蚕業新報』第381号、1925年3月、310～312頁）
- 藤岡豊海（和歌山県蚕業試験場長）「壮蚕密閉育に就て」（佐久良会雑誌第19号抄録）（『蚕業新報』第398号、1926年8月、945～946頁）
- 藤岡豊海（和歌山県蚕業試験場長）「この不況に直面しても養蚕家は無関心」（「繭価不振に対して養蚕業者の意向と其の対策」）（『蚕糸界報』第442号、1928年、14～15頁）

次に、片倉佐賀蚕種製造所の1931（昭和6）

年春秋普通蚕種、佐賀県委託原蚕種の製造数量と製造工程について明らかにしよう。4月19日～10月30日病毒予知検査、5月8日～12日蚕児雌雄鑑別講習、4月18日～5月7日春蚕原種掃立、6月1～17日種繭入荷（4,338貫700匁）、6月11～30日蚕種製造（64,476枚）、7月7～23日秋蚕原種掃立、8月13～20日種繭入荷（1,313貫170匁）、8月18～27日秋蚕種製造（26,954枚）、10月31日、12月5日バラ種洗浄及び詰入（20グラム入・43,648ヶ、10グラム入・699ヶ）⁽⁵⁶⁾。佐賀県委託原種製造数60,116蛾（2,147枚）。原蚕種飼育分場技術員事務打合会を同年3月24、25日に開催していた。この打合会には片倉製糸本社から斉藤常雄と片倉普及団の曾根原克維（現業長）が出席している。尚、片倉佐賀蚕種製造所に佐賀県委託事業監督官の同県蚕糸課技手・玉木勝彰が駐在する。

片倉佐賀蚕種製造所は、原蚕飼育分場を長崎県、福岡県、佐賀県3県に新設し、更に1934（昭和9）年には春期早掃地を鹿児島県に、晩掃地を熊本県、大分県の山間部に各設置する⁽⁵⁷⁾。

片倉佐賀蚕種製造所製造の1931（昭和6）年原蚕種品種名は、春蚕種が国蚕支7号、国蚕支13号、国蚕支14号、国蚕支15号、国蚕欧3号、国蚕欧7号、国蚕欧16号、国蚕欧17号、郡是黄、金黄、ジアロアスコリ、夏秋蚕種が国蚕日107号、国蚕日110号、国蚕支9号、国蚕支102号、国蚕支103号、国蚕支105号、国蚕欧9号、正白、県是欧白、県是白であった⁽⁵⁸⁾。片倉佐賀蚕種製造所は、多様な原蚕種を製造している。

片倉佐賀蚕種製造所の同年「種繭平均価格」（1貫匁当）は、「豊白」4円91銭、「豊黄」5円2銭、「瑞祥」4円86銭、「欧9号」4円88銭、「正白」5円13銭、「満月」4円81銭、「日110号」4円97銭であった⁽⁵⁹⁾。蚕品種毎に価格差が生じており、普通蚕種の品種は、片倉製糸開発の独自蚕品種中心に製造・配布していたよう

である。佐賀県の委託原蚕種の品種は多様で、片倉佐賀蚕種製造所が特約組合に配布する蚕品種とは異なり、片倉佐賀蚕種製造所の負担は、大きなものであったことであろう⁽⁶⁰⁾。この負担の大きさが、片倉製糸の佐賀県委託原蚕種の製造返上の一因となろう。

片倉佐賀蚕種製造所は、佐賀県委託の原蚕種の製造及び農事講習生の養成を引き継いでいたが、1931（昭和6）年10月28日開催の片倉製糸取締役会において、佐賀蚕種製造所の佐賀県依託事業に関する議案が上呈され、この委託事業の内、原蚕種の製造を止め、講習生の養成のみ引受ける事を決定する⁽⁶¹⁾。折しも同年11月2日に片倉佐賀蚕種製造所に佐賀県蚕糸課長・神津昌一郎が来所し、佐賀県委託事業中原蚕種の製造を佐賀県直営とし、片倉佐賀蚕種製造所は、講習生の養成のみを委託する交渉があり、直ちに同所より片倉製糸本社に伺った結果、原蚕種の製造は、1932年度より片倉佐賀蚕種製造所から分離し、農事講習生の養成のみを引受ける事に応諾する⁽⁶²⁾。尚、事前に両者の間で打ち合せがあった事実は、資料上みられない。但し、同年8月24日開催の佐賀県蚕糸協会総会において、蚕業試験場設置の請願の件について協議し、議決をみていた。この請願のほか、佐賀県にとって原蚕種の製造を一製糸会社に全面的に依存・委託することについて、佐賀県当局内部に異論が生じていたのであろう。先の理由からも、片倉製糸にとって好都合な事態であったといえよう。同年4月1日入学の佐賀県蚕業講習生は、20名であった。農事講習部規程に依れば、蚕業に関する学理及び技術を講習する。

佐賀県立蚕業試験場新設に当り、片倉製糸取締役会（1933年5月18日開催）において、鳥栖製糸所、小城郡是製糸所、片倉佐賀蚕種製造所合せて850円の「寄付承認」の件について協議している⁽⁶³⁾。

1929（昭和4）年に佐賀県会において、主として養蚕組合と製糸家間の特約取引繭に付き検定を行い、繭取引の改善並びに繭質の向上を図るために繭検定所の新設を決定する。翌30年6月1日に佐賀県立繭検定所は、佐賀郡春日村池田熊一所有の工場20釜を借り受け、開業する⁽⁶⁴⁾。鳥栖製糸所より繰糸業手10名、再繰業手2名、結束係1名を融通派遣する。前月20日には佐賀県農林技師・小玉敬三、同技手・宮崎 清が鳥栖製糸所の矢崎所長と共に小城郡是製糸所に来所し、新設の繭検定所規程・細則作成の打合せを行う⁽⁶⁵⁾。繭検定所設立の準備段階から片倉製糸が深く係わっていたことが判明する。

（3）片倉佐賀蚕種製造所の蚕種製造高動向

片倉佐賀蚕種製造所は、第2表に示すように、佐賀県は蚕業(株)の事業を継承した1931（昭和6）年に蚕種製造高1,077,450グラム（蚕種1枚＝28蛾＝9.375グラム換算で114,928枚）、前年（130,072枚＝3,642,024蛾）比1割程の減少をみるが、翌年より急速に増加する。1932（昭和7）年2,184,143グラム（前年比2倍）に急増し、片倉製糸が事業継承する前の佐賀県は蚕業(株)時代を通じても此程の蚕種製造高を実現したことはなかった。翌々年には3,133,684グラムに達し、この年をピークに減少するものの、略300万グラム弱を維持する。

片倉佐賀蚕種製造所の蚕種製造高は、全国順位でみると1931年の第15位から1930年代に第5位前後に上昇する。1935、37両年には第4位であった。佐賀県蚕種製造業者（特に片倉佐賀蚕種製造所）が蚕種高において全国トップクラス入りを果たしていたのである。尚、佐賀県において蚕種製造高第2位の佐賀蚕種合資会社は、1931（昭和6）年に336,783グラムから1934（昭和9）年の881,708グラムに増大する⁽⁶⁶⁾。翌年以後、減少する。同社の蚕種製造高は、片

倉佐賀蚕種製造所のそれに比べると、1931年の31.3%から1937年には21.9%まで減少する。佐賀県における片倉佐賀蚕種製造所の優位が一層拡大する。

佐賀県蚕種掃立量に占める片倉佐賀蚕種製造所の蚕種製造高比率は、1931（昭和6）年の105%から翌年の207%、1934～36年には250%前後に上昇する。県内蚕種掃立量が減少する中で、1937年に至り313%まで増進する。片倉佐賀蚕種製造所の県外蚕種配布・販売依存が高まる。

次に、鳥栖・小城郡は両製糸所の特約組合配布の蚕品種を具体的に究明することにしよう。

1931（昭和6）年より鳥栖製糸所、小城郡は製糸所共に御法川式多条繰糸機の設置が進む。鳥栖製糸所は、1934（昭和9）年3月までに御法川式多条繰糸機1,120釜（10諸＝1釜換算）、小城郡は製糸所は、1931（昭和6）年に御法川式多条繰糸機600釜（10諸＝1釜換算）の設置を行う。1936（昭和11）年新糸～翌37（昭和12）年1月末日に両製糸所が御法川式多条繰糸機を使用した白14中製造生糸の各期交雑種毎にみると、鳥栖製糸所においては、「春白14中」は、「分離白×支17号」を中心に「大安×満月」、「豊白×満月」の3種、「晩秋白14中」は、「分離白×満月」を大部分に「栄光×満月」が続く⁽⁶⁷⁾。小城郡は製糸所においては、「春白14中」は、「分離白×支17号」を中心に「分離白×満月」の2種、「初秋白14中」は、「分離白×満月」1種、「晩秋白14中」は、「栄光×満月」を大部分にして、「日111号×支107号」が続く。両製糸所共に、「分離白」、「満月」、を春・初秋・晩秋各期に多用していた。両蚕品種以外では、「支17号」、「大安」、「豊白」、「栄光」、「日111号」、「支107号」であった。両製糸所を除く九州地方片倉製糸諸工場（傍系製糸会社を含む）の中で最も多く使用した交雑種は、「春

白14中」が「分離白×支17号」又は「分離白×満月」、「晩秋白14中」が「分離白×満月」と「栄光×満月」であった。尚、上記蚕品種以外で九州地方片倉製糸諸工場が使用した蚕品種は、「瑞祥」のみで、数量は僅かであった。九州地方片倉製糸諸工場も鳥栖製糸所や小城郡是製糸所と同様の交雑種を用いている傾向にあった。片倉佐賀蚕種製造所が此等交雑種の製造に寄与していよう。

(4) 片倉製糸による佐賀県是蚕業株式会社の持株、経営形態(構想)の推移

前述の如く、片倉製糸は、既に1930(昭和5)年7月30日以前に佐賀県是蚕業(株)の株式463株を所有する、同社大株主であったが、その後も株式を買い増す機会が度々生じていた。

1933(昭和8)年7月18日開催の片倉製糸取締役会において、佐賀県是蚕業(株)の株式引受の件が審議される。従前の佐賀県是蚕業株式会社(資本金150,000円、3,000株、1株50円〔40円払込〕)の引受株数463株(片倉兼太郎名義)のほかに、新規引受株式として1,485株、合せて片倉製糸引受株式1,948株に高まる⁽⁶⁸⁾。片倉製糸の同社株式所有比率は、65%を占めるまでになる。この内訳は、片倉兼太郎1,658株、今井五介200株、尾沢虎雄20株、藤岡豊海20株、野口真幸20株、山岡政市20株、板山 茂10株に分割所有する。片倉兼太郎は、片倉製糸紡績(株)取締役社長、今井五介は、同社副社長、此以外は、片倉製糸幹部社員である。即ち、尾沢虎雄(理事)は、九州幹事(前九州監督)、薩摩製糸(株)専務取締役、松江片倉製糸(株)監査役、藤岡豊海は、既述の片倉佐賀蚕種製造所長、野口真幸は、鳥栖製糸所長、山岡政市は、熊本尾沢製糸所長、板山 茂は、薩摩製糸(株)鹿兒島工場長である。何れも九州地方所在の片倉製糸直系工場長・蚕種製造所長、傍系製糸会社役員・工

場長であった。以上の株式の外に約600株は、「一時引受け形式ヲ採り、前所有者並ニ地方関係組合等ニ分譲ノコト」とする。上記片倉所有持株数は、合せて佐賀県是蚕業(株)の総株式数の85%を占める⁽⁶⁹⁾。持株増加によって、片倉製糸の同社経営支配は、揺ぎないものとなる。また、「片倉会社個人名義分ハ会社ヨリ株式名義貸付トシ重役供託株トシテ委任状付佐賀県是会社ニ保管ノコト」にする。上記片倉製糸役員・幹部社員は、一部を除き佐賀県是蚕業(株)の重役(役員)として同社株式を個人名義貸付にしていた。佐賀県是蚕業(株)の役員については後述。上記議案は、「更ニ調査ノ上提案スル事」として次回廻しとなり、その後同年9月8日に決議を得て実施することになる。取締役会決議録には、7月18日決議として掲載している。前月28日開催の片倉製糸取締役会において、同議案が既に討議されていた。片倉製糸の引受株数は、1,500株、また、1,000株を一時仮引受として地方組合に分譲することにして⁽⁷⁰⁾。6月28日から7月18日の間に同議案は、引受株数が448株増加するが、一時引受け株式が約400株減少する。この株式の分譲先として新たに前所有者を含むことになる。この前所有者とは、片倉製糸に所有株式を譲り渡した佐賀県是蚕業(株)の役員退任者であろう。

片倉製糸は、1932(昭和7)年11月8日開催の取締役会において、佐賀県是蚕業株式会社に関する議案を討議している。その内容は、佐賀県是蚕業(株)との賃貸借契約を解除し、佐賀県是蚕業(株)名をもって営業し、片倉製糸に経営委任することとし、片倉製糸の推薦する社長並びに重役を選任すること等を12月中旬開催の佐賀県是蚕業(株)定時総会に提案し、定款の変更を成すというものであった⁽⁷¹⁾。この議案は、結局のところ取締役会において済可に至らなかったようである。

次いで、翌33年5月27日開催の片倉製糸取締役会に未上呈となった佐賀県是蚕業(株)に関する議案について紹介しよう⁽⁷²⁾。その内容は、1. 同社株式全部を片倉製糸が買い受けること、2. 蚕種製造は従前通り、土地、建物等賃貸借の契約形式を採り、片倉製糸名にて蚕種製造をすること、3. 片倉製糸の買収株式の蒐集は、佐賀県是蚕業(株)現重役の責任と成すこと、4. 同社株式買収後の重役は、片倉製糸より社長を今井副社長、尾沢(虎雄)その他とする。5. 同社定款を変更し、取締役15名、監査役5名以内とすることであった。上文中に削除された項目があり、その内容は、片倉佐賀蚕種製造所の経済を別途の形式とし、その利益全部を佐賀県是蚕業(株)の株主に配当するというものであった。結局、この議案は、取締役会に直前で上呈に至らず、取消しとなる。実質的に片倉製糸の翌月からの取締役会の佐賀県是蚕業(株)に関する議案が上記議案の新提案として審議されることになったのであろう。片倉製糸は、佐賀県是蚕業(株)との賃貸借契約を継続しながら、その内容に変更が生じていた。

片倉製糸は、1933(昭和8)年7月18日開催の取締役会において、佐賀県是蚕業(株)賃貸借契約改訂の件を提案している⁽⁷³⁾。この改訂要旨は、1. 賃料1ヶ年5,200円を16,000円に改めること、2. 純益金10分の2を提供する条項を削除すること、3. 契約期間5ヶ年を会社存立期限内(8ヶ年)とすること、4. 別に覚書を作成して支払賃料の用途並びに改訂契約が7年度に遡り有効であると約束することであった。賃料算出の基礎は、1. 払込資本金120,000円に対する8分の配当金9,600円、2. 重役報酬3,000円、3. 法定積立金概算(利益金20分の1以上)500円、4. 固定銷却金2,000円、5. 雑費(会議費、保険料、その他)900円、合計16,000円。「備考」として、賃貸借の理由は、

蚕種自治検査関係により片倉製糸会社名にて蚕種製造を行う必要にあることに依る。また税金は、片倉製糸にて前記賃料以外に支出することを記す。この議案は、取締役会において「更ニ調査ノ上提案スル事」となり、その後賃料は13,500円に、この内配当金は6分の7,200円に、雑費は800円に各修正の上、合計13,500円(「1933年8月成立」となる。

次いで、1935(昭和10)年11月28日開催の片倉製糸取締役会に佐賀県是蚕業(株)賃料増額と貸付金限度決定の件が議案提出される。この内容は、1. 前年度賃料15,600円に対し、本年度(自1934年12月至翌35年11月)は、9,400円を増額し、25,000円を交付する⁽⁷⁴⁾。同社は11月末決算である。この増額理由は、蚕種製造計画の拡張に伴い、建物・機器等の整備充実を図った結果、固定銷却金と建物取毀等による諸損金の増加その他に充当するためであった。来年度は、諸損金減少により3,000円内外の減額を見込む。2. 貸付金限度5,000円と定め、株主配当金、税金、雑費(旅費、利子等を含む)を貸与する。尚、増築工事特別支出が必要とする場合は、この限度額の追加承認ができる。利率は、片倉製糸における関係会社の貸借利率とする。この議案は、取締役会において可決する。但し、賃料は、1935年度の25,000円から翌年度以降20,000円とする。片倉佐賀蚕種製造所の蚕種製造拡張に伴う賃料増額と片倉製糸から佐賀県是蚕業(株)への5,000円を限度とする貸付金及び増築工事等の特別支出を承認する。

(5) 佐賀県是蚕業株式会社の経営者構成・経歴 ～片倉製糸役員と地元役員

1918(大正7)年創立の佐賀県是蚕業(株)社長は、菰田 哲である。菰田 哲(慶応2年12月5日生)は、1910(明治43)年5月7日設立の有限責任川上信用購買販売組合(佐賀県佐賀郡

川上村)の組合長、佐賀県信用組合連合会長、佐賀県購買販売組合連合会長、佐賀軌道株式会社(1912年11月設立)取締役、肥前日日新聞株式会社(1922年11月設立)監査役であった⁽⁷⁵⁾。菰田 哲は、川上村第10代村長(1915年4月～1923年4月29日)、佐賀郡会議員、佐賀県会議員(1913年3月～1917年3月)を務め、党派は、「中央クラブ」所属であった⁽⁷⁶⁾。菰田は、二大政党の憲政会(民政党)や政友会と距離を置いた党派的中立性と佐賀県是蚕業(株)創立時には佐賀県会議員を退任し、同社経営に専念できる等の条件が整っていたことが佐賀県是蚕業(株)社長就任の背景にあったのであろう。佐賀県会議員の菰田の職業欄は「無(地主)」であり、1933年2月4日に歿する。菰田 哲は、地主であり、佐賀県農業団体(産業組合)や佐賀県政界の有力者であった。同社その他の経営陣については、既述の如く1930(昭和5)年12月18日に佐賀県是蚕業(株)の「事業委託」仮契約をした同社役員として、菰田社長の外、貞包(礼太郎)専務、小野原(虎吉)・古賀(哲郎)・米満(鹿太郎)各常務が登場していたが、社長の菰田と常務の小野原を除く上記3名は、片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の事業を継承した後の1933(昭和8)年12月末以降においても佐賀県是蚕業(株)の経営者(取締役)として継続就任している。菰田 哲と小野原虎吉は、片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の経営支配を確立するまで引続き就任していた(各年版『帝国銀行会社要録』)が、菰田 哲死後、貞包礼太郎が一時的に同社社長に就任する(『第二十一版 帝国銀行会社要録』「佐賀県」7頁)。

第4表は、片倉製糸と賃貸借契約を締結し、片倉佐賀蚕種製造所を設立して間も無い佐賀県是蚕業(株)役員の名と経歴を示す。同社取締役は、1933年12月26日～1935年7月30日、監査役は、1940年頃の各就任時期である。取締役は、何れも任期満了後「再選見込」であった⁽⁷⁷⁾。

佐賀県是蚕業(株)の代表取締役社長は、片倉製糸紡績(株)取締役社長の今井五介である。片倉製糸社長の今井五介の佐賀県是蚕業(株)社長就任は、片倉製糸の同社重視の現れといえよう。取締役副社長は、地元の石井次郎と栗山賚四郎である。石井次郎(明治元年5月生)は、佐賀県士族(旧多久藩)、小城郡南多久村長(1909年5月～1921年2月、1936年3月～1939年4月)⁽⁷⁸⁾、無限責任多久郡購買生産販売組合長、小城郡是製糸(株)社長⁽⁷⁹⁾(片倉小城郡是製糸所の前身)、肥前日日新聞(株)代表取締役、小城共済銀行取締役、多久銀行頭取⁽⁸⁰⁾・監査役、西海商業銀行取締役、佐賀県農会長(1927年8月～1929年8月)⁽⁸¹⁾、小城郡農会評議員⁽⁸²⁾、小城郡会議員、佐賀県会議員(自由党1899年9月～1905年3月、政友会1917年3月～1925年3月)⁽⁸³⁾、佐賀県議長(14代)⁽⁸⁴⁾、衆議院議員(政友会1928年3月第16回総選挙当選、1930年2月第17回総選挙当選)⁽⁸⁵⁾などを歴任する。石井次郎は、佐賀県是蚕業(株)創立期に顧問に就任している。石井は、片倉製糸の株主でもあり、1929年度末に82株、1936年度末に52株を各所有する⁽⁸⁶⁾。石井次郎は、佐賀県政財界の有力者である。片倉製糸が賃貸借仮契約を締結する前日の1930(昭和5)年12月17日に、代議士(前佐賀県農会長、前小城郡是製糸(株)社長)の石井次郎が小城郡是製糸所を来訪し、作業状態及び工場設備を視察していた⁽⁸⁷⁾。

栗山賚四郎(文久3年8月23日生、佐賀県神埼郡蓮池村)は、1881年東京専門法律科卒業後、博文館社員、信府日報社・西肥日報社各主筆等を歴職し⁽⁸⁸⁾、神埼郡名誉職参事会員、佐賀県会議員(1897年9月～1899年9月、憲政会1916年3月～1929年3月)⁽⁸⁹⁾、佐賀県議長(15代)⁽⁹⁰⁾、衆議院議員(民政党1930年2月第17回総選挙当選)⁽⁹¹⁾を務めた。栗山賚四郎は、マスコミ界出身の佐賀県政界の有力者である。

第4表 佐賀県是蚕業株式会社役員

	氏名	経歴
代表取締役社長	今井 五介	片倉製糸紡績(株)取締役社長
副社長(取締役)	石井 次郎	多久銀行頭取・監査役、衆議院議員、佐賀県会議員(議長)
〃	栗山賚四郎	信府日報・西肥日報各主筆、衆議院議員、佐賀県会議員・議長
常務取締役	尾沢 虎雄	片倉製糸九州監督・幹事、鳥栖製糸所長、小城郡是製糸所長
取締役	山口 渉	東松浦郡巖木村長・助役・議員、巖木信用販売購買組合長
〃	貞包礼太郎	前佐賀県是蚕業(株)専務取締役、神埼郡神埼町長、神埼郡農会長
〃	武富 平三	小城郡農会長、晴田村長、私立晴田通俗図書館長
〃	古賀 哲郎	金融(質物)業者、鳥栖郵便局長、大正蚕種合資会社代表、鳥栖町長
〃	西原藤三郎	有限責任大詫間信用組合長(佐賀郡大詫間村)、大詫間村長・農会長
〃	井手口達一	佐賀県農業会理事・藤津支部長、佐賀県会議員、藤津郡能古見村長
〃	米満鹿太郎	佐賀県会議員、多久銀行監査役、佐賀県官吏、佐賀蚕種合資会社・社長
〃	古川 虎八	佐賀県農業会理事・杵島支部長、杵島郡武雄町農業会長、杵島郡農会技師
〃	野口 真幸	鳥栖製糸所長、高知製糸所長、尾沢製糸所長
〃	山岡 政市	熊本尾沢製糸所長
〃	大櫛平三郎	熊本県蚕業試験場長、片倉佐賀蚕種製造所長
監査役	副島 元市	佐賀県農業会副会長、佐賀県会議員、伊万里市農業委員
〃	本村 久雄	佐賀県農業会理事、佐賀郡久保村農業会長、久保泉州信用販売購買利用組合長
〃	小山 自三	薩摩製糸(株)鹿兒島工場長、松江片倉製糸(株)所長

(注) 1. 取締役の就任期間は、1933年12月26日～35年7月30日。以降、再選見込み。

2. 監査役の就任時期は、1938年頃。

(資料) 『昭和十一年度 取締役会議案綴 本店庶務課』、片倉製糸紡績株式会社考査課編『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』1941年、459頁、内尾直二編『第十一版 人事興信録』(人事興信所、1938年)、谷元二『第十三版 大衆人事録』(帝国秘密探偵社・国勢協会、1940年)、『第四十版 銀行会社要録』(東京興信所、1936年)、小城郡教育会編『小城郡誌』(名著出版、1974年)、『佐賀銀行史』(佐賀銀行、1971年)、『佐賀県農協三十年のあゆみ』(農協創立30周年記念事業実行委員会、1978年)、高瀬末吉編『昭和五年版 大日本商工録』(大日本商工会、1930年)、『佐賀新聞』、富谷益蔵『佐賀県官民肖像録』(博進社、1915年)、『大櫛平三郎先生伝・研究業績要録』(大櫛平三郎先生顕彰記念事業会、1964年)などにより作成。

栗山賚四郎は、1944年1月15日に歿す。

佐賀県是蚕業(株)の副社長に政友会の石井次郎と民政党の栗山賚四郎という二大政党のバランスをとった佐賀県政界有力者を据えていた。

専務取締役には、片倉製糸の九州幹事(前九州監督)、片倉製糸傍系会社の長崎製糸(株)専務取締役の尾沢虎雄(理事)が就任する⁽⁹²⁾。尾沢虎雄は、片倉尾沢製糸所・平野製糸所各所長などのほか、既に九州内では鳥栖製糸所長、小城郡是製糸所長を経験していた。尾沢虎雄は、企業経営に通じた、経験豊富な片倉製糸の幹部

社員である。

取締役の内、山口 渉は、東松浦郡巖木村長(1912年7月～1924年7月)、助役(1904年3月～1912年7月)、村会議員(1929年5月～1937年4月)(『巖木町史』下巻、唐津市、2011年、323～324、316頁)、巖木信用販売購買組合(1922年1月18日設立)3代組合長(『佐賀県農協30年のあゆみ』佐賀県農業協同組合中央会、1978年、464頁)である。山口 渉は、東松浦郡地方の政財界の有力者であった。

取締役・貞包礼太郎は、神埼郡神埼町長第6

代・1910年7月～1922年7月、第8代・1932年3月～1936年3月（前掲神埼町史編さん委員会編『神埼町史』682頁）、神埼郡農会長（『佐賀市史』第四卷、近代編大正・昭和前期、佐賀市、1979年、361頁）、佐賀県是蚕業(株)創立当初の取締役（前掲堀江 巽編『大正九年版 帝国蚕業大鑑』同社「広告」）、後に専務取締役などを歴任する。貞包礼太郎は、神埼郡地方の政財界有力者で、佐賀県是蚕業(株)の有力創立メンバーであった。

武富平三（佐賀県小城郡晴田村、現・小城市）は、小城郡晴田村長（1919年～1932年3月）、私立晴田通俗図書館（1915年11月創立）館長、晴田村教育後援会（1928年創立）会長、小城郡是製糸(株)監査役、小城郡農会長（1927年～1946年）⁽⁹³⁾などを歴任する。武富平三が小城郡農会長就任時に、前記石井次郎が小城郡農会評議員を務める。1929（昭和4）年3月24日から1週間、小城郡是製糸所が管内養蚕組合指導員講習会を開催した際の主な来賓者の1人として小城郡農会長の武富平三が出席している⁽⁹⁴⁾。翌々年10月4日には小城郡農会長の武富平三が小城郡是製糸所を繭取引状況視察のために来訪する⁽⁹⁵⁾。同年12月2日に小城郡是製糸所の所長・河西民衛は、杵島郡実行組合聯合会設立の件に付き、武富平三小城郡農会長の自宅を訪問し、意見交換する。武富平三は、「小城郡産業開発の中枢機関」、小城郡「農業界の中枢機関⁽⁹⁶⁾」としての小城郡農会の有力者であり、片倉製糸（小城郡是製糸所）の蚕業政策遂行の上で重要な人物であった。佐賀県是蚕業(株)の役員として懇請するに値する人物であるといえよう。

取締役・古賀哲郎（佐賀県三養基郡鳥栖町）は、上述のように片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の事業を継承する前の同社常務取締役から、引き続き経営陣の1人として就任する。古賀哲郎は、大正蚕種合資会社（1918年3月設立）代表無限

責任社員、九州製菓株式会社（1923年3月設立）代表取締役社長、鳥栖町の金融（質物）業者（1930年営業税88円、所得税609円納入）⁽⁹⁷⁾であり、鳥栖郵便局長、鳥栖町の町長（1929年3月～1936年11月）⁽⁹⁸⁾でもあった。古賀哲郎の所得税額は、金融（質物）業者として三養基郡内において橋本虎之助（鳥栖町）に次ぐ。片倉製糸北九州監督・武井楨太郎（理事）の告別式（1929年6月1日）の主な弔問者に古賀鳥栖町長の名がみえる⁽⁹⁹⁾。尚、古賀哲郎は、片倉製糸紡績(株)の株主である。1929年度末に同社株式110株、1936年度末に55株を所有する⁽¹⁰⁰⁾。古賀哲郎は、蚕種業等経営者のほか、鳥栖製糸所所在の鳥栖町の有力者である。

取締役・西原藤三郎は、1912（明治45年）5月30日設立の有限責任大詫間信用組合（佐賀県佐賀郡大詫間村）の組合長、大詫間村の村長（1905年10月～1937年6月）、農会長、漁業組合長、有明海苔(株)社長、1919年1月設立の佐賀塗料製造株式会社（佐賀郡中川副村）取締役である⁽¹⁰¹⁾。西原藤三郎は、佐賀郡内の農業団体（農会、産業組合）を始めとする政財界の有力者であった。

取締役・井手口達一（明治10年2月15日生、佐賀県藤津郡能古見村）は、能古見村長（1925年11月～1939年6月）、助役、藤津郡農会長・養蚕組合長、佐賀県農会理事・養蚕組合連合会副会長・畜産組合連合会理事・山林会理事・養鶏組合理事、佐賀県議員（民政党1933年3月～1945年4月）⁽¹⁰²⁾、佐賀県農業会（1943年12月30日創立）の理事（藤津支部長）⁽¹⁰³⁾などを歴任する。井手口達一は、佐賀県政界・農業団体（農会等）の有力者である。

取締役・米満鹿太郎（明治10年5月29日生、佐賀県小城郡北多久村、現・多久市）は、京都高等蚕業学校（別科）出身の佐賀県官吏（蚕業取締吏員、地方種繭審査会書記、俸給月27

円)、佐賀蚕種合資会社社長、大正蚕種合資会社無限責任社員、佐賀県参事会員、佐賀県会議員(政友会1929年3月～1937年3月)⁽¹⁰⁴⁾などを歴任し、前記石井次郎が頭取を務めた多久銀行の監査役に就任している⁽¹⁰⁵⁾。米満鹿太郎は、石井次郎に連なる政友会派の県会議員である。佐賀県会議員の米満鹿太郎の「職業」欄は、「農業」である。米満は、富農経営を基盤としている。佐賀県是蚕業(株)の創立と共に佐賀蚕種合資会社(小城郡三日月村)は、解散・合流した模様である。米満鹿太郎は、佐賀県是蚕業(株)創立時に監査役に就任しており、佐賀県官吏として同社経営監視役の立場にあったものといえよう。1927(昭和2)年7月3日に米満鹿太郎は、小城郡是製糸所の片倉所長、熊田熊一と共に鳥栖製糸所へ来所し、佐賀郡一円(川上村を除く)を初秋蚕より鳥栖製糸所所属とする交渉を行う⁽¹⁰⁶⁾。川上地方は、佐賀県内の養蚕盛業地として知られており、小城郡是製糸所は、この地方を特約地盤として保持する必要があったのであろう。特約地盤の変更には、地元有力者の援助を頼みとすることがあったようである。同年9月6日には、米満鹿太郎は、小城郡農会長、杵島郡農会長と共に鳥栖製糸所へ来所し、小城郡是製糸所を両郡の養蚕組合に開放する件について協議の上、原案等を作成する⁽¹⁰⁷⁾。この問題に関しては、両郡養蚕家の一部に意思の不一致が生じたため協議が進まず、小城郡是製糸所は、一応打ち切りこの実行を他日に留保することを1928(昭和3)年4月16日に両郡農会に正式に通告することになった⁽¹⁰⁸⁾。佐賀県是蚕業(株)専務の米満鹿太郎は、1931(昭和6)年1月7日に小城郡是製糸所に同日開催の佐賀県是蚕業(株)株主総会の件について来所する⁽¹⁰⁹⁾。小城郡是製糸所は、同日午後4時同氏より株主総会の結果、片倉製糸への委任の件可決した旨の通知を受ける。小城郡出身の米満鹿太郎は、小城郡是製糸

所とは懇意にしていたことが窺われる。また同年5月13日には米満鹿太郎は、小城郡是製糸所に桑葉不足補充法及び小城郡聯合組合統制の件について打合せのため来所する。同月24日に米満鹿太郎は、繭検定所の件と蚕況聴取のため、小城郡是製糸所を来訪する。同年7月22日、小城郡是製糸所は、講堂において小城郡、佐賀郡、杵島郡各町村技術員の協議会を開催する。この協議会に米満鹿太郎が出席していた。尚、同年2月19日に片倉佐賀蚕種製造所より出火し、新旧事務所、蚕室2棟が全焼する。小城郡是製糸所は、片倉製糸九州監督より鳥栖製糸所、小城郡是製糸所、佐賀県是蚕業(株)及び米満鹿太郎氏と相談の上、「宜敷善後策ヲ講ズル様」にとの電話を受ける。翌々21日に佐賀県是蚕業(株)の菰田社長、米満重役、鳥栖製糸所矢崎所長が小城郡是製糸所に来所し、失火善後策に付いて打合せを行う。斯くの如く、佐賀県是蚕業(株)の役員の中で、米満鹿太郎は重要案件において屢次登場しており、米満鹿太郎は、実質的な実務遂行者、同社事業の中心的役割を果していたものと思われる。但し、常務取締役片倉製糸の尾沢虎雄就任からは、尾沢がこの役割を果すことになったのであろう。

取締役・古川虎八(佐賀県杵島郡武雄町、現・武雄市)は、杵島郡農会技師、武雄町信用販売購買利用組合(1930年9月26日設立)の二代組合長、佐賀県農業会(1943年12月30日創立)理事・杵島支部長、武雄町農業会(1944年3月9日設立)初代・三代会長を歴任する⁽¹¹⁰⁾。古川虎八は、杵島郡農業団体(農会技師)の有力者である。

以上から、佐賀県是蚕業(株)の地元取締役は、佐賀県会議員及び東松浦郡、神埼郡、小城郡、佐賀郡、藤津郡、杵島郡等の佐賀県諸郡に亘る農会・農業団体の有力者を中心に構成されていたことがわかる。

取締役・野口真幸は、鳥栖製糸所長である⁽¹¹¹⁾。野口は、鳥栖製糸所赴任以前には、片倉傍系製糸会社の片倉江津製糸(株)工場長、高知製糸所長などを歴任する⁽¹¹²⁾。野口真幸は、経験豊かな片倉製糸幹部社員である。

取締役・山岡政市は、熊本尾沢製糸所長である⁽¹¹³⁾。山岡政市は、熊本工場懇談会会長、熊本県蚕糸業連盟会委員、輸出生糸同業組合評議員会実行委員となり、また1930(昭和5)年4月2日開催の大日本蚕糸会第25回総会及び熊本支部第3回総会において、大日本蚕糸会有功章を受章する⁽¹¹⁴⁾。山岡政市は、長らく熊本尾沢製糸所長を勤めた、片倉製糸のベテラン幹部社員である。山岡政市は、片倉製糸紡績(株)の株主であり、1929年度末に280株、1936年度末に100株を各所有していた⁽¹¹⁵⁾。

取締役・大櫛平三郎は、熊本県蚕業試験場長から、1933(昭和8)年11月に片倉製糸紡績(株)に入社し、片倉佐賀蚕種製造所長(準社員)に就任する⁽¹¹⁶⁾。片倉製糸以外にも郡是製糸その他2,3の製糸会社から入社誘いがあったが、片倉製糸の原料部長で大櫛平三郎と同窓生(農商務省蚕業講習所卒業)の野崎熊次郎の懇請により、また勤務地を家庭の事情から九州地区という条件を諒承したことから片倉製糸に入社を決断したという。野崎熊次郎は、曾て鳥栖製糸所長を勤めており、卒業後も大櫛平三郎と親交を深めていたのであろう。大櫛平三郎の片倉佐賀蚕種製造所長就任と共に、同所長の藤岡豊海は、片倉沼津蚕種製造所長に転勤する。

大櫛平三郎は、「分離白1号」の育成者で、1930(昭和5)年から熊本県の配付品種(夏秋期)となり、全国的にも広く用いられた蚕品種であり、解舒良好、糸質にも優れていることを特徴としている⁽¹¹⁷⁾。大櫛平三郎入社後は、「分離白1号」の改良と「満月」との組み合わせについて研究を進めている。片倉製糸の「分離白1

号」(原蚕種管理品種の日9号)は、この「熊本分離白1号」の改良種といわれている。従来、夏秋蚕の品種は、作柄、解舒不良という難点があったが、この「分離白1号」は、解舒、糸質、糸量に優れ、夏秋期の飼育に適するのみならず、春蚕用としても多用されるに至る。「わが国蚕品種の歴史に一新紀元を画した⁽¹¹⁸⁾」品種であった、といわれる所以である。大櫛平三郎は、「地方蚕業試験場長の白眉」、「我が蚕糸会が有するナンバーワンの試験場長」という評価を得ていた⁽¹¹⁹⁾。大櫛平三郎の主な研究業績は、以下の通りである。

《『熊本県蚕業試験場報告』》

- 「蚕卵ノ冷蔵塩酸卵化法ニ就テ」(第1巻第2号、1925年6月)
- 「夏秋蚕不作(主トシテ軟化病ニヨル)ノ原因ニ関スル研究 第一報 蚕児飼育温度、湿度、蚕品種並ニ蚕期ノ差異ニ依ル飼料トノ関係」(第1巻第3号、1925年7月)
- 「硬軟程度ヲ異ニスル桑葉ノ蚕児飼料的価値ニ就テ 第一報 夏秋蚕期ニ於ケル稚蚕用桑ニ就テノ観察」(第2巻第1号、1926年5月)
- 「原蚕飼育温度ガ卵並ニ次代蚕ニ及ス影響ニ就テ」(第2巻第1号、1926年5月)
- 「夏秋蚕不作(主トシテ軟化病ニヨル)ノ原因ニ関スル研究 第二報 気流ノ有無ガ家蚕ノ幼虫ニ及ス影響ニ就テ」(第2巻第4号、1927年12月)
- 「夏秋蚕不作(主トシテ軟化病ニヨル)ノ原因ニ関スル研究 第三報 温度ノ高低並ニ変化ガ家蚕ノ幼虫並ニ蛹ニ及ス影響ニ就テ」(第2巻第5号、1928年4月)
- 「夏秋蚕不作(主トシテ軟化病ニヨル)ノ原因ニ関スル研究 第四報 不時ニ襲来スル不良気温ガ家蚕ノ幼虫並ニ蛹ニ及ス影響ニ就テ」(第3巻第1号、1928年7月)

- 「夏秋蚕不作（主トシテ軟化病ニヨル）ノ原因ニ関スル研究 第五報 各蚕期ニ於ケル桑葉ガ蚕作並ニ蚕ノ栄養ニ及ス影響ニ就テ」（第3巻第3号、1928年12月）
- 「夏秋蚕不作ノ原因ニ関スル研究 第六報 再び夏秋期一化蚕飼育困難ナル原因ニ就テ」（第3巻第3号、1930年10月）
- 「分離白一号（後ノ国蚕日九号）育成ノ経過及本品種ノ性状ニ就テ」（第3巻第6号、1933年1月）
- 「土壤水分ヲ異ニスル桑葉ノ飼料的価値並ニ桑品種ノ土壤乾燥ニ対スル抵抗力ノ強弱ニ就テ」（第3巻第7号、1935年5月）
- 「秋蚕桑葉の硬軟程度と蚕児飼料的価値」（第414号、1926年、53～57頁）
- 「夏秋蚕不作の原因に関する研究」（第439号、1928年、40～51頁）
- 「初秋蚕繭質改良の実際」（第441号、1928年、34～40頁）
- 「産業合理化より観たる蚕の品種改良及飼育法問題」（第466号、1930年、83～85頁）
- 「再び夏秋期一化蚕飼育困難なる原因に就て」（第480号、1932年、23～34頁）
- 「聖上陛下の御親臨を仰ぎ奉りて」（第479号、1932年、78～82頁）
- 「夏秋蚕新種分離白一号並に其交雑種に就て」（第496号、1933年、68～69頁）

〈『大日本蚕糸会報』、『蚕糸界報』（1928年～）〉

- 「種繭保護に関する実験成績」（第264号、1914年、45～59頁）
- 「一代雑種の実行は易々たる問題なり」（第271号、1914年、31～34頁）
- 「原蚕メ飼育とは何ぞや」（第322号、1918年、13～19頁）
- 「浸湯酸卵化方法」（第352号、1921年、33～39頁）
- 「本年秋蚕不作の原因と其予防策（秋蚕不作の原因三点）」（第371号、1922年、7～9頁）
- 「未来の国母陛下を迎へ奉りて」（第379号、1923年、43～45頁）
- 「蚕卵の人工越冬塩酸孵化法に就て(一)(二)(三)(四)」（第388号、1924年、19～21頁、第389号、1924年、27～30頁、第390号、1924年、21～24頁、第391号、1924年、20～23頁）
- 「夏秋蚕不作（主として軟化病による）の原因に関する研究（上）（下）」（第404号、1925年、27～33頁、第405号、1925年、27～31頁）
- 「塩酸中の夾雑物が蚕卵に及す影響に就て」（第413号、1926年、30～34頁）

上記研究業績からも大櫛平三郎の育蚕種研究者として傑出した能力を備えていたことは、疑いないことであろう。

片倉製糸取締役会（1937年5月18日開催）における「昭和十二年度現業主任会議経過報告」の中で、「繰糸時期ヲ問ワザル…特殊ナル欠点ナキ」蚕品種として「分離白×満月」を挙げていた⁽¹²⁰⁾。同年片倉社製蚕種の内、「分離白×満月」は、春期（413,000ヶ）の61.8%、秋期（130,000ヶ）の72.2%を占めていた。「満月」は、片倉製糸普及団の小針喜三郎が育成した品種で、「交雑能率、産卵性等全般的な性質において画期的な良種⁽¹²¹⁾」である。大櫛平三郎育成の「分離白1号」と小針喜三郎育成の「満月」の組合せ、即ち「分離白1号×満月」は、作柄、解舒、糸質、糸量に優れた画期的な交雑種である。この交雑種は、片倉製糸において両俊英の出合いから生まれ、「分離白1号」と「満月」の改良と両品種の組み合わせの研究を一層進展させて、日本蚕糸業の発展に大きな貢献を果たすことになった。大櫛平三郎と小針喜三郎は共に中途入社である。片倉製糸の優

れた人材の確保は、中途採用という形で実現していた。

監査役に関しては、資料的制約から上記役員とは就任時期が異なり、1940年頃の時期に限定される。

監査役・副島元市（明治22年4月6日生、西松浦郡松浦村、現・伊万里市）は、西松浦郡役所農区技手、農業技手、佐賀県農業会（1943年12月30日設立）副会長、伊万里市農業委員⁽¹²²⁾、佐賀県会議員（1945年4月～）⁽¹²³⁾等を歴任する。県会議員の副島元市の「職業」欄は、「農業」と記載されており、富裕農・副島元市は、佐賀県政界及び農業団体の有力者といえよう。

監査役・小山自三は、片倉製糸傍系会社の薩摩製糸(株)鹿児島工場長である。小山自三は、片倉大阪出張所長、松江片倉製糸(株)所長から、1934（昭和9）年度以降、薩摩製糸(株)鹿児島工場長に就任している。小山は、1937年には既に佐賀県是蚕業(株)の監査役に就任していた。小山自三は、経験豊富な片倉製糸の幹部社員である。

監査役・本村久雄（佐賀県佐賀郡久保泉村、現・佐賀市）は、久保泉村長（『職員録』（昭和二年七月一日現在）、内閣印刷局、1927年、984頁）、久保泉村信用販売購買利用組合（1920年3月6日設立）3代組合長、佐賀県農業会（1943年12月30日設立）理事、久保泉村農業会（1944年3月7日設立）初代会長（前掲『佐賀県農協30年のあゆみ』66、406頁）などを歴任する。本村久雄は、佐賀県農業団体の有力者である。監査役3名の内、副島元市と木村久雄は、片倉製糸の佐賀県是蚕業(株)の事業継承以来、同社監査役を務めており（各年版『帝国銀行会社要録』）、この両名は、地元の有力農会関係者、残り1名は、片倉製糸の幹部社員で九州所在の片倉傍系製糸会社工場長である。

片倉製糸による佐賀県是蚕業(株)の圧倒的株式

所有の下で、佐賀県是蚕業(株)の役員中、同社を代表する取締役社長と専務取締役という重要な役職を片倉製糸が占めていた。換言すれば、片倉製糸による佐賀県是蚕業(株)の新経営体制の構築である。片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の事業を継承した当初は、経営者構成に大きな変化はなく、片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の株式所有を増大させ、経営支配を確固たるものにした上で経営体制の刷新を執行したのであろう。

1939,40年頃迄に、佐賀県是蚕業(株)の役員に変更が大分生じていた。同社取締役社長は今井五介が継続する中で、副社長は石井次郎が退任し、栗山資四郎1名となる。専務取締役には大櫛平三郎が就任していた⁽¹²⁴⁾。前専務取締役の尾沢虎雄は、片倉下諏訪製糸所長に転任している。取締役は、地元側では山口 渉、貞包礼太郎、古賀哲郎、西原藤三郎、米満鹿太郎、古川虎八が退任し、新たに武富礼太郎、江頭六助、中川原賢治、渡辺藤三郎、福富次郎が就任する。この新取締役5名は、1936年末以降の就任である（各年版『帝国銀行会社要録』）。井手口達一と武富平三のみが継続就任している。片倉製糸側では平取締役は、片倉製糸幹部社員で、鳥栖製糸所長の尾沢郁司1名のみである。前鳥栖製糸所長の野口真幸は、片倉尾沢製糸所長に転勤する。佐賀県是蚕業(株)取締役の大幅な入れ替えが進んでいる。

新取締役の内、武富礼太郎（明治17年1月7日生、佐賀県杵島郡佐留志村、後に3村合併して江北村）は、佐賀県会議員（憲政会1925年3月～1929年3月）⁽¹²⁵⁾、佐賀県農会長（1937年8月～1939年8月、1940年8月～1944年1月）、佐賀県農業会（1943年12月30日設立）顧問⁽¹²⁶⁾、江北村農業会（1944年3月31日設立）初代会長などを歴任する。佐賀県会議員の武富礼太郎の「職業」欄は、「農業」と記述しており、地方富裕農・武富礼太郎は、佐賀県政界及び農業

団体（農会）有力者である。

取締役・江頭六助（明治20年3月1日生、佐賀県東松浦郡相知村、後に相知町）は、火薬類販売業を営む多額納税者（直接国税1,206円）、1919年6月設立の相知土地株式会社（相知村）取締役⁽¹²⁷⁾であり、佐賀県参事会員、佐賀県会議員（政友会1929年3月～1947年4月）、相知町第11代町長（1943年）⁽¹²⁸⁾、佐賀県会議長（20代）⁽¹²⁹⁾などを歴任する。佐賀県会議員の江頭六助の「職業」欄には、「火薬業、農業」とあり、江頭六助は、農業と火薬類販売を家業として、佐賀県議会で活躍していた。また江頭六助は、佐賀県農会長（1935年8月～1937年8月）、佐賀県農業会（1943年12月30日設立）顧問⁽¹³⁰⁾を務める。江頭六助は、佐賀県政界並びに農業団体（農会）有力者であった。

取締役・渡辺藤三郎（西松浦郡黒川村、現・伊万里市）は、黒川村信用販売購買組合（1924年4月17日設立）2代組合長（前掲『佐賀県農協30年のあゆみ』473頁）、西松浦郡畜産組合（1918年9月5日設立）評議員（西松浦郡役所編『西松浦郡誌』（復刻版）名著出版、1972年、260～262頁）などを歴任する。

取締役・中川原賢治は、三養基郡旭村長（1928年4月～1936年4月）、大正蚕種合資会社無限責任社員、九州製粉精穀株式会社（1920年5月設立）社長、佐賀県農業会（1943年12月30日設立）理事である⁽¹³¹⁾。渡辺藤三郎、中川原賢治共に、上記武富礼太郎、江頭六助同様、佐賀県農業団体の有力者であった。

取締役・福富瑛次郎（佐賀県神埼郡仁比山村）は、神埼郡蚕業技手（前掲神埼町史編さん委員会編『神埼町史』980～981頁）、1912年2月13日設立（組合員21名）の無限責任八子信用生産購買販売組合（養蚕、仁比山村大字城原字八子）組合長（『佐賀県産業組合一覧表（大正十年三月一日現在）』佐賀県内務部、1921年、9

頁）などを務める。八子部落による『福富瑛次郎君頌徳碑』が1921年1月に建立される。

佐賀県是蚕業(株)の取締役構成は、片倉製糸の同社事業継承以来、地元の農業関係団体（農会、産業組合等）の有力者、佐賀県会議員たちを配していたことがわかる。

佐賀県是蚕業(株)は、1935（昭和10）年下益金7,478円、前期繰越益金178円を実現している⁽¹³²⁾。同社地元側の経営者たちは、高度な専門経営者とはいえず、片倉製糸に全面的に依存することによって、経営の安定と利益の達成を実現することができたものといえよう。

片倉製糸が事業継承せず、佐賀県是蚕業(株)が事業継続をした場合、資金力、高度な技術力、経営力等を欠くため、時勢に対応できず、経営破綻は免れなかったであろう。片倉製糸の佐賀県是蚕業(株)の事業継承とその安定は、同時に旧秩序、地方支配体制の維持に寄与することになる。

(6) 片倉佐賀蚕種製造所の建物設備拡充

片倉佐賀蚕種製造所の「創業時代」の建物設備は、事務室、蚕種製造室、蚕児飼育室、蚕種冷蔵庫、鏡検室、実験室、人工孵化室、寄宿舎、食堂等であった⁽¹³³⁾。以下、限られた片倉製糸内部資料によって、建物設備の拡充内容を検討することにしよう。

片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の事業継承した年には、早々に片倉佐賀蚕種製造所設備の母蛾調整機、顕微鏡の購入と営繕に着手する。1931（昭和6）年3月28日開催の片倉製糸取締役会は、片倉佐賀蚕種製造所より申請の母蛾調整機と顕微鏡購入の件に付いて審議している⁽¹³⁴⁾。その内容は、母蛾調整機1台（代金1,000円）、顕微鏡12台（代金518円40銭、1台43円20銭）、合計1,518円40銭であった。同年4月28日開催の片倉製糸取締役会に片倉佐賀蚕種製造所の営繕費2,151円を議案上呈する⁽¹³⁵⁾。この内訳は、

寄宿舍2棟工費583円、繭荷受場工費345円、抑制室工費158円、渡り廊下工費332円、門衛工費168円、外囲工費136円、浴場工費428円であった。

翌年の片倉製糸取締役会（1932年2月27日開催）では、片倉佐賀蚕種製造所設置の消防用小型ポンプ購入（代金350円）について協議する⁽¹³⁶⁾。片倉佐賀蚕種製造所は、購入理由として現在2重瓶式消火器20個配置するが、近隣草葺家屋にして火災上懸念のため新調を希望していた。この案件は、可決している。

翌33（昭和8）年10月18日開催の片倉製糸取締役会において、片倉佐賀蚕種製造所申請の冷蔵庫改築（工費16,268円）について審議する⁽¹³⁷⁾。この改築理由は、「現在ノ冷蔵庫（水庫毎年氷代1,500円ヲ要ス）ハ腐朽甚シク且ツ装置不完全ニシテ蚕種15万箱ノ冷蔵ニ堪ヘス尚明年1月20日頃ヨリ使用ナスニ依リ此際御承認願タシ」というものであった。この建物冷蔵設備等は、木造瓦葺平屋建（梁間5間、桁行13間）建坪65坪（工費2,275円）、アンモニア式冷蔵設置一式（13,443円）、給水、動力配線その他雑工事一式（550円）である。蚕種15万箱を安全に冷蔵するためには、片倉製糸が佐賀県是蚕業（株）の事業を継承した当時の老朽化した旧式冷蔵庫では限界が生じていたのである。

更に片倉製糸は、1934（昭和9）年2月8日開催の取締役会に片倉佐賀蚕種製造所の採種室と試験蚕室その他の増改築の議案を提出する⁽¹³⁸⁾。この内訳は、採種室瓦葺2階建（6間×13間）延坪156坪（工事代金5,728円）、試験蚕室瓦葺平屋建（4.5間×22.5間）一部2階建地下造、延坪117坪（工事代金4,563円）、渡廊下トタン葺平家（1間×21.75間）建坪21坪75（工事代金405円）、貯繭庫兼宿舍移転瓦葺平屋建（4間×21間）建坪84坪（工事代金672円）、冷蔵庫連絡廊下（1間×23間）トタン葺平屋建、建坪23坪（工事代金414円）、採種室及び試験蚕室内部設備一式（工事代金1,690円）、合計13,672円であった。この議案は、取締役会において「可決」する。

第5表は1935（昭和10）年2月8日開催の片倉製糸取締役会に提出の片倉佐賀蚕種製造所の製造設備増設並びに寄宿舍、食堂改築についての議案である。この提案理由は、「佐賀県是蚕業株式会社ノ事業継承以来逐年製造額ヲ増加シ現在ノ不完全ナル設備ヲ以テハ要求額ヲ充タスコト能ハサルノミナラス保護取扱上ノ欠陥ニ基ク産卵量ノ低下脱落卵ノ増加等極メテ経済上不利ナルヲ以テ採種室試験蚕室荷受所ヲ増築シ尚人員ノ増加（最盛期三五〇人）ニ伴ヒ寄宿舍食堂ヲ増改築シタシ」というものであった。片倉

第5表 片倉佐賀蚕種製造所の施設新增築案件（1935年）

採種室	梁間 6.0、桁行 10.0	木造2階建	新築	延坪 120 坪	坪当 40 円	4,800 円
試験蚕室	梁間 4.5、桁行 2.5	木造2階建	増築	〃 22 坪 5	〃 30 円	675 円
荷受所	梁間 1.5、桁行 11.0	木造平屋建	新築	建坪 16 坪 5	〃 〃	495 円
女子寄宿舍	梁間 5.0、桁行 12.0	木造2階建	新築	延坪 120 坪	〃 50 円	6,000 円
食堂	梁間 5.0、桁行 13.5	木造平屋建	新築	建坪 67 坪 5	〃 40 円	2,700 円
炊事物置	梁間 3.0、桁行 5.0	木造平屋建	改築	〃 15 坪	〃 20 円	300 円
炊事人寄宿舍	梁間 2.0、桁行 2.5	木造平屋建	改築	〃 5 坪	〃 25 円	125 円
諸家屋取毀費其他				延坪 94 坪 5		95 円
合 計						15,190 円

（資料）『昭和十年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社』。より作成。

佐賀蚕種製造所の設立以来、蚕種製造量の増加に伴い、従来の設備の不完全、欠陥の改善と増加する従業員のための寄宿舎、食堂の増改築が必要であった。採種室、試験蚕室、荷受所、女子寄宿舎、食堂、炊事物置、炊事人寄宿舎、諸家屋取毀費その他合せて工費15,190円に上る。この案件は、片倉製糸取締役会において「可決」をみる。

以上毎年のように、片倉佐賀蚕種製造所の建物設備の拡充が進められていた。

更に片倉製糸は、1940（昭和15）年6月18日開催の取締役会において、片倉佐賀蚕種製造所の蚕種庫増設を審議している⁽¹³⁹⁾。この増設理由は、「越年種七万个ヲ完全保護スルニハ天井高一二尺収容面積六〇坪ヲ要スルモ現蚕種庫ハ二階建四八坪狭隘且天井高低ク構造不完全ニシテ階上ニ於テハ夏季八五度ニ昇リ本年ハ不取敢送風装置ヲ設ケタルモ保護ノ完避ヲ期シ難キヲ以テ外周ヲ煉瓦壁ト爲シ内庫壁トノ間ニハ三尺五寸天井ト屋根トノ間ニハ五尺ノ間隔ヲ設ケ内庫ハ木骨両面嵌板張り鋸屑詰トナシ外温ノ影響ヲ防止シタシ」というものであった。この蚕種庫（梁間6間52、桁行13間53）は、外周煉瓦積瓦葺平屋建1棟88坪4、内庫共（単価154円32銭）、工費13,642円である。この蚕種庫増設案件は、片倉製糸取締役会において「可決」する。従来の蚕種庫の手狭と構造上の不備、欠陥は、この増設によって、改善されることになった。

片倉製糸が佐賀県是蚕業(株)の事業継承以来、片倉佐賀蚕種製造所の建物設備は、一新されることになったといえよう。

尚、片倉佐賀蚕種製造所は、1942（昭和17）年度の蚕種製造（2,178,000グラム）を最後に製造を終了する⁽¹⁴⁰⁾。佐賀県是蚕業株式会社は、戦時期の1943（昭和18）年2月3日開催の片倉製糸取締役会において、日本航空機(株)に売却の

件を議決し⁽¹⁴¹⁾、同月13日に日東航機工業(株)へ賃貸されることになる。

おわりに

片倉組（片倉製糸）は佐賀県に進出し、鳥栖製糸所と小城郡是製糸所を設立する。鳥栖・小城郡是両製糸所は、佐賀県内の近代的大規模製糸工場で、佐賀県製糸高の9割台を占めるほど、圧倒的優位を確立していた。鳥栖製糸所は、佐賀県と福岡県を中心に九州地方から、小城郡是製糸所は、佐賀県3郡（小城郡、杵島郡、佐賀郡）を中心に、各郡農会と市町村単位に特約取引を行い、大量集繭体制を構築する。佐賀県は、両製糸所の主要収繭基盤であった。

鳥栖製糸所、小城郡是製糸所共に特約取引は高度に展開するものの、鳥栖製糸所においては、特約組合（員）を指導する蚕業技術員は町村又は農会所属であったが、十分な人数を確保するには至らなかった。また小城郡是製糸所の場合は、蚕業技術員は大部分が組合指導員であった。町村又は農会所属の蚕業技術員は少なく、このため小城郡是製糸所は、特約組合指導員講習会を開催して、組合指導員を養成していたのである。

鳥栖製糸所と小城郡是製糸所が特約組合配布蚕種は、佐賀県是蚕業(株)に供給を仰ぎ、片倉社製蚕種は、僅かであった。佐賀県是蚕業(株)は、1918（大正7）年に佐賀県農会の主導によって設立する。片倉組が佐賀県是蚕業(株)の大株主として関与していたが、此れを以て同社の経営支配権を確立したとは言い難い。片倉製糸側から同社役員派遣や貸付金供給などを示す資料及び記述は、見い出せない。片倉組（片倉製糸）は、アドバイザー的役割を果たしていたにすぎないのであろう。鳥栖製糸所長の野崎熊次郎が同社顧問に就任しているにとどまる。佐賀県内蚕種製

造業者20数名を糾合して組織した佐賀県是蚕業(株)の蚕種製造高は、1927(昭和2)年にピークを迎えるまで急増していくが、その後減少に向い、昭和恐慌期に入り一段と減少する。佐賀県是蚕業(株)は、経営危機に直面していた。此に至り佐賀県是蚕業(株)は経営再建を模索し、一時片倉製糸による買収案も俎上するが、結局5ヶ年の貸付借契約で同社事業を片倉製糸が継承することになり、片倉製糸紡績(株)佐賀蚕種製造所(片倉佐賀蚕種製造所)を設立する。

片倉佐賀蚕種製造所の蚕種製造高は、事業継承以前よりも大幅に増加し、1934(昭和9)年には300万グラムを超える。同所蚕種製造高は、全国順位でみると最高で第4位まで上昇する。片倉佐賀蚕種製造所の製造蚕品種は、「熊本分離白1号」の改良種である「分離白1号」と片倉製糸育成の「満月」の交雑種を中心に春、初秋、晩秋各期を通じて多用された。九州地方片倉製糸諸工場へ同所製造蚕種が配給される。

片倉製糸は、佐賀県是蚕業(株)の株式所有を高め、1933(昭和8)年9月には同社株式を1,948株所有まで増加する。同社株式総数の65%を占める。この外に604株を一時引受け形式をとり、前所有者、地方関係組合等に分譲することとした。合すると2,552株となり、同社総株数の85%に達する。

持株数を増加した1933年末には、片倉製糸は、佐賀県是蚕業(株)の経営体制を一新する。片倉製糸側からは、同社代表取締役社長に片倉製糸紡績(株)取締役社長の今井五介が就任する。専務取締役には、九州地方片倉製糸諸工場の統括者(九州幹事、前九州監督)及び平取締役九州地方の片倉有力製糸工場長や片倉佐賀蚕種製造所長が各就任する。地元側からは、副社長(2名)に佐賀県会議員や衆議院議員経験者で、マスコミ界の有力者、佐賀県農会・財界有力者を配置する。両名は党派別にみると、政友会と民

政党に分れ、二大政党のバランスをとった布陣である。平取締役には、東松浦郡、神埼郡、小城郡、佐賀郡、藤津郡、杵島郡等の佐賀県諸郡の農会・農業団体有力者、佐賀県会議員中心に構成される。佐賀県是蚕業(株)の主要役員ポストは、片倉製糸側にて掌握していた。

片倉佐賀蚕種製造所長の大櫛平三郎が佐賀県是蚕業(株)の平取締役就任する。大櫛は、片倉製糸入社前の熊本県蚕業試験場長時代に「分離白1号」を育成したことで夙に知られていた。片倉製糸入社後に大櫛平三郎は、「分離白1号」の改良と片倉普及団の小針喜三郎が育成した「満月」との組み合わせの研究を進めている。この交雑種「分離白×満月」は、解舒、糸質、糸量に優れた特性を持ち、片倉製糸に止まらず、日本蚕糸業の発展に大きく貢献したことは疑いなくところである。

監査役については、地元側は、佐賀県佐賀郡及び西松浦郡農業団体有力者(佐賀県会議員兼務を含む)である。片倉製糸側は、九州地方の有力片倉製糸傍系会社の工場長である。片倉製糸側の役員は、経営者として定評のある今井社長のほか、経験豊富で有能な幹部社員であった。

佐賀県是蚕業(株)の役員は、その後地元側を中心に大幅な交替が生じている。片倉製糸側では、今井五介の社長継続以外では、主な交替としては専務取締役に大櫛平三郎が就任する。大櫛平三郎が佐賀県是蚕業(株)の実質的な経営責任者となったといえよう。地元側では、副社長1名と平取締役6名が就任する。この平取締役は、佐賀県会議員やその経験者及び農業団体(農会)有力者などであった。

片倉製糸による佐賀県是蚕業(株)の事業継承は、片倉製糸の下で事業の立直しと発展が図られることになった。換言すれば、片倉製糸が地方支配体制の維持に与したことになる。一方で、地方支配体制の上に片倉製糸の事業が安定的に遂

行できたのである。

片倉佐賀蚕種製造所の蚕種製造高の増加は、建物設備の拡充、増改築を伴い、建物設備は、一新されることになった。

片倉製糸と委任経営契約を結ぶ九州蚕種株式会社

註

- (1) 片倉製糸の蚕種製造に関する研究としては、拙稿「片倉製糸の蚕種生産体制の構築～一代交雑蚕種普及団を中心に～」(専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第44号、2010年)。拙稿「片倉製糸の地方蚕種製造所の設立と蚕種配給～姫路・福岡両蚕種製造所を中心に～」(専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第45号、2011年)。拙稿「片倉製糸の蚕種製造委託と地方蚕種家」(専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第46号、2012年)。拙稿「片倉製糸の北陸地方における製糸業経営と蚕種配給体制」(専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第47号、2013年)がある。
- (2) 佐賀県農業史編纂委員会編『佐賀県農業史』佐賀県、1967年、507～509頁。片倉製糸の佐賀県蚕糸業界支配の象徴として、『佐賀新聞』記載の山十組蚕秤封印事件を取り上げている(同、510～511頁)が、真相は不明である。
- (3) 佐賀県史編さん委員会編『佐賀県史』下巻(近代編)、1967年、493頁。
- (4) 農商務省農務局編『第八次全国製糸工場調査』1919年、229～230頁。
- (5) 農商務省農務局編『第六次全国製糸工場調査表』1913年、268頁。
- (6) 『九州之蚕糸業』大日本蚕糸会大分支会、1927年、44頁。前掲『佐賀県史』下巻(近代編)、493頁。
- (7) 鳥栖市役所編『鳥栖市史』国書刊行会、1982年、835頁。
- (8) 拙稿「片倉製糸の西日本における繭特約取引の展開」(社会科学年報』第39号、2005年、所収)95～97頁。
- (9) 『佐賀新聞』昭和2年4月11日、第13,800号。『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (10) 片倉製糸紡績株式会社考査課編『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』1941年、175頁。前掲『鳥栖市史』834頁。
- (11) 農商務省農務局編『大正十一年度蚕糸業ニ関スル道庁府県ノ施設概要』1924年、194～195頁。
- (12) 前掲『九州之蚕糸業』41～42頁。
- (13) 前掲拙稿「片倉製糸の西日本における繭特約取引の展開」97～98頁。
- (14) 『佐賀新聞』昭和2年4月11日、第13,800号。
- (15) 前掲『九州之蚕糸業』42頁。以下同。
- (16) 前掲『佐賀県史』下巻(近代編)、629頁。
- (17) 松村 敏『戦間期日本蚕糸業史研究』東京大学出版会、1992年、193頁。
- (18) 「昭和四年度 特約組合ニ関スル調査比較表」(『昭和五年自二月十五日至二月十八日 所長会議記録 片倉製糸紡績会社庶務課』所収)。
- (19) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (20) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- (21) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (22) 『昭和四年度 取締役会議案綴 庶務課』。
- (23) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (24) 前掲『佐賀県農業史』507頁。前掲鳥栖市役所編『鳥栖市史』836頁。
- (25) 農商務省農務局編『大正十二年二月 蚕種製造ヲ為ス会社組合其ノ他ノ団体ニ関スル調査』4,66頁。農林省蚕糸局編『昭和五年三月蚕種製造ヲ為ス会社、組合其ノ他ノ団体調』36頁。佐賀県蚕業(株)創立時の代表取締役は、今泉良子であった(『第八版 帝国銀行会社要録』「佐賀県」13頁)。
- (26) 前掲『九州之蚕糸業』「広告」。
- (27) 同上、43頁。
- (28) 農林省蚕糸局編『昭和五年三月 蚕種製造ヲ為ス会社、組合其ノ他ノ団体調』36頁。
- (29) 農林省蚕糸局編『昭和七年六月 蚕兒飼育場所及蚕種製造場所ニ関スル調査』19,80頁。
- (30) 同上、63頁。
- (31) 農林省蚕糸局編『昭和十一年三月 蚕種製造用蚕兒飼育場所及種繭生産ニ関スル調査』。
- (32) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- (33) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (34) 『昭和五年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (35) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。

- (36) 同上。
- (37) 同上。
- (38) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (39) 『自昭和五年一月至昭和六年十二月 取締役会議案綴 本店庶務課』。
- (40) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (41) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (42) 『昭和七年度 取締役会議案 片倉製糸紡績株式会社』。
- (43) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- (44) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (45) 拙稿「片倉製糸の蚕種製造委託と地方蚕種家」(『社会科学年報』第 46 号、2012 年) 参照。
- (46) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (47) 本多岩次郎編『日本蚕糸業史』第三卷、大日本蚕糸会、1936 年、437～439 頁。
- (48) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (49) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- (50) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (51) 同上。
- (52) 小城郡教育会編『小城郡誌』(復刻版)、名著出版、1973 年、229 頁。
- (53) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (54) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- (55) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- (56) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (57) 前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』240 頁。
- (58) 農林省蚕糸局編『昭和六年 生糸製造者及生糸製造者ノ委託ニ依リテ為シタル蚕種製造者ノ蚕種製造状況ニ関スル調査』。
- (59) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (60) 1932 年の佐賀県蚕業試験場の原蚕種製造品種は、国蚕支 13、14、15、105、106 号、国蚕欧 9、16、17、18 号、国蚕日 7、110 号、正白の 12 蚕品種であった(農林省蚕糸局編『昭和七年度 蚕糸業ニ関スル道府県ノ施設概要』260 頁。
- (61) 『自昭和五年一月至昭和六年十二月 取締役会議案綴 本店庶務課』。
- (62) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (63) 『昭和八年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (64) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (65) 同上。
- (66) 各年度「全国蚕種製造家番附」(『蚕業新報』蚕業新報社、所収)。
- (67) 「昭和十年一月蚕品種別生糸成績調査 片倉製糸紡績(株)横浜出張所」(『昭和十年二月 所長会議記録 庶務課』所収)。
- (68) 『昭和八年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (69) 翌々 35 年 11 月 28 日開催の片倉製糸取締役会において、佐賀県是蚕業(株)に関する議案資料の中に株式 3 千株中片倉製糸持株は、2,552 株(総株式数の 85%)の記述がある。(『昭和十年度 取締役会議案綴 庶務課』)。上記約 600 株は、この持株数から正確には 604 株、合せて 2,552 株となる。
- (70) 同上。
- (71) 『昭和七年度 取締役会議案 片倉製糸紡績株式会社』。
- (72) 『昭和八年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (73) 同上。
- (74) 『昭和十年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社』。
- (75) 社団法人私立佐賀郡教育会編『佐賀郡誌』(復刻版)、名著出版、1973 年、158 頁。『佐賀県農業者団体史』佐賀県農協同組合中央会、1963 年 66、126 頁。『第拾貳版 帝国銀行会社要録』(大正拾参年度)、帝国興信所、1924 年、「佐賀県」12、15 頁。
- (76) 大和町史編さん委員会編『大和町史』大和町教育委員会、1975 年、325 頁。富谷益蔵『佐賀県官民肖像録』博進社、1915 年、223 頁。佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』下巻、佐賀県議会議務局、1958 年、836 頁。
- (77) 『昭和十一年度 取締役会議案綴 本店庶務課』。
- (78) 前掲小城郡教育会編『小城郡誌』206 頁。多久市史編纂委員会編『多久の歴史』多久市役

- 所、1964年、558頁。
- (79) 海沼常尾編『大日本蚕業家名鑑続編』扶桑社、1917年、153頁、農商務省農務局編『第八次全国製糸工場調査』（大正6年度）、230頁。
- (80) 前掲『第拾貳版 帝国銀行会社要録』（大正拾参年度）、「佐賀県」1、15頁。『佐賀銀行史』佐賀銀行、1971年、38頁。『佐賀銀行百年史』佐賀銀行、1982年、132頁。
- (81) 内尾直二編『第十一版 人事興信録上』人事興信所、1938年、イ一72頁。前掲『佐賀県農業団体史』29、128頁。石井次郎（多久藩士梶原家出身）は、多久藩漢学者を系譜とする石井家先代の石井タツの養子となり、1895年家督相続し、農業を営む。
- (82) 前掲小城郡教育会編『小城郡誌』252頁。
- (83) 酒井福松・村川嘉一編『佐賀県の事業と人物』佐賀県の事業と人物社、1924年、11頁。前掲佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』下巻、832頁。
- (84) 佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』上巻、佐賀県議会議務局、1958年、「歴代議長」。
- (85) 武雄市史編纂委員会編『武雄市史』中巻、武雄市、1973年、376～377頁。
- (86) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』（第10期2頁、第17期2頁）。
- (87) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (88) 谷 元二『第十三版 大衆人事録』帝国秘密探偵社、国勢協会、1940年、「佐賀」4頁。栗山賚四郎は、佐賀県の堺 時中(農業)4男で、栗山延光の養子となる。妻(ツサ)は、養父延光の3女である。
- (89) 前掲神埼町史編さん委員会編『神埼町史』699頁。前掲佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』下巻、831頁。
- (90) 前掲佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』上巻、「歴代議長」。
- (91) 前掲武雄市史編纂委員会編『武雄市史』中巻、377頁。
- (92) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。『昭和七年度 取締役会議案 片倉製糸紡績株式会社』。
- (93) 前掲小城郡教育会編『小城郡誌』207、252、321～322頁。『第八版 帝国銀行会社要録』「佐賀県」6頁。小城町史編集委員会編『小城町史』小城町役場、1974年、406、424頁
- (94) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- (95) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (96) 前掲小城郡教育会編『小城郡誌』251、253頁。
- (97) 前掲『第拾貳版 帝国銀行会社要録』（大正拾参年度）、「佐賀県」7、13頁。高瀬末吉編『昭和五年版 大日本商工録』大日本商工会、1930年、25頁（渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧 佐賀編長崎編』日本図書センター、1999年、254頁、所収）。
- (98) 『佐賀新聞』1923年6月13日、第12,463号において、鳥栖郵便局長の古賀哲郎は、1923（大正12）年6月11日の佐賀県下3等郵便局長会議（於・佐賀市公会堂）優良局表彰（管内13県の優良成績局として表彰旗授与）される。鳥栖市教育委員会編『鳥栖市誌』第4巻 近代・現代編、鳥栖市、2009年、91頁・表2-3。
- (99) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- (100) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』（第10期54頁、第17期67頁）。
- (101) 前掲『佐賀郡誌』158、160頁。前掲富谷益蔵『佐賀県官民肖像録』161頁。川副町誌編纂委員会編『川副町誌』川副町誌編纂事務局、1979年、396頁。『第拾貳版 帝国銀行会社要録』「佐賀県」11頁。尚、佐賀塗料製造(株)の監査役は、今泉良子である。
- (102) 前掲『佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』下巻、844頁。鹿島市史執筆委員会編『鹿島の人物誌』鹿島市史資料編第四集、鹿島市、1987年、9～10頁。
- (103) 鹿島市史編纂委員会編『鹿島市史』下巻、鹿島市、1974年、105頁。前掲『佐賀県農協三十年のあゆみ』66頁。
- (104) 前掲海沼常尾編『大日本蚕業家名鑑続編』57、437頁。前掲富谷益蔵『佐賀県官民肖像録』340頁。『第七版 帝国銀行会社要録』「佐賀県」8、12頁。『職員録』（昭和10年1月1日現在）、内閣印刷局、1935年、414頁。前掲佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』下巻、843頁。この「県会議員一覧」には、米満鹿太郎の「職業」を「農業」と記している。米満は、佐賀郡の有力地主なのであろう。
- (105) 安藤仁隆編『第四十版 銀行会社要録』東京興信所、1936年、「佐賀県」2頁。
- (106) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (107) 同上。
- (108) 『佐賀新聞』1928年4月18日、第14,158号。
- (109) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。

- 績株式会社庶務課】。
- (110) 前掲『佐賀市史』第四卷（近代編大正・昭和前期）361頁。前掲『佐賀県農協三十年のあゆみ』66、485頁。
- (111) 『昭和八年二月 所長会議書類 昭和八年十一月 事務主任会議書類】。
- (112) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課】。『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課】。
- (113) 『昭和八年二月 所長会議書類 昭和八年十一月 事務主任会議書類】。
- (114) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課】。尚、山岡政市は、1936（昭和11）年9月18日と翌年9月8日各開催の片倉製糸取締役会において、休職の辞令と依頼退職が承認される。
- (115) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』（第10期44頁、第17期56頁）。
- (116) 『大櫛平三郎先生伝・研究業績要録』大櫛平三郎先生顕彰記念事業会（代表・坂梨日露）、1964年、1、57頁。『昭和八年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課】。
- (117) 平塚英吉編著『日本蚕品種実用系譜』大日本蚕糸会蚕糸科学研究所、1969年、94頁。
- (118) 田島弥太郎『蚕品種物語 昭和期（I）』（『蚕糸科学と技術』第27巻第9号、1988年）48頁。
- (119) 阿蘇国造「地方蚕業試験場長の白眉 大櫛平三郎君」（『大日本蚕糸会報』第379号、1923年）42頁。「蚕海を泳ぐ人々」（『大櫛平三郎君』『蚕糸界報』第466号、1930年）101～102頁。
- (120) 『昭和十二年分 取締役会議案綴 本店庶務課】。
- (121) 横山忠雄「多糸量系品種の繭糸質の改良と強健性品種」（『蚕糸科学と技術』第15巻第7号、1976年、50頁）。
- (122) 『大正二年 職員録（乙）』印刷局、1913年、678頁。『大正五年 職員録（乙）』印刷局、1916年、741頁。前掲『佐賀県農協30年のあゆみ』66頁。伊万里市史編纂委員会編『伊万里市史』本篇、伊万里市役所、1963年、663頁。
- (123) 前掲佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』下巻、847頁。浅野松次良『第四十七版 日本紳士録』（交詢社、1944年5月、64頁）では、副島元市の佐賀県会議員選出の時期は、稍早い。
- (124) 前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』458～459頁。
- (125) 前掲佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』下巻、841頁。
- (126) 前掲『佐賀県農業団体史』40、130頁。前掲『佐賀県農協30年のあゆみ』66、492頁。
- (127) 前掲『第十三版 大衆人事録』〔佐賀県〕2頁。
- (128) 前掲『職員録』（昭和10年1月1日現在）414頁。前掲佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』下巻、842頁。相知町史編さん委員会編『相知町史』下巻、相知町、228頁。
- (129) 前掲佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』上巻、「歴代議長」。
- (130) 前掲『佐賀県農業団体史』30、129頁。前掲『佐賀県農協30年のあゆみ』66頁。
- (131) 同上。前掲鳥栖市教育委員会編『鳥栖市誌』第4巻 近代・現代編、91頁・表2-3。前掲『第拾貳版 帝国銀行会社要録』（大正拾叁年度）、〔佐賀県〕13～14頁。
- (132) 安藤仁隆編『第三十八版 銀行会社要録』〔佐賀県〕5頁。前掲『第四十版 銀行会社要録』〔佐賀県〕6頁。1934年下益金7,346円、前期繰越益金532円（安藤仁隆編『第三十九版 銀行会社要録』〔佐賀県〕6頁）、1936年下益金7,478円、前期繰越益金57円（安藤仁隆編『第四十一版 銀行会社要録』〔佐賀県〕6頁）である。
- (133) 前掲小城郡教育会編『小城郡誌』229頁。
- (134) 『自昭和五年一月至昭和六年十二月 取締役会議案綴 本店庶務課】。
- (135) 同上。
- (136) 『昭和七年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社】。
- (137) 『昭和八年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課】。
- (138) 『自昭和八年九月至昭和十年十二月 取締役会議案綴 庶務課】。
- (139) 『昭和十五年分 取締役会議案綴 本店庶務課】。
- (140) 『片倉工業株式会社三十年誌』片倉工業株式会社調査課、1951年、57頁。
- (141) 同上、「年表」9頁。

〔付記〕 本稿使用資料の収集において、専修大学図書課の中田真美子氏にお世話になった。記して厚くお礼を申し上げる。

自動車交通事故民事損害賠償責任における因果関係と帰責関係 — 保険契約の視点から —

武 田 昌 之

目 次

1. はじめに
2. 保険契約における因果関係の推移
3. わが国民法（特に不法行為法）における因果関係説の立場について
 - 3-1 相当因果関係説について
 - 3-2 帰責関係との関連
4. 最高裁平成13年3月31日判決と被害第三者救済
 - 4-1 事実関係
 - 4-2 東京高等裁判所の判決
 - 4-3 最高裁判所の判決
 - 4-4 小括
5. わが国自動車損害賠償責任保険における給付の変化と傾向
6. これら諸要因の調整と均衡（因果関係と帰責関係）
7. むすびに代えて

1. はじめに

自動車交通事故民事損害賠償および自動車損害賠償責任保険の立場¹⁾から過失による法益侵害により生ずる損害をどのように捉えるかにつき、因果関係および帰責関係の視点から考察する。

もちろん、単なる自動車事故による運転当事者自身の損害であれば、保険契約という視点に立って、相当因果関係により把握することは、

周知のところであり、所謂1つの相当因果関係によって解決されることになる。

ところが、自動車損害賠償責任保険ということになれば、現在、保険者による示談代行がなされるのが通例であり、保険者が加害運転被保険者に代わって、民事責任の視点から責任成立因果関係と責任範囲因果関係を把握し、これに基づいて、給付成立因果関係と給付範囲因果関係を明確にして損害填補をなすことになる。この場合も、基礎は相当性を基本とする相当因果関係であり、所謂2つの相当因果が問題とされることになる。

ところで、このような状況は、常に、加害者対被害者が1対1の場合である。

ところが、結果的に、加害者が複数の場合、どのように判断したらよいであろうか。つまり、被害者Cに対しての、加害者Aの責任、加害者Bの責任をどのように捉えるかということが問題になる。その場合に、被害第三者救済を前提として、個々の加害者の責任をどのように捉えるかという事につき、バランスのとれた対応が必要になるであろう。

この小稿は、この点につき、緻密に分析した前稿²⁾および前々稿³⁾の立場に立ち、再度、全体的整理を順序だて、かつ総括するという意味で種々の視点に立って、理論的解説を含めた簡潔な分析をなすものである。

ただ、その場合、注意しなければならないことは、最高裁判決は⁴⁾は、共同不法行為つまり

連帯責任の視点に立ち、被害第三者救済を重視するために、因果関係の中断を認めないと判定していることである。したがって、特に、従来、因果関係の中断を適用して解決して来た問題にどのように対応すべきかということが問題とされるに至ったということである。

この問題につき、具体的に考察すれば、以下のようになる。

つまり、複数の加害者が問題とされる場合には、共同不法行為による場合⁵⁾と競合的不法行為による場合⁶⁾がある。共同不法行為においては、連帯責任が認められ被害第三者は先行加害者の保険者に対して直接請求することが可能になる。ところで、競合的不法行為の場合にも、共同不法行為の場合と同様に先行加害者が対外的に全責任を負担するのかということが問題になる。この点については、被害第三者救済という視点から、被害第三者の直接請求権を認めなければならないということになる。つまり、最高裁判決⁷⁾がなされていることを注意しなければならない。

その上で考えると、四宮説⁸⁾で説かれているごとく、無条件で先行不法行為者がその過失により総ての責任を負担しなければならないということには大きな疑問は避けられない。つまり、競合的不法行為についても、先行加害者の過失度よりも後発加害者の過失度が重い場合には当然に問題ありとして適切な方策が考えられなければならないであろう。

そこで、最高裁判決に抵触しない方法で、対内的な分担ではなく、その責任の所在を明確にするために、分割をより明確に出来ないかということ、つまり、因果関係では解決のつかない場合、どのように対処するかということを考えることが必要になる。

その場合には、前稿および前々稿で述べたごとく、帰責関係⁹⁾で問題の解決をするというこ

とになろう。

つまり、帰責関係の性格を明確にした上で帰責関係の断絶¹⁰⁾または中断を明らかにすればよい。このようにみて来ると民法理論の決着も、後述するごとく、実はその根底において、各種損害保険契約の機能の発揮に負うところ大であるということになる。換言すれば、全体として観た場合に、すべての問題処理が適切に収まっているように思われる複雑さの中にも1つの確たる秩序があるということが出来よう。

本稿は、かかる視点に立って（つまり、最高裁判決の意図している点を十分に考慮した上で）、全体として順序だった纏めをすることを考えたものである。したがって、推論の中で、敢えて、最高裁判決の内容を特に明確化することを含めての論述とする。

-
- 1) 現今、自動車交通事故民事損害賠償は自動車損害賠償責任保険により処理されるのが通常であろう。自賠責保険は強制であり、任意保険は示談代行機能を有するので広く普及している。かかる前提に基づき論述する。もちろん、過失ある行為による責任は原則として有責性原理に基づくものであり、因果関係が適用される。しかし、因果関係だけでは決着のつかない問題があり、これが分析の対象となる。
 - 2) 拙稿「自動車交通事故民事損害賠償における複数加害者の責任（補稿）—自動車損害賠償責任保険の視点から医師の重大な医療過誤について—」『損害保険研究第74巻第1号』（以下拙稿Ⅱとする。）1頁以下。
 - 3) 拙稿「自動車交通事故民事損害賠償における複数加害者の責任—自動車損害賠償責任保険の視点から—」『損害保険研究第72巻第2号』（以下拙稿Ⅰとする。）1頁以下。
 - 4) 本稿182頁以下。
 - 5) 本稿177頁参照。
 - 6) 本稿177頁参照。
 - 7) 本稿184～185頁以下。
 - 8) 本稿182頁 注18) 参照。
 - 9) 本稿177～179頁。
 - 10) 本稿179頁。

2. 保険契約における因果関係説の推移

そもそも、保険契約における因果関係説は、海上保険契約における場合は別として、相当因果関係が適用される。自動車保険においても、自動車事故によって生じた損害という場合、相当因果関係説が適用されるのは当然であり、自動車事故と相当因果関係にある損害が自動車保険契約の普通保険約款の規定に準じて、損害填補の対象とされることになる。したがって、このことは、広く1つの相当因果関係として認識されることになる。

ただ、自動車保険契約も、その賠償責任条項である所謂自動車損害賠償責任保険契約においては、保険者による示談代行が規定され、これが、現今では、保険者の実質的かつ主たる保険給付ということになる。

つまり、保険者としては、加害被保険者の生じしめた損害に対して責任成立因果関係と責任範囲因果関係を相当因果関係の立場に立って確認し、損害填補の基礎を把握する。したがって、ここで2つの相当因果関係が認識されることになる。

もちろん、保険給付という視点に立つと、この2つの相当因果関係を給付成立因果関係と給付範囲因果関係という観点で再度把握することが必要になる。しかし、因果関係については、保険契約というスクリーンを通すというだけのことであり、実質的には、ほぼ同質のものと言え得るので、普通保険約款の規定上の差異はあっても、2つの相当因果関係という捉え方は、あくまでも、固執されて然るべきものであるということになる。

よって、このような捉え方は、保険者が示談代行をなすにつき、きわめて合理的な捉え方であるということになる。

かかる視点に立つと、基本的には、責任成立

因果関係と責任範囲因果関係の把握が、示談代行において、先ず問題とされなければならないことは当然であり、かかる相当因果関係は、総て、基本的には保険契約とも同じ観点で判断の基礎になる。

したがって、自動車損害賠償責任保険においては、現在、その主たる機能とされている示談代行ということから、2つの相当因果関係という認識を導入することが必要になる。

確かに、被害者対加害被保険者の関係が1対1の場合には、このような捉え方で決着はつくであろう。ところが、このような捉え方のみでは決着の付かない問題がある。

それは1人の被害者対一人の加害被保険者のほかに別の加害者のいる場合である。このように、複数の加害者の場合の問題解決については、未だに、正確かつ具体的な決着がついている状態ではない。

わが国においては、被害第三者救済という視点に立った最高裁判決を大前提として、後述のごとく、対内的割合的分担または分割をめぐって種々の議論が錯綜している。もちろん、最高裁判決に対抗する説¹⁾のあることも周知のところである。

筆者は、最高裁判決を前提とした上で、前稿²⁾および前々稿³⁾のごとき分析をなした後に、帰責関係⁴⁾という捉え方を導入することにより、問題の解決をなすことを提言する。

ただ、かかる方策を進めるうえで、必要不可欠の対応が、保険契約の運用（利用）ということである。それは具体的には、自動車損害賠償責任保険⁵⁾と医師賠償責任保険契約⁶⁾であるということとは、後述の通りである。

1) 稲垣喬『医師責任訴訟の構造 86～87頁。』
なお、稲垣説によれば、「医師の過失が重大な場合に相当因果関係はないとして傷害と死亡を分別する帰結は、結局、重過失を調整原理とす

る分割責任論への布石、架橋と解することができる。」(稲垣喬「交通事故と医療過誤の競合」『新実務民事訴訟講座5』138頁。)とされる。また、河原説によれば、ドイツの判断・学説を基準として、「後続損害の帰責性は第一次加害行為の帰責性とは別に考える、つまり(BGB)823条の及ばない領域であるとして、別の基準を設定することが妥当であろうと思われる。」(河原格「交通事故と医療過誤との競合」『交通事故民事裁判例集創刊25周年記念論文集・交通事故の賠償の新たな動向』)としている。

- 2) 拙稿Ⅱ1頁以下。
- 3) 拙稿Ⅰ1頁以下。
- 4) Klaus Bedwig und Markus Gehrlein, Das Haftpflichtrecht nach der Reform, S.202~3. Markus Gehrlein, Grundriss der Arzthaftpflicht. 2 Aufl. S. 104~5. Karlmann Geiss und Hans-Peter Greiner, Arzthaftpflicht. 6 Aufl. S.157. Ruediger Martis und Martina Winkhart-Martis Arzthaftungsrecht. 3 Aufl. S.829-835. Wolfgang Frahm und Wolfgang Nixdorf, Arzthaftungsrecht. 3 Aufl. S.50.
- 5) 自動車事故を生じしめた加害運転被保険者の自動車事故民事損害賠償責任についての賠償責任損害について自動車損害賠償責任保険契約の約款規定に基づいた填補をなす。
- 6) 重大な医療過誤をなした医師の損害賠償責任についての賠償責任損害は医師賠償責任保険契約の約款規定に基づいて填補される。

3. わが国民法(特に不法行為法)における因果関係理論の実態について

3-1 相当因果関係説について

わが国の不法行為法についての因果関係論については、近年、「事実の因果関係、保護範囲ならびに金銭的評価」という点で捉えるべきであるとする平井説(義務射程説)¹⁾が広く認められていることは周知のところである。

しかし、一方で、わが国債権法の由来につき詳細に分析し、諸外国の状況も究明した上で、前田説²⁾は、結局、相当因果関係説によるものとする。また、さらに、ドイツの現状分析もな

した上でも相当因果関係が穏当なところとする。

さらに、潮見説³⁾も、わが国の現状を分析した上で相当因果関係説に落ち着くとする。

以上、近年、わが国における不法行為法についての対象的な2つの代表的学説を概略的に前提として、自動車交通事故民事損害賠償責任(さらに自動車損害賠償責任保険契約についても)につき考察する。その場合、加害者対被害者の関係を前提にして問題の解決に当たらなければならないということになり、また、保険契約の果たす役割からしても、伝統的相当因果関係説の視点に立って分析を進めることが⁴⁾適切な方策となろう。

いずれにしても、自動車交通事故民事損害賠償責任の場合であるが、自賠法もあり、前述のごとく、ほとんど、自動車損害賠償責任保険(自賠責保険および任意保険)契約を併用して問題の処理、解決がなされるものであり⁵⁾、具体的には、そしてそれは、特に注意すべきことであるが、自動車損害賠償責任保険契約の示談代行機能⁶⁾として、問題の処理が保険者側による自動車交通事故民事損害賠償責任における問題点の決着につきなされる場合が多いことからしても極めて穏当なところである。

したがって、相当因果関係説に準じて問題の解決がなされるものと考えてことが適切な結果をもたらすことになり、また、諸手続きが円滑に進められるということが出来よう。

つまり、自動車交通事故民事損害賠償責任における問題解決については、自賠責保険および任意保険と円滑な連繋の出来る捉え方が必要になる。

そのような視点に立つと、不法行為法とはいうものの、特に、自動車交通事故民事損害賠償責任においては、相当因果関係によって判断することが適切であるということになる⁷⁾。

ところで、単なる自動車事故については、もちろん、1つの相当因果関係で処理することが

相当であり、それで十分である。

ところが、自動車交通事故民事損害賠償責任ということになると、自動車損害賠償責任保険契約に基づき保険者が示談代行をなすにつき責任成立因果関係と責任範囲因果関係という視点から問題の解決をなそうとすることは前述の通りであり、このことは、民事責任における問題点の分析に準じてのものである。

つまり、不法行為法においても、自動車交通事故民事損害賠償責任においては、その性格からして、2つの相当因果関係⁸⁾が適用されるといふ捉え方が認められ得ることになる。そして、このことが、自動車交通事故民事損害賠償責任および自動車損害賠償責任保険契約を考える場合の基礎になる。したがって、このことから、因果関係をどのように捉えるかにつき、次節で論述する独自の問題が生ずるのであり、本稿で分析の対象としているような問題の解決には、結局は帰責関係をどのように把握したらよいかということが問題になる⁹⁾。

よって、具体的には、これらの問題点を総合した理論分析が必要になる。

3-2 帰責関係との関連

ところで、加害運転被保険者の過失のほかにさらに別の加害者（結果的に、加害者と見做される者も当然のこととして含まれる。）の過失が複合した場合には、どのように把握したらよいか、次の問題となる。

つまり、具体的には、共同不法行為と競合的不法行為の場合がある¹⁰⁾（もちろん、この点に関しては、わが国において、諸説あることは周知のところである。）

まず、共同不法行為の場合については、複数の不法行為者が、ほとんど同時にほとんど同種の不法行為をなしたものであり¹¹⁾、当事者間では、結果的に連帯責任を認め、対内的には割合

的分担責任を負うことになる¹²⁾。

一方、競合的不法行為については、複数の不法行為者が、異時に異種の不法行為をなしたものであり、当該当事者の負担する責任は、その状況に応じて区分した扱いがなされなければならないことになろう。

具体的には、例えば、自動車交通事故においては、加害運転被保険者の過失と被害第三者が搬送された病院での医師の過失の競合について分析¹³⁾しなければならない場合である。

この場合については、医師の過失の軽重により問題の処理が区分されることになる。

医師の医療過誤が軽度の場合には、競合的不法行為であっても、共同不法行為の場合と同様に、両当事者は、被害第三者に対しては、連帯責任を負い、当事者間では、結果的に対内的に、割合的な分担責任を負うことになる¹⁴⁾。

しかし、医師の重大な医療過誤の認められる場合には、共同不法行為の場合のように、対外的に最初の賠償責任者（加害運転被保険者）が、総ての責任を負担することになるかもしれぬということ（つまり不真正連帯責務として）に問題なしとして済ますことには問題がある¹⁵⁾。その場合、先行過失による権利・法益侵害と後発過失による権利・法益侵害を分断¹⁶⁾しなければならないであろう。つまり、結果的に割合的に分断（分割）することになるということが出来る。

ただ、ここで問題のあることは否定出来ない。それは、前述のごとく、因果関係の中断を認めることは、被害第三者救済という視点（かかる事案については、最高裁は共同不法行為として把握していることであり）から肯定出来ないとする最高裁判決がなされている¹⁷⁾ということである。

そこで、最高裁判決を認めた上で、四宮説のごとく¹⁸⁾、何とかして先行不応行為者が無条件

で結果的に総て負担する可能性もあり得ること
 に対しての対応策を考えなければならないこと
 になる。

もちろん、その際に因果関係の中断を認めないとする最高裁判決に対抗する説¹⁹⁾および地裁判決²⁰⁾のあることは周知のところである。

最高裁判決は、そもそも、自賠法などの意図する被害第三者救済など（もちろん、前述のような視点に立っていることもあり）をも考慮して、因果関係の中断を認めないとするものであり、相当因果関係説を前提として展開して来た理論構造が、ここで、1つの問題点に立ち至ったということが出来る。

したがって、筆者としては、この最高裁判決を認めた上で、さらに、具体的に、責任成立因果関係における帰責関係の断絶または中断²¹⁾という細分化をなすことが本当の意味での加害者の負担すべき責任の範囲の的確性の認定を可能に出来る要因となるとする。そして、このことが、結果的にバランスのとれた理解を可能にするものとする。

その上で、このような捉え方を更に実効あるものにするのが保険契約であるということが出来る。つまり、具体的にその機能を発揮するのは、自動車損害賠償責任保険契約と医師賠償責任保険契約ということになる。したがって、不法行為法と自賠法と保険契約法とは、同時並行的に機能しているものであるということが出来る。

さて、ここで、前述の帰責関係であるが、その根底にある帰責とは如何なることであるかにつき考察すると、それは極く基本的問題として、次のように理解出来るであろう。

すなわち、如何なる理由で被害者が加害者に損害賠償の請求が出来るのか。そして、その根拠は何かを問題とした場合、加害者に何らかの形で帰責することの認められるときに限って、

加害者は損害を賠償しなければならないとする。

筆者は、保険契約との提携という視点から相当因果関係が因果関係理論の範疇で適用されるべきものとしている。帰責 (Zurechnung)²²⁾とは、その因果関係の根底 (原因として) にあるものであり、責任成立因果関係において考慮されるべきものである。

したがって、この問題点に重点を置くと、ドイツにおいても諸説²³⁾が主張されているごとく、種々の捉え方が考えられることになる。

潮見説は、例えば、運行供用者概念については、「自動車の運行について指示・制禦をなすべき地位²⁴⁾」や「社会通念上自動車の運行が社会に害悪をもたらさないよう監視、監督すべき立場²⁵⁾」にあったか否かという評価的概念 (規範的概念) をもって帰責の根底にあるものとする。いずれにしても、帰責はその置かれた状況に応じて責任負担の有無につき厳格に判断されなければならない。

したがって、責任負担をなすべきものは、その帰責の度合、帰責の根底にあるもの等を前提として厳格に区分・判断されなければならない。よって、その状況如何により諸説が生ずる。前田説によれば、「帰責原理は意思原理に限るものでないのであるから、抽象的過失そのものを明確に根拠づける信頼原則をもって過失ある行為の帰責原理とするのが簡明である。²⁶⁾」として、信頼原則 (Vertrauensgrundsatz²⁷⁾) を基本におくべきであるとされる。そして、「我々は、その社会的接触の中で行動する際にその信頼を裏切ったところに帰責の根拠を求めらるのである。²⁸⁾」として、交通規則を守って運転すべき運転者やその対応を期待・信頼された医師が、その信頼を著しく裏切るような行動・処置をなした時に帰責原理が適用されることになるということが出来る訳である。

そして、前述のごとく、2つの帰責関係が続

き、後者の帰責関係が前者の帰責関係よりその帰責度（つまり過失度）がより強力である場合には、帰責関係の断絶または中断が生ずることになる。

かかる視点に立てば、最高裁判決のごとく被害第三者救済という視点からも因果関係の中断は認められないという大前提に準拠したとしても、医師の重大な医療過誤は帰責関係の断絶または中断（つまり、交通事故加害被保険者の帰責関係が重大な医療過誤をなした医師の帰責関係より軽い場合には、交通事故加害被保険者の帰責関係は、重大な医療過誤をなした医師の帰責関係によって中断されるということ）を生じしめることになる。

そして、しかも、この帰責関係の断絶または中断は対内的なものであり、責任成立因果関係において認められるものである。

このようにみて来ると、対外的には、因果関係の中断は認められないが、対内的には、責任成立因果関係において帰責関係の断絶または中断は、前期のごとき特定の場合については、認められることになる。

つまり、対外的にみた場合、先行加害者たる加害運転被保険者の生じしめた損害であるとしても後発加害者の生じしめた損害をも含めて、被害第三者は自動車損害賠償責任保険者に対して直接請求権²⁹⁾を行使することが認められているわけであり、最高裁もかかる点を重視して、因果関係の中断を認めないとしている。

しかし、前述のごとく帰責関係という視点に立てば、対内的ではあるが、加害運転被保険者の帰責関係は重大な医療過誤をなした医師の帰責関係により断絶または中断せされることになる。

したがって、被害第三者救済の立場に立って、かかる点を考慮すると因果関係の中断は認められなくとも帰責関係の断絶または中断は認めら

れることになる。その結果、実質的には、加害運転被保険者の責任損害は自動車損害賠償責任保険者により填補され、重大な医療過誤をなした医師の責任損害は、医師賠償責任保険者により填補される（もちろん、医師賠償責任保険契約では、被保険者たる医師の故意のみを免責としているので、医師の重過失は保険保護の対象となることは周知のところである。）。つまり、これら保険契約によりなされる損害填補は対内的処理によるものであり、自動車損害賠償責任保険者としては、この2つの保険給付額を合算したのもをもって、被害第三者の直接請求に応ずることになる。

このようにみて来ると、自動車交通事故民事損害賠償に関しては、最高裁判決を前提とした上で、問題の解決を厳格になすべきものであり、その場合には、帰責関係により判断した上で、保険給付と提携した対応策をとることが肝要となる。

このように、最高裁判決を前提とした上で帰責関係を重視した緻密な分析をなすことが、「どうせ保険が処理するから…」として保険者に押し付け、有耶無耶に処理しようとする風潮が流布することを止め、結果的に保険で対応するにしても、正確な判断に準拠した捉え方を進展させることを明確になす必要があるということになる。

-
- 1) 因果関係を3点で捉えるというものであり、債務不履行の場合には、従来の相当因果関係説が適用されて然るべきあるが、それ以外の場合つまり不法行為法についても、かかる独自の捉え方をなすべきであるとするものである。よって、この捉え方は債務不履行を除き、不法行為法等全般について適用するものとされている（平井宜雄『損害賠償法の理論』429～486頁。）。
 - 2) 前田説（前田達朗『不法行為帰責論』221～247頁。）は、相当因果関係説について、ドイツ流に規範目的説（「……この問題は……規範

的な帰責の問題なのであって、……責任規範の保護目的と保護範囲によって定まる……」(前掲書 221 頁。)) の立場と危険範囲説〔第 1 次侵害から派生する後続侵害については……加害者の侵害行為によって結果発生 of 客観的可能性が高められたか否かすなわち危険増大の有無がその基準となる。〕(前掲書 222 頁。)) とされ、さらに「すなわち第 1 次侵害によって惹起された特別の危険範囲に被害者の意に反して引き入れられたのであり、加害者がその危険を引き受けるのが正義にかなうというものである。それに対して第 1 次侵害と因果関係はあるが偶然に一般的生活上の危険の 1 つが実現したときは加害者に帰せられない。」(前掲書 222 頁。)) としている。もちろん、前田説は、相当因果関係説によるものであるが、この 2 説の捉え方は大いに参考となるものである。

- 3) 潮見説は、相当因果関係説によるものとするが、一方で、規範目的説は重視すべきものとする(潮見佳男『不法行為法Ⅱ(第 2 版)』126 頁以下。
- 4) 拙著『自動車損害賠償責任保険における因果関係』145～209 頁〔ドイツにおける規範目的説(Normzwecktheorie)、保護目的説(Schutzweckthorie)、本質的条件説(Theorie der wesentlichen Bedingung)、危険範囲説(Gefahrbereichstheorie)または違法性関係説(Lehre von Rechtswidrigkeitzusammenhang)などを考察した上で、筆者としては、基本的に相当因果関係によるものとする。しかし、本稿で問題とする帰責関係の断絶または中断を問題とする場合、このような諸説の意図するところは、それなりに、機能を発揮するものであり、本稿の趣旨という視点からすれば重視すべきものになる。〕
- 5) 潮見説は運行供用者責任として自賠責保険と任意自動車保険をも含め、約 60 頁の論述である。自動車交通事故民事損害賠償責任は保険契約なしには処理出来ず、相当因果関係説によることは当然であるとする。(潮見佳男前掲書 305～364 頁。)
- 6) 庄司裕幸「第 1 章賠償責任条項第 4 条当会社による援助 一 対人・対物賠償共通および第 5 条当会社による解決」鴻常夫編集代表『註釈自動車保険約款』99～117 頁。
- 7) 潮見佳男前掲書 126 頁。
- 8) 潮見佳男前掲書 338 頁。

- 9) 過失ある行為による責任は原則として有責性原理に基づくものであり、因果関係が適用される。通常は問題とされる状況により因果関係の中断は認められるものであるが、本稿では連帯責任および被害第三者救済という視点から因果関係の中断は認められない(最高裁判決により)ものとされる。そこで考えなければならないのが「不注意がありそれを軽視した心理状態」(前田達明前掲書 212 頁。)は、通常「信頼性原則」(前田達明前掲書 212 頁。)に基づくものであり、帰責関係が適用されるということである。その上で、帰責関係の軽重を考慮した上で、後に続く帰責関係が重い場合(本稿では重大な医療過誤)には帰責関係について断絶または中断が生ずるものとする。

その一方で、被害第三者救済が認められているのであるから、保険者としては被害第三者の直接請求に応ずることになる。その場合、帰責関係の断絶または中断により区分されている加害運転被保険者の責任損害と重大な医療過誤をなした医師の責任損害はどのように処理されるかが問題となる。

具体的には、前の損害は自動車損害賠償責任保険者が填補し、後の損害は医師損害賠償責任保険者が填補する。そして、この 2 つの填補額の合計額をもって保険金の給付に当てるものとする。

このような対応をなすことが、理論的にも実務的にも最も全体としてバランスのとれた方策であるということが可能になる。

- 10) 平井説(平井宜雄・『債権各論Ⅱ不法行為』189～212 頁。)および潮見説(潮見佳男・『不法行為法Ⅱ(第 2 版)』126～221 頁。)では、このように区分されるが、共同不法行為として広く捉えるものも多い(潮見佳男・前掲書 131 頁以下以下。)
- 11) 平井宜雄・前掲書 789 頁以下。潮見佳男・前掲書 126～128 頁。
- 12) 平井宜雄・前掲書 203 頁以下。潮見佳男・前掲書 143 頁以下。
- 13) 本稿では、たとえば、加害運転被保険者の過失と被害第三者が搬送された病院の医師の過失が競合した場合につき、筆者独自の立場で分析をなし一応の結論に至っている。しかし、従来、わが国でどのような分析がなされて来たのか、そして、それが最高裁判決にどのように影響し

ているのか、さらに、その後どのように展開しているのかにつき考察することが必要になる。

そこで、この問題につき、因果関係および帰責関係という視点から考察する。すなわち、(1)全部賠償責任説、(2)割合的因果関係説ならびに(3)分割責任説につき考察すれば良い。

(1) 全部賠償責任説 本説は加害運転車と医療過誤をなした医師の共同不法行為を認め、連帯責任を前提として両者に全部責任を認めたものである。つまり、かつては、自動車事故が原因となり医療事故が生じたものであるとして共同不法行為者としての全部責任が両方の当事者により負担されるべきものとされた。ただ、両当事者間で過失度の大小で結果的に損害額に対する寄与度に差異が認められる場合には、当事者間での内部的求償で処理することが通説とされてきた。従って、最高裁もかかる捉え方に準じて判決をなしている。しかし、塩崎説によれば、「交通事故と医療事故が身体の同一部位に対し、接着した機会に行われた場合には、たんに異質な事故の偶発的な競合という以上の「社会的一体性」があるとみるべきであるとして、基本的に支持し、民法719条1項前段の規定を適用して、寄与度の主張立証による割合的責任ないし分割責任を認めるべきでないとする見解があるが、交通事故とその後の医療過誤については、両者間に意思の連絡ないしその共同はありえず、実際上も時間的・場所的なずれが存在するうえ、両者の行為類型が異別であり、結果に対する起因力と目的・性質において重大な差異があるから、民法717条を根拠に関連共同ひいては不真正連帯を肯定するには、大きな疑問があることも指摘する。」(塩崎勤・「複数医療関係者の医療過誤と複数原因の競合」『現代損害賠償法の諸問題』143頁。)として、全部賠償責任説の通説性に対する反省点を表示している。かかる認識が広く受け入れられていることは周知のところである。しかし、最高裁判決が相当因果関係説に基づく全部賠償責任説の当初の通説性に注視し、その後、広く問題とされるに至っている反省点を重視しない理由はどこにあるのであろうか。それは、自賠法および自動車損害賠償責任保険契約にも見られるように、被害第三者救済という点が軽視できないということによるからで

あろう。

したがって、筆者としては、被害第三者救済を重視しての最高裁判決については、それを前提として認めた上で、より実態を考慮した対応策の必要性を考えたわけである。

(2) 割合的因果関係説 本説は因果関係を割合的に弾力的判断をする説である〔岩寄勝成「交通事故と医療事故の競合」野村好弘監修・北河隆之・小賀野晶一編集『割合的解決と公平の原則』73～97頁、加藤「過失事故と医療過誤の競合とその割合的認定」野村好弘監修・北河隆之・小賀野晶一編集・前掲書98～116頁、拙稿「因果関係のいわゆる割合的認識論の構造—民事交通事故損害賠償(対人賠償責任保険に基づく)の視点から—」『損害保険研究第59号第1号』123頁以下。〕。つまり、全部賠償責任説の範囲内で複数加害者の負担する責任を実状に相応して割合的に判断するものである。現今では、この捉え方の多いのは周知のところである。

(3) 分割責任説 本説は、因果関係を割合的に判断して責任負担割合を把握する割合的因果関係とは別のものである。両者を含めて分割責任説とする捉え方もあるが「割合的分担」と「別個独立の分割」とは相異なるものである。

これまでは、相当因果関係説に基づいた全部賠償責任説と割合的因果関係説が共同不法行為と競合的不法行為の一部(本稿177頁参照。)については、最高裁判決(被害第三者救済という視点から因果関係の中断を認めないという趣旨の判決)に準じた適用がされて来ている。

しかし、分割責任説は、たとえば加害運転被保険者の過失度より被害第三者が救急車で搬送された病院の医師の重大な医療過誤の過失度が重い場合の対応について認められるものである。

かかる場合には、因果関係の中断が認められ得るという説もあるが、最高裁は被害第三者救済という視点から、それを認めていない。そこで、筆者としては、最高裁判決を前提として認めてそれに適従した上で、帰責関係という捉え方を導入し、かかる場合には、帰責関係の断絶または中断を認め、両者を分割した上で、加害運転被保険者の惹起した損害に

については自動車損害賠償責任保険者が填補し、重大な医療過誤をなした医師の惹起した損害はいし賠償責任保険者が填補し、この合計額をもって被害第三者の直接請求に対応するというところで決着するものであるとする。すなわち、ここでは、因果関係の中断を否定するという前提に立った上で、加害運転被保険者の惹起した損害と重大な医療過誤をなした医師の惹起した損害を区分（分別）する為の方策として帰責関係という捉え方を導入し、その上で、帰責関係の断絶または中断ということ考えたわけである。

以上を、本稿の立場に立って、まとめると、全部賠償責任説および割合的因果関係説は因果関係を前提として把握されるものであり、分割責任説は帰責関係を前提として把握されることになる。

- 14) 医師の医療過誤が軽度であるので連帯責任を前提とした割合的分担でよいことになる。
- 15) 医師の重大な医療過誤であるので連帯責任を前提とした割合的分担というわけにはいかない。割合的であるにしても分割でなければならない。ところで分割すると如何なる基準・原則によるべきかということになる。そこで注目されるのが、帰責理論に基づいた帰責関係ということである。(Klaus Bedwig und Markus Gehrlein, a.a.O. S.202-3)。
- 16) 先行過失による権利・法益侵割と後発過失による権利・法益侵害を分断するにしても同じ視点（注13参照。）に立たなければならない。
- 17) 本稿184～185頁。
- 18) 四宮和夫「不法行為法における後続侵害の帰責基準」『法学協会百周年記念論文集第3巻』74頁
- 19) 稲垣喬前掲書86～7頁。平井説の「競合的不法行為での減責」という趣旨（平井宜雄前掲書212頁。）も同じ捉え方を意図されたものであろう。
- 20) 拙稿Ⅱ 15～20頁
- 21) 本稿188頁 注12)。
- 22) Klaus Bedwig und Markus Gehrlein, a.a.O. S.303～4. Ruediger Martis und Martina Winkhart-Martis.Arzt haftungsrecht. 3 Aufl. S.829～835.
- 23) 本稿180頁 注4)。
- 24) 潮見佳男前掲書314頁

- 25) 潮見佳男前掲書314頁
- 26) 前田達明前掲書212頁
- 27) Klaus Bedwig und Markus Gehrlein,a.a.O.S.199～200.
- 28) 前田達明前掲書212頁
- 29) 拙稿Ⅰ 30頁以下。

4. 最高裁平成13年3月31日判決と被害第三者救済

4-1 事実関係

1. 東京高裁が適法に確定した事実関係は、以下のようである。

〔(1) 上告人らの長男である田中優作は、昭和63年9月12日午後3時40分ごろ、埼玉県上福岡市2丁目1番8号先路上において、自転車を運転し、1時停止を怠って時速15kmの速度で交通整理の行われていない交差点内に進入したところ、同交差点内に減速することなく進入しようとした上告補助参加人川越乗用自動車株式会社の従業員である同赤沢順一運転に係る普通乗用自動車と接触し、転倒した

(2) 優作は、本件交通事故後直ちに、救急車で被上告人が経営する上福岡第二病院に搬送された。被上告人の代表者で被上告人病院院長である井上壽一医師は、優作を診察し、左頭部に軽い皮下挫傷による点状出血を、顔面表皮に軽度の挫傷を認めたが、優作の意識が清明で外観上は異常が認められず、優作が事故態様についてタクシーと軽く衝突したとの説明をし、前期負傷部分の痛みを訴えたのみであったことから、優作の歩行中の軽微な事故であると考えた。そして、井上医師は、優作の頭部正面および左側面から撮影したレントゲン写真を検討し、頭がい骨骨折を発見しなかったことから、さらに優作について頭部のCT検査をしたり、病院内で相当時間経過観察をするまでの必要はないと判断した上、優作及び上告人ひとみに対し、「明日は学校へ行ってもよいが、体育は止めるように。明日も診察を受けに来るように。」「何か変わったことがあれば来るように。」との一般的指示をしたのみで、優作を帰宅させた。

(3) 上告人ひとみは、優作とともに午後5時30分

頃帰宅したが、優作が帰宅直後におう吐し、眠気を訴えたため、疲労のためと考えてそのまま寝かせたところ、優作は夕食を欲しがることなく午後6時30分ごろに寝入った。優作は、同午後7時ごろにはいびきをかいたり、よだれを流したりするようになり、かなり汗をかくようになっていたが、上告人らは、多少の異常は感じたものの、優作は普段でもいびきをかいたりよだれを流したりして寝ることがあったことから、この容態を重大なことは考えず、同日午後7時30分ごろ、氷枕を使用させ、そのままにしておいた。しかし、優作は、同日午後11時ごろには、体温が39度まで上昇してけいれん様の症状を示し、午後11時50分にはいびきをかかなくなったため、上告人らは初めて優作が重篤な状況にあるものと疑うに至り、翌13日午前0時17分ごろ、救急車を要請した。救急車は同日午前0時25分に上告人方に到着したが、優作は、既に脈が触れず呼吸も停止しており、同日午前0時44分、三芳厚生病院に搬送されたが、同日午前0時45分、死亡した（以下「本件医療事故という。」）。

- (4) 優作は、頭がい外面線状骨折による硬膜外血しゅにより死亡したものであり、被上告人病院から帰宅したところには、脳出血による脳圧の亢進によりおう吐の症状が発現し、午後6時ごろには、傾眠状態を示し、いびき、よだれを伴う睡眠、脳の機能障害が発生し、午後11時ごろには、治療が困難な程度であるけいれん様の症状を示す除脳硬直が始まり、午後11時50分には自発呼吸が不可能な容態になったものである。

硬膜外血しゅは骨折を伴わずに発生することもあり、また、当初相当期間の意識清明期が存することが特徴であって、その後、頭痛、おう吐、傾眠、意識障害等の経過をたどり、脳障害である除脳硬直が開始した後はその救命率が著しく減少し、仮に救命に成功したとしても重い後遺障害をもたらすおそれが高いものであるが、早期に血しゅの除去を行えば予後はよく、高い確率での救命可能性があるものである。したがって、交通事故により頭部に強い衝撃を受けている可能性のある優作の診療に当たった井上医師は、外見上の傷害の程度にかかわらず、当該患者ないしその看護者に対し、病院内にとどめて経過観察をするか、仮にやむを得ず帰宅させるにしても、事故後に意識が清明であってもそ

の後硬膜外血しゅの発生に至る脳出血の進行が発生することがあること及びその典型的な前記症状を具体的に説明し、事故後少なくとも6時間以上は慎重な経過観察と、前記症状の疑いが発見されたときには直ちに医師の診察を受ける必要があること等を教示、指導すべき義務が存したのであって、井上医師にはこれを懈怠した過失がある。

- (5) 他方、上告人らにおいても、除脳硬直が発生して呼吸停止の容態に陥るまで優作が重篤な状態に至っていることに気付くことなく、何らかの措置をも講じなかった点において、優作の経過観察や保護義務を懈怠した過失があり、その過失割合は1割が相当である。
- (6) なお、本件交通事故は、本件交差点に進入するに際し、自動車運転手として遵守すべき注意義務を懈怠した上告補助参加人赤沢の過失によるものであるが、優作にも、交差点に進入するに際しての一時停止義務、左右の安全確認義務を怠った過失があり、その過失割合は3割が相当である。
- (7) 上告人らは、優作の本件交通事故及び本件医療事故による次の損害賠償請求権を各2分の1の割合で相続した。優作の死亡による上告人らの弁護士費用分を除く全損害は次のとおりである。¹⁾」

逸失利益 2378万8076円

慰謝料 1600万円

葬儀費用 100万円

2. 本件は、上告人らが、井上医師の診療行為の過失により優作が死亡したとして、被上告人に対し、民法709条に基づき損害賠償を求めている事案である。

4-2 東京高裁判決

1. 東京高裁平成10年4月28日判決は前記事実関係の下において、概要次のとおり判断した。

「(1) 被害者である優作の死亡事故は、本件交通事故と本件医療事故が競合した結果発生したものであるところ、原因競合の寄与度を特

定して主張立証することに困難を伴うので、被害者保護の見地から、本件交通事故における上告補助参加人赤沢の過失行為と本件医療事故における井上医師の過失行為とを共同不法行為として、被害者は、各不法行為に基づく損害賠償請求を分別することなく、全額の損害の賠償も請求することもできると解すべきである。

- (2) しかし、本件の場合のように、個々の不法行為が当該事故の全体の一部を時間的前後関係において構成し、その行為類型が異なり、かつ、共同不法行為を構成する一方又は双方の不法行為につき、被害者側に過失相殺をすべき事由が存する場合には、各不法行為者は各不法行為の損害発生に対する寄与度の分別を主張することができ、かつ、個別的に過失相殺の主張をすることができるものと解すべきである。すなわち、被害者の被った損害の全額を算定した上、各加害行為の寄与度に応じてこれを案分して割り付け、その上で個々の不法行為についての過失相殺をして、各不法行為者が責任を負うべき損害賠償額を分別して認定するのが相当である。(アンダーラインは筆者記入)
- (3) 本件においては、優作の死亡の経過等を総合して判断すると、本件交通事故と本件医療事故の各寄与度は、それぞれ5割と推認するのが相当であるから、被上告人が賠償すべき損害額は、優作の死亡による弁護士費用分を除く全損害40,788,076円の5割である20,394,038円から本件医療事故における被害者側の過失1割を過失相殺した上で弁護士費用180万円を加算した20,154,634円と算定し、上告人らの請求をこの金員の2分の1である各10,077,317円及びうち9,177,317円に対する医療事故の後である昭和63年9月14日から支払済みまで年5分の割合による遅延

損害金の支払を求める限度で認容すべきものである。²⁾」とする。

つまり、基本的には共同不法行為とすることも可能であろうが、上告人は重大な医療過誤をなした医師(被上告人)に対して賠償請求をなしており、東京高裁は、時間的前後関係において行為類型が異なるものとして区分した判断をなしている。

4-3 最高裁判決要旨

最高裁判決は、「本件交通事故と本件医療事故とのいずれもが、優作の死亡という不可分の1個の結果を招来し、この結果について相当因果関係を有する関係にある。したがって、本件交通事故における運転行為と本件医療事故における医療行為とは民法719条所定の共同不法行為に当たるから、不法行為者は被害者の被った損害の全額について連帯して責任を負うべきものである。本件のようにそれぞれ独立して成立する複数の不法行為が順次競合した共同不法行為においても別異に解する理由はないから、被害者との関係においては、各不法行為者の結果発生に対する寄与の割合をもって被害者の被った額を案分し、各不法行為者において責任を負うべき損害額を限定することは許されないと解するのが相当である。けだし、共同不法行為によって被害者の被った損害は、各不法行為者の行為のいずれとの関係でも相当因果関係に立つものとして、各不法行為者はその全額を負担すべきものであり、各不法行為者が賠償すべき損害額を案分、限定することは連帯関係を免除することとなり、共同不法行為者のいずれからも全額の損害賠償を受けられるとしている民法719条の明文に反し、これにより被害者保護を図る同条の趣旨を没却することになり、損害の負担について公平の理念に反することになるからである。したがって原審の判断には、法令の

解釈適用を誤った違法があり、この違法は原判決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。³⁾とするものである。

このように、因果関係の中断は認めないという立場に立ち被害第三者救済を主張したものであり、対内的責任の分割については認められず、あくまでも共同不法行為の範疇で連帯責任を認めるという処理がなされるべきとしている。

4-4 小 括

両判決の意図するところは、以下のようになる。

まず、東京高裁判決についてみるならば、交通事故と医療過誤の競合したものと見做す。しかし、原因競合の寄与度の立証が困難であることから、共同不法行為性に少々疑問を表示し、さらに、交通事故と医療過誤は、その種類もその発生の時点も異なるものであるとして、区分して分析する方策をとった。これは、損害賠償請求が医師に対してなされたことにもよる。よって、最高裁判決が共同不法行為とし、交通事故と医療過誤は、不可分の1ケの結果につき相当因果関係にあるとし、全体につき連帯責任を前提に全損害を負担するものとする。したがって、各不法行為の寄与の割合により、損害額を案分し、限定することを認めない。こうしなければ、被害者救済を意図した民法719条の趣旨は没却されるとし、共同不法行為を重視した判定をなしている。

しかし、もちろん、この捉え方に反した地裁判決⁴⁾および学説⁵⁾のあることは周知のところである。ここで、注意すべきことは、かかる東京高裁判決に対してなされた最高裁判決であれば、かかる趣旨になるのも無理からぬところがあるということができよう。

かかる視点に立って、東京高裁判決と最高裁判決を考察し、その意図するところと事故およ

び損害発生の実態を熟慮するならば、当然の結果として、次のような推論が可能になるであろう。

それは、最高裁判決を前提として認めた上で、現実の問題として、実態に相応した理論展開の必要性が考察されなければならないということである。

つまり、最高裁判決は共同不法行為という視点に立ち、被害第三者救済ということを前提としているものであり、その当然の結果として、因果関係の中断を認めないという点を強調する。

しかし、競合的不法行為という特性を重視した視点に立つと、被害第三者救済ということを前提として捉えた上で、全体的立場からそれに相応した判断がなされなければならないであろう。

本稿で、筆者は、そのような立場に立ち、適切な判断が出来ないかを問題としていることになる。

- 1) 交通事故民事裁判例集第34巻第2号327～329頁。
- 2) 交通事故民事裁判例集第34巻第2号329～330頁。
- 3) 交通事故民事裁判例集第34巻第2号330～331頁。
- 4) 拙稿Ⅱ 15頁以下。
- 5) 稲垣喬『医師責任訴訟の構造』86～7頁。

5. わが国自動車損害賠償責任保険における給付の変化と傾向

従来、自動車保険においては、他の損害保険と同様に、保険者の役割は損害の填補であった。ところが、自動車損害賠償責任保険契約において示談代行機能¹⁾が付加されると保険者は積極的に損害賠償責任の有無の確認²⁾および損害賠償責任額の確定³⁾に至るまで実際に接渉に関与することになった。

したがって、保険給付は単なる保険金の支払つまり損害填補だけでないことになる。よって、民事責任についての接渉すなわちその賠償責任額の把握そしてその給付（填補）（もちろん契約に基づく損害填補の範囲内ではあるが）につき具体的に関与することに他ならない。

となると、保険者は民事責任についての接渉の実態を具体的または実務的に把握していないと困ることになる。

そして、さらに、保険者は被害第三者からの直接請求権⁴⁾が行使された場合、それに応ずるのは当然とされる。

ところが、損害賠償ということを念頭において加害被保険者の立場に立つと、加害被保険者が 1 人の場合、当事者の損害賠償責任額が保険給付（損害填補）の基になる。

しかし、加害被保険者のほかに加害者がいる場合の損害賠償責任についての保険給付は次のように区分される。

まず、共同不法行為については、加害運転被保険者の過失と他の加害者の過失が競合した場合であり、両者は連帯債務者の立場に立ち、対内的には双方の過失の度合いに応じて割合的判断⁵⁾がなされる。したがって、保険者としては、被害第三者の直接請求に応じた上で第 2 加害者（またはその保険者）につき、相応な額につき求償権を行使することになる。

競合的不法行為については、前述のごとく、加害運転被保険者の過失と診療・治療した医師の過失の状況により、次の 2 つの場合に区分される。すなわち、(1) 加害運転被保険者の過失より医師の過失がより軽い場合であり、この場合には、競合的不法行為とはいうものの共同不法行為の場合と同様に判断すればよい⁶⁾。よって、保険者としても共同不法行為の場合と同じに対応してよいことになる。ただ、医師に対しての求償は、通常、その医師賠償責任保険者に

対してなされることになる。(2) 加害運転被保険者の過失より医師の過失が重大な医療過誤で重い場合であり、このような場合には、加害運転者が総ての責任を負担し兼ねないようになることには問題であろう⁷⁾。しかし、前述のごとく、最高裁判決は被害第三者救済という視点から因果関係の中断は認められないとしている。

よって、保険者の立場に立てば、この最高裁判決に準ずる立場に立った上で、加害運転被保険者および重大な医療過誤をなした医師にそれぞれ帰責関係⁸⁾を認め、かかる事例では、加害運転被保険者の帰責関係が重大な医療過誤をなした医師の帰責関係により断絶または中断されるものである⁹⁾と考えられ得る。

したがって、保険者として、どのように対応するかということについては、先ず、被害第三者の直接請求を受けた場合には、それに応じなければならない。しかし、この場合には、(1)とは違う対応をしなければならない¹⁰⁾。それは、加害運転被保険者の惹起した損害については当該自動車損害賠償責任保険者が填補をなし、重大な医療過誤をなした医師の惹起した損害については医師賠償責任保険者が填補をなすものであり¹¹⁾、その合計額（もちろん夫々について過失相殺した後）をもって被害第三者の直接請求に応ずることになるということである。

以上のごとく、諸要因を考慮すると、このように解決することが、全体としてバランスが取れ、かつ諸機能が調和して理路整然とした判断が可能になる。

つまり、最高裁判決は、被害第三者救済を旨とするため、本稿で問題とした場合についても因果関係の中断を認めない。その結果として、被害第三者は保険者に直接請求権を行使することが出来、保険者は被害第三者に対し、保険金の支払いをしなければならないことになる。

ただ、このことで、漠然と総てが決着するも

のでないというのが、本稿の意図するところであり、軽らくその処理は保険に任せるというような捉え方をしたのでは実質的解決にはならない。

加害運転被保険者が他の加害者と連帯債務者となり、割合的分担をする場合は問題外としても、加害運転被保険者の帰責関係が重大な医療過誤をなした医師の帰責関係により断絶または中断されるという場合に注目されなければならない。

すなわち、この帰責関係の断絶 (Abbruch der Zurechnungszusammenhang)¹²⁾ は、最高裁平成13年3月31日判決の因果関係の中断は認めないとする判旨について、それはそれとして認めるものの、四宮説¹³⁾ が示唆するごとく、責任成立因果関係の範疇において、対内的な分野での責任の分割を強調する場合に強力な役割を果たす捉え方として特に重視すべきものであるということが出来る。

換言すれば、加害運転被保険者の責任につき因果関係の中断を認めないという前提を是認した上で、帰責関係の断絶を認めるということにより、自動車損害賠償責任保険者の填補する部分と医師賠償責任保険者の填補する部分を明確に別個独立のものとして区分 (分割) することに注目しなければならないということである。つまり、被害第三者の救済を考えると因果関係の中断は認められないとする最高裁判決に準じた上で帰責関係の断絶を認め、債権法における四宮説のごとく、総てを第1加害者の賠償責任とせず、第2加害者の賠償責任を別個独立のものとして認めなければならない場合があるとし、それは医師賠償責任保険契約により填補するということで決着する。

このように視て来ると、民事責任を緻密に分析する場合に、保険契約の果たす役割は正に軽視出来ないということになる。

- 1) 本稿173および175頁。
- 2) 責任成立因果関係の把握
- 3) 責任範囲因果関係の把握
- 4) 潮見佳男前掲書356～7頁、拙稿「自動車損害賠償責任保険における直接請求権の構造的分析」『損害保険研究第57巻第4号』18頁以下。
- 5) 共同不法行為の範疇においては、加害者同士の割合的処理がなされることになる。
- 6) 競合的不法行為につき、平井説は特に区分して判断することはないが、本稿では、特に、2つの把握方法を明確に区分することが主たる目的である。
- 7) 唯、割合的分担で処理することにすれば、四宮説で問題とされる点につき明確な判定が出来る場合もあり得るので、その点を徹底することを意図したわけである。
- 8) 本稿178～179頁参照。
- 9) 本稿178～180頁参照。
- 10) 競合的不法行為については、拙稿 (本稿181頁) では区分して捉えることを旨としている。平井説では、特に区分しておられないが、かかる問題点は是認しておられる (平井宜雄・前掲書212頁)。
- 11) 平沼高明『専門家責任保険の理論と実務』42頁。Christine Greiner Die Arzthaftpflichtversicherung. S.264. 山下友信『保険法』367頁。
- 12) Klaus Bedwig und Markus Gehrlein, a.a.O. S. 202-3. Markus Gehrlein, a. a. O. S.104～5.
- 13) 四宮和夫前掲論文74頁

6. これら諸要因の調整と均衡 (因果関係と帰責関係)

自動車交通事故民事損害賠償責任において損害の賠償をなす場合または自動車損害賠償責任保険契約において損害の填補をなす場合、判断の基準となる理論的根柢のあるのが因果関係であり、通常、2つの相当因果関係¹⁾に準じた判断がなされることは、前述の通りである。

現在、このように、通常の事例において、相当因果関係説に基づいた因果関係を問題解決の為、主たる対象とすることは周知のところである。つまり、ある結果が生じた場合に、その原

因はなんであるかを突き止めることにより、その原因を厳格に把握することが問題処理の基になる。

ところで、本稿は、前述のごとく、その原因すなわち過失ある行為をなした加害者が複数であることを前提とする。そのような場合、被害者に対しての加害者の立場をどのように捉えるべきかが問題となる。つまり、問題は、この加害者の過失を厳密に捉えた上で、どのように対応するかということである。

前述のごとく、共同不法行為の場合はもちろん、さらには競合的不法行為の場合においても、後発加害者の過失度が先行加害者の過失度より軽い場合については、通常のごとく、連帯責任を認め、対内者には、相互にその寄与度により割合的分担とすることで処理される。

ところが、競合的不法行為の場合においては、後発加害者の過失度（具体的には医師の重大な医療過誤）が重い場合が問題となる。この点に関しては医師の重大な医療過誤を重視して因果関係の中断を認めるとする説²⁾、連帯責任を認めた上で対内的分担をなすとする説³⁾などがある。前説は最高裁判決に抵触するものであり、後説は明確な判断が出来ていないということになる。

しかし、現実的には、被害第三者救済という視点から最高裁判決のごとく因果関係の中断を認めないという前提に立たなければならない。その上で医師の重大な医療過誤の特性を軽視できないという立場⁴⁾に立つと、帰責原理に基づいた帰責関係という視点に立って対応する以外、策はないということになる。このように、帰責原理に基づいた帰責関係に固執するのは、そうしないと、「どうせ保険で処理してくれるから……」というようなことで、今後ともかかる問題が盲点かのごとく軽視され続けられるからである。換言すれば、究極の問題処理は、保険

者に押し付けるということによって済ますということになる。

確かに、被害第三者救済を考慮すれば、因果関係の中断は認められない。しかし、帰責関係の断絶または中断ということになれば、加害運転被保険者の責任と重大な医療過誤をなした医師の責任を明確に区分（具体的には分割）することが出来ることになる。その上で、加害運転被保険者の賠償責任は自動車損害賠償責任保険者により、重大な医療過誤をなした医師の賠償責任は医師賠償責任保険者によって填補されるもの（つまり、保険処理という視点でその責任関係が明確になる。）とし、その上でその合算額をもって被害第三者の直接請求に対応されることになる。

これで、総て、筋を通すことが出来、最高裁判決に準じた上で、総て、的確かつ円満に解決することが可能になる。しかし、このように民法理論を展開出来るのは、保険契約との提携があるということが前提になる。かかる視点に立つと民事法を問題とする場合、その機能を全う出来る為には、保険契約の役割を軽視することは出来ないことになる。

極言すれば、因果関係の中断は認めないとする最高裁判決を認めた上で、帰責関係の断絶または中断を提言・実行出来、本稿での問題点を消散出来るのは、保険契約の機能と効果であるということになる。

1) ただ、自動車損害賠償責任保険契約における総付成立因果関係の基になる自動車交通事故民事損害賠償責任についての責任成立因果関係が法的・規範的評価を経たものとして捉え得るかという点につき疑義をただすべしとする捉え方もあるかもしれない。しかし、筆者はこの点につき、一応認められているとする前提で論じている。

2) 本稿 181 頁参照。

3) 本稿 181 頁参照。

4) 2つの過失責任が問題とされ、後発の過失の度合いが高い場合には、これを軽視出来ないことは周知のところである。

Klaus Budewigによれば、「2度目の医療をなした医師が、異常な程度で総ての医事法および医療経験に反した場合には、帰責関係は断絶する。」(Budewig und Gehrlein, a. a. O. S.202-3)としている。このように、軽過失と重過失とは、その判断の基準を異にするものとしなければならない。それを可能にするのが帰責関係ということになる。

7 むすびに代えて

自動車損害賠償責任保険契約における損害填補は、基本的に自動車交通事故民事損害賠償における所謂2つの相当因果関係の把握により手続が開始することになる。

本稿は、前稿および前々稿に続き、この捉え方を基礎にして、加害者が複数である場合の責任負担を緻密に分析することを問題としてとり上げた。

ただ、複数の加害者の責任をどのように把握するかを問題にする場合に、先ず、注目しなければならないことは、共同不法行為における連帯責任および被害第三者救済という視点から最高裁判決が因果関係の中断を認めないと判定している点である。

したがって、従来の学説では連帯責任を認めた上で、対内的に責任成立因果関係の領域で割合的に分担する捉え方が認められている。しかし、連帯責任という視点からするとこの捉え方では先行加害者が全責任を負わなければならないことにも成り兼ねないということにもなる。

特に、競合的不法行為の立場に立つと、先行加害者の過失度より後発加害者の過失度がより重い場合には、そのような捉え方では、問題の解決が理論的にみても的確になされないことにな

り、より正確な対応が望まれることになる。

したがって、責任成立因果関係の範疇での帰責理論に基づいた帰責関係という視点に立てば、帰責関係の断絶または中断を認めることにより、最高裁判決を認めた上で、因果関係とは一線を画くした捉え方が可能になる。

もちろん、このような捉え方をしても、その結果は保険給付とスムーズに連携するものであり、全体として、妥当にして適切な対応がなされ得ることは明らかである。

つまり、帰責関係という視点に立って具体的にみたとときに、加害運転被保険者の帰責関係が重大な医療過誤をなした医師の帰責関係によって断絶または中断された場合には、責任成立因果関係および責任範囲因果関係の範疇において、加害運転被保険者の賠償責任は結果的に自動車損害賠償責任保険者により填補され、重大な医療過誤をなした医師の賠償責任は結果的に医師賠償責任保険者により填補されることになる。

そして、その合計額（もちろん、過失相殺をなした上で）が直接請求をなした被害第三者に対して自動車損害賠償責任保険者により支払（保険給付）われることが可能になる。

このように、加害者の責任を明確にするように追求すればする程、帰責関係を明確にすることが必要になる。そして、そのことは、より、民事責任と保険契約の関連性が不可分であることが明らかになる。

つまり、民事責任を問題にする場合、単に自賠責保険契約だけでなく、自動車損害賠償責任保険契約全体の機能と役割さらに医師賠償責任保険契約の機能と役割が大きく関与していることに注意すべきである。

このようにみて来ると、前述のごとく共同不法行為の立場に立ち、連帯責任および被害第三者救済を旨とし、因果関係の中断を認めないとする最高裁判決のあることは、当然の前提とし

て否定することは出来ない。

その一方で、四宮説において示唆されているごとく、先行加害者が一連の総ての損害を賠償すべきであろうかという問題につき考察しなければならない。

もちろん、現今、一般的対応は、概ね、対内的な割合的分担である。しかし、それでは、十分な対応がなされているということは出来ないであろう。つまり、本稿で問題とする対内的な分割を的確に把握することこそが必要になる。

その場合には、前述したとき帰責理論に基づいた帰責関係（Zurechnungszusammenhang）という視点で分析し、帰責関係の断絶または中断として把握する以外、適切な方策は考えられないであろう。

以上、本稿での問題点につき、このように判断することが、自動車交通事故民事損害賠償責任および自動車損害賠償責任保険契約における問題解決についての1つの方策を提示することになると考える。

唯物史観と範疇模写説

—ヘーゲル・マルクスと宇野弘蔵の方法論を繋ぐミッシング・リンク—

新 田 滋

はじめに

いわゆる唯物史観は、社会主義的な変革の必然性を予見として立てていたために、社会主義イデオロギーによるものという偏見がひろく共有されてきた。しかしながら、その部分は、マルクスが19世紀中葉において近い将来に起こりうることについて立てた予測としての仮説にすぎないのであり、それは科学的な仮説の一つとして、すでに反証、棄却された部分としてとらえられるべきであろう。

そもそも、マルクスは、「ほくについていえば、近代社会における諸階級の存在やその階級間の闘争を発見したという功績は、ほくのものではない」と述べ、「ほくが新たになしたことは、一、階級の存在は生産の特定の歴史的発展段階に結ばれているにすぎないこと、二、階級闘争は必然的にプロレタリア階級の独裁に導くこと、三、この独裁それ自身はいっさいの階級の廃止への、階級のない社会への過渡をなすにすぎないことを証明したことである」（マルクスのヴァイデマイアー宛書簡、1852年3月5日付け。『マルクス・エンゲルス全集』大月書店、第28巻、407頁。ただし、訳は新潮社『選集』版による）としていた。

ここにみられるように、プロレタリア独裁と階級廃絶への予見という、のちに社会主義イデオロギーと目されることになる予測仮説の部分だけを、マルクス自身はみずからの独創と考え

ていたわけである。

したがって、本稿で問題とする唯物史観は、あくまでも社会主義イデオロギーとは相互独立的な、歴史科学のための準備仮説として了解されるべきものである。

その上で、唯物史観の公式そのものは、種々指摘されてきたように様々な再構成を必要とする。とりわけ、唯物史観に対して意識、観念、イデオロギー、想像、幻想の契機を総合しようとしてきた営みは枚挙にいとまがない（マックス・ヴェーバーによる批判に始まり、それを受け止めるかたちでグラムシのヘゲモニー論、アルチュセールのイデオロギー論、吉本隆明の共同幻想論、ベネディクト・アンダーソンの想像の共同体論を始めとして、20世紀の新マルクス学派ともいうべき多彩な展開がなされてきた）*1。

だが、そうした本題ともいうべき課題に入るためにも、そもそも唯物史観の諸範疇はどのような論理的手続きをもって根拠づけられるものなのかを、改めて再検討する必要がある。そのことをつうじて、いままで積み重ねられてきた意識、観念、イデオロギー、想像、幻想といった契機を総合する試みが、他方で、それとはまったく無関係のようにして宇野学派によって精緻に組み上げられてきた経済学の体系的な諸成果と、論理的な有機性をもって関連づけることも可能となるであろう。

本稿は、新マルクス学派の多彩な展開と宇

野学派の精緻な経済学研究の両者を連結し、社会科学の全体系性を再構築するために必要な、見失われていた環 missing link を見出す試みである。

第 1 節 唯物史観と方法模写説

第 1 項 唯物史観の論理的根拠

いわゆる唯物史観の公式は『ドイツ・イデオロギー』、『哲学の貧困』、『賃労働と資本』、『経済学批判序論』等において、あたかも託宣のようにいささか唐突なかたちで提示されて以降、第二インター期、第三インター期をへて、最終的にはスターリン [1938 年] 『弁証法的唯物論と史的唯物論』(石堂清倫訳、『弁証法的唯物論と史的唯物論 他二篇』国民文庫、1953 年、所収) へと公式化されていった。

また、アルチュセールは、唯物史観が歴史科学の発見という「認識論的切断」をなしたことを強調するあまり、その「認識論的切断」がどこから由来するのかという形成史的過程も、また、唯物史観の諸範疇を導出する論理的手続き論もまったく無視していた。そこでは、ただただ天才的直観による「認識論的切断」が強調されるばかりとなる*2。

それでは、実際のところ、『ドイツ・イデオロギー』においては、どのような論理的手続きによって唯物史観とその諸範疇が導き出されていたのであろうか。

『ドイツ・イデオロギー』第一部(清書稿)において、マルクス、エンゲルスは自分たちの方法を、「現実的前提」から出発するものであるとし、その前提を、「一定の諸条件のもとで、現実的で経験的に観察しうる発展過程にある人間たち」としている。

提のものではない。それは現実的な諸前提から出発し、ひとときもそれをはなれない。その前提とは、人間たち、なにか空想的な閉鎖性と固定性ではなくて、特定の諸条件のもとで、現実的で経験的に観察しうる発展過程にある人間たちである。」(花崎皋平訳『ドイツ・イデオロギー』による。なお、廣松渉／小林昌人編訳による岩波文庫版では 32 頁。)

さらに、これにすぐ続けて、

「[43 頁] この活動的な生活過程が開示されるやいなや、歴史は、かれら自身がまだ抽象的な経験論者たちにおけるような、死んだ事実の山とか、観念論者たちにおけるような、想像上でつくられた主体の想像上の活動であることをやめる。」(同前)

「[43 頁] こうして思弁がおわるところ、すなわち現実的な生活のもとで、現実的で実際的な科学、人間たちの実践的活動と実践的發展過程の解明がはじまる。意識に関するおしゃべりがやみ、現実的な知識がとってかわらねばならない。自立的な哲学は、現実の解明がはじまると飯の種をうばわれる。せいぜいよくても、人間たちの歴史的発展の考察から抽出されるきわめて一般的な諸成果の総括がそれにかわりうるにすぎない。これら諸抽象物(die Abstraktionen)は、現実の歴史から切りはなされれば、それ自身ではまったくなんの価値ももたない。それらは、歴史的資料の整理をかんたんにし、そ[44 頁] れの各層の配列順をしめすためにだけ役立ちうるにすぎない。」

「[43 頁] このような考察の仕方は、無前

として、「活動的な生活過程が開示される」ことをもって、経験論と観念論を同時に乗り越え

る方法であると高らかに宣言し、みずからの立場を「人間たちの実践的活動と実践的發展過程の解明」たる「現実的で実際的な科学」として

いる。
だがしかし、多様で流動的な「人間たちの実践的活動と実践的發展過程の解明」たる「現実的で実際的な科学」を把握する方法とは、具体的にはどのようなものなのであろうか。彼らは、ヘーゲル学派的な観念論のような「自立的な哲学」を否定し、「現実的知識」によってそれにせまろうとする*3。

だが、ここにはいまだ大きな課題が伏在しているといわなければならない。ここで見逃してはならないことは、その「現実的知識」なるものは、「経験論者たち……におけるような死んだ事実の山」ではないのだといわれているものの、それが一体どのような意味で経験論と異なるのかが一向に明示されてはいないということである。

マルクス、エンゲルスは序論の最後の部分において、

「[44頁] われわれはここで、われわれがイデオロギーの代わりに用いようとする上記の諸抽象物の若干をとりだして、それらを歴史的な事例によって説明してみよう。」

といて本論における唯物史観の叙述へと移行してしまっているように、もっぱらドイツの観念論者たち＝ドイツ・イデオロギーへの批判に集中していく。そのため、歴史を「死んだ事実の山」としかみない「かれら自身がまだ抽象的な経験論者たち」への批判は素通りされる結果となっているのである。

このように、『ドイツ・イデオロギー』においては、たんなる経験論的な事実の単なる寄せ集めという方法は批判されている。だが、それ

に対して、マルクス、エンゲルスがみずから対置する諸範疇は、たんに歴史的観察からの諸抽象物だというだけであった。そのため、それが経験論的な帰納法とどう異なるのかは、一向に明らかではないといわざるをえない。

経験論、実証主義の方法というものは、素材となる対象の下向的分析に終始し、それがなんらかの先行的な粗い概念的把握を潜在的に前提していることを看過しているという特徴もっている。つまり、経験論、実証主義の方法は、たんなる事実の寄せ集めをつうじて分析的、帰納法的に分類範疇を作業仮説として作り出し、次に、その作業仮説をさらなる事実のデータと突き合わせて検証する作業を繰り返す。この範囲に完全にとどまっていることにその決定的な特徴がある。

だがしかし、じつは、素材となる対象の下向的分析なるものも、それがどんなに粗雑なものであれ、なんらかの潜在的に先行する上向的综合による概念的把握を前提しているものなのである。そこまではヘーゲル哲学にもとづく知識によって誰でも指摘することはできる。だが、マルクス、エンゲルスとしては、なんらかの潜在的に先行する上向的综合による概念的把握が、どのような論理的手続きによるものであるかを具体的に明示できなければ、みずからの「現実的知識」とするものと、経験論的な帰納法による知識との相違を示すことはできない。かえって、「死んだ事実の山」に直観的な託宣による諸抽象物、諸範疇を恣意的に付け加えることにしかならないのである。

つまり、マルクス、エンゲルスはここで、たんに託宣のようにただ直観的に「人間たちの歴史的発展の考察から抽出されるきわめて一般的な諸成果の総括」を持ち出してきているにすぎない。その背後にどのような論理的手続きの過程があるのかは不明なままだったのである。

この点については、じつは、すでにアルチュセール派に属するバリバルが、『資本論を読む』所収の論文において次のように指摘していたところでもあった。

「[19頁] 「生産様式」を中心概念とする」マルクスの理論は、それがその科学的認識を創始する歴史自体を不断の対象にすると同時に、それ自体に即して考察されたこの歴史の適切な概念をどこにも与えていない、という逆説をあらわにしている。」

「[19頁] 例えば、『ドイツ・イデオロギー』の最初の部分……、『経済学批判』の「序文」……、『経済学批判要綱』のなかに集められた多様な『資本論』準備草稿など[20頁]がある。……これらのテキストでは、区分の明瞭さ、主張の断固たる調子と拮抗するかのよう、弁明の簡潔さ、定義の省略が見られる。……歴史理論の原理に関する論考だけがこの種のものであり、しかもその大部分は故意に未完の草稿のままに残され、公表されないでいた。」

「[30頁] すなわち、マルクスはこのレベルでは自分の特殊な答えを正当化することはできないし、事実それは正当化できないものであって、だからこそ、われわれが語っているテキストはおそらくはドグマティックな簡潔さをもっているのであろう。」(Balibar, [1965])

つまり、バリバルは「生産様式」を中心概念とする唯物史観の諸範疇は、『経済学批判序論』のように断片的か、『ドイツ・イデオロギー』、『経済学批判要綱』などのように未完の草稿のままに残され公表されないでいたテキスト群において、定義の省略されたドグマティックな簡潔さをもった説明しか与えられていないと

指摘していたわけである。

しかし、そこでのバリバルの問題意識そのものは、マルクスにおける「認識論的切断」によってもたらされた「生産様式」を中心とする諸概念を、『資本論』の“徴候的読解”にもとづいて、経済学的な諸概念—労働、労働対象、労働手段、等々—によって固め直すという域にとどまっていた。残念ながらその作業は、『資本論』研究者やマルクス経済学サイドからすれば特に目新しいことのない諸概念の再確認作業にとどまっていたといわざるをえない。

そこで、改めてこの問題を考え直す必要があるが、そのためにはいささか迂遠のようではあるが、マルクス、エンゲルスにおける一周知といえれば周知の一唯物史観の形成過程を再確認することから始めることとしよう。

第2項 唯物史観の形成過程

ヘーゲルは英・仏・米における近代社会の生成過程を前提としながら、客観精神論—法哲学—歴史哲学、家族—市民社会—国家論を構築した*4。マルクスは、そのようなヘーゲルの法哲学への批判を通じて「市民社会の解剖学としての経済学」の批判的研究へと進んだ。そこでは、市民社会とりわけ「欲求の体系」が焦点とされた*5。ヘーゲルのいう「欲求の体系」とは、欲求＝需要と労働＝供給との相互作用のシステムのことであり、ようするに市場経済のことである。ヘーゲルはこれを古典経済学によりながら略述しているといえる。

マルクスの『経済学批判序論』[1859年]における述懐によれば、ヘーゲル法哲学批判をつうじてここに照準を見定めたマルクスは、既成の経済学における既成の諸概念を批判的にとらえようとした。マルクスにおける経済学研究の試みは、まず『経済学・哲学手稿』[1844年]等の遺稿群として行われた。だが、そこではま

だ生産物、私有財産、階級を疎外された労働の所産とみななければならないといった程度の発想にとどまっていた。

もとより、「疎外された」労働ということには、すでにして「疎外」という自然からも共同体からも諸個体が分裂し原子化された特殊近代社会の関係性が含意されていた。それは疎外されざる類的本質としての人間一般の状態と疎外された近代社会とが対置される発想となっている。もちろん、それはあまりにも抽象的な概念的図式にすぎなかったがゆえに、『ドイツ・イデオロギー』[1845-46年]において概念の表現形式が—おそらくはエンゲルスの主導性のもとに—一定程度、濾過されることとなった*6。

もっともエンゲルス自身は、晩年になって唯物史観、階級闘争史観の先駆者として、『フォイエルバッハ論』[1888年]（松村一人訳、岩波文庫、1960年、72頁）、その他においてギゾー、ティエリ、ミニエ、ティエールらの名を挙げている。かれらは、18世紀スコットランド啓蒙におけるファーガソン[1767年]『市民社会史論』に代表される文明開化=市民化史観を19世紀フランスにおいて継承したものとして位置づけられるべきものであるが、とりわけギゾー[1828年]『ヨーロッパ文明史』がその代表的な著作である。

他方、マルクス自身も1852年の時点でティエリ、ギゾーやリカードらの名に言及しながら、「ほくよりずっと前に、ブルジョア歴史家たちはこの階級闘争の歴史的発展を叙述し、ブルジョア経済学者たちは階級の経済的分析をなしていた」（前掲、ヴァイデマイアー宛書簡）と明言しているが、実際、マルクスはギゾーの『ヨーロッパ文明史』を1843年から45年の間に読んだとされている（Guizot, [1828], *Historie de la Civilisation en Europe*. ギゾー『ヨーロッパ文明

史』安士正夫訳、みすず書房、1987年、訳者による「新版へのあとがき」322頁、参照）。周知のとおり、マルクスはギゾーの名を歴史家としてではなく政治家としてではあるが、『共産党宣言』と『経済学批判』の序論において繰り返し挙げている。そこにはマルクスが何らかの意味でギゾーを強く意識していたことが示唆されている。また、マルクスが『ヨーロッパ文明史』を読んだとされる時期は、使用概念や論理構成などから、より直接的な唯物史観の先駆者と目されるヴィルヘルム・シュルツ[1843年]『生産の運動』の刊行とほぼ同時期のことでもあった。

いずれにせよ、直接的にみてとれる事実経過としては『ドイツ・イデオロギー』においてエンゲルスの歴史過程論的な発想の刺激を受けることによって、マルクスは抽象的な類の本質の概念を自己批判し、それを歴史的な対自然的—対人間的な諸関係（分業、生産と交通）の始源的なあり方としてとらえ直すようになったことは間違いないところであろう。

それにより、それまでは没歴史的な概念にとどまっていた類の本質の概念は、「フォイエルバッハ・テーゼ」[1845年]において「社会的諸関係の総和」として、さらに抽象的にとらえ返されていたものの、『ドイツ・イデオロギー』において「歴史のかまど（汽缶室）としての市民社会」における「生産力と交通形態」としてより具体化されていったわけである*7。

「[73頁] これまでの歴史のあらゆる段階に存在してきた生産諸力によって規定され、また逆にその生産諸力を規定する交通形態、それは市民社会である。この市民社会は、以上にのべてきたことからすでに明らかのように、単純家族と複合家族、いわゆる氏族制をその前提とも基礎ともしている。

……すでにここでわかることは、この市民社会があらゆる歴史の真のかまどであり舞台であるということである……。』（『ドイツ・イデオロギー』、引用頁数は花崎訳による。なお、廣松／小林訳では74頁。）

「[163頁] 市民社会という言葉は、所有諸関係がすでに古代的および中世的な共同体からぬけだしていた18世紀にあらわれた。市民社会としての市民社会は、ブルジョアジーとともに始めて発展する。しかしながら、生産と交通から直接に発展する社会組織は、いつの時代にも国家や他の観念論的上部構造の土台をなしており、ひきつづきおなじ名前によばれてきたのである。」（同前、引用頁数は花崎訳による。なお、廣松／小林訳では200-201頁。）

だが、マルクスは『ドイツ・イデオロギー』執筆過程においてエンゲルスからの刺激を受けたからといって、『経済学・哲学手稿』で掴み取った基本的な発想の枠組みを全面的に放棄したわけではなかった。エンゲルス主導による唯物史観的な思考回路を媒介としながらも、自己固有の思考経路においてマルクスは、『経済学・哲学手稿』における類の本質／疎外された近代社会という概念図式を、『経済学批判要綱』[1857-58年]においては、人格的依存関係／物象的依存関係という概念図式へと改鑄していくこととなったのである（Marx [1857-58]、邦訳頁数①97頁）。また、『経済学批判要綱』に含まれる『資本制生産に先行する諸形態』においては、人格的依存関係としての共同体の構造論的な歴史類型論として種族的、アジア的、ローマ的、ゲルマン的が措定されるようになった（同前、②117頁以下、参照）。

そこにおいてマルクスは、「社会的諸関係」の歴史汎通的な共通概念としてはゲマインヴェ

ーゼンという概念を、「社会的諸関係」の歴史的な諸形態としては物象的依存関係／人格的依存関係の二分分類、人格的依存関係としての共同体の諸形態としては種族的、アジア的、ローマ的、ゲルマン的な諸形態を、用いるようになっていったといえる*8。

つまり、マルクスは、いわゆるエンゲルス主導の唯物史観の公式の形成過程と同時並行的に、

『経済学・哲学手稿』：{人間の類的本質／疎外された近代社会}

→「フォイエルバッハ・テーゼ」：{社会的諸関係の総和|市民社会／人類社会}

→『経済学批判要綱』：{ゲマインヴェーゼン|人格的依存関係（種族的・アジア的・ローマ的・ゲルマン的）／物象的依存関係}

という範疇形成を行っていったということができる。

こうして、一方で、エンゲルス主導で形成された唯物史観的な諸概念としては、対他的一対自然的な協働連関たる「歴史のかまどとしての市民社会」が「対自然的＝生産力」と「対人間的＝交通形態（～生産関係）」の二契機へと範疇化されていくとともに、他方では、マルクス独自の思考回路においては、人間の類の本質（その疎外態が市民社会）→社会的諸関係の総和→ゲマインヴェーゼンというように範疇化が展開された。したがって、この両系統の統合として、特殊歴史的形態としては「18世紀にあらわれた市民社会としての市民社会」でありながら、同時に歴史汎通的なゲマインヴェーゼン（「類的本質」・「社会的諸関係の総和」）の概念としては「歴史のかまどとしての市民社会」でもあるものが、生産力・生産関係（交通形態）としてとらえ返されたものとして、重層的、立体的に唯物史観の全体像をとらえ直す必要があるの

である。

この点に鑑みると、アルチュセール学派が
いうように、マルクス固有の思考回路が「認識
論的切断」によって廃棄されることによって
「市民社会」概念が廃棄され、エンゲルス主導
による唯物史観へと跳躍したというのは誤りと
いわざるをえないのである。

第3項 『経済学批判序論』の述懐とその宇野 弘蔵による読解

ところが、マルクスは、以上に概観したよう
な唯物史観および経済学批判の形成に至る試行
錯誤の過程について、『経済学批判序論』（1859
年）においては、次のように極めて圧縮された
かたちでしか述懐していない。そのため、じつ
に多くのミッシング・リンクが生じてしまった
わけである。『経済学批判序論』において、マ
ルクスは次のようにいっている。

「[8頁] 私を悩ました疑問の解決のため
に企てた最初の仕事は、ヘーゲルの法哲学
の批判的検討であって、その仕事の序説は、
一八四四年にパリで発行された『独仏年
誌』に掲載された。私の研究の到達した結
果は次のことだった。すなわち、法的諸関
係ならびに国家諸形態は、それ自体からも、
またいわゆる人間精神の一般的発展からも
理解されるものではなく、むしろ物質的
な諸生活関係に根ざしているのであって、
これらの諸生活関係の総体をヘーゲルは、
一八世紀のイギリス人およびフランス人の
先例にならって、『市民社会』という名の
もとに総括しているのであるが、しかしこ
の市民社会の解剖学は経済学のうちに求め
られなければならない、ということであっ
た。」

「[8頁] パリで始めた経済学の研究を私

はブリュッセルでつづけた。ギゾー氏の追
放命令の結果、同地へ私は移ったのであっ
た。私にとって明らかとなった、そしてひ
とたび自分のものになってからは私の研究
の導きの糸として役だった一般的結論は、
簡単にいえば次のように定式化することが
できる。(以下、有名な唯物史観の公式の
説明が続けられる。)(『経済学批判序論』、
引用は杉本俊朗訳による。)

つまり、初期マルクスはヘーゲル法哲学の批
判をつうじて、1844年の『独仏年誌』に掲載
された「ヘーゲル法哲学批判序説」と「ユダヤ
人問題に寄せて」によって、「物質的な諸生活
関係の総体」すなわち「市民社会」の解剖学は
経済学に求められなければならないという研究
結果に到達した後、パリ、ブリュッセルで続け
られた経済学の研究によって、「私にとって明
らかとなった、そしてひとたび自分のものにな
ってからは私の研究の導きの糸として役だった
一般的結論」が、いわゆる唯物史観の公式とし
て定式化されたというのである。

ところで、宇野弘蔵は、この『経済学批判序
論』を詳細に読み解きながら、次のように述べて
いることに注目すべきである。

「[99頁] マルクスが『経済学批判』の序
文に述べている、いわゆる唯物史観の公式
は、単に経済学の対象をなす商品経済の社
会に限られるものではなく、人間の歴史に
関する研究の一般的結論として展開されて
おり、マルクス自身もそれが彼の経済学研
究にとって『導きの糸』として役立ったも
のとしている。もちろん彼がかかる結論を
うるにいたったのは、むしろ経済学的研究
に入る前からの歴史・哲学・法律学等の研
究によるものといつてよいのであろうが、

しかしそれにしてもこの結論が、経済学の研究とともにその対象をなす商品経済と極めて密接な関連をもっていることは、彼のこの結論に対する叙述においても明らかである。……『法的諸関係および国家諸形態は、それ自身で理解されるものでもなければ、またいわゆる人間精神の一般的発展から理解されるものでもなく、むしろ物質的生活諸関係、その諸関係の総体をヘーゲルは一八世紀のイギリス人やフランス人の先例にならって『ブルジョア社会』という名のもとに総括しているが、そういう諸関係にねざしているということ、しかもブルジョア社会の解剖は、これを経済学にもとめなければならない、ということであつた。』(原著注 『経済学批判』邦訳岩波文庫版12-3頁) 明らかに『ブルジョア社会』を解剖する経済学の内に、あらゆる社会に通ずる歴史的規定を求めようというのである。その点が、公式にいう『現実の土台』としての『生産諸関係の総体』の形成する『社会の経済的機構』に対応して、『そのうえに、法律的、政治的上部構造がそびえたち、また、一定の社会的意識形態』があるという規定となつてあらわれている。前にも述べたように、経済学は商品経済を、特に資本家的商品経済として体系的に解明せんとするものであるが、それは資本主義に先だつ諸社会と共通の地盤を有しているのであつて、その特殊規定は、ただ単にその特殊規定につきるわけではない。いいかえればその特殊規定の内にも、他の諸社会に共通するものを包摂しているのである。経済学の唯物史観に対する関係も、この点にかかっているのである。(宇野弘蔵 [1962年] 『経済学方法論』「Ⅲ-1 経済学の唯物論」。引用頁数は著作集第9巻

による。)

宇野はここにおいて確かに、「現実の土台」としての「生産諸関係の総体」が形成する「社会の経済的機構」、それに対応する「法律的、政治的上部構造」、「一定の社会的意識形態」といった唯物史観の諸範疇と、それにもとづく唯物史観の公式とは、「ブルジョア社会の解剖学」としての経済学のうちに、あらゆる社会に通ずる歴史的規定を人間の歴史に関する研究の一般的結論として展開しているものである、ということを指摘していたわけである。

それは、唯物論、唯物史観が経済学に先行するのではなく、経済学をつうじて唯物論、唯物史観が論証されるという主張であるが、このように経済学をつうじて唯物史観の分析範疇も論証されるべきものとする発想は、じつはマルクス自身の思考回路の重要な核心を把握したものと見える。

第4項 『経済学批判序説』における断片的言及

他方、『経済学批判序論』においては、みづからのライフ・ヒストリーに即してきわめて不十分に回顧されてきたにすぎなかったマルクスの思考過程は、『経済学批判序説』のほうではきわめて断片的ながら、論理的な展開過程として再構成されようとしていた。

周知のように、マルクスは『経済学批判序説』の「三 経済学の方法」において、経済学における諸範疇はあくまでも歴史の最終地点である当面する社会の分析から得られるものであると同時に、歴史的な諸社会形態を把握するための範疇ともなるものであるとし、「人間の解剖が猿の解剖の鍵である」としている。また、それらの諸範疇は、近代社会の向下的分析の帰結として得られた最も単純で抽象的な概念^{*9}を出発点として、上向的総合によってより複雑で

具体的な概念へと再構成—再配列されなくてはならないとしている*10。

このように、『序説』においては、マルクスが『序論』できわめて不十分な形で開示した唯物史観の形成に至る試行錯誤的な思考過程のライフ・ストーリーに即した回顧ではなく、諸範疇の導出過程の論理的手続きを提示しようとしていたことが見て取れるのである。

それを端的に示しているのが次の箇所である。

「一定の労働にたいする無関心は、諸個人が一つの労働から他の労働に移っていくことが容易であり、労働の一定種類は彼らにとって偶然的であり、それゆえ無関心的なものであるような社会形態に照応している。……このような状態は、ブルジョア社会の最も近代的な定在形態—アメリカ合衆国—で最も発展している。したがって、「労働」、「労働一般」、たんなる労働 [Arbeit sans phrase] といった範疇の抽象、近代経済学の出発点は、ここにおいてはじめて實際上真実となる。」(『経済学批判序説』、「三 経済学の方法」56-57頁、S.39-40)

つまり、マルクスによると、当時、アメリカ合衆国で最も発展していたようなブルジョア社会の近代的な定在形態においては、諸個人が一つの労働から他の労働に移っていくことが容易となっており、そのような社会状態を基盤として「労働」、「労働一般」といった範疇の抽象が可能となったというのである。

ただし、この引用箇所は、アダム・スミスが生産的労働を農業労働などのような特定の労働から切り離して抽出したという文脈の中で断片的に述べられているものであり、唯物史観の範疇の形成という文脈で語られているものではなかった。

実際のところ、『経済学批判序説』においては、第一節「生産」、第二節「分配、交換、消費にたいする生産の一般的関係」において生産・分配・交換・消費あるいは労働といった諸範疇が取り上げられているものの、それらはあくまでも経済学の範疇として取り上げられているにとどまる。また、そのようなものとして過去の社会諸形態に対して「人間の解剖は猿の解剖の鍵である」という関係をもつことが指摘されるにとどまっている。

それに対して、第四節は「生産、生産手段と生産諸関係。生産諸関係と交易諸関係。生産諸関係と交易諸関係とにたいする国家および意識の諸形態の関係。法律諸関係。家族関係」という長い標題が付けられているが、内容的にはただ、「ここで述べなくてはならない、またわすれてはならない点についての注意 Noteabene」についての8項目からなる箇条書きが並べられているにすぎない。しかも、これらの箇条書きは、「生産諸関係と交易諸関係とにたいする国家および意識の諸形態の関係。法律諸関係。家族関係」といった第四節標題の後半部分にだけ関わっており—とりわけ芸術論へのそれ自体は興味深い内容をもった言及へと文章が流れていってしまっている—、肝腎の「生産、生産手段と生産諸関係。生産諸関係と交易諸関係。」の部分に関する言及は一切なされていないのである。

つまり、『経済学批判序論』のほうでいささか唐突に託宣されることとなった生産力・生産関係、社会構成、等々の唯物史観的な諸範疇の導出や根拠付けについての論理的な説明がなされるべきであった第四節が、肝腎の内容を欠いたまま放置された状態となっていたわけである。

しかし、実際に第四節において、生産力・生産関係、社会構成、等々の唯物史観的な諸範疇

の説明が展開されたとするならば、それは、おのずから「三 経済学の方法」で省察された生産・分配・交換・消費あるいは労働といった経済学の諸範疇の抽象についてと同様に、生産力・生産関係、社会構成、等々の唯物史観的な諸範疇の抽象の手続きが論理化されることとなったはずなのである。

すなわち、後者もまた、近代の経済学が掲げている近代的な社会形態の範疇であるとしてこそ、「すべての社会諸形態に妥当する太古からの関連を表現する最も単純な抽象」となりうる事が明確に位置づけられたであろうと考えられるのである。

このようにして、これらの諸範疇の配備＝「人間の解剖」は、「猿の解剖の鍵」＝「先行する諸形態」の分析の概念装置、分析枠組、解説格子となるのである。

事実、マルクスは、『序説』を含む『経済学批判要綱』においては、「貨幣に関する章」、「資本に関する章」においていわば「人間の解剖」についての叙述を上向的に展開しながら、それを踏まえて「猿の解剖の鍵」として『資本制生産に先行する諸形態』を展開したのであった。

つまり、マルクスにおいては、『ドイツ・イデオロギー』から『序論』に至る唯物史観の公式は、いまだ直観的に掴み取られた「導きの糸」なのであったが、それは、『経済学批判要綱』の論理展開をつうじて、改めて論理的に位置づけなおされるべきものとしてあったということができるのである。

こうして今や、『序論』におけるライフ・ヒストリー的な回顧、『序説』における範疇抽出手続きの論理化が、それぞれきわめて不十分であったために顕在的に読み取りにくくなっていたミッシング・リンクがあきらかとなる。

『ドイツ・イデオロギー』や『序論』で唐突

に、「死んだ事実の山」の分析に終始する経験論的な帰納法によって導かれた諸範疇とは一線を画するものとして、まるで託宣のように一パリバルの言によれば「ドグマティックな簡潔さ」をもって一下された唯物史観の諸範疇は、たんにマルクス、エンゲルスの天才的直観によって無媒介に導き出されたというだけのものではなかった。それは次にみるように純粋化傾向にもとづく方法模写説という論理的な導出手続きの裏付けを背後にもつものだったのである。

第5項 方法模写説と市民社会－国家論及び唯物史観の連関

宇野弘蔵による、純粋化傾向^{*11}によって歴史的過程それ自身が経済学、唯物史観の諸範疇を形成してきたものであるとするとらえ方は、方法模写説と呼ばれる独自の的方法論として定式化された。

「[160頁] たとい一時的にしる、また特殊の事情をもってにしるとにかくその商品経済の原理をもって、国内的には勿論のこと、対外的にもますます有力に支配し、自らの力でその体制を完成する方向に進みつつあったということは、資本主義社会に関してその原理を経済学的に確立することを可能ならしめるものに外ならない。われわれはここではなんらかの主観的立場による指導概念によって対象を処理するというのではなく、資本主義社会自身が形成しつつある純粋の諸関係を理論的に構成すればよいことになる。この点はまさに歴史の基礎科学としての経済学に特有なものではあるまいか—と考えるわけです。」

「[161頁] 経済学は、その原理論で単に対象の模写というのではなく、方法自身の模写をも示している—と僕は思うのですが、

どうでしょう。そしてそれこそ唯物論を客観的に基礎づけるものと考えなのです。」(宇野弘蔵 [1955年]「帝国主義論の方法について」。引用頁数は著作集第10巻による。)

「[154頁] 私は、かつて経済学の諸原理は、単に対象を模写するのではなく、方法自身をも模写するものであるといったことがあるが(原著注:拙著『資本論』と社会主義』226頁参照)、それは対象の模写が同時に方法の模写でもあることを意味するものにほかならない。それは、すでに繰り返して述べてきたように、原理論の対象をなす純粹の資本主義社会なるものが、単に現実の資本主義社会から主観的に抽象して想定されるのではなく、資本主義の発展そのものが、客観的に純化作用を有しているものとして想定されるものであるからである。方法自身が客観的に対象とともにあたえられるのであって、対象に対してなんらかの主観的な立場によって立向かうわけではない。」(宇野弘蔵 [1962年]『経済学方法論』「Ⅲ-4 経済学と弁証法」。引用頁数は著作集第9巻による。)

ここで宇野が言っていることは、歴史的過程そのものが、商品・貨幣、資本といった諸範疇、諸概念を形成してきたのであって、それらは研究者が何らかの主観的関心による解釈格子を現実にあてはめて分節化することによって得られるような恣意的な諸範疇、諸概念とは異なるということである。宇野によれば、そのような解釈格子としての方法そのものが、現実の歴史的過程そのものによって形成されるのであり、研究者はそのような解釈格子としての方法そのものをただ模写すればよいのである^{*12}。

しかしながら、このように宇野自身が純粹化

傾向にもとづく方法模写説と唯物史観の密接な関連について指摘している箇所があるにもかかわらず、従来、マルクス本来の市民社会—国家論、唯物史観(およびヘーゲルの法哲学、歴史哲学)と、宇野の純粹化傾向にもとづく方法模写説、それを基礎とする経済学原理論とが、有機的に結び付けられる道筋は断たれてきたといわざるをえない。

そもそも純粹化傾向とは純粹資本主義社会へと近似していく歴史的傾向のことであるが、それについてはマルクス自身、たとえば『資本論』第3巻において次のように述べていた。

「[S.184] 理論においては資本家の生産様式の諸法則は純粹に展開されるということが前提される。現実においては常にただ近似のみが存在する。しかしこの近似は、資本家の生産様式が発展すればするほど、そして従来の経済的残滓による資本家の生産様式の不純化と混合とが除去されればされるほど、ますます大きくなる。」(『資本論』第3巻第10章)

だが、このような純粹な資本家的生産様式への歴史的傾向というものは、同時に、純粹市民社会へと近似していく傾向でもあろう。したがってそれは、いいかえると「資本の文明化(=市民化) civilisierend作用」の傾向でもあることになるだろう。

「[S.440] 資本の生産条件をもつのは、つまりそれらを充足し、また実現しようと努めるのは、ただ資本だけであるから、流通の前提、流通の生産的起点となるすべての地点で、これらの地点を自己に同化させようとするのは、すなわちこれらの点を、資本化する生産あるいは資本による生産に転

化しようとするのは、資本の一般的な傾向である。このような布教的 [propagandistisch] (文明化的 [civilisierend]) 傾向は、ただ資本だけに—それ以前の生産諸条件とは区別して—固有のものである。」(『経済学批判要綱』、「Ⅲ 資本にかんする章」。邦訳頁数、220-221 頁。)

このように、マルクスは、流通の生産的起点となるすべての地点で、これらの地点を自己に同化させようとする資本の一般的な傾向のことを、「文明化傾向」(=市民化傾向)と呼んでいる。これはまさに19世紀末から20世紀前半に至る帝国主義から全体主義、超国家主義の時代に「逆転」を余儀なくされてしまった歴史的傾向そのもののことであろう。

したがって、宇野のいう純粋化傾向とは、「文明化傾向」(=市民化傾向)と同じ事態を指したものであり、それは全世界が純粋市民社会へと近似していく傾向とも密接に結びついた概念なのである。

実際、18世紀以来、西欧人に抱かれるようになった純粋市民社会の表象によってはじめて、社会構成の諸契機は渾然一体となった漠然とした表象から、欲求の体系としての自立的経済過程と、悟性国家、理性国家、絶対精神(芸術、宗教、学問)等の観念的上部構造との分節化が可能となったといえるわけである。さらに、それをもとに自立的経済過程の諸契機たる生産力・生産関係等の分節化も可能となったのである。

このように、『序論』で不十分にしか開示されていなかったマルクス自身のライフ・ヒストリー的な試行錯誤の過程も、『序説』で不十分にしか展開されていなかった唯物史観の諸範疇の論理的な導出過程も、その論理的な道筋をつぶさに追跡すれば、まさに宇野の考えていたよ

うな方法論に辿り着かざるを得ないことになるのである。

こうして、従来、ヘーゲル—マルクス体系と、カント的な悟性的性格のつよい宇野三段階論体系との接合方法は容易には見出し難かったものなのであるが、じつは宇野自身において、純粋化傾向による方法模写説は唯物史観の諸範疇をも客観的なものとして導出する方法論として提起されていたのである。

とはいえ、宇野自身が純粋化傾向と唯物史観の諸範疇の方法模写について言及しているのは、この箇所のほかにはあまりみられないだけでなく、当該論文の全体の趣旨自体もこの論理をみえにくくしていたといえよう。

そもそも、宇野の史的唯物論のとらえ方はきわめてオーソドックスなものであり、それゆえ、たんなるイデオロギーにとどまるものと位置づけられていた。そこには、唯物史観が歴史科学を志向する作業仮説であるというような発想すらまったくなかった。また、宇野の唯物論のとらえ方は、レーニンの模写説、反映論そのままであった。

したがって、折角、宇野自身が純粋化傾向にもとづく方法模写説と唯物史観の論理的連関について指摘している箇所がわずかながらも存在したにもかかわらず、それが唯物史観の形成史研究の諸成果や市民社会—国家論、自己疎外論、物象化論、等々の研究成果と結び付けられる理路が見出されないままとなってきたのであった。公式化された「弁証法的唯物論と史的唯物論」とは区別された、マルクス本来の唯物史観、弁証法、自己疎外論、物象化論などの哲学的論理と、宇野の高度な完成度を誇る経済学原理論とが、有機的に結び付けられる道筋が不可視のものとなり、宇野の研究成果が20世紀後半におけるマルクス文献学の諸研究成果や、創造的な新マルクス学派の諸研究成果と分断されたまま

になっていたのであった。

しかし、いまや以上のような関連があきらかとなったことによって、

- 一、抽象的な哲学としての自己疎外論・物象化論・主体的実践的活動論から、弁証法的論理学・自然哲学・精神哲学までのエンチクロペディー的体系性
- 二、歴史哲学を科学化するための作業仮説としての唯物史観の諸範疇
- 三、近代社会の理念的構造論としての家族—市民社会—国家論
- 四、宇野純粋化傾向論＝方法模写説と経済学三段階論（原理論—段階論—現状分析）

という各領域は、とりわけ第四の領域が外在的な関連にとどまっていたものが、緊密な内在的論理によって貫徹されることが可能となったのである。

第2節 方法模写説から範疇模写説へ

第1項 「範疇の構成方法」の模写

ところで、方法ないし方法論というとき、様々な場面に応じてさまざまなものがある。宇野が「方法模写説」というときの「方法」という用語は、何を意味していたのであろうか*¹³。宇野が念頭に置いていたのは、マックス・ヴェーバーが主張したような主観的問題関心による理念型の構成方法に対置されるべき方法ないし方法論であった。

「[154頁] いうまでもないことであるが、純粋の資本主義社会が、われわれのなんらかの主観的立場によって抽象され、想定されたものではなく、客観的に資本主義の発展の内に認められる傾向として想定されるものであるということは、[155頁] 同時

にまた実験室的対象のように単なる部分的な、全体の過程から切断されて採り上げられたものではないことを示すのである。」（宇野弘蔵 [1962年] 『経済学方法論』「Ⅲ-4 経済学と弁証法」。引用頁数は著作集第9巻による。）

それは、歴史過程それ自身によって客観的な範疇構造が構成されたものが純粋資本主義社会とその原理論であるという意味で、ヴェーバーが主張した主観的問題関心による理念型の構成方法とは異なり、客観的かつ「唯物論」的であり、なおかつ、部分的ではなく全体的な認識だというのが宇野の主張であった。

ここで宇野が問題としているのは、純粋化傾向が与えてくれる範疇の純粋化を、そのまま模写すれば範疇を純粋化する「方法」をも模写したことになるということである。

このように、宇野のいっている「方法」とは、内容的にみると、範疇を構成する「指導概念」が主観的恣意によるか、それとも主観的恣意によらないかという「範疇の構成方法」のことにほかならなかった。「方法」、「方法論」という概念は含意が多義的であるので、むしろ「範疇」の模写といたほうが適切ではなかったかと考えられる。

すなわち、本稿において「方法模写説」というよりも、むしろ「範疇模写説」というほうが適切であると考えられる所以である。

第2項 黒田寛一『宇野経済学方法論批判』について

ここで、若き日に哲学徒として宇野と交流のあった黒田寛一の『宇野経済学方法論批判』[1962年／1992年]による、哲学的な角度からする宇野方法論への批判について検討してみよう。黒田はそこで、宇野経済学方法論には認識

論が欠如していると批判している。

「[60頁] このような認識方法論ぬきの方法論（つまり存在論的方法＝論証一辺倒主義）という点にこそ、宇野経済学方法論の独自性があるのである。」（黒田寛一 [1962年／1992年]）

ここでは一見、黒田寛一は哲学徒としてなら誰もが考えそうな認識論的な方法の問題を宇野に投げかけているだけのようにも見える。たしかに、経済学が純粋化傾向という対象だけではなく対象を概念化する方法それ自体を模写するという言い方は誤解を招きやすい。哲学において模写とは、物質の意識への反映という意味で使われてきからである。その場合、模写、反映するのは経済学そのものではなく経済学研究者の意識でなければならない。宇野においては、方法を模写する意識の問題が抜け落ちている。前節において「範疇模写説」のほうが妥当とした所以である。

その限りにおいては確かに、そもそも宇野には経済学の下向的分析における諸範疇の生成過程それ自体の認識論的・科学論的な方法論は、まったく問題関心の外にあったというほかはない。

「[416頁] ……経済学の理論が前に申したような客観的事実の反映である点、しかも方法自身でもそうであるということが大切なのです。それを認識するために主体の主観がなければならぬことは言うまでもないですが方法自身も反映ということになれば問題はそれ以上にはないと思っています。」（黒田が宇野に出した質問に対する返信ハガキ [1956年6月18日付け] の起こし。黒田 [1962年／1992年]、所載。）

つまり、宇野にしてみれば、経済学的な諸範疇が形成されてきた過程は主体の主観による恣意的なものではないということが問題のすべてなのであって、哲学的・認識論的な方法論議の問題ではないということであった。

しかしながら、黒田にとっての認識方法論とは、実際のところは次のようなものであったので、次第に宇野との問題関心は幾重にもずれていることがあきらかとなる。

「[61頁] 古典派経済学をマルクスが批判的に継承したのは、まさしくプロレタリアの『否定的立場』が前提になっていたからであり、そ [62頁] してこの前提が経済学研究を媒介にして結果に止揚されるところに、『資本論』が措定されうる……。」（同前）

「[63頁] このような、客体的限定を基礎とした認識主体の対象変革的な実践の立場（プロレタリアの立場）においてはじめて、認識対象の法則性の概念的把握が可能になるということは、一般的には人間認識が客観性と主観 [64頁] 性との、あるいは対象認識と価値意識または価値判断との統一として成立するというにほかならない。」（同前）

すなわち、黒田においては、認識方法論の問題は、純然たる哲学的認識論の問題ではなく、プロレタリアの「場所的立場」からする実践的な価値判断（つまりは“革命的共産主義”イデオロギー）と不可分のものとされていたのである（そのようなとらえ方が、黒田にとっては純然たる哲学的認識論の帰結のつもりだったのであろうが）。もっとも黒田は、周到にも次のように付け加えることも怠ってはいなかった。

「[64頁] しかし、このことは、もちろん『なんらかの主観的立場による指導概念によって対象を処理する』ことではない。資本制経済そのものが必然的にうみだした否定的実存（物化された人間）であり、またまさにこのゆえに同時にそれを否定し止揚せざるをえない、歴史の主体としてのプロレタリアートのこの立場を認識者自身の主体的根拠となすことによってこそ、資本制社会の経済構造の本質的な認識把握が可能となるのであり、その意味でプロレタリアの立場が学問的認識において即自的に前提されざるをえない、ということにすぎない。」(同前)

つまり、プロレタリアの「場所的立場」なるものは、宇野のいう純粋化傾向による客観的な所産でもあるということであろう。

だが、このような論法は、認識者自身の主体的根拠を資本制経済が必然的にうみだし・かつ・それを否定し止揚せざるをえないプロレタリアの立場とせよ、さすれば「なんらかの主観的立場」と異なる本質的な認識把握は資本制経済が否定し止揚されざるをえないものとなる、あるいは、プロレタリアは資本制経済を否定し止揚せざるをえない、ゆえに認識者はプロレタリアによって否定し止揚されるものとして資本制社会の本質的な認識把握が可能となるであろう、というようなものである。

したがって、それは以下の文章の「ルカーチ」とあるところを、そのまま「黒田寛一」に置き換えても妥当するようなものでしかなかったのである。

「[250頁] ルカーチのいっていることをやさしく諷刺すれば、階級意識に目覚めよ、

するとこの社会は階級的に視えてくるだろう、あるいは、階級社会は存在する、ゆえに人間は階級意識に目覚めるであろう、という観念の循環論であることがわかる。」(吉本隆明 [1965年]「自立の思想的拠点」。引用頁数は『吉本隆明全著作集13』、勁草書房、1969年、所収による。)

こうしてみると、宇野が次第にいささかうんざりしたように、木で鼻を括ったような返事しか出さなくなってしまったのも、やむをえざる所であったといえよう。

「[417頁] 過日はお手紙いただき乍ら御返事延引していました もっとも十分にお答えできませんが科学的論証ということをよく考えていただきたいと思うのです 私自身もそれが完全にできているとは思わないのですが論証の中に認識主体の関係などをもちこんでいては論証にはならないと考えるだけです」(黒田が宇野に出した質問に対する返信ハガキ [1959年6月28日付け]の起こし。黒田 [1962年／1992年]、所載。)

しかしながら、ここで宇野は「認識主体の関係」のなかに認識論の問題と価値判断論（というよりは黒田特有の”革命的共産主義”イデオロギー）の問題を一緒にたにして突き放しているにすぎない。だが、それでは認識方法論そのものの問題はなんら解決されないままである。黒田による宇野経済学方法論批判において意味があるといえるのは、まさしくただ、宇野方法論は「認識方法論ぬきの方法論」であるという言辞の部分だけであるといつてよい（この点は、注13における廣松渉の指摘にも関わっている）。そこで、方法模写説ないし範疇模写説の認識

方法論的な問題については、第三節として節を改めた上で、現象学的な認識論哲学による根拠づけを考察していくこととする次第である。

第3節 範疇模写説の現象学的再措定

第1項 現象学的に再構成された論理的連関

何ものをも前提としないで思考しようとするとき、絶対に確実なのは「いま－ここに－ある」という意識への現象の現れに関する感覚的確信だけである。それは、デカルトの言ったような「いま－ここに－ある」ということすらも疑っているという反省作用に先立つ感覚的確信であるが、疑っている「我思う、故に、我在り」ということへの感覚的確信もそこに由来するものである。

フッサールは、不確実なものを捨象し括弧に入れ、意識の志向対象としての事象そのものへ還元することを「現象学的還元」または「判断中止」と呼んだ。とくに晩年のフッサールは、現象学的還元はまずもって、科学の説く「即自的で真なる世界」から「生活世界」への還元でなければならないとするようになった。「生活世界」とは、いっさいの学に先立ち、つねにすでに、われわれの直接の経験に与えられている世界であり、学そのものもこの「生活世界」から出発してはじめて、その真の意味を明らかにされうるものだ^{とされる}^{*14}。

〔268頁〕すなわち、あらゆる構成の、結局はただ一つの機能中枢としての絶対的自我〔エゴ〕への還元によって、判断中止を意識的に改造する必要があるのである。このことが今後は、超越論的現象学の方法全体を規定することになる。まず前もってあるのは、世界である。すなわち、たえず存在確信と自己確認の中であらかじめ与え

られている、疑いを容れない世界が、先行している。もしわたしがこの世界を基礎として『前提』していないとしても、この世界は意識作用のうちにある自我としてのわたしにとって、たえざる自己確信によって妥当している。しかもそれは、わたしにとってあるがままに、つまり、個々の点では、ときには客観的に妥当であり、ときにはそうでないこともあるが、それらのすべてを含んで妥当しているのである。それはさらに、わたしにとって現実的であるような世界たる以上、すべての学問や技術を含み、すべての社会的、個人的諸形態や諸制度を伴ったものとして、妥当しているわけである。〕(Husserl, E. [1935/1936], *Die Krisis der europäischen Wissenschaftlichen und die transzendente Phänomenologie: Eine Einleitung in die phänomenologische Philosophie*. フッサール『ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学』細谷恒夫・木田元訳、中央公論社、1974年。引用頁数は邦訳による。)

また、ハイデッガー [1927年]『存在と時間』(Martin Heidegger, *Sein und Zeit*, 1927. 引用は細谷貞雄訳、ちくま学芸文庫、1994年、上、により引用頁数は原著頁数による)は、フッサールが「生活世界」の概念を提起するのに先立って「世界＝内＝存在」の構造分析を行っていた。

『存在と時間』は、第一編の「現存在の予備的基礎分析」では、現存在を《世界＝内＝存在》として規定し(第二章)、まず《世界の世界性》として《道具連関》-《ツェンデンハイト》(第三章)、次に《共同存在＝自己存在としての世界＝内＝存在》を《ダス・マン》として(第四章)、さらに《内＝存在そのもの》を、《情態性》《了解作用》《語り》《頽落－おしゃべり・

好奇心・あいまい》からさらに根源的全体性としての《不安という根本情態性→Sorgeとしての現存在としての存在》、つまり、《内=存在そのもの》として《Sorge》を画定する（第五章）*15。

ここでハイデッガーのいう「世界」とは、科学者の眼に映ずるような物存在 *Vorhandensein* ではなく、世界=内=存在が配慮において出会う存在 *Zuhandensein*、つまり「……のための或るもの *etwas, um zu...*」として有意義性をもった道具的な存在者が、ある道具は別の何かのため、というように次々と連鎖する「……のため」という指示的連関をもった構造的全体とされる (*ibid.*, S.69f.)。

「もっとも身近に出会う存在者の存在を現象学的に挙示するにあたって、われわれは日常的な世界=内=存在を手引きとする。このような世界=内=存在は、また、世界の内で、かつ内世界的存在者にたずさわる交渉 (*Umgang*) とも呼ばれる。交渉は、いつもすでにさまざまな配慮の様式へ分散している。しかし、すでに示したように、もっとも身近な交渉の様式は、ただ覚知するだけの認識というようなものではなく、ものを操作し使用する配慮であって、これにはそれなりの『認識』がそなわっている。現象学的な問いは、まず、かような配慮において出会う存在者の存在へ向けられるのである。」 (S.67)

「われわれは、配慮において出会う存在者を、道具 (*das Zeug*) となづける。交渉の中で見あたるものは、書く道具、縫う道具、工作する道具、乗っていく道具、測定する道具などである。」 (S.68-69)

「道具というものは、本質上、《……するためにあるもの》 (*《etwas, um zu...》*) であ

る。この《……するためにある》ということには、有用性、有効性、使用可能性、便利性等というようなさまざまな様態があるが、これらがひとまとまりの道具立て全体の全体性を構成している。」 (S.68-69)

「現存在は、有意義性に親しんでいるそのありさまにおいて、存在者が発見されうることの存在的な可能条件であり、その存在者は趣向性という存在様相 (用具性) において世界の内部で出会い、このようなありさまでその自体相を打ち明けることができるのである。」 (S.87)

また、「現存在の世界は共同世界 (*die Mitwelt*) である。内=存在は、ほかの人びとの共同存在 (*das Mitsein*) である。ほかの人びとの内世界的な自体存在は、共同現存在 (*das Mitdasein*) である」 (*ibid.*, S.118) とされ、さらに、現存在=人間は、その都度それぞれ私であるにしても、日常的平均的には自分とも他人ともいいがたい《ダス・マン *Das Mann*》という在り方をしているとされる (*ibid.*, S.129)。

したがって、「世界=内=存在」の現れの世界平においてまずもって現れてくる「世界」とは、共同存在としてある有意味的な道具連関である。

ところで、それは、次のようなかたちで語彙的な体系を変換することが可能であろう。すなわち、「世界=内=存在」の世界=内における配慮としての主体的実践活動は、「世界=内=存在」の「いま-ここに-ある」という感覚的確信、感覚的確信として生起する飢え、渇きなどの根源的な受苦性、それによってもたらされる (現れとしての) 自然と身体と意識の分裂、自由な意識の不断の自己否定運動、意識による身体を媒介とした自然への働きかけとしての労働・生産過程、それによる道具の生産・再生産として範疇的に分節化される。

だが、フッサール、ハイデッガーによる「生活世界」、「世界=内=存在」の考察は、このようなどころまでとどまっていた。ここでは、「世界」はいまだ没歴史的、没概念的な混沌とした表象のままである。

だが、「生活世界」、「世界=内=存在」の現れにおいて、それは以下にみるように、特定の範疇的な分節化構造をもったものとして現れるものなのである。

すなわち、共同存在としてある有意味的な道具連関としてある「世界」は、対自然的-対他的な協働連関として夫婦、親子、兄弟姉妹からなる家族関係だけではなく、市民個人からなる市民社会、商品所有者、貨幣所有者からなる市場、等々としても、つねにすでに、分節化されてくるものなのである。

この「世界」の基礎的な範疇構造においては、次の事柄が成り立っている。

夫婦、親子、兄弟姉妹、市民、公民、商品所有者、貨幣所有者、等々の様々な場面に応じた役割としての「人格」を使い分けるが、それらの「人格」を通して、それぞれの個人は自己同一性をもつ。個々の具体的な人間は、このような諸「人格」間の自己同一性を担う存在として、抽象的人間に還元される。

抽象的人間は、対自然的-対他的な労働によって労働生産物を産出し、それを獲得して生存を維持する。それは、抽象的な形式としては抽象的人間の自己意識にもとづく身体的労働の作用を自然的世界に対象化したものを獲得するのであり、「自己労働の自己所有」一経済学批判を媒介とした学知的立場からはあくまでも仮象にとどまるものであるが、さしあたりの現れのままとしては一として現れる。

このような労働する身体は、同時に、消費して生存する身体でもある。だが、労働し消費することによって生存する身体は、意志や意識・

観念の働きのなしには労働、消費という行為を営むことはできないことも自明の事柄として現れる。

つまり、人間的な現存在にとっての労働・消費する身体とは、本能に基づいて自動的に運動する機械のような存在なのではなく、意志や意識・観念を主観的な基点 (subject) として動かされ、動く存在である。意志や意識・観念は身体と不可分のものとしてあるので、主観としての意志や意識・観念は身体と不可分の主体として「世界=内」に存在し、「世界」に対して働きかける。

このようにして、「世界=内=存在」という感覚的確信の内部において、つねにすでに、「世界」は意識作用、労働作用をなす主観的=主体的な身体と、意識作用、労働作用の客観的=客体的な対象 (意識対象、労働対象) とに分節化されている。

主観的=主体的な身体は、飢えや渴きにたえず苛まされる受苦的なものとしてある。そのため、「世界=内」における用在としての客観的=客体的な対象に働きかけ、そこからの獲得物を消費することによってしか、この受苦を解消しえないことを痛感=感覚的確信している。

だが、受苦を痛感=感覚的確信する「世界=内=存在」は、受苦を媒介として認識し労働する者 (「内=存在」) と、認識され労働される物 (「世界」) とに分裂する。これは、根源的な自己分裂であり、根源的な自己疎外である。

主観的=主体的な意志や意識・観念、身体の働きかけとは独立に存在するように現れるようになった「世界」は、「物質的自然」および「他者からなる世間」からなる。

しかし、主観的な意志や意識・観念が定位するところの身体なるものは、それ自身が「世界」の「物質的自然」に属しているものとして現れる。このような、「物質的自然」であって

同時に「物質的自然」ではない身体という存在の「世界」からの分裂が、「原生的疎外」である。

これに対して、身体を「物質的自然」に対して働きかけさせる主観的＝主体的な意志や意識・観念が、身体からも「物質的自然」からも分裂することを「純粹疎外」と呼ぶ。純粹疎外された主観＝主体は、対象を分類したり普遍化したりする意識・観念の働き＝類化能力をもつ存在という意味で「類的本質」とも呼ばれる。

原生的疎外は純粹疎外を含む。原生的疎外から純粹疎外を差し引いたものは、身体の主観的＝主体的な意志や意識・観念の意のままにならない部分であり、意識されない領域（＝無意識）の領域である。このような無意識の領域と、純粹疎外による主観的＝主体的な意志や意識・観念の領域とからなる心的現象の領域全般を「幻想」領域と呼ぶことにする。それは、外界に対する刺激－反応（受容）だけからなる知覚としてのみあるのではなく、身体的内部の無意識領域からくる錯誤や思い込みとも合わさったものとしてあるからである。

したがって、身体が自己疎外されるとともに、主観的＝主体的な意志や意識・観念が身体幻想（個体幻想、自己幻想）として自己疎外され、さらに身体と、「物質的自然」および「他者からなる世間」との間の関係が、関係意識と関係無意識とからなる関係幻想として自己疎外される^{*16}。

このような自己疎外は、たえず疎外の疎外を繰り返すものとしてある。それは不断の反省過程であり、不断の自己意識の否定の否定の運動である。そのようなものとして、それは特定の状態に限定されない「自由な意識」である。また同時に、対象に働きかける労働は、労働によって変化した対象にさらにまた働きかけることによって、不断の否定の否定の運動を行う。そ

れは、「生きた労働」としてのフローの活動が「死んだ労働」としてのストックを生み出し、「死んだ労働」としてのストックに制約されながら、「生きた労働」としてのフローが螺旋的に投下されていくという過程となる^{*17}。

このように、「世界＝内＝存在」という感覚的確信の内部においては、「物質的自然」と身体と精神の間に、根源的自己疎外としての原生的疎外とそれに含まれる純粹疎外が生起する。原生的疎外は身体と「物質的自然」に対して、同時に幻想領域を疎外する。

だが、身体は、「物質的自然」に対してだけでなく「他者からなる世間」に対しても自己疎外をしている。

まずはじめに立ち現れる他者は、何よりも血縁（擬似的であるかどうかはここでは問わない）的な親密性として現れる他者である。このような親密性の関係幻想を対幻想（家族幻想、親密性幻想）と呼ぶ。

しかし、他者との関係は、親子、兄弟姉妹からなる血縁的な親密性の中に自己完結していることはできない。それは、市民個人からなる市民社会や、商品所有者、貨幣所有者からなる市場、等々との関連の中へと広がっている。

つまり、家族は単婚家族を基本とする核家族としてあり、核家族の成員が平等に自由な個人としての市民として参加する市民社会はまずもって商品の需要者と供給者がネットワークを織りなす「欲求の体系」としてある。さらに、この「欲求の体系」を補完するものとして、諸個人の利害を調整する私法体系と司法制度からなる「悟性国家」があり、共同体的な中間組織（ポリツァイ、コルポラツィオン）、擬似的、想像的、幻想的な血縁共同体としての「理性国家」がある。

それぞれの関係のあり方に応じて、関係幻想のあり方も対幻想（家族幻想、親密性幻想）か

ら市場幻想（商品・貨幣・資本物神）、市民社会幻想、公共領域幻想、「理性国家」の共同幻想といったように変化する。それらは、たとえば、個体幻想を寄せ集めることによって家族幻想、市場幻想、市民社会幻想、共同幻想がそれぞれ成立するというのでもないし、また、個体幻想の寄せ集めが家族幻想であり、家族幻想の寄せ集めが共同幻想であるというような関係にあるのでもない。そうではなく、それぞれの関係幻想はそれぞれ別個のものとして存在している。それぞれの幻想領域は、それぞれに別個の自己完結的な関係幻想の世界を内的にもっているのである。

「世界＝内＝存在」における「世界」の現れは、このような広がりと同分化をそれ自体としてもっている。

第2項 「世界」の現れの時間性 — 歴史哲学

以上では、「世界＝内＝存在」における「世界」の現れが示す分節化された範疇構造を、いわばその空間的な構造として、それらが開示されてくるままに再構成してみたものである。

だが他面で、空間化された範疇構造は、それ自体、永久不変のものではなく、時間的な流れの中で生成、発展してきたものとしても現れてくる。（なお、ここでの時間性は「世界」の空間的構造の側に定位した時間性であり、ハイデッガーの現存在分析における根源的時間性に即していえば、派生態としての通俗的時間性である。）

それは、<類の本質＝純粋疎外>の自己疎外としての「自由な意識」の不断の反省過程、不断の否定の否定の運動と、「生きた労働」としてのフローの活動が「死んだ労働」としてのストックを生み出し、「死んだ労働」としてのストックに制約されながら、「生きた労働」としてのフローが螺旋的に投下されていくという過

程（＝フロー・ストック・スパイラル）の所産である。

あるいは、ヘーゲルのいえば、絶対精神の労働による世界の産出の過程である。世界の産出過程としての世界史は、人間の自由な意識が自然との間で未分化なアフリカの段階、一人だけが自由な意識を専有するアジア的段階、自由民の間に自由な意識が芽生えるが共同体の中で幸福な調和を保っているギリシア的段階、共同体世界が解体し皇帝の強権とローマ私法だけによって束ねられ自由な意識は「疎外された不幸な意識」となっているローマ的段階、万人が自由な意識を享受するゲルマン的段階、というように類型化された。

しかし、これは、あくまでも論理的な類型論として理論的な意味をもつものである。つまり、これは「世界＝内＝存在」における観念内部において概念的に把握された世界史過程であって、「世界＝内＝存在」における現実の世界史過程そのものではない。前者が解釈枠組みとなって現実の世界史過程を解釈し類型化するのである。

これをマルクスに即してみると、マルクスが『経済学批判要綱』において経済学の論理的展開を媒介として『資本制生産に先行する諸形態』における歴史的な共同体の諸類型—アジア的、ローマ的、ゲルマン的—の分析を行っていることに対応する。まず理論的に導出される解釈枠組みとしての世界史過程の類型論が想定され、しかるのちに現実的な歴史過程の「死んだ事実の山」が解釈されるのである。この方法論的な意識は、『経済学批判序説』の「三 経済学の方法」において、歴史と論理の連関が一致するか否かは、「しかしながら、これらの単純な諸範疇もまた、具体的な諸範疇よりもまえに、独立の歴史的または自然的な実存をもたないであろうか？ それは時とばあいによる [Ça dépend]」として表現されていたものにはかな

らないであろう (Marx [1857-58]、邦訳頁数①52頁)。

また、同じことを宇野に即してみると、たしかに宇野自身は明確にしていらないが、現実の世界史過程を「純粋化傾向」として分節化することは、商品経済、三大階級、自立的経済過程 (経済法則)、文明 = 市民社会の各範疇によって現実の歴史的過程を、①商品経済の全面化、②三大階級化、③自立化傾向、加うるに④文明化作用として分節化することによって潜在的に行ったものということができよう。なお、この四つの歴史的傾向は、①は19世紀末以降も逆転せず分岐した面があるが、有機的に結びついた範疇であることはいうまでもないであろう。

したがって、宇野の主張は、①商品経済の全面化、②三大階級化、③自立化傾向、加うるに④文明化作用が、所与の範疇構成から遡行されてまず論理的な時間過程として想定され、それにもとづく解釈枠組みが「世界 = 内 = 存在」における現実の世界史過程にあてはめられることによって、「世界 = 内 = 存在」における現実の世界史過程それ自身がそのような解釈枠組みを与える範疇構成を形成してきたことが確認されるという認識方法論的な論理構造としてとらえ返すことができるのである*18。

第3項 歴史哲学の部分化としての唯物史観

さて以上では、われわれは「世界」の空間化された範疇構造と、その時間的な生成過程の類型論的把握とについて考察してきた。そこでは、夫婦、親子、兄弟姉妹、市民、公民、商品所有者、貨幣所有者、等々と、抽象的人間が対自然的 - 対他的な労働によって労働生産物を産出し、それを獲得して生存を維持する過程が、最も基礎的な範疇構造として分節化された。

それとともに、労働と生産の主體的な実践活

動を可能とする対自然的 - 対他的な協働連関としての社会的諸関係を、対自然的な契機において「生産力」、対他的な契機において「生産関係」として分節化し範疇化する論理的必然性もたらされるのである。

生産諸力と生産諸関係が織りなす「経済的下部構造」は、受動的 - 能動的な主体の関係幻想の特定のあり方によって諸個体が連結されたものでもある。この関係幻想の特定のあり方が、「観念的上部構造」を形成する。経済的下部構造と観念的上部構造の全体が、一つの「社会構成」をかたちづくる。

中期マルクスが定式化した唯物史観の諸範疇は、ヘーゲル、初期マルクスの家族 - 市民社会 - 政治的国家の図式において定式化された、空間化された範疇構造が歴史哲学的に時間化されたときに、その展開動力となる意識と労働の自己疎外過程としてのフロー・ストック・スパイラルのあり方に着目して、そこから抽象的な諸範疇として、生産力、生産関係、経済的下部構造、観念的上部構造、社会構成などが抽出されたものなのである。

このように、意識と労働の自己疎外過程としてのフロー・ストック・スパイラルの展開過程は、中期マルクスによって、生産力が発展し生産関係が桎梏となると、観念的上部構造を媒介とした社会構成そのものの変革が起こるといように表現された。しかし、もちろん、このような表現は、フロー・ストック・スパイラルの中からそのごく一断面をとらえて言い表したものにすぎず不十分なものであったといわざるをえない。このことは、本稿の冒頭においてもごく概略的に述べた通りである。

つまり、生産力、生産関係を中心概念とする唯物史観は、人間の活動の全範囲を対象とする歴史哲学的な範疇体系からみれば、ごく部分的なものにすぎないわけである*19。

第 4 項 純粹化傾向による唯物史観の諸範疇の現象学的示現

以上でわれわれは、現れの地平においてまずもって現れてくる「世界」は、つねにすでに、夫婦、親子、兄弟姉妹からなる家族関係、市民個人からなる市民社会、商品所有者、貨幣所有者からなる市場、等々として分節化されてくるものであり、このような「世界」の分節化は、「世界＝内＝存在」にとって、それ自体で範疇の純粹形態を与えるものとして現れてくることをみてきた。

これは、現象学的還元から始まって、まず空間化された範疇構造が開示され、次いで、空間化された範疇構造の時間的な生成過程としてのさしあたりは抽象的・論理的なだけの歴史哲学的展開過程として開示された。そこにおいて、論理的な世界史過程の原動力としての受動的－能動的な主体が展開するフロー・ストック・スパイラルの過程は、生産力、生産関係、経済的下部構造、観念的上部構造、社会構成などからなる唯物史観的な諸範疇へと分節化されることをみてきたわけである。

とはいえ、しかし、現れの地平においてまずもって現れてくる「世界」が、このような特定の範疇構造をもって現れることは、言語化された概念を媒介とした所与として開示されるものではあるが、必ずしも自明のことではない。「世界」を「内＝存在」が認識し分節化するにあたって、他の様々なやり方も可能である。

ただし、他の様々なやり方においては、マックス・ヴェーバーの主観的問題関心による理念型の構成のように、「内＝存在」の側が主観的、能動的、恣意的に「世界」を分節化するという作用が必要になる。事実、フッサールは極めて抽象的な「生活世界」をみいだしたにすぎない。ハイデッガーは、より具体性のあるかたちで「世界＝内＝存在」の「世界性」を有意義的な

道具連関としたが、それは<ダス・マン>という概念にみられるように、いわばワイマール期ドイツの大衆社会状況から無批判的に抽象された没歴史的な社会構成の表象でしかなかった。

それらに対して、「世界」それ自体の分節化された範疇構造が所与の開示されるがままの状態で見えてくるところでとらえられたものが、唯物史観と経済学的諸範疇である。

家族－市民社会－政治的国家という範疇構造、「欲求の体系」における商品・貨幣、資本といった諸範疇、生産力・生産関係といった諸範疇は、時間化された「世界」の産出過程それ自体によって純粹化されてきたものとして「世界＝内＝存在」に開示されるものなのであり、それらの諸範疇は、現象学的な示現のままに与えられるものなのである。

[注]

- *1 まず、生産力・生産関係と同時に、生産主体がまさには生産力・生産関係と同時的な関係的存在、いわば対他の－対自然的な協働連関としての能動的主体として一措定される必要がある。また、この生産主体は、同時に観念的、イデオロギー的、幻想的な諸領域を孕むところの非生産的の主体でもある。そのことは、同時に生産力・生産関係としての対他の－対自然的な協働連関にとどまらず、対他の－対自然的という契機に加えて対内面的－対超越的な契機をも合わせた、非生産的な観念的、イデオロギー的、幻想的な諸領域を孕むものでもあるということである。
- *2 「形成途上にある新しい科学と、科学が生い立つ『地盤』を占拠する前科学的な理論的イデオロギー」とをわかつ「認識論上の切断」によって、「われわれはマルクスが新しい科学、すなわち『社会構成体』の歴史科学を建設したことを断言できる。」(Althusser, Louis [1965], Pour Marx, La Decouverte/Maspero. アルチュセール [1994年]『マルクスのために』河野健二・田村俊・西川長夫訳、平凡社ライブラリー、18頁)。しかし、アルチュセールにおいては、形成史的に何がマルクスに「認識論上の切断」を

- もたらしたかも、「認識論上の切断」によってもたらされた新たな諸範疇の導出が論理的にどのように根拠づけられるかも不明なままである。
- *3 『ドイツ・イデオロギー』における当該箇所
の読解には、花崎皋平 [1968年/1972年]『増補改訂 マルクスにおける科学と哲学』79頁、から示唆を受けた。ただし、全体の論旨は必ずしもその限りではない。
- *4 Hegel, [1821], *Grundlinien der Philosophie des Rechts*. ヘーゲル『法の哲学』藤野渉・赤澤正敏訳、岩崎武雄・責任編集『世界の名著 35 ヘーゲル』中央公論社、1967年、所収、参照。
- *5 ただし、マルクスはなぜか終始、「市民社会」とその一構成要素である「欲求の体系」とを混同し、「市民社会」そのものを「歴史の寵」ととらえていた。
- *6 廣松渉 [1968年]『エンゲルス論』が克明に解き明かしたように、唯物史観の形成過程におけるエンゲルスの主導性をめぐっては一国民経済学への批判的研究、共産主義運動への実践的関与とともに一疑問の余地はないところであろう。ただし、廣松のように、近代主客二元論の地平を超克する共同主観性、関係主義の地平への哲学的なパラダイム・チェンジまでも含めてエンゲルスが主導したということについては、牽強付会にすぎない議論といわざるをえないであろう。この点については、新田滋 [2012年]「吉本隆明のカール・マルクス論」(『情況』第4期、2012年11・12月合併号)の「第二章 廣松渉の自己疎外論批判について」、とりわけその「シュティルナー・ショックとエンゲルス主導説について」という節において詳細に明らかにしているのを併せて参照されたい。マルクスは“シュティルナー・ショック”や『ドイツ・イデオロギー』執筆過程におけるエンゲルスからの刺激以前から、ヘーゲル哲学そのものによって関係主義的な了解をもっていたのは明らかである。また他方で、廣松自身が強調していることは、マックス・シュティルナーのような唯名論の水準を超克して、真に哲学的パラダイム・チェンジを果たしたと論定できるのは『資本論』の価値形態論においてであったということなのである。いずれにせよ、こと哲学の方面に関するかぎり、晩年に『反デューリング論』、『フォイエルバッハ論』、『自然弁証法』においてその哲学的センスを遺憾なく披瀝しているエンゲルスの主導性が、若い一時期にだけはありえたなどということは、相当に無理のある推論であろう。
- *7 なお、「交通形態」等は、『ドイツ・イデオロギー』の執筆過程で「生産関係」とされるようになっていったと考証されている。「[436頁]この[史的唯物論の]“公式”と比べると『ドイツ・イデオロギー』のウアテキストには、まだ……生産関係、社会構成体、といったタームの確定がみられず、その代りに、交通形態、交通諸関係、協働関係、“市民社会”、生産力と交通の総体、等々の用語が不安定に用いられている」(廣松渉 [1968年]『エンゲルス論』。引用頁数は、ちくま学芸文庫、1994年、による。)
- *8 マルクスにおけるゲゼルシャフト *Gesellschaft*、ゲマインシャフト *Gemeinschaft*、ゲマインヴェーゼン *Gemeinwesen*、ゲマインデ *Gemeinde*の厳密な使い分けについては、望月清司 [1973年]『マルクスの歴史理論』岩波書店、278頁、参照。
- *9 『経済学批判序説』の段階ではマルクスは、下向的分析の帰結として得られた最も単純で抽象的な概念は、「分業、貨幣、価値などのような、いくつかの規定的な抽象的一般の諸関連」としていて、商品としてはいないことに注意する必要がある。『資本論』のように商品を起点とすることが果たして論理必然的な決定版といってよいかどうかには疑問の余地があるからである。廣松渉 [1987年]「貨幣と信約的行為」(『廣松渉コレクション 第4巻』43頁。『廣松渉著作集 第13巻』380頁)では、「交換取引」という関係態のほうから反照的に「関係項」たる「商品」なるものを規定し返す方法を示唆しているが、検討に値する着想であろう。
- *10 なお、宇野は、上向法の到達点は現状分析的な現代の現実世界ではなく、あくまでも純粹資本主義社会であるとして、マルクスによる上向法の説明の仕方に一定の留保を加えている。「[28頁]なおまたマルクスのいう上向の道は、理論的展開をもってしては、必ず純粹の資本主義社会を構成するよりほかないのであって、下向の出発点をなした現実の資本主義社会をそのままに再構成しうるわけではない。特定の時代の特定の国の現実から出発して、基本的な規定が抽象的にえられるという場合に、特定の時代も、特定の国も、ともに捨象されざるをえない。したがってまた上向の論理は、この特定の時代や、特定の国を再び取り入れるということではできないのである。この点は後に述べるように原理的規定の展開で直ちに現状の分析が行われる

わけではないことを示すものである。」(宇野 [1962年]『経済学方法論』「I-3 理論経済学の対象としての資本主義社会」。引用頁数は著作集第9巻による。)

- *11 宇野弘蔵のいう「純粋化傾向」は、①「労働力の商品化」にもとづく全社会の商品経済化あるいは商品経済の全面化、②資本家・土地所有者・賃労働者からなる三大階級化、③周期的恐慌による資本蓄積の自立化にもとづく経済的下部構造の自立化(それを表現するものとしての経済政策の自由化)、等々といった諸内容をもっている。しかし、これらの中で、①は「鈍化」することなく進行し続けていた。歴史的な傾向が「逆転」したと明確にいえるのは③の自立化傾向だけである。したがって、厳密に言えば、宇野の三段階論、方法模写説を論理的に根拠づけることができるのは、③の自立化傾向だけである。新田 [1998年]、39-41頁、参照。他方、黒田寛一 [1962年/1992年]と同時期に公刊された鈴木鴻一郎編 [1962年]『経済学原理論』は、岩田弘によって主導的に唱えられた内面化論=内面模写説をもって、宇野の純粋化論=方法模写説を批判するものであった。内面模写説は、商品経済の価格関係のうちに非資本主義的生産が内面化されることによって、現実の世界資本主義は原理論へと内面的に模写されるとするものである。それは、時間軸に沿って純粋化傾向を延長することによってではなく、空間軸に沿って非資本主義的市場経済を市場経済の価格関係のうちに還元することによって、純粋資本主義世界が構成できるという考え方である。たしかに時間軸に沿って純粋化傾向を延長する、という操作には、主観的な想像力が入ってくる。それに対して、空間軸に沿って非資本主義的市場経済を市場経済の価格関係のうちに還元するだけならば、その余地はなくなる。ただ、内面化作用によって翻訳、還元された像を模写すればよいことになる。ただ、この考え方の欠陥は、資本主義的市場経済ではなく商品と貨幣の交易だけからなるたんなる市場経済であっても、非資本主義的生産との交易によってそれを価格関係に内面化できてしまうということである。つまり、内面化の論理だけでは、それが産業資本的蓄積様式による自立的な資本主義世界の像を模写することを保証できないのである。そこには、産業資本的蓄積の自立化傾向、すなわち純粋化傾向そのものが必須の条件となっているといわなければならない。つまり、内

面化論だけでは方法論として自立できないのであって、それはあくまでも純粋化傾向論・方法模写説の補完として理論的意義をもつものである。

- *12 宇野が「方法模写説」において示している唯物論哲学の「模写説」的な理解の限界、また、「模写説」としても論理的に成功しているとはいえないという問題、他方でヒューム、ポパーが問題にした科学哲学上の問題には独特の回答を与えているという問題など、「方法模写説」をめぐる論点は本稿で取り上げる論脈以外にも多くある。それらの諸点については、新田 [1998年]、45-46頁、参照。
- *13 「[272頁] ……私のような哲学畑の人間から言いますと、この『三段階論』というのが、経済学にとって必然的な『方法論』(Methodenlehre)なのか、それとも、ひとつの『手続き』(Verfahren)として“こういう議論の進め方をした方がいい”ということなのか、必ずしもはっきりしない。」「[281頁] ……『三段階論』が『手続き』としてはわかる。けれど、しかし科学方法論的にみて果たして必然性があるのだろうかという言い方をしましたが、哲学屋は、どうしても前世紀の終わりから今世紀の始めにかけて盛んだったいわゆる科学方法論とか、Methodenlehre とかを頭の片隅に置いて『三段階論』に臨むので、……そういうモノサシでみますと、正直なところ宇野先生の議論はアイマイなところが多すぎてどうも釈然としない。」(廣松渉 [1977年]「宇野経済学方法論をめぐる問題点」。引用頁数は『廣松渉著作集第13巻』による。)ただし廣松は、唯物史観は「言ってみれば世界観的なオーダーのもの」であり、「経済学によって『論証』できるというような、そういうオーダーのものではない」として、弁証法的な円環的展開の全体を通じて“権利づける” rechtfertigen べきものとしている(同前、285-286頁)。この点では、廣松にはバリバールのような問題意識すらなかったことになる。
- *14 木田元 [1974年] 422頁、参照。
- *15 本稿の課題と関連性があるのは『存在と時間』第一編における現存在分析までであるが、第二編の「現存在と時間性」では第一編を受けて、そこにまず《死》をもってくることによって現存在の全体性を《死への存在》とし(第一章)、次に《死》をもってくる根拠づけとして《Sorgeの声としての良心の声-(非全体的存在への)責》を措定し(第二章)、《先駆的決意性

- 時間性》として《Sorge》の存在論的意味（現存在の全体性における）を規定（第三章）、以下、《時間性》と《日常性》《歴史性》《通俗的時間概念の根源としての内部時間性》の相互関連に説き及ぶ（第四～六章）。なお、ハイデッガーとマルクスの比較考察については、廣松渉 [1968年 a]、新田滋 [1989年] も参照されたい。
- *16 新田滋 [2012年 a]・[2013年]・[2014年] 参照。
 - *17 フロー・ストック・スパイラルの概念については、新田滋 [2006年] 参照。
 - *18 このような歴史的諸傾向を一言で「純粋化傾向」と呼んでしまうと、「純粋化傾向」の極限に原理論的な純粋資本主義社会が想定されるのか、原理論で想定される純粋資本主義社会が純化・不純化の基準となっているのか、あたかも悪循環のように思えることになる。宇野弘蔵・梅本克己 [1976年]『社会科学と弁証法』における梅本発言（57頁）、重田澄男 [2010年]『再論 資本主義の発見—マルクスと宇野弘蔵』174頁、などを参照。だが、論理的展開の順序としては、主観的恣意による理念型の構成によらずとも、何びとにも共有されうる純粋な諸範疇がすでに与えられているということが出発点としてあって、この諸範疇を形成してきた歴史的傾向をもって、事後的に「純粋化傾向」と名付けたということにすぎない。したがって、悪循環とみえる問題はたんに、このような歴史的諸傾向を「純粋化傾向」と呼ばなければ解消するような擬似問題にすぎない。
 - *19 すでにみたように、バリバールらアルチュセール学派は、ヘーゲル法哲学・歴史哲学、初期マルクスの市民社会—国家論の諸範疇と、唯物史観の諸範疇のあいだに「認識論的切断」を強調していたが、それは誤りである。そもそも、イギリス古典経済学とその影響下にあったヘーゲル「欲求の体系」論や、初期マルクスの「市民社会＝歴史の竈」論は、「純粋化傾向」による経済学および唯物史観的な諸範疇の形成過程に連なるものであったと考えられるべきである。また同時に、唯物史観と経済学は、法哲学・歴史哲学、市民社会—国家論の全体系性からすればごく部分的なものでしかないのであり、唯物史観における諸範疇の分節構造を基準としながら、その総体的な再構築が図られるべきものと考えられるのである。

[参考文献]

- 宇野弘蔵 [1955年]「帝国主義論の方法について」、初出『思想』1955年11月号、『資本論』と社会主義 岩波書店、1958年、『宇野弘蔵著作集 第10巻』岩波書店、1974年、所収。引用頁数は『宇野弘蔵著作集 第10巻』による。
- 宇野弘蔵 [1962年]『経済学方法論』東京大学出版会、『宇野弘蔵著作集 第9巻』岩波書店、1974年、所収。引用頁数は『宇野弘蔵著作集 第9巻』による。
- 宇野弘蔵・梅本克己 [1976年]『社会科学と弁証法』岩波書店。初出『思想』1966年2月号。引用頁数は宇野・梅本 [1976年]による。
- 木田元 [1974年]「訳者解説」、フッサール『ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学』細谷恒夫・木田元訳、中央公論社、1974年、所収
- 黒田寛一 [1962年／1992年]『宇野弘蔵経済学方法論批判』こぶし書房
- 重田澄男 [2010年]『再論 資本主義の発見—マルクスと宇野弘蔵』桜井書店
- 新田滋 [1989年]「現象学的還元といわゆる唯物史観について」『オルガン』第8号、1989年12月、新田滋 [2001年]『恐慌と秩序—マルクス<資本論>と現代思想—』情況出版、所収。
- 新田滋 [1998年]『段階論の研究』御茶の水書房
- 新田滋 [2006年]「市場経済を読み解く方法としてのフロー・ストック・スパイラル—市場・制度の発生・進化モデルの要約表現—」、SGCIME編『現代マルクス経済学のフロンティア』[マルクス経済学の現代的課題・第Ⅱ集 現代資本主義の変容と資本主義 第3巻] 御茶の水書房
- 新田滋 [2012年 a]「幻想疎外論の革命性—吉本隆明のために」、『流砂』第5号、批評社
- 新田滋 [2012年 b]「吉本隆明のカール・マルクス論」『情況』第4期、2012年11・12月合併号
- 新田滋 [2013年]「吉本隆明の哲学的思考」、『流砂』第6号、批評社
- 新田滋 [2014年]「吉本隆明の哲学的思考（二）」、『流砂』第7号
- 花崎皋平 [1968年/1972年]『増補改訂 マルクスにおける科学と哲学』社会思想社
- 廣松渉 [1968年 a]『エンゲルス論』盛田書店、ちくま学芸文庫、1994年、『廣松渉著作集 第9巻』岩波書店、1997年、所収。引用頁数は、ちくま学芸文庫、1994年、による。
- 廣松渉 [1968年 b]「近代」思想の地平を超える

- もの」、初出『現代の理論』1968年7月号、廣松渉『マルクス主義の地平』勁草書房、1969年、講談社学術文庫、1991年、『廣松渉著作集 第10巻』岩波書店、所収。引用頁数は『廣松渉著作集 第10巻』による。
- 廣松渉 [1977年]「宇野経済学方法論をめぐる問題点」、初出『大阪市立大学新聞』1977年8月10日号・22日号。『廣松渉コレクション 第4巻』情況出版、1995年、『廣松渉著作集 第13巻』岩波書店、1996年、所収。引用頁数は『廣松渉著作集 第13巻』による。
- 廣松渉 [1987年]「貨幣と信約的行為」（初出『現代思想』1987年8月号、『廣松渉コレクション 第4巻』情況出版、1995年、所収。『廣松渉著作集 第13巻』岩波書店、1996年、所収。引用頁数は『廣松渉著作集 第13巻』による。
- 望月清司 [1973年]『マルクスの歴史理論』岩波書店
- 吉本隆明 [1965年]「自立の思想的拠点」、初出『展望』第75号、1965年3月号、『自立の思想的拠点』徳間書店、1966年、『吉本隆明全著作集13』、勁草書房、1969年、所収。引用頁数は『吉本隆明全著作集13』による。
- Althusser, [1965], Pour Marx, La Decouverte/Maspero. アルチュセール [1994年]『マルクスのために』河野健二・田村俣・西川長夫訳、平凡社ライブラリー。引用頁数は邦訳による。
- Balibar, [1965], Sur les concepts fondamentaux du materialisme historique, Althusser, Balibar [1965], Lire le Capital, tome II, Francois Maspero. バリバル「史的唯物論の根本概念について」、アルチュセール／ランシエール／マシュレー／バリバル／エスタブレ [一九九七年]『資本論を読む』今村仁司訳、ちくま学芸文庫、下巻。引用頁数は邦訳による。
- Heidegger, [1927], Sein und Zeit. ハイデッガー『存在と時間』細谷貞雄訳、ハイデッガー選集 第16巻、理想社、1963年。ちくま学芸文庫、1994年、上巻。引用頁数は原著頁数による。
- Hegel, [1821], Grundlinien der Philosophie des Rechts. ヘーゲル『法の哲学』藤野渉・赤澤正敏訳、岩崎武雄・責任編集『世界の名著 35 ヘーゲル』中央公論社、1967年。引用頁数は邦訳による。
- Husserl, E. [1935/1936], Die Krisis der europäischen Wissenschaftlichen und die transzendente Phänomenologie: Eine Einleitung in die phänomenologische Philosophie. フッサール『ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学』細谷恒夫・木田元訳、中央公論社、1974年。引用頁数は邦訳による。
- Marx, Karl / Engels, Friedrich [1845-46], Die Deutsche Ideologie. 花崎皋平訳『新版 ドイツ・イデオロギー』合同新書、1966年、マルクス／エンゲルス『新編輯版 ドイツ・イデオロギー』廣松渉編訳／小林昌人補訳、岩波文庫、2002年、新訳刊行委員会『新訳 ドイツ・イデオロギー <マルクス主義原典ライブラリー>』現代文化研究所、2000年、その他多数の編集案と邦訳がある。引用に際しては、特定の邦訳にのみ依拠せず、また、既存の邦訳によっていない場合もある。
- Marx, Karl, [1857/58], Ökonomische Manuskripte 1857/58; Teil 1-2, KARL MARX, FRIEDRICH ENGELS: GESAMTAUSGABE (MEGA), 2. Abteilung: "Das Kapital" und Vorarbeiten, Band 1-2, Dietz Verlag, Berlin, 1976. 『経済学批判要綱』、『資本論草稿集①-②』1981年、大月書店、所収。引用頁数は邦訳による。
- Marx, Karl, [1857-58], Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie, Dietz Verlag, Berlin. 1953, Berlin. マルクス『経済学批判要綱 I』高木幸二郎監訳、大月書店、1958年。
- Marx, Karl [1859], Zur Kritik der politischen Ökonomie, MEW, Band 13, Dietz Verlag, Berlin. 『経済学批判』武田隆夫・遠藤湘吉・大内力・加藤俊彦訳、岩波文庫、1956年。向坂逸郎訳、『マルクス・エンゲルス選集』第7巻、新潮社、1959年。杉本俊朗訳、『マルクス・エンゲルス全集』第13巻、大月書店、1964年。引用に際しては、特定の邦訳にのみ依拠せず、また、既存の邦訳によっていない場合もある。
- Marx, Karl, [1867/73/85/94], Das Kapital, I, -III, MEW, Band 23-25, 1962, Dietz Verlag, Berlin. 『資本論』からの引用は、引用文中に Karl Marx [1962], Das Kapital, I, -III, MEW, , Band 23-25, Dietz Verlag, Berlin. の原著頁数を [S.54] のように示し、文末括弧内に『資本論』第一巻第一章等と記すこととする。引用に際しては、特定の邦訳にのみ依拠せず、また、既存の邦訳によっていない場合もある。

戦後青森県の民選知事①

津島文治知事 (1947～1956年)

藤 本 一 美

<目次>

1. はじめに — 問題の所在
2. 初期の経歴
 - (1) 家系と学歴
 - (2) 金木町町長
 - (3) 県会議員
 - (4) 衆議院議員当選辞退
3. 青森県知事時代
 - (1) 知事一期目
 - (2) 知事二期目
 - (3) 知事三期目
4. 衆議院および参議院議員時代
 - (1) 衆議院議員時代
 - (2) 参議院議員時代
5. おわりに — 「政治家」津島文治の評価

1. はじめに — 問題の所在

一般に、県知事という職は県を統括し、これを代表する独任制の執行機関であって、それは、地方公務員法が適用されない特別職の地方公務員であり、日本国憲法下では、「地方公共団体の長」と位置づけられている。知事は、議決機関である地方議会の議員と同じく、住民の直接選挙によって選出される。それゆえ、県議会と知事とは対等の関係にある、といわれている。

県知事の権限は、強力でかつ範囲も広い。地

方自治法の下では「首長制（大統領制）」が採用され、知事と県議会との関係についても、大統領制下における大統領の権限に類似している点が少なくない。実際、知事の主要な権限を列举するならば、議会を解散する権限、条例案に対する拒否権、予算の調整と執行、人事権、地方税の賦課、専決処分権限、議案の提案、会計の監督、および組織に関する総合調整権など、広範囲におよんでいる。

戦前の日本においては、県知事はすべて「官選」によるものであった。しかし、日本が第二次世界大戦で敗れた後、連合国占領下における「民主化」の一環として1946（昭和21）年9月、府県制および東京都制が改正され、知事を住民の直接投票で選挙する「公選制」が導入された。最初の公選による知事選挙は、1947（昭和22）年4月5日に行われ、それは、改正された道府県制および東京都制に基づくもので、1ヵ月後の5月3日、日本国憲法と地方自治法が施行されるや、4月に公選された知事は、そのまま地方自治法による県知事に移行した。

青森県における第一回目の民選による知事選挙には、4名が立候補し、その中で、民主党・津島文治、自由党・小笠原八十美、および社会党・大沢久明の3名は、前年に手にしたばかりの衆議院議員の座を投げ打って出馬した。特に、保守政界を代表する衆議院当選四期目の小笠原と当選二期目の津島との対決は激しく、選挙の

結果は、津島が17万7,818票、そして小笠原が15万3,124票を獲得、津島は2万4,694票差で小笠原を破り初の民選知事となった。津島文治49歳の時である。津島は、青森県の初代公選知事に当選した以降、連続三期9年2ヵ月間という長期にわたって知事の座に君臨することになる（「本県の初代民選知事 津島文治」『青森20世紀の群像』〔東奥日報社、2000年〕、204頁）。

津島文治は1898（明治31）年1月20日に青森県の金木町に生まれ、津軽地方の大地主であった貴族院議員・津島源右衛門の三男坊で、作家の太宰治（本名は津島修治）の実兄でもある。文治は早稲田大学政経学部を卒業後、1925（大正14）年から金木町町長を一期、また、1927（昭和2）年から県議会議員を二期務め、その後、1937（昭和12）年、衆議院選挙に出馬・当選した。だが、選挙違反の責任をとって辞退。戦後、1946（昭和21）年、衆議院議員に当選したものの、翌1947（昭和22）年、初代民選知事選に転出して当選、これを三期9年余務めた。県知事を辞任した後の1958（昭和33）年から衆議院議員を二期務めたが、三期目に落選。1965（昭和40）年、参議院議員に転出するも、二期目半ばの1973（昭和48）年5月6日、在任中に死去した。

県知事時代の津島文治は、進駐してきたGHQとの折衝、戦災都市青森市の復興、食糧増産、リンゴ産業の振興、地方財政の確立、民生の安定、さらに新教育制度の実施など多くの難題に直面した。しかし、津島知事は独特の政治手腕によってこれら問題を処理し、いわゆる「津島時代」を現出した（工藤睦男「津島文治」『青森県人名事典』〔東奥日報社、1990年〕、603頁）。

これまで、津島文治知事については、頑固だ、潔癖すぎる、狭量だ、人物に好悪偏愛の情があり過ぎる、また“遠慮深謀型の選挙上手”だという批判がある一方で、人間として清廉潔白で、

理性的で、かつ知性派でユーモアもある、“誠実な政治家”であった、との評価がある（小坂甚義「闘志・情熱・勇氣」『清廉一徹』〔筑摩書房、1974年〕、87～89頁）。

例えば、県会議員時代に津島知事と議会で激しくやりあい、後に社会党の衆議院議員となった米山内義一郎は、津島を「先生は本県政治家の中で最も理性的な尊敬すべき異例の存在である」、と記しているほどである（同上、68頁）。また、『青森県議会史』は、その中で退陣した津島知事を以下のように褒め称えている。

「津島知事は隠忍に隠忍を重ね、あらゆる悪条件の中に、新しい青森県の基礎工作に全努力を捧げ、後進性を脱却すべく戦い続け、幾度倒れては立ち上がり、七転八起、9年2ヵ月の難行苦行は、面壁9年の今様達磨太子ともいおうか、まことにその面貌は額広く眼光鋭く、痩せた達磨さまに、さも似た感じの持ち主津島知事だった」（『青森県議会史 自昭和28年～至昭和35年』〔青森県議会、1960年〕、40頁）。

本稿の課題は、以上の認識を踏まえて、戦後青森県における初の民選知事として名をはせた津島文治の政治経歴を論じるものである。論述は第一に、津島初期の経歴を時系列的に紹介する。第二に、県知事時代の津島の政治的課題について述べる。第三に、衆議院および参議院議員時代の津島の政治活動を論じる。その上で、最後に、「政治家」津島の評価を試みたい。本稿では、主として県知事時代の津島に焦点をあてているものの、政治家としての津島を理解するために、知事引退後の衆議院および参議院議員時代の政治的動向にも言及している（筆者は1944年、青森県は津軽の五所川原市に生まれ、20歳まで青森県に住んでいた。その後上京、明治大学の学部と大学院で学び、以来50年間、国立国会図書館と専修大学では米国および日本の現代政治の動向分析に関わってきた。しかし、2014年3月、専修大学を定年で退職して故郷に帰ってみて、如何に自分が青森県の政治

動向に疎かったかを反省した。そこで、引退した身ではあるが、遅まきながら戦後青森県の歴代民選知事を研究対象として取り組むことを決意した次第である。なお、本稿はすでに、筆者が『専修法学論集』に連載中である「戦後青森県政治史序説」①～③〔120号～122号（2014年3月～11月）〕の姉妹編的役割を担っていることを付記しておきたい。

2. 初期の経歴

(1) 家系と学歴

津島文治の弟で“無頼派作家”として著名な太宰治は、戦後『新文芸』（1946年6月号）に随想「苦悩の年鑑」を発表し、その中で津島家の家系について以下のように、記述している。

「私が生まれた家には、誇るべき系図も何もない。どこからか流れて来て、この津軽の北端に土着した百姓が、私たちの先祖なのに違いない。私は、無智の、食はずの貧農の子孫である。私の家が多少でも青森県下に、名を知られはじめたのは、曾祖父惣助の時代からであった。その頃、例の多額納税の貴族院議員有資格者は、一県に45人くらいのものであったらしい。曾祖父は、そのひとりであった。……私の家系には、ひとりの思想家もいない。ひとりの学者もいない。ひとりの芸術家もいない。役人、将軍さえいない。実に凡俗の、ただ田舎の大地主というだけのものであった。父は代議士にいちど、それから貴族院にも出たが、別段中央政界において活躍したという話も聞かない。この父は、ひどく大きい家（斜陽館）を建てた。風情も何も無い。ただ大きいのである」（相馬正一『太宰治の原点』〔審美社、2009年〕、19～20頁。文章は現代文に直している。（ ）内は引用者、以下同様。なお、津島家の家系図については、太宰研究の第一人者である相馬の同書10頁以下に詳しい）。

確かに、津島家の家系は太宰が述べているように、先祖がどこから来たのか一切不明である。

1896（明治29）年、当時63歳であった曾祖父・惣助が金木町の菩提寺である、南台寺智現和尚の協力を得て『津島家歴史 全』という和綴じの由来書を作成した。そして翌年、惣助は青森県の多額納税者名簿の第12位にランクされ、貴族院議員の互選資格を手に入れた。だから、家系とは無関係に津島家は発展したことになる。津島家には。家系図がなかっただけでない、いわば津軽という東北北端の田舎大地主にすぎなかった。例えそうだとしても、津島家は250町歩を抱える津軽地方の大地主で、600坪の敷地に赤い屋根の大邸宅が創設された明治40年までに父親の源右衛門は青森県の高額納税者番付で第4位までに躍進し、金木町ではいわば“殿様”扱いされていた（秋山耿太郎・福島義雄『津軽家の人びと』〔筑摩書房、2002年〕18頁以下参照、『日本の近代 猪瀬直樹著作集4 ビカレスト』〔講談社、2003年〕、71～76頁）。

このような津島家の背景を踏まえて、太宰治研究家の第一人者である相馬正一は、「太宰の生家は明治維新後に金貸し業で急激に膨張した成り上がりの新興財閥だった」、と断言している（相馬正一、前掲書『太宰治の原点』、11頁。相馬はあとがきで、「戦時下の太宰は……外なる政友会（言論・思想・結社を弾圧するファシズム体制）と内なる政友会（家長の監視・干渉）の板挟みに遭いながらも、最後まで反俗を貫いて生きた」と論じる。だが、後半の説明はやや納得できかねる。何故なら、太宰は一体誰の庇護の下で、多額の金銭を送られて小説を書くことができ、また多くの不始末を処理してくれたのか。そうした視点が欠落している）。

津島文治は源右衛門の三男で、太宰治は文治より11歳下の六男である。源右衛門は妻タネとの間に11人の子供を設けたものの、その多くを早くに亡くしている。津島家は、津軽地方の大地主であった一方で、曾祖父・惣助が北津軽郡会議員、また、父親・源右衛門が衆議院および貴族院議員になったことから明らかなように、津島家は代々いわば“政治家一家”でも

あった。だから、文治は、父の源右衛門から政治家としての手ほどきを受けるべく、「早稲田で大隈侯の弁舌できたえてこい」、といわれて上京した経緯がある（猪瀬、前掲書『ピカレスク』、33頁。鎌田慧は「津島家は源右衛門の先代惣助の代から政治好きだった」、と指摘している〔鎌田慧『津軽・斜陽の家—太宰治を生んだ地主貴族の光芒』〔講談社、2003年〕、46頁）。

父親の源右衛門は、津島家の婿養子である。源右衛門は、1871（明治4）年に西津軽郡木造村の松木七衛門の4男永三郎として出生、1888（明治20）年、金木村の津島家の婿養子となり、娘のタネと結婚、以後、津島家の稼業である金貸しと地主業に精励した。永三郎は22歳の折の1893（明治25）年、津島家ゆかりの“源右衛門”に改名、1895（明治30）年には金木銀行を創業し頭取となり、そして1898（明治33）年、祖父惣助の隠居により家督を継いだのである。

銀行を設立し、大地主となり、家の通称も「ツソウ（津島惣助）」から「ヤマゲン」と改称し、金銭的に余裕のできた源右衛門は政界に進出する。1899（明治34）年、県会議員の補欠選挙に立候補して当選、以後6年半県議会議員を務めた。そして1902（明治37）年には、青森県内の多額納税者番付で第4位に躍進、所有する田畑は250町歩に達した。その後、1910（明治45）年、源右衛門は第11回衆議院議員・総選挙で立憲政友会から立候補して当選、1916（大正5）年には貴族院議員にまで上りつめたが、1923（大正12）年、53歳で死去する。時に文治は、早稲田大学を卒業したばかりの26歳で若輩ながら、津島家の家督を継ぐはめになった（木下呉『津島源右衛門』、前掲書『青森県人名事典』、438頁）。

先に述べたように、衆議院議員であった源右衛門は、保守派の政治家として大成させるべく文治を早稲田大学政経学部に学ばせていた。し

かし、文治は源右衛門の長男でなく、三男であったから、東京遊学中は若旦那風に義太夫に凝って、レコードばかりか三味線まで買い求めて血道をあげ、その一方で、劇作家を目指し、一幕物の戯曲「奪い合い」まで執筆していた。だが、兄たちが亡くなり、若くして津島家の家督を継ぐことになった文治は、劇作家への道を断念する（鎌田、前掲書『津軽・斜陽の家』、172頁。文治の長男康一は、政治はやらないとあって、演劇家となった。劇団俳優座養成所の康一の同期に、仲代達矢がいる）。

文治が生まれたのは、1896（明治31）年1月20日で、父源右衛門が25歳の時の子供である。地元の明治高等小学校を卒業した後、五所川原農学校畜産科に入学して卒業、その後上京、東京中学を経て、早稲田大学政経学部に学んだ。社会派のルポライターとして著名な鎌田慧は、文治が政治家となるに至った背景を次のように記している。

「文治はこのころ、政治家になるなど毛頭考えることもなく、政治評論家か劇作家として身をたてようとしていた。ところが、あたかも大学を卒業した翌日の3月4日、源右衛門は、前年暮れからの流行性感冒を悪化させ、53歳の若さで急死した。……津島家の存在の重さが、一挙に26歳の文治の双肩にかかってきた。これがその後の彼の人生を決定した」（鎌田、前掲書『津軽・斜陽の家』、31頁。文治は、学生時代の時23歳で結婚している。相手は、旧黒石藩の士族で名門岡崎家の娘れいで17歳。夫婦は一男〔康一〕、二女〔陽、滋〕をもうけた）。

(2) 金木町町長

津島文治が「政治家」として初めて務めたのは、金木町の町長である。早稲田大学を卒業した2年後の、1925（大正14）年10月10日、町長に選出された。文治27歳の時で、東京の大学を出て、弁がたち、若く、しかも毛並のいい

青年町長の誕生であった。

貴族院議員だった父源右衛門の側近で、県会議員の傍島征之助や、金木町収入役の外崎健助らがお膳立てし、文治を町長にかつぎ上げたのである。当然のことながら、津島家の周囲の人たちは、文治が源右衛門の跡を継ぎ、将来の中央政界進出に備えその足掛かりをつくっておこう、という狙いがあった（秋山・福島、前掲書『津軽家の人びと』、97頁）。

当時の金木町は、町とはいっても、街並の体をなしていたのは、大字（おおあざ）金木のうち、中央部、県道沿いの一部ぐらいで、その他の集落は普通の農村そのものにすぎなかった。町の概況は人口約5,200人、戸数約800戸、年間予算は約5万円程度であった。文治が町長に就任した当時、1912（大正2）年の大凶作に続いて、1914（大正6）年と18（大正10）年と続いた凶作のため、農家の経済は著しく疲弊、また商工業もその影響をうけて、営業状況は芳しくないときであった（工藤愛助「金木町長時代の先生」、前掲書『清廉一徹』、171～172頁）。

文治が町長に就任後の最初の町議会は11月17日の午後1時に開会、その席上、町の長老で町長・助役を務めた高橋良三郎・議員は、次のように文治をたたえて、要望している。「この町の現状から救える人は、最新の政治経済学を修めた、新進の津島町長のほかに、適当な人がいない。我々の時代にこれをなし得なかったことは、残念であり、かつ申し訳ないことであるが、郷土再興のため尽力して欲しい」（同上、175頁）。

津島文治・町長が行った仕事は、一般行政の掌握のほかに、主として経済復興および町の基礎作り対策の検討であった。新町長は一般の住民との対話を特に好んだといわれ、その理由を文治自身「自治行政は、住民との対話から始まる素朴な行政である」からだ、と語っている（同上、174頁。新任町長は大地主の若旦那とは思いな

いほど腰が低く、気さくにだれでも話しかけた。若い書記の入営壮行会に自ら腕をふるってカーレライスをつくるぐらいだから、親しみやすい町長だったようだ（秋山・福島、前掲書『津軽家の人びと』、98頁）。

(3) 県会議員

津島文治は金木町長を約2年務めた後、1927（昭和2）年9月25日、県議会議員に転出、当選している。立憲政友会（以下、政友会と略す）所属の若干29歳という若い県会議員であった。文治が獲得した票数は3,411票で、北津軽郡では最高得点であった。当時の新聞は、文治のことを「最年少県議」、「新しいゼントルマン」、および「貴公子」と書き立てた。文治が県議選へ出馬するにあたって、町長選の時と同じく、父源右衛門の側近の取り巻き連中がしっかりとお膳立し、担ぎ出したのはいうまでもない。文治は、この県議会議員を4年の間において二期務めている（秋山・福島、前掲書『津軽家の人びと』、98頁）。

今回の選挙から「普通選挙制」が導入された結果、有権者数はこれまでの倍以上に増大した。ただ、津島家の小作人は290戸もあり、それをがっちり固めてさえおけば、有力な基礎票となった。それに加えて、津島家には十分なカネもあったし、津軽地方での大地主という強みもあった。さらにこの選挙には、文治の母校・五所川原農学校の福士幸次郎校長を初めとして、学校挙げて応援に回ってくれたのも大きかった（同上、100～101頁）。

最年少議員として当選した文治は、1927年（昭和2）年の県議会での初質問において、「農学校教育を充実させるべし」と述べたが、地元東奥日報紙は文治のことを「天晴れての雄弁家、県議会の近衛候」と持ち上げている。翌年1928（昭和3）年11月の県議会において、文治は次のような演説をぶっており、彼の思想的立場の一端を知ることができる。

「今日の思想界の動揺は、甚だしく、今にしてこれを防止しなければ、その弊害の及ぶところ憂慮すべきものがある。……それには、神職、神官をして、大いに活躍させる必要がある。思想善導をはかるには、最も愛国心の強い、学徳のある神官を選んで大いに活動させるのでなければ、一片の県令をもってしては、不可能だと思ふ」(同上、102頁。青森県選出の社会党・衆議院議員であった淡谷悠蔵の回顧談によれば、最年少の津島県議は本会議での質問演説のなかで、マルクス、エンゲルスの例を引き出し、一躍インテリ青年議員として有名になった、という〔秋元良治『知事交渉十五年 — 対決の旋律』〔北の街社、1987年〕、129頁〕)。

この年、青森県では共産党の大検挙、いわゆる“3・15事件”があり、特高警察が設置された年であった。だから、文治は天皇を頂点とする家長長制度に支えられてこそ、大地主の地位も安定であり、それを脅かす無産運動や左翼思想は、早いうちに摘み取っておかねばならず、そのために、国家神道の力を借りることだ、と考えたのかも知れない(同上)。

1931(昭和6)年は、県議会議員改選の年であった。政友会県支部は6月、新しい県支部長に満場一致で文治を推薦した。政友会の面々は、「弁のたつ若きゼントルマン」、「毛並のよいカネもち」の文治を先頭に担ぎだし、その上で、9月の県議会選挙を戦いぬこうと考えていた。

しかし文治は、「一兵卒が一躍大将になったところでどうなるものでもない」として、この申し出を受けつけなかった。政友会の方では、交渉委員を金木町に派遣、文治を口説き落そうとした。だが、文治は「若輩ものですから」と強く固辞した。それに加えて、文治は県議会議員選への立候補要請も蹴ってしまった。出馬すれば、連続2期当選は間違いのないかった。ただ、4年後の1935(昭和10)年には、固辞していた県議会議員選に出馬・当選し、1937(昭和12)年4月29日まで2年間、県議会議員を務め

ている。現職の県会議員でいるほうが次のステップの足掛かりになる、と考えたのであろう(秋山・福島、前掲書『津島家の人びと』、123~124頁)。

(4) 衆議院議員当選辞退

津島文治は20代で町長に当選し、そして30代で県会議員になった。そこで次なる目標は、40代で衆議院議員になることだった。1937(昭和12)年3月末、林銑十郎内閣が衆議院を解散、4月30日、総選挙が行われることになった。県議会議員として順調に歩んでいた文治は、いち早く出馬の動きを見せた。

ただ、政友会内では有力候補者が乱立し、公認候補者が決まらないまま選挙戦は自由競争の形で進んだ。最終的に4月半ばに、現職の工藤十三雄と新人の津島文治を青森県第二区の公認にすることに決定、選挙は定員3議席に対して9人が立候補するという乱戦となった(同上、132頁)。

選挙の結果、文治は1万1,083票獲得して第二位で見事に当選した。しかし、投票日の10日前ごろから津島派の大きかりな買収(「いわゆる「三竹小便事件」)が発覚、文治も検挙されて自宅から五所川原署に連行された。選挙違反に問われたのである。福士重太郎・署長じきじきの尋問となり、五所川原署に勾留されたまま投票日を迎えるという異常事態となった。文治は留置場で当選不承書と県会議員辞任届を書き、家族に提出するように伝え、それは5月8日に提出された。“熟慮に熟慮を重ねてきたが、どうしてもこの際辞任しなければならない”、それが文治の言い分である(高橋興「津島代議士当選辞退」、前掲書『青森県人名事典』、602頁。鎌田、前掲書『津軽・斜陽の家』、280頁)。

衆議院議員の当選辞退は、わが国の憲政史上で例がなかったばかりでない。当選辞退により、反対党の候補者が繰り上げ当選という重大な出

来事をもたらし、政界に一大センセーションを巻き起こした。結局、この選挙違反事件は、罰金2千円、10年間の公民権停止という重い罰となって決着した。文治自身が事件を争わず、事実を全部認めたからである（福土重太郎「父子二代・栄光の歩み」、前掲書『清廉一徹』、33頁）。

こうして津島文治は、わずか数日のみで、衆議院議員の身分を捨てたのである。この時、文治には“辞退居士”というあだ名が付されている。文治はその後敗戦までの足かけ8年間、衆議院議員だけでなく、金木銀行頭取、北津軽郡青年団長、西北畜産利用組合長など、ほとんどあらゆる公職から退き、自宅で蛸居・雌伏している。そのため、戦後になって占領軍からの「公職追放（パージ）」を免れることができた（鎌田、前掲書『津軽・斜陽の家』、283～284）。

それでは、戦時中、津島文治は一体何をしていたのであろうか。日本が戦争に入ってから、文治にとって身体の静養中であり、かつ精神修養の時期でもあった。要するに、文学、政治関係の本を購入し読書三昧の生活を送り、そのかわら、養鶏事業や趣味の弓道の練習に専念していた（秋元、前掲書『知事交渉十五年－対立の旋律』、105頁以下参照）。

この当時、金木の小学校訓導で、文治の長男康一に論語を素読していた外崎美智雄は、文治から『国体の本義』という本を読まされ、「まるで試験をされているようだった」と述回している。だから、文治はこの期間を、政治家として再起するために知識を充電することに充てていたのだと、とあってよい（秋山・福島、前掲書『津島家の人びと』、136～137頁）。

文治自身は健康がすぐれず、しかも結核の疑いもあったので、兵隊には取られなかった。しかし、本人はこれをひどく気に病み、「兵隊さんがお国のために働いているのに、自分たちはこんな生活をしているのは申し訳ない」、これ

が文治の口癖だったという（同上、146頁）。

文治は、今度の戦争で“日本は負ける”とはっきりと断言していた。というのも「米国に比べると飛行機は蚊の唸る位で、油がなくて松根油をとって、仮に間に合うにしても、軍艦はミッドウェーの海戦でやられてるっていうし、このあと何で戦いしよ」と述べるなど、文治はこの戦争が米軍の物量作戦にかなわない、ことを早くから認識していた（傍島正守「人間性を磨かれた“雌伏十年”」、前掲書『清廉一徹』、210頁）。

3. 青森県知事時代

(1) 知事一期目

1945（昭和20）年8月15日、日本は戦争に敗れ、新しく出直すことになった。戦争中、大政翼賛会一本に抑えられていた政党が次々と結成され、来るべき総選挙に備えていた。津島文治は、幣原内閣の与党日本進歩党に入党、この年12月、県支部長に選ばれた。文治は「天皇を中心とした国体を擁護し、私有財産制を守らねば」と考え、戦後合法化され勢力を伸ばしてきた共産主義勢力を地主の一人として恐れていた、といわれる（秋山・福島、前掲書『津島家の人びと』、157頁）。

戦後初めての衆議院議員・総選挙は、翌1946（昭和21）年4月10日に実施された。今回から選挙法が改正され、一県一区、定数7名で連記制が採用され、一人で二票投じることになった。女性にも参政権が付与され、青森県の有権者数は50万2,981人に増えた。津島文治は3万2,751票を得て第六位に滑り込み、父親源右衛門に続いて、晴れて衆議院議員に当選、国会の赤じゅうたんを踏むことになった。この時、文治は48歳になっていた（拙稿「戦後青森県政治史序説－①（1945年～1948年）」『専修法学論集』第120号〔2014年3月〕、282頁）。

そして、翌 1947（昭和 22）年 4 月 5 日、県知事選挙が行われる運びとなった。初の民選選挙となった知事選挙には、進歩党から民主党に看板を変えた党青森県支部長の津島文治、自由党青森県支部長の小笠原八十美、社会党青森県連委員長の大沢久明、および白瀬潤次郎の四名が立候補した。白瀬を除けば、上記の三名はいずれも前年の 1946 年の総選挙で当選した現職の衆議院議員たちで、衆議院議員の職を辞しての立候補は初代民選知事選への期待の大きさを物語っていた。選挙結果は、津島が 17 万 7,818 票を獲得し、次点の小笠原に 2 万 4,697 票の差をつけ、初の公選知事の栄冠を勝ち取った。なお、投票率は全体が 77.39% で、男性 83.34%、女性 72.05% と思いのほか高く、県民の知事選挙に対する注目の高さが伺われる（同上、295 頁）。

本稿の冒頭でも述べたように、従来、知事は官選だった。だが、戦後の民主化により、有権者の選挙でもって選出されることになった。初代民選知事の座、それは、当時の地方政治家にとってのどこから手がでるほどほしい、栄冠のようなものだった。だから、県内の各政党から、衆議院議員の経験の有する大物政治家たちも、この栄冠を獲得しようと揃って出馬した。文治もまた、前年当選したばかりの衆議院議員の職を辞して、結党間もない自由党に移り有力候補者として立候補、知事の座を手に入れたのである（秋山・福島、前掲書『津島家の人びと』、162 頁）。

ちなみに、この選挙は、津軽の津島と南部の小笠原の対決ともいわれ、「津島は自分の財産を売って金を使えば、小笠原は中央から金を集めてきたバラまいた」という（木村良一『青森県知事選挙』〔北方新社、1998 年〕、34 頁）。

その事実はまた、いわゆる“津軽選挙”として知られる金権選挙の一端をはしくも示していた。当選した津島は金木町の自宅において、当選の喜びと今後の抱負を次のように語った。

「今度の選挙は小笠原氏を相手に政治生活の一切をかけた戦いでした。幸い県民多数の御支援を得て当選の栄冠を得たことは真に感謝にたえません。今後は公僕として最善をつくし御期待に報いるように努めます。先ず当面の問題としては何といたっても食糧問題でこの解決には最善の努力を傾けたいと思っている」（『東奥日報』1947 年 4 月 7 日）。

5 月 14 日、青森市の県立工業高校で行われた知事の就任式挨拶において、津島文治は「民選知事として責任を感じるとともに、県民の協力を願ひ、若い青森県建設に、真に青森県のために民主政治を県民とともに図りたい」と宣言した。それはまた、新しい地方自治法の下で始まった“民主的県政”の宣言でもあった（前掲書「本県初の民選知事 津島文治」、204 頁）。

だが、津島知事の高邁な決意にも関わらず、当時の県政は混とんとしていた。実際、食糧難、住宅難が人々の生活を直撃し、しかも、それを解消するだけの財源を欠いていた。また、何を実行するにしても、進駐していた青森軍政部に出かけて伺いを立てなければならなかった。その上、県内各地の農村では、「供給米」出庫の拒否が続いた。その一方では、GHQ の指令で、自作農の創設などを目的とした「農地改革」が進んでいた（秋山・福島、前掲書『津軽家の人びと』、170 頁）。

新憲法に基づく地方自治法の発足により、県財政はその規模、制度、および内容において大きな変革を余儀なくされた。最も大きな障害は財政不足であり、そのため、津島知事は、大きな困難に直面し、ついに任期途中で辞任に追い込まれた。

1947（昭和 23 年）年 5 月、初代の民選知事として就任した津島文治は、知事に就任以来、行政の科学性を掛け声で県に企画室を設置、また、県内農業の実態調査、電力事情の調査、水産、

地下資源開発に着手する一方、県費を投入して資本金1億5,000万円のリング振興会社を設置するなど、リング産業の改革を促進してきた。実際、津島県政の3ヵ年間は、大きな業績を上げてきた、とあってよい。しかし、津島知事はドル箱であるリング税の廃止により、県が赤字財政へと転落することになり、その責任をとって退陣を余儀なくされる。

1950（昭和25）年3月25日、地方税制審議会は県財政の“ドル箱”であったリング取引税を不許可とした。理由は、リング取引税が法定外独立税で、「内国関税」だとみなされたのである。津島知事は、税制審議会に代わった地方財政委員会に税復活の望みをつないだ。だが、同委員会の動きは知事側に有利に展開しなかった。そこで9月3日、津島知事は県内リング関係四団体との交渉を最後にリング税復活の希望を捨て去り、在職3ヵ年で初代民選知事の座を退く決意をしたのである（『東奥年鑑 昭和26年版』〔東奥日報社、1956年〕、64頁）。

津島知事は9月28日に開催された自由党県大会において、「任期中に自分の進退の影響する事態が生じれば、辞任する決意であった」とした上で、過去の供米空事件、アラブ事件、およびリング税問題を取り上げ、次のように辞職の理由を述べた。「過去三年において県が徴収してきたリング税の総額は4億4千万円に達し、これによってあらゆる施策を行なってきた。私がい日何らかの治績を納めたと批判されるならばこの税源によるものであった。従って今春地方税制審議会においてリング税が否決された際も復活を決意、この財源を見込んで25年度事業計画予算を編成し県民の要請に応えようとした。しかるにその後、リング関係四団体と折衝の結果全面的な反対にあい、再度県内の争いを中央に持出す愚をさけるため打ち切りを決意した。これによって公約の大半が失われ、私がこ

の事態を見通し得なかった政治的不明が明らかになった。前に述べた信条とこのような経緯から私はこの際辞職した責任を明らかにすべく決意した」（同上、64～65頁）。

津島知事の辞職決意は、開催中の第9回県議会臨時会で具体化し、9月28日付けで辞表が提出され全会一致で承認された。こうして、第一期の津島県政は三年でピリオドが打たれることになった。

(2) 知事二期目

津島知事が辞任した後、後任の知事選挙をめぐって、県内の各党は活発な動きを示した。知事の与党である自由党はあくまで津島の再出馬を促し、10月9日、党議をもって候補者に決定、結局、津島は再出馬を承諾した。そして10月15日、県選出の参議院議員で佐藤尚武・参議院議長の提案により、議長公邸で開催された在京の県政界長老たち、すなわち、佐藤尚武、工藤鉄男、苫米地義三、笹森順造、および夏堀源三郎ら自由党と民主党のいわゆる「五長老会談」の場で、知事は超党的であるべしとの声明が発表され、津島文治候補を支援することが決定された（拙稿「戦後青森県政治史序説-②（1949年～1952年）」『専修法学論集』第121号〔2014年7月〕、180頁）。

かくして津島文治は、自由党を離れて中立候補として出馬することになった。ただ、津島のとった行動、つまり、知事辞任後→不出馬→党のためやむなく立候補→中立と三転した経緯については、県民から強い批判を受けた。一方、社会党は、米内山義一郎を擁立、知事選は津島候補と米内山候補との一騎打ちになった。

政治学者の木村が指摘するように、今回の知事選挙は、見方を変えれば、津軽の津島に対する南部の米内山という構図になった。しかし、この選挙戦は政策らしい政策論争もなく、1ヵ

月間にわたる選挙運動が終了、県民からは「戦車と竹やりの戦い」とか「米内山ドンキホーテの玉砕戦」と揶揄され、選挙戦は終始盛り上がりや欠いた（木村良一『青森県知事選挙』〔北方新社、1998年〕、23頁）。

選挙結果は、津島が26万9,570票を獲得、米内山は10万4,211票に留まり、津島は16万票以上の差をつけて圧勝した。津島が圧倒的に勝利した背景は、自由党と民主党の保守勢力が一本化したからであった。また、津島候補が自由党を離党して中立の立場から無所属で立ったことも幸いした。なお、投票率の方は、前回の77.39%から14%減の63.04%という低率に留まった。ともあれ、津島は県民の大きな支持を背景に、再び県政を掌握することとなり、県民所得の増加、鉱産、および工業の振興を掲げて第二期県政を発足させることになった（同上）。

1950（昭和25）年12月、県議会の第12回定例会が開会され、再選された津島知事は開会冒頭に挨拶し、「120万県民に厳粛なる信託をうけ、本県知事として再び選ばれたことは光栄である。本県としては将来の恒久的振興対策を樹立すべく、まさに建設の段階に到達している」、と明言した（『青森県議会史 自昭和28年～至昭和37年』〔青森県議会、1960年〕、34頁）。

越えて1951（昭和26）年2月27日、県議会の第23回定例会が開会され、会期を3月18日までの20日間と決め、続いて津島知事から、1951（昭和26）年度県歳入歳出予算案が説明された。1951年度の県予算は、歳入歳出とも前年度を当初予算より5億7,507万円増加、41億3,099万円に上った。提案説明の中で、知事は次のように述べて、大きな物議をかもした。

「節約の要点は、給与費において教育の教員700名を増員したが、県職員についても将来新規の増員を必要とする事務の増加のあることも予想されるが本年度内に400名の減員を行い、

さらに機構の簡素化を行うことにした」（『東奥日報』1951年2月28日）。

津島知事は県予算の節約を今年度内400名に上る職員減員で断行し、これを公共事業費の国庫委託事業費の予算に組み入れ、土木関係では7億1,500万円の他、県単独事業費に1億,466万円計上したのである。知事は提案説明の中で、1950（昭和25）年8月の地方税制改正以来、県は極端な財政難に陥ったと述べ、県としては「事業縮小かしかしからずんば人員整理か」という二つの方法しかなく、結果的に後者をとって県政を運営していきたい、との方針を明らかにした（前掲書『東奥年鑑 昭和26年版』、69頁）。

だが、この人員整理案は、世論をいたく刺激し、マスコミなどでも大きく取り上げられ、異常な反響を呼んだ。とくに県職員組合は、緊急指令を発して整理絶対反対の氣勢をあげた。県職員組合は、「今回、知事の整理声明は政府の低賃金政策に対する追従政策であると非難、本部および支部で職場大会を開催するなど、県首脳部の意図を不当であるとして絶対反対である」、との決意を表明した（『陸奥新報』1951年3月3日。津島が知事時代に最も難儀したのが財政難と並んで労働攻勢であった。津島は労組との交渉で出来ないことを約束したり、その場の気色で事を運ぶことは決してなかった。ただし、約束したことは必ず実行したという）。

開会中の県議会においても、当然、質疑の大部分は人員整理の問題に集中し、ことに野党の民主党、社会党、および共産党から活発な質問が展開され、400名の大量の人員整理に関する影響をどのように考えるかなど、について質疑があった。野党議員の批判に対して、津島知事は「整理といっても、年々250名が自然退職するので実際の出血は200名程度である。これらの出血整理者は傍系団体や病院、教員などに振り向けたい。部課の統廃合は県政の上にプラスになるよう慎重に進めていきたい」、と答弁し

た（前掲書『青森県議会史 自昭和21年～至昭和27年』、471頁）。

続いて、6月30日に開催された県議会の第24回定例会においても、県側は「職員に対する退職手当の臨時措置に関する条例案」を提出、退職者の優遇措置を講じ、希望退職者の道を開いて400名の退職者の実現に備えた。その上で、津島知事は定例会の冒頭で県財政の窮迫を説明し、1952年度末までに7億円の赤字を背負うだろうと、述べた。

最終的に、野党の批判に対して、津島知事は現代の段階では、大量の整理が困難であるとの認識を披露したものの、結局、最初に見込まれた400名の整理の完全実施を強調し、年内にその目的を達した。しかもその後、1952年度内に地方事務所の廃止を断行すると共に、「第二次行政整理」も断行したのである（同上）。

なお、津島知事第二期目の大きな争点として、他に注目されるのが、知事の“再議”問題である。津島知事は、1954（昭和29）年度の予算編成で、国の緊縮財政方針に伴う国庫支出金の縮小を考え、一般会計予算総額を80億円未満に縮減する方針を示し、また、従来の1局9部34課を大幅に圧縮するとともに、地方の出先機関を統廃合、経費の削減を図ることにした。機構改革により県職員定員200名の行政整理を行い、昇給も一切停止することにしたのだ。

この方針に基づき、1954年度歳入・歳出予算とその他の議案が3月1日に招集された県議会の第37回定例会に提案された。だが、審議の過程で議会は与党、野党とも意見が分裂、また、議会外でも、利害関係者が猛烈な反対運動を展開、会期を三度延長して3月30日、修正動議が可決された。この時、津島知事から再議（拒否権）発動の通達書が議長の手元に提出された。ただ、審議は時間切れで、午前0時、会期は満了・流会となった。

再議については、有効なのか無効かという議論が生じたが、自治庁は知事の手続きを正当だと認め、修正動議は白紙となった。その後、津島知事は原案の一部を改め、その他は当初案通りで、4月21日に招集された臨時会に提案、野党が退場する中で、与党自由党の単独採決で押し切り可決した（『青森県議会史 自昭和28年～至昭和34年』〔青森県議会、1960年〕、199頁）。

ともあれ、津島知事は、独自の政治手法を駆使して無事に二期目の4年満期を務めあげた。そんな津島が“津軽の殿様”との尊称を得るようになったのは、県知事になってからのことである。政治家が殿様というのは、いささか誇張した言い方である。しかし、それは、津島自身の人柄が端正にして気品を感じさせたからであろう。さらに、短気で潔癖だったから、いつしかそれが通り相場になっていた、といわれる（鎌田、前掲書『津軽・斜陽の家』、50頁）。

元県教職員組合・執行委員長で、津島知事と団体交渉で何度もやり合った秋元良治は、知事時代の県秘書課の雰囲気は次のように伝えて興味深い。「秘書課に入ったとたんに津島知事が在室なのか否かが直ちに察知できたのは次のようなことからなのだ。つまり、気難しくてわがまま、ワンマンにして短気、ジョッパリな上に機嫌ジョウゴという、いわば私が幼少のころ、弘前生まれの祖母から聞かされた津軽の“むがしこ”に登場してくる殿様たちの気性を一身にあつめたともいうべきか、“殿様知事”といわれていた津島文治だ」。

「津島知事が上京中などで不在のときは、秘書課の部屋は、のんびりした雰囲気をただよわせている。課長は、県政担当記者と茶を飲みながら世間話に花を咲かせたり、仕事をしている職員たちの間からは、ときおり笑い声もでたりする」。

「ところが、殿様知事が在室の場合は、前記

とは様相が全く逆になり、静かさをただよわせた重苦しい雰囲気につつまれているのだ。笑い声どころか、仕事のことで職員たちの話合も小声となり、ものすごく緊張した表情をしながら執務をしている」。

「だから、外来者の私にしてみれば、秘書課のドアをあけて部屋のなかに入り、どちらの雰囲気になっているかで、津島知事が在室か否かが、いとも簡単に察知できるというわけなのだ」(秋元、前掲書『知事交渉十五年－対立の旋律』、68～69頁)。

(3) 知事三期目

津島文治知事の第二期目の任期は、1954年10月でもって終了した。だが、津島の方は、県があらゆる面から見て自身の責任で解決すべき多くの懸案事項を抱えている、と考えていた。そこで当然、三期目の出馬を覚悟していた、といわれる(前掲書『青森県議会史 自昭和28年～至昭和34年』、36頁)。

知事選挙は10月11日に告示、11月5日に投票が行なわれた。今回の選挙では、津島は最初から中立の立場をとっていたので、自由党は候補者として元青森市長の千葉伝蔵を擁立して対抗、その他に農協を主力とした山内亨、社会党公認の米内山義一郎、養成会の間山信一が出馬した。

11月5日の知事選の結果は、津島候補が16万1,445票を、山内候補が9万4,893票を獲得、津島は山内を約6万6千票の大差をつけて知事に当選、三度目の栄冠を勝ち得た。今回の選挙ではかつて政敵であった、小笠原八十美・前衆議院議員が全面的に支援したことが特筆される。これで、従来いわれてきた“津軽”と“南部”の政治的なわだかまりが払しょくされる一因となったし、また、山崎岩男・衆議院議員が自由党支部長を辞任してまで応援したことも、津島陣営にとって幸いした(同上)。

三選を果たした津島は、青森市大町の選挙事務所において、万歳の嵐の中、次のように抱負を語った。「県民の皆様のご支援を得て当選した以上はいろいろな公約を速やかに実行していきたいと念願している。三期当選したため緊張を欠いたりマンネリズムに陥ることなく緊張して清新な気持ちで創意工夫をこらして県民の皆様のご期待に添えたい。責任の重大さを痛感し、いっそうの努力を傾注する」(『東奥日報』1954年11月6日)。

陸奥新報紙は、選挙前の予想では津島が不利であると見られていたのが、大量得票を獲得した理由を次のように分析している。「①津島三選の阻止のさげびがあまりに強く他候補によって叫ばれた他に自治庁の見解等が大きく扱われたことが逆にインテリ津島への支持を大きくしたことが挙げられる。②津島氏があくまでも“県民との約束”を理由に自由党入党を拒否して無所属で出馬したことが浮動していたインテリ層の票を集める結果となった。③津島氏には釈然としないが、それかと言って津島以外に信頼出来る人間がないという人物本位の票が集まったことも大きな原因として挙げ得る。④そして以上の諸要素が“現職”の強みによって固く裏打ちされていたと見て間違いないだろう」。要するに、津島打倒の声に同情票が集まり、南部でも小笠原の支援で憂いを一蹴、その結果、現職の強みを十分に発揮して当選したのだ、といえよう(『陸奥新報』1954年11月7日)。

今回の知事選挙は、保守系が乱立する中で、候補者の調整に困難を極めた。だが、津島は三選によって県政政争の芽をある程度摘みとることができると、今後、安定した県政の運営が期待された(木村良一『青森県知事選挙』[北方新社、1998年]、29～30頁)。

しかし、その期待とは裏腹に、津島知事は1956(昭和31)年6月、三期目の途中で再び知

事を辞任することになる。そのため、この年の県政界最大の話は、何よりも知事の動向に注目が集まった。津島知事は6月29日、大島勇太郎・県議会議長に「一身上の都合により、退職したい」旨の辞表を提出、議会は7月1日臨時会を開催してこれを承認した。

津島知事は1947（昭和22）年4月、初代民選知事に当選以来、全国でも数少ない三選知事として、9年2ヵ月にわたって首長の座に君臨してきた。辞職の理由について、知事は公式には「北部上北の開墾、八戸市への工場誘致など公約の実現をみたので辞める」と説明した。だが真相は、県議会の与党ともいべき自民党が、旧民主党と旧自由党とに内部で対立するなど、多数派を制止できなくなった点が大きい（『東奥年鑑、昭和31年版』〔東奥日報社、1956年〕、40頁）。

ここで、津島知事が辞任に至った経緯をやや詳しく述べておこう。この年の県議会の第30回臨時会は5月24日に招集され、会期は24日から26日の3日間と決まった。主たる議案は、軽油取引税創設による追加更生予算で、この議案に関しては問題がなかったものの、重ねて「中間給条例」について議員の発議があり（中間給条例については後述）、会期を1日延長して自民党、社会党、県政クラブ三党による“発議ゴッコ”の形となり、結局、自民党が発議した「警察職員の昭和30年度における昇格昇給に関する特別条例案」を議決して、他の議案は否決された。このような事態に対して、津島知事は予算、条例など一連の提案に対する修正議決について決意を固め、5月29日、大島議長に辞表を提出した。6月1日、第31回臨時会を開催して、「知事の法定期間日前退職」について同意が与えられ、9年2ヵ月にわたる津島県政に終止符が打たれることになった（前掲書『青森県議会史 自昭和28年～至昭和35年』、353頁）。

三選を果たして出発した津島知事は、わずか

1年半で辞任するという予期せぬ展開となった。知事は県財政の悪化を理由として、県職員の定期昇給を二分の一に押さえる、「中間給与」を打ち出したものの、しかし、県警察本部長などの猛烈な反対を受け、また県議会の与党である自民党議員にも反対された。そこで知事は、歳入増を図るため県税の増税と中間給与制度の条例化を決意し議会に諮った。だが、与党議員は増税が無理であるとしてこれを修正、また中間給与条例も社会党が強く反対した。こうした状況の中で、与党自民党は、旧民主党系と旧自由党系とに別れて知事を揺さぶり続け、そのため議会は紛糾を重ねた。臨時会で原案を修正された津島は、知事の座に魅力を失い、嫌気をさして辞任を表明したわけである（木村、前掲書『青森県知事選挙』、31～32頁）。

東奥日報紙は、社説「知事辞任と県議会および警察当局の態度」の中で、次のように関係者たちの対応を批判した。「選挙民の声もきかぬのに卒然としてみずから退陣のみちについたのは、……そうした明るい表だったことよりも、ゆきづまりを感じて暗い心境におちいってきているところへ、4月臨時県議会における中間給条例の修正議決となったことが、なによりも大きな契機となり、それによって辞任のみちをえらんだにほかあるまい。4月臨時会で修正議決がおこなわれなければ、おそらくこのたびの辞任ということにはいたらなかったであろう」と述べ、だから、「そうしたところからいって、知事が辞任することになったという結果を現象的にみれば、端的にいって中間給与条例の修正を議決した議会側と、議会をしてそうさせた警察当局が、知事をして辞任を決意させるにいたったといつてよかろう」、と総括している（『東奥日報』1956年5月30日）。

知事に在任すること三期、満9年と2ヵ月、津島知事の退任を承認した6月1日、県議会は

県政クラブ・秋元岩五郎議員、社会党・佐藤義雄議員、そして自民党・高谷金五郎議員を代表として壇上に送り、決別の辞を述べた。終始一貫して、津島県政に対して反対の立場をとってきた社会党の佐藤議員は、次のような感謝の言葉を添えて、津島知事の功績を称えた。

「今、お別れに際し津島さんの功績を大きく称えたい。知事選挙の公約は後進性の脱却であったが、その効果は今実を結びつつある。また各県とも非常に問題になっている赤字解消については他の県は法（地方財政再建促進特別措置法）による再建整備を考えている場合に、津島さんは民主主義の基盤である地方自治体の権限を縮小することなく、自主再建の方途をとり、国が考えている法の整備という圧迫から断固対決したその姿、私ども社会党は津島さんに大きく敬意を払う」（前掲書『青森県議会史、自昭和27年～至昭和38年』、40頁。当時、財政赤字に苦しむ東北六県の中で、青森県を除いた他の5県が「地方財政再建促進特別措置法」の適用を受けていた）。

4. 衆議院および参議院議員時代

(1) 衆議院議員時代

知事の座を去った津島文治は、約2年間の休養時期を経て、1958（昭和33）年5月22日に実施された衆議院議員・総選挙に、青森一区から無所属で出馬・当選した。1956（昭和31）年に、それまで三期9年余り務めていた知事を任期途中で辞職して以来、文治は政治の表舞台にこそ出なかったものの、しかし、心ひそかに衆議院議員の座を狙っていた、といわれる（秋山・福島、前掲書『津島家の人びと』、211頁）。

確かに、知事時代の津島は、清廉潔白で、物事を論理的に理詰め処理し、県民生活の向上に積極的に全身を傾けて取り込み、権謀術策な姿勢はあまり見られなかった。しかしながら、後

述するように、衆議院および参議院議員時代の津島の行動を見ると、ややもすれば、時の状況におぼれ、“しかも遠慮深謀型”の選挙上手な「政治家」の姿勢が強く感じられなくもない。

1958（昭和33）年5月の第18回総選挙には、津島は地元であるはずの津軽の第二区からでなく、南部の第一区から出馬、4万2,648票を獲得して最下位で当選、次点の森田重次郎は3万7,642票獲得、5,006票の差をつけて衆議院議員の座を手にした。地元の東奥日報は、津島の選挙戦を振り返って、次のように報じている。「T—津島も危なかった。M—背信の陣だった。A—“津軽の殿様”でいれば問題なかったのに、第一区では知事三期の実績で辛くも面目を保った。M—ともかく津島は死にもの狂いであった。こんな苦しい選挙はなかったといっていた。K—津島はおぼれるものワラをもつかむという傾向があった。大畑町ではメシア教まで手にいれたという話だ。T—津島はなんといっても県庁の幹部をにぎっていたことは強みだ。M—山崎知事が庁員を使ったといわれるが、これもどうもね」（「総選挙を顧みて 本社記者座談会」『東奥日報』1958年5月23日〔夕〕）。

当選した津島は、第一区から出馬した理由と今後の抱負を次のように語っている。「あえて一区から出馬したのは陸奥湾をはじめ、青森、八戸の商、工、漁港の発展、地元資源の開発、酪農地帯の拡充など二区にくらべて多くの未開発の問題が山積しているの、これらの諸問題と取り組んでみたいと思ったからである。特にテンサイ糖工場の誘致と陸奥湾の科学的解明を基礎に県民所得を増すことに全力を尽くす考えである」（同上）。

今回の総選挙を前にして、自民党系の各候補者は互いに公認をめぐる争い、とりわけ第二区選挙基盤を捨てて一区に転身した元知事・津島文治と県議会副議長・白鳥大八との争いは

最後まで決着がつかず、自民党は一区で4名の定員のうち3名しか公認せず、結局、三星実と並んで津島と白鳥は無所属で選挙に挑んだ（『東奥年鑑、昭和33年版』〔東奥日報社、1958年〕、45頁）。

津島が第一区に回った理由は、地盤の第二区から友人の三和精一が立候補すること、やがて娘婿の田沢吉郎も衆議院に入る考えを持っていたからに他ならない。それに加えて、津島は立候補の際に、出馬するようでないような、どっちつかずの“人心惑乱術”戦術を展開していると見られて有権者の批判を受けた。津島の第一区出馬を不快に思ったのは、主に三浦を頂点とする旧民主系の議員たちであった（秋山・福島前掲書『津島家の人びと』、211～212頁）。

この辺の事情を政治学者の木村良一は、次のように解説している。「しかし、津島は、一区からの立候補を知事辞任した早い時期に決めていたとの見方もあった。それは、第四回知事選で、自民党平野善次郎の公認候補を応援しないで、無所属の山崎岩男を支援したことからも読みとれた。一区から出馬すると、（友人）三和への義理も立つし、しかも（一区の）山崎の地盤と故小笠原の地盤に新しく乗っていけるからであった。山崎の地盤の継承と小笠原地盤の開拓、これによって一区の津島地盤が強固なものになる。この読みがいかにか的を得たものであったかは、文治亡き後の（弟の娘婿）津島雄二議員の地盤継承で実証されている」（木村良一『検証 戦後青森県衆議院選挙』〔北方新社、1989年〕、106頁）。

要するに、津島当選の要因は、総選挙に先立って行われた“金木町長選挙問題（実弟・英治町長の当選取消し・撤回事件）”に災いされて危なかったものの、しかし、知事三期という高い知名度、山崎現職知事の応援、並びに東青および下北郡での大量得票にあった。これで第二区の政治家・津島は第一区の有権者たちにも認

知された形になった、といえる（同上、112頁）。

1960（昭和35）年10月24日、岸信介内閣の跡を継いだ池田勇人首相は衆議院を解散、11月20日に総選挙が実施された。津島は再び第一区から出馬、自民党県連は、今回、現職の三浦一雄、夏堀源三郎、および津島をしんなりと公認候補者に決定した。選挙の結果、津島は5万686票を獲得、第四位で辛うじて当選した。津島の地盤は元来津軽地方が中心で、前回はいわば“落下傘候補”であったものの、今回は、元知事の知名度を生かし、また「金木事件」のような不安材料もなかった。だが、社会党・淡谷悠蔵のトップ当選と次点・森田重次郎（5万578票）の追い上げ（108票差）があった。にもかかわらず、津島は池田派の強力な支援と、持ち前の選挙上手でなんとか当選した（『青森県議会史 自昭和39年～至昭和47年』〔青森県議会、1978年〕、8頁）。

だが、第二区で問題が生じた。自民党県連は三和精一、竹内俊吉の現職を公認した。しかし、前回次点の楠美省吾と前・県議会議長の田沢吉郎との間で公認をめぐる紛争が生じ、県連は調整の結果、楠美を公認にした。おさまらないのは田沢である。田沢はこの総選挙に向けて前年の県議会選出馬を見送り、早くから出馬の準備を進めてきたからである。既述のように、田沢の妻陽は津島文治の長女であり、津島にとって田沢は娘婿であった。津軽地方の津島の地盤（票）と田沢の前・県会議長の地盤（票）をもってすれば十分に当選が可能であると見られていた（同上、7頁）。

ここで津島は、娘婿田沢吉郎の窮地を見て手を差し伸べたのである。すなわち、「当時池田（首相）の直系といわれた津島が、（自民党）本部に圧力をかけ、田沢の準公認を勝ち取ったのである。本部レベルでの準公認となった田沢を、県連でもやむなく追認すること」になったの

はいうまでもない(木村、前掲書『検証 戦後青森県衆議院総選挙』、121頁)。

こうして田沢吉郎は42歳という若さと“ケネディブーム”にあやかって台風の目となり、5万3,909票と最高得点で当選した。その結果は、まさに「津島の娘婿」前県議会議長と池田首相直系のバックという要素が見事にミックスして有利に展開した結果に尽きる(『東奥年鑑 昭和36年版』〔東奥日報社、1961年〕、46頁)。

津島は、自分の権力的地位を盾に、権謀術策を展開して、娘婿の衆議院議員当選を手助けしたのである。津島は県政界のボスとして、山崎岩男知事に強い影響力をもったばかりでない。青森県の第一区および第二区の議席を義理の親子でもって手にしたのである。

それでは当時、津島は肝心の国会において何をしてきたのか。岸内閣の下で安保騒動の渦中で、国会は乱闘騒ぎであった。実際、社会党の淡谷悠蔵などが衆院議長席を占拠、自民党の議員が大挙して押し寄せたが、津島はその最後に陣取り、わっしょいわっしょいと尻を押していた、という(淡谷悠蔵「津島文治と太宰治」、前掲書『清廉一徹』、205頁)。

また、衆議院で警察官職務執行法の審議が大詰めきた時、強行採決は必死という場面で、議長室や議場入り口で議員同士の衝突が始まった。秘書の岩田正は「津島先生は第一線にいて危ないから、早く連れ戻した方が良い」と仲間の秘書から教えられ、さがしたところ、「やっと先生をみつけた。議事堂の廊下の窓枠の辺りは、石積のせい少し広い。そこにちょこんと腰をかけていた。廊下一杯に押し合い、へし合っている議員の中で、そんな所に腰を下しているのは先生だけだった」と、証言している(岩田正「津島ベースで人気・外務次官」、前掲書『清廉一徹』、252頁)。

1963(昭和38)年11月21日に実施された第

30回衆議院・総選挙には、津島文治は第一区から自民党公認で出馬、4万8,910票を獲得したものの、しかし、社会党の淡谷悠蔵に2,319票の差をつけられて次点に甘んじ、初めて選挙で敗退するという恥辱を味わう。その原因は、国立工業専門学校の子青森市への誘致失敗で県南地区から感情的な反発を買ったこと、また衆院選直前に、津島知事時代の副知事・千葉元江と人事課長・飛内正六が青森市長選に出馬、両者は同じ津島系だったため津島派が分裂、前青森市長・横山実との間で感情的なしこりが生じたこと、津島落選の要因は選挙で青森市と東津軽郡の票が伸び悩んだ、ことである(『東奥年鑑 昭和30年版』〔東奥日報社、1964年〕、52頁、秋山・福島、前掲書『津軽家の人びと』、213~214頁)。

ただ、今回の総選挙については、津島自身、前年1962(昭和37)年12月中旬に、岩田秘書に次のように漏らして選挙への不安を語っている。いわく「次の選挙は落選です。私はこれまで何回も選挙をやってきたが、こんな不安に襲われたのは始めてだ」と(岩田正、前掲書「津島ベースで人気・外務次官」、255頁)。実際、津島の予感はずから、22日の午前1時半すぎ、青森市の全開票所の速報がはいると、選挙参謀の三戸千代治が“負けた”とソロバンを置いた。そして誰かが“青森市が敗因”と叫んだ。それを聞いた津島は、がっくりと腰を下ろし、「初めての敗戦をジックリとかみしめて、再出発をしたい」、と敗戦の弁を言葉少なく語った(『東奥日報』1963年11月23日)。津島文治は生涯で初めて、しかも唯一の落選を経験した。なお、ここで留意すべきは、津島は衆議院議員時代、外務政務次官(1960年)と農林政務次官(1962年)に就任していた。しかしながら、地元有権者たちの陳情を十分に聞き、より積極的に関係省庁に根回しをしてあげたという話はあまり聞かない(秋山・福島、前掲書『津軽家の人びと』、213頁)。あ

るいはそれも、響いたのかもしれない。その後、津島は参議院に鞍替える。

(2) 参議院議員時代

津島文治はかつて、「参議院というところは、一、齢をとって孫のお守りをするようになってから行くところだね」とポツリと漏らしたことがある。いって見れば、津島は政治家の終着駅が、参議院議員になるのだという意味で、意見を述べたのであろう（秋山、前掲書『知事交渉十五年』、130頁）。その参議院議員選に、津島は1965年7月4日、青森地方区から出馬・当選した。時に、津島は67歳に達していた。いわば老境の時期に入りつつあった。

佐藤尚武・参議院議員は、1965（昭和40年）6月1日、任期満了と同時に引退表明した。その後釜を狙って、自民党から公認申請者が10名もでた。当然、元衆議院議員の津島文治も立候補した。結局、全国的に知名度があり推薦支部も多かった津島が公認と決定され、他の申請者は辞退した（木村良一『青森県参議院選挙』〔北方新社、1989年〕、34頁）。当初、自民党県連は前知事の山崎岩男を公認し、挙党体制が整っていたところが、1964（昭和39）年11月、山崎が風邪をこじらせて急死、亡父の意思を継ぐとして息子の医師・山崎竜男が無所属で立候補した。（『東奥年鑑 昭和40年版』〔東奥日報社、1965年〕

選挙の結果は、津島が18万3,439票獲得、13万6,652票を獲得した山崎を約5万票離して当選、津島はその勢いをかって、1971（昭和46）年には26万633票という圧倒的票を得て再選された。津島文治は、73歳の高齢に達していた。

参院議員時代の津島の政治活動を見ると、1965年、参議院議員に当選した議員を集めて「初心会」と名乗る同期会を結成して、その会長となり30名の同期議員たちと政策、予算、および人事面で政策集団として活動している。

また、1972年5月の自民党総裁選の時には、大平正芳を中心とした宏池会一参議院では「火曜会」と称したグループの一員として、大平政権実現のために尽力、参議院政策懇談会を立ち上げ、津島はその会長に就任した（藤田正明「真摯の政治家」、前掲書『清廉一徹』、64～65頁）。

しかし、その1年後の1973（昭和48）年5月6日、津島文治は死去する。死因は老衰に肺炎、栄養失調ともいわれた。享年75歳、ここに、長年にわたった津島家の家長、そして政治家・津島文治の時代は終わりを告げたのである（鎌田、前掲書『津軽・斜陽の家』、15頁）。

津島文治は晩年になってから、参院地方区から文治自身、衆院二区から田沢、そして衆院一区から雄二という具合に、赤じゅうたんを娘婿と弟の婿を引き連れて歩くことを願い、大きな夢を膨らましていたという。実際、文治が死去した後、津島雄二は衆議院議員に当選している。2014年現在、青森県の衆議院議員は全て世襲議員で占められており、津島家としてその例外でなく、津島淳が2012年の総選挙で青森一区から再出馬し7万3,237票を獲得して当選、自民党所属の衆議院議員一期目を務めている。淳の父は元・自民党衆議院議員の津島雄二で、母方の祖父は作家の太宰治である。また、元・民主党衆議院議員の津島恭一は従兄弟に当たる。国会議員の「世襲制」が、今日国民の厳しい批判の対象になっているだけに、“政治関係者”たちの意識向上が望まれる。

5. おわりに

—「政治家」津島文治の評価

東奥日報紙は、1973（昭和48）年5月8日に社説で「津島文治氏の死を悼む」と題する、“政治家”津島の死と業績をたたえる記事を掲載した。

「県政界の長老、津島文治氏が死去された。生来、決して頑強ではなかったが、健康には細心の注意を払う人だけに、まことに意外であり、心からその死を悼むものである。津島氏は周知のように戦前から輝かしい政治歴を持っており、ことに戦後初の民選知事として県民に親しまれた。知友は“文学青年”としての津島氏の側面を語るけれども、生まれつきの政治家とってよいほど、政治好きの印象を与えた。その意味では参院議員という現役のまま死所を得たことはせめてもの慰みといえるかもしれない。……」(『東奥日報』1973年5月8日)。

上記の記事は、筆者にはやや皮肉な弔文記事に思えてならない。津島文治は、金木町の町長選に当選して以来、終始一貫して政治家としての道を歩み続けた。事実、津島は金木町選挙、県議会選挙、衆議院選挙、知事選挙、再度にわたる衆議院選挙、そして参議院選挙という具合に、その生涯を通じて13回に及ぶ選挙に出馬している。けれども、1963年の衆院選の時を除いてすべての選挙で勝利してきた、いわば“選挙のプロ”であった。

津島文治は、根っからの選挙好きで、しかも、普段はひ弱な感じがしたけれども、町長、県議会議員、知事、衆議院議員、および参議院議員と各種の選挙に出馬するごとに別人のように元気になる、まるで津島にとっての健康方法は選挙であった、かのように思える(松岡孝一「初代民選知事誕生の日」、前掲書『清廉一徹』、133頁)。

多くの関係者が指摘するように、津島文治は大の選挙好きであり、政治家として恐らく血が騒ぐのであろうか、こと選挙の話になると目の色が輝きを増した、という。つまり、津島は“選挙ほど国民大衆に与える娯楽はない”と言い切っているほどで、自身も選挙は飯より好き

だった。何故なら、選挙の結果しだいによって「県政界地図の色彩も変わる」からである(福島常作『文治先生行状記』〔北の街社、1978年〕、71、83頁。同書には、県知事時代の津島の人となり描かれていて興味深い。津軽地方の選挙は一種のお祭的色彩が濃厚である。選挙の時は飲めや歌いの騒ぎで迎え、有権者は仕事をそっちのけで、選挙運動に没頭する者も少なくない。もちろん、その場合、金銭も飛び交う。先般、平川市の市長選〔2014年1月〕で、市議20名中15名が収賄容疑で逮捕された事件は、津軽の“金権選挙”の一端を示している)。

津島は選挙の時には、自ら各地の得票にいちいち目を通すだけでない。前何回分かの選挙得票の新聞切り抜き記事を後世大事に持参して、今回の得票と詳細に比較・検討した。その上で、票の伸び縮みの方向に探りをいれ、非喜交々の表情を繰り返した(同上、87～88頁)。

津島は鍛え上げた“政治家”であっただけに、政治の裏話は得意中の得意で、また選挙予想も極めて正確であった。津島知事時代に秘書を務めた福島常作は、次のように津島の政治家としての力量を評価している。

「先生は深慮遠謀の人である。いやしくも容易に心中を明かさぬので、全く心のつかみ難い人だと言われた。人であれ、物であれ、常に一定の距離からじっとひややかに見る。そういった人であった。自分の施策に対しても、常に客観的に他人の目で見ることのできる人であった。先生の支持者は多い。それはこれまでの選挙(の勝利)が如実に物語っている」(同上、125頁)。

最後に、一言付言しておくならば、津島文治が政治家として最大に偉いところは、結局、政治によって財をなすということには無頓着であって、知事時代から金銭に関する公私の区別はことのほかに厳しく、生涯「井戸堀政治家」としての姿勢を貫いた点であろう。

「民族」と「民族主義」のセマンティックス — 孫文『三民主義』講演「民族主義」部分に関する二つの論点 —

前 川 亨

1. 問題の所在
2. 二つの「失われた民族主義」
3. 「～人」「～族」「～民族」
4. 結語

1. 問題の所在

ベンジャミン＝アクジンによって terminological jungle と評されたように、ナショナリズムを論ずることは深い密林に迷い込むことに似ている¹⁾。この状況は、東アジア地域を対象とした実証的研究においても変わりはない。「民族」「民族主義」なる語が中国起源か日本起源かの穿鑿を始めとして、「民族」と欧語の nation, Volk などとの異同 — もちろんドイツ語、フランス語、英語などの中での偏差も無視できない —、漢語の「民族」と日本で通用している「民族」との異同、「民族」と「種族」「国民」「人種」など類義語との弁別……といった数多くの問題が、研究の近年における顕著な進展にもかかわらず、複雑に絡み合ったまま山積みにされているのである。むしろ、革命中心史観の後退によって花開いた多様な方面への研究の展開と視野の拡大が、皮肉にも却って問題の錯綜に拍車をかけた感さえある。関連資料の量的な膨大さと質的な多様さとは、研究者に亡羊の嘆を抱かせるに充分である。

こうした現状にあって、本論は敢えて孫文『三民主義』講演（1924年）「民族主義」部分についての集約的な検討を試みる。いうまでもなく、孫文の死の僅か一年前になされた『三民主義』講演は孫文の政治思想の集大成であるから、既に無数の研究が蓄積され、論じつくされた感はあるのだが、実はなお未解明な問題を残しているのである。しばしば前後で矛盾するかに見える孫文の言辞に直面して、「所詮、孫文の思想は整合的でないから」との理由でそれ以上の追究を断念する傾向が、研究者の側に果たして無かったかどうか。孫文の思想に「極めて曖昧な妥協的な矛盾」（鈴江言一『孫文伝』1931年）が散見されるのは確かであるが、真に核心的な問題は、その矛盾がどこに起因し、その矛盾が孫文自身の中でいかに調停されていたかの解明でなければならない。本論は、考察の対象を意識的に『三民主義』講演「民族主義」部分に限定し、これを完結したテキストとして捉えることにより、孫文の「民族主義」理論の論理構造を抽出したいと思う。この試みは、孫文の思想的遍歴を跡付けたり、また、他の革命派や改革派の人士たち（例えば章炳麟、汪精衛、梁啓超など）の立場を定位したりする際にも、有効な一つの尺度を提供するであろう。本論は、孫文が「民族」「民族主義」なる語をいかなる意味で使用し、いかにして運用しているかをテキストに即して読み解いていくことに関心を集中する。従って、孫文の「民族」理解や

「民族主義」理論をナショナリズムに関する一般理論に関連付けることは本論の課題ではない。主題の性格上、論述がナショナリズム論一般に及ぶことを完全には回避できないにせよ、議論が terminological jungle に迷い込むのを可能な限り防ぎたいのである。ナショナリズムに関する一般理論との関連付けという魅力的な課題は、別の機会に、更に周到な準備の下に取り組みられるべきである。

なお、本論において孫文の著述からの引用は、広東省社会科学院歴史研究所、中国社会科学院近代史研究所中華民国史研究室、中山大学歴史系孫中山研究室合編『孫中山全集』（中華書局刊）に拠り、うち『三民主義』講演（第九卷所収）「民族主義」部分に限って頁数を例えば「第三講」210頁のように記す。訳文は既訳を参考にしつつ引用者が作成したもの、傍点は引用者によるもの、〔 〕は原文もしくは引用者による補足である。また、「○人」などの「○」は任意の漢字一字を表し、「～人」などの「～」は字数にかかわらぬ任意の成分を表すものとする。

2. 二つの「失われた民族主義」

まず、「民族主義」部分の二つの箇所を引用しよう。

①私のみるところでは、中国の民族主義は既に失われた。このことは明らかである。しかもそれは一日失われただけなのではない、既に失われて何百年にもなるのだ〔不只失去了一天、已經失去了幾百年〕。我々の革命前についてみると、革命に反対するきつい意見はどれも皆な民族主義に反対するものだった。更に数百年前を振り返ってみると、中国の民族主義は跡形もない状態である。この何百年かの間、中国の書物の中に

民族主義を見出すことは全くできない。皆な満洲の徳を讃え頌ぎ、やれ「深くて厚いご仁徳〔深仁厚德〕」だの、やれ「何から何まで天子様のお蔭〔食毛踐土〕」だのと言うばかりだ。満洲がどんな奴らか〔満洲是甚麼東西〕については、誰一人として語ろうとしない。（「第三講」210頁）

②我々は今日、中国の失われた民族主義を恢復し、この四億人の力でもって世界中の人々のために不正を懲らさなければならない。これこそ我々四億人の天職なのだ。列強は、我々がこうした考えを持っているのが恐ろしいので、似て非なる道理を持ち出し、世界主義を主張して我々を惑わす。世界の文明は進歩せねばならず、人類の眼光は遠大でなければならぬのに、民族主義は狭すぎてそれにそぐわない、だから世界主義を提唱すべきなのだ、とか言って。最近の中国の新青年が新文化を主張し民族主義に反対するのは、この種の考えに誘惑されたからに他ならない。しかし、この種の考えは屈辱を受けている民族が口にすべきものではない。我々屈辱を受けている民族は、まず我々民族の自由・平等の地位を恢復してからでなければ、世界主義を語るのに相応しくない。（「第四講」226頁）

このいずれにおいても語られているのは中国における「失われた民族主義」についてである。孫文は①の「民族主義」と②の「民族主義」とに何らの差異も認めてはいなかったであろう。しかし、孫文の主観を離れてこの二つの文章を読むならば、①の「民族主義」と②のそれとに著しい差異があることは歴然としている。①は満洲民族の支配に反対するという意味での「民族主義」（排満的民族主義）であって、その主体は当然、漢民族である。孫文が同じ文脈でこれを「漢人の民族思想」と言い換えていること

も参照すべきである（「第三講」210頁。「～人」「～族」「～民族」の使い分けについては次節に譲り、ここでは立ち入らない。）①の「失われた民族主義」とは事実上、失われた「漢民族の民族主義」の謂であるから、それは満洲民族とのエスニックな次元での対立を前景化せずにはおかない。他方、②は中国への帝国主義列強の侵略に反対するという意味での「民族主義」（反帝的民族主義）であって、その主体は少なくとも第一義的には漢民族に限定されない。より厳密にいうならば、反帝的民族主義においては「満洲民族」／「漢民族」のようなエスニックな次元での対立は焦点化されず、むしろ可能な限り極小化されねばならないのである。帝国主義及びそれを正当化するイデオロギーとしての「世界主義」²⁾ — それは国家の枠組を超えると称しながら、実際には自国が「全世界の主人公」として「万国の上」に君臨することを根拠づける機能を果たす（「第一講」216頁） — に対置される「民族主義」の主体は、エスニックな差異を捨象した、その意味で均質化され一体化された国家構成員の総体であるより他はないからである。エスニックな次元での対立が前景化するか、それともそれが極小化するかは、「民族主義」をめぐる最も本質的な対立といえる。

つまりここには鮮明に区別される「民族主義」の二つの類型が表われているのである。①類型と②類型の特徴をそれぞれ理念的にまとめるとすれば —、まず①類型の「民族主義」は現在から過去へ遡及するベクトルをもち、それは一定の文脈では現象から本質への還元ともなる。その根底にあるのは起源への強い志向性に他ならない。このことが、①類型の「民族主義」に、顕著な神話性をも賦与する。これに対して、②類型の「民族主義」は現在から未来へ投射されるベクトルをもち、未来における目的の達成を志向性として有する。①の「民族

主義」が存在にかかわるとすれば、②のそれは当為にかかわるといってもよい。次に、①にいう「民族」とはエスニックな要素を中核とするもので、その限りでは政治的な概念ではないが、それが政治外的な概念であるというまさにその故に、一定の文脈では政治的イデオロギーとしての機能（例えば清朝の打倒と漢民族による支配の正統性の根拠づけ）を果たす。他方、②にいう「民族」は最初から一貫して政治的に構成された概念である。更に、①の「民族」が第一次的な分節に基く集団であるのに対し、②の「民族」はそれを第二次的に均質化した集団であること、すなわち②の「民族」に対する①の「民族」の論理的・時間的先行性にも注意される。（もとよりこのことは、①の「民族主義」が常に論理的・時間的に②のそれに先行することを意味するものではない。）³⁾ この二つの類型が当該テキストの中にどのように表われているかを、孫文自身の記述から跡付けてみよう。

①類型の「民族主義」が過去に遡及するベクトルをもつことは、①の資料が満洲民族（清朝）支配の打倒という、1924年の時点でみて過去の確定した事実を記述している点に象徴的に示される。①の資料では現在から「革命前」へ、そして更に「数百年前」へと遡及したのであるが、このベクトルをずっと延長していくならば、「中国民族の来源」の記述にまで到達するであろう。「百姓民族」が西方から「パミール高原を越えて天山に至り、新疆を經由して黄河流域に到着した」との説は「甚だ説得的にみえる」と孫文はいう。この「百姓民族」が先住民族の苗族を追放ないし同化して、「中国民族」となったのである（「第三講」217頁）。ここにいう「百姓民族」＝「中国民族」は明らかに事実上、漢民族と一致する。漢民族の起源を西方（バビロニア）に求める言説に関しては、近年優れた研究が多く発表されているので詳細

はそれらに譲り⁴⁾、次の点のみを強調しておきたい。すなわち、この説は当時であっては最先端の考古学的・比較言語学的知見に裏打ちされた「科学的」言説として流通したこと、しかも同時にそれは黄帝を漢民族の始祖とする「神話」と一体化し得たこと⁵⁾である。科学（であるとみなされること）と神話とは矛盾しない。むしろ擬似科学的な意匠を凝らすことこそ「二十世紀の神話」の特徴なのである。（アルフレッド＝ローゼンベルクの「神話」はその最も極端に畸形的な形態に過ぎない。）

「中国民族の来源」の追究が現在から過去への遡及の極点であるとするれば、「民族の起源」の追究は現象から本質への還元⁶⁾の極点である。孫文によれば、「民族の起源」をたどり、それが形成される要因をつきつめると、「血統」「生活」「言語」「宗教」「風俗習慣」という五つの「自然力」に行きつく（「第一講」187－188頁）。このうちで「最大の力」とされるのが「血統」である。「中国人が黄色いのは、それが黄色の血統に基づいてできているからである。祖先の血統は、それがどのようなものであれ、永遠に遺伝されて一族の人民を作り上げるのだ」（「第一講」187頁）。「血統」は自然的ないし生物学的な因素とされるのであるから、それ以外の四つの文化的因素とは異なる側面をもつけけれども、孫文には文化と自然とを区別して捉える視点はない。むしろ上記五つのエスニックな因素が「自然力」として一括され、かつその筆頭に「血統」が置かれたことは、文化的因素をも自然的なものとして表象する効果をもたらす。例えば、「血統」を基準として人間集団が分節される時、その集団は「人種」と呼ばれるのだが（「第一講」187頁）、ここでの「民族」概念は「人種」概念に接近し、或いはそれを包摂してしまう。「世界で最も富強な人種もまたサクソン民族である」（「第四講」221頁）という表現

からは、孫文が「人種」と「民族」とをいかに近い概念として捉えていたかが窺われよう。文化的因素と自然的因素との未分化は、一方ではエスニックな「民族」概念を「人種」の側に、つまり自然的ないし生物学的な方向に牽引し⁶⁾、他方では「人種」概念を自然的ないし生物学的な概念として純化することを困難にもした。—— もっとも、「人種」が自然的ないし生物学的概念として完全には純化しなかったのは中国に限ったことではなく、そのような概念としての有効性の限界は別個に考えなければならない問題ではあるのだが⁷⁾。

日本においても中国においても、「民族」概念の生成が近代に固有の現象であることは間違いない⁸⁾。しかし、現在から過去へと遡及するベクトルをもつエスニックな「民族」概念（①類型）においては、近代以前からの連続性が顕著な特徴として浮かび上がる。①の中で孫文が「この何百年かの間、中国の書物には民族主義が全く見出されない」と述べていたことを想起せよ。中国の「民族主義」は、数百年前の過去にまで、ただし当面はその不在という形態をとって延長されるのである。孫文は清朝の最盛期（康熙年間。17世紀後半から18世紀初頭）、満洲民族の支配に反対する「民族主義」が「社会の最底辺の人々」によって構成される秘密結社、いわゆる会党の中に保存されてきたという（「第三講」211頁）。会党はいまだ「民族」「民族主義」という語彙を知らない。従って、その時代の状況に即していうならば、それを「民族主義」と称するのは妥当ではないことになる。しかし、「民族」という語を用いるか否かという点を別にすれば、「反清復明」をスローガンとして掲げる会党の主張を19世紀末から20世紀初頭にかけての革命派の排満的民族主義の主張から質的に区別するものは何もない。彼らは、種々の象徴を操作し、神話を創造し、また発達

しつつあった出版と流通のネットワークを駆使しながら、「血統」によって固く結ばれ、輝かしい文化伝統の下に凝集した「華夏」共同体を、いわば想像の共同体 *Imagined Community* として構想し得たのではないか⁹⁾。ここでは「民族主義」は近代以前のエスノセントリズムと殆ど区別がつかない。「民族主義」はどこまでも無限に遡及される。

では、もう一方、②類型の「民族主義」はどうか。こちらが現在から未来へ投射するベクトルをもつことは、「世界中の人々のために不正を懲らし、「我々民族の自由・平等の地位を恢復」という目的の達成が未来に設定されている点、逆にいえば現時点ではそれが未達成とされている点から明らかである。①類型における満洲民族との対峙とは対照的に、帝国主義列強との対峙はこれから解決すべき課題に属する。本論が前に、①類型が存在（～である）にかかわるのに対し、②類型は当為（～すべし）にかかわると述べたのは、このことを指す。ここでの「民族」は、「平和を愛する」点では帝国主義列強と区別されはするものの（「第六講」246-247頁）、同時に、国際的にも政治的にも経済的にも「中国をして世界における適者として永久に生存せしめる〔使中国永久適存於世界〕」（「第一講」184頁）ため、列強諸国と同様な国家の主体とならねばならない。そのようなものとして構成された国家の主体としての「民族」は「国族」と呼ばれる。「民族」を「国族」に一致させることこそ、帝国主義への対抗を掲げる晩年の孫文にとって最大の課題であった。孫文は「民族主義とは国族主義である」ことを強調して止まないが、もとよりこれは「民族」と「国族」との一致が既に実現しているということではない。むしろ中国における「国族」の不在が、孫文に「民族主義」の高揚を要請したのである（「第一講」185頁）。中国にお

いて「国族」の形成を目指す「民族主義」が特に必要とされるのは、孫文が繰り返し指摘するように、「中国人はひと握りのバラバラな砂である」との認識が背後にあるからである（例えば「第一講」185頁、「第五講」237頁など）。中国が亡国の淵に沈んだのは「民族の精神」を失ったからであり、それを取り戻すためには「国族団体」を結成してそこに全ての国家構成員が「凝集〔合群〕」せねばならない（「第六講」242頁）。もっとも、完全に均質化され、かつ完全に一体化して凝集する「国族」＝「民族」というのは一種の極限概念であって、中国のみならず他の何処においても、それを達成した共同体はいまだかつて一つとして存在しない。むしろ、この窮極の目標へと向かおうとする不断の「未完のプロジェクト」としてのみ、一切の近代的国家共同体は実存する。この意味では、「国族」の形成を目指す「民族主義」の課題は、中国に特殊に見出されるものではなく、全ゆる近代国家にとって普遍的に見出されるものというべきである。

帝国主義に反対する「民族主義」を孫文が最初に意識したのがどの時点であったかはともかく、それが際立って前景化するの第一次世界大戦とその結果としてのパリ講和会議を契機とする¹⁰⁾。孫文における①類型の「民族主義」に対する②類型のその後発性については異論の余地がない。孫文が①類型の「民族主義」に終始せず、②類型のそれを取り込むことによって、新たな時代状況に積極的に対応するための先進性を獲得したことは確かであって、ここにこそ「反清復明」に終始した会党との決定的な相違があるのである。この点の重要性に鑑みて、従来、多くの研究が孫文における反帝的民族主義の形成と発展の過程に注目してきたのも故なしとしない。しかしこのことは、晩年の孫文の「民族主義」が①類型中心から②類型中心へと

転換したことを何ら意味しない。晩年の孫文の「民族主義」における排滿的民族主義の要素を「残滓」と位置付ける見解¹¹⁾には、私たちは到底賛同できないのである。問題はあくまで、起源を異にし性格を異にする「二つの民族主義」が孫文の思想構造の中でいかにして、またどこまで「一つの民族主義」たり得ていたかの検証でなければならない。「二つの民族主義」は、その双方における「民族」が同一であることを弁証できさえすれば、「一つの民族主義」となる。以下、①類型の意味での「民族」を「民族①」、②類型の意味での「民族」を「民族②」と呼ぶこととし、これがどのように構造化されていたのかを探ってみることにしよう。

①類型の「民族主義」と②類型のそれとが孫文によって同一視され、「一つの民族主義」として語られ得る根拠は、究極のところただ一つ、「秦漢より後、中国は変わることなく一つの民族が一つの国家を造ってきたから」（「第一講」185頁）という単純な理由に尽きる。一つの国家が複数の「民族①」によって構成されていたり、或る「民族①」が複数の国家に分属していたりする外国の場合には、「民族①」の単位と国家の単位とは一致しないが、中国においては「民族①」の単位（すなわち漢民族）と国家構成員の総体（すなわち「民族②」）とは基本的に一致する。何となれば、「中国の民族について」と、その総数は四億人、そこに混じているのは、数百万の蒙古人、百余万の満洲人、数百万の西藏人、百数十万の回教徒の突厥人に過ぎない。外来の者の総数は一千万人を超えない。だから、大多数についていえば、四億の中国人は全く漢人であるといってよい。同一の血統、同一の言語文字、同一の宗教、同一の習慣をもった、完全に一つの民族である」のだからである（「第一講」188頁）。漢民族以外の諸「民族①」は、数量的劣勢の故に「民族②」か

ら排除される。孫文はこの引用箇所以外にも「中国的民族」「中国民族」を使用しているが、それらはしばしば「我們的民族」「我們民族」と置き換えられ（例えば「第二講」197頁、「第六講」243頁など）、いずれも漢民族＝「民族①」を指す。孫文が従前から使用してきた「中華民族」なる語の使用は『三民主義』講演の中では差し控えられているけれども¹²⁾、このことが①類型の「民族主義」の後退を示すわけではない。

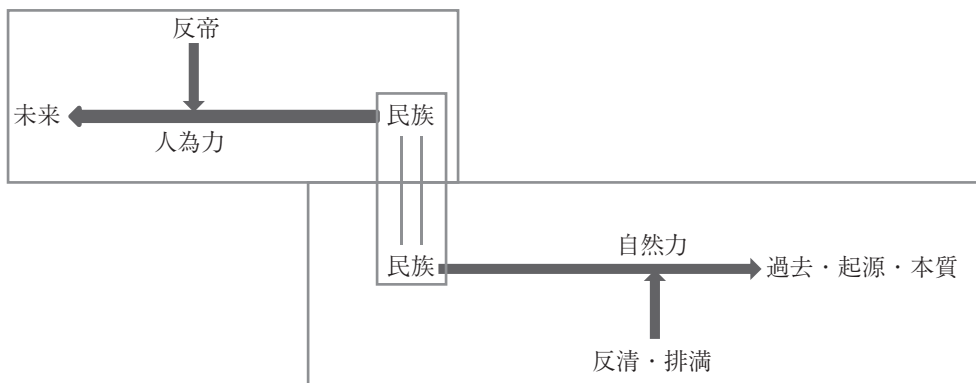
孫文の「民族主義」のこのような構造は、「民族」と「国家」をめぐる彼の言説にも反映し、それが彼の見解を分かりにくくする一因でもある。孫文によれば、「外国人は、民族と国家とは区別があるという。〔漢語の〕民族に相当する名詞は英語では「ネーション」だが、「ネーション」には民族と国家という二種の解釈がある」（「第一講」185頁）。蓋し、「民族」と「国家」とは、それを形成する力を根本的に異にするからである。「自然力は王道であって、王道で造られた団体こそが民族である。他方、武力は霸道であって、霸道で造られた団体こそが国家である」（「第一講」186頁）。この「霸道」はまた「人為力」とも言い換えられる（「第一講」187頁）。この引用箇所でも「民族」が二通りの意味で使用されていることに注意せよ。「民族と国家とは区別がある」という場合の「民族」、すなわち「自然力」を形成の主動力とする「民族」が「民族①」を指すのに対し、「〔漢語の〕民族に相当する名詞は英語では「ネーション」である」という場合の「民族」は「民族①」と「民族②」とを合わせたものを指す。つまり、「人為力」を形成の主動力とする「国家」とは、本論のこれまでの用語法でいうところの「民族②」に相当する。孫文は一方では前者すなわち「民族①」のみを「民族」とするよういながら、他方では「国家」をも

「民族」（すなわち「民族②」）として語るのである。それが「国家」として語られるか「民族」として語られるかは文脈や視点によって異なる。この引用箇所のように「外国人」の視点にたった記述、或いは両者の差異を際立たせる方向での記述では、「国家」／「民族」というそれぞれ別個の単語が配当されるが、例えば人々が「民族」自決に目覚めた状況についての記述では、「民族②」＝「国家」という等式が少なくとも理想的には成立し、「国家」と「民族」とは互換性を獲得する。「ポーランド、チェコスロヴァキア、ルーマニアのようなヨーロッパの弱小民族は一斉に連合国に加わり……」（「第四講」223頁）という場合、ポーランド、チェコスロヴァキア、ルーマニアは「国家」名とも「民族②」名ともいってよい。これこそ「国家」＝「民族②」のあるべき姿なのであり、また、「民族」の単位が国家構成員の総体と一致する中国においては古来よりそうである姿なのである。以上に述べた点に基いて、孫文の「民族主義」の構造を図示するならば、〔図Ⅰ〕のようになる。

孫文の用いる「民族」という語が、文脈によって「民族①」の意味を荷う場合と「民族②」の意味を荷う場合とがあるとの認識は、アメリカの「民族」に関する彼の記述を理解するうえ

でも必須である。私たちは孫文が用いる「アメリカ民族〔美利堅民族〕」という語（「第一講」194頁）に注目しよう。一見して、この語は「民族①」を指すようにも思われる。日本の大和民族、ロシアのスラヴ民族、ドイツのチュートン民族、フランスのラテン民族への言及と同じ文脈でこの語が用いられている点からも、かかる推測は根拠あるもののようにみえる。仮に「アメリカ民族」を「民族①」とした時、その具体的な実体としてまず想起されるのは先住民族であろう。しかし孫文は、アメリカの先住民族としての「レッドインディアン民族〔紅番民族〕」にも言及するものの（例えば「第二講」198頁、「第四講」225頁）、それらはいずれも、白人によって滅ぼされつつある「民族①」の事例としてであって、彼にとって「アメリカ民族」と「レッドインディアン民族」とは全く重ならない概念である。では、イギリスから移住してきて合衆国を建てた「サクソン民族」（「第四講」221頁）はどうか。確かに孫文は、「チュートン民族」と対比する文脈で、イギリスと同じ「サクソン民族」であるところの「アメリカの民族〔美国的民族〕」に言及したことはある（「第四講」222頁）。しかしこれはあくまで限定的な文脈上での用法に過ぎない。「アメリカ民族」と「アメリカの民族」とは同義ではな

〔図Ⅰ〕



い。孫文のいう「アメリカ民族」は実際には次のような文脈で表れる。「アメリカ人の種族は、他のどの国よりも複雑であって、各洲、各国の移民がいる。それらの移民が、アメリカに着いた後には融解してくる。いわば一つの炉の中で鑄られて、自ずと一つの民族になるわけだ。この民族はもはや、もともとイギリス人、フランス人、ドイツ人ではないし、イタリア人やその他の南欧人でもない。それは別個の新しい民族であって、アメリカ民族と呼んでよい。アメリカには独立した民族があったから、それは世界における独立した国家となったのだ」（『第一講』193-194頁）。つまり、孫文が「アメリカ民族」なる語で表現したのは、アメリカにおいて形成された最も典型的な「民族②」だったのである。かかる「民族②」を形成する以前の、第一次的でエスニックな集団は、ここでは「美国的民族」とは呼ばれず、エスニックな側面をより強調した名詞「種族」で呼ばれている。

孫文は、遅くとも1920年には「民族」構成における中国とアメリカとの共通性に着目し、アメリカをモデルとして国家建設を進める構想をもっていた。「ヨーロッパの多くの民族が一緒になった」アメリカが、「今ではアメリカという一つの民族だけとなり〔現在却只成了美国一個民族〕」、そのことによって「世界で最も光栄ある民族」となったように、「我々中国の各民族は全て、一つの中華民族に融合すべきである」（『在上海中国国民党本部会議的演説』1920年、第五卷所収）。「今日、世界で最も強く、最も豊かな民族国家」と号されるアメリカはまた、「世界中の民族が最も多く集まった集合体」である。それら多様な人々が「アメリカに同化され」た結果、「アメリカ民族」が形成されたのである。「アメリカの民族主義は積極的な民族主義である」。「アメリカと共に東西半球の二大民族国家」の一方を荷う中国も、「アメリカ民

族のやり方に倣って」多民族の同化を推進せねばならない。多民族を漢民族に同化せしめることによって、漢民族もまた「中華民族」に変貌し、かくて「一個の完全な民族国家」が構築されていく（『在中國国民党本部特設駐粵辦事処的演説』、1921年、第五卷所収）。これらの資料における「ヨーロッパの多くの民族」「世界中の民族」「中国の各民族」が「民族①」に相当し、「アメリカというただ一つの民族」「アメリカ民族」「中華民族」が「民族②」に相当することは明らかである。「民族②」としての「アメリカ民族」は、「民族②」としての「中華民族」のモデルなのである。『三民主義』講演「民族主義」部分における「アメリカ民族」が「民族②」を意味する点では、これらの資料の継承であることは間違いない。

しかし同時に私たちは、上記の演説と『三民主義』講演との差異にも目を向けねばならない。何より重大な差異は、既に言及したように後者では中国が過去から現在まで一貫して「一つの民族が一つの国家を造ってきた」いわゆる単一民族国家であることを前提として立論されている点である。アメリカに関しては、「美国的民族」（「民族①」＝「サクソン民族」と「美利堅民族」（「民族②」）とに意味が分岐したのに対し、中国に関しては、「中国的民族」も「中国民族」も同じく漢民族（「民族①」）を指したことを想起せよ。上記の演説において「中華民族」は「アメリカ民族」と同様に「民族②」なのに対して、『三民主義』講演では「中国民族」は「民族①」に意味転換を起こしている。前者において「中華民族」へと変わるべきものとされていた漢民族は、後者では現に「中国民族」であるのである。このことが、『三民主義』講演における、「民族②」に対する「民族①」の優越の基調と照応することはいうまでもない。次節に取り上げる「宗族」から「国族」へとい

うテーゼにせよ、忠孝や仁愛など「固有の道徳」の恢復による「民族の精神の復活」というテーゼ（「第六講」242頁）にせよ、いずれも漢民族しか念頭に置かれていないことは明らかである。これは、「中国民族」から漢民族以外の「民族①」が除外され、中国の多民族性が否認されたことの当然の帰結であった。孫文にとって、片や苗族や傣族などの「民族①」は、漢民族と共に「中国民族」として政治的主体となるべき存在ではなく、むしろアメリカの先住民民族「レッドインディアン民族」と同等の位置に置かれるのに対し、片や漢民族は、神話的過去から永続する唯一不変の政治的主体として位置づけられる。従って、『三民主義』講演においては、アメリカはもはや中国のモデルとはならない。「民族主義」部分におけるその扱いは著しく小さくなり、他の諸国への言及と同じ文脈の中に吸収されてしまったのである。少なくとも「民族主義」の理念という観点に限っていえば、私たちは、『三民主義』講演が1920～21年の段階から後退している印象を拭うことができない¹³⁾。おそらくこれは、孫文の思想の時代的な変化とみるよりは、テキストの性格の違いとみる方が妥当であろう。国民党の幹部たちを前にして、党の今後の方針を説こうとする実務的な演説においては「民族②」の側面が強く前景化し、逆に学生・教師・知識人たちを中心とする聴衆を前にして「民族主義」の全体像を理念的に、また歴史的に説こうとする講演においては「民族①」の比重が高まらざるを得なかったのである。孫文は状況に応じて、「民族①」中心の言説と「民族②」中心の言説とを使い分けていたのであって、どちらがより孫文の真意に近いかを穿鑿しても、さほど有益ではあるまい。

孫文の「民族主義」の論理構造は、「民族①」を中核としながら、しかもそこに「民族②」が嵌入する形態を取っているからこそ、「民族①」

と「民族②」との同一性を弁証する理論構成を必要とした。しかし、「数百万の蒙古人、……百数十万の突厥人」総計一千万に垂んとする人々を、その数量の「少なさ」故に「中国民族」の範囲から排除することの強引さは暫く措くとしても、「民族①」と「民族②」との一致の弁証が、孫文の「民族主義」の最大の難点であることは間違いない。存在と当為、エスニックと非エスニック、過去への遡及と未来への投射——かくも根本的な対立を、いかに「先知先覚」の孫文とはいえ、完全に調停することは容易ではない。にもかかわらず、「二つの民族主義」を一つにすることが孫文にとってはどうしても必要だったのである。本節の最後にこの問題を考えてみたい。

『三民主義』講演「民族主義」部分を読む者誰しもが戸惑うのは、果たして孫文は「中国の民族主義は失われた」と主張しているのか、それとも「中国の民族主義は失われていない」と主張しているのかという根本的な点が必ずしも明確ではないことである。なるほど資料①②は共に「中国の民族主義は失われた」と述べている。しかし、この表現は孫文自身の「民族主義」の理論と十分に整合しているだろうか。排満的民族主義についていえば、孫文はそれが「既に失われて何百年にもなる」ことを強調する一方で、その思想が会党の中に継承され、「満洲〔の支配した〕二百余年来、いかなる専制がなされようとも、これら会党の口伝えの伝承〔口頭的遺伝〕があったから、中国の民族主義は保存することができた」（「第三講」211頁）ともいう。もし、「民族主義」が何百年も「失われた」ままであることを強調するのであれば、なぜ敢えて会党などを持ち出してきて、そこに「民族主義」が「保存されていた」などと主張するのか。そもそも、本当に「中国の民族主義は完全に亡んでしまった」（「第三講」211頁）というので

あれば、それが「恢復する」というのは奇妙ではなからうか。1911年の武昌蜂起以来の一連の政治過程を通して、反清－排滿という「民族主義」の目的は既に達成されたのであるから、少なくとも排滿的民族主義に関する限り、それが「既に失われて何百年にもなる」というのは整合的とはいえない。次に、反帝的民族主義についていうと、中国はこれまでにかかる意味での「民族主義」を獲得したことがない、というのが孫文の基本的な認識ではなかったか。中国人は「ひと握りの砂」のようにバラバラなのだからこそ、それを凝集し、「民族」＝「国族」を創出することが、未来に向けての課題として設定されたのだ。いまだ獲得したことがないものを失うことはできない。従って、排滿的民族主義にせよ反帝的民族主義にせよ、それを「失われた民族主義」と表現することは、孫文自身の立場を前提として考えたとしても、その全体の文脈の中で整合的であるとみなし難いのである。

ここに述べたことは決して悪意的な揚げ足取りではない。孫文が「中国の民族主義は滅んだ」というのか、それとも「中国の民族主義は滅んでいない」というのかが不明確であることこそ、「又象印度也是亡国、但是他們的民族思想、就不象中国的民族思想一樣、一被外国的武力压服了、民族思想便随之消滅」（「第三講」214－215頁）という原文について、代表的な二種の日本語訳がそれぞれ全く逆の解釈を示す最も根本的な原因なのである。すなわち、片や安藤彦太郎訳が「つぎにインドも亡国であるが、かれらの民族主義は中国の民族思想のようなものではない。そんな、ひとたび外国の武力に圧迫されると民族主義もそれにつれてなくなるようなものではない」と訳すのに対し、片や島田虔次訳は「また、たとえば、インドもやはり国が滅びましたが、しかしかれらの民族思想は、中国の民族思想とちがって、ひとたび外国の武

力によって押しつぶされると、民族思想もそれにつれて消滅しました」と訳す¹⁴⁾。安藤訳は「中国の民族思想は滅んだ」／「インドの民族思想は滅んでいない」と解し、島田訳は「中国の民族思想は滅んでいない」／「インドの民族思想は滅んだ」と解するのである。語法的な側面からいえば、原文における否定詞「不」の掛かる範囲を「消滅」までとするか（安藤訳）、それとも「一樣」までとするか（島田訳）の相違であるが、このいずれもが語法的には可能であるとすれば、そのいずれが妥当かは訳者それぞれの解釈に委ねられる。孫文はこの後に続けて、「ポーランドの民族思想は永遠に存在していたので、ヨーロッパ大戦後には、もとの国家を恢復し、今ではヨーロッパの二、三等国となった。こうみえてくると、中国はユダヤ、インド、ポーランドと比較して、同様に亡国ではあるのだが、なぜ外国では国が亡びても民族主義は亡びるに至らないのに、中国では二度の亡国を経て民族主義が亡んだのか」（「第三講」215頁）と述べているところからみて、安藤訳の方が妥当であると私たちは判断するが、島田訳のような解釈が生じる根本的な原因は孫文自身の叙述に求められるであろう。

排滿的民族主義（「民族①」）にせよ反帝的民族主義（「民族②」）にせよ、いずれについても「失われた」と形容することは孫文の思想の全体構造を却って不明確にしてしまうにもかかわらず、孫文が敢えてこの双方を「失われた」ものとして一括せねばならなかったことは、孫文における切迫した危機意識の充進に注目せずには理解することができない。孫文が頻用する「亡国滅種」という語を想起しよう。分析的にいえば、「亡国」は「民族②」に、また「滅種」は「民族①」に対応する。孫文がこの両者の差異と連続とに自覚的であったことは、「百年後になって、もし我々の人口が増加せず、彼ら

〔帝国主義列強〕の人口が大きく膨らんだならば、彼らは多数でもって少数を征服し、必ずや中国を併呑する。その時には、中国は単に主権を失って亡国となるのみならず、中国人は彼らの民族に同化〔消化〕されて滅種に至るに違いない」（「第一講」196頁）という箇所から明らかである。この箇所も含めて、孫文がいかにしばしば「亡国滅種」の危機を人口の減少というかたちで表象しているかは、『三民主義』講演を読む全ての者が看取するところであろう。蓋し、人口の増減こそは「自然淘汰」の最も見やすい帰結であり（「第二講」197頁）、同時にまた、「科学の開発、医学の発達、衛生の設備」の程度と密接に関連する点では富強な列強とそれ以外とを区別するための尺度でもあるからである（「第一講」194頁）。人口問題は「自然力」と「人為力」との接点なのである。このままだと中国人（漢民族＝「民族①」）の数量は減少の一途を辿り、遂には絶滅に追い込まれてしまうという一種の強迫観念にも似たものが孫文にはあった。これが、『三民主義』講演「民族主義」部分にくどいほど人口問題が言及される理由である。

人口問題は「自然力」と「人為力」とを繋ぐことによって、過去と現在と未来とをも結ぶ。「もし彼ら〔帝国主義列強〕の人口が日ごとに増加し、我々の側が現状のままか、減少でもしようものなら、我が国の歴史を顧みて、漢族が大きくなり、元来は中国の土人であった苗・獠・獠族などが滅亡したように、我々の民族も彼ら〔帝国主義列強〕の人口増加の圧迫を受けて、久しからずして滅亡してしまう。これもまた、火を見るより明らかなことだ」（「第五講」237頁）。もし中国が「国族」（「民族②」）を形成せずして外国勢力の為すがままであったなら、「祖宗の祭祀の絶えた今日の苗・獠などの族の姿は、他日、祖宗の祭祀の絶えた我々

〔「民族①」〕の姿となる」（「第五講」239頁）。未来へと投射されていた筈の反帝的民族主義の課題が、人口問題による屈折を受けてこのように過去と交錯する以上、満洲民族に支配された屈辱の過去までが引照されるのも当然といわねばならない。「かつては満洲人の奴隷であったものが、今では各国人の奴隷となっている。各国人の奴隷となって今受けている苦痛は、かつて受けていたのよりも更に甚だしい。このままの調子で、もし民族主義の回復を図る方策を講じないならば、中国は将来必ずや亡国となるのみならず、滅種ともなってしまう」（「第五講」232頁）。満洲民族による過去の中国支配の記憶が帝国主義列強による現在の侵略と重ね合わされることで、「国族」すなわち「民族②」の創出という未来へ向けての目的の設定が根拠づけられる。中国が逃げ場のない「大禍の瀬戸際」にまで追い詰められているとの危機意識（「第五講」237頁）の下では「亡国」の危機と「滅種」の危機とは連続し、重畳することにならざるを得なかった。それゆえにこそ、この「二つの民族主義」を共に「失われた」ものとして一つにし、その回復を高唱することが有効であると孫文には考えられたのである。

*

これまでの本節の検討から見えてきたものは、起源と性格を異にする二種の「民族主義」の一致を弁証しようとする孫文の強い意思であり、またこの二種の「民族主義」が綾なす複雑に入りくんだ論理構成であった。それは決して、一方の「民族主義」から他方の「民族主義」への移行ないし転換として整理できるもの、或いは整理すべきものではなかった。私たちは『三民主義』講演「民族主義」部分のテキストを、①類型の「民族主義」（排満的民族主義）が主旋律を奏で、その上に②類型の「民族主義」（反帝的民族主義）という対旋律が乗った対位法的

楽曲に擬えたい。この二つの旋律は互いに絡み合い、時に不協和音の激しい軋みを響かせ、また時には協和した美しい和声を響かせながら、一つの作品を織り上げていく——。こうした対位法的な特徴は、次節に検討する論点にも顕著に見出されることとなるのである。

3. 「～人」「～族」「～民族」

本節においても、私たちが注目したい箇所を提示しながら、論点を整理していくことにしよう。まずその一つ——。

- ③中国人は常々、我々は人口が多いから簡単には消滅させられはしない、と自慢している。元朝が中国に入ってきて支配者となった後にも、蒙古民族は中国人を消滅させることができなかつたのみならず、却って中国人に同化された。中国は亡びなかつたばかりか、蒙古人を吸収してしまったのだ。満洲人は中国を征服し、二百六十余年にわたって統治したが、満洲民族も中国人を消滅させることなく、逆に漢族に同化されて漢人へ変わった。現在、多くの満人は漢族の姓を帯びている。学者の中には、このことから、たとえ日本人や白人が中国を征服したとしても、中国人は日本人や白種人を吸収するだけのことだから、中国人は安心してよい、という人も多い。これは、百年後にはアメリカの人口が十億に達し、我々の人口を二倍半も超えてしまうことを、全く知らぬものだ。かつて満洲人が中国民族を征服できなかったのは、彼らが百数十万人に過ぎず、中国人の人口に比べて数量が少なかったからで、中国人に吸収されたのは当然であった。もしアメリカ人が中国を征服したならば、百年後には十人のアメリカ人の中に四人の中国人が混じるばかりで、

中国人はアメリカ人に同化されてしまうだろう。(「第一講」194 - 195頁)

前節に言及した人口問題に関する孫文の危機感のよく表れた箇所であるが、本節で注目したいのはその点ではなく、「～人」「～族」「～民族」という語がここに集中して出現していることである。これらの語はただ単にランダムに選択されたに過ぎないのであろうか。もちろん孫文は研究者ではないのだから、用語の選択にはさほど厳格ではなかったに違いない。ましてこれは講演の筆記であるから、これらの語は何気なく口を衝いて出ただけだったのかも知れない。或いはまた逆に、同一語の反復使用を避けるために、別の語を選択したことも考えられる。いずれにせよ、このテキストに関して、語彙の細かな使い分けを穿鑿するのは無意味ではないか、との疑念には十分に根拠がある。しかし同時に、孫文が全くの恣意でこれらの語を使用したのだと断じることゝも妥当ではあるまい。講演であればこそ、論著の場合のように理論的な反省によって濾過される以前の孫文の原初的な意識なり感覚なりが、却ってそこに露呈される可能性もあろう。仮に、「逆に漢族に同化されて漢人へ変わった〔反為漢族所同化、變成漢人〕」という原文を、「逆に漢人に同化されて漢族へ変わった〔反為漢人所同化、變成漢族〕」と言い換えたならば、語法上はそれでも問題は生じないにせよ、孫文が伝えようとした意味内容とは無視できない差異が生じるであろう。この点、the -s, -ish, -ese, -anなどを付加するだけで「～人」「～族」「～民族」に相当する概念を、それらの意味的差異を区別することなしに表現できる英語などの欧語に比して、東アジアの諸言語においては、これらの語彙の使い分けは、程度の差こそあれ、否応なしに意識されざるを得ないのである¹⁵⁾。私たちはこの③の箇所を手がかりとして、当該テキストにおける「～人」「～

族」「～民族」の使い分けの問題を探っていきたいと思う。

次にもう一箇所——。

④外国人はいつも、中国人はひと握りのバラバラな砂だという。国家観念については、もとより中国人はひと握りのバラバラな砂であって、元来、民族団体をもっていない。しかし、民族団体以外に、別に団体はないのだろうか。前に述べたように、中国には堅固な家族と宗族団体とがあり、家族や宗族に対する中国人の観念はとても深い。例えば、中国人は路上で偶々出会うと、挨拶を交わした後、お名前は何と仰るか尋ねる。そこで、お互いが同宗と知るや、たちまち大変親密になり、たちまち同姓の従兄弟〔伯叔兄弟〕だと認め合う。この種の優れた観念から推し拡げていけば、宗族主義から国族主義へと拡充することができるのだ。失った民族主義を我々が恢復しなければ、団体がなければならぬ。それも、大きな団体がなければならぬ。我々が大きな団体を結成しようとするれば、まず小さな基礎が要る。それらが互いに連絡し合って初めて、上手くいきやすくなるのだ。中国人が利用できる小さな基礎。これこそ宗族団体に他ならない。（「第五講」237 - 238 頁）

これは、「宗族」を基礎とする「国族」の形成という、前節でも言及した孫文の企画の核心を述べた箇所である。孫文のこの企画に漢民族中心主義——しかも、「宗族」結合が顕著な南方の漢民族社会をモデルとした主張——の色彩が濃厚であることは、今更指摘するまでもあるまい。また、この企画の実現可能性がどの程度あったかの評価は、全ての検討が終了した後、に下されるべきものであろう。むしろここで私たちが解明しなければならないのは、そもそも

孫文はなぜ「国族」という語を選択したのかという問題である。いうまでもなく、この講演が行われた当時、既に孫文らは「国民党」を結成していたのであり、「国民」という語は一般に流布していた。孫文自身も『三民主義』講演の中で「国民」という語も用いている。それにもかかわらず、孫文はこの箇所で「国民」ではなく敢えて「国族」を選択したのである¹⁶⁾。孫文はこの語にいったいどのような意味を籠めていたのか。この点を考えようとするれば、問題は上述した「～人」「～族」「～民族」の使い分けと交錯することを避けられない。私たちは、むしろこの両者の交錯から検討の糸口を探ろうと思う。その過程では、多くの語彙を共有するにもかかわらず、「国族」なる語を共有しない日本語との対照は一定の有効性を持つに違いない。

「～人」「～族」「～民族」の使い分けの問題から着手するに当たり、私たちはまず、テキストに出現するこれらの単語の頻度数に注目してみよう。もっとも、本論が対象とするのは極めて限定されたテキストであるから、文脈を捨象した定量的な考察によって言い得ることは多くない。少ない用例に依拠してそこから有意的な頻度差を読み取ること、或いは当該テキストに用例がないからといって直ちにその語が当時一般に未使用であった、もしくはその語が単語として成立しないと結論付けることには、慎重でなければならない。しかし、こうしたことを十分に意識したうえで、私たちは、以下の点については有意的な差異とみなしてよいと考える。第一には「中国人」の使用頻度が130回にのぼり、桁違いに多いことである¹⁷⁾。孫文ら革命派にとって「中国人」という語は「清国人」や「支那人」と違う独特のニュアンスをもって使われていたことを想起する必要があるが、とりわけ孫文の場合には、「中国人」と「外国人」（及び「外人」）を対比するかたちでしばしば立

論することが、「中国人」の使用頻度を（併せて「外国人」の使用頻度をも）高める重要な要因になっている（例えば「第六講」244-248頁）。ところで、「東アジアに長く暮す外国人は、中国人とも日本人とも商売するが……」（「第六講」245頁）という表現にも明らかなように、孫文のいう「外国人」には「日本人」及びアジア地域の人々は含まれない。それは欧米の帝国主義列強諸国の人々のみを念頭に置いた用語なのである。「日本人」及びアジア地域の人々は「中」でないのはもとより、さりとて「外」でもない微妙な位置に置かれているのであって、ここに日本に対する、またアジア地域に対する孫文のアンビヴァレントな意識を垣間見ることができる。第二には、「～人」の汎用性の高さも有意的な差異といつてよからう。「～人」は、国名に対して使うこともできれば（「美国人」など）、国家より広い地域に対して使うことも（「欧洲人」など）、国家より狭い地域に対して使うことも（「香港人」など）可能である。王朝についても使えるし（「金人」）、更には色彩語との結合により、皮膚色に基づく集団の分節をも行ない得る（「白人」など）。これらの点は日本語でも同様ではあるが、漢語の「～人」の造語力は日本語よりも大きい。日本語の場合、色彩語と「人」との結合はかなり限定的であるが（おおむね「白人」「黒人」のみ）、日本語の単語としては成り立ちにくい「白色人」「白種人」「黄人」「黄色人」「棕人」「棕色人」がいずれも当該テキストの中で使用されているのである。「～民族」も種々の形態素と結合するが、「～人」に比べればその使用範囲は限定的である。例えば、「～民族」の「～」は二字以上（すなわち二音節以上）でなければならない。これは、「○民族」という三音節語は単語としての安定性に乏しいとの言語上の理由によるところが大きいと思われる。当該テキストに「漢

族」の用例はあるのに「漢民族」の用例がないのも偶然ではあるまい¹⁸⁾。仮に、「苗族」「漢族」などの語が「苗民族」「漢民族」などから「民」字が脱落して二音節化したに過ぎないならば、「～族」と「～民族」との間に意味の大きな差異はないことになるが、果たして斯く考えてよいかどうか、もう少し立ち入った検討を要する。当該テキストにおける「～族」の用例は「～民族」より更に少ないので断定的なことは述べられないが、用例の少なさというこのこと自体、「～民族」との何らかの差異が「～族」にあることを示唆する。私たちは、「～族」の用例に焦点を絞って考察を進めてみよう。

「～族」の意味を検討する際には、「族」が自立した単語として使用されている例をも参照せねばならない。一般に、日本語の「族」は単語としての自立性が極めて弱く、通常、「～族」もしくは「族～」（これに属する語は「族産」など少数にとどまる）のように他の成分と結合しなければ用いることができないのに対し、漢語の「族」は「人」「民族」と同様、自立した単語としても当該テキストに表われる。例えば「苗獠等族」「苗獠獠獠等族」はそれぞれ「苗、獠などの族」「苗、獠、獠、獠などの族」の意である。こうした自立的用法の「族」は、「民族」に関する記述と「宗族」に関する記述の双方に出現する。まず前者の例を挙げると、孫文は「人種」を皮膚色によって五つに分類したうえで、「更に種に基づいて細分すれば、多くの族〔許多族〕がある。アジアの民族としては蒙古族、巫来族、日本族、満族、漢族がある」という（「第一講」187頁）。「種」を基準とした分類によって「族」が位置づけられる以上、それがエスニックな諸要素によって特徴づけられる集団、すなわち前節の用語でいうところの「民族①」に相当することはいうまでもない。形質的・文化的に他から鮮明に区別される際立

った特性をもつ集団を表す「族」の語感は、前節にも引用した「祖先の血統は……永遠に遺伝されて一族の人民を作り上げる」という一節にも窺われる。ここでの「一族」は明らかに、血の連続性によって輪郭づけられ、排他性を帯びた集団の意を含んでいる。「族」のこうした意味特性は、後者すなわち「宗族」に関する記述にも顕著に看取される。この「宗族」こそは、他姓の「宗族」との間でしばしば「械闘」を惹起する、「団結力の非常に強大」な集団に他ならない（「第一講」185頁）。「宗族」の総数は「一百族」には収まらないにせよ、「どんなに多くとも四百族を超えることはない」（「第五講」238-239頁）という箇所では、名詞「族」が量詞的に使われており、これも日本語には稀な用法である¹⁹⁾。「一百族」「四百族」という表現がいかに「宗族」の排他的凝集性を強調する機能を果たしているかは、試みにこれらを「一百個」「四百個」と言い換えた場合の平板さと比較すれば明らかである。

以上の検討から私たちは、「族」とは、(1) 他と明確に区別される、(2) 際立った輪郭を有する、(3) 抽出可能な特性を持った集団、に対してのみ用いられる呼称であると帰納することができよう。(1)は排他性、(2)は凝集性、(3)は独自性を示す。「民族」「宗族」に関していえば、「民族」「宗族」がいずれも「族」として上記(1)~(3)の性格を共有しているとも考えられるし、逆に、(1)~(3)の性格を有する「族」が或る局面・文脈では「民族」として、また別の或る局面・文脈では「宗族」として現象するとも考えられる。この「族_{zu}」の概念に注目して、「lineageとしての族」と「raceとしての族」との間の意味論的類似性」を指摘したディケッターの主張は卓見であった²⁰⁾。Lineageとしてであれraceとしてであれ、「族」の集団的凝集の心理的・精神的ないし理念的な根拠が血の連続性

の意識に求められている点は共通している。「宗族」と「民族」と — それらの集団の中核をなす、ヨリ基層的な血縁集団として「家族」という「族」もそこに加えるべきであろう — は、現在の私たちが、しかも漢語ではなく日本語として一般に考えるほどには、互いに大きくかけ離れた概念ではなかったに相違ない²¹⁾。「族」のこうした特徴は、「~」+「族」という語構成によっても、当然維持されるとみるべきである。

「~族」の意味内容が明確化されることによって、それと「~人」との差異を説明する手ばかりも得られる。当該テキストのうち「~人」と「~族」との双方の用例がある四つのユニット、すなわち「満人」「満洲人」／「満族」、「蒙古人」／「蒙古族」、「日本人」／「日本族」、「漢人」／「漢族」について検討を加えよう。例えば、「満人」「漢人」が集中して表われる次の箇所をみよ。「……それで史可法は満人に反対したかったのだが、彼に賛成する人数は甚だ少なく、やはり満人に抵抗することができなかつた。全国の人が皆なこぞって満人を歓迎したので、満人は中国で皇帝の地位を安穩に保持し得た〔得做中国安穩皇帝〕のである。この当時、漢人は単に満人を歓迎したばかりではなく、その旗下に身を投じ、満人に帰化させた。そのために、いわゆる「漢軍旗」があったのである」（「第三講」216-217頁）。この箇所の「満人」「漢人」を「満族」「漢族」に置き換えたならば、文意は大きく変わってしまうに違いない。孫文はこの直前の部分で、中国に侵入した「満洲人」の数は少なかったものの、「中国の大多数の_人」は「民族主義」を重視しなかつたがためにその侵入を許してしまったと述べており（「第三講」216頁）、一貫して個々人の属性に注目してこの文脈を構成しようとしているのだからである。別の箇所で孫文が、一方で「蒙古人は水と草とを逐って住み、遊牧で生活する。

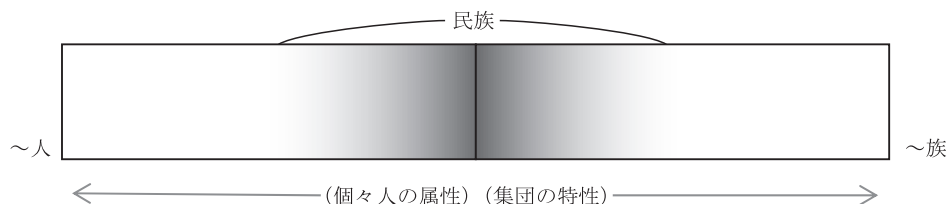
水と草のあるところ何処でも遊牧し、何処にでも居を移す」といいながら、他方、その直後に「蒙古族が最も強盛な時には、元朝の兵力は、西のかた中央アジア、アラビア及びヨーロッパの一部を征服し、東のかた中国を征服して日本にも迫り、殆どユーラシアを統一せんとした」というのも恣意ではない（「第一講」187頁）。孫文は「～人」には個々人の属性を割り当て、「～族」には集団の特性を割り当てているのである。もちろん実際には、文脈上この両者が判然と区別できないほどに接近することはあり得る。その場合、両者の接点付近の領域が「～民族」と呼称されるのである。例えば、既引の箇所であるが、一方で「アジアの民族」として「蒙古族」「巫来族」などを列挙しつつ、他方で「中国の民族」として——ただし「そこに混じっている外来の者」という位置づけで——「蒙古人」「満洲人」などを列挙している点に注意しよう。このことは、漢語の「～民族」という語が、「～人」（個々人の属性）と「～族」（集団の特性）双方の意味の一部を内包し得ることを示す。ただし、「～民族」の使用可能な範囲は流動的であって、その境界は不確定である。以上のことを図示すれば〔図Ⅱ〕のようになるであろう。

論じてここに至れば、本節冒頭に引用した資料③における「～人」「～族」「～民族」の使い分けが単なる恣意によるのでないことも推測できる。「逆に漢族に同化されて漢人になった」という孫文の原文を「逆に漢人に同化されて漢族になった」と置き換えられないのは、仮に

斯く変更したならば、集団の特性から個々人の属性へと展開する孫文の記述の意図に反し、そのベクトルを逆転させてしまうからに他ならない。

しかし、ここになお一つの疑問が残されている。「満人」「満洲人」／「満族」、「蒙古人」／「蒙古族」、「漢人」／「漢族」のそれぞれのユニットの各単語については、いずれも日本語の単語としてみた場合にも特段の違和感がないのに²²⁾、なぜ「日本人」／「日本族」のユニットについては、「日本族」が日本語の単語として不成立なのか、という点である。このことを考える場合に参考になるのは井上紘一と松原正毅の発言である。井上は大略次のようにいう、——「中国語の「族」は一切の差別や例外を伴うことなしに、あらゆるエトノス集団に適用が可能」なのに対し、日本語では「日本民族と言うけれども日本族とは言」わない。「日本語の表現が差別を内包することは紛れもない事実」である——と。これを受けて松原は、日本語の「族」の使用にあたっては、かなり強い集団的なまとまりが一つの前提になっている」のであり、「そうした規則が、ある面で差別的なひびきをもたらす」のではないかと発言している²³⁾。日本語の「～族」にしばしば貶義が伴うこと、その「前提」に「強い集団的なまとまり」への注視があることは、ここに指摘される通りであるが、そうした「強い集団的なまとまり」という語感自体は決して日本語の「～族」にのみ表われる特徴ではない。本論が述べたよ

〔図Ⅱ〕



うに、「～族」が凝集性の強い集団に対して与えられる呼称である点は漢語でも同様である。とすれば、問題はむしろ、等しく集団的凝集性に着目した表現であるにもかかわらず、日本語の「～族」と漢語の「～族」とで貶義の表われ方に顕著な差異が見出されるのはなぜか、というかたちで提起されねばなるまい。

松原正毅は、「中国の場合は、「族」と「人」の使い方が日本と反対になっていて、何々族と言っているほうが、われわれが使っている民族という意味で、何々人と言っているのは、まだ民族とまでは認定されないというか、集団としても小さい。「族」になる候補の前段階として、「人」というのを使うのだという²⁴⁾。しかし、松原のこの発言は、少なくとも『三民主義』講演「民族主義」部分における「～人」「～族」「～民族」の用例によっては支持されないように思われる。もちろん松原は孫文の当時における用語法を念頭に置いて発言しているわけではないけれども、現代漢語の標準的な用語法としても、松原説の妥当性には疑問の余地がある。例えば「苗族」と「苗人」、「蒙古族」と「蒙古人」のように、「～族」と「～人」双方と結合する形態素もあるのであって、そのような場合に後者を前者の「前段階」とみるよりは、本論が論じた如き両者の質的な差異、つまり前者が集団の特性に重点を置いた呼称であるのに対し、後者が個人属性に重点を置いた呼称である点に注意を払うべきではないか。このことが結果的に、前者に対して「集団としての」強い凝集性を特徴づけるのである。このことは、「～」+「族」という語構成を有する語群が、例えば「～」+「人」という語構成の語群と比較して、かかる語構成をとることによる何らかの観念的上昇を惹起する可能性を示唆する。

「～」+「族」という語構成に起因する観念的上昇について検討する場合には、ミハエル＝

ラックナーの見解が参考になるであろう。「民族 *minzu*」は「民」+「族」という語構成をとることによって、単なる「民の集まり」ではなく、「皇族」や「貴族」と対置される「人民の標識 *Bezeichnung des Volkes*」として機能する。ラックナーのいう「社会的な、及びエスニックな諸内包 *soziale und ethnische Konnotationen*」の増加は「族」の集団的凝集性によってもたらされるのである²⁵⁾。とすれば、同様の効果は「皇族」や「貴族」についても生じ得るに違いない。例えば「貴」+「族」→「貴族」を「貴」+「人」→「貴人」と比較するならば、前者の語構成に観念的上昇を認めることができる。蓋し「貴族」なる語が意味するところは、単なる「貴い人たち」という以上の、社会的集団としての凝集性と排他性とにあるのであるから。

当該テキストにおける「～族」の用例も、「家族」「異族」など一般性の高い語をも含めて、やはり集団としての凝集性の強さに表現の重点を置いた語群であるといえる。「蒙古族」「巫来族」「満族」などの語は、いずれも「～」の部分はそのままで、「族」を「人」に替えることによって個人属性に重点を置いた表現に転換することができる。「蒙古族」→「蒙古人」、「巫来族」→「巫来人」、「満族」→「満人」などのように。しかし、逆に「～人」についてはその全てが「～族」に転換できるわけではない。例えば、当該テキストに表われる語でいえば、「阿剌伯人」「猶太人」「西藏人」「斯拉夫人」「突厥人」などに対応する「阿剌伯族」「猶太族」「西藏族」「斯拉夫族」「突厥族」などは成立するが、「香港人」「菲律賓人」「美国人」「意大利人」などに対応する「香港族」「菲律賓族」「美国族」「意大利族」などは成立しない。こうした違いが起こるのはおそらく「～」の部分における地理的領域性の度合と関連すると思われる。上記の諸例は、「～」の部分の地理的領域

性の度合いが高いほど「族」とは結合しにくくなる傾向を示唆する。一般に、「～」+「族」という語構成が「社会的な、及びエスニックな諸内包」の増加をもたらすとすれば、「苗」「獠」或いは「阿剌伯」「斯拉夫」などと「族」との結合が容易なのは当然である。「蒙古」「西藏」などは、もとより一面では地理的領域とも考え得るけれども、それが「族」と結合する場合には、単に「蒙古／西藏（地域の）」というだけにはとどまらない、特定の「社会的な、及びエスニックな」表象が加わっていることが看取される²⁶⁾。もちろん、地理的領域の共有は通常、そこに生まれ育ち、或いは継続的に居住した個々人の属性にも一定程度の共通性を賦与するから、「香港人」「菲律賓人」などと一括される集団に対しても私たちはその構成員の間に一定の共通性が存することを看取することができる。しかし、それはあくまで結果としてそうした共通性が生じるということに過ぎない。「香港／菲律賓…（の）」+「人」の「社会的な、及びエスニックな」背景すなわち彼らが所属する（第一次的な）「民族①」は多様なのであって、むしろそうした「社会的な、及びエスニックな」要素の極小化によってこそ「香港人」「菲律賓人」などの統一的な表象或いはアイデンティティは第二次的に形成されるとみるべきである。

「香港人」の他、例えば「広東人」「北京人」「福建人」などは、「～」の部分国家より小さい範囲の地理的領域に関する場合であるが、「菲律賓人」「美国人」「意大利人」など「～」の部分の地理的領域性が領域国家の呼称と接近もしくは共通する例においても、「蒙古」「西藏」などの場合とはむしろ対照的に、「～」の部分の地理的領域性は通常「社会的な、及びエスニックな」要素の充進を抑制する方向で機能するため、これらの語も「～族」という語構成

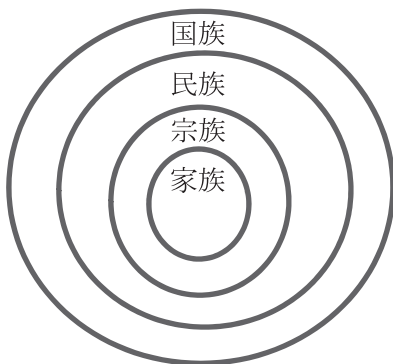
に不適合である。なお、現在の中華人民共和国においては一般に、「維吾爾族」「朝鮮族」「俄羅斯族」などは、国外の「維吾爾人」「朝鮮人」「俄羅斯人」を除外して国内の少数民族集団（「民族①」）のみを指すが、この用法にも漢語の「族」に独特の集団的凝集性が看取される。等しく集団的凝集性といっても、この点で、漢語と日本語とは異なる。すなわち、「ドイツ族」「フランス族」「アメリカ族」「イタリア族」「フィリピン族」などがいずれも日本語の単語として成り立たないのは、漢語の場合と同様、ドイツ、フランス……の領域国家としての性質と「社会的な、及びエスニックな諸内包」を充進させる「族」とが衝突するからであるが、日本語の「～族」は基本的には他称——自らとは区別される凝集性の強い他者の集団への呼称——にしかならないのである。（自らの属する集団を「～族」と呼ぶ場合は諧謔の表現とみるべきである。）「～族」という呼称が日本語において一般に貶義を伴うのはこのためである。要するに漢語の「～族」は外を排除した内を表現するのに用いることができるのに対し、日本語の「～族」は内を排除した外を表現する場合のみ用いられる。日本語の「～族」は自らを含まず、漢語の「～族」は自らの属する領域国家の外部を含まない。「日本族」が漢語としては成立するのに、日本語としては成立しないのは、こうした両者の「族」の用語法の違いに基づく。

孫文が敢えて「国族」を「国民」から区別して導入したのは、外部を排除して内部へ凝集しようとする漢語の「族」の語義を活かし、「家族」-「宗族」という凝集性の強い「族」の延長線上に「国」をも「族」として位置付けようとする意図からに他ならなかった。「国族」は「民族②」であるが、それが同じ「族」である限り、「民族①」とも対立しない筈である。これを「国民」としてしまったのでは、「家族」-

「宗族」-「民族」からの連続性が十分に表現できない。それどころか、近代の国家概念を前提とする限り、「家族」「宗族」「民族①」との対立面が却って強調されかねない。それでは孫文の意図は達成されないのである。孫文が「バラバラな砂」の「セメント」化（『三民主義』講演「民権主義」第二講）のために用いようとしたのは「家族」-「宗族」という「族」の凝集性だったのであり、彼のこの思想を可能ならしめたのは漢語の「民族」が「民族①」と「民族②」との両面性をもつことであつた。「民族」というフィルターを通すことによって初めて、「家族」-「宗族」はスムーズに「国族」に連続する。以上のことを図示すれば〔図Ⅲ〕のようになるであろう。

この同心円モデルにおいては、ちょうど磁石に鉄砂が引き寄せられるように、中心に向かって強い磁力（凝集力）が働くことが期待されている。逆にいえば、そのようなかたちで凝集され「セメント」化された国家構成員であつてこそ「国族」の名に値するのである。孫文のこのモデルが果たして彼が意図したように機能するかどうかは、畢竟、「民族」のフィルターが作動して、その内側（「家族」-「宗族」）とその外側（「国族」）とを連続せしめられるか否か、更に突き詰めていえば、前節に検討した「民族①」=「民族②」の等式が成立するか否かにかか

〔図Ⅲ〕



っている。

確かに「家族」「宗族」「民族」も「国族」も、それが「族」である限り一定の共通性をもつ。「家族」「宗族」「民族」がそれぞれ「族」の或る局面、或る状況における現象形態とみなし得るとすれば、同様に「国族」もまたその一種の現象形態とみなせない筈はなかろう。しかし、「家」「宗」「民」と「族」とが自然に結合したからといて、領域国家としての意味をもつ「国」と「族」とが同様の自然さで結合し得るとは限らない。もし「国」と「族」とを結合せしめたならば、その結果として成立する集団「国族」は、「族」の有する強い集団的凝集力に牽引されて「民族①」とはなつても「民族②」とはならないのではないか。前節にみたように、危機意識の亢進が「民族①」と「民族②」の同一性の弁証を促進した側面はあるものの、「民族①」と「民族②」とはそのベクトルの向きが基本的には反対であつたことを想起せよ。このことを本節の用語で言い換えれば、「民族①」が「社会的な、及びエスニックな諸内包」を増加する — 従つてその外延は減少する — 方向性をもつものに対して、「民族②」は逆に、かかる「諸内包」を減少する — 従つてその外延は増加する — 方向性をもつということだ。そして実際、当該テキストの「～族」の中に、「民族②」を意味し得る語彙を、「国族」以外に見出すことはできないのである。

革命派の機関誌『民報』第一号巻頭には「世界第一共和国建国者ワシントン」と共に「中国民族開国の始祖」として「世界第一の民族主義大偉人黄帝」の肖像が掲げられた。もし、国家構成員の全てが同一の血統によって結ばれた一大家族であると観念する国家観を家族国家観と呼ぶとすれば、四億人に垂んとする「民族」が一つの「家族」だとする思想こそ、壮大な家族国家観以外の何ものでもない。しかし、そのよ

うなかたちで凝集された「民族」は事実上、漢民族＝「民族①」であった。それを「中国民族」「中華民族」と言い換えたところで、その始祖たる黄帝が満洲民族の「駆除」の象徴として採用された過去を消すことはできない。畢竟、国家構成員の全てが漢民族という「民族①」になること（同化！）によってしか、「国族」＝「民族②」は形成することができない構造に、孫文の「民族主義」はなっているのである。しかし、「民族①」となってしまった「国族」はもはや「民族②」とはかけ離れたものであるに違いない。確かに、性格を異にする「民族①」と「民族②」とが「民族」という同一の語で表現されることは同心円モデルの構築に有利に作用したが、実際には「民族①」と「民族②」との溝を埋めることは困難であった。〔図2〕を想起してみよう。そこでの「民族」は要するに「民族①」を指すものに他ならなかった。そこに「民族②」＝「国族」を容れる余地はなかったのである。「ワシントン」と「黄帝」との距離はそれほど遠かったというべきか。

4. 結語

辛亥革命の思想の中には、中国の伝統的な易姓革命の側面と revolution としての革命の側面とが共在している。後者の目的が体制の革新なのに対して、前者の目的は伝統の恢復である。本来全く方向を異にするこの二つの革命観念は、清朝の打倒という一点において結びついていた。しかし、清朝の打倒が実現した後には、本来全く方向を異にする二つの「民族」概念が残されたのである。ここにおいて孫文は、「民族主義」を再構築する必要に迫られた。『三民主義』講演「民族主義」部分はその一つの回答であった。それが孫文自身の欲したとおりの仕上がりであったとは到底思われぬ。課題の困難さはもと

より、孫文が「自序」に記すような当時の困難な政治状況と、そして何より彼自身の肉体的な不調とは、納得のいくだけの十分な準備を彼に許さなかったのである。このことを考えるならば、その記述がまとまりを欠き、齟齬を含む点を責めるのは酷薄に過ぎよう。むしろ私たちは、その矛盾や齟齬と思われるものの中にこそ、中国の厳しい現実と直面し、それと格闘した孫文の思想史的に重要な意義を認めるべきである。蓋し、政治思想の真の偉大さは、達成された成果によってよりも、その達成されざる課題を鮮明に映し出すことによって測られるのであるから。

〔注〕

- 1) Benjamin Akzin, *State and Nation*. Hutchinson University Library, London, 1964. pp.7-10.
- 2) 孫文は「民族主義」に裏付けられた「世界主義」を、かかる帝国主義的「世界主義」から区別してもいる（例えば「第四講」226頁）。しかし、本論ではこの側面には立ち入らない。孫文の「世界主義」全般についての詳細な検討としては、桑兵「世界主義と民族主義—孫中山対新文化派の反応」『近代史研究』2003年第2期参照。
- 3) ①類型の「民族」が斯く②類型のそれから区別され得るものであることが、①類型の「民族」に対する非政治的な学術研究（民族学 Ethnology）の領域を確保し得る根拠である。しかし、歴史的にも理論的にも、①類型の「民族」と②類型の「民族」との関係は容易に錯綜する。エスニック集団（①類型の「民族」）に対する学術研究は②類型の「民族」に対する意識（②類型の「民族主義」）の亢進を重要な契機として発生した。また、政治権力が「民族政策」の実施に当たって民族学者を動員するならば、両者の関係は更に交錯することを避け難い。1930年代以降の中華民国、中華人民共和国における「民族識別政策」はその典型的な事例といえる。今日に至るまで「民族学」の学術的な自立性に根強い疑問が投げかけられ続けている原因はここに存する。

- 4) テリアン=ド=ラクペリーに帰される漢民族西方起源説 (Terrien de Lacouperie, *Western Origin of the Early Chinese Civilisation from 2300 BC. to 200 AD.* 1894) の詳細とその日中での流伝状況に関しては、李帆「清季中国人種、文明西來說研究 — 以法国漢學者拉克伯里 (Terrien de Lacouperie) 学説進入中国為例」『文化視野下的近代中国』中国信媒大学出版社 (2009年)、孫江「拉克伯里“中国文明西來說”在東亞的傳布与文本之比較」『歴史研究』2010年第1期、の参照を求めるとどめる。自民族の起源を西方に置く説は19世紀末の日本でも流通しており、「劣等感や絶望感に押しつぶされた人間がつくりだす幻想であった」。小熊英二『単一民族神話の起源 — <日本人>の自画像の系譜』新曜社 (1995年) 172 - 185頁。
- 5) 漢民族西方起源説と黄帝神話との関係については、沈松橋「我以我血薦軒轅 — 黄帝神話与晚清的国族建構」『台湾社会研究季刊』28 (1997年) 35頁以下、孫隆基「清季民族主義与黄帝崇拜之發明」『歴史研究』2000年第3期77 - 79頁、石川禎浩「20世紀初年中国留日学生“黄帝”之再造 — 排滿、肖像、西方起源論」『清史研究』2005年第4期56 - 59頁などを参照。
- 6) ナショナリズムを political nationalism (もしくは civic nationalism) と cultural nationalism とに類型化したジョン=ハッチンソンの立場 (John Hutchinson, *The Dynamics of Cultural Nationalism.* 1987) を引照しつつ、フランク=ディケッターが中国のナショナリズムを分析するに当たって racial nationalism を類型として付け加えたのも、このことと関連するであろう。Frank Dikötter, Culture, “Race” and Nation: The Formation of National Identity in Twentieth Century China. *Journal of International Affairs.* 49-2. 1996. pp.591ff.
- 7) 例えば、竹沢泰子編『人種概念の普遍性を問う — 西洋のパラダイムを超えて』人文書院 (2005年) 所収の諸論考を参照せよ。念のためにいえば、「人種」概念が自然科学的な術語としてはたとえ無効を宣告されようとも、そのことによって直ちに社会全般におけるこの語の流通が、またこの語に付着した種々の表象が、効力を失うわけではない。
- 8) 日本で生成した「民族」という語が19世紀末から20世紀初めにかけて、梁啓超らの手で中国に移入されたとするのが通説とってよからう。韓錦春、李毅夫「漢文“民族”一詞の出現及其初期使用情況」『民族研究』1984年第2期40 - 41頁。日本において「民族」という語は1890年前後から「国民」と区別される意味を荷って用いられていた。安田浩「近代日本における「民族」觀念の形成 — 国民・臣民・民族」『季刊 思想と現代』31 (1992年) 66-71頁。もっとも、近年、用例検索が格段に進んだ結果、「民族」なる語が中国の古典の語彙の中にも見出されることが確認されている。例えば、郝時遠「中文“民族”一詞源流考辨」『民族研究』2004年第6期62 - 64頁。しかし、その場合にも、使用頻度の急激な上昇や語の普及が、日本の「民族主義」思潮の流入や翻訳の輸入を抜きにしては考えられない点は承認されている。同68-69頁、また、方維規「論近代思想史上的「民族」、「Nation」与「中国」」『二十一世紀』70 (2002年) 34頁。「民族」は、千葉謙悟のいう「回帰語」— 漢語の語彙であったものが日本語に「借用されそこでの使用と意味変化を経た後、その新しい意味を伴って」漢語に「導入された語彙」— に分類されよう。千葉「東西言語文化交流からの翻訳語分類」『中国語における東西言語文化交流 — 近代翻訳語の創造と伝播』三省堂 (2010年) 47頁。なお、「～民族」「～族」という呼称が成立する以前においては、漢民族以外のエスニック集団の総称は「胡 (人)」「夷 (人)」「蛮 (人)」などであり、「種人」もほぼ同義であろう。個々の集団名は国名と区別されることなく、各王朝の正史の諸夷伝や『職貢図』に記載されている。図像を伴うものとしては、清朝雲南の総計90種にのぼるエスニック集団の様態を生き生きと描いた『滇省夷人図説』が注目される。竹村卓二「校注『滇省夷人図説』抄」国分直一博士古稀記念論集『日本民族文化とその周辺 歴史・民族篇』新日本教育図書 (1980年) 参照。そこではそれぞれのエスニック集団は「儂人」「獠人」「蒲蛮」「普岔」「水白彝」……のように多様に呼称されている。この他、19世紀雲南におけるエスニック集団を図像として描き出した同種の資料については、武内房司『《民族図説》の成立とその時代 — 九世紀初、伯麟『雲南種人図説』に見るシブソパンナーの辺疆風景』『中国の民族表象 — 南部諸地域の人類学・歴史学的研究』風響社

- (2005年) 参照。エスニック集団を「～族」と呼称した早い時期の例としては、太平天国の文献が知られている。彭英明「關於我国民族概念歴史的初步考察 — 兼談対斯大林民族定義的辯証理解」『民族研究』1985年第2期8頁。
- 9) デイケッターはかかる「華夏」共同体を *imagined biological group* と称している。Frank Dikötter, *ibid.* p.514. ベネディクト＝アンダーソンのいう「想像の共同体」とは、「出版資本主義」の発展と歩調を合わせて生成する近代的なネーションを特徴づける概念であるが(アンダーソン〔白石隆、白石さや訳〕『定本 想像の共同体 — ナショナリズムの起源と流行』書籍工房早山(2007年〔初訳1987年〕)、原著: Benedict Anderson, *Imagined Communities: Reflections on Origin and Spread of Nationalism*. first edition, 1983)、既に北宋時代に出版技術の革新を経験し、明代には出版業の隆盛をみた中国においては、「想像の共同体」が構想される可能性も早くから生じていたといえるかも知れない。なお、会党による象徴の操作としては明の太祖(朱元璋)の肖像の活用や、桃園起義の儀礼化など(中野達編『中国預言書伝本集成』勉誠出版(2001年)所載の各種預言書に表われた様々な表象も参照せよ)、神話の創造としては例えば平山周『支那革命党及秘密結社』(1911年)に紹介された洪門起源説話などを想起せよ。彼らは旧くは宗教的信条を紐帯として結集した宗教結社を母体とし、その教義は宝巻の伝布と説唱によって普及した。それを可能ならしめた出版技術の発達と水運業を始めとする流通の活性化は、少なくとも一定程度までの、非エリート階層の社会的地位の上昇を前提とする。
- 10) 孫文の著述における「帝国主義」なる語の初出は1904年「在旧金山的演説」(第一巻所収)にまで遡る。呂芳上『革命之再起 — 中国国民党改組前対新思潮の回応(一九一四～一九二四)』中央研究院近代史研究所(1989年)131頁。海外での滞在経験が豊富な孫文は、遅くとも20世紀初頭には帝国主義とそれへの対抗について一定の知識をもつに至っていた。「四綱」の中に「創立民国」掲げるのも、近代国家において主体となる「国民」=「国族」についての認識の深まり抜きには考えられない。ただし、彼の「民族主義」の中でそれが特に重要な部分となるのは、やはり第一次世界大戦の勃発(1914年)からロシア革命(1917年)、パリ講和会議(1919年)と続く一連の国際情勢の激動を経てからであったとみるべきである。
- 11) 藤井昇三「孫文の民族主義」『孫文と毛沢東の遺産』研文出版(1992年)55頁。朱泫源は「族国主義」から「国族主義」への転換として孫文の「民族主義」を捉える。朱「從族国到国族 — 清末民初革命派的民族主義」『思与言』30-2(1992年)35-38頁、同「再論孫中山的民族主義」『中央研究院近代史研究所集刊』22上(1993年)353-356頁。
- 12) 藤井昇三前掲論文55頁。国防研究院刊『国父全書』所収のテキストには一箇所、「我中華民族」という用例が見出されるが(191頁)、中華書局刊のテキストではその箇所が「我々民族」となっている(「第二講」197頁)。
- 13) 実は、「在中國国民党本部特設駐粵辦事处的演説」においても、孫文は、各種族が「アメリカに同化した」結果としての「アメリカ民族」を「新しい民族」と呼ぶのに対し、中国に関しては、「我に同化する」ことによって他民族を「我々が国家建設を組織する機会に加入させる」という表現を用いて区別している。ここでの「我」「我々」が漢民族を指すことは明らかである。アメリカをモデルにするとはいいながら、アメリカの場合と中国の場合とに相違を設けているわけである。
- 14) 安藤彦太郎訳は岩波文庫の『三民主義(上)』1957年65頁、島田慶次訳は中央公論社刊の『孫文 毛沢東』(『世界の名著』)1980年118頁。なお、第二次世界大戦後におけるもう一種類の日本語訳である山口一郎訳は、安藤訳に近い。河出書房新社刊の『孫文 毛沢東』(『世界大思想全集』)1961年33頁。フランク＝プライスの英訳はこの箇所を、*Or consider India, also a conquered nation, whose national spirit has not been immediately destroyed by alien conquest as China's was.* と簡明に処理しているが、これも安藤訳に近い理解といえる。Frank W. Price tr., *San min chu i: The Three Principles of the People*. first printed in 1927. p.42.
- 15) この点に関する同様な指摘は、井上絃一・内堀基光・川田順造・黒田悦子・松原正毅(共同討議)「民族学からみた民族」『民族とは何か』(『民族の世界史』1)山川出版社(1991年)205-206頁、内堀基光の発言にみえる。なお、プライスの英訳では孫文の原文の引用箇所付近

- は、The Manchus subjected China and ruled over her for more than two hundred sixty years: they not only did not wipe out the Chinese race but were, on the contrary, absorbed by them, becoming fully Chinese. と処理されている。Frank. W. Price, tr., *ibid.* p.14.
- 16) 「国族」なる語そのものは孫文の造語ではないようである。沈松僑の指摘によれば、張君勱「穆勒約翰議院政治論」(1906年)の用例が「先声」である。沈「振大漢之天声—民族英雄系譜与晚清的国族想像」『中央研究院近代史研究所集刊』33(2000年)82頁、注1。郝時遠前掲論文62頁に列挙された古典の中の「~族」の用例36個の中には「国族」も含まれるが、本論では古典の用例にまで検討を及ぼす必要はないであろう。
- 17) 「~人」の使用頻度の第二位は「外国人」59回、第三位は「英国人」20回である。因みに「日本人」は18回、「漢人」「白人」は12回、「漢族」は5回、「中国民族」は12回の頻度である。
- 18) 「〇民族」が成立しにくいのは漢語も日本語も共通であって、「苗民族」「満民族」などは日本語でも成立しない。いずれにおいても「漢民族」は例外的に成立するのであるが、漢語における「漢民族」の使用頻度は高くない。『漢語大詞典』(第6冊49頁)は「漢民族」を立項するが、「即漢族。参見“漢族”。」と述べるにとどめている。また、小野川秀美編『民報索引』京都大学人文科学研究所(1970-1972年)に徴すれば、革命派の機関誌『民報』における「漢人」の用例は「漢人革命」などの熟語を含めて計222回、「漢族」の用例はやはり「漢族自治」などの熟語を含めて98回に上るにもかかわらず(他に、「漢民」の用例が14回)、「漢民族」は全く表われない。孫文、毛沢東の著述で「漢民族」は用いられないようである。
- 19) 漢語では、孫文も引用するように既に『尚書』に「九族」という用例がある(「第五講」239頁)が、日本語において「族」と直接結合する数詞は「一」にほぼ限定される。
- 20) Frank Dikötter, *ibid.*, p.596. “Zu as lineage”が「宗族」に、また“zu as race”が「民族」に、それぞれ対応することはいうまでもあるまい。Lineageとしてのzuとraceとしてのzuとの中間にtribeとしてのzuを想定することも許されるであろう。
- 21) このことを本論とは別の視点から、「聯宗」のネットワークに注目して論じたものとして、山田賢「「宗族」から「民族」へ—近代中国における「国民国家」と忠誠のゆくえ」『国民国家の比較史』有志舎(2010年)がある。
- 22) ただし、「満人」「漢人」など「〇人」という語構成の単語には、日本語の場合、しばしば強い貶義を伴う点は注意を要する。「~人」における「~」の部分が二音節以上であれば(例えば「印度人」「英国人」など)、通常、こうした貶義は表われない。「朝鮮人」「支那人」などの語に伴う貶義は、「朝鮮」「支那」などの成分それ自体に由来するものであり、ここでの議論とは一応区別すべきである。もっとも、この場合にも、「朝鮮人」より「鮮人」の方が一層、貶義が充進する点が目される。かかる現象が発生する原因は不明であるが、おそらく日本語で「〇人」と表現すると、本来の「~人」の「~」の部分を一字に省略したぞんざいな、或いは隠語的なニュアンスが出てしまうのではなかろうか。漢語としては成立する「日人」という表現に対して日本人が感じる違和感もここに由来するのであろう。
- 23) 井上紘一他前掲(共同討議)201-202頁。同じ箇所では松原が指摘するように、「~族」としてどの語が成立し、どの語が成立しないかは「心理的な抵抗感にもとづいている」ものだけに、個人による偏差が大きく、そこから一般的な結論を帰納するのは難しい。例えば、「アメリカ族」「フランス族」が不成立なのは松原の指摘する通りであるが(そのこと理由づけについては後述)、彼が成立するという「アメリカ民族」「フランス民族」にも筆者は不自然さを感じる。
- 24) 井上紘一他前掲(共同討議)186頁。この松原の発言に対しては、民族学の側からも、また近年研究が進んでいる漢語の比較言語文化的研究の側からも、特にこれまでのところ反応は出ていないように思われる。
- 25) Michael Lackner, Anmerkungen zur historischen Semantik von *China, Nation und chinesischer Nation* in modernen Chinesisch. In , *Kulturelle Grenzbeziehungen in Spiegel der Literaturen: Nationalismus, Regionalismus, Fundamentalismus*. (hrsg. von H. Turk, B. Schlitz und R. Simanowski) Wallstein

Verlag, Göttingen. 1998. S. 333.

26) 言うまでもなく、たとえ蒙古／西藏に生まれ育ったとしても、そのことによって例えば「漢族」が「蒙古族」／「西藏族」に変わるわけではない。そこに更に「社会的な、及びエスニックな」要素が付け加わらなければ、そういう転換は可能とはならないのである。ただし、実際には多民族が併存し、かつそれらの間で言語や風俗習慣などが共有されているような地理的領域においては、一人で複数のエスニック・アイデンティティを保持している（或いは保持し得る）環境が成立することがある。瀬川昌久が紹

介している漢族（客家）とショオ（畬）族との間のエスニック・バウンダリーの交錯などはその典型といえる。瀬川「客家語と客家のエスニック・バウンダリーについての再考」『民族の移動と文化の動態 — 中国周縁地域の歴史と現在』風響社（2003年）、同「少数民族籍客家 — エスニック・グループの自明性と曖昧性」『客家の創生と再創生 — 歴史と空間からの総合的再検討』風響社（2012年）など参照。しかし、ここではこうした可能性は一応、除外したうえで議論を進めている。

＜研究ノート＞

大学における「生涯学習」教育の実践： 専修大学文学部における今後のカリキュラム改革に向けて

荻原 幸子・野口 武悟

1. はじめに

大学におけるカリキュラム編成は、大学設置基準による卒業単位数や授業科目の種別等の緩やかな制限以外には、各大学の独自性を発揮することが許容されており、どのような科目を設定するか、どの学年に配当するか、必修・選択のいずれにするかなどは、各学部、学科の教育の担い手である教員等に委ねられている¹⁾。従って、少なくとも教員は、各学問領域の専門家として、常に先々の方向を見据えつつ、施設・設備等の学習環境の範囲内で、より効果的な教育のあり方を追究し、カリキュラム改革を実施する立場にあるといえる。

専修大学文学部は2010年の学部改組により、新たに人文・ジャーナリズム学科を開設した。同学科は、東西文化、生涯学習、ジャーナリズムの3コースより編成されており、学生は2年次より各コースに所属する。本稿は、同学科に所属する教員らがその責務として、新たに設置された「生涯学習コース」における今後のカリキュラム改革の方向性を追究するために行った情報収集の成果の一端を表すものである。

以下、2章では大学における「生涯学習」教育の全国的な動向を明らかにし、3章で専修大学人文・ジャーナリズム学科生涯学習コースのカリキュラムの状況を提示する。続く4章では専修大学と同様に私立大学であり、かつ、「生

涯学習」を冠する学科を設置する、常葉大学教育学部生涯学習学科のカリキュラムの概要を表す。最後に5章では、このような広い視野での状況把握が、今後のカリキュラム改革にとって有意義であることを指摘する。

2. 全国の大学における「生涯学習」に関する専門学科・専攻・コースの開設状況と特徴

『平成25年度全国大学一覧』に拠ると、2013年度時点で、「生涯学習」（または「社会教育」）に関する専門学科・専攻・コースを設ける大学は、25大学（国立大学16校、公立大学0校、私立大学9校）であった（表1²⁾。このなかには、専修大学文学部人文・ジャーナリズム学科生涯学習コースも含まれる。なお、学科・専攻・コースのなかの講座や、研究室の1つとして「生涯学習」を専門とするものを設けるところは、前述の25大学以外にも存在する（例えば、東北大学教育学部や東京大学教育学部など）。

25大学のうちのほとんどが、教育学部のなかに学科・専攻・コースを設けている。とりわけ、国立大学では、16校のうち名古屋大学を除く15校すべてが1980年代後半から1990年代に開設された「ゼロ免課程」と呼ばれる形態をとっている。これは、少子化に伴う教員需要の減少によって、教員養成課程を主体とした教育

学部を改組して開設したもので、教員養成を目的としない（教員免許の取得を卒業要件にしない＝「ゼロ免」）学科である。当初は、社会や学生のニーズに基づくというよりも、教育学部の現有教員の配置転換のために設けられたような側面が強かった。この「ゼロ免課程」としては、「生涯学習」に関するもの以外にも、社会福祉や環境教育など、多様な学科が全国の国立大学教育学部に開設された。しかし、2000年代の半ばになると、団塊世代の教員の大量退職と、それに伴う教員需要の増大によって、再び、教員養成に特化した教育学部へ改組する動きが見られ、「ゼロ免課程」は減少し始めている。例えば、埼玉大学教育学部では、2006年度に「生涯学習」と「人間発達科学」の2学科を募集停止とし、教員養成に特化している。文部科学省も「ゼロ免課程」廃止を各国立大学に求めており、今後、減少傾向に拍車がかかるものと思われる。

25大学のうち、教育内容・カリキュラムについては、(1) 教育学として「生涯学習」そのものの理論と実践を中心に学ぶものと、(2) (1) をベースにしつつも、スポーツや芸術などの関連主題を中心に学ぶものとに大別できる。(1) は私立大学に多くみられ、(2) は国立大学（「ゼロ免課程」）に多くみられる。後述の、専修大学や常葉大学教育学部生涯学習学科については、(1) と (2) を融合した教育内容・カリキュラムとなっている。

また、25大学において取得可能な免許や公的資格³⁾としては、社会教育主事が最も多く22大学で取得可能であり、続いて博物館学芸員が21大学、中学校などの教員免許（教育職員免許状）が20大学、図書館司書が11大学であった。このほかに、少数ながら、社会福祉主事や児童指導員、社会福祉士国家試験受験資格などが取得できる大学もある。取得可能な免許

や公的資格の組み合わせでは、「中学校などの教員免許、社会教育主事、博物館学芸員」が最も多く6大学、次いで「中学校などの教員免許、社会教育主事、図書館司書、博物館学芸員」が4大学、「社会教育主事、博物館学芸員」が3大学、「社会教育主事、図書館司書、博物館学芸員」が2大学であった。「中学校などの教員免許、図書館司書、博物館学芸員」という組み合わせは、専修大学のみであった。

3. 専修大学文学部人文・ジャーナリズム学科生涯学習コース

同学科は、文学部の学部改組により2010年4月に新設され、前述の通り「生涯学習コース」「東西文化コース」「ジャーナリズムコース」より構成されている。学生は2年次より各自の希望するコースに所属する。

生涯学習コースは、“少子化、長寿社会化、格差社会化という目下の日本の社会問題と正面から向き合い、問題解決の重要な方向性である生涯学習社会の形成と、その内実をなす個人のライフサイクルに合わせた学習やスポーツ・レクリエーション活動のあり方について、理論的・実践的に取り組むことを目指している。そして、生涯学習の視点から学校教育を考えられる教員、生涯学習・スポーツ分野の指導者や行政担当者になるべき人材の育成を意図している”と掲げている⁴⁾。

現行カリキュラムは、当初のカリキュラム（旧カリキュラム）の完成年度（2013年度）を待って、2014年度入学者から適用されている。今般のカリキュラム改定においては、卒業要件単位の削減や、隔年開講科目制度の廃止など、学部のカリキュラムとして改定が要請された事項と、3コースの共通科目である「東西文化論」「生涯学習論」「マスコミュニケーション概論」

表1 「生涯学習」に関する専門学科・専攻・コース開設大学一覧

大学名	学部名	学科名	専攻・コース名	取得可能免許・公的資格
国立	教育学部	生涯教育課程	健康生活専攻 芸術文化専攻 地域生活専攻	*教員免許状(中学校1種社会・理科・保健体育・音楽・美術、高等学校1種公民・理科・保健体育・音楽・美術) *社会教育主事 *博物館学芸員
国立	教育学部	生涯教育課程	日本語・地域文化コース スポーツ教育コース	*社会教育主事 *博物館学芸員
国立	教育学部	生涯教育課程		*教員免許状(中学校1種社会、高等学校1種地理歴史・公民) *社会教育主事 *図書館司書 *博物館学芸員
国立	教育学部	人間社会科学課程	生涯学習専攻 カウンセリング専攻 総合社会システム専攻	*教員免許状(中学校1種社会、高等学校1種公民) *図書館司書 *博物館学芸員 *社会福祉士国家試験受験資格
国立	教育学部	学習社会ネットワーク課程	学習社会ネットワークコース	*教員免許状(高等学校1種公民) *社会教育主事 *博物館学芸員
国立	教育地域科学部	地域科学課程	地域分析系 公共政策系 環境マネジメント系 生涯学習系 国際文化系 言語コミュニケーション系	*社会教育主事 *博物館学芸員
国立	教育人間科学部	生涯学習課程	芸術運営コース スポーツ健康科学コース	*社会教育主事 *博物館学芸員
国立	教育学部	生涯教育課程	国際理解教育専攻 生涯スポーツ専攻	*教員免許状(主として中学校1種、高等学校1種の同一教科) *社会教育主事 *博物館学芸員
国立	教育学部	人間発達科学科	生涯教育開発コース 学校教育情報コース 国際社会文化コース 心理社会行動コース 発達教育臨床コース	*教員免許状(主として中学校1種国語・社会・英語、高等学校1種国語・地理歴史・公民・英語) *社会教育主事 *博物館学芸員
国立	教育学部	生涯教育課程	消費生活科学コース スポーツ健康科学コース	*教員免許状(主として中学校1種家庭・保健体育)
国立	教育学部	教養学科	人間科学専攻生涯教育計画論コース 人間科学専攻人間行動学コース 人間科学専攻発達人間福祉学コース	*社会教育主事 *図書館司書 *博物館学芸員
国立	教育学部	生涯教育課程	芸術文化コース スポーツ科学コース 生活環境コース	*教員免許状(中学校1種、高等学校1種の理科・家庭・保健体育・音楽・美術) *博物館学芸員

大学名	学部名	学科名	専攻・コース名	取得可能免許・公的資格
国立	福岡教育大学 教育学部	共生社会教育課程	福祉社会教育コース 国際共生教育コース	*教員免許状(中学校1種社会・英語、高等学校1種地理歴史・公民・英語・福祉) *社会教育主事 *社会福祉主事 *社会福祉士国家試験受験資格
国立	熊本大学 教育学部	地域共生社会課程	地域生涯教育コース	*教員免許状(中学校1種社会・家庭・英語、高等学校1種地理歴史・公民・家庭・英語) *社会教育主事 *博物館学芸員
国立	鹿児島大学 教育学部	生涯教育総合課程	健康教育コース 子ども地域教育コース 沖縄島嶼教育コース 自然環境科学教育コース 生涯健康教育コース 心理臨床科学コース	*教員免許状(小学校、中学校、高等学校、養護教諭から原則として1つの免許の取得が可能) *社会教育主事 *社会福祉主事
私立	北翔大学 生涯学習システム学部	芸術メディア学科 学習コーチング学科		*教員免許状(幼稚園1種、小学校1種、特別支援学校1種) *社会教育主事 *博物館学芸員
私立	東北福祉大学 総合福祉学部	社会教育学科	社会教育コース 学校教育コース	*教員免許状(小学校2種、中学校1種社会、高等学校1種地理歴史・公民・福祉、特別支援学校1種) *社会教育主事 *図書館司書 *博物館学芸員
私立	川村学園女子大学 教育学部	社会教育学科		*教員免許状(小学校1種、中学校1種社会、高等学校1種地理歴史・公民) *社会教育主事 *図書館司書 *博物館学芸員 *社会福祉主事 *児童指導員
私立	専修大学 文学部	人文・ジャーナリズム学科	生涯学習コース 東西文化コース ジャーナリズムコース	*教員免許状(中学校1種社会、高等学校1種地理歴史・公民) *図書館司書 *博物館学芸員
私立	早稲田大学 教育学部	教育学科	教育学専修 教育心理学専修 初等教育学専攻	*教員免許状(中学校1種社会、高等学校1種地理歴史・公民、特別支援学校1種) *社会教育主事 *図書館司書 *博物館学芸員 *社会福祉主事
私立	帝京大学 教育学部	教育文化学科	生涯学習コース 中等教育コース	*教員免許状(中学校1種社会・保健体育・英語、高等学校1種地理歴史・公民・保健体育・英語) *社会教育主事 *図書館司書 *博物館学芸員 *認定心理士
私立	八洲学園大学 生涯学習学部	生涯学習学科	生涯学習支援系 生涯マネジメント系	*社会教育主事 *図書館司書 *博物館学芸員
私立	常葉大学 教育学部	生涯学習学科	生涯学習専攻 生涯スポーツ専攻	*教員免許状(高等学校1種保健体育) *社会教育主事 *図書館司書 *博物館学芸員
私立	天理大学 人間学部	人間関係学科	生涯教育専攻 社会福祉専攻 臨床心理専攻	*教員免許状(中学校1種国語・社会・保健体育・英語・宗教、高等学校1種国語・地理歴史・保健体育・英語・福祉・宗教) *社会教育主事 *図書館司書 *博物館学芸員

注1) 本表のデータは、『平成25年度全国大学一覧』文教協会、2013.に拠った。
 注2) 生涯学習・社会教育関連の科目や講座・研究室を開設しているものの、専門の学科・専攻・コースなどの教育組織を設けていない大学は、本表には掲載していない。

を通年・必修から半期・選択必修とすること、ゼミナールを2年次からの必修科目とすることなど、学科のカリキュラムとしての改定事項が優先され、個別のコースのカリキュラムについては、一部の科目名称の変更に留まった。最大の論点は選択必修科目に関するコース間の分離と融合のバランスであった。多くの議論の結果、コース別に設定していた選択必修科目を廃止し、卒業要件単位である16科目32単位のうち、4科目8単位は所属コース以外の科目を履修しなければならないとした（図1）。所属コースの科目を履修しなければならないとする制約を大幅に緩和し、各コースの科目を柔軟に組み合わせた履修を可能とすることにより、コース間の融合を目指したことになる。

生涯学習コースの科目名称、配当年次を表2に示す（単位数はすべて2単位である）。生涯学習施設や子育て・学習支援の現場での実習・調査、ワークショップ実習など参加型学習を重視する学習系の科目と、スポーツを通して楽しむ力や分析する力を養い、スポーツ政策やビジネス、心理等を学び、生涯におけるスポーツの可能性について考えるスポーツ系の科目に大別される。従って「生涯学習調査実習」か「生涯スポーツ演習」のいずれかは必ず履修（単位修得）しなければならないとしている。

なお、学科の専門科目とは別に、全学部の学

生を対象とする、教職課程、司書教諭課程、司書課程、学芸員課程の所定の単位を修得することにより、中学校教諭1種免許状（社会）、高等学校教諭1種免許状（地理歴史・公民）、司書教諭、図書館司書、博物館学芸員の資格取得が可能である。

表2 生涯学習コース科目一覧（専修大学）

科目名称	配当年次
生涯教育・学習思想	1234
学習ファシリテーション論	1234
ジェンダー教育論	1234
生涯学習心理学	234
生涯学習調査実習	234
生涯学習政策論	234
生涯学習施設論	234
ワークショップ演習ベーシック	234
ワークショップ演習アドバンス	234
ライフサイクル論	234
子ども・若者支援演習	234
人権学習論	234
世代育成のポリティクス	234
教育・学習支援NPO論	234
教育史	234
生涯スポーツ学	1234
生涯スポーツ演習	234
スポーツの心理学	234
スポーツ政策	234
スポーツサイエンス論	234
スポーツの社会学	234
スポーツビジネス	234
スポーツメンタルトレーニング演習	234
スポーツ情報戦略論	234
スポーツライフマネジメント論	234

区分		卒業要件
必修科目	3コース共通科目 ゼミナール 卒業論文	12科目 30単位
	3コース共通科目	
選択必修科目	東西文化コース科目 生涯学習コース科目 ジャーナリズムコース科目	所属するコースの科目から8科目 16単位
	3コース共通科目	



区分		卒業要件
必修科目	ゼミナール 卒業論文	7科目 20単位
選択必修科目	東西文化コース科目 生涯学習コース科目 ジャーナリズムコース科目	16科目 32単位 但し、4科目8単位は、所属コース以外の科目を履修しなければならない
選択科目	3コース共通科目	8科目 16単位

（注）カリキュラムの全体を示すものではない

図1 人文・ジャーナリズム学科カリキュラム改定の概要

4. 常葉大学教育学部生涯学習学科

同学科は1998年に設置され、現在は“人々の生涯学習を支援・推進するという立場に立って、生涯学習社会の様々な教育分野で活躍できる人材を育成すること”を目的とし、“幼少期から高齢期に至るまでの様々な場面における教育・生涯学習支援という観点から、生涯学習の理念に則り、生涯学習社会の実現を図るための指導力と企画・立案・運営能力及びコーディネート能力を兼ね備えた専門家や指導者の育成”を目指していると掲げている⁵⁾。2012年度より「生涯学習専攻」と「生涯スポーツ専攻」の2専攻で編成され、前者は社会教育主事、図書館司書、博物館・美術館の学芸員等の社会教育関係の資格取得者、後者は、レクリエーション・インストラクター、キャンプ・インストラクター等の生涯スポーツ指導者の輩出を想定している。また、同学部の初等教育課程科目の単位を取得することにより、幼稚園、小学校、中学校・高等学校教諭のいずれかの1種免許状が取得可能であり⁶⁾、2012年度からは生涯スポーツ専攻に中学校・高等学校教諭（保健体育）の一種免許状を取得出来る教職課程が開設されるなど、教員養成も視野に入れている。

“受験生に積極的に選ばれる学科づくり”⁷⁾に向けて、カリキュラム改革の取り組みは継続して行われている。特に2007年には、全国的な「ゼロ免課程」廃止の動向や、社会状況の変化にともなう生涯学習関連の雇用環境の変化を踏まえて、学科教員数名による研究会が組織され、学生に対するアンケート調査や他大学への訪問調査等を実施した。研究成果として報告書⁸⁾に示された提言内容は、以後のカリキュラム改革において部分的に実現している。

2012年度からの、生涯学習学科の現行カリキュラムは、学科共通科目と、生涯学習専攻科

目、生涯スポーツ専攻科目より構成される。学科の趣旨（上述）に沿って、各専攻のカリキュラムにおいては、社会教育主事、司書、学芸員、教育職員免許状（保健体育）、レクリエーション・インストラクター、キャンプ・インストラクター、初級障害者スポーツ指導員の資格取得のために必要な科目が、必修・選択必修科目として設定されている⁹⁾。現行カリキュラムの特徴は、初年次教育の充実のための「生涯学習セミナー」（1年次配当、2単位）、体験型カリキュラムの充実のための「社会教育実習Ⅰ」（1年次配当、2単位）、さらに、卒業研究・論文の指導を実施する「生涯学習特別研究」（3・4年次配当、6単位）にあるとされる¹⁰⁾。今回、筆者らは特に「生涯学習セミナー」「社会教育実習Ⅰ」に着目し、ヒアリング調査によりその概要を把握した¹¹⁾。

(1) 生涯学習セミナー¹⁰⁾

同科目の目的は、1年生が学内外での様々な活動を通して、学生相互の交流を図ること、及び、進路を踏まえた学修の見通しを持てるようにすること、そして、生涯学習関連の講義科目を補完する知識を身につけること、等とされる。授業内容は、以下のような構成である（表3）。

- 1) 学科教員や上級生との交流、及び、カリキュラムや進路についての理解を深める。（授業の初回は全教員が、第2回は上級生が、入学したばかりの1年生に向けたメッセージを伝える。）
- 2) 学内施設において1泊2日で実施される大学行事（研修セミナー）¹²⁾に向けて、少人数グループで計画づくりに取り組む。
- 3) 生涯学習や生涯スポーツ関連の事業に関して、ゲスト講師を招聘した講演を行うとともに、夏期・冬期の長期休暇中には、地域の生涯学習施設（体育館、競技場、水泳

場、武道館、博物館、動物園等)で実施される生涯スポーツ・生涯学習関連事業を実際に体験する。(例えば、2014年度前期は、静岡県教育委員会の指導主事による総合型地域スポーツクラブに関する講演と、県内のプロフットサルチームの経営者による講演が行われた。履修者はこれらの講演内容を踏まえて、事業体験の計画書を作成し、体験後には報告書と体験報告会での発表を行う。)

- 4) 卒業後の進路に関する自己課題を明確化するために、諸活動等の振り返りを行う。

表3 「生涯学習セミナー」授業の計画と内容
(常葉大学2014年度シラバスより)

第1回	生涯学習学科で学ぶ(1): 教員からのメッセージ(レポート1)
第2回	生涯学習学科で学ぶ(2): 上級生からのメッセージ(レポート2)
第3回	生涯スポーツの現場(1): 市民スポーツの現状(レポート3)
第4回	生涯スポーツの現場(2): スポーツ経営の現場(レポート4)
第5回	生涯学習支援者を目指して(1): 自己課題の明確化(レポート5)
第6回	生涯スポーツの現場(3): 事業体験(1)(計画づくり)(計画書1)
第7回	生涯スポーツの現場(4): 事業体験(2)(班別活動)(報告書2)
第8回	生涯スポーツの現場(5): 体験報告会(レポート6)
第9回	生涯学習の現場(1): 生涯学習施設の現状(レポート7)
第10回	生涯学習の現場(2): まちづくりの課題(レポート8)
第11回	生涯学習学科で学ぶ(3): 研修センターゼミに向けて
第12回	生涯学習の現場(3): 事業体験(1)(計画づくり)(計画書2)
第13回	生涯学習の現場(4): 事業体験(2)(班別活動)(報告書2)
第14回	生涯学習の現場(5): 体験報告会(レポート9)
第15回	生涯学習支援者を目指して(2): 今後の学修の見通し(レポート10)

ヒアリング調査を通じて、特に以下の2点が注目された。一点目は、上記1)から4)のそれぞれについて、レポート、計画書、報告書の作成・提出を求めていることである(表3参照)。特に、生涯学習・生涯スポーツ関連の事業体験(上記授業内容の3))で計画書・報告書の作成と体験報告会での発表が設定されているのは、同学科が育成を目指す“生涯学習社会の実現を目指す専門家や指導者(いわゆる「生涯学習支援者」)”にとって、企画と報告の習慣付けが不可欠であるとの考え方にもとづいている。また、ほぼ毎回提出するレポート(A4用紙1枚)を通して、「書く力」が養われる状況にあることであった。もう一点は、学生・教員間の交流を促す工夫である。「生涯学習セミナー」は、教養科目「人間力セミナー」(必修・通年・隔週開講)とはほぼ平行して開講される¹³⁾。「人間力セミナー」は少人数のゼミ形式(1教員につき5~7名)で実施されるため、「生涯学習セミナー」の班はこれと同じメンバー構成とし、授業時は班ごとに着席するなど、協力して各種の班別活動を行う。従って履修者は1年間を通して、ある週は「人間力セミナー」で少人数の同級生と学習し、別の週は「生涯学習セミナー」で班を踏まえて同級生全員と学習するという形で交流を繰り返す状況にある。また、「人間力セミナー」の担当教員(15名)は、自身の担当する学生が提出した「生涯学習セミナー」のレポートを採点して返却することになっており、その過程で、各学生に関して気になる状況が見られる場合には、教員間で情報を共有しつつ支援する態勢となっている。本科目の内容を検討する際には、学科への帰属意識や一体感の醸成の必要性が認識されており、現在は一定程度の効果を捉えることができるとのことである。

(2) 社会教育実習 I

同科目は、県内の青少年教育施設等が主催する野外活動教育スタッフ養成プログラム（もしくは、青少年指導者養成研修）への参加を主要内容とし、“自身の希望に応じた実習先を主体的に選ぶことができる”“自身の役割や責任、行動規範などについて理解し、実習生としての心構えをもつことができる”“活動の概要、成果と反省点などを実習録に丁寧に記録することができる”などの到達目標が設定されている¹⁴⁾。

具体的な実習施設は、国立中央青少年交流の家、静岡県立青少年教育施設（朝霧野外活動センター、焼津青少年の家、観音山少年自然の家、三ヶ日青年の家）、静岡市井川少年自然の家、静岡市清水和田島少年自然の家、浜松市立青少年の家、等である。履修者はまず、各施設の担当者から実習内容の紹介や説明を受け、実習先を選択して所定の手続きをとる（事前指導）。そして6月から12月までの期間で、講習や実技研修などの実習施設での指導を受ける。実習内容は施設により異なっており、例えば、静岡県立青少年教育施設が実施する研修では、野外活動の効果、キャンプカウンセリング、青少年の心理、青少年教育施設の役割、現代的課題に対応するプログラム、安全管理等の講義、及び、自然観察、クラフト、イニシアティブゲーム、オリエンテーリング、ウォークラリー、ネイチャーゲーム、キャンプファイアー等の技能と運営法などの実技を内容としている。実習期間中に履修者（実習生）は、実習日、実習時間、主な活動場所、活動目標・自己課題、活動の概要、成果と反省点を、既成の「社会教育実習録」に、記録する。また、実習施設の担当者からの助言や検印も受ける。実習後には、「社会教育実習録」と「体験レポート」を提出するとともに、体験報告会で発表する（事後指導）。なお、参加費（実習期間中の食費や宿泊費、交通費等）

は、履修者の負担である。2年生以降に継続して実習を希望する学生は、「社会教育実習Ⅱ」（選択科目／2単位）の履修が可能である。

先に示した通り、本科目は、各実習施設が実施するプログラムを大学の授業科目に組み込む形態をとっている。学科としては、1年生が野外活動ボランティアを体験することの教育効果を認め、実習施設では、人材育成事業の参加者を一定数確保し、プログラムの効果を高めるという意義を認めている。こうした両者の連携関係が本科目の基盤であり、特徴であるといえる。これまで事故やトラブル等がないのは、実習施設の人材育成に対する高い意識によるものではないかとのことであった。地域に学生の受け入れ環境が整っているということも、このような科目を成立させるための不可欠な要件であるといえる。

5. おわりに

全国的な動向を俯瞰すると、専修大学の「生涯学習」教育には、教育学部に設置されていないこと、学習とスポーツの二本柱で展開していること、教員免許、司書教諭、図書館司書、博物館学芸員の資格取得が可能であることなどの特徴を見出すことができる。一方で、カリキュラム改革という観点では、常葉大学の継続的な取り組みや具体的な事例を踏まえると、現状をより一層効果的なものとする様々な検討が求められる状況にあるといえる。カリキュラム改革は、現行カリキュラムの問題点の解決にとどまることなく、まさに受験生・学生に“積極的に選ばれる”ための新たな方策を打ち出すことが不可欠であり、他大学の状況把握は、そのための多くの示唆をもたらすものと考えられる。引き続き、情報収集・調査と分析・検討を進めていきたい。

注・参考文献

- 1) 京都大学高等教育研究開発推進センター編、大学教育学。培風館、2003。
- 2) 平成25年度全国大学一覧。文教協会。2013。
ただし2014年8月現在、北翔大学「生涯学習システム学部」は「生涯スポーツ学部」となり、東北福祉大学総合福祉学部「社会教育学科」は教育学部教育学科と統合されている。また、川村学園女子大学教育学部「社会教育学科」は、2015年度以降の学生募集を停止する（各大学のホームページより確認）。
- 3) ここでは、大学で開講されている正規の授業科目を履修することで取得できる免許や公的資格に限っている。司書教諭資格については、正規の授業科目として開設されている司書教諭課程科目を履修することで取得できる大学（私立大学に多い）と、夏期休業期間中に現職教員等を対象に「司書教諭講習」を実施し、定員に余裕がある場合にのみ学部学生の受講を認めて取得できるようにしている大学（国立大学に多い）が混在しており、取得のための条件が一定でないため、ここでは含めていない。なお、専修大学では、司書教諭課程科目を正規の授業科目として開設している。
- 4) 文学部学修ガイドブック2014。専修大学。
- 5) 平成24年度以降の入学者用の「学習便覧」による。
- 6) 同大学では、かつてはこれを「ブリッジ履修」と称してきた。履修希望者には、大学1年次の成績状況等による審査の他、人数制限や選抜試験が課される場合もある。なお、現在は学部・学科を横断する他の履修制度と統一され、「他学部・他学科履修」と呼ばれている。
- 7) ヒアリング調査（注10）における猿田真嗣教授の発言。
- 8) 居城舜子ほか。生涯学習支援者養成の現状と課題：生涯学習学科カリキュラムの再構築に向けて。常葉大学教育学部生涯学習学科、2008.3（常葉学園大学共同研究報告書）。
- 9) 社会教育主事は任用資格であり、所定の単位を修得し、さらに大学卒業後1年以上社会教育主事補の職に従事することにより資格を得ることができる。レクリエーション・インストラクターは、日本レクリエーション協会、キャンプ・インストラクターは日本キャンプ協会、初級障害者スポーツ指導員は日本障害者スポーツ協会が、それぞれに認定する民間資格である。
- 10) 猿田真嗣。体験・交流・内省を軸とした初年次教育科目の開発と実践：平成24年度「生涯学習セミナー」の実施報告。常葉大学教育学部紀要。2014, No.34, p.163-180。
- 11) 2014年8月28日に、常葉大学教職大学院の猿田真嗣教授に対するヒアリングを実施した。
- 12) 学校法人常葉学園に属する全ての学校・大学等は、初年次教育の一環としてキャンパス内に設置された施設（研修セミナー）において、宿泊を伴う研修を制度化しており、生涯学習学科は、例年2月～3月のいずれかの日程で実施している。
- 13) 「生涯学習セミナー」は、「人間力セミナー」（隔週開講）と教授会が設定されていない日程で開講される。
- 14) 以下の論文では、学生の意識調査や受け入れ施設へのインタビュー調査の結果等にもとづき、本科目に関する現状、課題、可能性を論考している。上條秀元ほか。青少年野外活動における学生ボランティアの意義と役割についての研究：平成23年度常葉学園大学学内共同研究報告書。常葉学園大学研究紀要（教育学部）、2013, No.33, p.203-246。

付記

- * 本研究は、社会科学研究所グループ研究助成 A 「大学における生涯学習教育の現状とあり方についての総合的研究」（2011～2013年度）（鐘ヶ江晴彦〈責〉・小峰直史・野口武悟・萩原幸子・服部あさこ）による研究成果の一部である。ただし、本論文に関する一切の責任は著者らにある。
- * 常葉大学教職大学院の猿田真嗣教授には、ヒアリング調査にご協力いただくとともに、適切な資料も提供して頂きました。心より感謝申し上げます。

<研究ノート>

ビールと『国富論』

水 川 侑

アダム・スミス『国富論』の中にビールやエールという用語が出てくるが、18世紀半ば頃のイギリスにおけるビール事情はどのようなものであったのか、また『国富論』の日本訳ではどのように訳されているか。この小論では、この点について明らかにすることとする。

使用する訳本は、山岡洋一訳『国富論』上下、日本経済新聞社、2007年と大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』I II、岩波書店、昭和44年である。そして、原文は、1986年に出版された1776年版の複写版である。

初めに、ビール及びエールという用語が出てくる文を幾つか示すこととする。上段が山岡訳、中段が大内・松川訳、下段が原文である。次に、イギリスにおけるビール事情について記述することとする。

I. 上巻

I-a (序)

Beer (ビール) や ale (エール) という用語は、上巻には数ヶ所にしかでてこない。その一部を示すと以下のごとくである。

1. パンやビールの生産にも、多数の人がたずさわっている。(14頁)

かれのパンやかれのビールをこしらえるのに従事したさまざまな人で、(79頁)

the different hands employed in preparing his bread and his beer , (pp.14,5)

2. たとえば肉屋が、自分が必要とする以上の肉を店に持っており、酒屋とパン屋がその一部を手に入れたがっているとする。酒屋もパン屋もそれぞれの仕事で生産したものしか持っておらず、肉屋が当面必要な量のビールとパンを持っていれば、互いの商品を交換することはできない。(25頁)

肉屋は、……、しかも酒屋とパン屋のおのおのは、その肉の一部分を購買したいと思っている。ところが、かれらはそれぞれの職業の異なる生産物以外には、交換に供すべき一物ももたず、しかも肉屋は、自分が今すぐ必要とするくらいのパンやビールはすでにその全部をととのえているのである。(93頁)

The butcher has more meat in his shop than he himself can consume , and the brewer and the baker would each of them be willing to purchase a part of it. But they have nothing to offer in exchange , except the different productions of their respective trades, and the butcher is already provided with all the bread and beer which he has immediate occasion for . (p.27)

3. ヘンリー三世治世の1260年代に「パンとビールの公定価格法」と呼ばれる法律が復活した。(189頁)

ヘンリー三世の治世第51年の「パンとエイルに関する公定価格令」においては、(337頁)

In 1262 , being the 51st of Henry III , was revived an ancient statute called , *The Assize of Bread and Ale*, (p.224)

4. 「懲罰具と晒台に関する法律」では、ビールの価格が大麥一クォーター当り二シリングから四シリングまで六ペンス (0.五シリング) ごとに規定されている。(194頁)

「懲罰椅子やさらし台に関する条例においては、エイルの価格は、大麥の価格一クォーター当たり二シリングから四シリングまでのあいだで六ペンス上昇するごとに、それに応じて規制されている。(338頁)

In the statute of Tumbrel and Pillory , enacted nearly about the same time , the price of ale is regulated according to every sixpence rise in the price of barley , from two shillings to four shillings the quarter . (p.230)

5. 「ビール価格はこのように、大麥価格が六ペンス上がるか下がるごとに、引き上げられるか引き下げられる」とされている。(194, 5頁)

「エイルの価格は、こういうふう到大麥の価格が六ペンス騰落するごとに、それに応じて増減させるべきこと」というのである。

(338頁)

That the price of ale is in this manner to be increased or diminished according to every sixpence rise or fall in the price of barley . (p.230)

6. おそらくそれより影響が大きいのは、塩、石鹼、皮革、蠟燭、麦芽、ビールなどの製品に対する税金によって、これら製品の価格が人為的に押し上げられていることだろう。(265頁)

おそらくかれらは、たとえば塩、石鹼、皮、蠟燭、麦芽、ビール、エイルなどのような、若干の製造品の価格に対する課税によってひきおこされた人為的上昇のためにより多く苦しめられるであろう。(424頁)

They suffer more , perhaps , by the artificial rise which has been occasioned by taxes in the price of some manufactured commodities ; as of salt , soap , leather , candles , malt , beer and ale , etc. (p.306)

I - b (本題)

Beer (ビール) 及び ale (エール) という用語は上巻では、上記で示した頁に出てくる。山岡訳では「ビール」も「エール」も (また両者をひとまとめにして) ビール、大内訳ではビールとエール、となっている。¹⁾ ビールは、「麦芽を発酵させて造ったアルコール飲料」である。それにホップ (hops) を入れたものを「ビール」、ホップを入れない従来 (16世紀半ば頃まで) のビールを「エール」と呼んでいた。ホップを入れたビールは、イングランドでは13世紀後半には知られていた。これがイングランドで醸

造されるようになったのは15世紀になってからである。ホップが入ったビールは初期チューダー朝時代には公権力から反対されたにもかかわらず、南部や東部で着実に普及し、17世紀初めころまでには北部や西部にも普及した。他方、「麦芽と水と薬味で醸造されるエール」＝「麦芽と水と香辛料（スパイス）でつくられるエール」の方は農村地域に限られていったのである。²⁾

スミスの時代にはビールにもエールにもホップが入っていた。山岡訳では、ale と beer 及び small beer などを区別することなく、ビールと訳されている。これでは正確でないと思うが、いずれにせよ、いずれも「麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させて造ったアルコール飲料」あるいは「麦芽その他を発酵させ、ホップその他で味を付けたアルコール飲料」に違いない。

わが国ではビールはアルコール飲料という事で、子供には飲ませない。西欧では第二次世界大戦以前にはスモールビール（small beer。色がダークで、長く成熟させずにすぐ飲まれた）と呼ばれるアルコールの弱いテーブルビールを子供たちに日常的に飲ませる習慣があった。イギリスでは19世紀初頭まで全寮制の学校では生徒にビールを飲ませるのが普通であった。スモールビールは、中世に召使、修道士、農民、子供、貧民などが飲んできたアルコール度数の弱いビールである。当時は衛生管理が悪かったので、生水は危険な飲み物であった。ビールは醸造工程で必ず煮沸されるので、どんな場合でも安全であった。また、15世紀から19世紀にかけて欧米の医者は、強壮や体力回復に効く薬としてダークビール（dark beer）を幼児の患者に与えていた。この様な理由で、西欧では子供から大人まで、男性も女性も、貧民も富裕な人も、ビールを日常的に飲んできた。

エールはイギリス中世には最もポピュラーなアルコール飲料であって、13世紀後半から1350年の時期には店内で飲ませるエールハウス経営はあまり行われていなかった。14世紀初頭ともなると、エール販売は、都市や農村を問わずごく普通の経済活動となる。そしてこの時期にはエールを醸造する者と販売する者は同一人物で女性が多かった。1350年から15世紀末にかけて副業として行う醸造業者は減少し、代って専門的醸造業者が現れ、卸売りと小売りが分離されだし、小売りの専門の場としてのエールハウスが登場するようになる。³⁾ イギリスでは15世紀末から17世紀初頭にかけて居酒屋（特に酒場）の軒数が急増する。これに伴い、そこでの「悪弊や無秩序」と結び付けられて居酒屋政策（1552年の営業許可制）が展開される。⁴⁾ 17世紀になるとホップを使うビールの方が優勢となり、時代が下って19世紀に入るとホップを入れないエールは姿を消していった。

ビールを造るのは中世まで、主婦の重要な仕事であった。中世になって、修道院が大量にビールを造るようになると、醸造の仕事は女性の手から離れていったし、家庭では主婦に代わって男性がビールを造るようになる。14世紀後半になると、醸造業は以前よりも大きな利益が見込まれるようになり、ビール造りは男の仕事となり規模も大きくなり、醸造業の集中化がすすんだ。16世紀半ばになると酒場に対する営業許可制が始まり、そして後期になると、たとえばイングランド・レスター市では醸造人・卸売りと酒場の主人・小売りの分離（醸造人の組織化）政策が行われるようになった。⁵⁾ また16世紀から17世紀にかけて激増したエールハウスは、18世紀になるとパブリックハウス（public house）と呼ばれるようになり、産業革命が進行すると、エールワイフ（alehouse＝居酒屋の女主人）は姿を消して行った。そして

パブでエールを造るのも、それを売るのも男性の仕事となり、その時からビールが男性の飲み物とみなす習慣が生まれたようである。

The assize of bread and ale, of the 51st of Henry III (ヘンリー三世治世第51年のパンとエールの法)と The statute of Tumbrel and Pillory (懲罰椅子と晒台に関する法令)は、ビールの醸造と販売にかかわる条例である。これらに関して、春山行夫氏は、前掲書で次のように説明されている(165~180頁)。

前者について。この法の下では、都市内ではエールは1ペニイで2ガロン(1ガロンは4.54リットル)、市外では同じ値段で3ないし4ガロンを売ることが決められていた。この法には違反者に対する刑罰が規定されていた。パン屋でもエール醸造業者でも、男女にかかわらず、1回から3回までの違反は、それが極端な不正でなかったなら罰金だけであったが、あくどい違反や、何度も違反を繰り返して改めない者は、体罰に処せられた。その場合は、パン屋は首・手かせ(木の棒で首と手を押さえ、公の場所にさらす)で、エール醸造業者や居酒屋の経営者は肥料車に乗せて街中を引き回す刑である。ヘンリー三世の時代(1216~72年)には、パンとビールは生活の必需品として、その品質と量目が厳しく検査され、その違反者は上記のような刑が科せられた。

パンは主食なので、いつの時代でも取り締まりが厳しかった。それに続いてイギリスではエールが、フランスでは葡萄酒が、厳しく取り締まわれた。エドワード三世の時代(1327~77年)の法では、エール業者の刑罰はパン屋の刑罰ほど厳しくなかった。初犯はエールの没収、再犯は醸造の停止、三犯はロンドンからの追放であった。ヘンリーV世の時代(1413~22年)には、刑罰は初犯は10シリング、再犯は20シ

リングの罰金、三犯は首・手かせ乃至肥料車であった。これ等の刑罰とは違うものが上記の「懲罰椅子」である。

後者について。この「懲罰椅子」の刑は、違反者を椅子に縛り付けて人通りの多いところにさらすというものである。また、椅子を棒の先に結び付け、川の水につきこんで座っている罪人をずぶ濡れにする「水責め椅子」というのもあった。1745年にはテムズ川のキングストンで、不正を犯した居酒屋の女主人が水責め椅子の刑に処せられている。

生活必需品であったビールやパンの品質、価格、供給量などを維持して消費者の暮らしを守ることや税収源を増やそうとする為政者の意図のもとに上記の「パン及びエール規制法」(1262年)が制定された。制定年は、スミスでは1262年、佐藤氏では1266年あるいは1267年となっている。⁶⁾

ところで、スミスの時代になると、ビールはもはや生活必需品ではなく、贅沢品として取り扱ってもよい生活環境になっているようである。この点について、スミスは次のように記している。「消費財には生活必需品と贅沢品がある。必需品には、生きていくために必要不可欠なものだけでなく、その国の慣習によって最下層にとってすら、恥をかかないために必要とされているものすべてが入ると考えられる。」と。また「以下では必需品に、生きていくために必要不可欠なものだけでなく、その国の慣習によって最下層にとっても恥をかかないために必要なものを含めている。それ以外のものはすべて贅沢品に分類する。」と。(山岡訳、下巻462頁)そして例として、ビールとエールを取り上げている。「たとえばイギリスでのビールも、ワイン生産国でのワインすらも、ここでは贅沢品に分類する。どの階層の人でも、これらをまったく飲まないようにしても、恥にならない。生き

ていくために不可欠ではないし、どの国でも、酒を飲まないのは恥ずかしいことだとはされていない。」と。(同、463頁)(原文はp.483)

ビールを生活必需品としなくてもよいようになった要因として、17世紀後半になって飲料としてビール以外の飲み物、ブランデー、茶、コーヒー、チョコレートなどが現れたこと、また上水道が敷設され始めたことが考えられる。ただし、ロンドンやプリストンなどの地方都市に上水道が整備されてくるのは17世紀末以降からである。⁷⁾

イギリスでは16世紀後半になると、エールハウスの軒数が当時の人口増加率をはるかに超えて増大した。佐藤氏によると、⁸⁾ その増加の理由は、一つは、専門的醸造の発展やエールからビールへの転換。二つは、当時の人口増大、経済の衰退、凶作、疫病などに起因する「貧困」の拡大。三つは、人口移動の増大と都市化の動き。四つは、地域社会の構造や教区教会の役割における変化。こうした状況のもとで、徐々にエールやビールそれ自体の統制(価格・品質・量目規制)からエールハウスにおける「悪弊や無秩序」を中心に据えた政策(営業許可制の導入:1552年)が展開されるのである。営業許可制は、強いエールやビールを規制するためであった。これ等のビールを造るには多くの小麦や大麦を必要とし、パンの円滑な供給に支障が出るからであった。麦芽製造のために大量に浪費される麦類の使用を制限し、その麦類をパン製造に回し、パンを正当な価格で貧民に供給することを意図したのである。

上記したエールからビールへの転換の流れの中で、16世紀半ばから17世紀初頭に強いエールやビールが現れている。「ストロング」の飲酒で酔っ払いが増え、1607年に「醜悪で忌まわしい罪の泥酔を抑制する法」がつくられた。この様な状況の下でティプラー(エールやビー

ルの小売り商)に対して「シングルビールとダブルビール以外にいかなるビールも小売りしないように」との命令が出されたのである。現実には「ダブル・ダブル・エール」や「ダブル・ダブル・ビール」などの強いエールやビールが売られていたようである。これ等が規制対象となった。そして、17世紀の中ごろには、イギリスのビールは「ストロング」が主流になっていた。これが現れる以前のロンドンでは、公には、「ダブル」と「シングル」と呼ばれるビールが造られていた。次に「ダブル」の二倍の強さのもの(葡萄酒のように強いもの)が造られるようになった。これが「ストロング」である。これは「水をよく煮て十分にホップの味をつけ、さらに熟成に時間をかけたもの」で、「淡白な、純粹の琥珀色で、澄んでいて、よく泡が立つ」⁹⁾ものであった。

17世紀までの飲み物と言えば、ビールだけであったので、エリザベス女王(在位1558～1603年)死後の17世紀初期にはロンドン市中にエールハウスが1千軒を超えるほどあった。17世紀になるとコーヒー、茶、チョコレート、その後、ブランディー、ウィスキー、ジンなどの飲み物が現れた。17世紀半ばにはコーヒーハウス(ロンドンで最初のもは1652年)が現れる。エールハウスに代わってコーヒーハウスで商談が行われたり、情報交換が行われたりするようになり、チャールズ二世の時代(在位1660～85年)になるとロンドン市中で急増し、18世紀の初めには2千軒にもなった。¹⁰⁾しかし、コーヒーハウスの果たした役割は18世紀とともに終わり、19世紀になるとティーハウス(最初のもの:1717年)が繁盛するのである。¹¹⁾

注

- 1) 拙論作成に当たり、末尾に掲げている引用・参考文献のうち、特に春山行夫の③と④(引

用・参考文献の整理番号)、フレッド・エクハート他の⑤、飯田操の⑦、下田淳の⑧を参照している。

- 2) 佐藤清隆、⑨、73頁。同、⑬、291頁。春山行夫氏(④、56頁)は、エールはビールにホップの入らない時代からの麦芽飲料の名前で、ビールはヨーロッパ大陸からの移住者(主にオランダ人)によって伝えられた製法である。18世紀になって強いビールが一般化すると、ビールと言えばそれを指すようになり、普通の軽い、安いビールはスモール・ビールなどと呼ばれたと、また、同氏(③、106頁、135頁)は、ゲルマン語ではビールが *calu* と *beor* という二つの並行的な名前と呼ばれていたが、両者は起源的に産地ないしつくり方がちがうもので、前者の方が後者より古い歴史を持っているという説もあると、更にイギリスでホップを用いたビールが、在来のエールと区別されるようになったのは15世紀の前半からであったと、記されている。

下田淳氏は、イギリスでは「西暦43年にローマ人がブリタニアに到着するずっと以前から、ブリトン人(ケルト人)はビールを飲んでた。ビール製造法を、フェニキア人がヨーロッパ、そしてイギリスにもたらしたという説がある」(⑩、40頁)と。また佐藤清隆氏は「ビールはイングランドでは早くも13世紀後半には知られていたが、イングランドで醸造されるようになるのは15世紀になってからである」と。そして「ロンドンでビール醸造の技術が普及していく過程は、3世紀間もかかってゆっくり進展していく」(⑮、299頁)と。

イギリスではヘンリーⅧ世の時代(1509~47年)の1524年頃にフランダースからやってきた移民がイースト・ケント州に定住してホップを栽培し始め、そして大陸にいるときと同じようにホップを入れてビールを醸造したのである。(③、124~165頁)。その結果、ホップを使用するかしないかで、二つのタイプのビールが生まれることになった。佐藤清隆氏によると、「エールとビールの違い」は表1のごとくである。(⑪、74頁)。

- 3) 佐藤清隆、⑮、291~293頁。
 4) 佐藤清隆、⑪、63~74頁。同、⑮、305~310頁。
 5) 佐藤清隆、⑭、126頁。
 6) 佐藤清隆、⑫、28頁。同、⑮、291頁。佐藤氏の後者の論文によれば「パン及びビール規制法」当時、少なくとも3種類のエールがあった。

表1 エールとビールの違い

エール	ホップ入りビール
・不透明	・エールよりずっと透明
・ビールより弱い	・エールより強い
・長持ちせず、気候の変化におかされやすい	・長持ちし、品質も悪くなりにくく、腐らず(ホップは防腐剤としての役割を持っている)[保存・輸送可能]
[輸送困難]	
・ビールよりも高価	・エールよりも廉価
・品種はわずか	・品種は多い
・醸造が容易(家庭内で小規模かつ短時間に自家醸造することが可能)	・ビール醸造はエールよりも複雑な工程を必要としており、醸造に長時間かかる
・資金僅少	・資金結構かかる
・供給不規則	・供給定期的
・消費者、酒場の主人、醸造業者との区別はかきなり不鮮明	・消費者、酒場の主人、醸造業者の文化が生じてくる

その一つが「ベスト・エール」である。292頁、294頁。1283年に「ダブル・エール」あるいは「ベスト・エール」と呼ばれる一番搾りの強いエールの価格は1ガロン1ペニー半に、「シングル・エール」と呼ばれる弱いエールの価格は1ガロン1ペニーに引き上げられた。飯田操、⑨、59頁。

- 7) 日本では、江戸時代初期に神田上水(1650年着工)、玉川上水(1653年着工)、亀有上水(開設1659年)、青山上水(同1660年)、三田上水(同1664年)及び千川上水(同1696年)が整備され、日本独自の技術によって江戸の大部分に給水された。伊藤好一、⑥参照。福山藩では1620年代に上下水道の施設が作られた。広島県総務部県史編纂室編、①、154頁。熊本藩の分家である宇土藩では1663年に「轟泉水道」が敷設された。日本経済新聞、2014年5月27日。
 8) 佐藤清隆、⑮、303~305頁。
 9) 春山行夫、③、185頁。1647年にロンドンで「ビール醸造者の請願、または強いビールの弁護」という請願が出された。これはビールの品質の制限を二種類にして、強いビールの醸造を認めてもらいたいというものである。春山、③同頁。
 10) 春山行夫、④、46~48頁。18世紀にオランダとフランスが植民地でコーヒーを栽培させ、その貿易を支配したから、イギリス政府はコー

ビーを茶に転換させる政策をとった。

- 11) 東インド会社が、17世紀半ば中国から茶を輸入。18世紀になると中流階級の間で喫茶の風習流行。19世紀半ば以降、関税の軽減でインドからの輸入激増し、国民の飲み物となる。

II. 下巻

II-a (序)

下巻においてエール及びビールという用語が使用されている所は25カ所くらいである。ただし、山岡訳では原文にエールあるいはビールという用語はないが、親切にビールという用語を補って文意を明確にされている所が4カ所(70頁と482頁)ある。

下巻にはale,beerという用語のほかに、small beer, strong beer, porter (後方二語の訳はともに黒ビール), spruce beer (山岡訳では黒ビール。大内訳では糖檜酒), その他にmum (ママ酒), molasses (山岡訳では糖蜜酒と糖蜜、大内訳では糖蜜。フランス語か、ならばmélasse。英語ならmolasses) という用語が出てくる。その個所をいくつか示すこととする。

1. ビールのように安い飲み物なら、がぶ飲みして度胸や付き合いの良さを気取る人はいない。(71頁)

弱いビールのような安ものの酒類をおしげもなく飲んで、自分の気まへのよさや親切さをひけらかそうなどとする人はだれもいない。(731、2頁)

Nobody affects the character of liberality and good fellowship, by being profuse of a liquor which is as cheap as small beer. (p.81).

2. 強いビール一樽当たり三シリング (0.15ポンド) の税金によって黒ビールの価格が上がったが、ロンドンの下層労働者の賃金は上昇していない。(464頁)

強いビール一樽に三シリングの付加税が課されたため、黒ビールの価格は騰貴したが、そうだからといって……。 (1254頁)

The rise in the price of porter, occasioned by an additional tax of three shillings upon the barrel of strong beer, has not raised the wages of common labour in London. (p.485)

3. 麦芽とビールに対する重い税で現在得られている税収より、麦芽だけに軽い税をかけた場合の方が多くなるのではないかといわれている。……。

ロンドンの黒ビール醸造所では、一クォーター (8ブッシェル) の麦芽から通常二樽半以上、ときには三樽の黒ビールが作られている。麦芽に対する税金は一クォーター当たり六シリングであり、強いビールにかかる税金は一樽当たり八シリングである。このため黒ビール醸造所にとって麦芽とビールに対する税金は、……。農村では近隣向けにビールを販売している醸造所では、一クォーターの麦芽からの生産量が、強いビール二樽と弱いビール一樽より少なくなることはまずなく、強いビール二樽半になることも多い。弱いビールに対する各種税金は合計して一樽当たり一シリング四ペンスである。(482頁)

麦芽、ビールおよびエールに対する現行のいっさいの重税からひきだされるよりも

多くの収入が、……。

ロンドンの黒ビール醸造所では、ふつう一クォーターの麦芽から二樽半以上、ばあいによっては三樽の黒ビールが醸造される。麦芽に対するさまざまな租税の総額は一クォーターにつき六シリングになり、強いビールやエイルに対するこれらの租税の総額は一樽につき八シリングになる。したがって、黒ビール醸造所では、麦芽、ビールおよびエイルに対するさまざまな租税の総額は、麦芽一クォーターの生産物に対して二十六シリングないし三十シリングになるわけである。一般に地方での販売を目的とする地方醸造所では、一クォーターの麦芽から強いビール二樽と弱いビール一樽以下しか醸造されぬということはめったになく、強いビール二樽半も醸造されることがしばしばある。弱いビールに対するさまざまな租税の総額は、一樽につき一シリング四ペンスになる。(1280頁)

A greater revenue than what is at present drawn from all the heavy taxes upon malt , beer , and ale , might be raised , it has frequently been said , by a much lighter tax upon malt ; (p.507)

In the porter brewery of London , a quarter of malt is commonly brewed into more than two barrels and a half , sometimes into three barrels of porter . The different taxes upon malt amount to six shillings a quarter ; those upon strong beer and ale to eight shillings a barrel . In the porter brewery , therefore , the different taxes upon malt , beer , and ale , amount to between twenty-six and thirty shillings upon the produce of a quarter of malt . In the country brewery for common country sale , a quarter of

malt is seldom brewed into less than two barrels of strong and one barrel of small beer ; frequently into two barrels and a half of strong beer . The different taxes upon small beer amount to one shilling and four-pence a barrel. (p.508)

4. たとえばビールと呼ばれているが、実際には糖蜜を原料としていて、イギリスのビールとはまったく似ていない醸造酒が、アメリカでは日常の飲料のうちかなりの部分を占めている。これは数日しかもたないので、ビールと違って、大規模な醸造所で生産し、販売用に貯蔵しておくことはできない。家庭で食事を作るのと同じように、自家用に醸造するしかない。(536頁)

たとえば、ビールと呼ばれているものの、実は糖蜜からつくられるのでわが国のビールとはほとんど似ても似つかぬ醸造酒が、アメリカでは人民の日常飲料のかなりの部分を占めている。この飲料は数日間しかもたぬから、わが国のビールのように大醸造所で販売のために調製し貯蔵するわけにはいかず、各個人の家庭がその食物を料理するのと同じように、自家用に醸造しなければならない。(1352頁)

A fermented liquor , for example , which is called beer , but which , as it is made of melasses , bears very little resemblance to our beer , makes a considerable part of the common drink of the people in America . This liquor , as it can be kept only for a few days , cannot , like our beer , be prepared and stored up for sale in great breweries ; (pp.571, 2)

5. このため黒人奴隷はほとんどどこでも、白人の使用人と同じようにラム酒や糖蜜酒、黒ビールなどを支給されており、これらの商品に低率の税をかけても、おそらく支給されなくなることはないだろう。(539頁)

したがって、黒人はほとんどどこでも、白人使用人と同じようにラム酒や糖蜜や糖檜酒を手当としてもらっており、……。 (1356頁)

The blacks accordingly have almost every where their allowance of rum and of molasses or spruce beer , in the same manner as the white servants ; (p.576)

II - b (本題)

18世紀にはイギリスのビール産業はどの程度にまで発達していたのだろうか、また麦芽を発酵させて造るアルコール飲料にはどのような種類のものがあったのだろうか。初めに、14世紀から17世紀末ころまでのイングランド(特にロンドン)におけるビール醸造業の発展について記述することにしよう。この記述との関連でビールの種類も明らかになるであろう。以下佐藤氏の論文による。¹⁾

ロンドンにおいてビール醸造技術が普及していくのに3世紀もの時間を要している。それは5段階に分けられる。

第1段階。ビール醸造技術がイングランドに導入された1400年頃。

第2段階。15世紀から16世紀初頭。ロンドンでは外国人が多くのビール醸造所を所有し、生産を独占した。

1350年から15世紀末の時期に、エール以外にホップの効いたビールが販売されるようにな

る。それは、外国人のビール醸造人がイギリスに定住するようになったからである。

第3段階。16世紀後半になると、多くの醸造所の所有権が徐々にイギリス人に移り、外国人による独占が終焉する(この間に、ビール醸造技術をイギリス人に伝授することを強いられた)。

16世紀後半ともなると、エールの生産量よりもビールの生産量の方が多くなる。その理由。16世紀半ばまではホップのきいたビールに対する偏見があって、ビールはまだ外国人のお酒とみなされていて、反オランダ人感情が尾を引いていた。しかし、エリザベス朝時代に入ると、ビールが最もポピュラーなアルコール飲料になった、ということである。つまり、16世紀は、エールからビールへの転換期であった。そして、ビール醸造業の発展は女性を醸造の仕事から排除することになった。

第4段階。17世紀。醸造所の多くはイギリス人の手に渡り、それを所有する外国人は殆どいなくなる。しかし、外国人は使用人として雇用され、重要な役割を果たした。

第5段階。17世紀末。ビール醸造業が完全に外国人の手から離れてイギリス人のものとなった時代である。

18世紀になると麦芽飲料にはすべてホップが使用されるようになった。従って、エールとビールは同じものになった。違いは、醸造法(エールは上面発酵法、ビールは下面発酵法)と課税基準(エールは32ガロン、ビールは36ガロン)であった。そして、18世紀末ころになると、ビールは新しい都会の飲み物、特にロンドン・ポーターとスタウトを指し、それより色の明るい、薄い色のエールと区別されるようになった。²⁾ ところで、ポーターとはどのようなビールであるのか。これはパブのオーナーであるラルフ・ハーウッドが1722年(スミスは

23年に誕生)に開発したものである。その経緯は次のごとくである。

18世紀初めにはイングランドには少なくとも①スモール・エール、②ストロング・ペール・エール、③ストロング・ブラウン・エールの3種類のエールがあった。この違いは、一番搾りか、二番搾りか、という事、つまりマッシング (mashing) を終えて麦汁を取り出すとき、最初に出てきた麦汁からストロングエール (アルコール度数の高いビール)、二番目の麦汁からオーディナリーエール、三番目の麦汁からスモールエールが造られるという事である。

当時、ロンドン東部のショワディチ地区で働く荷物運搬人たちは、ペール・エール、まだ発酵中のブラウン・エール、長い間貯蔵したため酸っぱくなったブラウン・エールの3つを混ぜ合わせた「スリー・スレッド」を好んで飲んだ。パブのオーナーであるラルフ・ハーウッドは客の注文を受けるたびに3種類のエールを混ぜ合わせなければならなかった。彼はこれが面倒になり「スリー・スレッド」と同じエールを造ったのである。これがポーターである。これは、イングランドからアイルランドに伝わり、更にヨーロッパ大陸にひろまった。

アイルランドではギネス醸造所 (アーサー・ギネスが1759年創設) がポーター (甘味でダークなビール) に手を加え、1778年にアルコール度の強い「スタウト・ポーター」 (stout porter。焙煎麦芽を使用した苦みのあるビール。後のスタウト) を開発している。

他方、イングランドにホップが入ってきた16世紀の初頭以降になってペール・エール (pale ale) が生まれたようである。この名前は、17世紀ごろに、ホップを使用しないエールが廃れた後のニュータイプのエールに対して名づけられた。ペール・エールの元祖という説があるバートン・エール (burton ale) は1630年頃

登場している。(19世紀になるとそれまで人気のあったポーターに代わってペール・エールが広く飲まれるようになる。) ペール・エールの本場となるバートン・オン・トレントでは13世紀まで修道院の修道士の手でビールが造られていた。その後、この地においてチャールズII世の時代にオルソップ家が民間で最初に醸造を始めた。さらに、バス一族がこの地に醸造所を開設 (1777年) して、インドなどの植民地向けのインディアン・ペール・エールを造った。(バス社の「赤い三角形」のシンボルマークは1890年に世界最初の登録商標となる。)

スマイスが国富論を出版するまでの過程 (『グラスゴウ大学草稿』、『国富論草稿』1763年から1776年) は、ポーター誕生からスタウト・ポーターに移行する時期である。また、イギリスで18世紀後半になると産業革命に向けての始動が始まる。たとえば、「J. ワットが1768年に動力源としての『蒸気機関』を発明し (翌年特許取得)、ついで彼はM. ボールトンと共同で1781年『回転機関』を発明した。ボールトン・ワット商会製作所の最初の2台の機械は、それぞれ、醸造用水くみ上げ用と麦芽粉碎用にロンドンのポータービール醸造所に買い取られた。その後1787年にはJ. ワルカーが蒸気機関を動力源とした麦汁攪拌機を考案し特許を取っている。機械は短期間の内にビール会社に導入され、1800年頃には醸造工程の大部分が多かれ少なかれ機械化された。」³⁾ つまり、18世紀の後半にはビール醸造方式が零細・小規模なものから機械を用いて大規模に行うものへと発展するのである。そして、19世紀にはいり産業革命の進展と新しい都市市場の出現により、近代的な大規模な醸造業者 (たとえば、バス社、アルソップ社、アーサー・ギネス社) が出現することになるのである。⁴⁾

このようなこと (ビール醸造業における発

展)が、「エール、ビール、ポーター」という用語の背後に、また上記(4)の「わが国のビールのように大醸造所で販売のために調整し貯蔵する」(大内訳)という記述の背後に、あるのである。

最後に、アメリカの黒人奴隷が飲んでいたラム酒(rum)、糖蜜(molasses)、糖檜酒(spruce beer)について説明することとする。(以下、春山行夫著『ビールの文化史 2』、フレッド・エクハート他著『世界ビール大百科』参照)。

イ) ラム酒(rum)

ラムの原料は糖蜜で、製糖工場の副産物なので、西インド諸島で砂糖の製造が始まるとたちまちラムがアメリカの植民地に流れ込み、ブランデーを駆逐する勢いになった。ラムはユニークな芳香を持った強い酒(アルコール度78~80度)で、しかも安価であったので、その普及が早かった。最初はアメリカの植民地に持ち込まれたが、じきに植民地で糖蜜を輸入してラムを造るようになった。

1679年にパンの原料が足りなくなるという理由で、ニューヨークでは穀物で蒸留酒を造ることが禁止されたが、ビールの醸造は許された。1700年にはビールの醸造を保護するために、蒸留酒に特別の税金をかけて輸入を防いだ。ペンシルベニアでも1720年代に外国からのブドウ酒、ラム、ブランデー、ウイスキー、リンゴ酒、糖蜜に税金をかけ、その地域のビールの醸造を保護した。しかし、この対策は時期遅れで、そのころにはラムが国中にひろがって、どこでも手に入る状況になっていた。しかも、17世紀後半には、紳士階級はブランデー、一般階級はラム、地方に住む清教徒はモモヤリングのブランデー、都会の人々はビール、というのが主な酒類の消費行動になっていたで、この対策は効果がなかったようである。⁵⁾

ロ) 糖蜜(molasses)

これは、砂糖黍や砂糖大根から普通のテーブル砂糖を取った後に残るシロップのことである。アメリカでは「マラシズ」(molasses)、イギリスでは「トリークル」(treacle)という。結晶した砂糖を遠心分離機にかけると、糖蜜を得ることができる。ビールの醸造には、発酵性の糖분을補強したり、ビールに特別なキャラクターを加える目的で使用され、麦汁の煮沸の際に釜に投入される。スミスの文章では、melassesとなっている。フランス語ならmélasse。いずれにしてもスペルは違うと思うが。⁶⁾

ハ) スプルス・ビール(spruce beer)

こらは、ブラック・スプルス(黒糖檜)やレッド・スプルス(赤糖檜)の若芽から造ったアルコール飲料である。特に17~18世紀のアメリカでよく飲まれた。スプルスの若芽は壊血病の予防に効くと考えられていたので、ホップの代わりに使用された。⁷⁾

アメリカで初期に(1632年にオランダの植民地にビール醸造所が作られ、1637年頃マサチューセッツ湾の植民地でビール醸造の許可が出されている)造られたビールにはホップは使用されていなかった。1640年頃までホップの入手が難しかったので、その代用としてササfras(楠科)やトウヒ属(糖檜、蝦夷松の類)や、色々の葉草が用いられた。その中でも、糖檜属のビール(spruce beer)は案外に好評で、18世紀の終わり頃まで造られていた。⁸⁾

春山氏は「spruce beer」の造り方について次のように説明されている。

上質のトウヒ属7ポンドを樹皮がはがれるまでよく煮立てたのち、それを取りだし、その中に3ガロンの糖蜜を入れ、再びよく煮立てる。それが終わったらそれを冷却し、1パイントのイーストを入れ、よくかき混ぜたのち樽に入れ、

2, 3日そのままにして熟成させると、トウヒ・ビールができる。ホップの代わりにトウヒ属を用いると、ビールに味をつけ保存に役立った。この代用ビールは主に自家消費され、まれには商品として売られた。⁹⁾

このスプルース・ビールの造り方から想像すると、molasses or spruce beerというのは、この4文字で、「糖檜ビール」のことではないかと考えられる。

注

- 1) 佐藤清隆、⑮、293頁、299頁、303頁。
- 2) 春山行夫、④、68頁。
- 3) 水川侑、⑧、6頁。
- 4) K.H. ホーキンス、C.L. パス、②、29～61頁。
- 5) 春山行夫、④、248～252頁参照。
- 6) フレッド・エクハート、⑦、247頁参照。研究社の『NEW ENGLISH-JAPANESE DICTIONARY』昭和32年の第33版、同『新英和中辞典（携帯版）』1971年の第3版には「糖みつ」という訳しかない。
- 7) フレッド・エクハート、⑦、212頁参照。
- 8) 春山行夫、④、235～245頁。
- 9) 春山行夫、④、245頁。

引用・参考文献

- ① 広島県総務部県史編纂室編『広島県の歴史』1969年。

- ②. K・H・ホーキンス、C・L・パス著、梶原勝美訳『英国ビール産業発達史』杉山書店、1986年。
- ③. 春山行夫『ビールの文化史 1』平凡社、1990年。
- ④. 同『ビールの文化史 2』平凡社、1990年。
- ⑤ 白井隆一郎『コーヒーが回り世界史が回る』中公新書、1992年。
- ⑥. 伊藤好一『江戸上水道の歴史』吉川弘文館、1996年。
- ⑦. フレッド・エクハート他、田村功訳『世界ビール大百科』大修館書店、1997年。
- ⑧. 水川侑『日本のビール産業』専修大学出版局、2002年。
- ⑨. 飯田操『パブとビールのイギリス』平凡社、2008年。
- ⑩. 下田淳『居酒屋の世界史』講談社現代新書、2011年。
- ⑪. 佐藤清隆「エリザベス朝・初期スチュアート朝イングランドの酒場の世界」『駿台史学』65号、1985年10月。
- ⑫. 同「エリザベス朝・初期スチュアート朝イングランドの居酒屋政策」『駿台史学』74号、1988年10月。
- ⑬. 同「エリザベス朝・初期スチュアート朝イングランドの居酒屋政策」『駿台史学』81号、1991年2月。
- ⑭. 同「近世イングランド都市の居酒屋政策」『駿台史学』100号、1997年3月。
- ⑮. 同「近世ロンドンの居酒屋に関する研究」『明治大学人文科学研究所紀要』46冊、2000年3月。

所 報

2014. 1~12

2014年1月から12月までの社会科学研究所の活動は以下のとおりである。

1. 機関及び人事

1. 定例所員総会

所員の総意のもとに、各所員の積極的な参加を活力にして、本研究所を民主的に運営し、社会科学の総合的研究を推進していくために努力してきた。今後も、所員の意見・希望等に積極的に応えていきたい。

- (1) 第103回定例所員総会 2014年6月7日(土) 16:10～ 生田校舎1号館2階第6会議室
議事：(1) 所長挨拶、(2) 所員の委嘱・解嘱、(3) 2013年度事業報告、(4) 同会計報告、(5) 2014年度事業計画案(2014年度夏季実態調査・三陸津波被災地調査案)、グループ研究Aの年度内に研究報告を定例研究会枠にて実施のこと、また、3年継続枠のグループ研究A、特別研究助成については、前年度成果報告書の提出の際に、翌年度計画書を添付すること(現況は翌年度に入ってからでの作成・提出)が提案され、了承された。新年度4月1日から、実質的に予算消化を始めるので、前年度のうちに新年度分の研究計画書を提出しておくという趣旨)。(6) 同予算案、(7) その他、すべての議案は承認された。
- (2) 第104回定例所員総会 2014年12月13日(土) 14:30～ 神田校舎1号館7階7A会議室
議事：(1) 所長選挙：村上所長再選、2014年度事業報告、(2) 同会計報告、(3) 2015年度事業計画案、(4) 2014年度春季実態調査・ベトナム中南部案、(5) 2015年度予算案。特に、消費税アップ分(70万円弱)が社研運営・研究活動に支障をきたしている点を学長宛「願い」を作成・提出して訴えていることの報告。(6) その他、すべての議案は承認された。

2. 所員の異動

(1) 所員の委嘱・解嘱

委嘱：小森田龍生(文学研究科助手)、上原正博(法)、内川秀二(経)、山本充(文)、恒木健太郎(経)、植村八潮(文)、柘田大知彦(経)、阿部史郎(経)、宮地忠彦(法)、菅原光(法)、松田智穂子(経)(以上、新所員)。

解嘱：松沢裕作、酒井進、常行敏夫、(以上、依願退職)、坂本武憲、手島宣之、晴山一穂(以上、辞退)、伊東洋三、大西勝明、小島直、藤本一美、米田巖、溝田誠吾(以上、定年退職、参与へ)、奥村輝夫(定年退職、参与辞退)、阿部史郎(2014.12.19ご逝去)。

(2) 研究参与の委嘱・解嘱

委嘱：伊東洋三、大西勝明、小島直、藤本一美、米田巖、溝田誠吾(以上、定年退職、参与へ)、酒井進、常行敏夫(以上、依願退職、参与へ)。

解嘱：加藤幸三郎(2013.12.9 逝去)、森下健三(2014.3.27 逝去)、吉沢芳樹(2014.7.18 逝去)、北川隆吉(2014.4.7 逝去)、皆川勇一(2008.10.23 逝去)。

(3) 客員研究員の委嘱・解嘱

委嘱：松沢裕作(慶応義塾大学経済学部准教授)、小泉亜紀(相模女子大学短期大学部非常勤講師)、劉文兵(経済学部非常勤講師)。

解嘱：浜田甫(2014.11.22 逝去)。

(4) 特別研究員の委嘱・解嘱

委嘱：－

解嘱：小森田龍生(院生)。

3. 運営委員、会計監査、事務局員の委嘱

(1) 2013年度体制

	運営委員	事務局員 (○はチーフ)
所長	村上 俊介 (経)	事務局長 大矢根 淳 (人)
事務局長	大矢根 淳 (人)	会計 ○鈴木奈穂美 (経)
前事務局長	宮寄 晃臣 (経)	樋口 博美 (人)
運営委員	原田 博夫 (経)	研究会 ○佐藤康一郎 (営)
	木幡 文徳 (法)	兵頭 淳史 (経)
	池本 正純 (営)	宮寄 晃臣 (経)
	川村 晃正 (商)	飯沼 健子 (経)
	嶋根 克己 (人)	小池 隆生 (経)
		編集 ○福島 義和 (文)
		内藤 光博 (法)
会計監査	永江 雅和 (経)	前田 和實 (商)
		新田 滋 (経)
		文献資料 ○野部 公一 (経)
		ホームページ ○高萩栄一郎 (商)
		吉田 雅明 (経)

(2) 2014年度体制

	運営委員	事務局員 (○はチーフ)
所長	村上 俊介 (経)	事務局長 大矢根 淳 (人)
事務局長	大矢根 淳 (人)	会計 ○鈴木奈穂美 (経)
前事務局長	宮寄 晃臣 (経)	樋口 博美 (人)
運営委員	原田 博夫 (経)	研究会 ○佐藤康一郎 (営)
	木幡 文徳 (法)	兵頭 淳史 (経)
	池本 正純 (営)	柘田大知彦 (経)
	川村 晃正 (商)	飯沼 健子 (経)

	嶋根 克己 (人)	小池 隆生 (経)
	編集	○福島 義和 (文)
		内藤 光博 (法)
会計監査	永江 雅和 (経)	前田 和實 (商)
		新田 滋 (経)
	文献資料	○野部 公一 (経)
	ホームページ	○高萩栄一郎 (商)
		吉田 雅明 (経)

4. 事務局会議

2013年度

- (1) 4月23日 (火) ①新所長所信表明、②2012年度事業報告、2012年度春季実態調査 (四国) 報告、③2012年度会計報告、④2013年度事業方針、研究会担当者会議の設置、2013年度夏季実態調査 (ハノイ) の方針、専大・檀国大学合同研究会案 (10月)、グループ研究助成申込状況、文献担当報告 (山田盛太郎文庫整備、図書館との重複資料整理)、社研規則改訂版作成の経緯・進捗状況。
- (2) 5月28日 (火) ①2013度事業方針 (研究会担当・研究会担当者会議による研究会企画・開催について、夏季実態調査 (ハノイ) のプログラム案について、社研規則改訂版作成 (校閲料、翻訳料、通訳料等) について、月報企画・進捗状況について)、②2013度予算作成方針、③2012度会計内部監査。
- (3) 6月4日 (火) (運営委員会との合同会議) ①新所長あいさつ、2013年度社研体制、②2012年度事業報告、③2012年度会計報告、④2012年度会計監査報告、⑤2013年度事業計画案、⑥2013年度予算要求案、⑦その他 (社研内規等の改正、研究助成金の受け渡しについて)。
- (4) 7月16日 (火) ①2012年度会計監査実施報告、②2013夏季実態調査 (ベトナム) 準備進捗状況報告、③定例研究会申し込み・開催報告、④2013春季実態調査企画の始動について、⑤第6回檀国大学合同研究会の準備状況報告、⑥月報編集進捗状況報告 (600号記念号 / 2012年度春季実態調査合併号) / 年報応募状況報告、⑦7月末の頒布会開催企画 / 三研究所相談で書庫の整理、山田盛太郎文庫の整理・修理作業計画、⑧JETRO 法人会員希望、⑨社研無線LAN構築。
- (5) 10月1日 (火) ①2013夏季実態調査 (ベトナム) 無事終了の報告・お礼 (所長)、②2013年度予算執行状況報告 / 夏季実態調査 (ベトナム) 会計報告、③研究会実施・企画報告 (2013夏季実態調査 / 第6回檀国大学合同研究会 / 定例研究会・シンポジウム / 2013春季実態調査)、④編集担当報告 (ベトナム特集企画: 12月以降号で合併号、VASSより月報への投稿原稿予定、年報の編集進捗状況報告)、⑤文献担当報告 (中国統計年鑑の購入 / 山田盛太郎文庫の整理・修復作業の進捗状況報告)、⑥HP担当報告 (新型スキャナ購入検討→了承)。

- (6) 11月5日(火) ①第6回檀国大学合同研究会報告、②2014年度事業計画書・予算要求書案の検討、③VASS企画投稿原稿の集約状況報告／年報・月報合併号の原稿集約状況報告、④叢書の出版契約のあり方についての問題提起、⑤年間・統計(洋書)の保存・廃棄・頒布について、⑥2013春季実態調査の日程確認・案内スケジュールの確認、⑦ページスキャナ購入報告・使用方法インストラクション、⑧内規改定の紹介(非常勤講師の講演料と原稿料について)。
- (7) 11月19日(火) ①2014年度事業計画書・予算要求書(案)について、②対VASS対応について:月報への投稿原稿(英語)／書籍の寄贈／東北アジア研究所ミン所長一行の来日について(研究会／学長挨拶)、③研究会担当者会議から、④編集担当から、⑤文献担当から、⑥その他:規約等の改訂について／第102回総会の準備状況について。
- (8) 11月26日(火) (運営委員会との合同会議)
- ①VASS東北アジア研究所所長の専大・社研訪問・研究会開催について、②新所員の承認について、③今年度規約等の改正について、④2013年度事業報告書(案)・予算執行状況について／⑤2014年度事業計画書・予算要求書(案)、⑥ベトナム社会科学院関係(月報投稿原稿(英文)について、原稿料・校閲料について、VASS出版企画への社研サイドの投稿原稿の進捗状況について)、⑦編集担当より、編集権を今少し積極的に作動させていくことについての問題提起がなされた。

2014年度

- (1) 4月22日(火) ①今年度社研体制、②昨年度2013年度事業報告、③2013年度会計報告、④2014年度事業方針:社研規則改訂版作成・発行、社研各種書類(会計・出張等)の体裁の検討について、夏季実態調査(東北地方)、春季実態調査(ベトナム南部)、グループ研究助成(特別+A+B:新規or継続)募集、文献整理(山田盛太郎文庫、図書館との重複資料)、消費税増税分の社研予算実質減額分の吸収について、⑤所報(月報の入稿・企画状況)。
- (2) 5月20日(火) ①2014年度社研体制の確認(所員の異動等の把握)、②2013年度会計報告(5/9内部監査報告)、③社研規則等の改訂版回覧、④夏季実態調査(三陸鉄道被災地ツアーの利用)の企画進捗状況、グループ研究Aの年度内に研究中間報告を定例研究会枠にて実施のこと、また、3年継続枠のグループ研究A、特別研究助成については、前年度成果報告書の提出の際に、翌年度計画書を添付すること(現況は翌年度に入ってから作成・提出)が提案され、了承された。新年度4月1日から、実質的に予算消化を始めるので、前年度のうちに新年度分の研究計画書を提出しておくという趣旨、⑤文献(図書館との重複資料／山田盛太郎文庫の整備について)。
- (3) 5月27日(火) (運営委員会との合同会議)

- ①所長あいさつ、2014年度社研体制、②2013年度事業報告、③2013年度会計報告、④2013年度会計監査報告、⑤2014年度事業計画案（特別研究助成、グループ研究A・Bの事前審査報告書等の回覧・了承）、⑥2014年度予算要求案、⑦その他（研究中間報告を定例研究会枠にて実施することについて、了承、VASS投稿原稿出版企画の進捗状況の報告、『叢書第17巻：宮寄代表』の編集計画、報告）。
- (4) 7月15日 (火) ①2013年度会計監査実施報告、②各研究助成の実行報告書のテンプレート的大幅修正についての説明、③2014夏季実態調査（東北地方）準備進捗状況報告、④定例研究会申し込み・開催報告、⑤月報編集進捗状況報告、⑥7月末の頒布会開催企画。
- (5) 9月30日 (火) ①2014年度予算執行状況報告／夏季実態調査（東北地方）会計報告、②研究会企画報告（定例／第7回檀国大学合同研究会／2014春季実態調査）、③編集担当報告、④文献担当報告（中国統計年鑑の購入／購入停止図書アンケートに基づく対処は購入契約期間満了となる再来年に実施）。
- (6) 10月28日 (火) ①2015年度事業計画書・予算要求書案、②研究会企画：檀国大学との合同研究会のプログラム等について／VASS一行の訪日スケジュール及び定例研究会開催予定について／春季実態調査（南ベトナム）の企画進捗状況について、③月報編集状況（12-1合併号の原稿督促状の発送について）／年報の申し込み・入稿・キャンセル状況について、④文献整理：担当アルバイトの退職に伴う引継事項の整理について／それに伴う文献整理のデジタル化企画の進捗状況について（HP担当チーフの報告）。
- (7) 11月18日 (火) ①2015年度事業計画書・予算要求案について（檀国大学との合同研究会の報告）、②VASS東北アジア研究所との国際交流協定の更新手続き及び一行訪日中の定例研究会の設定について、③月報・年報の編集状況について、④文献整理のデジタル化企画進捗状況について、⑤所長改選について、改選された場合の来年度半年の所長代理について（所長の中期海外出張予定）。
- (8) 12月2日 (火) （運営委員会との合同会議）
①2014年度事業報告書・予算執行状況について、②2015年度事業計画書・予算要求書（案）、特に、消費税アップ分（70万円弱）が社研運営・研究活動に支障をきたしている点を学長宛「願い」を作成・提出して訴えていることが報告された。③ベトナム社会科学院（VASS）東北アジア研究所関係について（国際交流組織間協定更新・調印式、来日スケジュール・定例研究会開催について、紀要投稿協力について、図書の送付について）、④研究会担当より（2014年度春季実態調査・ベトナム中南部案）、⑤文献担当+HP担当より（文献整理の体制、デジタル化企画進捗状況について）、⑥その他：所長より、今年度の「社研事故点検・評価報告書」を作成して提出について、また、総会時に所長改選が行われることが報告された。

5. 運営委員会

2013年度

- (1) 6月4日（火）（事務局会議との合同会議）
①新所長あいさつ、2013年度社研体制、②2012年度事業報告、③2012年度会計報告、④2012年度会計監査報告、⑤2013年度事業計画案、⑥2013年度予算要求案、⑦その他（社研内規等の改正、研究助成金の受け渡しについて）。
- (2) 11月26日（火）（事務局会議との合同会議）
①VASS東北アジア研究所所長の専大・社研訪問・研究会開催について、②新所員の承認について、③今年度規約等の改正について、④2013年度事業報告書（案）・予算執行状況について、⑤2014年度事業計画書・予算要求書（案）、⑥ベトナム社会科学院関係（月報投稿原稿（英文）について、原稿料・校閲料について、VASS出版企画への社研サイドの投稿原稿の進捗状況について）、⑦編集担当より、編集権を今少し積極的に作動させていくことについての問題提起がなされた。

2014年度

- (1) 5月27日（火）（事務局会議との合同会議）
①所長あいさつ、2014年度社研体制、②2013年度事業報告、③2013年度会計報告、④2013年度会計監査報告、⑤2014年度事業計画案（特別研究助成、グループ研究A・Bの事前審査報告書等の回覧・了承）、⑥2014年度予算要求案、⑦その他（研究中間報告を定例研究会枠にて実施することについて、了承、VASS投稿原稿出版企画の進捗状況の報告、『叢書第17巻：宮寄代表』の編集計画、報告）。
- (2) 12月2日（火）（事務局会議との合同会議）
①2014年度事業報告書・予算執行状況について、②2015年度事業計画書・予算要求書（案）、特に、消費税アップ分（70万円弱）が社研運営・研究活動に支障をきたしている点を学長宛「願い」を作成・提出して訴えていることが報告された。③ベトナム社会科学院（VASS）東北アジア研究所関係について（国際交流組織間協定更新・調印式、来日スケジュール・定例研究会開催について、紀要投稿協力について、図書の送付について）、④研究会担当より（2014年度春季実態調査・ベトナム中南部案）、⑤文献担当+HP担当より（文献整理の体制、デジタル化企画進捗状況について）、⑥その他：所長より、今年度の「社研事故点検・評価報告書」を作成して提出について、また、総会時に所長改選が行われることが報告された。

2. 研究調査活動

1. 定例研究会

- (1) 2014年4月26日(土) 14:00~17:00 場所 専修大学神田校舎13A会議室
テーマ:「日中・日米関係から見た日本外交」
報告者:田岡 俊次氏(ジャーナリスト)
司会:古川 純参与
共催:NPO現代の理論・社会フォーラム
参加者:20名
- (2) 2014年5月20日(火) 15:00~16:30 場所 専修大学生田校舎10306教室
テーマ:「文化くらし面担当者が見た「福島」」
報告者:山田 佳奈氏(朝日新聞東京本社文化くらし報道部記者)
参加者:18名
- (3) 2014年6月3日(火) 15:00~17:00 場所 専修大学生田校舎社会科学研究所会議室
テーマ:「ベトナムにおける日本のマンガ理解の現状;日越の比較から」
報告者:ハ・ティ・ラン・フィ氏(ベトナム社会科学院東北アジア研究所)
参加者:11名
- (4) 2014年7月1日(火) 15:00~17:00 場所 専修大学生田校舎8号館832会議室
テーマ:「起業とコミュニティー—インドのアパレル集積地の事例—」
報告者:内川 秀二所員(本学経済学部教授)
討論者:飯沼 健子所員(本学経済学部教授)
司会:野口 旭所員(本学経済学部教授)
共催:社研グループ研究助成A
「グローバル化時代の国際経済の諸問題」(代表:野口 旭)
参加者:15名
- (5) 2014年7月22日(火) 16:40~18:20 場所 専修大学生田校舎9号館973会議室
テーマ:Chronicle of a Crisis Foretold: Causes and Consequences of the European Debt Crisis
報告者:Dr. Andy Storey
(USD School of Politics and International Relations、本学経済学部客員教授)
司会:堀江 洋文所員(本学経済学部教授)
共催:社研グループ研究助成A
「グローバル化時代の国際経済の諸問題」(代表 野口 旭)
参加者:10名
- (6) 2014年11月18日(火) 16:30~18:00 場所 専修大学生田校舎10号館10210教室
テーマ:アクショングループと地域主義—日本の中世末から近代初頭にかけての動向—
報告者:松尾 容孝所員(本学文学部環境地理学科教授)
共催:社研特別研究助成

「アクショングループと地域主義 ―日本とヨーロッパの比較考察―」

(代表 松尾 容孝)

参加者：8名

- (7) 2014年11月29日(土) 14:00～17:00 場所 専修大学神田校舎1号館8階8C会議室
合評会：梅田皓士著

『現代韓国政治分析―「地域主義・政党システム」を探る』(志學社、2014年)

報告者：梅田 皓士氏(拓殖大学大学院国際協力学研究科後期博士課程)

討論者：李 羅旻氏(本学大学院法学研究科後期博士課程)

司 会：藤本 一美参与

共 催：日本臨床政治学会

参加者：12名

- (8) 2014年12月16日(火) 16:40～18:00 場所 専修大学生田校舎10205教室

テーマ：日本のカメラ産業の競争力・ブランド力分析

―中国、日本の工場(Canon大分工場)視察報告を含む―

報告者：望月 宏所員

共 催：社研グループ研究助成A

「日本のカメラ産業の競争力・ブランド力分析」(代表 望月 宏) 参加者5名

2. シンポジウム

- (1) 2014年7月12日(土) 14:00～17:00 場所 専修大学神田校舎1号館13階13A会議室

テーマ：「日本の女性政治家と政治指導」

報告者：清水 隆雄氏(元国会図書館・専門調査員) 「吉村美栄子(山形県知事)」

末次 俊之所員(本学法学部助教) 「太田房江(大阪府知事)」

根本 俊雄氏(本学法学部非常勤講師) 「潮谷義子(熊本県知事)」

討論者：濱賀 祐子(客員研究員・本学法学部非常勤講師)

司 会：藤本 一美参与

共 催：日本臨床政治学会

参加者：16名

- (2) 2014年10月19日(日) 13:00～17:00 場所 専修大学神田校舎5号館551教室

テーマ：「日本における人種差別を考えるシンポジウム」

～ヘイトスピーチをきっかけに～

報告者：パトリック・ソーンベリー氏(英キール大学名誉教授、前人種差別撤廃委員会委員)

パネリスト：西土 彰一郎氏(成城大学教授)

師岡 康子氏(大阪経済法科大学客員研究員)

藤本 美枝氏(弁護士)

共 催：自由人権協会

参加者：100名

3. 特別研究会

- (1) 2014年度夏季実態調査（東北沿岸被災地視察：2014年8月26日～8月28日）

8月26日（火）：一ノ関駅集合、バスで、気仙沼、陸前高田を視察、釜石市泊。

8月27日（水）：釜石、大槌、山田町視察、三陸鉄道乗車、宮古市泊。

8月28日（木）：田老視察、盛岡駅にて解散。

- (2) 第7回専修大学・檀国大学合同研究会

2014年11月15日（土） 場所 専修大学神田キャンパス国際会議室

テーマ：革新を起こすアジアの経済と経営

13：00 開会

挨拶：蔡イン錫（経営研究所所長・社研所員）

Sang-Hyuk, Lim（檀国大学）

1. 発表者：Prof. Kim Joo-Tae（檀国大学）

“A model for green management and the application to the case of POSCO”

コメンテーター：柴田弘捷参与

2. 発表者：橋田洋一郎 准教授（経営研究所）

「パッケージ・デザインにおけるグローバリゼーション」

コメンテーター：Prof. Yang jong-gon（檀国大学）

3. 発表者：Prof. Sohn Sung-Jin（檀国大学）

“Research Trend of Management Accounting Literatures and Future Directions: Analysis of Research Contents and Productivity from a Bibliometric Viewpoint “

コメンテーター：山崎 秀彦所員

4. 発表者：間嶋 崇准教授（経営研究所）

「経営倫理研究の最近の動向」

コメンテーター：Prof. Lim Sang-Hyuk（檀国大学）

17：00 閉会

挨拶 村上 俊介（社会科学研究所所長）

- (3) 2014年度春季実態調査（ベトナム中南部 2015年3月11日～3月18日予定）

4. 研究助成

☆グループ研究助成A（4名以上・年50万円3年間・定例所員総会にて研究経過の報告義務・年度内に研究中間報告を定例研究会枠にて実施・1名以上論文発表義務）

2012年度発足

◇「グローバル化時代の国際経済の諸問題」

（野口旭(責)・鈴木直次・浅見和彦・泉留維・大橋英夫・野部公一・大倉正典・飯沼健子・狐崎知己・稲田十一・堀江洋文・加藤浩平・永島剛・内川秀三・毛利健三の15名）

2013年度発足

◇「日本のカメラ産業の競争力・ブランド力分析」

(望月宏〈責〉・梶原勝美・溝田誠吾・笠原伸一郎、今井雅和、小林守の6名)

2014年度発足 なし

☆グループ研究助成B (2名以上・年20万円1年間・定例所員総会にて研究経過報告義務)

2014年度発足

◇「自治体におけるSPコード(音声コード)の普及状況と課題についての予備的調査

—障害者差別解消法施行にともなう「合理的配慮」に関する検討に向けて—

(野口武悟〈責〉・植村八潮・深見沢史の3名)

◇「インドシナ半島の社会関係資本の実態調査研究」

(稲田十一〈責〉・飯沼健子の2名)

◇「金沢市の菓子製造業の競争優位についての研究」

(樋口博美〈責〉・佐藤康一郎の2名)

◇「災害復興・予防と地域社会の構造分析」

(大矢根淳〈責〉・佐藤慶一の2名)

◇「新たなフランス革命研究の地平を「ベル文」に求めて」

(近江吉明〈責〉・永島剛の2名)

◇「戦後日本における社会運動ユニオニズムの源流に関する研究」

(兵頭淳史〈責〉・高橋祐吉の2名)

☆特別研究助成 (5名以上・年100万円3年間・定例所員総会にて研究経過報告義務、年度内に
研究中間報告を定例研究会枠にて実施・助成終了後2年以内に『社会科学研究
叢書』刊行義務)

2012年度発足

◇「ベトナム社会主義共和国の経済及び産業、社会、文化の変容と諸課題」

(佐藤康一郎〈責〉・(宮崎晃臣)・大矢根淳・嶋根克己・村上俊介・嶺井正也の6(5)名)

2013年度発足

◇「方法としてのドキュメンタリーの生成とアジアにおける発展」

(土屋昌明〈責〉・鈴木健郎・(下澤和義)・根岸徹郎・川上隆志・上原正博・三田村圭子・森
瑞枝の8(7)名)

2014年度発足

◇「アクショングループと地域主義—日本とヨーロッパの比較考察—」

(松尾容孝〈責〉・砂山充子・堀江洋文・広田康生・山本充の5名)

3. 所報の刊行

1. 『専修大学社会科学研究所月報』の刊行

(1) 4月20日(第610号)

「愛媛県東予地方4工業都市の社会・都市構造(1)

- 今治市、新居浜市、西条市、四国中央市の比較— ……柴田 弘捷 (参与)
- (2) 6月20日 (第611 + 612合併号)
- 1) 「社会科学研究所2013年度春季実態調査行程」 ……大矢根 淳 (所員)
 - 2) 「専修大学社会科学研究所2013年度春期合宿研究会 (長野県飯田市) を終えて」
……………村上 俊介 (所員)
 - 3) 「つながりの不思議さ：飯田市の歴史と社会関係資本」 ……原田 博夫 (所員)
 - 4) 「飯伊地域の労働市場事情」 ……柴田 弘捷 (参与)
 - 5) 「飯田市経済の現状と地域経済活性化政策」 ……宮崎 晃臣 (所員)
 - 6) 「飯田市における再生可能エネルギー開発とその役割」 ……齋藤 雄志 (参与)
 - 7) 「東南アジア諸国における太陽光発電と小規模水力発電の導入と活用について」
……………飯田 謙一 (参与)
 - 8) 「ケーススタディ：地場伝統産業水引のブランド、長野県飯田市 (株)田中宗吉商店の
「御国」」……………梶原 勝美 (所員)
 - 9) 「飯田水引と提言」 ……前田 和實 (所員)
 - 10) 「飯田市の公民館システム」 ……鐘ヶ江晴彦 (所員)
 - 11) 「飯田・下伊那における地域規模と地域振興」 ……飯沼 健子 (所員)
 - 12) 「飯田市の都市政策の課題－リング並木が原点」 ……福島 義和 (所員)
 - 13) 「市田柿の生産、販売活性化の一事例
「かぶちゃん農園」視察報告」 ……望月 宏 (所員)
 - 14) 「満蒙開拓再考」 ……今井 雅和 (所員)
- (3) 7月20日 (第613号)
- 1) 「愛媛県東予地域4工業都市の社会・都市構造 (2)
—今治市、新居浜市、西条市、四国中央市の比較—」……………柴田 弘捷 (参与)
 - 2) 「Funeral Ceremony as an Embedded Social Capital」 ……嶋根 克己 (所員)
- (4) 8月20日 (第614号)
- 1) 「インド・アイルランド関係と大英帝国」……………堀江 洋文 (所員)
 - 2) 「中国福建省における社会関係資本の実証的分析」……………丸茂 雄一 (客員)
- (5) 9月20日 (第615号)
- 「IT / グローバル資本主義下の長野県経済再考
—ITバブル崩壊後の長野県経済— (付表)」……………宮崎 晃臣 (所員)
- (6) 10月20日 (第616号)
- 「消費者行動研究における関与研究について」……………金 成洙 (所員)
- (7) 11月20日 (第617号)
- 「鈴木寛 元文部科学副大臣インタビュー：
教育に関するガバナンスの基本方向、そして文部科学省とのこと」……………広瀬 裕子 (所員)
- 以下、予定
- (8) 1月20日 (第618・619合併号) 2014年度夏季実態調査 (東北地方) 特集

- (9) 2月20日 (第620号)
(10) 3月20日 (第621号)

2. 『社会科学年報』第48号の刊行 (2014年3月10日)

論文

- 『『資本論』第2部「第1草稿」の対称性』……………内田 弘 (参与)
「ミャンマーのブランド「ミャンマー」とラオスのブランド「ピアラオ」
〈補遺〉」……………梶原 勝美 (所員)
「科学方法論からみたコウホート分析の新解釈 —危機からの脱出のパラダイム—」
……………川口 雅正 (九州産業大学経済学部教授)・森 宏 (参与)
「食品廃棄物削減と食品リサイクルの現状と課題」……………佐藤康一郎 (所員)
「片倉越後製糸株式会社の株主分析」……………高梨 健司 (客員研究員)
「よみうりランドと川崎市戦災復興事業 —戦後レジャー会社と地方競馬—」
……………中田久美子 (本学経済学研究科修士課程修了)・永江 雅和 (所員)
「『復元論』と『分化発生論』について —宇野弘蔵と山口重克の方法論をめぐって—」
……………新田 滋 (所員)
「学校の性教育に対する近年日本における批判動向
—「性教育バッシング」に対する政府対応—」……………広瀬 裕子 (所員)

研究ノート

- 「総力戦体制から国民的総動員システムへ」……………桑野 弘隆 (客員研究員)
所報……………大矢根 淳 (所員)
編集後記……………福島 義和 (所員)

3. 「社研叢書」第17巻刊行について

2012年度終了 (代表: 宮寄所員): 『ワークフェアの日本的展開

—雇用の不安定化と就労・自立支援の課題—』

(宮寄晃臣 (責)・町田俊彦・高橋祐吉・福島利夫・黒田彰三・内山哲朗・永島剛・兵頭淳史・
鈴木奈穂美・小池隆生・唐鎌直義・湯進の12名)

が、本年度刊行予定である。

4. その他の活動

1. 文献資料の収集

- (1) 社会科学分野にかかわるリファレンス資料に相当するもの (辞書、統計、白書、年鑑等) の収集に重点を置くという方針に基づいて、文献資料を収集した。
- (2) 年度当初から文献購入希望を募り、予算枠を考慮しつつ、随時購入した。
- (3) 社研プロジェクト「中国社会研究」の一環としておこなってきた中国経済・社会に関する文献収集に関しては、東アジア経済社会を対象を広げ実施した。

2. 文献資料の整理、配架

- (1) 文献資料の検索は「図書カード」によるものとして、収集した文献の整理を行なった。また、電子化にむけた作業を開始した（システム構築についての検討開始）。
- (2) CD-ROM版の文献資料はロッカーに別途保管した。
- (3) 図書館と重複して購入している和雑誌に関しては、書庫が手狭になったため（直近数年分を除き）廃棄処分とした。なお、廃棄にあたっては、希望者に対象雑誌を頒布する期間を設けた。2014年度は、英文資料についても検討を行い、重複所蔵している年鑑・統計集について、2014年度より和雑誌と同等の処理をすることとした。廃棄処分をする資料で図書館に欠号の資料については寄贈を行う。
- (4) 山田盛太郎文庫整備に関しては、中根康裕客員研究員への意見聴取をふまえて、東亜研究所時代の文献を中心に保全を図るという基本方針を決定した。
- (5) 書庫のスペースを確保するために、判型毎に並び替える作業を行った。
- (6) その他
「文献ニュース」を社会科学研究所のホームページに掲げ、2013年度末までに収集した主な文献を中心に新着情報を提供した。

3. ホームページ（パーソナル・コンピュータ）

パソコンを社会科学研究所と当研究所の研究事業を外部により広く公開するための道具として活用する。

- (1) ホームページの充実
ホームページのさらなる充実をすすめた。論文を読みやすくするために、論文単位のファイル化、抄録の作成、問い合わせ先の追加などを検討する。
- (2) 電子メールの活用
電子メールを活用して、通信業務を効率化した。2007年度より開始した、所員に対する案内等の原則電子メール化を継続している。
総会案内、出欠確認、委任状集約等に電子メール（添付ファイル）を利用することを試行しているところである。
- (3) コンピュータシステムの充実
昨年度、社研内の無線LANを構築し、また、ページ・スキャナを購入・インストールし利用に供している。
- (4) 専修大学学術機関リポジトリへの登録
社研のホームページに掲載されている論文（月報・年報）を図書館が運用する「専修大学学術機関レポジトリ」に登録している（登録するために、月報・年報の投稿規定に、「掲載された論文は、原則として、社会科学研究所ホームページおよび専修大学学術機関リポジトリに登録し、全文公開する」を追加した）。
以上の論文以外の論文の専修大学学術機関リポジトリへの対応は別途、検討する。

編集後記

21 世紀のグローバル・イシューは、人口増加、高齢化、環境資源である。我々の社会科学はこれらの喫緊の課題にどのような対応策を準備できているのか。特に地球環境の持続性 sustainability に関しては、従来の社会経済システムの疲弊化、見直しは重要な仕事である。

今回、第 49 号に 13 本の多彩な論文をご投稿いただきました。所員の皆様、関心のある論文をまずお読みいただき、そのあと著者との議論を試みてください。よければ、そのプロセスを月報にご投稿ください。異分野交流が新たなイノヴェイティブな研究を生むかもしれません。

私は現在、持続性のある社会の構築に関心があります。我々が生きている資本主義社会の基盤には、しっかりと生物多様性 bio-diversity の生態系が存在している。実をいうと、その多様な生態系から、我々はいろいろなサービスを享受している。家を建てたり、森林浴をしたり、時には海岸の防潮林（防風林、防砂林など）のおかげで減災や命を救われたりと……。しかし

いつのまにか豊かな生態系の有難さを意識しなくなってしまった。つまり、あまりにも高度に効率よく社会経済システムが発達してしまい、大量消費や大量廃棄に疑問を感じなくなってしまった。気が付くと廃棄物が増え、環境が悪化し、自然資源が枯渇し、原子力依存の社会に突入していた。今こそ、国家の役割が問われている。テロを行うのも「国家」である。「成長なき時代」を生きる国民に幸せをもたらすのも資本主義国家である。家族－市民社会－資本主義的国家、これらの関係が健全にリンクされればいいのだが、ローカルやグローバルなレベルで、人種差別や社会的排除が見受けられ、紛争やテロが常態化している。

個人や家族の顔や姿が見えにくくなっている。そして多様化が進む地域社会も不安定な側面が前面に出てしまっている。「多様化が認められる社会」を世界に普及するにはまだまだ時間が必要である。

(福島義和)

編集スタッフ	福島 義和 (文学部)	内藤 光博 (法学部)
	前田 和實 (商学部)	新田 滋 (経済学部)

執筆者紹介 (執筆順)

いしかわ かずお
石川 和男 本研究所所員 (商学部)

かじはら かつみ
梶原 勝美 本研究所所員 (商学部)

かわぐち つねまさ
川口 雅正 九州大学名誉教授

もり ひろし
森 宏 本研究所研究参与

かわさき まこと
川崎 誠 本研究所所員 (経営学部)

くわ の ひろたか
桑野 弘隆 本研究所客員研究員

こん の ひろあき
今野 裕昭 本研究所所員 (人間科学部)

たかなし けんじ
高梨 健司 本研究所客員研究員

たけだ まさゆき
武田 昌之 本研究所研究参与

にった しげる
新田 滋 本研究所所員 (経済学部)

ふじもと かずみ
藤本 一美 本研究所研究参与

まえかわ とおる
前川 享 本研究所所員 (法学部)

おぎわら さちこ
荻原 幸子 本研究所所員 (文学部)

のぐち たけのり
野口 武悟 本研究所所員 (文学部)

みずかわ すすむ
水川 侑 本研究所研究参与

社会科学年報 第49号

2015年3月10日

編集 専修大学社会科学研究所
代表者 村上俊介
〒214-8580
神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1
電話 044(911)1089 FAX 044(900)7829

印刷 佐藤印刷株式会社
〒150-0001
東京都渋谷区神宮前2-10-2
電話 03(3404)2561 FAX 03(3403)3409

THE SHAKAIKAGAKU-NENPO

(THE ANNUAL BULLETIN OF SOCIAL SCIENCE)

No. 49

MARCH 2015

Articles:

- Reconsideration of Wholesaler's Functions
—From the View-Point of Activities on Japanese-Wholesalers in
North America— **Kazuo Ishikawa**
- Reconsideration of the Beginning of Marketing <Appendix II>
..... **Katsumi Kajihara**
- Economic and Sociological Viewpoints in Cohort Demand Analysis
..... **Tsunemasa Kawaguchi and Hiroshi Mori**
- “Die Bewegung des Kapitals ist maßlos.” **Makoto Kawasaki**
- An Essay toward the Definition of Capitalist States **Hiroataka Kuwano**
- The Aging of Community Planning Organizations and the Successors
..... **Hiroaki Konno**
- Silkworm Eggs Production and the Distribution System of
Katakura & Co., Ltd. in the Kyushu District
—A Case Study of Sagakenze Sericulture Ltd.—
..... **Kenji Takanashi**
- Kausalitaet und Zurechnungszusammenhang in der Zivilhaftpflicht
fuer den Kraftfahrzeugsverkehrs unfall
—Aus dem versicherungsvertraglichen Gesichtspunkt—
..... **Masayuki Takeda**
- Materialistic View of History and Copy Theory of Category:
Missing Link between Hegel-Marx and Uno Kozo..... **Shigeru Nitta**
- The Elected Governor of the Aomori Country in the Post-Second War ①
—The Governor of Bunji Tsushima (1947-1956)— ... **Fujimoto Kazumi**
- A Semantic Analysis on *Minzu* and *Minzuzhuyi*:
Two Issues on Part of *Minzuzhuyi* in the Lectures of *Sanminzhuyi*
by Sun Yat-sen **Toru Maekawa**

Note:

- Research note on the Curriculum Reform of
Lifelong Learning Education Course in Senshu University
..... **Sachiko Ogiwara and Takenori Noguchi**
- Beer and *The Wealth of Nations* **Susumu Mizukawa**

Edited by
THE INSTITUTE FOR SOCIAL SCIENCE
SENSHU UNIVERSITY
Tokyo & Kawasaki